

令和 3 年度概算要求書 (説明資料)

03 裁判所所管

最高裁判所

目 次

秘 書 課 経 費 -----	1	行 政 局 経 費 -----	4 8 7
広 報 課 経 費 -----	4 3	家 庭 局 経 費 -----	5 1 1
情 報 政 策 課 経 費 -----	5 9	図 書 館 経 費 -----	5 9 3
総 務 局 経 費 -----	1 0 7	司 法 研 修 所 経 費 -----	6 0 3
人 事 局 経 費 -----	1 6 7	裁判所職員総合研修所経費 -----	6 6 1
経 理 局 経 費 -----	2 2 3	人 件 費 -----	7 2 5
民 事 局 経 費 -----	3 5 1	施 設 費 -----	7 6 1
刑 事 局 経 費 -----	4 1 7	(参考) 共通経費内訳 -----	7 6 9

※明細書頁のA～Eは共通経費内訳のA～Eに対応している。

秘 書 課 経 費

目 次

一	経 常 事 務 費	
1	基 本 経 費 -----	3
2	委員会に必要な経費 -----	5
3	経常的広報経費 -----	6
二	国際会議等に必要な経費	
1	国際会議出席等経費 -----	8
2	国際会議分担金等経費 -----	1 6
三	裁判官の執務態勢の確立に必要な経費	
	裁判官の執務態勢確立経費 -----	1 7
四	裁判事務の迅速適正化に必要な経費	
	裁判運営の改善経費 -----	2 2
五	知的財産権関係事件の処理態勢の充実強化に必要な経費	
	知的財産権関係事件の審理の充実改善に必要な経費 -----	3 9

<u>経常事務費</u> <u>基本経費</u> (1) 調査連絡旅費 【要求】 ＜要求要旨＞ 最高裁判所長官，最高裁判所判事及び事務総長が，各高等裁判所単位で地方裁判所，家庭裁判所等下級裁判所の実情等を視察するために要する費用を要求する。	明 細 書 頁
(2) 長官交際費 【要求】 ＜要求要旨＞ 最高裁判所長官の儀礼的，社交的な交際に必要な経費として要する費用を要求する。	6 1 0

経費積算内訳 【要求】

項・目・目細等	品名等	員数等	単価 (円)	所要額 (千円)	備考
(項) 最高裁判所 職員旅費 (内国旅費)	調査連絡旅費			3,367 (3,367)	
	長官視察			774 (774)	
	長官	1 人 4 回	72,782	291 (291)	
	秘書官	1 人 4 回	56,607	226 (226)	
	秘書課長	1 人 4 回	64,130	257 (257)	
	裁判官視察			2,352 (2,352)	
	最高裁判事	14 人 1 回	91,738	1,284 (1,284)	
	秘書官	14 人 1 回	76,258	1,068 (1,068)	
	総長視察			241 (241)	
	総長	1 人 2 回	64,130	128 (128)	
	事務官	1 人 2 回	56,607	113 (113)	
交際費	長官交際費			2,114 (2,114)	

明 細
書 頁

6
1 0

委員会に必要な経費

(1) 依頼協力謝金 【要求】

<要求要旨>

裁判所における情報公開等の客観性・透明性を確保することを目的として、平成27年7月から、裁判所の司法行政文書開示手続及び保有個人情報開示等手続について苦情の申出がされた場合に、学識経験者等で構成する情報公開・個人情報保護審査委員会に諮問し、その答申を尊重して苦情に対応する手続を実施しており、委員会の開催のために必要な経費を要求する。

(2) 会議費 【要求】

<要求要旨>

情報公開・個人情報保護審査委員会の会議に必要な費用として要求する。

経費積算内訳 【要求】

項・目・目細等	品名等	員数等	単価 (円)	所要額 (千円)	備考
(項) 最高裁判所 諸謝金 (依頼協力謝金)	情報公開・個人情報保護審査委員会 委員長 委員	1 人 15(20)回 2 人 15(20)回	22,700 19,600	929(1,238) 341(454) 588(784)	
庁費 (会議費)	情報公開・個人情報保護審査委員会	3 人 15(20)回	110.9	5(7)	

明 細
書 頁

1 1
A

経常的広報経費

外国語図書刊行経費 【要求】

<要求要旨>

近年、我が国の裁判所にも、諸外国の裁判所その他司法機関の関係者、弁護士、大学教授、法学部生等の外国法曹関係者が、我が国の司法制度やその運用について研究又は調査を行うために来訪する例がとみに増えてきている。その際に、我が国の司法制度を紹介する外国語の資料を求められることが多く、我が国の裁判所制度の全体像を説明した外国語の図書を刊行し、来訪する外国法曹関係者等の要請にこたえてきたところである。

平成30年度までは、主に高位の外国法曹を対象として日本の司法制度を紹介した「Justice in Japan」及び一般の外国法曹関係者向けに日本の司法制度を解説した「Courts in Japan (旧 Court System of Japan)」の改訂をそれぞれ隔年で行っていたが、令和元年度以降は、いずれの図書についても毎年新たな法改正等を反映させたり、データを最新のものに更新したりするなどの改訂を行って刊行していたが、令和3年度については、「Justice in Japan」を刊行するための経費のみ要求する。

なお、「Justice in Japan」は、外国からの訪問者及び出張時の面会者への贈呈品、「Courts in Japan (旧 Court System of Japan)」は、日本の司法制度の解説資料としての性格が強いものであり、使用目的が異なることから、いずれも印刷物として刊行する必要性が高い。

<配布計画>

書 名	翻訳語	部 数	配 布 先
Justice in Japan	英 語	350	外国の高位法曹

明 細
書 頁

1 3

経費積算内訳 【要求】

項・目・目細等	品名等	員数等	単価 (円)	所要額 (千円)	備考
(項) 最高裁判所 庁費 (印刷製本費)	Justice in Japan	350(500)部	1,784.42 (1,093.4)	625 (796) 625 (547)	
	Courts in Japan (旧 Court System of Japan)			0 (249)	
(雑役務費)	Courts in Japan (旧 Court System of Japan) (校閲料)			0 (68)	
	Courts in Japan (旧 Court System of Japan) (翻訳料)			0 (31)	
	Courts in Japan (旧 Court System of Japan) (翻訳料)			0 (37)	

明 細
書 頁

1 3

<u>国際会議等に必要な経費</u> <u>国際会議出席等経費</u> (1) 国際会議出席及び国際会議提出報告書論文と文英訳 【要求】 ＜要求要旨＞ 国境を越えた人の往来，企業・経済活動の活発化に伴い，外国人を当事者・関係者とする事案や，同種の紛争・法的問題が他国の裁判所に係属する事案が増加するなど，司法分野における国際化・複雑化の進展は著しい。このような昨今の情勢にかんがみれば，我が国司法部が国際会議に積極的に参加して，他国司法部との情報交換や討議を行うことを通じて，国際的な司法問題について認識を共有して，その改善策を模索し，また，司法部相互の緊密な関係の強化を図っていくことが必要である。 司法に関する国際会議は，年々開催数が増加しているが，特に最近では，専門分野にテーマを絞った実務的な深い議論が行われる傾向にある。このような意味からも，会議テーマの分野に精通し，第一線で活躍している裁判官を国際会議に派遣する必要性は高い。 また，このような専門分野にテーマを絞った国際会議には，実務経験の長い下級裁判所の所長クラス以上の出席者が請われる例も増えており，このような招請に応じて国際会議に出席することは，諸外国に日本の司法事情を知らしめ，日本の司法の国際的地位を高めるために極めて有意義である。 よって，国際会議出席の経費について，令和3年度は，欧州裁判官評議会，ローエイシア，国際知的財産権会議，フォーダム大学知財関係国際会議，子奪取条約に関する会議，国際商標協会，大韓民国特許法院主催の国際知財裁判所会議，国際倒産裁判官ネットワークの国際会議，商事裁判所常設国際フォーラム，連邦巡回法曹協会主催のグローバルシリーズ，世界知的所有権機関主催の知財事件担当判事フォーラム，ミュンヘン国際特許法会議，国際女性裁判官協会定期総会，国際倒産についての国際裁判官会議，家族法及び子供の人権世界会議，家庭裁判所協会年次総会，商事法円卓会議及び国際司法研修協会への派遣のための経費を要求する。 国際会議への出席に際しては，外国語の文献や資料を精査した上，我が国の現状，問題点，対応策などをまとめたカントリーレポート等の提出が求められるほか，出席者がスピーチを行う場合も多いところ，こうしたレポートやスピーチ原稿等については，正確な翻訳に基づいていなければならないため，引き続き，そのための翻訳費用を併せて要求する。 また，欧州裁判官評議会では取り上げられる司法問題は，専門性が高く，複雑な内容のものが多い。さらに，日本に関する情報提供を求められることもあり，その際には，正確かつ内容の濃い情報を提供しなければならない。そのためには，法律・司法分野に関する専門性を有し，高度な能力を持つ通訳者の確保が必要であるので，その費用を要求する。 さらに，国際会議出席に当たっては登録料を支払う必要がある会議も存在するため，登録料支払のための経費を要求する。	明 細 書 頁 1 8 1 9 2 0 2 1

＜所要額内訳＞

(ア) 外国旅費

国際会議 (開催地)	出張者	1 人 当 た り の 所 要 額 (円)						所要額 (円)	所要額 (千円)
		航空賃	鉄道賃 車 賃	滞在費	支度料	雑 費	計		
欧州裁判官評議会(令和2年度の ストラスブールを仮置き)	判事1人	1,446,610	2,684	28,500×6日(甲)	－	－	1,620,294	1,620,294	1,620
ローエイシア(令和2年度の ウランバートルを仮置き)	判事2人	299,110	2,684	20,600×6日(丙)	－	－	425,394	850,788	851
国際知的財産権会議(令和2 年度のシアトルを仮置き)	判事1人	1,530,110	2,684	28,500×4日(甲)	－	－	1,646,794	1,646,794	1,647
フォーダム大学知財関係国際 会議(ニューヨーク)	判事1人	1,530,110	2,684	34,000×5日(指)	－	－	1,702,794	1,702,794	1,703
子奪取条約に関する会議(令 和2年度のシンガポール仮置 き)	判事1人	578,110	2,684	34,000×4日(指)	－	－	716,794	716,794	717
	判事1人	299,110	2,684	34,000×4日(指)	－	－	437,794	437,794	438
国際商標協会(サンディエ ゴ)	判事1人	1,530,110	2,684	28,500×8日(甲)	－	－	1,760,794	1,760,794	1,761
大韓民国特許法院主催の国際 知財裁判所会議(令和2年度 のデジョンを仮置き)	判事1人	578,110	2,684	22,800×4日(乙)	－	－	671,994	671,994	672
	判事1人	299,110	2,684	22,800×4日(乙)	－	－	392,994	392,994	393
国際倒産裁判官ネットワーク の国際会議(平成30年度の ニューヨークを仮置き)	判事2人	635,110	2,684	34,000×5日(指)	－	－	807,794	1,615,588	1,616

明 細
書 頁

国際会議 (開催地)	出張者	1 人 当 た り の 所 要 額 (円)						所要額 (円)	所要額 (千円)
		航空賃	鉄道賃 車 賃	滞在費	支度料	雑 費	計		
商事裁判所常設国際フォーラム（令和2年度のシンガポールを仮置き）	判事1人	324,110	2,684	34,000×4日（指）	－	－	462,794	462,794	463
連邦巡回法曹協会主催のグローバルシリーズ（令和2年度のワシントンD.C.を仮置き）	判事1人	1,530,110	2,684	34,000×4日（指）	－	－	1,668,794	1,668,794	1,669
世界知的所有権機関主催の知財事件担当判事フォーラム（令和2年度のジュネーブを仮置き）	判事1人	661,610	2,684	34,000×6日（指）	－	－	868,294	868,294	868
ミュンヘン国際特許法会議（令和2年度のミュンヘンを仮置き）	判事1人	1,446,610	2,684	28,500×4日（甲）	－	－	1,563,294	1,563,294	1,563
国際女性裁判官協会定期総会（オークランド）	判事1人	737,110	2,684	22,800×6日（乙）	－	－	876,594	876,594	877
国際倒産についての国際裁判官会議（令和元年度のシンガポールを仮置き）	判事2人	299,110	2,684	34,000×4日（指）	－	－	437,794	875,588	876
家族法及び子供の人権世界会議（シンガポール）	判事1人	299,110	2,684	34,000×6日（指）	－	－	505,794	505,794	506
	調査官等1人	299,110	2,684	25,500×6日（指）	－	－	454,794	454,794	455

明 細
書 頁

国際会議 (開催地)	出張者	1 人 当 た り の 所 要 額 (円)						所要額 (円)	所要額 (千円)
		航空賃	鉄道賃 車 賃	滞在費	支度料	雑 費	計		
家庭裁判所協会年次総会（ボ ストン）	調査官等 1 人	253, 110	2, 684	21, 300×7 日（甲）	－	－	404, 894	404, 894	405
商事法円卓会議（上海）	判事 1 人	578, 110	2, 684	20, 600×5 日（丙）	－	－	683, 794	683, 794	684
国際司法研修協会（オタワ）	判事 1 人	1, 530, 110	2, 684	28, 500×8 日（甲）	－	－	1, 760, 794	1, 760, 794	1, 761
合 計									21, 545

(イ) 通訳料

案件名	通訳日数	通訳単価 (1 日)	所要額 (円)	所要額 (千円)
欧州裁判官評議会	4. 5	299, 000	1, 345, 500	1, 346

(ウ) 翻訳料

案件名	資料枚数	翻訳単価	所要額 (円)	所要額 (千円)
国際会議提出報告書等	95	7, 150	679, 250	679

明 細
書 頁

(エ) 国際会議等登録料

案件名	人員	1人当たりの登録料	所要額 (円)	所要額 (千円)
家族法及び子供の人権世界会議	2	1,050 ユーロ × 123 円 = 129,150 円	258,300	258
ローエイシア	2	2,490 豪ドル × 77 円 = 191,730 円	383,460	383
全米州裁判所センター	1	5,000 ドル × 110 円 = 550,000 円	550,000	550
合 計				1,191

(令和元年12月24日付支出官レートによる。)

明 細
書 頁

(2) 行政官長期在外研究 【要求】 ＜要求要旨＞ 行政官長期在外研究制度は、人事院が実施する国家公務員の研修制度の一環として、海外の大学院の修士課程等に2年間を限度として派遣し、外国の司法制度等の研究に従事させることにより、外国法の理解に秀で、語学力に優れた職員を育成することを目的とするものである。制度発足の昭和41年から毎年判事補の派遣を行い、令和3年度からは、判事補だけでなく、裁判官以外の裁判所職員も派遣される予定である。 近年、裁判所においても外国法を適用する事件が顕著に見られるようになるとともに、国際会議の場での発言や情報交換の機会が増加するなど国際化の傾向は顕著である。特に、知的財産権法や倒産法の分野での国際化の進展は著しい。また、民事訴訟手続のIT化が検討され、国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約（ハーグ条約）実施法が改正されるなど、法制度及び運用の見直し等が断続的に行われ、かつ、その速度は高まってきている。そのため、諸外国の法制度の内容やその運用状況等を参照しつつ迅速かつ適正な運用を確立する必要に迫られており、諸外国の司法制度の実際の運用に関する調査研究の必要性がますます高くなっている。 裁判所を取り巻くこうした状況に適切に対処していくためには、外国法全般について実践的かつ高度の理論や知識を身につけ、さらに豊かな語学力を備えた長期在外研究経験者の存在が極めて重要である。 また、社会経済活動の複雑化、国際化、価値観の多様化などに伴って、裁判所に提起される事件がより一層複雑かつ困難になり、裁判官においては高度の法的知識はもとより、従前にも増して高い識見、広い視野、柔軟な思考を備えることが不可欠となってきた。かかる状況を受けて、最高裁としては、裁判所の重要課題の一つとして、若手裁判官である判事補に多様な経験を積ませるべく裁判所外での研修等の充実、強化に取り組んでいるところである。行政官長期在外研究は、判事補が外国の司法制度の調査・研究を行うのみに止まらず、異なる文化や生きた社会事象に接し、幅広い社会経験を得ることで、様々な観点から我が国の司法制度の在り方を見つめ直す機会として極めて有効であり、判事補の経験多様化、ひいては国民に対する司法サービスの更なる向上のための重要な柱である。 さらに、裁判官以外の裁判所職員についても、裁判手続において重要な役割を果たしているところ、司法における国際化等の急速な社会情勢の変化に対応させるためには、広い視野や国際的な感覚を身に付けさせるとともに、裁判所運営の改善などに向けた施策の企画立案等ができるよう育成することが必要である。 なお、令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響により派遣を取りやめたことから、令和3年度においては、派遣経費については令和元年度派遣者と令和3年度派遣者の合計16人分を、大学院授業料については令和3年度派遣者9人分をそれぞれ要求する。	明 細 書 頁
	2 1

<所要額内訳>

(ア) 外国留学旅費

区分	留学先	期 間	人 員	1 人 当 た り の 所 要 額 (円)							所要額 (円)	所要額 (千円)
				航空賃	鉄道賃 車 賃	日当	滞在費	支度料	雑費	計		
継 続 分	米国	元年度	5	271,283	1,342	7,600	9,600× 89日	－	73,655	1,208,280	6,041,400	9,237
	英国	派 遣	2	199,114	1,342	7,600	9,600× 120日	－	237,303	1,597,359	3,194,718	
新 規 分	米国	3年度	6	394,410	1,342	21,400	9,600× 273日	30,000	－	3,067,952	18,407,712	26,417
	英国	派 遣	3	293,610	1,342	21,400	9,600× 242日	30,000	－	2,669,552	8,008,656	
合 計			16									35,654

(イ) 外国留学授業料

区 分	留学先	期 間	人 員	1 人 当 た り の 授 業 料	所要額 (円)	所要額 (千円)
新 規 分	米国	3年度 派 遣	6	68,673.04ドル × 110 円 = 7,554,034 円	45,324,204	56,551
	英国		3	26,731.58ポンド × 140 円 = 3,742,421 円	11,227,263	
合 計			9			56,551

(令和元年12月24日付支出官レートによる。)

明 細
書 頁

経費積算内訳 【要求】

項・目・目細等	品名等	員数等	単価 (円)	所要額 (千円)	備 考
(項) 最高裁判所 諸謝金 (依頼協力謝金)	通訳料 (欧州裁判官評議会)			1,346 (1,319)	
職員旅費 (外国旅費)	国際会議			21,545 (24,356)	
外国留学旅費 (外国旅費)	外国留学旅費 (行政官長期在外研究)			35,654 (62,197)	
	継続分			9,237 (35,317)	
	元年度派遣分			9,237 (10,614)	
	2年度派遣分			0 (24,703)	
	新規分				
	3年度派遣分			26,417 (26,880)	
庁費 (雑役務費)	国際会議提出報告書等 (翻訳料)	95(99) 枚	7,150(7,050)	679 (698)	
	外国留学授業料 (行政官長期在外研究)			56,551 (79,577)	
	新規分				
	3年度派遣分			56,551 (43,040)	
	継続分				
	2年度派遣分			0 (36,537)	
	国際会議等登録料			1,191 (0)	

明 細
書 頁

1 8

1 9

2 0

2 1

国際会議分担金等経費

国際裁判官協会等分担金 【要求】

<要求要旨>

昭和３２年に国際裁判官協会に，昭和３８年に国際少年家庭裁判所裁判官協会に，平成２９年に国際司法研修協会にそれぞれ加入しており，以後各会議に裁判官を派遣するなど，継続的に関与している。これらの国際会議分担金に関する経費を，令和３年度においても，引き続き要求する。

経費積算内訳 【要求】

項・目・目細等	品名等	員数等	単価（円）	所要額（千円）	備 考
（項）最高裁判所 国際裁判官連合分担金	国際裁判官協会等分担金			391（ 391）	
	国際裁判官協会	1,767 ユーロ	217,341	218（ 218）	1ユーロ = 123円
	国際少年家庭裁判所裁判官協会	450 ポント	63,000	63（ 63）	1ポント = 140円
	国際司法研修協会	1,000 ドル	110,000	110（ 110）	1ドル = 110円

明 細
書 頁

2 1

<u>裁判官の執務態勢の確立に必要な経費</u> <u>裁判官の執務態勢確立経費</u> 外国司法事情研究（最高裁判所判事及び下級裁判所判事） 【要求】 ＜要求要旨＞ 人・物の往来、企業・経済活動の国際化に伴い、外国人を当事者とする事案や、同種の紛争・法的問題が他国の裁判所に係属する事案が増加するなど、司法分野における国際化の進展は著しいところ、真に適正な司法判断を行うために、諸外国の法制や運用の実情、さらには社会事情に対する的確な理解が必要となる。このような司法の分野における国際化の流れに適切に対処し、我が国の司法に対する国民や諸外国からの高い信頼を勝ち得ていくためには、さまざまな形で国際交流を深めていく必要がある。 具体的には、まず、司法の運営について極めて重要な責任を負う最高裁判所判事が、諸外国の司法の動向を直接視察し、司法部高官との交流を深めることが肝要である。これまで、平成24年度には、最高裁判所長官が米国連邦最高裁判所を訪問した際、両長官間で両国の最高裁判所判事レベルが継続的に交流をする旨の合意をし、平成25年度には、最高裁判所長官がドイツ連邦通常裁判所を訪問した際、同裁判所長官と意見交換し、両国司法部間の交流をはかつていく必要性について認識を共有したところである。また、欧米の国々に止まらず、我が国とアジア太平洋地域の国々との司法交流の重要性も増してきている。 さらに、近年、グローバリズムの進展により社会経済活動が複雑化したことなどに伴い、裁判所に提起される事件はより一層複雑困難になってきており、裁判所の直面する課題也多岐にわたる。これらの課題に関し、下級裁判所判事が、諸外国の裁判所の実情を調査するとともに、その機会を通じて、諸外国の裁判官と、情報、意見を交換し、交流を深めることは、我が国司法の発展、改善のために極めて有意義である。また、自らが直面する課題に関して諸外国の裁判制度の実情を直接見聞することで、課題の解決策に関する有益な示唆を得る機会となるほか、帰国後の報告を通じて他の職員にも還元することができる。 令和3年度は、最高裁判所の外国司法事情研究として、欧州、北米、大洋州、アジアのそれぞれに最高裁判事各1人、随行判事各1人、合計8人の派遣に必要な経費、下級裁判所判事の外国司法事情研究については、欧州2人、北米1人、大洋州1人、アジア2人の合計6人の派遣に必要な経費を、それぞれ要求する。 また、最高裁判所判事の出張時には、諸外国司法部高官及び専門家と円滑な交流を図りつつ、高度に専門的で複雑な内容の問題について討論する必要が従前に比べて増している。そのため、法律・司法分野に関する専門性を有し、高度な能力を持つ通訳の確保が必要であるのでそのための費用を要求する。	明 細 書 頁
	2 6 2 7

＜所要額内訳＞

(1) 最高裁判所判事

(ア) 外国旅費

出張者	出張先	人員	1人当たりの所要額 (円)						所要額 (円)	所要額 (千円)	所要額 (千円)
			航空賃	鉄道賃 車賃	滞在費	支度料	雑費	計			
最高裁判所判事	欧州	1	3,096,610	－	42,700× 2日 (指) 35,500× 8日 (甲)	－	－	3,466,010	3,466,010	3,466	9,447
	北米	1	2,630,110	－	42,700× 2日 (指) 35,500× 8日 (甲)	－	－	2,999,510	2,999,510	3,000	
	大洋州	1	1,692,110	－	28,500× 10日 (乙)	－	－	1,977,110	1,977,110	1,977	
	アジア	1	690,110	－	42,700× 2日 (指) 28,500× 8日 (乙)	－	－	1,003,510	1,003,510	1,004	
判事	欧州	1	1,756,610	2,684	34,000× 2日 (指) 28,500× 8日 (甲)	－	－	2,055,294	2,055,294	2,055	6,172
	北米	1	1,670,110	2,684	34,000× 2日 (指) 28,500× 8日 (甲)	－	－	1,968,794	1,968,794	1,969	
	大洋州	1	974,110	2,684	22,800× 10日 (乙)	－	－	1,204,794	1,204,794	1,205	
	アジア	1	690,110	2,684	34,000× 2日 (指) 22,800× 8日 (乙)	－	－	943,194	943,194	943	
合計		8									15,619

明細
書頁

(イ) 通訳料

案 件 名	通訳日数	通訳単価 (1日)	所要額 (円)	所要額 (千円)
欧 州	4.5	318,600	1,433,700	1,434
北 米	4.5	289,000	1,300,500	1,301
大洋州	4.5	275,000	1,237,500	1,238
アジア	4.5	336,000	1,512,000	1,512
合 計				5,485

(2) 下級裁判所判事

出張者	出張先	人員	1 人 当 た り の 所 要 額 (円)						所要額 (円)	所要額 (千円)	所要額 (千円)
			航空賃	鉄道賃 車 賃	滞 在 費	支度料	雑 費	計			
判 事 (2 週間)	欧 州	1	661,610	2,684	34,000× 12日 (指)	—	—	1,072,294	1,072,294	1,072	1,072
判 事 (2 週間)	欧 州	1	225,610	2,684	34,000× 12日 (指)	—	—	636,294	636,294	636	1,300
	北 米	1	253,110	2,684	34,000× 12日 (指)	—	—	663,794	663,794	664	
判 事 (10 日間)	大洋州	1	179,110	2,684	22,800× 8日 (乙)	—	—	364,194	364,194	364	1,512
	アジア	2	299,110	2,684	34,000× 8日 (指)	—	—	573,794	1,147,588	1,148	
合 計		6									3,884

明 細
書 頁

経費積算内訳 【要求】						明 細 書 頁
項・目・目細等	品名等	員数等	単価 (円)	所要額 (千円)	備 考	
(項) 最高裁判所 諸謝金 (依頼協力謝金)	通訳料 (外国司法事情研究)					
	最高裁判所判事			5,485 (4,829)		2 6
	欧州	4.5日	318,600 (300,900)	1,434 (1,354)		
	北米	4.5日	289,000 (310,000)	1,301 (1,395)		
	大洋州	4.5日	275,000 (267,000)	1,238 (1,202)		
	アジア	4.5日	336,000 (195,000)	1,512 (878)		2 7
職員旅費 (外国旅費)	外国司法事情研究			19,503 (20,196)		
	(1) 最高裁判所判事外国司法事情研究			15,619 (15,905)		
	(ア) 最高裁判所判事			9,447 (9,944)		
	欧州	1人	3,466,010 (3,316,759)	3,466 (3,317)		
	北米	1人	2,999,510 (3,200,859)	3,000 (3,201)		
	大洋州	1人	1,977,110 (1,952,159)	1,977 (1,952)		
	アジア	1人	1,003,510 (1,474,359)	1,004 (1,474)		
	(イ) 判事			6,172 (5,961)		
	欧州	1人	2,055,294 (1,641,443)	2,055 (1,641)		
	北米	1人	1,968,794 (2,006,443)	1,969 (2,006)		
	大洋州	1人	1,204,794 (1,307,343)	1,205 (1,307)		
	アジア	1人	943,194 (1,007,343)	943 (1,007)		
	(2) 下級裁判所判事外国司法事情研究			3,884 (4,291)		
	(ア) 2週間					
	欧州	1人	1,072,294 (1,701,843)	1,072 (1,702)		

項・目・目細等	品名等	員数等	単価 (円)	所要額 (千円)	備 考
	(イ) 2週間			1,300 (1,595)	
	欧州	1人	636,294 (846,743)	636 (847)	
	北米	1人	663,794 (747,743)	664 (748)	
	(ウ) 10日間			1,512 (994)	
	アジア	2人	573,794 (496,943)	1,148 (994)	
	大洋州	1人	364,194 (0)	364 (0)	

明 細
書 頁

28

裁判事務の迅速適正化に必要な経費裁判運営の改善経費

(1) 外国法曹招へい経費 【要求】

<要求要旨>

我が国のみならず、世界的な規模で社会、経済状況が急激に変化し、種々の利害の対立が深刻化している現在、司法の分野におけるグローバル化が一層進展し、各国の裁判所が取り組むべき共通の課題はますます増加している。このような共通の課題に取り組む協力体制の基盤作りのためにも、諸外国の司法部首脳等との直接の交流等を通じた情報・意見の交換及び信頼関係の構築は必要不可欠である。そのため、平成7年度から外国法曹等を招へいするための経費が認められ、これに基づいて主に欧米各国の司法官等を招へいし、それぞれが共通に直面している司法制度・司法運営の課題について、情報及び意見の交換を行っている。

外国法曹等の招へいは、世界的な司法動向に対応するため、外国司法制度・法文化等についての大局的又は実務的な観点からの情報・意見交換を行うとともに、築き上げてきた信頼関係をより発展させるためにきわめて重要であり、今後も外国法曹等の招へいを行っていく必要がある。

令和3年度は、平成21年に最高裁判所が設立され、社会、経済状況の変化に直面しながら組織及び制度を変革している英国から令和2年1月に新たに就任された最高裁判所長官及び長年在外研究員の派遣に貢献し令和2年度に叙勲された米国連邦地方裁判所判事を招へいする経費を要求する。

<所要額内容>

内 容	所要額 (円)	備 考
1 航空料等	3,812,070	
2 招宴費	1,956,350	
3 滞在費等	2,723,644	
4 通訳料	3,960,000	
5 翻訳料	211,200	
合 計	12,663,264	

明 細
書 頁

3 3

(2) 判事補海外留学研究 【要求】 ＜要求要旨＞ 諸外国の制度と比較した上での司法制度改革の必要性が各界から指摘され、我が国の司法制度の全般にわたって幅広い議論が行われてきたが、国際的な経済取引の進展等に伴い、国際的な法律問題を含む事件や外国法が適用される事件を適正・迅速に処理する必要性が高まっており、国際裁判管轄、外国判決・仲裁の執行など、性質上、国際法や外国法の理解が必要となる事件や、国際的な法整備が進んでいる特許権や著作権等の知的財産権に関する事件においては、諸外国の司法事情に通じていることが極めて有効である。 このように、我が国の司法の在り方を考察し、また我が国における訴訟事件を適正に処理するため、裁判官が外国司法制度及びその運用について実践的かつ高度の知識を身につける必要と重要性は飛躍的に高まってきている。そのためには、外国の大学において外国法の研究を行ったり、また、外国の裁判所等の司法関係機関において訴訟運営の実情に直接接し、実務的な研究を重ねたりして、外国の司法制度及びその運用に関する正確な知識・理解を修得することが最も有益であり、裁判所にとって緊急の重要課題となっている。 社会経済活動の複雑化、国際化、価値観の多様化などに伴って、裁判官においては高度な法的知識はもとより、従前にも増して、高い識見、広い視野、柔軟な思考力を備えることが不可欠になってきている。かかる状況を受けて、裁判所としては、重要課題の一つとして、判事補に対する研修の充実、強化に取り組み、原則として、すべての判事補に弁護士職務経験、行政機関、在外公館等での勤務、民間企業等への派遣又は海外留学等の多様な経験を積む機会を与えるべく努めている。 その中でも、判事補海外留学研究は、外国の法制度・裁判実務に直に触れ、裁判官等をはじめとする法曹実務家や法学者と情報交換・意見交換をする機会等を通じて、判事補が異なる文化や生きた社会事象に接し、幅広い社会経験を得ることができる機会として極めて有意義であることから、判事補の経験多様化方策の重要な柱となっている。 もともと、令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響により派遣を中止したため、継続は0人、令和3年度は新規25人の派遣に必要な経費を要求する。	明 細 書 頁 3 4 3 6

＜所要額内訳＞

(ア) 外国旅費

区 分	留学先	人 員	1 人 当 た り の 所 要 額 (円)							所要額 (円)	所要額 (千円)	所要額 (千円)
			航 空 賃	鉄道賃 車 賃	日 当	滞 在 費	支 度 料	雑 費	計			
3年度派遣 新規分	英国	4	293,610	1,342	21,400	6,720×273日	30,000	0	2,180,912	8,723,648	8,724	55,976
	フランス	1	342,110	1,342	21,400	6,720×273日	30,000	0	2,229,412	2,229,412	2,229	
	ドイツ	1	342,110	1,342	21,400	6,720×273日	30,000	0	2,229,412	2,229,412	2,229	
	ベルギー	1	342,110	1,342	21,400	6,720×273日	30,000	0	2,229,412	2,229,412	2,229	
	米国	14	394,410	1,342	21,400	6,720×273日	30,000	0	2,281,712	31,943,968	31,944	
	豪州	2	194,410	1,342	20,100	6,720×273日	30,000	0	2,080,412	4,160,824	4,161	
	カナダ	2	342,859	1,342	21,400	6,720×273日	30,000	0	2,230,161	4,460,322	4,460	
合 計		25										55,976

明 細
書 頁

(イ) 授業料

留 学 先	人 員	1 人 当 た り の 授 業 料	所要額 (円)	所要額 (千円)
欧 州	2	3,327ユーロ × 123円 = 409,221円	818,442	818
	(英国) 3	3,300ポンド × 140円 = 462,000円	1,386,000	1,386
米 国	9	7,381ドル × 110円 = 811,910円	7,307,190	7,307
豪 州	2	9,680豪ドル × 77円 = 745,360円	1,490,720	1,491
カ ナ ダ	2	8,690カナダドル × 83円 = 721,270円	1,442,540	1,443
合 計	18			12,445

(令和元年12月24日付支出官レートによる。)

明 細
書 頁

(3) 一般職外国司法事情研究 【要求】 ＜要求要旨＞ 近年，社会・経済の急激な変化に伴う価値観の多様化，企業・経済活動の国際化等に伴い，訴訟事件の複雑化の傾向が見られるところ，このような訴訟事件の適正・迅速な処理は，諸外国の裁判所において共通する課題となっている。我が国においても，これらの事件の審理の充実，促進を図るべく，現在の訴訟運営や訴訟慣行を状況に応じて見直し，運用面での是正を適切に図っていくためには，裁判官とは異なる専門性を有する裁判所書記官及び裁判所事務官においても，その業務を遂行するに当たり，諸外国の裁判所における実情について，長期的展望を視野に入れつつ調査しておく必要がある。 裁判所書記官は，訴訟手続面を中心として裁判運営の基本部分に関わり，審理方式の改善及び審理促進の担い手として，裁判官と協働することが不可欠である。また，訴訟手続面における緻密な法的知識に基づいて，コートマネージャーとして様々な事務を担当し，適正・迅速で，かつ，国民に分かりやすい裁判の実現に向けて重要な役割を果たすことが期待されている。 このように裁判所書記官に期待される役割の重要性に鑑みれば，諸外国における裁判官以外の司法補助職等の訴訟への関与の在り方，事件処理における役割，裁判官との協働関係，訴訟当事者との関係，裁判所全体の中での位置付け等，訴訟運営も含めた裁判官補助職の制度全般について，詳細な調査を行う必要がある。さらに，国民の負担軽減及び審理の効率化のために，近年，裁判事務の情報システム化が進んでおり，実際にシステム運営に携わる裁判所書記官が，諸外国の情報通信技術の利用状況等を直接調査する必要もある。 裁判所事務官は，主に裁判所事務局に配置され，裁判事務の充実，強化のために司法行政事務の処理を担う者である。諸外国の裁判所における司法行政事務の処理の実態を調査研究することは，紛争の専門化，国際化の進展が著しい現代社会にマッチした裁判所運営の在り方を探り，また，国民に分かりやすく，利用しやすい裁判所の実現のために，どのような施策を講ずべきかを検討する上で，非常に有益である。また，諸外国のいわゆるコート・アドミニストレーターの育成，権限の実際，裁判官との協働の在り方等を裁判所事務官が独自の観点から調査・研究することも，我が国の司法の在り方を考察する上で必要である。 家庭裁判所調査官は，当事者・関係者等を外国人とする少年事件・家事事件において，外国での生活習慣・生活事情・家族観等の理解を前提とする調査が必要な事件の処理を巡り，家庭裁判所調査官の果たすべき役割がますます重要なものとなってきている。 そこで，令和3年度も引き続き司法事情研究のための派遣旅費を要求する。また，裁判官補助職に関する諸制度や事務処理の詳細にわたる事項について，インタビュー等により調査を行う際には，高度な能力を持つ通訳の確保が必要であるため，併せて通訳料も要求する。 さらに，調査の際には，調査先の国の言語による調査事項等を予め提出する必要がある上，相手方機関に送付され，調査の基礎となることから正確性が要求されるため，併せて翻訳料も要求する。	明 細 書 頁 3 3 3 4

<所要額内訳>

(ア) 外国旅費

区 分	派遣先	人 員	1 人 当 た り の 所 要 額 (円)						所要額 (円)	所要額 (千円)	所要額 (千円)
			航 空 賃	鉄道賃 車 賃	滞 在 費	支度料	雑 費	計			
2週間	北米	5	253,110	2,684	21,300× 12日 (甲)	—	—	511,394	2,556,970	2,557	4,105
	豪州	4	179,110	2,684	17,100× 12日 (乙)	—	—	386,994	1,547,976	1,548	
合 計											4,105

(イ) 通訳料

案 件 名	通訳日数	通訳単価 (1日)	所要額 (円)	所要額 (千円)
北米	6	289,000	1,734,000	1,734

(ウ) 翻訳料

案 件 名	資料枚数	翻訳単価 (1枚)	所要額 (円)	所要額 (千円)
調査事項書	90	7,150	643,500	644

明 細
書 頁

(4) 一般職長期在外研究 【要求】 ＜要求要旨＞ 近年、価値観の多様化、社会経済活動の国際化等を背景として、一層複雑困難化する訴訟事件を適正・迅速に処理するため、裁判官のみならず裁判所書記官、家庭裁判所調査官及び裁判所事務官についても、広い視野と国際性を身に付けさせておくことが必要である。 民事裁判については、とりわけ国際情勢の変動の影響が著しく、特に、倒産事件、知的財産権事件などの特殊専門事件について、裁判所書記官は、コートマネージャーとして、裁判官と協働して訴訟運営に関与し、裁判手続のあらゆる段階において、訴訟手続面を中心として緻密な法的知識に基づき、様々な事務を担当し、適正・迅速で、かつ、国民に分かりやすい裁判の実現に向けて、重要な役割を果たすことが期待されている。刑事事件については、外国人が被告人となる事件について、その適正・迅速な処理のために裁判所書記官の果たすべき役割が重要となっている。さらに、当事者・関係者等を外国人とする少年事件・家事事件において、外国での生活習慣・生活事情・家族観等の理解を前提とする調査が必要な事件の処理を巡り、家庭裁判所調査官の果たすべき役割がますます重要なものとなってきている。また、紛争の国際化にマッチした裁判所運営のあり方を模索し、国際化に対応した、分かりやすく、利用しやすい裁判所の実現のための施策を検討するために、裁判所事務官の果たすべき役割が重要となっている。 このように、複雑・困難化する事件の適正・迅速な処理のためには、その事件処理・事件運営に関する施策立案を担当する部署における裁判所書記官、家庭裁判所調査官及び裁判所事務官の役割が極めて重要となっており、一般職においても外国の司法制度等についての知識を有することが求められている。 複雑・困難化する民事事件等の適正な迅速処理、国民に分かりやすく利用しやすい裁判所の実現など、裁判所に対する国民の期待に応えるために、絶えず裁判所運営の改善を行っていくことが必要であり、これは裁判所全体で取り組んでいかなければならない課題である。諸外国の動きを見ると、例えば、米国では、裁判所運営に大きく携わるコート・アドミニストレーターの存在があり、また、ドイツでは、手続案内や世話人制度（成年後見制度）等において司法補助官が直接的に国民と関わるなど国民が利用しやすい裁判所となるための様々な試みがなされている。裁判所の組織を支える一般職についても、このような諸外国の動向についての理解や知識を得させ、それを基にして、我が国の司法のあるべき方向について、裁判官と協働しながら考察させていく必要がある。 上記の目的を達成するためには、一般職を相当期間、諸外国の裁判所を中心とする司法機関や大学等に派遣し、諸外国の制度や訴訟運営の実情、司法改革の動向を実際に見聞させ、生きた知識を得させることが最も有益である。 もともと、令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響により派遣を中止したため、継続は0人、令和3年度は新規4人の派遣に必要な経費を要求する。	明 細 書 頁 3 4 3 6

<所要額内訳>

(ア) 外国旅費

区 分	派遣先	人 員	1 人 当 た り の 所 要 額 (円)							所要額 (円)	所要額 (千円)	所要額 (千円)
			航 空 賃	鉄 道 賃 車 賃	日 当	滞 在 費	支 度 料	雑 費	計			
3年度派遣 新規分	欧州	1	342,110	1,342	21,300	6,720×273日	30,000	0	2,229,312	2,229,312	2,229	8,869
	米国	2	394,410	1,342	21,300	6,720×273日	30,000	0	2,281,612	4,563,224	4,563	
	豪州	1	194,410	1,342	17,100	6,720×273日	30,000	0	2,077,412	2,077,412	2,077	
合 計												8,869

(イ) 授業料

留 学 先	人 員	1 人 当 た り の 授 業 料	所要額 (円)	所要額 (千円)
米 国	2	8,745ドル × 110円 =961,950円	1,923,900	1,924
豪 州	1	9,680豪ドル × 77円 =745,360円	745,360	745
合 計	3			2,669

(令和元年12月24日付支出官レートによる。)

明 細
書 頁

(5) 裁判官外国司法制度調査研究 【要求】 ＜要求要旨＞ 近年、より国民に分かりやすく利用しやすい司法の実現に向け、諸外国との比較を踏まえ数々の立法がなされる中、民事、刑事等の裁判の運営において実施された制度の定着に努力を払う一方で、社会の変化に応じて諸外国の同種制度の運用を参照しつつ、不断に運用状況を検証していく必要がある。 また、民事訴訟のIT化が検討され、国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約（ハーグ条約）実施法が改正されるなど、法制度及び運用の見直しが漸続的にあり、かつ、その速度は速まるばかりである。このような分野については、諸外国の法制度の運用状況を参照しつつ、迅速かつ適正な運用を確立する必要に迫られている。 さらに、商事関係訴訟、知的財産権訴訟等、裁判の運営や判断の場面において、国際標準を踏まえた運用を行っていく必要があるなどの視点から、諸外国の法制度の動向を常時把握することが必要な分野が広がっている。これらの分野については、外国の最新の司法事情を調査し、これを我が国の実務に反映させる必要がある。 こうした動向を踏まえ、国民の期待に応える裁判を実現するため、諸外国の司法制度やその運用に関する正確なデータを収集・分析し、現在の訴訟運営を見直し、運用面での改善も図っていくことが緊急の課題となっている。しかし、特に制度の運用面については、文献やインターネットを利用した調査では、詳細な実情を把握することに限界があるため、諸外国に出張者を派遣し、当地の法曹関係者等にインタビューをするなどして、実情把握に努める必要がある。このように、第一線の裁判官を諸外国に派遣し、自らの実務経験を踏まえつつ、外国の裁判制度や運用の実情を調査、研究させることが必要であり、その需要は一層高まっていることから、令和3年度も司法制度調査研究のための派遣旅費を要求する。 なお、諸外国の法制度の詳細について、当地の法曹関係者等に対するインタビュー等による調査を行う際には、高度な能力を持つ通訳の確保が必須であることから、併せて通訳料も要求する。 また、調査の際には、調査先の国の言語による調査事項等を予め提出する必要がある上、相手方機関に送付され、調査の基礎となることから正確性が要求されるため、併せて翻訳料も要求する。	明 細 書 頁 3 3 3 5 3 7

＜所要額内訳＞

(ア) 外国旅費

区 分	派遣先	人 員	1 人 当 た り の 所 要 額 (円)						所要額 (円)	所要額 (千円)	所要額 (千円)
			航 空 賃	鉄道賃 車 賃	滞 在 費	支度料	雑 費	計			
1月	北米	3	253,110	2,684	34,000× 13日 (指) 28,500× 16日 (甲)	－	－	1,153,794	3,461,382	3,461	3,461
2 週間	欧州	1	225,610	2,684	34,000× 9日 (指) 28,500× 3日 (甲)	－	－	619,794	619,794	620	620
10 日間	欧州	1	225,610	2,684	34,000× 5日 (指) 28,500× 3日 (甲)	－	－	483,794	483,794	484	484
1 週間	欧州	4	225,610	2,684	34,000× 5日 (指)	－	－	398,294	1,593,176	1,593	2,474
	北米	1	253,110	2,684	34,000× 2日 (指) 28,500× 3日 (甲)	－	－	409,294	409,294	409	
	アジア	1	299,110	2,684	34,000× 5日 (指)	－	－	471,794	471,794	472	
合 計											7,039

(イ) 通訳料

案 件 名	通訳日数	通訳単価 (1日)	所要額 (円)	所要額 (千円)
欧州	20	318,600	6,372,000	6,372

(ウ) 翻訳料

案 件 名	資料枚数	翻訳単価 (1枚)	所要額 (円)	所要額 (千円)
調査事項書	110	7,150	786,500	787

明 細
書 頁

(6) 司法制度説明翻訳校閲料 【要求】

＜要求要旨＞

近年、我が国の司法制度やその運用について研究又は調査を行うため、我が国の裁判所を来訪する諸外国の司法関係者、弁護士、大学教授等の外国法曹関係者数は高水準で推移している。その際に、我が国の法制度や司法制度を紹介する外国語の資料を求められることが多い。

これまで、我が国の司法制度を解説した英文資料「民事裁判の概要」、「刑事裁判の概要」及び「家庭裁判所の概要」を整備しているところ、令和3年度においても、各種法律、規則の制定、改正に伴う改訂作業や統計データのアップデートなど、上記英語版資料の維持、管理、更新作業を行う必要があるところ、同作業に必要な翻訳料及び校閲料を要求する。

＜所要額内訳＞

品名等	翻訳・校閲語	単価等（円）	枚数	所要額（円）	所要額（千円）
司法制度説明翻訳校閲料					85
校閲料	英語	3,300	23	75,900	76
翻訳料	英語	8,800	1	8,800	9

明 細
書 頁

3 7

(7) 日韓交流プログラム行事経費 【要求】

<要求要旨>

韓国の裁判所と我が国の裁判所との間では、平成17年度から、日韓双方の司法の抱える問題点について意見交換等を行うために、交流プログラムを定期的に実施している。

令和3年度は、日本において交流プログラムを実施する予定であり、これに必要な通訳料及び翻訳料を要求する。

<所要額内訳>

(ア) 通訳料

内 容	単価等 (円)	員数等	所要額 (円)	所要額 (千円)	備考
日韓交流プログラム行事経費			661,100	661	

(イ) 翻訳料

内 容	単価等 (円)	員数等	所要額 (円)	所要額 (千円)	備考
日韓交流プログラム行事経費	8,800	11枚	96,800	97	

明 細
書 頁

3 3
3 7

(8) 最高裁判所判決翻訳等経費 【要求】

<要求要旨>

近年、司法の分野においても国際化傾向が急速に進展し、我が国の最高裁判決、特に、憲法判断及びグローバルな法理論（特許権侵害、国際管轄等）について判断を示した判決が、各国から注目され、諸外国の大学、研究機関、法曹関係者等から、最高裁判決について積極的に資料提供を求めてくる例が増えている。また、裁判所が扱う事件内容自体の国際化に伴い、具体的な判決内容が、国際関係や国際取引に直接影響を及ぼす例も増加している。さらに、アジア各国においても、欧米諸国の法制を継受、根付かせてきた我が国に見習うべきものがあるとして、我が国の司法に対する注目度が高まっている。

そこで、諸外国の数多くの研究者等の強い情報提供の要求に応じ、また、諸外国の多数の者が、最高裁の判例を迅速かつ容易に利用できるようにするため、対外的に関心の高い最高裁判決を英語に翻訳し、最高裁のウェブサイトに掲載している。

司法分野における国際化が各方面から要求されており、その要請が年々高まっていることを考慮すると、最高裁判例を迅速かつ容易な方法で国際的な利用に供する必要性は一層増大している。その際は、法律用語だけでなく、法解釈の細部にわたるニュアンスを可能な限り正確に翻訳するなど最高水準の翻訳により、我が国の最上級審の判断を正確に紹介することが不可欠である。そこで、令和3年度においても、幅広い分野について、多数の最高裁の判決を英文で掲載するために必要な英文翻訳経費を要求する。

<所要額内訳>

品名等	翻訳語	単価等（円）	枚数	所要額（円）	所要額（千円）
最高裁判所判決翻訳料	英語	10,010	686	6,866,860	6,867

明 細
書 頁

38

経費積算内訳 【要求】

項・目・目細等	品名等	員数等	単価 (円)	所要額 (千円)	備考
(項) 最高裁判所 諸謝金 (依頼協力謝金)	一般職外国司法事情研究 (通訳料)	6日	289,000 (300,900)	1,734 (1,805)	
	裁判官外国司法制度調査研究 (通訳料)	20日	318,600 (300,900)	6,372 (6,018)	
	外国法曹招へい経費 (通訳料)			3,960 (3,960)	
	日韓交流プログラム行事経費 (通訳料)			661 (661)	
職員旅費 (外国旅費)	司法制度調査旅費			75,989 (107,401)	
	判事補海外留学研究			55,976 (82,341)	
	新規分 (3年度派遣分)			55,976 (59,542)	
	英国	4人	2,180,912 (2,252,781)	8,724 (9,011)	
	フランス	1人	2,229,412 (2,237,311)	2,229 (2,237)	
	ドイツ	1 (2) 人	2,229,412 (2,243,461)	2,229 (4,487)	
	ベルギー	1人	2,229,412 (2,255,761)	2,229 (2,256)	
	米国	14人	2,281,712 (2,328,261)	31,944 (32,596)	
	豪州	2人	2,080,412 (2,224,430)	4,161 (4,449)	
	カナダ	2人	2,230,161 (2,253,111)	4,460 (4,506)	
	継続分 (2年度派遣分)			0 (22,799)	

明 細
書 頁

3 3

3 4

項・目・目細等	品名等	員数等	単価 (円)	所要額 (千円)	備考
	一般職外国司法事情研究			4,105 (3,966)	
	短期派遣分 (2週間)			4,105 (767)	
	北米	5 人	511,394	2,557 (0)	
	豪州	4 人	386,994	1,548 (0)	
	欧州			0 (767)	
	短期派遣分 (1週間)			0 (3,199)	
	一般職長期在外研究			8,869 (12,526)	
	新規分 (3年度派遣分)			8,869 (9,114)	
	欧州	1人	2,229,312 (2,237,211)	2,229 (2,237)	
	米国	2人	2,281,612 (2,328,161)	4,563 (4,656)	
	豪州	1人	2,077,412 (2,221,430)	2,077 (2,221)	
	継続分 (2年度派遣分)			0 (3,412)	
	裁判官外国司法制度調査研究			7,039 (8,568)	
	1 月				
	北米	3 人	1,153,794 (1,177,443)	3,461 (3,532)	
	2 週間				
	欧州	1 人	619,794 (832,643)	620 (833)	
	10 日間				
	欧州	1 人	483,794 (713,843)	484 (714)	

明 細
書 頁

3 4

3 5

						明 細 書 頁
項・目・目細等	品名等	員数等	単価 (円)	所要額 (千円)	備考	
	外国司法事情研究翻訳等経費			1,431 (1,411)		
	一般職外国司法事情研究 翻訳料	90 枚	7,150 (7,050)	644 (635)		
	裁判官外国司法制度調査研究 翻訳料	110 枚	7,150 (7,050)	787 (776)		3 7
	外国法曹招へい翻訳料	24 (14) 枚	8,800 (7,480)	211 (105)		3 8
	日韓交流プログラム行事経費 翻訳料	11 (24) 枚	8,800 (7,920)	97 (190)		3 9
	司法制度説明翻訳校閲料			85 (137)		
	校閲料	23 (20) 枚	3,300 (3,080)	76 (62)		
	翻訳料	1 (10) 枚	8,800 (7,480)	9 (75)		
裁判資料整備費 (雑役務費)	最高裁判所判決翻訳等経費 翻訳料	686 (712) 枚	10,010	6,867 (7,127)		
招へい外国人滞在費 (雑役務費)	招へい外国人滞在費等	一式	2,723,644 (3,127,330)	2,724 (3,128)		

知的財産権関係事件の処理態勢の充実強化に必要な経費

知的財産権関係事件の審理の充実改善に必要な経費

(1) 裁判官知的財産権関係在外研究 【要求】

＜要求要旨＞

特許権に関する訴訟については、企業活動等の国際化に伴い、我が国において外国企業が訴訟当事者となったり、内容類似の訴訟が同時並行的に複数の国の裁判所に係属したりすることが少なくない。また、条約による実体面、手続面での国際的ハーモナイゼーションの動きが活発であり、国境を越えた差止訴訟（クロスボーダーインジャンクション）が国際的な特許裁判官会議で議論されるなど国際性が極めて強い。また、閣議決定においても、世界に向けて、我が国の知的財産制度を積極的に発信していくことの必要性が確認されている。

このように、知的財産権訴訟を担当する裁判官の専門性・国際性の強化を図る必要性が増加してきており、上記のような知的財産権訴訟の国際的性格を踏まえつつ、国民の司法による紛争解決への期待に対してより充実した対応を行うためには、現に知的財産権訴訟を担当する裁判官を海外の知的財産研究機関等へ派遣し、最先端の知的財産権理論を研究させることはもとより、これらの機会を利用して、我が国の知的財産権訴訟の状況等を正確に情報発信する必要がある。

近時、知的財産をめぐる国際的な動きは、日・米・欧の三極を中心にしていることから、令和3年度も引き続き米国のワシントン大学 CASRIP（知的財産権研究所）及びドイツのマックスプランク研究所に裁判官を派遣する経費を要求する。

＜所要額内訳＞

派遣先	期 間	人 員	1 人 当 た り の 所 要 額 (円)						所要額 (円)	所要額 (千円)
			航 空 賃	鉄道賃 車 賃	日 当	滞 在 費	雑 費	計		
米 国 (シアトル, CASRIP)	1月	1	253,110	2,684	0	25,000 × 29日	－	980,794	980,794	981
ドイツ (ミュンヘン, マックスプランク 研究所)	3月	1	225,610	2,684	29,000	9,600 × 89日	－	1,111,694	1,111,694	1,112
合 計										2,093

明 細
書 頁

4 2

(2) ミュンヘン知的財産法センター、ジョージ・ワシントン大学への派遣 【要求】 ＜要求要旨＞ 日本経済の国際的な優位性を引き続き保つ上で決定的に重要な知的財産の保護を強化し、内外に対し知的財産重視の国家政策を明確にするために、平成17年4月に知的財産高等裁判所が創設された。世界の知的財産権事情に明るく、専門性に長けた裁判官が育成されることにより、知的財産高等裁判所は国際競争力を高め、専門性を強化することとなる。そこで、外国の知的財産権に関する実務家等の育成機関へ将来知的財産権事件に携わることとなる裁判官を派遣し、最先端の知的財産理論に触れ専門性を備えた裁判官を育成する必要がある。 知的財産権に関する研究、実務家の育成は各国において力を注いでいる分野であり、平成15年10月には、ドイツ（マックスプランク研究所、ミュンヘン工科大学、アウグスブルグ大学）と米国（ジョージ・ワシントン大学）が共同でミュンヘン知的財産法センターを設立した。同センターでは、知的財産法のほか知的財産権に関する課税、評価、仲裁など幅広いプログラムが用意されており、世界中から一流の実務家や研究者が参加していることから、日本からも裁判官が同プログラムに参加することにより、最先端の知的財産に関する理論を身につけることができる。また、ジョージ・ワシントン大学は、知的財産法分野における著名な教授陣による多彩な講義で定評がある。とりわけ、同大学は、ワシントンD. C.に所在するという地の利を活かして、連邦巡回区控訴裁判所（米国全域における特許権侵害及び特許の有効性に関する控訴事件等を取り扱う）の判事による講義等を提供している点で特色を有しており、同大学に裁判官を派遣することで、理論と実務の架橋を意識した研究を行うことができる。 このため、令和3年度も引き続き、専門性を備えた裁判官の育成のため、ミュンヘン知的財産法センター及びジョージ・ワシントン大学に、それぞれ新規1人を派遣する経費を要求する。もっとも、令和2年度については新型コロナウイルス感染症の影響により派遣を中止したため継続は0人である。	明 細 書 頁
	4 3

＜所要額内訳＞

(ア) 司法制度調査旅費

派遣先	人 員	1 人 当 た り の 所 要 額 (円)							所要額 (円)	所要額 (千円)
		航 空 賃	鉄道賃 車 賃	日 当	滞 在 費	支度料	雑 費	計		
ミュンヘン知的財産法 センター	1	342,110	1,342	21,400	6,720 × 211日	30,000	0	1,812,772	1,812,772	1,813
ジョージ・ワシントン 大学	1	394,410	1,342	21,400	6,720 × 273日	30,000	0	2,281,712	2,281,712	2,282
合 計										4,095

(イ) 授業料

留 学 先	人 員	1 人 当 た り の 授 業 料	所要額 (円)	所要額 (千円)
ミュンヘン知的財産法センター	1	36,135 ユーロ × 123円 = 4,444,605円	4,444,605	4,445
ジョージ・ワシントン大学	1	5,500 ドル × 110円 = 605,000円	605,000	605
合 計				5,050

(令和元年12月24日付支出官レートによる。)

明 細
書 頁

経費積算内訳 【要求】

項・目・目細等	品名等	員数等	単価 (円)	所要額 (千円)	備考
(項) 最高裁判所 職員旅費 (外国旅費)	司法制度調査旅費			6,188 (8,749)	
	裁判官知的財産権関係在外研究			2,093 (2,476)	
	米国 (シアトル, CASRIP)	1人	980,794 (1,099,743)	981 (1,100)	
	ドイツ (ミュンヘン, マックスプランク研究所)	1人	1,111,694 (1,375,743)	1,112 (1,376)	
	ミュンヘン知的財産法センターへの派遣			1,813 (3,045)	
	新規分 (3年度派遣分)	1人	1,812,772 (1,826,821)	1,813 (1,827)	
	継続分 (2年度派遣分)			0 (1,218)	
	ジョージ・ワシントン大学への派遣			2,282 (3,228)	
	新規分 (3年度派遣分)	1人	2,281,712 (2,328,261)	2,282 (2,328)	
	継続分 (2年度派遣分)			0 (900)	
庁費 (雑役務費)	ミュンヘン知的財産法センター授業料	1人	4,444,605	4,445 (4,445)	36,135 ユーロ ×@123
	ジョージ・ワシントン大学授業料	1人	605,000 (2,692,250)	605 (2,692)	5,500 (24,475) ドル ×@110

明 細
書 頁

4 2

4 3

費 經 課 報 広

目 次

一	経 常 事 務 費	
1	基 本 経 費 -----	4 5
2	経常的広報経費 -----	4 8
二	裁判所の機構の維持に必要な経費	
	機構運営対策経費 -----	5 0
三	裁判事務の迅速適正化に必要な経費	
	裁判運営の改善経費 -----	5 4
四	裁判員制度の施行に必要な経費	
	裁判員制度広報関連経費 -----	5 7

<u>経常事務費</u> <u>基本経費</u> (1) 調査連絡旅費【要求】 ＜要求要旨＞ 各地の裁判所では、正確な裁判報道がされるように適切な報道対応に努めるとともに、裁判所や裁判制度について国民に正しい理解を深めてもらうために、例えば見学会などの各種広報活動に取り組んでいる。国民に親しみやすく、利用しやすい裁判所となるためには、これらの広報活動が的確にされることが重要であり、最高裁判所としては、各地の裁判所での報道対応結果や具体的な取組みを正確に把握し、国民のニーズに合致したより良い広報活動はいかにあるべきかについて、常に検討していく必要がある。 そのためには、最高裁判所の係官が各地の裁判所へ出張して、現場で実際に行われている広報活動を直に調査し、各地ごとの状況に応じて広報に対するニーズなどを直接確認するのが効果的であることから、令和3年度も引き続き、調査連絡旅費を要求する。 (2) クリッピングに係る著作権の利用【要求】 ＜要求要旨＞ 裁判所では、正確な裁判報道がされるように適切な報道対応に努めているところ、裁判所に関する新聞記事が掲載されると、他の報道機関や一般国民から当該記事に関する照会を受けることも多い。これらの照会に対し、迅速・的確に対応するためには、関係職員がその記事内容を正確に把握しておく必要があり、そのためには該当する新聞記事を複写し、関係職員に配布することが有効であることから、令和3年度も引き続き、クリッピングに係る著作権の利用料を要求する。	明 細 書 頁
	7 7 5

(3) 記事配信システム【要求】 ＜要求要旨＞ 裁判や司法制度を国民に正確に理解してもらうためには、様々なメディアによって誤りのない報道がされることが重要である。 最高裁判所は日々全国で行われる裁判等に関して各種照会を受けることも多く、最も速報性のあるメディアである通信社の配信記事を迅速に確認することは、その後の新聞社等の取材対応を的確に行う上で、必要不可欠である。 このシステムは、通信社と契約することにより、広報課事務室内に専用のパソコン端末を設置し、あらかじめ設定した検索キーワードを使って該当するニュースを順次表示させるものである。令和3年度も引き続き、運用経費として使用料を要求する。	明 細 書 頁
	9

経費積算内訳【要求】						明 細 書 頁
項・目・目細等	品 名 等	員 数 等	単 価 （ 円 ）	所 要 額 （ 千 円 ）	備考	
(項) 最高裁判所 職員旅費 (内国旅費)	調査連絡旅費 事務官	3 人	52,191	157 (157)		7 9 7 5
			(64,140)			
	庁費 (雑役務費)					
	クリッピングに係る著作権の利用	一式	85,037	85 (64)		
	情報処理業務庁費 (借料及び損料)					
	記事配信システム			23,892 (23,892)		
	共同	12 月	1,254,000	15,048 (15,048)		
	時事	12 月	737,000	8,844 (8,844)		
(項) 下級裁判所 庁費 (雑役務費)						
	クリッピングに係る著作権の利用	一式	(3,992,220) 5,563,243	5,563 (3,992)		

<u>経常的広報経費</u> (1) 憲法週間行事及び「法の日」週間行事【要求】 ＜要求要旨＞ 裁判所では基本的人権を守るために裁判所が果たしてきた役割や法及び裁判が担う役割の重要性を広く国民に理解してもらうため、法務省及び日本弁護士連合会と共に「法の日」及び憲法記念日の機会を捉えて各種広報活動を行っている。 憲法週間行事については、憲法記念日を中心とする5月1日から同月7日までの1週間を憲法週間とし、裁判所が、様々な事件の解決を通じて、基本的人権を守り、法の支配を維持する役割を果たしてきたことを広く国民に理解してもらうことを目的として、様々な広報活動を各地で開催している。 「法の日」週間行事については、10月1日の「法の日」からの1週間を「法の日」週間とし、法の役割と重要性を国民に理解してもらうために制定された「法の日」の制定趣旨を国民に周知し、法をより身近に感じてもらうために、様々な広報活動を各地で開催している。 各週間行事については、それぞれの目的等をふまえ、模擬裁判や模擬調停、庁舎見学会等の広報イベントを中心とした広報活動を各地で開催しており、そのような広報活動の経費として、広報行事を実施する会場の借り上げ費用及び各種広報行事を実施する際の協力者への依頼謝金について、令和3年度も引き続き要求する。 (2) 裁判制度解説パンフレット【要求】 ＜要求要旨＞ 我が国の裁判や司法制度が紛争の解決に寄与し、国民の生活を支えていることを多くの国民に知ってもらうために、全国の裁判所では、日ごろ、学校団体等を主な対象とした裁判所見学を実施している。見学では、広報担当者が法廷等を案内しながら、口頭で裁判制度の概要を説明するが、その際、裁判制度等について図やイラストを使って解説したパンフレットを見学者に配布して、理解の一助にしている。令和3年度も引き続き、裁判制度解説パンフレットの作成費用を要求する。	明 細 書 頁 1 3

経費積算内訳【要求】						明 細 書 頁
項・目・目細等	品 名 等	員 数 等	単 価 （ 円 ）	所 要 額 （ 千 円 ）	備考	
(項) 最高裁判所 諸謝金 (依頼協力謝金)	憲法週間及び「法の日」週間行事 謝金	50 庁 1 人 1 時間	7,900	395 (395)		1 3
庁費						
(印刷製本費)	裁判制度解説パンフレット	(190,000) 95,000 部	(10.890) 10.145	964 (2,069)		
(借料及び損料)	憲法週間及び「法の日」週間行事 経費 広報企画の会場借料	一式	(258,000) 200,000	200 (258)		

<u>裁判所の機構の維持に必要な経費</u>	明 細
<u>機構運営対策経費</u>	書 頁
(1) 広報誌発行【要求】 <要求要旨>	
裁判所や裁判手続について国民に正確な理解をしてもらうため、最高裁判所では「司法の窓」という広報誌を発行している。誌面には、各界の著名人等との対談や裁判制度のトピック、各地の裁判所の紹介記事を掲載するなどして、「より身近で親しみやすい裁判所」のイメージ作りに努めている。この「司法の窓」を全国の大学の図書館、高等学校、地方自治体及び公共図書館に配布し、そうした公共施設等で一般の方々に見ていただき、広く裁判所の広報活動に役立てている。 そこで、令和3年度も引き続き、広報誌を発行するための経費を要求する。	1 6 1 7
(2) 裁判傍聴者用手続解説リーフレット【要求】 <要求要旨>	
裁判は原則として公開の法廷で行われており、誰でも自由に傍聴することができる。近年、国民の司法に対する関心はますます高まり、以前にも増して多くの国民が傍聴のために裁判所を訪れている。 しかし、傍聴者は、必ずしも裁判手続に精通しているとは言い難く、裁判用語や手続についての知識を欠くために、裁判の進行がよく理解できないといった不満もあり、また、そのために傍聴人席において私語を発するなど、裁判の進行の妨げとなる例も見受けられる。傍聴者及び傍聴希望者に、裁判に対する正しい知識を得てもらったり、傍聴のマナーを理解してもらったりするためには、裁判手続、裁判用語及び傍聴案内等について図表等を使って簡潔に記載された分かりやすいリーフレットを配布するのが効果的である。このようなリーフレットを傍聴者及び傍聴希望者に配布し、利用してもらうことは、裁判の公開及び迅速な裁判の理念に適うものであることから、令和3年度も引き続き、その作成費用を要求する。	

(3) 裁判所ウェブサイト掲載用写真撮影費用【要求】 ＜要求要旨＞ 最高裁判所判事は、国民審査の判断に資するものとして裁判所ウェブサイト「最高裁判所の裁判官」のコーナーを設け、写真、略歴、信条、趣味等を掲載するなどの広報活動を行っている。また、国民審査の際に使用する手札写真（個人写真）も必要となる。これらの場所で利用する写真については、相応の質を確保するため、充実した機材や高度な撮影技術を有する専門家による撮影が必要である。 そこで、最高裁判所判事の広報活動において使用する写真の撮影費用を要求する。 (4) 新聞・雑誌記事、人物情報データベース利用料【要求】 ＜要求要旨＞ 広報課では、最高裁判所はもとより裁判所全体の窓口として、報道機関、各種団体及び一般国民からの各種照会に応じている。裁判所としては、広報活動の一環として、これらの照会に対し、適時、適切な対応をする必要がある。照会の内容は、判例、裁判手続に関するものを中心として多岐にわたるが、このような照会があると、広報課又は担当部署で調査して回答している。 全国的に注目を集めている著名事件の際には、各報道機関とも大きく取り上げるため、クラブ記者に加え、クラブ外の記者から様々な取材の申込みや便宜供与の依頼が予想されることから、広報課において当日混乱が生じないように、当該事件の報道ぶりを確認した上で事前準備をする必要がある。また、各種団体、企業や個人から照会があった場合、的確な情報を提供するために、照会者についての情報が必要なこともある。さらに、過去の新聞・雑誌記事との関連で照会されることも多く、この場合には当該記事を探索しなければならない。 これらの各種照会等に的確かつ迅速に対応する方策としては、種々の分野にわたって幅広い情報を持つウェブサイトの有料サービスを利用することが有効である。 このサービスはウェブサイト会員になることにより、広報課事務室内のパソコンから、同サイトの検索システムにアクセスし、新聞・雑誌記事、人物情報など多数のデータベースについて横断的な検索を行うものであり、その情報量や検索性において優れ、単なるインターネットのウェブサイト閲覧では目的が達せられないものである。よって、令和3年度も引き続き、運用経費として使用料を要求する。	明 細 書 頁 1 7

経費積算内訳【要求】						明 細 書 頁
項・目・目細等	品 名 等	員数等	単価（円）	所要額（千円）	備考	
(項) 最高裁判所 諸謝金 (依頼協力謝金)						1 6
	広報誌発行			57 (57)		1 7
	対談料	3 時間 1 回	11, 300	34 (34)		
	原稿料	3 時間 1 回	7, 733	23 (23)		
	庁費 (印刷製本費)					
	裁判傍聴者用手続解説リーフ レット	(125, 000) 111, 000 部	(3. 564) 3. 417	379 (446)		
	広報誌	25, 000 部	(23. 870) 27. 720	693 (597)		

						明 細 書 頁
項・目・目細等	品 名 等	員数等	単価（円）	所要額（千円）	備考	
(雑役務費)	広報誌発行			42 (42)		1 7
			(8,316)			
	録音反訳費用	3 時間 1 回	8,448	25 (25)		
	写真撮影費用	一式	16,500	17 (17)		
情報処理業務庁費 (雑役務費)	裁判所ウェブサイト掲載用写真撮影 費用	4 人	30,000	120 (0)		
	新聞・雑誌記事，人物情報データサ ービス利用料	12 月	(13,523) 10,000	120 (162)		

<u>裁判事務の迅速適正化に必要な経費</u> <u>裁判運営の改善経費</u> (1) 多チャンネル同時録画機データサービス【要求】 ＜要求要旨＞ 裁判所では、正確な裁判報道がされるように適切な報道対応に努めているが、テレビ放送内容に関して、他の報道機関や一般国民から照会を受けることが多く、それらの照会に対して適切な対応をするためには、裁判報道に関するテレビ放送内容を正確に把握する必要がある。また、誤った報道がされたときは、テレビ局に対し、以後の放送において正しい内容を放送するように申し入れたり、場合によっては訂正放送を求めたりすることもある。そのためには職員によるテレビ放送内容のモニタリングが必要となるが、職員がすべてモニタリングすることは、きわめて困難かつ非効率であり、現実的でない。 一方、テレビ放送の国民に対する影響力は甚大で、裁判員制度の実施に伴い裁判員やその候補者に不当な偏見を与えないような事件報道、裁判報道が行われるようメディア側に求めていく必要があり、テレビ放送内容の実態把握は不可欠となっている。 そこで、7チャンネルの放送内容を全て録画し、その映像を容易に検索する機能を持った多チャンネル同時録画機を利用することにより、効率的に放送内容を把握することが必要である。 よって、多チャンネル同時録画機のデータサービス利用料を要求する。	明 細 書 頁
	3 7

(2) 裁判所ウェブサイト保守等 (ア) 裁判所ウェブサイトの保守等【要求】 ＜要求要旨＞ 裁判所ウェブサイトは、裁判所の基本的な情報発信手段であり、裁判所の組織や各地の裁判所、裁判手続、広報行事等の紹介といった一般的な事項から、採用試験情報、調達・公募情報といった閲覧層を絞った記事、更には裁判例や司法統計、最高裁判所規則などの専門的なものまで、裁判所に関する幅広い情報を国民に提供している。 インターネットの人口普及率が80パーセントを超える昨今では、最高裁、知財高裁や全国の下級裁の各種裁判例情報、各種の司法統計情報、更には各地で開かれる広報行事の案内、新しい制度や手続の紹介等についての情報を求める国民各層にとって、裁判所ウェブサイトが最も有力なアクセス手段の一つとなっており、掲載情報の不断の更新等による利便性の維持向上が、今後ますます求められる状況にある。 裁判所ウェブサイトは、画面体裁の統一等による見やすさや目的情報の探しやすさを追求するため、すべての掲載情報の編集、更新を最高裁が監修するとともに、セキュリティ保持にも万全の態勢を保つべく、委託会社による運営管理態勢をとる必要がある。 よって、令和3年度も引き続き、裁判所ウェブサイトの運用保守等に要する費用を要求する。 (イ) 知的財産高等裁判所ウェブサイトの保守等【要求】 ＜要求要旨＞ 知的財産高等裁判所ウェブサイトは、主要な判決、審決取消訴訟の個別事件情報、審決取消訴訟に関するQ&A、専門委員制度や大合議事件に関する情報など、知的財産権に関する紛争解決に役立つような情報を国民に提供しているほか、知的財産権のグローバルな情報発信の必要性に対応するため、他言語ページ（英語、ドイツ語、フランス語、中国語及び韓国語）を開設している。今後、産業競争力強化の一環として知的財産戦略が進められると、日本企業を巡る知的財産権に関する紛争が日本国内外でより一層生じる可能性があり、その紛争解決の一助として、知的財産権に関する情報を発信している知的財産高等裁判所ウェブサイトの活用が見込まれることから、安定稼働のため、委託会社による運営管理態勢をとる必要がある。 よって、令和3年度も引き続き、知的財産高等裁判所ウェブサイトの運用保守等に要する費用を要求する。	明 細 書 頁 3 7

経費積算内訳【要求】

項・目・目細等	品 名 等	員数等	単価（円）	所要額（千円）	備考
(項) 最高裁判所 情報処理業務庁費 (備品費) (雑役務費)	多チャンネル同時録画機データサービス 端末購入費			0 (671)	
	多チャンネル同時録画機データサービス 利用料	12 月	(68, 200) 33, 000	396 (818)	
	裁判所ウェブサイト保守等			28, 069 (28, 069)	
	裁判所ウェブサイトの保守等	一式	26, 314, 200	26, 315 (26, 315)	
	知的財産高等裁判所ウェブサイトの保守等	一式	1, 754, 280	1, 754 (1, 754)	

明 細
書 頁

3 7

<u>裁判員制度の施行に必要な経費</u> <u>裁判員制度広報関連経費</u> (1) 裁判員制度ウェブサイトの保守等【要求】 ＜要求要旨＞ 裁判員制度ウェブサイトは、同制度に対する国民の理解の醸成と参加意識の向上などを目的として、平成１７年度に新設された裁判員制度専門のウェブサイトである。同制度に関する情報を、幅広い層の国民に対し、分かりやすく親しみやすい手法で迅速に発信するという観点から、これまで、各種コンテンツの充実を図ってきた。 裁判員制度に関する情報発信が一元的に行えるという点で、本ウェブサイトは広報戦略的にも極めて重要な役割を果たしているのみならず、利用者側にとっても情報の集約によるメリットは大きい。また、すでに報道機関等を始め多くの国民から裁判員制度専門サイトとして一定の認知を得ており、今後、同制度に対する国民の関心を持続させ、裁判員制度の安定的な運用を目指す上で必要不可欠な広報ツールであることから、安定稼働のため、委託会社による運営管理態勢をとる必要がある。 よって、令和３年度も引き続き、裁判員制度ウェブサイトの運用保守等に要する費用を要求する。 (2) 裁判員制度ナビゲーション（広報用冊子）【要求】 ＜要求要旨＞ 本冊子は、裁判員制度の概要のみならず、選任手続や実際に裁判員となったときにどのようなことを行うのかといったことを、詳細に、かつ、図表やイラスト・写真を使って分かりやすく説明したものである。 裁判官による出張講演や裁判所見学、広報行事の際に参加者に配布するなど、裁判員制度の内容を国民に伝達するためのツールとして積極的に活用されており、内容の正確さ、充実感から高い評価を得ている。 本冊子は、裁判員制度施行後においても、制度の内容を国民に伝達するツールとして極めて有用であるため、運用状況や統計数値等の情報を最新のものに更新した上で、刊行する必要がある。 よって、令和３年度も引き続き、本冊子の発行経費を要求する。	明 細 書 頁
	4 4

経費積算内訳【要求】						明細書 頁
項・目・目細等	品名等	員数等	単価（円）	所要額（千円）	備考	
(項) 最高裁判所 情報処理業務庁費 (雑役務費)	裁判員制度ウェブサイトの保守等	一式	7,017,120	7,017 (7,017)		44
	裁判資料整備費 (印刷製本費)	(115,200) 59,901 部	(23.320) 31.900	1,911 (2,686)		
(項) 下級裁判所 職員旅費 (内国旅費)	協議会出席旅費 出張講演会			0 (330)	刑事局 経費へ 組替	

情 報 政 策 課 經 費

目 次

一	裁判の統計に必要な経費	6 1
二	裁判事務の迅速適正化に必要な経費 裁判運営の改善経費	6 3
三	裁判の迅速適正処理経費	
1	裁判の迅速適正処理経費	6 9
2	最高裁判所汎用受付等システム経費	7 2
3	司法情報通信システム経費	7 4
4	裁判事務処理システム（民事及び家事事件）経費	8 9
5	簡裁民事事件管理システム経費	9 2
6	裁判事務処理システム（刑事事件）経費	9 4
7	裁判統計データ処理システム経費	9 6
8	倒産事件処理システム経費	9 8
9	督促事件処理システム経費	1 0 0
1 0	債権執行事件管理プログラム経費	1 0 2
1 1	裁判事務支援システム経費	1 0 4

裁判の統計に必要な経費

司法統計年報【要求】

＜要求要旨＞

司法統計年報は，裁判所の諸施策の基幹的資料となる統計データを掲載し，これを刊行物として刊行することで，国民に対して裁判の現状を数値的に明らかにするものであり，これを作成するための経費を引き続き要求する。

明 細
書 頁

3 2

経費積算内訳【要求】

項・目・目細等	品 名 等	員 数 等	単価(円)	所要額 (千円)	備 考
(項) 最高裁判所 庁費 (印刷製本費)	司法統計年報	2,945部	(334.629) 314.521	926 (986)	
	知財高裁用司法統計年報	7部	(334.629) 314.521	2 (2)	

明 細
書 頁

3 2

<u>裁判事務の迅速適正化に必要な経費</u> <u>裁判運営の改善経費</u> (1) 情報セキュリティ実地監査【要求】 ＜要求要旨＞ 情報セキュリティ対策の実効性を担保するためには、情報セキュリティ対策を実施する者による自己点検だけでなく、情報セキュリティ対策の監査を実施することが必要である。情報セキュリティ監査は査閲、点検、観察、ヒアリング等により実施するところ、効果的な監査のためには、監査官が被監査庁に赴いてこれらを行う必要がある。 そこで、各上級機関が下級機関に情報セキュリティ対策の監査を実施するための経費を要求する。 ＜実施計画＞ (ア) 最高裁による情報セキュリティ実地監査 対 象 各高裁（４） 監査官 最高裁情報政策課の監査事務従事者及び補助者（要旅費人員　３人×４庁） (イ) 高裁による情報セキュリティ実地監査 対 象 各高地家裁（５０） 監査官 各高裁の監査事務従事者及び補助者（要旅費人員　４人×４２庁）	明 細 書 頁
	３５ ８７

(2) 情報セキュリティに関する調査【要求】 ＜要求要旨＞ 情報セキュリティを取り巻く環境は常時変化しており，こうした変化に的確に対応し，情報セキュリティ水準を維持することが必要である。このため，情報セキュリティ対策の根幹をなす情報セキュリティポリシーは，自己点検・監査等の結果等だけでなく，実際の運用において生じた課題を踏まえ，適時見直しを行う必要がある。 この見直しのためには，下級裁における情報セキュリティ対策の運用の実情を把握する必要があるが，下級裁からの報告等のみによって下級裁の実情をつぶさに把握するのは困難であり，管内の地家裁を指導する立場にある高裁の担当者や，裁判事務を取り扱う裁判官等と意見交換を行うことが必要である。 そこで，最高裁が下級裁の情報セキュリティについての運用の実情を調査するための経費を要求する。 ＜実施計画＞ <table> <tr> <td>対 象</td><td>各高裁（８）</td></tr> <tr> <td>調査者</td><td>最高裁情報政策課の課長又は参事官及び補助者（要旅費人員　３人×７庁）</td></tr> </table>	対 象	各高裁（８）	調査者	最高裁情報政策課の課長又は参事官及び補助者（要旅費人員　３人×７庁）	明 細 書 頁
対 象	各高裁（８）				
調査者	最高裁情報政策課の課長又は参事官及び補助者（要旅費人員　３人×７庁）				
	3 5				
	3 7				
	3 8				
	8 8				
	8 9				
(3) データセンタサーバ室ラック購入【要求】 ＜要求要旨＞ 最高裁判所データセンタにサーバを設置している業務システムのリプレイス等に当たり，リースにより調達しているサーバラックのうち，令和３年度にリースアップする３台について購入する必要がある。すなわち，リース品を撤去した箇所には，耐震性の問題から再度サーバラックの架台を設置することができないため，サーバラックを新規に設置する際は多少位置をずらす必要があるが，サーバ室のレイアウト上，対応できないことから，リース品を撤去せずに流用する必要がある。 そこで，これらのサーバラックを購入するための経費を要求する。 (4) 事務局用パソコン【要求】 ＜要求要旨＞ (ア) 令和３年度も引き続き，平成２８年度に整備（一斉更新）したパソコンの継続リース料（１１箇月分）を要求する。 なお，本件は，複数年度にわたる契約を締結する必要があるため，併せて５箇年の国庫債務負担行為によることを要求しており，令和３年度はその５年目である。 (イ) 令和３年度に整備（一斉更新）するパソコンのリース料（１箇月分）を要求する。					

(5) C I O補佐官【要求】 <要求要旨> 政府全体として情報化推進体制を確立し、行政の情報化等を一層推進することにより国民の利便性の向上を図るとともに行政運営の簡素化、効率化、信頼性及び透明性の向上に資することを目的として電子政府の構築が進められており、電子政府の取組を推進し、かつ、府省内の情報化戦略の策定等を行うために各府省に情報化統括責任者（C I O）が置かれているところ、「各府省情報化統括責任者（C I O）連絡会議」において、C I O等に対する支援・助言等を行う者としてC I O補佐官を配置することが決定された。 C I O補佐官には、業務分析手法、情報システム技術及び情報セキュリティに関する専門的な知識・経験を有する外部専門家を充てることとされており、裁判所においても平成16年度にC I O補佐官の配置経費が、平成17年度にC I O補佐官の補助要員の配置経費が認められた。 C I O補佐官の業務内容は、①情報化戦略計画に基づき、かつ、政府・民間の動向を踏まえた情報化及び全体最適化の推進に係る指導・支援・助言、②情報セキュリティポリシー、その他個人情報保護の観点から踏まえた情報セキュリティ対策の充実（情報セキュリティポリシーの実効性の向上、情報システム及び最高裁判所データセンタ等の情報化基盤（以下「情報システム等」という。）のセキュリティの向上等）に係る指導・支援・助言、③情報システム等の企画・開発・改修・運用保守等の各段階における作業（仕様書の作成、見積書の取得、提案書の評価、関係事業者との対応等）に係る指導・支援・助言、④情報化関連予算の効果的な作成及び効率的な執行に係る指導・支援・助言、⑤情報システム等の調達に係る指導・支援・助言、⑥情報化を担う職員の育成に係る指導・支援・助言、⑦I Tに関する各府省共通の課題等の分析・解決方法の検討に係る指導・支援・助言、⑧その他、最高情報セキュリティアドバイザー等連絡会議等（午後5時以降に開催されることのあるフォーラム等を含む。）への出席、関係資料の作成等、多岐にわたる。 そこで、令和3年度も、引き続きC I O補佐官及び同補助者を配置するための経費を要求する。	明 細 書 頁
	38

経費積算内訳【要求】						明 細 書 頁
項・目・目細等	品 名 等	員 数 等	単価(円)	所要額(千円)	備 考	
(項) 最高裁判所 職員旅費 (内国旅費)	情報セキュリティ実地監査 事務官	12人	41,678	500(500)		3 5
	情報セキュリティに関する調査 課長又は参事官	7人	49,853	932(932) 349(349)		3 7
	事務官	14人	41,678	583(583)		
	情報処理業務庁費 (備品費)					
	データセンターサーバ室ラック購入			218(4,273)		
			(66,107)			
	中古ラック 新規ラック	3(8)台	72,772	218(529) 0(3,744)		

						明 細
項・目・目細等	品 名 等	員 数 等	単価(円)	所要額 (千円)	備 考	書 頁
(借料及び損料)	事務局用パソコン(H28)			23,124(25,596)		3 8
			(25,129,392)			
	H29国債分	一式	23,035,276	23,036(25,130)		
			(465,360)			
	R元国債分	一式	87,582	88(466)		
	事務局用パソコン(R3)	一式	4,062,770	4,063(0)		
(雑役務費)	C I O補佐官			33,363(33,363)		
	C I O補佐官	1 式	23,106,600	23,107(23,107)		
	C I O補佐官補助要員	2 式	5,128,200	10,256(10,256)		

						明 細
項・目・目細等	品 名 等	員 数 等	単価(円)	所要額 (千円)	備 考	書 頁
(項) 下級裁判所 職員旅費 (内国旅費)	情報セキュリティ実地監査 事務官	168人	19,194	3,225 (3,225)		8 7
	情報処理業務庁費 (借料及び損料)					8 8
	事務局用パソコン(H28)	一式	(105,085,560)	96,700 (107,033)		
	H29国債分	一式	96,328,430 (1,946,028)	96,329 (105,086)		
	R元国債分	一式	370,403	371 (1,947)		
	事務局用パソコン(R3)	一式	14,066,370	14,066 (0)		

<u>裁判の迅速適正処理経費</u> <u>裁判の迅速適正処理経費</u> (1) Microsoft Office2016 ライセンス料【要求】 ＜要求要旨＞ 裁判所で使用するパソコンは令和３年度に更新予定であるところ、オフィスソフトとしてMicrosoft Office2016を導入する予定であることから、同ライセンス経費を要求する。 (2) Windows Server 2019 CAL【要求】 ＜要求要旨＞ サーバOSにWindows Serverを利用する場合、サーバライセンスのほかに、クライアントがサーバにアクセスするためのライセンスであるCAL（Client Access License）が必要になる。令和３年度においてWindows Server 2019を導入する機器があることから、Windows Server 2019 CAL 経費を要求する。 (3) 裁判部用パソコン【要求】 ＜要求要旨＞ (ア) 令和３年度も引き続き、平成２８年度に整備（一斉更新）したパソコンの継続リース料（１１箇月分）を要求する。 なお、本件は、複数年度にわたる契約を締結する必要があるため、併せて５箇年の国庫債務負担行為によることを要求しており、令和３年度はその５年目である。 (イ) 令和３年度に整備（一斉更新）するパソコンのリース料（１箇月分）を要求する。 (4) セキュリティ対策【要求】 ＜要求要旨＞ 裁判所においては、情報システム等のセキュリティを確保するために適切な対策を実施してきたところであるが、情報通信技術の著しい発展とともに、国家機関や企業を狙ったサイバー攻撃がますます増加し、その手法も一層巧妙化している。そのため、平成３０年度版政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準記載の順守事項に対応した対策の実施など、情報セキュリティの一層の確実を期するために必要な費用を要求する。	明 細 書 頁
	1 0 7

経費積算内訳【要求】						明 細 書 頁
項・目・目細等	品 名 等	員 数 等	単価(円)	所要額(千円)	備 考	
(項) 裁判費						1 0 7
裁判庁費 (消耗品費)						
	Microsoft Office2016の購入	一式	451,797,720	451,798(0)		
	Windows Server2019 CALの購入	一式	86,690,000	86,690(0)		
	セキュリティ対策			0(56,332)		
	Microsoft Office365ライセンス料(検証用)			0(303)		
(借料及び損料)	裁判部用パソコン(H28)		(374,104,469)	344,252(381,033)		
	H29国債分	一式	342,929,097 (6,927,860)	342,929(374,105)		
	R元国債分	一式	1,322,828	1,323(6,928)		
	裁判部用パソコン(R3)	一式	52,025,898	52,026(0)		

項・目・目細等	品 名 等	員 数 等	単価(円)	所要額 (千円)	備 考	明 細 書 頁
(雑役務費)	セキュリティ対策			2,620 (4,160)		

最高裁判所汎用受付等システム経費

最高裁判所汎用受付等システム【要求】

<要求要旨>

最高裁判所汎用受付等システム（以下「本システム」という。）は、裁判所で唯一、財務省会計センターの歳入金電子納付システム（以下「REPS」という。）との連携基盤として機能しているシステムであるが、裁判所の督促手続オンラインシステム（以下「督オンシステム」という。）や保管金事務処理システムとREPSとの電子納付情報等のやり取りを中継し、督オンシステムを利用した申立てに係る手数料等や裁判所における保管金の電子納付を実現している。

本システムに障害が発生すると、裁判所における保管金や手数料の電子納付手続等に支障が生じ、電子納付手続を希望する裁判所利用者に不便をかけることとなるばかりか、裁判所の事件手続の進行を遅延させることにもなることから、上記業務の実現及びシステムの安定稼動のため、令和3年度も引き続き、運用保守料及び本システムの運用を継続するのに必要なハードウェア・ソフトウェアのリース料・保守料を要求する。

なお、本システムの歳入金GWサーバにある業務アプリケーションが動作するために必要となるOracle社のJavaの開発環境（JDK）及び実行環境（JRE）について、同ソフトウェアの商用サポートライセンス購入費用を要求する。

明 細
書 頁

1 0 9

経費積算内訳【要求】						明 細 書 頁
項・目・目細等	品 名 等	員 数 等	単価(円)	所要額 (千円)	備 考	
最高裁判所汎用受付等 システム経費						1 0 9
裁判庁費 (消耗品費)			(39,600)			
(借料及び損料)	オラクルポ ートライセンスの購入	16式	38,500	616 (634)		
(雑役務費)	ハードウェア・ソフトウェアリース料等	一式	14,861,220	14,862 (14,862)		
	運用保守	一式	(28,769,073) 24,578,227	24,578 (28,769)		

<u>司法情報通信システム経費</u> (1) 司法情報通信システム（J・NET）（最高裁判所データセンタ分） ＜要求要旨＞ 平成25年度に最高裁判所データセンタに構築されたJ・NET（ネットワークシステムや共通基盤インフラ）に、J・NETの各機能等を順次移転してきた。 そこで、令和3年度もJ・NETの運用保守等に必要となる、次に掲げる経費を要求する。 (ア) 機器等リース料【要求・要望】 J・NETを構成しているサーバ、ネットワーク機器、ソフトウェア等のリース料を要求する。 また、令和3年度から実施する次期J・NET移行作業において、次期環境で利用する機器等の設置役務の調達が必要となることから、これに要する経費を要求する。 (イ) 運用保守等役務【要求】 J・NETは、裁判事務等に関する情報の通信基盤として、裁判所間の通信（各種システムのデータ、電子メールの送受信等）及びインターネットや政府共通ネットワークを経由した裁判所外との通信を管理運営している。セキュリティを確保した上で、安定的な運用を行うには高度な専門知識が必要であることから、外注による常駐運用保守が必要である。 J・NET及び最高裁判所データセンタに構築した共通基盤機能の統合運用保守に必要な経費を要求する。 (ウ) 次期J・NET移行作業【要望】 最高裁判所データセンタに構築された機器が令和5年度にリース期間の満了を迎えることから、その機器更改に伴う次期J・NETへの移行作業が必要となる。 令和3年度においては、その機器更改の計画及び設計に必要な経費を要求する。 (エ) J・NET機器の共通運用保守業務及び更改等の工程監理支援業務等【要望】 J・NETの共通運用保守業務に加えて、J・NET機器更改のための計画及び設計にあたっては、共通運用基盤上のサーバ機能及びネットワーク機能への影響の検討など、技術的な観点から共通運用業者及び更改作業業者の工程を綿密に監理する必要がある。これらの監理には高度な知見が必要とされるので、職員のみで担うことは困難であり、専門業者による工程監理の支援が必要であることから、これに要する経費を要求する。また、J・NET機器更改案件の業務支援（次々期J・NET更改に向けた検討等）のための経費を併せて要求する。	明 細 書 頁
	要求 1 0 9 1 1 0 1 1 1
	要望 1

(オ) データセンタソフトウェアバージョンアップ【要求】 データセンタ基幹インフラにおける各種ソフトウェアのサポート期間が終了するため、バージョンアップを行うことにより、継続的にサポートが受けられる環境を構築するために必要となる費用を要求する (カ) Java 8 有償サポート購入【要求】 最高裁判所データセンタ設置サーバのうち J・NET アドレス帳のサーバについて、Java 8 の無償サポート期間が終了しており、継続したサポートを受けるため、有償サポートの購入に必要な費用を要求する。	明 細
	書 頁
	1 1 0
	1 1 1

	明 細 書 頁
(2) 司法情報通信システム（J・NET）（最高裁・下級裁分） ＜要求要旨＞ J・NETの通信に係る情報通信機器のうち、以下のものについて、リースによる更新が認められ、運用している。令和3年度も引き続きこれら機器のリース料、保守費用等について要求する。 (ア) 帯域制御装置（平成28年度・令和3年度リース開始）【要求】 限りのある帯域を有効に利用するため、機器ごとに利用できる帯域に制限をかけ、様々な機器の回線利用帯域を調整し、回線を利用するシステムの運用に支障がないように一定帯域を確保する機能を持つ装置である。 (イ) 最高裁ファイアウォール（平成30年度）【要求】 セキュリティの観点から、インターネットや政府共通ネットワークなどの裁判所外とJ・NET及び各業務処理システムとJ・NETとの通信を制御するために設置された機器である。 (ウ) 最高裁ファイルサーバ（平成30年度リース開始）【要求】 最高裁にはファイルサーバが設置されており、情報共有のため有効に活用されている。 (エ) 最高裁DHCPサーバ（令和元年度リース開始）【要求】 職員端末等へのIPアドレスの自動割当及びDNS照会を処理するためのサーバである。 (オ) 基幹スイッチ（最高裁L3スイッチ 令和2年度リース開始）【要求】 L3スイッチは、スイッチングハブの機能の一つで、送信されてきたデータからネットワークアドレスを検出して振り分ける機能を有し、大規模庁における処理の高速化を図るものである。 (カ) 最高裁ルータ（令和元年度リース開始）【要求】 WAN回線の出入口に配置され、裁判所全体のネットワークの基幹となる機器である。 (キ) 下級裁ファイルサーバ（平成28年度・平成29年度・平成30年度・令和元年度・令和2年度・令和3年度リース開始）【要求】 現在、下級裁本庁等には、ファイルサーバが設置されており、情報の共有のため有効に機能している。加えて、同サーバは、ウイルス定義ファイル中継サーバ、DNSサーバ、裁判事務処理システムの災害時等の業務継続のためのデータバックアップ先サーバ等の様々な用途で利用されている。 (ク) 東京高地家簡裁DHCPサーバ（令和元年度リース開始）【要求】 職員端末へのIPアドレスの自動割当やDNS照会を処理するためのサーバである。	1 1 0 1 1 1

(ケ) 下級裁ルータ及び基幹スイッチ（L 3 スイッチ，L 2 スイッチ）（平成 2 8 年度・平成 2 9 年度・平成 3 0 年度・令和元年度・令和 2 年度・令和 3 年度リース開始）【要求】	明 細 書 頁
ルータは，WAN 回線の出入口に配置され，各裁判所のネットワークの基幹となる機器である。 L 3 スイッチは，スイッチングハブの機能の一つで，送信されてきたデータからネットワークアドレスを検出して振り分ける機能を有し，大規模庁におけるデータ処理の高速化を図るものである。 L 2 スイッチは，信号を振り分ける機能をもつスイッチングハブの一つであり，データ処理の高速化を図っている。	1 1 0
(コ) 下級裁分散リポジトリ（令和 2 年度リース開始）【要求】 下級裁に設置され，ウイルス定義ファイルの配信拠点や災害時のコンティンジェンシーファイルの送信先となる機器である。	1 1 1
(サ) 執行センターの分散リポジトリ（令和元年度リース開始）【要求】 執行センター（東京，大阪）に設置され，ウイルス定義ファイルやコンティンジェンシーファイルの送信先となる機器である。	
(シ) 中目黒新庁舎新規サーバ及びネットワーク機器リース【要求】 東京高等・地方裁判所中目黒分室の新営に伴い，中目黒分室で必要となるネットワーク機器等及び多機能サーバ等（ハードウェア及びソフトウェア等）を賃貸借し，多機能サーバ等が既存の裁判所情報基盤インフラに整合するよう，またネットワーク機器等が司法情報通信システム（J・NET）において適切に通信できるよう，設計及び設定作業等が必要となる。 そこで，令和 3 年度においては，当該リース機器設置に向けた設計作業を行うために必要となる費用を要求する。	

(3) 通信回線等経費（J・NET 広域イーサネット利用料）【要求】	明 細
＜要求要旨＞	書 頁
近年，社会の多様化により，裁判所に係属する事件も複雑困難化している中で，全国に組織，機構を展開している裁判所においては，一層の情報共有，事務の効率化を図らなければ，適正・迅速な事件処理の要請に対応できない。平成7年度に最高裁LANと下級裁とをネットワークで結ぶJ・NETの構築が認められ，以降，電子メール，電子掲示板等のグループウェア機能の利用による事務連絡業務の大幅な効率化が図られるとともに，同システムの通信インフラを利用した各種システムも導入され，これらの業務における事務処理の効率化が実現されている。	1 1 0
平成17年度には，最高裁判所汎用受付等システムに加えて保管金事務処理システムの運用が開始され，J・NET通信回線の通信量が大幅に増加したことから，平成17年度に本庁71拠点（3大支部を含む。），平成18年度には下級裁の支部137拠点，平成19年度には下級裁判所の支部（66拠点）及び独立簡裁（185拠点）についてイーサネット回線に移行し，増強を図る経費が認められたところである。	
平成21年度以降は裁判事務処理システムの利用が開始され，平成25年度は最高裁判所データセンタにJ・NETが構築された。	
そこで，令和3年度も引き続き広域イーサネット回線を利用するための費用を要求する。	
(4) インターネット【要求】	
＜要求要旨＞	
裁判所の組織運営を見直し，司法制度の改善方策を検討，決定するための情報収集の手段としてのインターネット導入が平成8年度に認められ，その後，インターネットの通信に必要な使用料及び通信費用が認められた。	
各種システムのセキュリティ対策として，セキュリティパッチの適用やウイルス定義ファイルの適時更新は極めて重要であり，同対策実施のために，インターネットを通じて各種セキュリティベンダーのサイトからパッチ等を取得する必要がある。	
そこで，令和3年度も引き続きインターネットの通信に必要な使用料及び通信費用を要求する。	
また，令和3年から，次期司法情報通信システム（J・NET）への移行作業が始まることから，次期環境で利用するインターネット回線が必要となるため，その構築に係る費用を併せて要求する。	

(5) J・NETポータル【要求】 ＜要求要旨＞ 平成18年度予算において、職員間での各種情報共有を行い、裁判事務処理等の効率化を図る目的で、事務処理上有益な情報について、司法情報通信システムを利用する職員ポータルサイト及びデータベースの再構築のための費用が認められた。職員ポータルサイトは、裁判集・規則集等データベース及び民事・刑事鑑定事例集等データベース等の各種データベース等及びそれらにアクセスするための窓口となる部分により構成されている。 ポータルサイトの運用・保守のためには、データベースのメンテナンス等のための経費が必要であるため、令和3年度も引き続きその経費を要求する。 また、現行OSを継続利用する必要があることから、OSの延長サポートを購入するために必要となる経費を引き続き要求する。 併せて、職員ポータルサイトは構築された後、徐々にコンテンツが追加されてきており、データ構造、処理フロー及びシステム機能等が複雑化・老朽化している上、本システムの現行機器等のリース期間が終了するため機器等を更新する計画であり、機器更改に伴うシステム更改に必要な費用を要求する。	<table> <tr> <td data-bbox="2031 150 2145 335">明 細 書 頁</td><td data-bbox="2031 335 2145 1452"></td></tr> <tr> <td data-bbox="2031 335 2145 430">1 0 9</td><td data-bbox="2031 430 2145 1452"></td></tr> <tr> <td data-bbox="2031 430 2145 526">1 1 1</td><td data-bbox="2031 526 2145 1452"></td></tr> </table>	明 細 書 頁		1 0 9		1 1 1	
明 細 書 頁							
1 0 9							
1 1 1							

経費積算内訳【要求】						明 細 書 頁
項・目・目細等	品 名 等	員 数 等	単価(円)	所要額 (千円)	備 考	
司法情報通信システム経費 裁判庁費 (消耗品費)	J・NETポータル					1 0 9
	Red Hat Enterprise Linux 6延長 サポートの購入	6(11)式	(70,000) 67,210	403(770)		1 1 0
(通信運搬費)	J・NETアドレス帳					
	Java8有償サポート購入 (ACL付与サーバ)	一式	3,234,000	3,234(0)		
			(476,237,850)			
	広域インターネット利用料(H30)	一式	476,104,200	476,105(476,238)		
	インターネット通信費(H30)	一式	7,464,600	7,465(7,465)		
	セキュリティ対策			42,197(42,214)		

						明 細
項・目・目細等	品 名 等	員 数 等	単価(円)	所要額 (千円)	備 考	書 頁
(借料及び損料)	J・NETデータセンタ分					1 1 0
	J・NET機器等リース料 (H30)	一式	542, 014, 440	542, 015 (542, 015)		
	J・NET最高裁分 通信機器			18, 081 (17, 644)		
	最高裁帯域制御装置リース料 (H28)	一式	(6, 394, 080) 3, 729, 880	3, 730 (6, 395)		
	最高裁ファイルサーバリース料 (H30)	一式	4, 418, 739	4, 419 (4, 419)		
	最高裁基幹ファイアウォールリース料 (H30)	一式	2, 001, 780 (3, 605, 610)	2, 002 (2, 002)		
	最高裁DHCPサーバリース料 (R元)	一式	4, 178, 328	4, 179 (3, 606)		

明 細 書 頁					
項・目・目細等	品 名 等	員 数 等	単価(円)	所要額 (千円)	備 考
	最高裁帯域制御装置リース料 (R3)	一式	3,751,243	3,751 (0)	
	政府共通ネットワーク用ファイアウォール リース料(H27)			0 (1,222)	
	最高裁内LAN設備			29,808 (13,906)	
	最高裁ルータ等リース料(R元)	一式	4,790,280 (1,989,495)	4,791 (4,791)	
	最高裁L3スイッチ等リース料(R2)	一式	25,017,074	25,017 (1,989)	
	最高裁L3スイッチリース料(H27)			0 (7,126)	
1 1 0					

明 細 書 頁					
項・目・目細等	品 名 等	員 数 等	単価(円)	所要額 (千円)	備 考
	J・NET下級裁分 通信機器			122,180(110,601)	
			(7,731,900)		
	下級裁ファイルサーバリース料(H28)	一式	7,087,575	7,088(7,732)	
	下級裁ファイルサーバリース料(H29)	一式	20,609,160	20,610(20,610)	
	下級裁ファイルサーバリース料(H30)	一式	58,077,360	58,078(58,078)	
	執行センターの分散リホシトリリース料(R元)	一式	581,532	582(582)	
	東京高地家簡裁DHCPサーバリース料(R元)	一式	(3,605,610) 4,178,328	4,179(3,606)	

						明 細 書 頁
項・目・目細等	品 名 等	員 数 等	単価(円)	所要額 (千円)	備 考	
			(7, 878, 883)			1 1 0
	下級裁ファイルサーバリース料(R元)	一式	4, 143, 480	4, 144 (7, 879)		
			(2, 172, 144)			
	下級裁ファイルサーバリース料(R2)	一式	25, 866, 096	25, 866 (2, 172)		
	下級裁ファイルサーバリース料(R3)	一式	1, 633, 498	1, 633 (0)		
	東京高地裁判所トコバンサリース料(H22)			0 (7)		
	下級裁ファイルサーバ等リース料(H27)			0 (9, 935)		

						明 細
項・目・目細等	品 名 等	員 数 等	単価(円)	所要額 (千円)	備 考	書 頁
	下級裁LAN設備			131,148(87,739)		
			(15,964,080)			1 1 0
	下級裁ルータ等リース料(H28)	一式	14,633,740	14,634(15,965)		
						1 1 1
	下級裁ルータ等リース料(H29)	一式	10,967,880	10,968(10,968)		
			(12,518,970)			
	下級裁ルータ等リース料(H30)	一式	16,114,410	16,115(12,519)		
			(15,630,912)			
	下級裁ルータ等リース料(R元)	一式	16,155,744	16,156(15,631)		
			(5,279,217)			
	下級裁ルータ等リース料(R2)	一式	52,772,823	52,773(5,279)		
			(3,987,984)			
	下級裁分散リポシトリリース料(R2)	一式	15,177,580	15,178(3,988)		
	下級裁ルータ等リース料(R3)	一式	5,323,549	5,324(0)		
	下級裁ルータ等リース料(H27)			0(17,437)		
	下級裁分散リポシトリリース料(H27)			0(5,952)		

明 細 書 頁					
項・目・目細等	品 名 等	員 数 等	単価(円)	所要額 (千円)	備 考
(雑役務費)	J・NETポータル			161,830(46,574)	1 1 1
			(32,230,000)		
	運用保守	一式	39,299,336	39,299(32,230)	
	機器更改に伴う更改	一式	122,531,200	122,531(0)	
	仮想サーバOSバージョンアップ作業等			0(14,344)	
			(406,930,700)		
	J・NET共通運用保守	一式	511,998,960	511,999(406,931)	
	セキュリティ対策			55,318(10,725)	
			(76,078,530)		
	データセンタソフトウェアバージョンアップ	一式	59,590,080	59,590(76,079)	

						明 細
項・目・目細等	品 名 等	員 数 等	単価(円)	所要額 (千円)	備 考	書 頁
	中目黒新庁舎新規サーバ機器構築作業	一式	14,044,800	14,045(0)		1 1 1
	インターネット接続環境構築作業	一式	2,200,000	2,200(0)		
	Microsoft office365宛先リスト配信サービスの購入			0(204)		
	データセンタ移行支援の工程監理業務(H29)			0(12,100)		
	J・NETアドレス帳Windows10対応改修			0(49,798)		

経費積算内訳【要望】

項・目・目細等	品 名 等	員 数 等	単価(円)	所要額 (千円)	備 考
司法情報通信システム経費 裁判庁費 (借料及び損料)	J・NETデータセンター分				
(雑役務費)	J・NET 機器等リース料(R4)	一式	63,085,137	63,085 (0)	
	次期J・NET移行作業	一式	618,199,200	618,199 (0)	
	J・NET機器の共通運用保守業務及び 更改等の工程監理支援業務等	一式	62,186,256	62,186 (0)	

明 細
書 頁

要望

1

裁判事務処理システム（民事及び家事事件）経費 裁判事務処理システム（民事及び家事事件）【要求】 ＜要求要旨＞ 裁判事務処理システム（民事及び家事事件）は、地方裁判所及び高等裁判所の民事裁判業務並びに家庭裁判所の家事分野業務における書記官事務について、その中核となる公証事務と進行管理事務に重点をおき、これを的確かつ迅速に支援することを目的とするシステムである。すなわち、期日を中心として順次発生する事件に関する情報をシステムに登録し、その反復継続的な利用を可能とし、かつ、裁判統計等の情報を国民に提供するための裁判統計データ処理システム及び裁判の利用者が現金を裁判手続のために予納し利用する保管金事務処理システムと連携し、もって、定型的かつ反復的な事務処理の効率化と正確性の向上を図り、書記官事務を支援することを目的としている。 平成１７年度予算において、この裁判事務処理システムを開発するための経費が認められ、開発基本計画策定及び基本設計を行い、システムの構造や外部システムとの連携の在り方について抜本的に見直した。これに引き続き、平成１８年度は、民事事件を対象として、本システムの詳細設計、プログラム開発を行い、平成１９年度は、本システムの運用開始のためにシステムテスト及び導入作業を実施し、平成２０年度から平成２２年度にかけて、運用を全国の地方裁判所全２５３庁へ拡大した。 平成２４年度は、データ連携による業務の効率化を目的として、高等裁判所の裁判事務処理に本システムを適合させるための改修を実施した上で、同年度から平成２５年度にかけて、高等裁判所１５庁へ運用を拡大した。 平成２６年度は、家庭裁判所家事分野の業務システムのセキュリティリスク及び複数システム並存による非効率な事務の解消並びに増大する家事事件、特に成年後見関係事件処理のサポート強化等を目的として、家事分野に本システムを適合させるための改修を実施した上で、平成２７年度に、家庭裁判所３１０庁へ順次運用を拡大した。 令和３年度は、引き続き本システムの運用に要するハードウェア・ソフトウェアリース料・保守料、アプリケーション保守料等及びバックアップテープの保管に必要な費用を要求する。 本システムの現行機器及びソフトウェアのリース期間が令和３年７月末をもって終了するため、令和３年度に一部の機器等を更新した上で再リースを行う必要があり、現行機器に関するハードウェア・ソフトウェアの再リース料等及び保守料並びに一部の現行機器等の撤去等に要する費用を要求する。 現在、本システムのクライアント端末のＯＳはWindows 8.1で構成されているが、これをWindows 10に順次更新することが予定されているため、更新後のクライアント端末において本システムを利用するためのソフトウェアのインストール及びクライアント端末の各種設定等を行うためのツール等を作成する作業に必要な費用を要求する。	明 細 書 頁
	1 1 1

本システムを利用するために必要となるオープンストリーム社のソフトウェア Biz/Browser V のサポート期限が令和 3 年 7 月末であるため、同ソフトウェアのサポートサービス購入費用を要求する。 現在、本システムのサーバにおいては、Java実行環境（JRE）を使用しているが、令和 4 年度のリプレイスでバージョンの更新を予定しているため、更新後も本システムが正常に動作するために必要な検証費用を要求する。	明 細 書 頁

経費積算内訳【要求】						明 細 書 頁
項・目・目細等	品 名 等	員 数 等	単価(円)	所要額(千円)	備 考	
裁判事務処理システム（民事及び家事事件）経費 裁判庁費 （消耗品費） （借料及び損料） （雑役務費）	ソフトウェアサポートサービスの購入	一式	1,815,000	1,815(0)		1 1 1
			(34,889,016)			
	ハードウェア・ソフトウェアリース料等（現行）	一式	11,629,672	11,630(34,890)		
	ハードウェア・ソフトウェアリース料等（再リース）	一式	16,378,098	16,378(0)		
			(49,368,163)			
	アプリケーション保守料等	一式	67,110,500	67,111(49,368)		
			(134,156)			
	バックアップテープの保管	一式	116,160	116(134)		
	機器等一部撤去，運搬及びデータ消去作業	一式	242,000	242(0)		
	インストール補助ツール等の作成	一式	5,720,000	5,720(0)		
	次期リリースJava検証	一式	13,299,000	13,299(0)		

<u>簡裁民事事件管理システム経費</u> 簡裁民事事件管理システム【要求】 ＜要求要旨＞ 簡裁民事事件管理システムは、簡裁民事部門における事件情報の共有，期日進行管理事務等の効率的な処理に大きく貢献しているシステムであり，平成１４年度に開発し，現在まで，全国の簡易裁判所に導入されている。また，本システムの付随プログラムである調停委員出勤管理プログラムは，平成１８年に簡易裁判所及び家庭裁判所の調停委員の出勤情報を管理する機能として追加され，全国の簡易裁判所及び家庭裁判所に導入されている。 本システムを安定的に運用するためには，システム利用上の技術的な問題点について，職員からの問合せに対応する態勢が必要となることから，運用支援契約を締結する必要があるほか，本システムの利用者が特に多い簡易裁判所１４庁及び最高裁判所の専用サーバ機について，引き続きリース及び保守契約を締結する必要がある。 簡裁民事事件管理システムは，上記のとおり専用のサーバ機を設置して運用しているところ，同サーバ機等の令和３年度の賃貸借契約は令和４年３月３１日に終了する。また，簡裁民事事件管理システムは令和２年度から２箇年にわたり裁判事務支援システムに統合していくため，簡裁民事事件管理システムは令和３年中に稼働終了する予定である。そこで，令和３年度の賃貸借期間が終了する令和４年３月３１日をもって，簡裁民事事件管理システム等用サーバ機の撤去に伴う梱包，運搬及びデータ消去作業が必要となる。 よって，令和３年度は，本システムの運用支援費用，サーバリース料及びサーバ機等の梱包，運搬及びデータ消去費用を要求する。	明 細 書 頁
	１ １ ２

経費積算内訳【要求】

項・目・目細等	品 名 等	員 数 等	単価(円)	所要額(千円)	備 考
簡裁民事事件管理システム 経費					
裁判庁費 (借料及び損料)	サーバリース料等(H29)	一式	3,030,720	3,031(3,031)	
(雑役務費)	運用支援	一式	(5,010,566) 6,300,800	6,301(5,011)	
	サーバ機等の梱包, 運搬及びデータ消去 作業	一式	8,745,000	8,745(0)	

明 細
書 頁

1 1 2

裁判事務処理システム（刑事事件）経費

裁判事務処理システム（刑事事件）【要求】

<要求要旨>

裁判事務処理システム（刑事事件）は、全国の地方裁判所の刑事裁判事務における書記官事務について、その中核となる公証事務と進行管理事務に重点を置き、これを的確かつ迅速に支援するシステムである。すなわち、期日を中心として順次発生する事件に関する情報をシステムに登録し、その反復継続的な利用を可能とし、もって定型的反復的な事務処理の効率化と正確性の向上を図り、書記官事務を支援することを目的としている。

平成17年度予算において、システム開発経費が認められたため、開発基本計画策定及び基本設計を実施し、その後、平成21年度から詳細設計、プログラム開発を行い、平成22年度から平成24年度にかけて、全国の地方裁判所全253庁へ導入した。

その後、それまでのハードウェア・ソフトウェア等のリース期間が満了することに伴い、平成27年度には1回目の、令和2年度には2回目の機器等の更改を行っている。

令和3年度は、引き続き本システムの運用に要するハードウェア・ソフトウェア等リース料、保守料、アプリケーション保守料等及びバックアップテープの保管に必要な費用を要求する。

また、令和3年度からの職員貸与端末の更新に伴い、本システムの利用に必要なKeitas Client VTA等のインストール等を補助するツールの作成に必要な費用を要求する。

明 細
書 頁

1 1 2

経費積算内訳【要求】						明 細 書 頁
項・目・目細等	品 名 等	員 数 等	単価(円)	所要額(千円)	備 考	
裁判事務処理システム（刑事事件）経費 裁判庁費 （借料及び損料） （雑役務費）			(16,831,849)			1 1 2
	ハードウェア・ソフトウェアリース料等（更改後）	一式	57,921,600	57,922(16,832)		
	ハードウェア・ソフトウェアリース料等（現行）			0(43,015)		
			(20,570,068)			
	アプリケーション保守料等	一式	25,056,418	25,056(20,570)		
			(132,088)			
	バックアップテープの保管	一式	116,160	116(132)		
	インストール補助ツール等の作成	一式	2,960,100	2,960(0)		
	機器更改に伴う改修等			0(218,075)		
	旧機器等の撤去，運搬及びデータ消去作業			0(3,080)		

裁判統計データ処理システム経費 裁判統計データ処理システム【要求】 ＜要求要旨＞ 裁判統計は、全国の裁判所が、その処理した事件について提出した裁判統計報告書に基づき作成される裁判所の事件処理状況の数値化及び国民への公表並びに裁判所の組織の維持、管理、発展及び裁判の迅速適正処理のための各種施策に必要な基礎資料の把握等を目的とした統計である。本システムは、下級裁における統計報告から、最高裁におけるデータの集約・管理、司法統計年報の版下原稿作成、職員による統計数値の集計・検索まで、裁判所の統計業務全般を取り扱うシステムであるとともに、裁判所内外からの求めに応じて統計数値を迅速に提供できる唯一のシステムであることから、これまで継続的な安定稼動に必要な年間を通じての定期的・継続的な保守・点検を確保するための経費及び稼動基盤となるサーバのハードウェア・ソフトウェアリースに必要な経費が認められてきた。 また、社会・経済情勢の変化や司法の役割への期待などから、裁判統計への関心が高まり、統計数値の迅速な公表が求められているところ、ここ数年、裁判統計に影響のある法改正や新制度の導入が相次いでいる。令和３年度も法改正が予定されており、新制度の導入効果を統計上把握・公表するための統計様式の改定が見込まれているため、改定様式を用いた統計業務を本システムで取り扱うためには、本システムを改定様式に対応させる必要がある。 そこで、令和３年度も、裁判統計データ処理システムの運用保守料、ハードウェア・ソフトウェア等リース料及び保守料等並びにバックアップテープの保管に必要な経費を引き続き要求するとともに、法改正等に伴う改定様式に対応させるための経費を要求する。	明 細 書 頁
	1 1 3

経費積算内訳【要求】

項・目・目細等	品 名 等	員 数 等	単価(円)	所要額(千円)	備 考
裁判統計データ処理システム 経費					
裁判庁費 (借料及び損料)	ハードウェア・ソフトウェアリース料等	一式	8,916,310	8,917(8,917)	
(雑役務費)			(5,388,735)		
	運用保守	一式	6,792,309	6,792(5,389)	
			(14,614,390)		
	法改正対応等改修	一式	23,607,308	23,607(14,614)	
	ハードウェア・ソフトウェア保守料	一式	2,678,570	2,679(2,679)	
	バックアップテープの保管	一式	58,080	58(0)	

明 細
書 頁

1 1 3

倒産事件処理システム経費 倒産事件処理システム ＜要求要旨＞ (ア) 保守料等【要求】 平成6年度から破産事件処理プログラムの運用を開始し、平成15年度から民事再生事件処理プログラムの運用を開始しているところ、現在、これらのプログラムのデータを一元的に管理し、倒産事件処理システムとして全国251の地方裁判所及び支部で稼働している。本システムの障害に対して、迅速かつ適切に対処するためには、専門業者による保守体制を構築しておく必要がある。そこで、令和3年度も引き続き、保守に要する経費を要求する。 (イ) 機器等の借料等【要求】 倒産事件の進行管理や定型文書の作成等の事務処理の効率化を図るため、倒産事件処理システムを構築し、同システム用サーバ機（以下「サーバ機」という。）を、一定数以上のクライアント端末数を有する18庁に整備している。 このうち東京地裁を除く17庁については、サーバ機をリースにより調達することとし、平成29年度予算においてその借料及び機器の設定費用等に関する経費が認められた。令和3年度も引き続きこれを維持するための借料として必要となる経費を要求する。 (ウ) 倒産事件処理システム専用サーバ機ハードウェア保守料（東京地裁本庁）【要求】 東京地裁については、令和元年度にサーバ機を購入により調達し、令和2年度予算において、そのサーバ機の保守に要する経費が認められており、令和3年度も引き続き同経費を要求する。 (エ) Windows Server 2019 等対応検証及び改修【要求】 本システムは、サーバ機のOSとしてWindowsServer2012 R2を利用しており、また、データベースソフトとしてSQLServer2012を利用しているところ、WindowsServer2012 R2及びSQLServer2012はそれぞれサポートが終了するため、このサポート終了までに後継ソフトであるWindowsServer2019、SQLServer2019にそれぞれ更新する予定である。そこで、本システムをWindowsServer2019及びSQLServer2019に適応させるために、業者による改修対応箇所の特定のための検証及び改修が必要であるから、令和3年度は、同検証及び改修に要する経費を要求する。	明 細 書 頁
	1 1 4
	1 1 5

経費積算内訳【要求】						明 細 書 頁
項・目・目細等	品 名 等	員 数 等	単価(円)	所要額(千円)	備 考	
倒産事件処理システム経費 裁判庁費 (通信運搬費) (借料及び損料) (雑役務費)						1 1 4
	官報公告オンライン申込み回線使用料 (インターネットVPN)			0 (20)		1 1 5
	サーバリース料等	一式	3,474,900	3,475 (3,475)		
			(5,805,034)			
	運用保守	一式	5,624,709	5,625 (5,805)		
			(103,488)			
	東京地裁サーバ機保守料	一式	90,288	90 (103)		
	Windows Server 2019等対応検証及び改修	一式	11,983,125	11,983 (0)		

<u>督促事件処理システム経費</u> 督促事件処理システム【要求】 ＜要求要旨＞ 督促事件処理システムは，簡易裁判所における督促事件処理の効率化を図るため，平成１３年度に開発したものであり，現在まで，事件数の多い簡易裁判所９２庁に導入されている。 督促事件処理においては，本システムとは別に開発された督促手続オンラインシステムも存在するが，通常 of 書面による申立て等，本システムの対象とする事件も相当件数存続しているため，本システムの必要性は依然として高い。 そして，大量の事件を迅速かつ正確に処理する必要がある本システムの運用に当たっては，誤操作やネットワーク接続上の障害の復旧対応やデータ修正，情報セキュリティ対策のためのサポートなど，日々のシステム運用のための保守が必要なため，年間を通した保守契約を締結し，保守体制を構築しておく必要がある。 そこで，令和３年度も引き続き，保守に要する経費を要求する。	明 細 書 頁 1 1 6

経費積算内訳【要求】

項・目・目細等	品 名 等	員 数 等	単価(円)	所要額 (千円)	備 考
督促事処理システム経費 裁判庁費 (借料及び損料)	サーバリース料等			0(913)	
(雑役務費)	運用保守	一式	(1, 449, 224) 2, 411, 200	2, 411(1, 449)	

明 細
書 頁

1 1 6

債権執行事件管理プログラム経費

債権執行事件管理プログラム【要求】

<要求要旨>

債権執行事件管理プログラムは、民事執行事件の中で最も申立て件数が多く、また、差押え対象が多岐にわたる債権執行事件を適正かつ迅速に処理することを目的とするシステムであり、現在全国200庁に導入されている。

同プログラムは、入力したデータを反復利用して、決定書など各種帳票を作成する機能を有するほか、事件管理、統計処理機能を有し、多種多様な債権執行事件の適正かつ迅速な処理に不可欠なものとなっている。同プログラムを利用して債権執行事件を適正かつ迅速に処理するためには、同プログラムのセキュリティ面を強化する必要があるほか、プログラム障害に対する迅速処理及び円滑な利用環境を確保、維持するため、専門業者による運用支援を含む保守体制（オンサイト作業を含む。）を構築する必要がある。そこで、専門業者によるセキュリティ管理及び運用支援等を内容とする保守に必要な経費を令和3年度も引き続き要求する。

導入庁のうち、東京地方裁判所本庁及び大阪地方裁判所本庁は、他の裁判所に比して多くの債権執行事件を、同プログラムにより適正かつ迅速に処理しているが、一定数以上のクライアント端末数を有するため、専用のサーバ機を設置している。令和3年度も専用サーバ機のリース料・ハードウェア保守料を引き続き要求する。

令和2年4月に施行された改正民事執行法により、差押債権の種別によっては取立可能となるまでの期間が異なることとなった（法155条2項）。また、令和4年4月以降、差押債権者は、金銭債権の取立可能日から支払を受けることなく2年を経過したときは、支払を受けていない旨を執行裁判所に届け出ることが義務付けられ（法155条5項）、2年の経過後、4週間以内に取立届又は支払を受けていない旨の届出をしないと、執行裁判所は、差押命令を取り消すことができることとなった（法155条6項、同法附則第3条2項（経過措置規程））。よって、改正に伴う事務処理のため、進行管理並びに帳票及び終局事由の追加等を行うのに必要な改修費用を要求する。

明 細
書 頁

1 1 6

経費積算内訳【要求】

項・目・目細等	品 名 等	員 数 等	単価(円)	所要額 (千円)	備 考
債権執行事件管理プログラム経費 裁判庁費 (借料及び損料)			(3, 126, 146)		
	専用サーバ機リース料等 (更改後)	一式	401, 016	402 (3, 126)	
	専用サーバ機リース料等 (現行)			0 (64)	
(雑役務費)			(1, 396, 340)		
	運用保守	一式	3, 156, 770	3, 157 (1, 396)	
	法改正対応改修	一式	5, 650, 535	5, 651 (0)	
	OS対応改修			0 (6, 224)	
	旧機器データ消去及び返却等			0 (293)	

明 細
書 頁

1 1 6

<u>裁判事務支援システム経費</u> 裁判事務支援システム ＜要求要旨＞ 裁判事務支援システムは、裁判所の既存システムの業務要件・機能要件等の見直しを行い、統合集約化することにより、I T 関連予算の低減・合理化及び情報セキュリティ対策の充実強化を実現するというコンセプトのもと開発するシステムである。 (ア) 運用保守【要求】 本システムは、令和３年度中に簡裁民事及び支払督促（第一次開発）並びに高裁刑事及び簡裁刑事部分（第二次開発）の導入展開を完了し、既存の少年事件部分（第一次開発）に加えて運用を開始することになるところ、本システムを長期にわたって安定的かつ効率的に運用するために必要となる運用保守業務に要する費用（ヘルプデスク業務、アプリケーション保守業務を含む）、及びクライアント端末がMicrosoft Windows 10へ順次更新されることが予定されているため、同環境における本システムの動作検証及び改修を行う作業に要する費用を要求する。 (イ) 機器等リース料【要求】 本システムは、平成３１年４月から機器等（ハードウェア・ソフトウェア）のリースを開始しており、令和３年度についても、引き続き機器等をリースする必要があることから、同費用を要求する。 (ウ) バックアップテープ【要求】 最高裁近郊において大規模災害等があった際に、確実に本システムを復旧させるためにはバックアップテープを遠隔地に保管することが必要となるため、令和３年度も引き続き上記バックアップテープの保管に係る費用を要求する。 (エ) 導入展開（第１次・第２次開発）【要求】 本システムは、令和元年度に、簡裁民事部分及び督促部分（第１次開発）並びに高裁刑事及び簡裁刑事部分（第２次開発）の開発を行ったところであるが、令和２年度から令和３年度にかけて本システムの導入展開を行うことを計画しており、令和３年度は、令和２年度に引き続き、上記の導入展開に係る費用を要求する。 なお、本件は、複数年度にわたる契約を締結する必要があるため、併せて２箇年の国庫債務負担行為によることを要求しており、令和３年度はその２年目である。	明 細 書 頁
	1 1 6
	1 1 7

(オ) 少年法改正等対応改修【要求】 本システムは、平成30年度に第1次開発として、少年事件部分の開発を行い、現在運用を開始している。 この点、令和4年4月1日から改正少年法が施行される見込みであるところ、法改正の具体的な内容として、新たに「若年手続」（仮称）が創設される予定である。そこで、法改正の内容を反映するための改修を行う必要があり、併せて付随する報告・統計様式の変更等に対応するための改修を行う必要がある。そこで、これらの改修に係る費用を要求する。	明 細 書 頁 1 1 7

経費積算内訳【要求】						明 細 書 頁
項・目・目細等	品 名 等	員 数 等	単価(円)	所要額(千円)	備 考	
裁判事務支援システム経費						1 1 6
裁判庁費 (借料及び損料)						1 1 7
(雑役務費)	ハードウェア・ソフトウェア料等	一式	(29,674,590) 29,674,584	29,675(29,675)		
	運用保守	一式	(84,981,600) 92,788,155 (132,088)	92,788(84,982)		
	バックアップテープの保管	一式	116,160 (38,610,000)	116(132)		
	導入展開(第1次・第2次開発)	一式	28,930,000	28,930(38,610)		
	少年法改正等対応改修	一式	68,255,000	68,255(0)		
	要件定義支援等(第3次開発)			0(47,526)		
	高裁民事, 地裁民事及び家事分野 対応改修等			0(128,457)		

費 經 局 務 總

目 次

一	経 常 事 務 費	
1	基 本 経 費 -----	1 0 9
2	委員会に必要な経費 -----	1 1 2
二	裁判所の機構の維持に必要な経費	
	機構運営対策経費 -----	1 1 7
三	裁判資料の整備に必要な経費 -----	1 2 4
四	裁判事務の迅速適正化に必要な経費	
1	裁判事務の器具整備経費 -----	1 3 5
2	裁判運営の改善経費 -----	1 3 8
3	裁判官の執務環境改善経費 -----	1 5 0
4	裁判補助事務の強化改善経費 -----	1 5 2
五	裁判員制度の施行に必要な経費	
1	裁判員制度の運営に必要な経費 -----	1 6 2
2	音声認識システム等経費 -----	1 6 3
六	裁判の迅速適正処理経費	
	最高裁判所事件管理システム等経費 -----	1 6 5

<u>経常事務費</u>	明 細
<u>基本経費</u>	書 頁
(1) 司法行政事務の適正な遂行の確保に関する有識者委員【要求】	
<要求要旨>	6
裁判所において、いわゆるコンプライアンスや危機管理上の課題に関し、波及効を踏まえた調査・検証の方法や改善・是正・再発防止のための措置について助言を得るとともに、裁判所の判断の適正さを客観的に担保するため、外部有識者から意見を聴取する必要がある、そのために必要な経費を要求する。	7 7 4
(2) 国会審議テレビ中継放送受信経費【要求】	
<要求要旨>	
国会においては、衆参両院の予算委員会及び決算委員会（衆議院は決算行政監視委員会）等において裁判所の予算及び決算が審議されるほか、衆議院法務委員会が週3回（火、水、金）、参議院法務委員会が週2回（火、木）それぞれ開催されており、いずれも裁判所を所管事項としていることから、必要に応じて長官代理者として局長等が答弁のため出向している。また、法務委員会以外の委員会で司法に関する質疑がなされることも少なくなく、迅速適切な国会対応を行うためには国会での審議内容を正確に把握することが不可欠である。	
そこで、国会審議テレビ中継放送を受信するために必要な経費を引き続き要求する。	
(3) 協議会出席旅費	
(ア) 高裁長官事務打合せ【要求】	
<要求要旨>	
裁判所全体としての合理的、能率的な司法行政及び裁判運営を実現させるためには、総務事務、人事事務、経理事務等、裁判所の事務処理態勢全般にわたる広範で様々な問題点について、高裁長官が一堂に会して意見交換を行い、全国的な視野に立った解決方策を検討することが不可欠である。	
そこで、高裁長官事務打合せを実施するために必要な経費を引き続き要求する。	

(イ) 長官所長会同【要求】 ＜要求要旨＞ 裁判所全体としての合理的、能率的な司法行政及び裁判運営を実現させるためには、総務事務、人事事務、経理事務等、裁判所の事務処理態勢全般にわたる広範で様々な問題点について、高裁長官、地家裁所長が一堂に会して意見交換を行い、全国的な視野に立った解決方策を検討することが不可欠である。 そこで、長官所長会同を実施するために必要な経費を引き続き要求する。	明 細 書 頁
	7 4
(ウ) 高裁事務局長事務打合せ【要求】 ＜要求要旨＞ 裁判所全体としての合理的、能率的な司法行政及び裁判運営を実現させるためには、最高裁と地家裁の間に位置する高裁の事務局長が、高地家裁の事務処理態勢全般にわたる様々な問題点を的確に把握し、最高裁担当者と一堂に会して意見交換を行い、高地家裁の実情を踏まえた解決方策を検討することが不可欠である。 そこで、高裁事務局長事務打合せを実施するために必要な経費を引き続き要求する。	7 5
(4) 国立公文書館への裁判文書の運搬費【要求】 ＜要求要旨＞ 平成21年8月5日に、内閣総理大臣（内閣府）と最高裁判所長官との間で、裁判所の保管に係る歴史資料として重要な公文書等を国立公文書館に移管するとの申合せを締結した。この申合せに基づき、下級裁判所等において保管している裁判文書のうち歴史資料として重要なものについて、国立公文書館に移管するために必要な運搬費を要求する。 ＜実施計画＞ 平成21年度から平成24年度までの間は昭和30年までに既済となった事件、平成25年度から平成29年度までの間は昭和37年までに既済となった事件に係る裁判文書のうち歴史資料として重要なものについて、国立公文書館に移管した。 平成30年度以降は、昭和42年までに既済となった事件に係る裁判文書のうち国立公文書館に移管することが適当なものを令和4年度までに順次移管する予定である。移管文書は梱包資材を用いて梱包の上、郵送等により国立公文書館つくば分館に送付する。令和3年度の裁判文書の移管簿冊数は、約4700冊程度を予定している。	

経費積算内訳【要求】						明 細 書 頁
項・目・目細等	品 名 等	員 数 等	単 価(円)	所要額(千円)	備考	
(項) 最高裁判所 諸謝金 (依頼協力謝金)	司法行政事務の適正な遂行の確保 に関する有識者委員謝金	3人 9回	19,600	529(529)		6
委員等旅費	司法行政事務の適正な遂行の確保 に関する有識者委員旅費	1人 9回	46,921	422(422)		7
庁費 (通信運搬費)	国会審議テレビ中継放送受信経費	12月	207,278	2,487(2,487)		7 4
(項) 下級裁判所 職員旅費 (内国旅費)	協議会出席旅費 中央会同 高裁長官事務打合せ 長官 局長 長官所長会同 高裁長官 高裁局長 地裁所長 家裁所長 高裁事務局長事務打合せ 局長	 14人 14人 7人 7人 49人 25人 14人	 68,810 65,290 68,810 65,290 61,778 61,778 50,433	 8,093(8,093) 1,877(1,877) 963(963) 914(914) 5,510(5,510) 482(482) 457(457) 3,027(3,027) 1,544(1,544) 706(706)		7 5
庁費 (通信運搬費)	国立公文書館への裁判文書の運搬 費			669(582)		

<u>委員会に必要な経費</u> (1) 一般規則制定諮問委員会【要求】 ＜要求要旨＞ 一般規則制定諮問委員会は、弁護士、裁判所の内部規律及び司法行政事務処理に関する規則を制定する場合に、最高裁判所の諮問に応じ、調査審議するために、必要に応じて開催している。 そこで、本委員会の開催のために必要な経費を引き続き要求する。 (2) 下級裁判所裁判官指名諮問委員会【要求】 ＜要求要旨＞ 下級裁判所裁判官指名諮問委員会は、下級裁判所裁判官指名諮問委員会規則に基づいて設置されている委員会で、下級裁判所の裁判官について適任者を選考し、その結果を意見として述べる。また、同委員会には下部組織である地域委員会が設置されている。 そこで、同委員会の開催のために必要な経費を引き続き要求する。 (3) 最高裁判所行政不服審査委員会【要求】 ＜要求要旨＞ 改正行政不服審査法は、審理の公正性の向上を図るため、審査庁が主任の大臣等である場合には、第三者機関である行政不服審査会への諮問を行うことを義務づけている。この規定は裁判所には適用がないものの、司法行政上の処分に対する不服申立てについても審理の公正性の向上を図る必要性は認められることから、現在、最高裁判所に行政不服審査会に準じた第三者委員会として本委員会が設置されている。 そこで、本委員会を開催するために必要な経費を引き続き要求する。	明 細 書 頁
	1 0 1 2 A

(4) 裁判所職員再就職等監視委員会【要求】	明 細
＜要求要旨＞	
裁判所職員臨時措置法において読み替えて準用する国家公務員法第106条の5の規定により最高裁判所に裁判所職員再就職等監視委員会が設置された。同委員会は、委員長及び委員2人により構成されており、年間2回の開催が見込まれている。また、同法第106条の14の規定により裁判所職員再就職等監視委員会に置かれた再就職等監察官に、委員会の有する承認権限を委任し、同監察官を年間5回招集した上で、承認を行わせ、さらに同法第106条の14第2項第3号の調査を行わせることを予定している。 そこで、この委員会の運営に必要な経費を要求する。	書 頁
	1 0
	1 1
	1 2
	7 6
(5) 裁判の迅速化に係る検証に関する検討会（検証検討会）【要求】	
＜要求要旨＞	7 7
平成15年度通常国会で成立した「裁判の迅速化に関する法律」に基づき、最高裁判所は、同法による検証を実施する必要がある。この検証の実施に当たっては、その調査方法及び調査結果に基づく分析について、学識経験者等から意見を聴取するとともに専門家にも関与してもらうなど、検証の実施に伴う各種方策を行う必要がある。それらの各種方策を検討するための検討会及び準備会を実施する必要があり、そのために必要な経費を引き続き要求する。	A
	D
(6) 地方裁判所委員会【要求】	
＜要求要旨＞	
地方裁判所委員会は、地方裁判所の運営に関し、国民の意見等を聴取し、これを反映させるため「地方裁判所委員会規則」に基づき設置され、各地方裁判所において開催されている。 そこで、本委員会の開催のために必要な経費を引き続き要求する。	

経費積算内訳【要求】						明 細
項・目・目細等	品 名 等	員 数 等	単 価(円)	所要額(千円)	備考	書 頁
(項) 最高裁判所 委員手当	一般規則制定諮問委員会	15人 2回 (出席率80%)	19,600	470(470)		1 0
	下級裁判所裁判官指名諮問委員会	35人 11回 (出席率80%)	19,600	6,037(6,037)		1 1
	最高裁判所行政不服審査委員会 委員長	1人 3回 (出席率100%)	28,800	244(244) 86(86)		1 2
	委員	2人 3回 (出席率100%)	26,400	158(158)		
	裁判所職員再就職等監視委員会 委員長	1人 2回 (出席率100%)	26,400	209(209) 53(53)		
	委員	2人 2回 (出席率80%)	26,400	84(84)		
	再就職等監察官	1人 5回 (出席率100%)	14,400	72(72)		
	諸謝金 (依頼協力謝金)					
	検証検討会			989(1,185)		
	検討会 委員長	1人 5(6)回	20,500	723(866) 103(123)		
	委員	7人 5(6)回	17,700	620(743)		
	準備会	3人 5(6)回	17,700	266(319)		

						明 細
項・目・目細等	品 名 等	員 数 等	単 価(円)	所要額(千円)	備考	書 頁
職員旅費 (内国旅費)	調査連絡旅費 裁判所職員再就職等監視委員会 事務官	2人 1回	47,799	96(96)		1 2
委員等旅費 (委員会出席旅費)	一般規則制定諮問委員会	5人 2回	46,921	469(469)		
	下級裁判所裁判官指名諮問委員会	3人 11回	46,921	1,548(1,548)		
	最高裁判所行政不服審査委員会	1人 3回	46,921	141(141)		
	裁判所職員再就職等監視委員会	1人 1回	45,817	46(46)		
(委員会調査旅費)	検証検討会	5(4)人 5(6)回	46,921	1,173(1,126)		

						明 細
項・目・目細等	品 名 等	員 数 等	単 価(円)	所要額(千円)	備考	書 頁
庁費 (会議費)	一般規則制定諮問委員会	25人 2回	110.9	6(6)		7 6
	下級裁判所裁判官指名諮問委員会	56人 11回	110.9	68(68)		7 7
	検証検討会			8(9)		A
	検討会	11人 5(6)回	110.9	6(7)		D
	準備会	3人 5(6)回	110.9	2(2)		
	最高裁判所行政不服審査委員会	3人 3回	110.9	1(1)		
	裁判所職員再就職等監視委員会	3人 2回	110.9	1(1)		
(項) 下級裁判所 委員手当	地方裁判所委員会 委員長	50人 3回 (出席率100%)	20,500	20,067(20,067) 3,075(3,075)		
	委員	400人 3回 (出席率80%)	17,700	16,992(16,992)		
諸謝金 (講師等謝金)	地方裁判所委員会	10人 1回 2時間	8,700	174(174)		
委員等旅費 (委員会出席旅費)	地方裁判所委員会	6人 3回	2,637	47(47)		
庁費 (会議費)	地方裁判所委員会	550人 3回	110.9	183(183)		

裁判所の機構の維持に必要な経費

機構運営対策経費

(1) 裁判官会議出席旅費【要求】

<要求要旨>

司法制度改革を通じて司法の態勢強化が進められてきたところ、真に国民に利用しやすく分かりやすい裁判の実現に向けて、現在の訴訟運営、執務態勢を見直し、時期に応じた改善を図っていくため、司法行政事務の主体である各裁判所において、それぞれ、裁判所を巡る社会情勢についての認識を共通にするとともに、それぞれの庁の事件動向に応じた庁全体としての効果的な執務態勢を整えるべく、支部を含めた管内の裁判官が集まり、司法行政上の様々な問題について意見交換を行い、最も合理的、効果的な課題の解決方策を策定することが必要である。

そこで、このような各裁判所における司法行政上の課題についての裁判官の会議を開催するに当たって、各裁判所管内支部裁判官が本庁での会議に出席するために必要な経費を引き続き要求する。

<実施計画>

会 議 名	会 期	開 催 場 所	各裁判所支部からの出席者
裁判官会議	1 日	各高等裁判所	高裁支部裁判官 6(6)
		各地方裁判所	地裁支部裁判官 203(203)
		各家庭裁判所	家裁支部裁判官 203(203)
			計 412(412)

()内の数字は要旅費人員

明 細

書 頁

7 9

(2) 協議会出席旅費

(ア) 高裁総務課長等事務打合せ【要求】

<要求要旨>

裁判所全体としての合理的、能率的な司法行政事務を実現させるためには、事務の簡素化、合理化に鋭意努め、繁忙部署への適時、適切な人員配置や応援を行えるよう配慮、工夫することが必要であり、事務処理面及び組織面の両面において能率改善、見直しが求められている。特に、昨今、急速な社会、経済情勢の変化を受け、複雑困難な事件が増加し、より適正迅速な事件処理に向けての国民の期待と要求がますます高まる中で、裁判事務を支援する司法行政部門である事務局においては、より効果的かつ的確な事務の遂行が求められている。これらの状況の中、中間監督庁(地家裁への指導機関、地家裁から最高裁への経由機関)である高裁の事務局の中で、文書の授受・発送、広報、各種通知・報告、警備など、多種多様な事務を所掌し、裁判所に関する様々な情報が集約され、その管理、伝達を行うとともに、他官庁や各種市民団体など裁判所外部との関係でも窓口となって各種の対応を担う高裁総務課の果たすべき役割は極めて重要である。そこで、高裁総務課の課長及び文書企画官が一堂に会し、裁判所における情報伝達及び管理の在り方等を中心に、総務課が果たすべき役割、在り方について意見交換を行うことが是非とも必要である。

そこで、このような高裁総務課長等事務打合せを実施するために必要な経費を引き続き要求する。

<実施計画>

協議会名	会期	開催場所	出席者		
			協議員	参列員等	計
高等裁判所 総務課長等 事務打合せ	1日	最高裁判所	高裁総務課長 8(7)	局課長 3(0)	37(14)
			担当課長 8(7)	係員 12(0)	
			計 16(14)	計 21(0)	

()内の数字は要旅費人員

明細
書 頁

79

(イ) 総務課長事務打合せ（高裁別）【要求】 ＜要求要旨＞ 裁判所全体としての合理的、能率的な司法行政事務の遂行を実現させるためには、文書の授受や発送、広報、各種通知・報告、警備その他の総務事務全般にわたる広範かつ様々な問題点、特に高裁管内特有の問題点について、地家裁の総務課長が各高裁管内ごとに集まり、意見交換を行い、相互に協力して、共通の課題における最も合理的かつ効果的な解決方策を議論していくことが必要である。 そこで、このような協議を行う場として総務課長事務打合せを実施するために必要な経費を引き続き要求する。	明 細 書 頁
(ウ) 庶務課長事務打合せ【要求】 ＜要求要旨＞ 近年の社会、経済情勢の変化により、紛争解決手段としての司法に対する需要が高まるとともに、より適正かつ迅速な事件処理への国民の期待と要求がますます高まる中で、国民にとって最も身近な裁判所の一つともいうべき、地・家裁支部の事務処理態勢全般にわたる広範で様々な問題点、特に地・家裁管内特有の問題について、各地・家裁支部の庶務課を総括する庶務課長が各地・家裁ごとに集まり、意見交換を行い、共通の解決方策を検討することが不可欠である。 そこで、このような協議を行う場として庶務課長事務打合せを実施するために必要な経費を引き続き要求する。	7 9

(エ) 総務課長等協議会【要求】

<要求要旨>

裁判所全体としての合理的、能率的な司法行政事務の遂行を実現させるためには、文書の授受・発送、広報、各種通知・報告、警備など、多種多様な事務を所掌し、裁判所に関する様々な情報の集約、管理、伝達を行うとともに、他官庁や各種市民団体など裁判所外部との関係でも窓口となって各種の対応を担う総務課の果たすべき役割が極めて重要である。特に昨今、大規模自然災害や庁舎内での加害行為等の非常事態が発生し、裁判所における組織的対応がますます重要となっていることや、社会の関心の高まりを背景に、裁判報道がなされる分野が多様化するとともにその量も増加し、事件がまず注目される第一審の担当者による迅速かつ適切な情報提供が裁判所の広報手段として非常に有効となっているため、地家裁総務課の役割はますます重要となっている。

このような状況の中、高地家裁の総務課がその役割を適時・適切に果たすためには、現場の責任者である高地家裁の総務課長が一堂に会し、最高裁の担当者も交えて、総務事務全般に関わる全国的な課題について直接情報交換するとともに、協議を行うことを通じて、情報共有を促進させることが是非とも必要である。そこで、このような総務課長等協議会を実施するために必要な経費を要求する。

<実施計画>

開催地	回数	会期	出席者		
			協議員	参列員等	計
各高裁	年1回	1日	高裁総務課長	担当課長	146(122)
			8(4)	20(20)	
			高裁文書企画官	事務官	
			8(4)	8(8)	
			地家裁総務課長		
			100(84)		
			地裁文書企画官		
			2(2)		
			計	計	
			118(94)	28(28)	

()内の数字は要旅費人員

明細

書頁

17

79

(3) 官報情報サービスの利用【要求】 ＜要求要旨＞ 官報情報サービスは、昭和22年5月3日の日本国憲法施行日から現在に至るまでの官報の全記事を日付やキーワードによって、瞬時に検索できるインターネット上のサービスである。裁判所は、破産・会社更生関係・失踪宣告・除権決定等の公告の記載の確認を行うだけにとどまらず、各種法令の施行日の確認や公務員の人事異動情報の確認や調達情報の公告の確認など、様々な目的から広く官報を利用している。 そこで、本サービスを利用するための経費を引き続き要求する。 ＜整備計画＞ 令和2年4月1日現在のID取得数は101であり、全国の高地家裁に同数を整備する。 <table><tr><td></td><td>高裁</td><td>地裁</td><td>家裁</td><td>合計</td></tr><tr><td>所要ID数</td><td>6</td><td>75</td><td>20</td><td>101</td></tr></table>		高裁	地裁	家裁	合計	所要ID数	6	75	20	101	明細書 79
		高裁	地裁	家裁	合計						
	所要ID数	6	75	20	101						

経費積算内訳【要求】						明 細 書 頁
項・目・目細等	品 名 等	員 数 等	単 価(円)	所要額(千円)	備考	
(項) 最高裁判所 職員旅費 (内国旅費)	協議会出席旅費 総務課長等協議会 課長 事務官	20人 8人	64,130 52,191	1,701(1,701) 1,283(1,283) 418(418)		1 7 7 9
(項) 下級裁判所 職員旅費 (内国旅費)	協議会出席旅費 裁判官会議出席旅費 高裁支部 地裁支部 家裁支部 高裁総務課長等事務打合せ 総務課長 文書企画官 総務課長事務打合せ(高裁別) 地裁総務課長 家裁総務課長 庶務課長事務打合せ 地裁支部 家裁支部 総務課長等協議会 高裁総務課長	 6人 203人 203人 7人 7人 42人 42人 102人 102人 4人	 51,467 18,169 18,169 44,489 44,489 19,809 19,809 13,917 13,917 66,031	7,685(7,685) 309(309) 3,688(3,688) 3,688(3,688) 622(622) 311(311) 311(311) 1,664(1,664) 832(832) 832(832) 2,840(2,840) 1,420(1,420) 1,420(1,420) 5,829(5,829) 264(264)		

項・目・目細等	品 名 等	員 数 等	単 価(円)	所要額(千円)	備考
庁費 (雑役務費)	高裁文書企画官	4人	66,031	264(264)	
	事務官	86人	61,641	5,301(5,301)	
	官報情報サービスの利用	一式	2,426,688	2,427(2,407)	

明 細

書 頁

7 9

裁判資料の整備に必要な経費

(1) 資料室図書【要求】

<要求要旨>

日常の裁判実務の遂行においても、法律学の進歩に対応する上においても、法規集、法律図書が資料室に遺漏なく整備されていることが必要であり、これらの図書の整備に必要な予算を、引き続き要求する。

<配布計画>

区分	最高	高等		地方		家庭		計
		本庁	支部	本庁	支部	本庁	支部	
法規集 追録	22	(8 庁×1) 8	(6 庁×1) 6	(50 庁×1) 50	(63 庁×1) 63	(50 庁×1) 50		199
現行法規 総覧追録	3	(8 庁×1) 8						11
法律図書	(5×60 冊) 300	(8 庁×60 冊) 480	(7 庁×36 冊) 252 (知財高裁 分を含む)	(50 庁×60 冊) 3,000	(203 庁×36 冊) 7,308	(50 庁×36 冊) 1,800	(203 庁×12 冊) 2,436	15,576
六法全書	(裁判官)							3,881

明 細
書 頁

B

(2) 法律雑誌【要求】

<要求要旨>

法律図書はもちろんのこと、最新の学説や法理論及び判例評釈が掲載される法律雑誌も裁判所にとって欠くべからざるものであり、法律雑誌の整備に必要な予算を要求する。

<配布計画>

区分	高裁	地裁	家裁	計
配布部数	(9 庁×1) 9	(50 庁×1) 50	(50 庁×1) 50	109

(高裁には、知財高裁分を含む。)

(3) 簡易裁判所の図書資料の整備【要求】

<要求要旨>

地方裁判所の本庁や支部の資料室を日常的に利用できない独立簡易裁判所について、日常頻繁に参照する基本的な法律図書及び法律雑誌の整備を図る必要があるので、引き続きこれらの整備に必要な経費を要求する。

<配布計画>

区分	簡易 (独立庁)	計
法律図書	(185 庁×1) 185	185
法律雑誌	(185 庁×1) 185	185

明 細

書 頁

B

(4) 行政通達先例集の整備【要求】

<要求要旨>

行政訴訟事件はもとより，行政法規違反の刑事事件あるいは私人間の権利関係をめぐる一般の民事事件にあっても，行政関係法規の解釈適用が問題となるものが多い。事件処理に当たっては，行政法規はもちろん，関係省庁の発した通達，通知，更には質疑，回答等の行政通達，先例の研究が不可欠であり追録の整備に必要な経費を要求する。

<配布計画>

	高裁	計
法律図書 追録	8	8

(5) コンメンタル消費税法 追録【要求】

<要求要旨>

訴訟に限らず，和解，調停等によって事件を解決する場合でも，消費税に関する詳細かつ正確な情報の把握が必要であり，追録を整備するための経費を要求する。

<配布計画>

区分	最高	高裁	地裁	家裁 (専任庁)	計
追 録 配布部数	1	8	50	26	85

明 細

書 頁

B

(6) 破産，執行，保全事件処理用の図書【要求】

<要求要旨>

破産，執行，保全事件を適正かつ迅速に処理するためには，これらの事件の関係図書を担当書記官の身近な場所に備え付け，必要に応じて直ちに参照できるような態勢を整えることが不可欠であり，また，それらの図書は，裁判官が書記官を指導しながら適切な事件処理をしていく上でも，大いに役立つものであり，これらの追録と雑誌の整備に必要な経費を要求する。

<配布計画>

	地裁本庁	地裁支部 (合議取扱庁)	地裁支部 (左記以外)	合計
法律図書 追録	50	63	96	209
法律雑誌	50	63	96	209

(7) 金融関連事件処理用の図書【要求】

<要求要旨>

金融機関においては，金融関連の新型商品が販売されたり，付随業務として，証券業務や保険窓口販売を行ったりしている中で，金融機関の説明義務，法令遵守等をめぐって新たに困難な問題が生じている。

裁判所としては，国民の関心の高い金融関連の事件に対する処理態勢を充実・強化していくことが不可欠であり，これらの事件処理のために必要な経費を要求する。

<配布計画>

	高裁本庁	地裁本庁	地裁支部 (合議事件取扱庁)	合計
法律雑誌	8	50	63	121

明 細

書 頁

B

(8) 裁判所時報の刊行【要求】

<要求要旨>

最高裁判所の重要判例，通達，通知，その他裁判所職員に必要な情報を迅速に提供するため，裁判所時報の定期的刊行に必要な経費を，引き続き要求する。

<配布計画>

区分	庁用								職員用	寄贈	予備	計
	最高	高等		地方		簡易	家庭					
		本庁	支部	本庁	支部		本庁	支部				
配布部数	30	(8 庁× 5) 40	(7 庁× 3) 21	(50 庁 ×8) 400	(203 庁 ×3) 609	(438 庁 ×2) 876	(50 庁 ×7) 350	(203 庁 ×2) 406	25, 600	170	39	28, 541

(高等裁判所支部には，知財高裁分を含む。)

明 細

書 頁

3 0

(9) 最高裁判所判例集の刊行【要求】

<要求要旨>

最高裁判所判例委員会が選んだ最高裁判所の判例を登載した最高裁判所判例集の定期刊行(年間索引1冊を含む。)に必要な経費を、引き続き要求する。

<配布計画>

区分	庁用									寄贈	予備	計
	最高	高等		地方			簡易	家庭				
		本庁	支部	本庁	支部			本庁	支部			
配布部数	71	(8 庁 ×5)	(7 庁× 2)	(50 庁 ×4)	(63 庁 ×2)	(140 庁 ×1)	(388 庁 ×1)	(50 庁× 1)+26	(203 庁 ×1)	141	4	1,403
		40	14	200	126	140	388	76	203			

(高等裁判所支部には、知財高裁分を含む。簡易裁判所は、支部併置及び独立簡易裁判所の合計である。家裁本庁のうち家裁専任庁26庁については2部整備する。)

(10) 最高裁判所裁判集の刊行【要求】

<要求要旨>

最高裁判所の判決及び決定のなかで判例集に登載しないが比較的重要なものにつき、最高裁判所民事裁判集及び最高裁判所刑事裁判集として定期的に刊行している。

最低限の部数(民事25部、刑事28部)について、定期刊行に必要な経費を要求する。

<配布計画>

配布区分	最高	高等	計
民事裁判集	17	(8庁×1) 8	25
刑事裁判集	20	(8庁×1) 8	28

明 細

書 頁

30

(11) 裁判所データブック【要求】

＜要求要旨＞

我が国の社会経済構造は、日々大きく変化し、発生する法的紛争はますます複雑、多様化している。これらの紛争を早期に解決し、安定した社会を実現する裁判所の役割は大きなものであり、司法に対する国民の関心は高まっている。司法が国民の期待に応え、国民の利益となるようにするためには、日々、適正迅速な裁判の実現に努めるとともに、国民に裁判の在り方や裁判所の現状について正しく理解してもらうことも必要である。

そのために、裁判所の組織、機構、裁判統計等裁判所の現況をコンパクトにまとめた一覧性に優れた資料を作成し、各裁判所に配布し、広報担当職員が外部からの資料提供依頼に対して的確に応えられるような執務態勢を整え、国民が裁判手続や裁判所の情報を容易に知り得る状態にすべきである。そこで、引き続き裁判所データブックの刊行に必要な経費を要求する。

＜配布計画＞

区分	庁用							予備	計
	最高	高等		地方		簡易	家庭		
		本庁	支部	本庁	支部		本庁		
配布部数	20	(8 庁× 10) 80	(7 庁×5) 35	(50 庁 ×17) 850	(203 庁 ×5) 1,015	(438 庁 ×3) 1,314	(50 庁 ×9) 450	36	3,800

(高等裁判所支部には、知財高裁分を含む。)

明 細

書 頁

30

経費積算内訳【要求】						明 細 書 頁
項・目・目細等	品 名 等	員 数 等	単 価(円)	所 要 額(千円)	備考	
(項) 最高裁判所 裁判資料整備費 (消耗品費)	資料室図書			178,200(181,506)		B
	法規集 追録	199組	(178,486) 177,876	35,397(35,519)		
	現行法規総覧 追録	11部	(290,430) 316,800	3,485(3,195)		
	その他の図書			139,318(142,792)		
	法律図書	15,540冊	6,392(6,670)	99,332(103,652)		
	六法全書	3,881部	10,303(10,085)	39,986(39,140)		

						明 細
						書 頁
項・目・目細等	品 名 等	員 数 等	単 価(円)	所 要 額(千円)	備考	B
	知財高裁用資料室図書 法律図書	36冊	6,392(6,670)	230(240)		
	法律雑誌		(188,570)	18,980(18,472)		
	高裁	8庁	193,288	1,546(1,509)		
	地裁	50庁	(188,570) 193,288	9,664(9,429)		
	家裁	50庁	(150,676) 155,396	7,770(7,534)		
	知財高裁用法律雑誌	1庁	(188,570) 193,288	193(189)		
	簡易裁判所の図書資料の整備			29,731(30,060)		
	法律図書	185庁	(129,684) 127,840	23,650(23,992)		
	法律雑誌	185庁	(32,799) 32,870	6,081(6,068)		
	行政通達先例集の整備					
	法律図書 追録	8組	(1,343,353) 79,233	634(10,747)		
	コンメンタル消費税法 追録	85組	(19,920) 24,900	2,117(1,693)		

						明 細
項・目・目細等	品 名 等	員 数 等	単 価(円)	所 要 額(千円)	備考	書 頁
(印刷製本費)	破産，執行，保全事件処理用の図書			14,262(13,636)		3 0 B
	法律図書 追録	209組	(28,450) 31,444	6,572(5,946)		
	法律雑誌	209組	36,796	7,690(7,690)		
	金融関連事件処理用の図書			3,733(6,732)		
	法律雑誌	121組	(30,855) 30,855	3,733(3,733)		
	法律図書 追録			0(2,999)		
	裁判所時報	28,538(28,488)部	(9.163)			
		25回	10.454	7,458(6,526)		
			(106.150)			
	裁判所データブック	(3,995) 3,795部	108.350	411(424)		
	知財高裁用 裁判所時報	3部	(9.163)			
		25回	10.454	1(1)		
	最高裁判所判例集	1,401部	(287.600)			
		11回	299.4	4,614(4,432)		
	知財高裁用 最高裁判所判例集	2部	(287.600)			
		11回	299.4	7(6)		

						明 細
項・目・目細等	品 名 等	員 数 等	単 価(円)	所 要 額(千円)	備考	書 頁
	最高裁判所裁判集			2,507 (2,115)		3 0
	民事裁判集	25部 3回	(8,375) 16,302	1,223 (628)		
	刑事裁判集	28部 3回	(17,698) 15,287	1,284 (1,487)		
			(106.150)			
	知財高裁用 裁判所データブック	5部	108.350	1 (1)		

裁判事務の迅速適正化に必要な経費

裁判事務の器具整備経費

(1) パーフォレータ【要求】

<要求要旨>

裁判所においては、その作成する書類の一部抜取りや改ざん防止のため、裁判関係文書謄本等の各葉にわたって契印をすることが必要とされているが、裁判関係文書謄本等は一度に複数部作成することや大部になることもあり、その一葉ごとにページをめくって、手作業で押印する負担は無視できない。契印に代えて、細かい穴による文字、記号等を文書の初葉から末葉まで打ち抜くことにより、契印事務を大幅に省力化するため、パーフォレータを整備する必要がある。

また、パーフォレータの使用頻度は極めて高く、かつ、上記のとおり手作業で代替することは現実的でないことから、裁判関係文書謄本等に対する信頼確保を図りつつ、裁判事務に支障が生じないように、耐用年数に応じた鍵付きのパーフォレータを各裁判所に整備するために必要な経費を要求する。

<整備計画>

令和3年度は、220台の整備更新にかかる経費を要求する。

所要台数		整備台数										
庁名	台数	令 3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	合計
高等裁判所												
地方裁判所	1,851	220	221	228	470	51	101	107	54	159	240	1,851
家庭裁判所												
合 計	1,851	220	221	228	470	51	101	107	54	159	240	1,851

明 細

書 頁

8 5

(2) 法廷用デジタル録音機【要求】

＜要求要旨＞

社会，経済情勢の変化により，複雑困難な事件が増えている中で，逐語録需要の増加に容量的，機動的に対応するために，速記録に加え，法廷供述を録音反訳して逐語録を作成する方式(録音反訳方式)により法廷における証人尋問等の供述内容を正確に記録する必要がある，そのために，質問者及び供述者の音声を確実に明瞭に録音するためにデジタル録音機を整備する必要がある。

また，簡易裁判所における民事訴訟事件については，民事訴訟規則において，証拠調べの証人等の陳述の結果の記載を省略できるとされているが，この場合，当事者の裁判上の利用に供するため，その証人等の陳述の結果を記録する必要がある，そのためにもデジタル録音機を整備する必要がある。

＜整備計画＞

令和３年度は，３０７台の更新整備にかかる経費を要求する。

所要台数		整備台数					
庁名	台数	令和 ３	４	５	６	７	合計
高等裁判所 地方裁判所 簡易裁判所	3,896	307	314	832	858	1,585	3,896
合計	3,896	307	314	832	858	1,585	3,896

明細

書頁

85

経費積算内訳【要求】						明 細 書 頁
項・目・目細等	品名等	員数等	単価(円)	所要額(千円)	備考	
(項) 下級裁判所 法廷等器具整備費 (備品費)		(258)	(203, 280)			8 5
	パ ーフォレータ	220 台	247, 500	54, 450 (52, 446)		
		(1, 588)	(41, 998)			
	法廷用デジタル録音機	307 台	54, 670	16, 784 (66, 693)		
	電子速記タイプライター			0 (36, 762)		

<u>裁判運営の改善経費</u>	明 細
(1) 事務視察旅費	書 頁
(ア) 調査官視察【要求】	
<要求要旨>	3 5
最高裁判所調査官が調査官事務の処理態勢全般にわたる様々な問題について十分に認識し、合理的、能率的な調査官事務を行うために、裁判事務に関して、下級裁判所を視察し、その実情を正しく把握することが不可欠である。	3 8
そこで、最高裁判所調査官が下級裁判所を視察するために必要な経費を引き続き要求する。	
(イ) 書記官事務視察【要求】	
<要求要旨>	
書記官事務の処理態勢全般にわたる様々な問題について十分に認識し、事務の改善及び統一に資するために、各高等裁判所を視察して、その実情を正しく把握することが不可欠である。	
そこで、各高等裁判所を視察するために必要な経費を引き続き要求する。	
(2) 訟廷事務査察旅費【要求】	
<要求要旨>	
高等裁判所、地方裁判所及び家庭裁判所（いずれも支部を含む。）における書記官事務及び訟廷事務の運用状況について具体的に査察調査し、事務の改善及び統一に資するために必要な経費を引き続き要求する。	
(3) 法令・判例等検索システム【要求】	
<要求要旨>	
法令・判例等検索システムは、法令、判例及び文献情報を検索閲覧するシステムである。	
本システムは、裁判官や書記官各自の端末パソコンからアクセスすることにより、裁判執務に必要な法規、判例及び法律判例文献の著者名、雑誌名等を容易かつ瞬時に入手することができるものであり、適正迅速かつ効率的な裁判事務処理に極めて有効なものであり、令和3年度も引き続きその利用に必要なライセンス料を要求する。	
なお、本件は、複数年度にわたる契約を締結する必要があるため、併せて5箇年の国庫債務負担行為によることを要求しており、令和3年度はその2年目である。	

(4) 法律雑誌等検索システム【要求】 ＜要求要旨＞ 法律雑誌等検索システムは、判例や法律雑誌に掲載された論文、評釈及び解説等の膨大な情報を収録しているデータベースシステムである。本システムは、法律雑誌の収録件数が豊富であり、主要法律雑誌に掲載された判例評釈及び解説のすべてを、原本性を保持したPDFデータとして収録し、判例と関連づけて検索閲覧することが可能である。 これは、(3)法令・判例等検索システムにはない機能であり、その都度膨大な数の雑誌から、事件処理に必要な記事を探し出す作業の必要がなくなり、効率的な裁判事務処理、特に、日々第一線で訴訟等の案件を処理している裁判官の事務処理の負担軽減に多大な貢献をもたらすものである。 法律雑誌等検索システムと法令・判例等検索システムは、それぞれのシステムの特長から、相互に補完して利用することにより、より一層裁判事務の効率化に寄与するものであり、令和3年度も引き続きその利用に必要なライセンス料を要求する。 なお、本件は、複数年度にわたる契約を締結する必要があるため、併せて5箇年の国庫債務負担行為によることを要求しており、令和3年度はその2年目である。	明 細 書 頁
(5) Web版図書情報システム【要求】 ＜要求要旨＞ Web版図書情報システムは、下級裁判所の資料室及び裁判官室等で管理している図書資料（約230万冊）の情報を、インターネット回線を利用して、運営会社の提供する蔵書検索サービスにデータをアップロードし、職員が同サービスにインターネット回線を利用してアクセスすることにより、図書資料の有無や配架場所を検索できるものである。 Web版図書情報システムは、書籍名や著者名等のキーワードを入力することにより、関連する蔵書の有無や配架場所を瞬時に検索することが可能であり、適正迅速かつ効率的な事務処理に有効であることから、令和3年度も引き続きその利用に必要なライセンス等を要求する。 なお、本件は、複数年度にわたる契約を締結する必要があるため、併せて5箇年の国庫債務負担行為によることを要求しており、令和3年度はその2年目である。	38

(6) 印刷製本費【要求】 裁判の迅速化に係る検証に関する報告書 ＜要求要旨＞	明 細 書 頁
裁判の迅速化に関する法律（以下、「法」という。）は、最高裁判所が、裁判所における手続に要した期間の状況、その長期化の原因その他必要な事項についての調査分析を通じて、裁判の迅速化に係る総合的、客観的かつ多角的な検証を行うものとし、その結果を2年ごとに公表するものと定めている（法8条1項）。その公表の方法については、裁判の迅速化に係る検証に関する規則3条において、刊行物によってするものとされている。これは、法が結果の公表を求めている趣旨に鑑み、検証の結果は、図表を用いるなどして分かりやすく利用しやすい形式で公表する必要があること、多岐にわたる調査・分析結果をその内容として含み、ある程度の分量となることが予想されることなどから、刊行物によって公表することが適切と考えられたためである。平成17年から令和元年まで、8回にわたり検証結果を公表し、裁判の迅速化に係る検証に関する報告書を刊行した。第6回以降は、第5回までの検証を通じて行ってきた裁判手続の内外を広く視野にいたした多角的な検証を踏まえ、裁判の一層の適正・充実・迅速化を推進するために、主要な統計データを継続的に分析するとともに、これまで行ってきた検証をフォローアップする形で検討を行っていくこととしている。令和3年度は、第8回の公表から2年目にあたり第9回の検証結果の公表を刊行物により行う必要があることから、これに要する経費を要求する。	38 39
(7) 通信運搬費【要求】 裁判の迅速化に係る検証に関する報告書(冊子)の仕分け等及び発送 ＜要求要旨＞ 迅速化法が結果の公表を求めている趣旨に鑑み、関係機関のほか、各種団体等に対し、広く報告書の配布を行う必要があり、そのために必要な運搬費を要求する。	

(8) 管内実情視察旅費【要求】

<要求要旨>

合理的、能率的な司法行政及び裁判運営を実現するためには、司法行政事務を総括する高裁長官又は地・家裁所長が管内の裁判所の司法行政事務及び裁判事務の処理態勢全般にわたる問題について十分に認識し、実情に即応した適切な司法行政上の指導、監督を行うことが必要である。そのためには、高裁長官又は地・家裁所長等が管内各裁判所を視察し、その実情を正しく把握することが不可欠である。

そこで、高裁長官が管内地・家裁を、地・家裁所長等が管内地・家裁支部及び簡裁を視察するために必要な経費を引き続き要求する。

<実施計画>

区 分	視察期間	視 察 庁	1年間の視察庁	日 程	備 考
高裁長官実情視察	3年	50(42)	17(14)	2泊3日	地・家裁50箇所(地・家裁は同一所在地)を3年間で視察する。
地裁所長実情視察	2年	438(384)	219(192)	日帰り	簡裁438庁(支部203庁は簡裁と同一所在地)を2年間で視察する。
家裁所長実情視察	2年	122(122)	61(61)	日帰り	専任の所長が置かれた家裁26庁の管内支部122庁を2年間で視察する。

()内の数字は要旅行庁

明 細

書 頁

8 7

(9) 協議会出席旅費、会議費

(ア) 所長等管内別協議会【要求】

＜要求要旨＞

裁判所全体としての合理的、能率的な司法行政及び裁判運営を実現させるためには、総務事務、人事事務及び経理事務等、裁判所の事務処理態勢全般にわたる広範で様々な問題点、その中でも、特に高裁管内特有の問題について、各地・家裁の司法行政事務を総括する所長が各高裁管内ごとに集まり、意見交換を行い、共通の解決方策を検討することが不可欠である。司法行政に関する事項を全国的な視野に立って協議する中央会同の趣旨、目的を徹底させるためにも、このような管内別協議会を行うことが是非とも必要である。特に、近年、社会、経済情勢は急速に変化し、複雑困難な事件が増加しているという現状に対応して、より適正迅速な裁判を実現するために、各高裁管内において、人的、物的態勢の整備や、各種情報の共有などといった司法行政面での支援態勢を整える必要性が一層高まっている。このような状況に対応するためには、適時、管内の所長が一堂に会し、意見交換を行うことが必要である。

そこで、所長等管内別協議会を実施するために必要な経費を引き続き要求する。

＜実施計画＞

協議会名	会期	開催場所	出席者			
			協議員	主催者	参列者	計
所長等管内別協議会	1日	各高等裁判所	地裁所長 100(84)	高裁長官 16(0)	高裁事務局長 16(0)	368 (240)
			家裁所長 52(36)		高裁担当官 32(0)	
			計 152(120)		地・家裁事務局長 152(120) 計 200(120)	

()内の数字は要旅費人員

明 細

書 頁

8 7

(イ) 裁判事務研究会【要求】

<要求要旨>

裁判所全体としての合理的、能率的な裁判運営を実現するためには、各裁判所内部における適正な人員配置、事務分配の改善、書記官等補助機関の活用、法廷、庁舎等の警備、報道機関との対応等、裁判を遂行する上で必要となる事務処理態勢全般にわたる様々な課題について、多くの裁判所、裁判官の間で意見交換を行い、協力して最も合理的、効果的な解決方策を探究することが必要である。各高裁管内の裁判官が一堂に会し意見交換を行う裁判事務研究会は、法解釈、運用等に関する裁判官の協議会及び司法行政に関する事項を協議する協議会、事務打合せ等と並び、有効に機能している。また、このような研究会を継続的に実施することで、裁判事務を遂行する上での今日的課題に対処し、所期の目的を達成することが可能となる。

そこで、高裁別の裁判事務研究会に必要な経費を引き続き要求する。

<実施計画>

協議会名	会期	開催場所	出席者			
			研 究 員	参 列 員 等	計	
裁 判 事 務 研 究 会	1日	各高等裁判所	高裁本庁部総括	93(0)	高裁長官	8(0)
			高裁支部裁判官	6(6)	高裁事務局長	8(0)
			地裁本庁裁判官	50(42)		
			地裁支部裁判官	25(25)		
			計	174(73)	計	16(0)
						190 (73)

()内の数字は要旅費人員

明 細

書 頁

8 7

(ウ) 第一審充実協議会【要求】

<要求要旨>

第一審である地方裁判所における合理的，能率的な裁判運営を実現するためには，裁判官のみの努力では足りず，訴訟手続に直接携わる検察官及び弁護士の協力が不可欠である。そこで，裁判所の事件処理手続あるいはその運用等裁判運営全般にわたる様々な課題について，裁判官だけでなく，多くの検察官及び弁護士が一堂に会して意見交換を行い，相互に協力して最も合理的，効果的な解決方策を採求することが必要である。そして，各出席者が協議の後それぞれの組織において協議内容及び結果を説明，周知することによって，より望ましい実務が定着することになる。

とりわけ，昨今，社会，経済情勢の変化を反映して，これまでにない類型の複雑困難な民事訴訟事件が増加し，これらの事件での争点整理の在り方や専門委員の活用の在り方，裁判員裁判の適正迅速な審理のための公判前整理手続の在り方，各種事件におけるプライバシー保護の在り方，成年後見人等に対する監督の在り方といった新しい実務上の諸問題が生じており，このような状況の下で，より適正迅速な裁判を実現するためには，これまで以上に裁判の当事者の理解を求め，その意識改革に努める必要がある。

このように，裁判官をはじめとする裁判所職員のみで行う協議会及び事務打合せ等のほかに，裁判官，検察官及び弁護士が一堂に会して意見交換する機会を設け，より効果的な方策を検討することは，裁判所にとって，最も合理的，効果的で現実に即した一定の取扱いを考案し，その定着を図ることができるものとして是非とも必要である。

そこで，地裁別の第一審充実協議会を実施するために必要な経費を引き続き要求する。

<実施計画>

協議 会名	会期	開催 場所	出 席 者				備考
			裁判所委員	検察庁委員	弁護士委員	計	
第一審 充 実 協 議 会	1日	各地方裁 判所	地裁本庁 裁判官 350(0) 地裁支部 裁判官 102(102) 計 452(102)	地検本庁 検事 350(0) 地検支部 検事 102(0) 計 452(0)	地裁本庁 管内弁護士 350(0) 地裁支部 管内弁護士 102(102) 計 452(102)	1, 356 (204)	地裁支部(地裁支部管内)からの出席者は, 支部203庁から各1人, 半数ずつ隔年で出席する。

()内の数字は要旅費人員

明 細

書 頁

8 7

8 8

E

経費積算内訳【要求】

項・目・目細等	品 名 等	員 数 等	単 価(円)	所要額(千円)	備考
(項) 最高裁判所 職員旅費 (内国旅費)	事務視察旅費			990(990)	
	調査官視察				
	調査官(指定職)	7人	49,853	349(349)	
	書記官事務視察			641(641)	
	局課長	7人	49,853	349(349)	
	事務官	7人	41,678	292(292)	
	訟廷事務査察旅費			366(366)	
	首席書記官	4人	49,853	199(199)	
	主任書記官	4人	41,678	167(167)	

明 細

書 頁

3 5

						明 細
項・目・目細等	品 目 等	員数等	単価(円)	所要額(千円)	備 考	書 頁
情報処理業務庁費 (雑役務費)			(41,920,309)			38
	法令・判例等検索システム	一式	40,182,577 (80,771)	40,183 (41,921)		
	知財高裁用 法令・判例等検索システム	一式	77,423 (29,617,500)	77 (81)		
	法律雑誌等検索システム	一式	29,343,264 (82,500)	29,343 (29,617)		
	知財高裁用 法律雑誌等検索システム	一式	81,736 (2,838,000)	82 (83)		
	Web 版図書情報システム	一式	1,056,000	1,056 (2,838)		

						明 細
項・目・目細等	品 目 等	員数等	単価(円)	所要額(千円)	備 考	書 頁
裁判資料整備費 (印刷製本費)				4,024(0)		3 8
	裁判の迅速化に係る検証に関する報告書 (概要)	4,300 部	268.84	1,156(0)		
	裁判の迅速化に係る検証に関する報告書	7,300 部	392.92	2,868(0)		
(通信運搬費)	裁判の迅速化に係る検証に関する報告書 (冊子) の仕分け等及び発送			570(0)		3 9

						明 細
項・目・目細等	品 名 等	員 数 等	単 価(円)	所要額(千円)	備考	書 頁
(項) 下級裁判所 職員旅費 (内国旅費)	管内実情視察旅費			4,732(4,732)		87
	高裁長官実情視察 (→地家裁)			1,616(1,616)		
	長官	14人	42,676	597(597)		
	秘書官	14人	33,510	469(469)		
	事務局長	14人	39,316	550(550)		
	地裁所長実情視察 (→支部・簡裁)			2,371(2,371)		
	所長	192人	4,418	848(848)		
	事務局長	384人	3,966	1,523(1,523)		
	家裁所長実情視察 (→支部)			745(745)		
	所長	61人	4,345	265(265)		
	事務局長	122人	3,937	480(480)		
	協議会出席旅費			9,663(9,663)		
	所長等管内別協議会			5,836(5,836)		
	地裁所長	84人	26,489	2,225(2,225)		
	地裁事務局長	84人	22,147	1,860(1,860)		
	家裁所長	36人	26,489	954(954)		
	家裁事務局長	36人	22,147	797(797)		
	裁判事務研究会 (高裁別)			1,974(1,974)		
	高裁支部裁判官	6人	36,836	221(221)		
	地裁裁判官	42人	26,489	1,113(1,113)		
	地裁支部裁判官	25人	25,580	640(640)		

						明 細
項・目・目細等	品 名 等	員 数 等	単 価(円)	所要額(千円)	備考	書 頁
	第一審充実協議会 (地裁別) 地裁支部裁判官	102人	18,169	1,853(1,853)		8 7
	訟廷事務査察旅費 民刑首席書記官 (高裁→高裁支部) 首席書記官等 主任書記官等	12人 12人	29,823 27,618	13,118(13,118) 689(689) 358(358) 331(331)		8 8
	民刑首席書記官 (高裁→地家裁) 首席書記官等 主任書記官等	84人 84人	21,421 19,194	3,411(3,411) 1,799(1,799) 1,612(1,612)		E
	民刑首席書記官 (地裁→地裁支部) 首席書記官等 主任書記官等	203人 203人	15,887 13,682	6,002(6,002) 3,225(3,225) 2,777(2,777)		
	首席書記官 (家裁→家裁支部) 首席書記官等 主任書記官等	102人 102人	15,887 13,682	3,016(3,016) 1,620(1,620) 1,396(1,396)		
委員等旅費 (委員会出席旅費)	第一審充実協議会 (地裁別) 弁護士	102人	18,169	1,853(1,853)		
庁費 (会議費)	第一審充実協議会 (地裁別)	904人	110.9	100(100)		

裁判官の執務環境改善経費

裁判官室用法律雑誌【要求】

<要求要旨>

裁判官の執務環境の整備を図るためには、裁判官室に、最新の法情報のなかでも、特に常時把握しておく必要性の高い判例、立法、学説等の動向についての基本資料である法律雑誌を整備する必要があり、そのために必要な経費を要求する。

<配布計画>

区分	高等裁判所		地方裁判所		簡易裁判所	家庭裁判所		合計
	本庁	支部	本庁	支部	本庁及び大規模支部・独立庁	本庁	支部	
法律雑誌	95	15	331	231	260	74	2	1,008

明 細

書 頁

B

経費積算内訳【要求】

項・目・目細等	品名等	員数等	単価(円)	所要額(千円)	備 考
(項) 最高裁判所 裁判資料整備費 (消耗品費)	裁判官室用法律雑誌	1,008(1,007)部	(70,386) 71,077	71,646(70,879)	

明 細

書 頁

B

裁判補助事務の強化改善経費

(1) 書記官等用六法【要求】

＜要求要旨＞

裁判所書記官及び家裁調査官（補）は，訴訟，審判，調停等の手続を進めていく上で重要な職責を担っており，実務の上で日常的に六法を参照することが必要不可欠であり，執務用六法の購入経費を本年度も引き続き要求する。

＜配布計画＞

区分	裁判所書記官用	家庭裁判所調査官（補）用	計
配布部数	9,861	1,596	11,457

明 細

書 頁

B

(2) 事件受付用図書の整備【要求】

<要求要旨>

受付を充実し、当事者に対する十分な教示及び案内等を行うために、各種申立書について必要最小限の記載事項とその記載上の留意点等の解説を加えた書式集や、訴訟手続を十分説明するための受付用図書を整備する必要がある、追録に必要な経費を要求する。

<配布計画>

図 書 名	地裁本庁	地裁支部	独立簡裁	家裁本庁	家裁支部	合計
民事訴訟・非訟事件受付用図書		203	185			388
夫婦・親子関係事件受付用図書				50	203	253
相続関係事件受付用図書				50	203	253
破産・再生等事件受付用図書	50	203				253
民事保全事件受付用図書	50	203				253
借地・借家等調停事件受付用図書	50	203				253
民事執行事件受付用図書	50	63 (合議事件取扱庁に限る)				113

明 細

書 頁

B

(3) 地裁首席書記官協議会（高裁別）【要求】

<要求要旨>

(ア) 地裁首席書記官の役割

首席書記官は、管内を含めた全裁判部門の書記官、速記官、事務官等を指導監督するほか、裁判部門の一般職員のトップとして、裁判官会議を直接補佐し、他の部門又は他の機関との折衝等を主な職務内容とするため、適正迅速な裁判の実現を図る上で極めて重要な役割を担っている。

(イ) 協議会の目的

書記官が行う事前準備、連絡調整等の裁判官の補佐的業務について、効果的方策を研究し、その適正、円滑な進行のため統一的基盤を検討する。

(ウ) 必要性

昨今、争訟の処理に要する時間と労力が増大する中で、事件の適正迅速な処理を図るには、手続の運営管理が重要になっている。その対策は極めて広範かつ多岐にわたるところ、書記官は裁判官を補佐して事前準備、連絡調整等の業務を行っている。そこで、首席書記官が中心となって、組織的に最も効果的な訴訟運営管理の方策を研究し、部下職員を指導するとともに、外部に対しても、あらゆる機会を通じ、書記官の補佐事務が適正円滑に遂行されるようにするための基盤を作っていく必要がある。

このような目的を達成するためには、高等裁判所単位で首席書記官が一堂に会し、当面する諸問題について情報交換する機会を持つことが不可欠であることから、その開催に必要な経費を要求する。

<開催計画>

協議会名	会 期	開催場所	出 席 者		
			協議員	参列員等	計
地裁首席書記官協議会	1 日	高裁本庁	地裁 50(42)	高裁首席書記官 8	66(42)
				高裁次席書記官 8	
				計 16	

() の数字は要旅費人員

明 細

書 頁

8 9

(4) 家裁首席書記官協議会（高裁別）【要求】

<要求要旨>

(ア) 家裁首席書記官の役割

首席書記官は、家裁の書記官事務全般を総括し、家裁調査官を除いた家裁の裁判部門の一般職員を指導監督していく立場にある。一方、裁判官、首席家裁調査官及び事務局長との連絡調整を行うなど、家裁全体の裁判事務を適切円滑に運営する上で極めて重要な役割を担っている。

(イ) 協議会の目的

家裁における書記官事務を全国的な規模で標準化、均質化し、事務処理態勢の整備を行うための方策を検討する。

(ウ) 必要性

近年の社会経済の急激な変動に伴う家族意識の変化、社会の高齢化の進行、家族、学校、地域社会など少年を取り巻く環境の複雑化等に伴い、家庭事件（家裁に係属する家事事件及び少年事件）は、その内容がますます複雑多様化している。

家事事件の事務処理手続においては、裁判所の広範な裁量に委ねられている部分が大きく、担当者の交代等により事務処理方式が不統一になりやすいという面があるが、裁判所としては、前記のような社会変化の中で、国民が安定した手続を享受できるよう全国的な規模で事務処理方式の標準化、均質化を進めているところである。

このような状況の中で、家裁における書記官事務を中心とした事務処理態勢の在り方を見直し、その整備を図るためには、首席書記官が、実務上の問題点等について協議を行うとともに、各庁の経験に基づく意見及び情報の交換を行う必要があることから、その開催のための経費を要求する。

<開催計画>

協議会名	会 期	開催場所	出 席 者		
			協議員	参列員等	計
家裁首席書記官協議会	1 日	高裁本庁	家裁 50(42)	高裁首席書記官 8	66(42)
				高裁次席書記官 8	
				計 16	

() の数字は要旅費人員

明 細

書 頁

8 9

(5) 地裁支部・簡裁主任書記官協議会（地裁別）【要求】	明 細
<要求要旨>	書 頁
(ア) 主任書記官の役割 主任書記官は、自ら合議事件等の複雑な事件を担当するほか、部総括裁判官、支部長、簡裁の司法行政事務掌理者及び首席書記官と連絡を取り、その指示を仰ぎながら、各裁判部に配置された書記官、事務官等を指導監督するという重要な役割を担っている。 (イ) 協議会の目的 首席書記官の直接の指導監督が行き届きにくい管内の書記官の事務処理及びその態勢、主任書記官の指導の在り方等について、首席書記官を交えて協議する。 (ウ) 必要性 書記官等の指導については、各庁の首席書記官が、首席書記官協議会等の結果を管内各庁の主任書記官等に伝達し、あるいは査察等を行うことにより、指導監督を徹底する態勢が採られてきたところであるが、首席書記官が管内の隅々にわたって極めて実務的日常的な書記官等の事務の指導をすることは到底不可能であり、そのため、書記官事務に関して過誤が発生することや、各種施策の円滑な実施に支障を生ずることが危惧されるところである。 そこで、首席書記官の直接の指導監督が行き届きにくい管内支部及び簡裁において、第一線で書記官、事務官等の指導に当たっている主任書記官を対象として、毎年地裁単位で定期的に協議できる機会を設け、その中で、管内の書記官事務等の全般を統括し、裁判部職員を指導監督する立場にある地裁首席書記官を交えて、各庁の抱える多数の事務処理上あるいは事務処理態勢上の問題点とこれに対する指導の在り方等について協議し、日常的な問題とともにそのときどきにおける緊急なテーマを解決していくことが必要不可欠であることから、その開催のための経費を要求する。	89

<開催計画>

協議会名	会期	開催場所	出席者			
			協議員	主催者	参列員等	計
地裁支部・簡裁 主任書記官協議会	1 日	地裁本庁	大規模支部(各 2 人) 170(170)	地裁 所長 50	地裁首席 書記官 100	623(473)
			小規模支部(各 1 人) 118(118)			
			独立簡裁 (各 1 人) 185(185)			
			計 473(473)			

() 内の数字は要旅費人員

明 細
書 頁

(6) 書記官実務研究会（高裁別）【要求】

<要求要旨>

書記官は、その基本的職務である事件に関する記録の作成、保管等のいわゆる公証事務及びその他法律に定められた裁判手続に付随する事務を行うほか、法令、判例等の調査事務や事件の処理に関し必要な連絡準備等多岐にわたる事務を行っている。

近年の社会、経済情勢の変化により、紛争解決手段としての司法に対する需要が高まり、事件の内容も複雑困難化している中、適正迅速な裁判、利用しやすく分かりやすい裁判を実現していくためには、裁判の補助機構として書記官が果たす役割も大きく、その職務内容もより高度なものへと変容してきている。

例えば、民事訴訟においては、適正迅速な裁判を実現するために書記官が裁判官と協働して法規上の根拠から導かれた事務の目的を見定め、事案の内容に即して主体的に合理的な事務処理を行うことが求められている。

書記官の役割は、刑事事件、家事事件、少年事件などにおいても同様であり、また、最近の経済情勢を受けて、民事執行事件や倒産関係事件においても、書記官がより主体的に事件の進行に関与して、適正迅速に処理することが必要とされている。

これらの事務の円滑な運用と定着を図るためには、実務の第一線において自ら事務処理に携わり、かつ、直接部下の書記官等を指導する立場にある主任書記官等が、具体的な事務処理の在り方、問題点、解決策等について、各高等裁判所単位で研究、協議できる機会を設け、議論を深めた上、その結果を自庁の書記官等にフィードバックすることが不可欠であることから、その開催のための経費を要求する。

<開催計画>

研 究 会 名	会 期	開催場所	出 席 者			
			研 究 員	主 催 者	参列員等	計
書記官実務研究会	1日	高裁本庁	地裁、簡裁及び家裁 112(84)	高裁長官 8	高裁首席書記官 8	128(84)

() 内の数字は要旅費人員

明 細

書 頁

8 9

(7) 高裁首席書記官事務打合せ【要求】

＜要求要旨＞

近時ますます複雑困難化する裁判事務に対応して、書記官事務について検討すべき課題は各分野において多岐にわたっており、しかもそれぞれの課題を並行して検討していくべき差し迫った状況にある。

民事及び刑事の高裁首席書記官は、高裁管内の書記官の統括をしている立場にあり、各分野についての裁判部の課題等の実質的な議論をして、上記の状況に的確に対処していくために、高裁の民事、刑事両首席書記官が一堂に会して、民事及び刑事の両分野にわたって、書記官事務について協議する事務打合せを行う必要があることから、その開催のための経費を要求する。

＜実施計画＞

協 議 会 名	会 期	開催場所	出 席 者
高裁首席書記官 事 務 打 合 せ	1日	最高裁判所	高裁 16(14)

()内の数字は要旅費人員

明 細

書 頁

8 9

経費積算内訳【要求】						明 細 書 頁
項・目・目細等	品 名 等	員数等	単価(円)	所要額(千円)	備考	
(項) 最高裁判所 裁判資料整備費 (消耗品費)	書記官等の図書の整備(六法)			50,250(49,654)		B
		(9,853)				
	書記官用	9,861 部	4,386(4,337)	43,250(42,732)		
	家裁調査官(補)用	1,596 部	4,386(4,337)	7,000(6,922)		
	事件受付用図書の整備			27,437(24,943)		
	民事訴訟・非訟事件受付用図書	388 組	27,394(24,904)	10,629(9,663)		
	夫婦・親子関係事件受付用図書	253 組	13,218(12,016)	3,344(3,040)		
	相続関係事件受付用図書	253 組	26,437(24,034)	6,689(6,081)		
	破産・再生等事件受付用図書	253 組	3,303(3,003)	836(760)		
	民事保全事件受付用図書	253 組	4,001(3,637)	1,012(920)		
	借地・借家等調停事件受付用図書	253 組	16,523(15,021)	4,180(3,800)		
	民事執行事件受付用図書	113 組	6,609(6,008)	747(679)		

						明 細
項・目・目細等	品名等	員数等	単価(円)	所要額(千円)	備考	書 頁
(項)下級裁判所 職員旅費 (内国旅費)	協議会出席旅費			10,741(10,741)		89
	地裁首席書記官協議会 (高裁別)					
	地裁首席書記官	42 人	22,147	930(930)		
	家裁首席書記官協議会 (高裁別)					
	家裁首席書記官	42 人	22,147	930(930)		
	地裁支部・簡裁主任書記官協議会 (地裁別)			6,594(6,594)		
	支部主任書記官	288 人	13,917	4,008(4,008)		
	簡裁主任書記官	185 人	13,977	2,586(2,586)		
	書記官実務研究会 (高裁別)					
	主任書記官	84 人	19,809	1,664(1,664)		
	高裁首席書記官事務打合せ					
	高裁首席書記官	14 人	44,489	623(623)		

裁判員制度の施行に必要な経費

裁判員制度の運営に必要な経費

評議室の図書の整備（六法全書）【要求】

<要求要旨>

裁判員制度の実施にあたって、裁判官と裁判員が、事実の認定、法令の適用及び刑の量定のための評議を行う評議室が、裁判員裁判を実施する地裁本庁及び支部に設置されている。

裁判員は、法令に精通しているわけではないので、評議にあたっては、裁判官が、裁判員に対して、必要な法令の説明を丁寧に行う必要があり、このことは、裁判員法66条5項が要請しているところでもある。また、それによって、裁判員もどの法令が適用され、その法令にはどのような刑が定められているかを理解し、裁判員としての職責を果たすことができるようになる。

そのための裁判員に対する法令の説明を行う際の資料としては、裁判員裁判対象事件に関する法令をほぼ収録している六法全書が有益であり、六法全書は法令の改廃に応じて毎年新たな版が刊行されるので、評議室に最新の六法全書を1部ずつ整備するための経費を要求する。

<配布計画>

地方裁判所の評議室に1部ずつ配布する。

経費積算内訳【要求】

項・目・目細等	品 目 等	員数等	単価(円)	所要額(千円)	備考
(項) 最高裁判所 裁判資料整備費 (消耗品費)	評議室の図書の整備（六法全書）	148	(10,085) 10,303	1,525(1,493)	

明 細

書 頁

B

音声認識システム等経費	明 細
音声認識システムの運用等【要求】	書 頁
＜要求要旨＞	
(ア) 機器等リース料等	
裁判員裁判において、法廷における証人等の供述を忠実に記録し、評議の場面などにおいて、供述の重要な部分を迅速かつ容易に検索の上、再現して確認する等のために、平成２０年度から、裁判員裁判を行う地方裁判所に、音声認識システムを設置しているところ、引き続きその賃借料等を要求する。	1 1 9
(イ) 運用保守料	
裁判員制度においては、連日的開廷を行い、審理に関与する裁判員が直接証人等の供述を聞いて新鮮な記憶のあるうちに有罪か無罪かの心証を形成し、量刑の判断を行うため、法廷における証人等の供述の重要度が高い。音声認識技術は、法廷における証人等の供述を忠実に記録し、評議の場面などにおいて、供述のうち確認が必要な部分を迅速かつ容易に検索の上、これを再現して確認することを可能とする技術であるため、音声認識システムの利用は、裁判員制度の円滑な実施に資する面が極めて大きいものである。	
音声認識システムは平成２０年度に導入され、実運用を開始したところであり、引き続き音声認識システムの安定的な運用を確保・支援するために必要な経費を要求する。	

経費積算内訳【要求】						明 細 書 頁
項・目・目細等	品名等	員数等	単価(円)	所要額(千円)	備考	
(項) 裁判費 裁判庁費 (借料及び損料)			(76,560,912)			1 1 9
	機器等リース料等	一式	77,962,520	77,963(76,561)		
	機器等リース料等 (マイクroフォン)	一式	46,884	47(0)		
(雑役務費)			(14,223,000)			
	運用保守	一式	14,124,000	14,124(14,223)		

<u>裁判の迅速適正処理経費</u>	明 細
<u>最高裁判所事件管理システム等経費</u>	書 頁
最高裁判所事件管理システム等の運用等【要求】	1 1 5
<要求要旨>	
最高裁判所事件管理システム等は、裁判部の調査官室，書記官室，訟廷事務室及び秘書課の秘書官室をネットワークで結び，最高裁で取り扱う各事件の訴訟進行等に関する情報を共有して，事務処理の適正化及び効率化を図ることを目的に平成15年から運用している。	
最高裁判所事件管理システム等は，12種類のプログラムで構成されているが，登録された事件の情報を基に多数の帳票を出力するとともに，事件の受理から終局に至るまでの進行や記録の授受，返還事務を円滑・効率的に管理するほか，統計資料の作成事務を適正・迅速に処理するなど，多種多様な事務処理において発揮される効果は絶大である。また，裁判所を利用する国民からの事件に関する問合せ，報道機関からの照会及び各省庁からの行政共助などの司法サービスにおいても，その検索機能は威力を発揮している。	
そこで，その円滑な稼働のために必要なサーバリース料及び保守料を，令和3年度も引き続き要求する。	

経費積算内訳【要求】						明 細 書 頁
項・目・目細等	品名等	員数等	単価(円)	所要額(千円)	備考	
(項) 裁判費 裁判庁費 (借料及び損料) (雑役務費)						1 1 5
	サーバリース料	12 月	96,495	1,158(1,158)		
			(5,424,515)			
	運用保守	一式	7,125,608	7,126(5,425)		
	Windows10 等の対応検証及び改修等	一式		0(23,189)		

人 事 局 経 費

目 次

一	経 常 事 務 費	
1	基 本 経 費 -----	1 6 9
2	委員会に必要な経費 -----	1 7 1
3	人事行政経常経費 -----	1 7 5
二	裁判所の機構の維持に必要な経費	
	執務機構の整備 -----	1 8 4
三	人事行政充実等に必要な経費 -----	1 8 7
四	調停制度の充実強化に必要な経費	
	調停事件の処理経費 -----	2 2 1

<u>経常事務費</u> <u>基本経費</u> 人事異動の適正化経費 【要求】 <要求要旨> 裁判所は、全国に多数の官署を有しており、欠員補充並びにローテーションによる適材適所の人員配置及び人材育成を行い、もって迅速かつ適正な事務処理を実現するために、一定程度の人事異動が不可欠である。このため、従来から裁判官等の各クラスそれぞれの定員と平均的な在任期間に応じた赴任旅費が予算化され、裁判事務及び司法行政事務を円滑に行うための態勢の確立が図られてきた。 そこで、令和３年度においても、①長官・判事，簡裁判事について、平均的な在任期間を考慮すると定員の約１／４が毎年定期的な異動を必要としていることから５６６人分及び２５０人分を、②判事補については、同様の理由で、定員（新任の９０人を除く。）の約１／３に当たる２８２人分を、さらに、③新任判事補任官に伴う赴任旅費として９０人分、合計３９２，６６１千円を要求する。 また、一般職のうち、④局（次）長・首（次）席クラスについては、定員の約１／３が定期的な異動を必要としていることから３０８人分を、同様に、⑤主任書記官クラスについては、定員の約１／４に当たる１，１０２人分を、⑥その他の行（一）職員については定員の約１／６に当たる２，６０３人分の合計４６３，２７８千円を要求する。	明 細 書 頁
	7

経費積算内訳 【要求】

区 分		予算定員	基 本 経 費			備 考
			人 員	単価(円)	所要額 (千円)	
裁 判 官	長 官 ・ 判 事	(2, 148) 2, 178	566 (558)	(211, 002) 392, 452	222, 128 (117, 739)	
	判 事 補	(927) 897	282 (293)	(246, 198) 374, 382	105, 576 (72, 136)	
			90	(132, 055) 193, 277	17, 395 (11, 885)	
	簡 裁 判 事	806	250 (258)	(135, 149) 190, 248	47, 562 (34, 868)	
	計	3, 881	1, 188 (1, 199)		392, 661 (236, 628)	
一 般 職 員	局 (次) 長 首 (次) 席	880	308	(136, 909) 215, 961	66, 516 (42, 168)	
	主任書記官級	(4, 233) 4, 238	1, 102 (1, 101)	(86, 439) 136, 225	150, 120 (95, 169)	
	そ の 他 の 行 (一) 職 員 等	(16, 157) 16, 172	2, 603 (2, 852)	(59, 000) 94, 753	246, 642 (168, 268)	
	計	(21, 270) 21, 290	4, 013 (4, 261)		463, 278 (305, 605)	
合 計		(25, 151) 25, 171	5, 201 (5, 460)		855, 939 (542, 233)	

所 要 額 (項) 最高裁判所 赴任旅費 基本経費 855, 939 (542, 233) 千円

明 細
書 頁

7

<u>委員会に必要な経費</u> (1) 司法修習生考試委員会 【要求】 ＜要求要旨＞ 司法修習生は、少なくとも1年間修習をした後、試験に合格したときは、司法修習生の修習を終える（裁判所法第67条第1項）とされ、この試験を行うため最高裁判所にこの委員会が置かれている（司法修習生に関する規則第12条第1項）。 この委員会は、委員長たる最高裁判所長官並びに裁判官、検察官、司法研修所教官、弁護士及び学識経験者で組織され（同規則第12条第2項、第3項）、裁判、検察及び弁護士事務の実務その他必要な事項について考試を行い（同規則第14条）、修習成績と考試の結果によって試験の可否を決定する（同規則第16条）。 また、考試の実施に当たり、最高裁判所は、考査委員を委嘱することができ、考査委員は、考試の実施に関し、問題作成及び答案審査など委員長が特に命じた事務を行う（同規則第12条の2）。 そこで、委員会開催及び考試実施に必要な経費を要求する。	明 細 書 頁
(2) 簡易裁判所判事選考委員会 【要求】 ＜要求要旨＞ 簡易裁判所判事は、最高裁判所の指名した者の名簿によって内閣が任命する。その名簿に登載する簡易裁判所判事の候補者を選定するために、裁判所法第45条及び簡易裁判所判事選考規則に基づいて簡易裁判所判事選考委員会が選考を行う。 この委員会は、各地方裁判所に設置された簡易裁判所判事推薦委員会から推薦を受けた者に対して、一次選考として筆記試験、二次選考として口頭試問を行う。 委員会は、裁判官（3人）、検察官（1人）、弁護士（2人）及び学識経験のある者（3人）でこれを構成し、年に数回各委員を招集し、開催する。 そこで、簡易裁判所判事選考委員会開催に必要な経費を要求する。	1 1 1 2 A

(3) 簡易裁判所判事推薦委員会 【要求】 ＜要求要旨＞ 簡易裁判所判事は、最高裁判所の指名した者の名簿によって内閣が任命する。その名簿に登載する簡易裁判所判事の候補者を選定するために、裁判所法第45条及び簡易裁判所判事選考規則に基づいて簡易裁判所判事選考委員会が選考を行う。 この選考は、各地方裁判所に設置された簡易裁判所判事推薦委員会が推薦した者を対象に行うことになっているので、同委員会の開催が必要である。 この委員会は、地方裁判所長、地方裁判所判事（2人）、家庭裁判所長、地方検察庁検事正、弁護士会会長及び学識経験のある者（2人）でこれを構成し、主に年1回各委員を招集し、開催する。 そこで、簡易裁判所判事推薦委員会開催に必要な経費を要求する。	明 細 書 頁
	1 1
	7 6
(4) 司法修習委員会 【要求】 ＜要求要旨＞ 司法修習及び司法研修所の管理運営に関し、司法修習の充実及び法科大学院における教育との有機的連携の確保並びに法曹相互の協力の強化を図るため、平成15年5月に司法修習委員会が設置され、委員及び幹事が任命された。 平成18年から新司法試験合格者を対象とした司法修習が始まっており、その実施結果を踏まえた見直し等修習に関する重要事項を諮るために、委員会及び幹事会を相当回数開催する必要がある。 そこで、司法修習委員会開催に必要な経費を要求する。	D

経費積算内訳 【要求】

項・目・目細等	品名等	員数等	単価(円)	所要額(千円)	備考
(項)最高裁判所 委員手当	司法修習生考試委員会 委員	15人 1回 出席率80%	19,600	235(235)	
	簡易裁判所判事選考委員会 委員	5人 5回 出席率80%	19,600	392(392)	
	司法修習委員会 委員長	1人 5回 出席率100%	22,700	2,309(2,309) 114(114)	
	委員	6人 5回 出席率80%	19,600	470(470)	
	幹事	11人 10回 出席率80%	19,600	1,725(1,725)	
	諸謝金 (依頼協力謝金)				
	答案採点謝金 司法修習生考試委員会	1,533(1,561)人 2科目 1.5人 1問	400	1,840(1,873)	

明細
書頁

11

12

						明 細 書 頁
項・目・目細等	品 名 等	員 数 等	単価(円)	所要額 (千円)	備 考	7 6 A D
庁費 (会議費)	司法修習生考試委員会	15人 1回	110.9	2(2)		
	簡易裁判所判事選考委員会	5人 5回	110.9	3(3)		
(項)下級裁判所 委員手当	簡易裁判所判事推薦委員会 委員	150人 1回 出席率80%	17,700	2,124(2,124)		
庁費 (会議費)	簡易裁判所判事推薦委員会	150(264)人	110.9	17(29)		

<u>人事行政経常経費</u> (1) 公平委員会 【要求】 ＜要求要旨＞ 裁判官及び裁判官の秘書官以外の裁判所職員が，その意に反して，降給，降任，休職，免職その他著しく不利益な処分を受けた場合には，当該職員は，一定期間内に，最高裁判所に対し不服申立てを行い，処分の取消し又は変更を求めることができる。 最高裁判所は，各事案ごとに，裁判所職員及び識見豊かな在野法曹を主体として公平委員3名又は5名を選任して公平委員会を組織し，公平委員会は，審理を進める過程で証拠調べを行い，必要がある場合には，証拠の所在地に赴いて証拠調べを行う。最終的に，公平委員会は，調書を作成して判定に関する意見を付した上最高裁判所に提出する。 そこで，公平委員手当，証拠の所在地における証拠調べに必要な経費を要求する。	明 細 書 頁
	1 3
(2) 災害補償審査委員会 【要求】 ＜要求要旨＞ 裁判官及び裁判官の秘書官以外の裁判所職員が，公務上又は通勤によって，負傷したり死亡したりするなどの災害を受けた場合は，災害により生じた損害のてん補として，損害の程度に応じた補償を受けることができる。そして，補償の実施機関が行った災害の認定，療養の方法，補償金額の決定等について不服がある場合には，最高裁判所に対して審査の申立てを行うことができる。 最高裁判所においては，最高裁職員1名及び学識経験者4名からなる最高裁判所災害補償審査委員会が常設されており，同委員会は，申立ての審理を行い，必要があると認めるときは，災害のあった場所等に立入検査を行う。最終的に，同委員会は，委員会の意見を付した調書を作成して最高裁判所に提出する。 そこで，災害補償審査委員手当，立入検査に必要な経費を要求する。	1 4

(3) 公平事件弁護士謝金 【要求】 ＜要求要旨＞ その意に反して降給，降任，休職，免職その他著しく不利益な処分を受けた裁判所職員が，最高裁判所に対して不服申立てを行った場合，当該処分を行った裁判所は，処分者として公平審理に出席する必要がある，弁護士に代理者又は代理人を依頼する必要がある。 そこで，弁護士に謝金として支払う経費を要求する。 (4) 任用関係調査 【要求】 ＜要求要旨＞ 社会経済情勢のさらなる変化を受け，裁判所の判断が社会経済や国民生活に大きく影響する複雑・困難な事件等が増加傾向にある一方，裁判所が，国民から期待される訴訟のスピードアップを図り，その使命を適切に果たしていくためには，裁判官の個々の力量を向上させ，適切に全国の裁判所に配置するなど従来以上にきめの細かい任用政策を実施する必要がある。 裁判官の任用については，最高裁判所が管理しているが，適材を適所に配置し，適切な任用政策を策定するために必要な情報収集を実際に下級裁判所に足を運ぶことによって行うとともに，新たな政策の浸透状況を把握して的確な指導を行う必要がある。 そこで，裁判官の任用関係を調査するために必要な経費を要求する。	明 細 書 頁 1 4

(5) 公務災害実地調査 【要求】 ＜要求要旨＞ 裁判所においては、裁判所職員臨時措置法において準用する国家公務員災害補償法第3条に定める実施機関である最高裁判所事務総局が、公務上又は通勤による災害といえるかどうかの認定を行っている。 最近話題とされている精神疾患や過労死のような事案においては、公務が疾病・死亡の有力な原因になっていること、公務と疾病・死亡の関連について医学的に妥当性が認められることを立証することが必要であるところ、疾病等は多くの要因が作用し合って引き起こされる場合が多いため、認定に当たっては、本人の職務の量、勤務状況、健康状況、嗜好、主治医の見解など、多岐にわたった調査が必要となる。 また、仮に公務外の災害と認定された場合は、後に不服審査申立てが可能であり、必要があれば、実施機関は審査のための証拠書類を提出することになる。このことからしても、認定に当たっては詳細な資料を収集しなければならない。 よって、認定が困難な事案については、実施機関が直接現地に赴いて、認定に必要な事項について詳しく調査を行う必要がある、そのための経費を要求する。 (6) 給与事務の査察、指導 【要求】 ＜要求要旨＞ 近年、給与関係法規の内容は精緻かつ複雑化してきており、それに伴って、給与事務は、人事事務の中でも最も複雑困難なものとなってきた。このような状況において、複雑化する給与関係法規の遵守及びその理解の徹底を図り、支給過誤につながる給与事務に関する過誤を未然に防止するため、裁判所職員臨時措置法において準用する国家公務員法第69条の規定に基づき、各裁判所における給与事務担当者の事務処理状況及び認定簿等の決裁書類を詳細に査察し、これらに対する適切な指導を行う必要がある。 そこで、給与事務の査察、指導に要する経費を要求する。	明 細 書 頁 1 4

(7) 紛争事件処理 【要求】 ＜要求要旨＞ 全国各地の裁判所において、労使紛争が生じた場合に、その早急な解決を図るために必要な経費を要求する。	明 細 書 頁
(8) 任用に関する調査指導 【要求】 ＜要求要旨＞ 近年の我が国における急激な社会経済状況の変化等を反映し、事件の複雑困難化が著しい状況の下、事件を適正かつ迅速に処理し、国民の期待に応える裁判所を実現するためには、一般職の任用政策上もきめ細かい配慮が必要となる。しかし、審級制を採る裁判所の特殊事情が司法行政の面にも反映されており、高等裁判所ごとに地域性が存在することなど、最高裁判所が、報告等のみによって下級裁判所の実情をつぶさに把握するには困難な面がある。 こうした事情から、下級裁判所における調査を実施することによって、任用の実情等適切な任用政策を策定するために必要な情報を収集するとともに、政策の推進・浸透状況を把握して的確な指導を行う必要がある。 そこで、一般職の任用に関する調査指導を行うために必要な経費を要求する。 (9) 証明書用特殊用紙 【要求】 ＜要求要旨＞ 司法修習生は、修習を終了することにより、法曹資格を取得することができるが、司法修習の終了が資格登録要件となっている弁護士登録等の場合、申請者は日本弁護士連合会等の所管機関に対し、裁判所が発行する司法修習の終了日等を証明する文書を提出することとなっている。よって、同証明文書等を作成するに当たっては、証明書の利用目的に鑑み、偽造防止の観点から、透かし、隠し文字、連続製造番号等を施した特殊用紙を使用する必要がある。 そこで、証明書用特殊用紙を印刷作成するために必要な経費を要求する。	1 4

(10) 人事関係事務打合せ 【要求】 ＜要求要旨＞ 昨今，急速な社会，経済情勢の変化を受け，複雑困難な事件が増加し，より適正迅速な事件処理に向けての国民の期待と要求がますます高まる中で，裁判事務を支援する司法行政部門である事務局においては，より効果的かつ的確な事務の遂行が求められている。とりわけ人事事務においては，事件数の変動，内容の複雑困難化等による司法需要の増大や職員の意識の変化に対応するとともに，国家公務員全体の職員制度に関する動向等も踏まえ，それが裁判所の人事事務に与える影響等も考慮し，人事評価や職員育成を含む人事政策の在り方を常に見直しつつ各種施策を実施していくことが求められている。そして，その実施をスムーズに行うためには，実際に現場で職員を管理しつつ管内の地方裁判所及び家庭裁判所を指導している各高等裁判所の担当者（事務局次長，人事課長等）の意見を事前に聴き，調整した上で実施に移すことが必要不可欠であり，そのためには，全国の担当者が一堂に会して意見交換及び調整を行う中で政策の趣旨の浸透を図る機会を設けることが最も効率的である。 そこで，こうした機会として，各高等裁判所の担当者を最高裁判所に集め，人事関係事務について協議する場を設定する必要があることから，その実施に必要な経費を要求する。 (11) 調停委員等辞令書用紙 【要求】 ＜要求要旨＞ 民事調停委員，家事調停委員，専門委員及び労働審判員（以下「調停委員等」と総称する。）は，最高裁判所が任命し，調停委員等の所属裁判所（これが簡易裁判所である場合は，所管の地方裁判所）が辞令書を作成して本人に交付することとされている。また，調停委員等の解任，辞任の申出の承認及び所属裁判所の指定又は変更等の上申について，最高裁判所の承認がされた場合についても，同様である。さらに，民事調停官及び家事調停官にも同じ辞令書用紙を交付している。 そこで，調停委員等の辞令書用紙を印刷作成するために必要な経費を要求する。	明 細 書 頁 7 7

経費積算内訳 【要求】

項・目・目細等	品名等	員数等	単価(円)	所要額(千円)	備考
(項)最高裁判所 委員手当					
	公平委員会 委員長	1人 8回 出席率100%	22,700	433(433) 182(182)	
	委員	2人 8回 出席率80%	19,600	251(251)	
	災害補償審査委員会 委員	4人 3件 3回 出席率80%	19,600	564(564)	
諸謝金 (弁護士謝金)	公平事件弁護士謝金	1人	586,340	586(586)	
職員旅費 (内国旅費)	調査連絡旅費			1,491(1,491)	
	公平委員会 委員	1人 1回	59,569	108(108) 60(60)	
	書記	1人 1回	47,799	48(48)	

明細
書頁

13

14

						明 細
項・目・目細等	品 名 等	員 数 等	単価(円)	所要額 (千円)	備 考	書 頁
	災害補償審査委員会			108 (108)		1 4
	委員	1人 1回	59,569	60 (60)		
	書記	1人 1回	47,799	48 (48)		
	任用関係調査					
	局課長	2人	64,130	128 (128)		
	公務災害実地調査					
	事務官	1人 1回	47,799	48 (48)		
	給与事務の査察, 指導			599 (599)		
	課長補佐	6人	52,191	313 (313)		
	事務官	6人	47,624	286 (286)		
	紛争事件処理			200 (200)		
	職員管理官	1人 2回	52,075	104 (104)		
	同補佐	1人 2回	47,799	96 (96)		

						明 細
項・目・目細等	品 名 等	員 数 等	単価(円)	所要額 (千円)	備 考	書 頁
委員等旅費 (委員会調査旅費)	任用に関する調査指導			300 (300)		1 4
	課長補佐	3人	52,191	157 (157)		
	事務官	3人	47,624	143 (143)		
証人等旅費 (公平委員会証人旅費)	公平委員会 委員	1人 1回	59,569	60 (60)		
	災害補償審査委員会 委員	1人 1回	59,569	60 (60)		
	公平委員会 証人	8人	1,469	12 (12)		
庁費 (印刷製本費)	証明書用特殊用紙	500枚	594	297 (0)		

						明 細
項・目・目細等	品 名 等	員 数 等	単価(円)	所要額 (千円)	備 考	書 頁
(項) 下級裁判所						7 7
職員旅費 (内国旅費)	協議会出席旅費					
	人事関係事務打合せ			3,695(3,695)		
	事務局次長 (高裁)	7人 3回	65,290	1,371(1,371)		
	人事課長 (高裁)	7人 3回	57,612	1,210(1,210)		
	人事課課長補佐 (高裁)	7人 3回	53,042	1,114(1,114)		
庁費 (印刷製本費)			(3,078)			
	調停委員等辞令書用紙	20,000枚	3.916	78(62)		

裁判所の機構の維持に必要な経費

執務機構の整備

(1) 地方裁判所次席書記官の増設

<要求要旨>

地方裁判所（以下「地裁」という。）の次席書記官は、当該地裁本庁及び管内における裁判所書記官、裁判所事務官の一般執務について首席書記官を補佐して指導監督を行い、人事評価等の人事管理及び職員団体対応等の労務管理を担当し、また、書記官等の執務態勢や管内の事務処理運用の検討、各種関係機関との連絡調整並びに各種協議会の企画立案及び実施事務等を行っている。このうち、各部の裁判官と連携しながら、管理職員同士の連携態勢の構築強化、事務の適正さの確保と効率化等の検討実施、日常の執務を通じて書記官等の成長を図る仕組みの強化などの職員の育成に関する企画立案事務等の重要性が増大しているところである。

地裁の民事部門においては、民事通常訴訟事件については、近時の社会情勢の変化、情報技術の進展、価値観の多様化等を背景として、裁判所の判断が国民の社会経済活動等に大きな影響を与える訴訟が増え、裁判所の審理判断に対する国民の関心と期待も大きくなっており、新聞報道などがなされる著名事件や当事者多数による集団訴訟などの大型事件の増加もあって、事件全体として複雑困難化が進んでいる状況にある。また、執行事件については民事執行法等の改正法が成立し、第三者からの情報取得手続等が新設され、令和2年4月から施行されるなどしており、新たな手続について適正かつ効率的な運用を確立し、定着させる必要性がある。

また、裁判手続のIT化について、平成30年3月に、内閣官房の「裁判手続等のIT化検討会」による検討結果が取りまとめられ、まずは民事訴訟手続についてe提出、e事件管理及びe法廷という「3つのe」を実現し、訴訟記録の全面的な電子化を前提とする全面IT化を目指すべきとされたところである。令和2年2月からは大阪地裁を含む9庁において、同年5月からは5庁において、今後の民事訴訟のプラクティスの実践的検証も兼ねて、ウェブ会議等のITツールを活用した争点整理手続の運用を開始しており、以後、新たな運用を行う庁を順次拡大していく予定であるところ、令和2年7月の政府の成長戦略に関する閣議決定においては、(a)現行民事訴訟法の下でのウェブ会議等を活用した非対面での運用について、令和2年度中の全国の地裁本庁での開始、令和3年度から地裁支部での順次開始、これら状況を見ながら高裁等での順次拡大の検討を求められているところである。この外、同閣議決定においては、(b)令和4年中の民事訴訟法等の改正を前提に、1)早ければ令和4年度中に、非対面での争点整理手続の運用拡大、非対面での和解期日等の運用開始、2)早ければ令和5年度からの非対面での口頭弁論期日の運用開始、(c)現行民事訴訟法の下での準備書面等の電子提出の運用について、令和3年度中に一部の庁での速やかな運用開始を目指すとともにその後に電子提出の利用の普及促進等が求められており、これら民事訴訟手続のIT化に関する具体的な方策について、新たな制度や運用の在り方の検討を加速させるとともに、ウェブ会議の活用を始めとした段階的な実施、運用拡大を同時並行で推進していく必要がある。

明 細
書 頁

8 1

大阪地裁は、職員数及び事件数ともに全国トップの東京地裁に次ぐ規模であり、こうした実践的検証、新たな制度や運用の在り方の検討において、東京地裁と共に、全国の裁判所を常にリードすることが求められている。このような状況にあつて、次席書記官は、各裁判体と書記官における実践的検証が円滑に行われるよう、人的物的態勢の整備を担うとともに、書記官事務に関する庁内の検討をリードするほか、大阪地裁内での検討状況をとりまとめて最高裁判所と共有し、かつ、最高裁判所における法制面の検討に関する最新の情報を入手し、庁内での検討を更に促進させるなど、最高裁判所と民事訴訟の現場との橋渡しの役割も担っている。 現在置かれている次席書記官のみでは、こうした民事訴訟手続のＩＴ化に必要な実践的検証を促進しつつ、２６か部にも及ぶ多種多様な専門部・集中部等について、各部の裁判官とも連携しながら書記官等の一般執務について指導監督を行うこと並びに職員の育成に関する企画立案事務及び主任書記官の支援業務を行うことなどが極めて困難な状況にある。 そこで、大阪地裁の民事部門に次席書記官を増設して、民事事件の適正迅速な処理やＩＴ化に向けた実践的検証や検討にも組織的に取り組むための態勢強化をするとともに、日常の執務を通じて書記官等の成長を図る仕組みの強化などの喫緊の課題に対して十分な対応を行うための態勢を整備する必要がある。	明 細 書 頁

(2) 簡易裁判所次席書記官の増設 ＜要求要旨＞ 簡易裁判所（以下「簡裁」という。）は、市民に最も身近な利用しやすい裁判所として、これまで、少額の紛争を簡易迅速に解決するという簡裁の本来的役割を踏まえた質の高い審理・判決の実現に取り組んできたところであるが、近時、権利意識の高揚や価値観の多様化による市民の紛争解決に対する意識の変化、社会の高度情報化による法的知識等の入手容易化、さらには、弁護士人口の増加などを原因とする少額な紛争への法律専門家の進出など、簡裁を取り巻く状況は変化してきている。このような状況の変化に対応するためには簡裁の機能強化を図ることが重要であり、管理職員同士の連携態勢の構築強化、事務の適正さの確保と効率化等の検討実施、日常の執務を通じて書記官等の成長を図る仕組みの強化などの職員の育成に関する企画立案事務等の重要性が増大しているところである。 東京簡裁のように、地裁本庁に匹敵する規模の職員数を有する簡裁については首席書記官が設置されており、簡裁次席書記官は、当該簡裁における裁判所書記官及び裁判所事務官の一般執務についての指導監督等に関し簡裁首席書記官を補佐している。 東京簡裁については、民事担当、刑事担当各 1 名の簡裁首席書記官のほか、民事担当の簡裁次席書記官及び大規模分庁舎である墨田庁舎担当の簡裁次席書記官が設置され、民事担当の簡裁次席書記官は霞が関庁舎の、墨田庁舎担当の簡裁次席書記官は同庁舎内の書記官等の一般執務に対する指導監督及び人事管理を担当して簡裁首席書記官を補佐しているところであるが、事件数及び職員数ともに全国トップの規模であり、事件動向を見ても、近年、民事訴訟事件数（特に信販会社やクレジットカード会社などが原告になる業者事件数）の増加傾向が続いており、当該事件に適切かつ迅速に対応するための執務態勢整備として、部署の再編も検討せざるを得ないほど、非常に繁忙な状況にある。このような中、現在置かれている簡裁首席書記官及び簡裁次席書記官のみでは、霞が関庁舎の書記官等の一般執務について指導監督を行うことや職員の育成に関する企画立案事務、主任書記官の支援業務等を行うことなどが極めて困難な状況にある。 そこで、東京簡裁に霞が関庁舎配置の民事担当の簡裁次席書記官 1 人を増設して、民事事件の適正迅速な処理に向けた態勢強化をするとともに、日常の執務を通じて書記官等の成長を図る仕組みの強化などの喫緊の課題に対して十分な対応を行うための態勢を整備する必要がある。	明 細 書 頁
	8 1

<u>人事行政充実に必要な経費</u>	明 細
(1) 裁判所職員倫理審査会 【要求】 ＜要求要旨＞	書 頁
裁判所職員臨時措置法において準用する国家公務員倫理法第10条の規定により、最高裁判所に裁判所職員倫理審査会が設置された。同審査会は、会長及び委員2人により構成されており、四半期ごとの定期開催及び臨時開催により、年間6回の開催を予定している。 そこで、この審査会の運営に必要な経費を要求する。	2 2 2 3 A
(2) 裁判所職員退職手当審査会 【要求】 ＜要求要旨＞ 国家公務員退職手当法第19条第6項において読み替えて準用する同条第1項から第4項の規定の権限を行うため、最高裁判所に裁判所職員退職手当審査会が設置された。同審査会は、会長及び委員2人により構成されており、年間2回の開催が見込まれている。 そこで、この審査会の運営に必要な経費を要求する。	

(3) カウンセリング委託経費 【要求】 ＜要求要旨＞ 近年の社会環境をみると、技術革新や情報化が急速に進展する一方、価値観の多様化や権利意識の高揚等により人間関係も複雑化し、裁判所においても、係属する事件自体が複雑化、高度化、専門化、国際化するなど大きな変化が生じていることから、裁判所職員は、日々、職場においてストレス因子にさらされている状況にある。 こうした中、精神及び行動の障害により長期病気休暇を取得する職員の割合は高原状態にある。 裁判所が、各種の事件を適正迅速に解決していくためには、裁判官のみならず、書記官や家裁調査官など事件に携わる全ての職員が心身共に健康な状態でなければならず、特に、精神面の健康管理を充実させることは、裁判所がその責務を果たしていく上でも重要な課題である。 メンタルヘルス対策としては、精神的問題を抱える職員やその直属の上司等を対象としたカウンセリングを実施することが有効であり、かつ、表面化していない、いわゆる暗数の部分への対策としても効果的である。 そこで、上記カウンセリング委託に必要な経費を引き続き要求する。	明 細 書 頁
	2 2
	2 3
	2 5
	2 6
	8 1
	8 2
(4) 任用試験の充実に要する経費 【要求】 ＜要求要旨＞ 最高裁判所では、裁判所事務官及び家庭裁判所調査官補の採用のために、裁判所職員採用総合職試験（裁判所事務官，院卒者区分・大卒程度区分），総合職試験（家庭裁判所調査官補，院卒者区分・大卒程度区分），一般職試験（裁判所事務官，大卒程度区分）及び一般職試験（裁判所事務官，高卒者区分）を実施している。将来の裁判所を背負って立つ優秀な人材を多数確保するためには、これらの採用試験を充実強化し、十全にその機能を発揮させることが是非とも必要である。 ついては、採用試験に関する経費を引き続き要求する。 (ア) 任用試験費 (a) 問題作成謝金 総合職試験（裁判所事務官，院卒者区分・大卒程度区分）及び総合職試験（家庭裁判所調査官補，院卒者区分・大卒程度区分）の各試験の問題作成に要する費用（出題分野ごとの専門家に依頼）	

(b) 問題検査謝金 総合職試験（裁判所事務官，院卒者区分・大卒程度区分），総合職試験（家庭裁判所調査官補，院卒者区分・大卒程度区分）及び一般職試験（裁判所事務官，大卒程度区分）の各試験の問題の相当性について，第三者的立場からの事前検査に要する費用（出題分野ごとの専門家に依頼） (c) 答案採点謝金 総合職試験（裁判所事務官，院卒者区分・大卒程度区分）及び総合職試験（家庭裁判所調査官補，院卒者区分・大卒程度区分）の論文式試験の答案採点に要する費用（分野ごとの専門家に依頼） (イ) 任用試験旅費 人物試験官派遣旅費 総合職試験（家庭裁判所調査官補，院卒者区分・大卒程度区分）では，人物試験を各高等裁判所で行うため，最高裁判所から人物試験官を試験地に派遣する必要がある。総合職試験（裁判所事務官，院卒者区分・大卒程度区分），一般職試験（裁判所事務官，大卒程度区分）及び一般職試験（裁判所事務官，高卒者区分）の各試験においても，昨年度と同様，高等裁判所から人物試験官を試験地に派遣する必要がある。 そこで，裁判所職員としての適性等の人物評価を行うため，人物試験官を試験地に派遣するために要する旅費を要求する。 (ウ) 任用試験費 (a) 試験問題等印刷費 総合職試験（裁判所事務官，院卒者区分・大卒程度区分），総合職試験（家庭裁判所調査官補，院卒者区分・大卒程度区分），一般職試験（裁判所事務官，大卒程度区分）及び一般職試験（裁判所事務官，高卒者区分）の各試験の実施に必要な各試験問題集（基礎能力試験及び専門試験），答案用紙及び受験申込書等の各印刷費を要求する。 (b) 試験問題点字・答案墨字訳費 公務においても障害者雇用が強く求められており，それにこたえるためには採用試験も障害者が受験しやすいよう配慮をしていく必要がある。視覚障害者の受験の途を開くため，試験問題の点字訳及び答案の墨字訳を行う必要がある。	明 細 書 頁

(エ) 任用試験費 採用試験募集経費 近年、公務員を目指す受験者が全体として減少傾向にある中で、裁判所においても受験者が減少傾向となっており、このような就職環境で優秀な職員を多数確保するためには、まず、多数の優秀な受験者の確保を図ることが肝要であり、そのためには、採用試験の存在を周知するだけでなく、裁判所という職場の魅力を様々なツールを用いて受験者層に発信するなど活発かつ広範な広報活動が不可欠である。 そこで、採用試験募集広報のために必要な経費を要求する。	明 細 書 頁
(オ) 任用試験費 試験場借料 総合職試験（裁判所事務官，院卒者区分・大卒程度区分）及び一般職試験（裁判所事務官，大卒程度区分）は，全国の３７箇所の地方裁判所本庁において，総合職試験（家庭裁判所調査官補，院卒者区分・大卒程度区分）は，全国の３７箇所の家庭裁判所本庁において，一般職試験（裁判所事務官，高卒者区分）は，全国の５０箇所の地方裁判所本庁において，それぞれ実施する予定である。ところで，裁判所職員の採用試験には多数の受験申込者がいるので，各試験の第１次試験については，大学等の施設を借りて実施せざるをえない。この施設を借りるために必要な経費を引き続き要求する。	
(カ) 任用試験費 試験問題等の梱包及び発送業務の外注 総合職試験（裁判所事務官，院卒者区分・大卒程度区分），総合職試験（家庭裁判所調査官補，院卒者区分・大卒程度区分）及び一般職試験（裁判所事務官，大卒程度区分）の各試験の第１次試験実施に先立ち，試験実施裁判所へ試験問題集及び答案用紙を送付している。試験問題という機密性の高い書類を，安全かつ確実に梱包の上，全国の試験実施裁判所へ送付するには，貴重品運送等の実績のある信頼のおける業者に依頼せざるをえない。 そこで，試験問題等の梱包及び発送業務の外注に必要な経費を引き続き要求する。	

(キ) 任用試験費 答案（多肢選択式試験）採点等経費 総合職試験（裁判所事務官，院卒者区分・大卒程度区分），総合職試験（家庭裁判所調査官補，院卒者区分・大卒程度区分），一般職試験（裁判所事務官，大卒程度区分）及び一般職試験（裁判所事務官，高卒者区分）の多肢選択式試験の答案採点を専門業者に外注するために要する費用を要求する。	明 細 書 頁
(ク) 任用試験費 試験問題作成外注経費 試験問題作成事務の効率化・合理化の観点から，総合職試験及び一般職試験の第1次試験基礎能力試験（多肢選択式）並びに総合職試験（裁判所事務官，院卒者区分・大卒程度区分）及び一般職試験（裁判所事務官，大卒程度区分）の第1次試験専門試験（多肢選択式）の選択科目である経済理論の問題の作成を専門業者に外注することとし，これに必要な経費を要求する。	

(5) 健康管理講習会の実施 【要求】

<要求要旨>

技術革新や情報化が急速に進展する一方、価値観の多様化や権利意識の高揚等により人間関係も複雑化し、裁判所に係属する事件自体が複雑化、高度化、専門化、国際化するなど大きな変化が生じていることから、これを処理する職員を取り囲むストレス因子は、他の一般の職場以上に充満している状況にある。また、日常生活の在り方が問われる生活習慣病も大きな問題となっている。

こうした状況の中で、職員自身による健康の自己管理を支援する健康教育の充実を図るため、健康管理講習会を実施し、職員本人が健康に関心を持つよう動機付け、正しい認識の下に健康管理への理解を深めさせるという意識啓発を行う必要がある。

そこで、令和3年度についても、前年度同様、上記の健康管理講習会を実施するための経費を要求する。

<実施計画>

区 分	開 催 場 所	回 数	日数	受 講 者	備 考
健康管理講習会	最高裁	2回	1	一般職員	外部講師（大学教授）1人3時間
	高・地・家裁本庁 （合同実施を含む） 52庁	1回	1	一般職員並びに地・家裁支部及び簡裁の健康管理担当者	外部講師（大学教授）1人4時間

明 細

書 頁

23

81

(6) 管理職員メンタルヘルス講習会の実施 【要求】

<要求要旨>

最近の社会の急激な変化やIT化の中で、ストレス因子は増大するばかりであり、現代社会においては、自殺者が増加し、精神及び行動の障害により、長期間、病気休暇を取得する者が増えている。裁判所では、一般の職場におけるストレス因子に加え、対立する当事者の間に立ったり、事案ごとに当事者や来庁者の安全確保を検討する必要があるなど、高度の緊張が日々連続するという特殊性がある。

こうした状況の中で、特に職員を管理・監督する立場にある管理職員には、職場におけるストレス状況の把握及びその改善等を行うため、日頃から部下職員の言動などの変化を早期に把握するとともに、早期に対応することが求められている。また、メンタルヘルス不調となった職員の円滑な職場復帰と再発防止の観点から、復帰後の職員の状況等の把握に努め、必要に応じ職務の内容等の調整を行うことが重要となっている。そのため、管理職員を対象としたメンタルヘルス講習会を実施し、管理職員による職員の心の健康づくりを実践していくことが必要不可欠である。

そこで、令和3年度についても、前年度同様、上記の管理職員メンタルヘルス講習会を実施するための経費を要求する。

<開催計画>

区 分	開 催 場 所	回 数	日数	受 講 者	備 考
管理職員メンタルヘルス講習会	最高裁	2回	1	管理職員	外部講師（大学教授） 1人3時間
	高・地・家裁本庁 （合同実施を含む） 52庁	1回	1	管理職員	外部講師（大学教授） 1人4時間

明 細

書 頁

23

81

(7) 裁判官採用のための健康診断経費 【要求】 ＜要求要旨＞ 裁判所に係属する事件内容の複雑化，高度化，専門化，国際化という最近の情勢の下で，裁判官の職務はますます困難かつ繁忙となっており，適正かつ迅速な裁判の実現を図るためには，裁判官がその職務に耐え得る健康体であることが必要である。かかる観点からは，裁判官を採用するに当たり，採用候補者が職務を遂行できる健康体であるかどうか及び職場の集団生活において他に感染するおそれのある疾患にかかっているかどうかを診断し，その健康上の適格性の有無を判定する必要がある。 そこで，令和3年度についても，前年度同様，裁判官採用のための健康診断を実施するための経費を要求する。	明 細 書 頁
	2 2

(8) 人事担当課長等事務打合せ（高裁別） 【要求】

<要求要旨>

近年、複雑困難化する事件の適正かつ迅速な解決を図り、かつ、裁判員制度をはじめとする司法制度改革の諸施策を円滑に運用し、定着に向けた努力を重ねていくことが、裁判所にとって重要な課題となっているところである。そのためには、一般職員についても、人員を事件の動向等に的確に対応させるとともに、きめ細かく適材を選別して配置するなど、各高等裁判所管内ごとに全体的な視野から、より一層効果的かつ重点的な人事異動を行い、所要の事件処理体制を着実に確立する必要がある。また、人員配置を事件動向に的確に対応させ、きめ細かく適材を選別するに当たっては、配置や昇任といった任用面だけでなく、昇格等といった給与面を含めて総合的に検討する必要がある。

このために、高等裁判所管内の地方・家庭裁判所の人事担当課長に加え、給与面等の人事事務に詳しい課長補佐を参加させて各庁の実情に関する詳細な情報を提供させ、これらを踏まえた多角的な検討をもとに、各庁の人員を事件の動向等に対応させるための調整を行うとともに、高等裁判所管内について全体的な視野からの異動政策を検討し、長期的展望に立った異動計画の策定を行うための事務打合せの開催が必要となる。

さらに、全国的視野から人事異動等の人事政策を検討するに当たっては、各高等裁判所に最高裁判所係官を派遣して最高裁判所と高等裁判所間の連携及び調整を図ることも必要となる。

そこで、地方・家庭裁判所の人事担当課長等を当該高等裁判所に招集して年2回事務打合せを実施するための経費を要求する。

<開催計画>

開催地	会期	回数	参加者		
			最 高 裁	高 裁	地 ・ 家 裁
各高等裁判所	2日	2回	課長補佐1人 16人 × 8高裁 係長1人 ただし、参加回数は1回 (要旅費人員 課長補佐7人 係長7人)	事務局長 8人 32人 事務局次長 8人 人事課長 8人 人事課企画官 8人 (要旅費人員 0人)	総務(人事)課長 100人 200人 同 課長補佐 100人 ただし、課長補佐の参加回数は1回 (要旅費人員 168人。ただし、 課長補佐の参加しない回は84人)

明 細

書 頁

2 3

8 2

(9) 人事関係協議会（高裁別） 【要求】	明 細
<要求要旨>	書 頁
人事政策は、全国的視野及び長期的展望に立つて策定する必要があるが、特に裁判所においては、審級制を採る裁判所の組織上の特殊性や裁判所職員の職務の特殊性が司法行政の面にも反映されており、高等裁判所ごとに地域性があるなど、その取扱いについて極めて複雑多岐な要素を含んでいる。また、策定された人事政策は、各庁に周知させ、各庁においても長期政策に沿った人事政策の実行を徹底する必要がある。	2 3
現在、裁判所では、より一層適正迅速な裁判の実現を目指すとともに、裁判員制度をはじめとする司法制度改革の諸施策を円滑に運用し定着させていくための取組を行っているが、その一環として、裁判所内で職員制度の在り方に立ち戻った改革を進めているところであり、さらに、男女共同参画の要請や公務員制度改革の動向も踏まえ、より一層広い視野からの多角的な分析が必要となるなど、人事政策の策定に向けて、より複雑かつ困難な要素を検討・協議する必要性が生じている。	8 2
このために、各高等裁判所に最高裁判所係官を派遣して、最高裁判所と高等裁判所人事担当職員との間の連絡及び調整を図るとともに、高等裁判所管内の地方・家庭裁判所の事務局長に加え、各庁の人事管理の要としての役割を担う事務局次長を出席させ、その所管する役割を踏まえた視点に基づく協議・検討を行い、また、首席書記官、首席家裁調査官等の幹部職員を各高裁に参集させて、人事評価や職員育成の在り方等、広く公務員制度全般に関する意見を聴取することによって、最高裁判所が策定した人事政策の基本方針の周知徹底を図るとともに、高等裁判所の地域性に即した政策実現の方策を検討し、統一のとれた人事政策を推進させることを目的とした協議会を開催する必要がある。	
そこで、令和3年度も引き続きこれに必要な経費を要求する。	

<開催計画>

開催地	会期	回数	参加者								
			最高裁			高裁			地・家裁		
各高等裁判所	2日	3回	2人	課長	1人	24人	事務局長	8人	350人	事務局長	100人
				課長補佐	1人		事務局次長	8人		事務局次長	100人
							人事課長	8人		地家裁首席書記官	100人
			(要旅費人員			(要旅費人員				首席家裁調査官	50人
			課長						(要旅費人員		
			課長補佐						事務局長		
			1人)						84人		
			ただし、参加回数は各						事務局次長		
			高裁につき1回(うち1						84人		
			高裁分は旅費不要)。						首席書記官		
									84人		
									首席家裁調査官		
									42人)		
									ただし、局長の参加回数は3回、次		
									長、首席書記官、首席家裁調査官の参		
									加回数は各1回		

明 細
書 頁

(10) 司法修習生考試の実施に必要な経費 【要求】 ＜要求要旨＞ 司法修習生は、修習の後、試験（以下「司法修習生考試」という。）に合格して初めて、修習を終え、法曹資格を得ることができる。 この司法修習生考試は、法曹資格取得の要件である司法修習生の修習終了の可否を最終的に判定する、極めて重要な試験であり、その実施に当たっては、厳格かつ公正、公平な運用が求められている。 (ア) 司法修習生考試の外注のための経費（司法研修所実施分、大阪会場実施分） 司法修習生考試に係る事務のうち、問題の作成や採点等は、司法研修所教官が行っているが、考試会場の設営、問題の配布・回収、考試中の監督等の実施事務は、平成１８年度から、試験事務についてノウハウを持った民間企業に一括して外注化しているところである。 そこで、司法修習生考試（１回）の実施に必要な外注経費を要求する。 (イ) 司法修習生考試試験場借料 大阪会場実施分 従前、司法修習生考試の試験場は、司法研修所の施設のみを使用していたが、平成２０年１１月以降、受験者が増加するとともに、修習のカリキュラム上、一部の受験者はその直前まで大阪で修習を行うこととなり、その者たちを司法研修所に来させて考試を行うことは、受験者にとっての負担が大きく、東京にいる他の受験者と不均衡が生じることから、この者たちの受験のため、大阪に試験場を設置する必要が生じている。 そこで、大阪において司法修習生考試の試験場を借用するのに必要な経費を要求する。 (ウ) 司法修習生考試用六法購入費 司法修習生考試を厳格かつ公正、公平に運用するためには、試験中に使用させる法文についても、実施機関において用意した同種類のものとする必要がある。また、試験の性格上、判例、解説のないものでなければならない。 そこで、司法修習生考試用六法の購入に必要な経費を要求する。	明 細 書 頁
	2 3 2 5

(11) 人事関係事務の I T 化 【要求】 <要求要旨> (人事事務処理システム保守料)	明 細 書 頁
適正・迅速な裁判を実現し、国民の裁判所に対する種々のニーズにこたえるためには、職員個々の適性を発見するとともに、その能力を開発し、人材を有効活用することによって、裁判部門の充実・強化、事務局部門の事務の適正・合理化を推進することが必要不可欠である。そのためには、人事関係部門の I T 化を推進することで、事務の効率化と高度化を図らなければならない。 このような人事関係部門の I T 化として人事事務処理システム（以下「現人事システム」という。）が開発され、平成 1 2 年度までに全国の裁判所への導入を完了し、人事関係部門の事務処理に不可欠なシステムとして運用されているところである。 そこで、ハードウェア障害時に迅速な復旧等を行うとともに、システムの円滑な稼働を図るため、ハードウェア及びヘルプデスクに係る保守契約を締結する必要があることから、令和 3 年度においても、現人事システムの保守に必要な経費を要求する。 (人事事務処理システムから人事・給与関係業務情報システムへの移行支援等) 現在、全国の裁判所において、現人事システムを利用して人事、給与等に関する業務を処理しているところ、令和 2 年度から、人事及び給与関係業務に関する府省共通システムである人事・給与関係業務情報システム（以下「人給システム」という。）に移行し、両システムの並行稼働を経た後、令和 3 年度中に人給システムの本番稼働を開始することとしている。 現人事システムから人給システムに常勤及び非常勤の職員を合わせ 5 万人を超える職員データを円滑に移行し、並行稼働期間中及び本番稼働後に適正な運用を行うためには、専門的な知識・技術を有する業者による支援を受ける必要がある。 そこで、現人事システムから人給システムへの円滑な移行及び移行後の適切な運用を確保するため、業者による支援に要する経費を要求する。 なお、本件は、複数年度にわたる契約を締結する必要があるため、併せて 2 箇年の国庫債務負担行為によることを要求しており、令和 3 年度はその 2 年目である。	2 6 8 2

(人事情報データベースハードウェア・ソフトウェア保守) 人事情報データベース（以下「本データベース」という。）は、現在及び過去の人事関係の履歴データ等を一元的に格納するデータベースであり、出力される情報を利活用することにより、人事施策検討のためのマクロ分析などのほか、個々の職員の過去の履歴を踏まえた能力主義・成績主義に則った適切な処遇の検討を効率的に行うことを可能にするものである。 ハードウェア障害時に迅速な復旧等を行うとともに、データベースの正常な稼働を図るため、ハードウェア及びシステムソフトウェアに係る問い合わせ対応等を行う保守契約を締結する必要があることから、これらの保守に必要な経費を要求する。	明 細 書 頁
(12) 人事・経理関係法規集データベース利用料（人事関係分） 【要求】 ＜要求要旨＞ 人事・経理関係法規集データベース（以下「本データベース」という。）は、人事・会計事務に必要な法令、通達等を収録した加除式の法令集であった人事関係法規集及び経理関係法規集をデータベース（ウェブ）化し、参照、検索及び加工等ができるようにしたものである。 本データベースは、その構築に当たり法令データベースのデータ及びパッケージソフトシステムを活用しているが、これを利用するためには所要の利用料を支払う必要があり、また、データを更新するためには所要の経費が必要となる。 そこで、本データベースの利用等のための経費を要求する。 (13) インターネットによる受験申込み等の実施 【要求】 ＜要求要旨＞ 裁判所職員採用試験においては、インターネットによる受験申込みを実施し、インターネットによらない受験受付事務の一部について外注化することにより、受験受付事務の効率化・合理化を図り、情報化社会における受験対象者のニーズに適切に responding しているところである。 そこで、インターネットによる受験申込み及びインターネットによらない受験受付事務の一部外注化を実施するため、引き続きこれらに必要な経費を要求する。	2 6

(14) 退職準備等説明会 【要求】 ＜要求要旨＞ 高齢化社会への移行が進む中で、公務部門における高齢者雇用を推進するための方策を講ずる必要性が高まっているところ、公的年金支給開始年齢の引上げに伴う諸問題をはじめとして、高齢者をめぐる社会情勢が変化してきており、組織内部において重要な地位と役割を占める中高齢職員の退職後の生活に対する不安を解消し、公務の安定的、能率的運営や労使関係の安定に障害が発生しないよう配慮することが必要である。 裁判所の一般職の場合、定年（６０歳）まで勤務する者が大多数であり、中高齢職員の大部分が、現場の第一線で裁判事務を現実に担っている。これら中高齢職員は退職後の生活に不安を抱いており、その意味で裁判所における高齢者対策の問題は深刻である。職員の退職準備を円滑に行い得る条件を整備することによって、その不安を取り除き、職務に専念させることが、裁判事務の能率的処理に資することになる。 そこで、定年退職を間近に控えた職員及び定年退職はまだ先であるが退職準備の意義について知らせる必要のある職員を対象として、再就職の規制に関する諸制度、再任用制度、年金制度、高齢期における健康管理等、定年退職後の生活に必要なかつ重要な情報を了知させるとともに、必要な相談に応じることによって、今後の在職期間及び定年退職後の生活について見直す機会とそのための情報を提供する必要がある。 また、退職管理に関する個々の職員からの要望や問題点を把握し、今後の円滑な退職管理に活用するためにも、説明会を実施することが不可欠であり、これに要する経費を要求する。	明 細 書 頁
(15) 裁判所職員総合研修所裁判所書記官養成課程入所試験 【要求】 ＜要求要旨＞ 裁判所職員総合研修所の書記官養成課程研修を受けるための入所試験の第二次試験（口述試験）では、入所者を厳正に選抜するため、高等裁判所の試験官が同研修所教官と共に口述試験を行い、法律的素養及び人物・研修適応性など研修生としての適格性を十分に見極める必要がある。 そこで、口述試験実施のため、高等裁判所の試験官を派遣する経費を要求する。	8 2

(16) 裁判所書記官任用試験 【要求】 ＜要求要旨＞ 年々増大する司法需要に適正迅速に対応する観点から、年度途中に生じる裁判所書記官の欠員を機動的に補充するため裁判所書記官任用試験を実施し、裁判部の充実強化を図っている。近年、社会経済状況の変化、価値観の多様化等により裁判事務が高度化、困難化しており、裁判所書記官任用試験においては、高度化等する書記官事務に対応できる執務能力等を備えた職員を選抜する必要があることから、高等裁判所の試験官が口述試験を行い、法律知識、実務知識、執務遂行能力など裁判所書記官として必要な資質・能力の有無を十分に見極める必要がある。 そこで、口述試験実施のため、高等裁判所の試験官を派遣する経費を要求する。	明 細 書 頁
(17) 高等裁判所の管内地方・家庭裁判所に対する任用事務の査察，指導 【要求】 ＜要求要旨＞ 裁判所職員は、国家公務員法上すべて特別職とされ、人事に関する事項も人事院傘下から独立して、最高裁判所の定めるところにより、自主的運用がなされている。しかし、裁判官を除く一般職員については、官職の種類も多く、また、審級制を採る裁判所の特殊事情が司法行政の面にも反映されており、高等裁判所ごとに地域性があるなど、その取扱いについては極めて複雑多岐な要素を含んでおり、任用関係法規の内容も、その運用面においても複雑化の傾向にある。さらに、複雑困難化する事件の適正かつ迅速な処理及び裁判員制度をはじめとする司法制度改革の諸施策の確実な定着を図るために、任用政策上もきめ細かな配慮が必要となっている。 このような状況においては、複雑化する任用関係法規の遵守及びその理解徹底を図るとともに、裁判所の特殊性と時代の動きに即応した人事政策を策定するため、各高等裁判所において、管内各庁における人事政策推進の状況、昇進等の実施状況をつぶさに査察し、これらの事項に関する適切な指導を行うほか、長期的展望に立った人事計画の策定等今後の任用政策を検討するために必要かつ的確な資料の収集を行う必要がある。 そこで、高等裁判所による管内の地方・家庭裁判所に対する査察，指導を行うための経費を要求する。	8 2

(18) 高等裁判所管内及び地方・家庭裁判所管内における給与事務の査察、指導 【要求】 ＜要求要旨＞ 近年、給与関係法規の内容は精緻かつ複雑化してきており、それに伴って、給与事務は、人事事務の中でも最も複雑困難なものとなってきている。このような状況において、複雑化する給与関係法規の遵守及びその理解の徹底を図り、支給過誤につながる給与事務に関する過誤を未然に防止するため、各庁における給与事務担当者の事務処理状況及び認定簿等の決裁書類を詳細に査察し、これらに対する適切な指導を行う必要がある。このため、最高裁判所による下級裁判所に対する査察、指導等だけでは物理的にも限界があることから、これを補うため、裁判所法第80条第2号に規定された監督権に基づく高等裁判所による管内の地方・家庭裁判所に対する査察、指導等及び裁判所法第80条第3号・4号に規定された監督権に基づく地方・家庭裁判所による管内の支部に対する査察、指導等を最高裁判所の給与監査、指導等に加えて実施する必要がある。 よって、高等裁判所による管内の地方・家庭裁判所に対する査察、指導に要する経費及び地方・家庭裁判所による管内の支部に対する査察、指導に要する経費を要求する。 (19) 心の健康づくり（ストレスチェック制度実施関係）経費 【要求】 ＜要求要旨＞ 人事院規則10—4（職員の保健及び安全保持）に基づき、心の健康づくり対策のうち、特に心の不調者の発生防止を強化し、もって職場におけるストレス要因を評価し、その低減につなげるため、定期的に職員のストレスの状況について医師等を実施者とする検査を行い、職員本人にその結果を通知して気付きを促すとともに、実施者から高ストレスと判断され、かつ、面接指導が必要と評価された者から申出があった場合は、医師による面接指導を行うこととするストレスチェック制度を実施する。 そこで、ストレスチェック制度を実施するために必要となる経費を要求する。 (ア) ストレスチェック制度実施経費 医師による検査や面接指導等、ストレスチェック制度の実施のための経費が必要となる。 (イ) ストレスチェック面接指導旅費 医師による面接指導は、医師が勤務する医療機関等で実施することとなるため、面接指導の申出をした職員が勤務する裁判所から当該医療機関等までの旅費が必要となる。	明 細 書 頁 8 2 A D

経費積算内訳 【要求】

項・目・目細等	品名等	員数等	単価(円)	所要額(千円)	備考
(項)最高裁判所					
委員手当					
	裁判所職員倫理審査会 会長	1人 6回 出席率100%	34,200	500(500) 205(205)	
	委員	2人 6回 出席率80%	30,700	295(295)	
	裁判所職員退職手当審査会 会長	1人 2回 出席率100%	22,700	108(108) 45(45)	
	委員	2人 2回 出席率80%	19,600	63(63)	

明細

書頁

22

						明 細
項・目・目細等	品 名 等	員 数 等	単価(円)	所要額 (千円)	備考	書 頁
諸謝金 (依頼協力謝金)	カンセリク`委託経費	2人 4時間 52週	9,094	3,783(3,783)		2 2
	任用試験費			887(992)		
	問題作成			249(249)		
	専門試験 (2次記述式・総合 職試験 (家庭裁判所調査官 補))	22題	9,600	211(211)		
	専門試験 (2次記述式・総合 職試験 (裁判所事務官))	4題	9,600	38(38)		
	問題検査			113(113)		
	専門試験 (2次記述式・総合 職試験 (家庭裁判所調査官 補))	22題	2,400	53(53)		
	専門試験 (2次記述式・総合 職試験 (裁判所事務官))	4題	2,400	10(10)		

						明 細
項・目・目細等	品 名 等	員 数 等	単価(円)	所要額 (千円)	備考	書 頁
(講師等謝金)	専門試験 (1次多肢選択式・ 総合職試験 (裁判所事務官)・ 一般職試験 (大卒程度区分))	10題	5,000	50(50)		2 2
	答案採点			525(630)		2 3
	専門試験 (2次記述式・総合 職試験 (家庭裁判所調査官 補))	1,100通	300	330(330)		
	専門試験 (2次記述式・総合 職試験 (裁判所事務官))	650(1,000)通	300	195(300)		
	健康診断経費 裁判官採用候補者	100人	6,175(5,994)	618(599)		
	健康管理講習会 大学教授	2人 3時間	7,900	47(47)		
	管理職員メンタルヘルス講習会 大学教授	2人 3時間	7,900	47(47)		

						明 細 書 頁
項・目・目細等	品 名 等	員 数 等	単価(円)	所要額 (千円)	備考	
職員旅費 (内国旅費)	協議会出席旅費			1,544(1,544)		2 3
	人事担当課長等事務打合せ (高裁別)			730(730)		
	課長補佐	7人	52,191	365(365)		
	係長	7人	52,191	365(365)		
	人事関係協議会 (高裁別)			814(814)		
	課長	1人 7回	64,130	449(449)		
	課長補佐	1人 7回	52,191	365(365)		
	任用試験旅費					
	人物試験官派遣					
	総合職試験 (家庭裁判所調査官補)					
	事務官	25人 2回	52,191	2,610(2,610)		
	調査連絡旅費			192(192)		
	裁判所職員倫理審査会 事務官	2人 1回	47,799	96(96)		
	裁判所職員退職手当審査会 事務官	2人 1回	47,799	96(96)		

						明 細 書 頁
項・目・目細等	品 名 等	員 数 等	単価(円)	所要額 (千円)	備考	
委員等旅費 (委員会出席旅費)	裁判所職員倫理審査会 委員	1人 1回	45,817	46(46)		2 3
	裁判所職員退職手当審査会 委員	1人 1回	45,817	46(46)		2 4
庁費 (消耗品費)	図書購入費					
(印刷製本費)	司法修習生考試用六法	1,630(1,660)部	2,090(2,035)	3,407(3,378)		
	任用試験費			7,984(7,715)		
	試験問題等印刷費			4,188(4,248)		
	総合職試験(裁判所事務官, 家庭裁判所調査官補), 一般職 試験(大卒程度区分)			807(786)		
	基礎能力試験(多肢選択 式)問題集	17,000部	(41.888) 43.120	733(712)		
	基礎能力試験(多肢選択 式)拡大問題集	3部	24,640	74(74)		
	総合職試験(裁判所事務 官), 一般職試験(大卒程度区 分)			882(902)		

						明 細 書 頁
項・目・目細等	品 名 等	員 数 等	単価(円)	所要額 (千円)	備考	
	専門試験 (多肢選択式) 問題集	16,000部	(38.544) 36.960	591 (617)		2 4
	専門試験 (記述式) 問題集	16,000部	13.200	211 (211)		
	専門試験 (多肢選択式) 拡大問題集	3部	(21,120) 22,880	69 (63)		
	専門試験 (記述式) 拡大問題集	3部	3,520	11 (11)		
	一般職試験 (高卒者区分)			492 (554)		
	基礎能力試験 (多肢選択式) 問題集	5,000 (6,000) 部	(79.200) 82.500	413 (475)		
	基礎能力試験 (多肢選択式) 拡大問題集	3部	26,400	79 (79)		
	一般職試験 (大卒程度区分)			222 (222)		
	論文試験 (小論文) 問題集	16,000部	13.200	211 (211)		
	論文試験 (小論文) 拡大問題集	3 部	3,520	11 (11)		
	総合職試験 (裁判所事務官, 家庭裁判所調査官補)			102 (100)		
	政策論文試験 (記述式) 問題集	1,000部	(84.480) 85.800	86 (84)		
	政策論文試験 (記述式) 拡大問題集	3部	5,280	16 (16)		

						明 細
項・目・目細等	品 名 等	員 数 等	単価(円)	所要額 (千円)	備考	書 頁
	一般職試験 (高卒者区分)		(18.524)	124(116)		2 4
	作文試験問題集	5,000 (6,000) 部	23.760	119(111)		2 5
	作文試験拡大問題集	3部	1,760	5(5)		
	答案用紙		(14.869)	896(813)		
	多肢選択式試験	38,000部	19.821	753(565)		
	記述式試験	65,000 (73,000) 部	(3.394) 2.200	143(248)		
	受験申込書等	64,000 (66,000) 部	(11.437) 10.358	663(755)		

項・目・目細等	品名等	員数等	単価(円)	所要額(千円)	備考	明細書 頁
	採用試験募集経費 ポスター印刷 パンフレット印刷 試験問題点字訳費 総合職試験，一般職試験（大卒程度区分） 基礎能力試験問題等 答案墨字訳費 総合職試験，一般職試験（大卒程度区分） 多肢選択式試験 記述式試験	12,330(12,334)部 64,800部 3部 2部 6部	(19,567) 24,290 (34,100) 38,280 326,749 3,230 5,030	2,780(2,451) 299(241) 2,481(2,210) 980(980) 36(36) 6(6) 30(30)		25

						明 細
項・目・目細等	品 名 等	員 数 等	単価(円)	所要額 (千円)	備考	書 頁
(借料及び損料)	司法修習生考試試験場借料					2 5 A
	大阪会場実施分	一式	15, 298, 365	15, 298 (15, 298)		
(会議費)	裁判所職員倫理審査会	3人 6回	110. 9	2 (2)		
	裁判所職員退職手当審査会	3人 2回	110. 9	1 (1)		
(雑役務費)	司法修習生考試事務外注経費			52, 274 (51, 214)		
	司法研修所実施分	一式	(37, 782, 610) 38, 539, 090	38, 539 (37, 783)		
	大阪会場実施分	一式	(13, 431, 468) 13, 734, 692	13, 735 (13, 431)		

						明 細 書 頁
項・目・目細等	品 名 等	員 数 等	単価(円)	所要額 (千円)	備 考	
	任用試験費					2 5
	試験問題等の梱包及び発送業務の 外注		(500)	764(753)		2 6
	仕分け	300個	550 (2,010.122)	165(150)		
	運送	300個	1,996.098	599(603)		
	任用試験費					
	答案（多肢選択式試験）採点等経 費	38,000通	(14.04) 4.80	182(534)		
	任用試験費					
	採用試験募集経費			7,481(7,724)		
	採用試験募集用ポスター及びパンフレ ットの改訂	一式	(2,953,500) 3,260,950	3,261(2,954)		
	採用広報支援経費			4,220(4,770)		
	学生向け説明会の運営		(3,126,700)			
	（2023年卒業生向け）	一式	2,660,500	2,661(3,127)		
	学生向け説明会の運営		(110,000)			
	（2022年卒業生向け）	一式	55,000	55(110)		

						明 細
項・目・目細等	品 名 等	員 数 等	単価(円)	所要額 (千円)	備 考	書 頁
(職員厚生経費)	大学1, 2年生向け広報	一式	(1,017,400) 999,900	1,000(1,017)		26 A
	採用広報動画作成費	一式	(515,900) 503,800	504(516)		
	任用試験費					
	試験問題作成外注経費			2,173(2,173)		
	基礎能力試験 (総合職試験・一般職試験 (大卒程度区分))	40題	24,200	968(968)		
	専門試験 (総合職試験・一般職試験 (大卒程度区分))	10題	26,400	264(264)		
	基礎能力試験 (一般職試験 (高卒者区分))	45題	20,900	941(941)		
	ストレスチェック実施経費			251(0)	経理局経費より組替	

項・目・目細等	品名等	員数等	単価(円)	所要額(千円)	備考
情報処理業務庁費 (備品費)	人事事務処理システム				
	データベース用サーバ機			0(16,348)	
(雑役務費)	人事事務処理システム			79,331(221,534)	
			(21,610,556)		
	人事事務処理システム保守料	一式	15,267,483	15,268(21,611)	
	人事・給与関係業務情報システムへの 移行支援等	一式	(60,478,000) 59,072,200	59,073(60,478)	
	人事情報データベースハードウェア・ソフトウェア 保守	一式	4,990,249	4,990(0)	
	改修作業費用(法改正等対応)			0(46,524)	
	人事・給与関係業務情報システムへの 移行に伴うデータベース等の開発			0(92,921)	
	人事・経理関係法規集データベース利用 料	一式	2,644,600	2,645(2,645)	
	インターネットによる受験申込等の実施			3,565(6,418)	
			(2,062,500)		
	運用費	一式	3,565,100	3,565(2,063)	
	導入経費			0(4,355)	

明細
書頁

26

						明 細
項・目・目細等	品 名 等	員 数 等	単価(円)	所要額(千円)	備 考	書 頁
(項)下級裁判所 諸謝金 (依頼協力謝金)	カウンセリング委託経費			10,168(10,168)		8 1
		3人 4時間 52週	9,094	5,675(5,675)		
		1人 3時間 52週	9,094	1,419(1,419)		
		1人 2.5時間 52週	9,094	1,182(1,182)		
		1人 2時間 52週	9,094	946(946)		
		1人 2時間 26週	9,094	473(473)		
		1人 2時間 26週	9,094	473(473)		
	(講師等謝金)					
		健康管理講習会 大学教授	52人 4時間	7,900	1,643(1,643)	
		管理職員メンタルヘルス講習会 大学教授	52人 4時間	7,900	1,643(1,643)	

						明 細
項・目・目細等	品 名 等	員 数 等	単価(円)	所要額 (千円)	備 考	書 頁
職員旅費 (内国旅費)	協議会出席旅費			22,501 (23,615)		8 1
	退職準備等説明会					8 2
	受講対象職員	363人	3,737	1,357 (1,357)		
	人事担当課長等事務打合せ (高裁別)			7,683 (7,683)		
	地・家裁総務 (人事) 課長	84人 2回	30,487	5,122 (5,122)		
	同課長補佐	84人 1回	30,487	2,561 (2,561)		
	人事関係協議会 (高裁別)			13,461 (13,461)		
	地・家裁事務局長			7,734 (7,734)		
		84人 2回	34,963	5,874 (5,874)		
		84人 1回	22,147	1,860 (1,860)		
	同次長	84人 1回	34,963	2,937 (2,937)		
	同首席書記官	84人 1回	22,147	1,860 (1,860)		
	首席家裁調査官	42人 1回	22,147	930 (930)		

						明 細
項・目・目細等	品 名 等	員 数 等	単価(円)	所要額 (千円)	備 考	書 頁
	人事・給与関係業務情報システム導入事務打合せ 事務官			0(1,114)		8 2
	任用試験旅費 人物試験官派遣 総合職試験（裁判所事務官），一般職試験（大卒程度区分）			3,230(3,230)		
	事務官	43人	39,320	1,691(1,691)		
	一般職試験（高卒者区分） 事務官	42人	19,194	806(806)		
	裁判所職員総合研修所裁判所書記官養成課程入所試験 事務官	14人	19,194	269(269)		
	裁判所書記官任用試験			464(464)		
	高裁裁判官	7人	25,651	180(180)		
	高裁首・次席書記官	7人	21,421	150(150)		
	事務官	7人	19,194	134(134)		

						明 細
項・目・目細等	品 名 等	員 数 等	単価(円)	所要額 (千円)	備 考	書 頁
	調査連絡旅費			7,230 (7,230)		8 2
	高裁管内地・家裁に対する任用事務の査察・指導			1,843 (1,843)		
	高裁課長補佐	1人 21庁	29,257	614 (614)		
	高裁事務官	2人 21庁	29,257	1,229 (1,229)		
	高裁管内及び地・家裁管内における給与事務の査察・指導			5,387 (5,387)		
	高裁課長補佐	1人 21庁	29,257	614 (614)		
	高裁事務官	2人 21庁	29,257	1,229 (1,229)		
	地・家裁課長補佐	1人 50庁	23,627	1,181 (1,181)		
	地・家裁事務官	2人 50庁	23,627	2,363 (2,363)		
	ストレスチェック面接指導旅費	15人	2,637	40 (0)	経理局経費より組替	

						明 細
項・目・目細等	品 名 等	員 数 等	単価(円)	所要額 (千円)	備 考	書 頁
庁費 (借料及び損料)	任用試験費 試験場借料 総合職試験 (裁判所事務官) , 一般職試験 (大卒程度区分)	37会場	(118, 927) 197, 772	24, 525 (14, 746) 7, 318 (4, 400)		8 2 D
	総合職試験 (家庭裁判所調査官補)	37会場	(118, 927) 197, 772	7, 318 (4, 400)		
	一般職試験 (高卒者区分)	50会場	(118, 927) 197, 772	9, 889 (5, 946)		
(職員厚生経費)	ストレスチェック実施経費			5, 801 (0)	経理局経費 より組替	
情報処理業務庁費 (雑役務費)	人事事務処理システム保守料	一式	(3, 873, 672) 1, 614, 030	1, 614 (3, 874)		

<u>調停制度の充実強化に必要な経費</u> <u>調停事件の処理経費</u> (1) 調停官手当 【要求】 ＜要求要旨＞ 司法制度改革審議会意見では、弁護士任官の推進が提言されているところであるが、裁判官と弁護士の職務内容・執務態勢の違い等の理由から、弁護士任官は年数名程度に止まっているのが現状である。また、近年の社会経済情勢の変動に伴い、多方面の専門分野にわたる複雑困難な調停事件が増加するようになっており、調停手続の紛争解決機能の強化が必要不可欠となっている。 このような背景から、弁護士が裁判官の職務・執務形態への理解を深めつつ裁判官への任官の準備ができる環境を整備して、弁護士任官を推進すること及び弁護士の有する多様な知識、経験や専門性を調停手続に活用して複雑困難化する調停手続の紛争解決機能を充実強化することを目的として、平成16年1月から調停官の制度が新設された。 調停官に対しては、裁判所職員臨時措置法において準用する一般職の職員の給与に関する法律第22条第1項により、非常勤の職員に対する手当が支給される（民事調停法第23条の5、家事事件手続法第251条第5項）。 そこで、令和3年度についても前年度同様、調停官の手当として所要の経費を要求する。	明 細 書 頁
(2) 調停官登庁旅費 【要求】 ＜要求要旨＞ 調停官が調停事件処理のために登庁するのに必要な経費を要求する。	9 5 9 6

経費積算内訳 【要求】

項・目・目細等	品名等	員数等	単価(円)	所要額(千円)	備考
(項)下級裁判所 委員手当 (調停官手当)	調停官手当	5,760人日	30,700	176,832(176,832)	
委員等旅費 (調停官登庁旅費)	調停官登庁旅費	5,760回	733	4,222(4,222)	

明細

書頁

95

96

經 理 局 經 費

目 次

一 経 常 事 務 費	
基 本 経 費 -----	2 2 5
二 裁判所の機構の維持に必要な経費	
1 会計事務の充実経費 -----	2 4 9
2 機構運営対策経費 -----	2 6 9
3 庁舎管理等対策経費 -----	2 7 2
三 人事行政充実等に必要な経費 -----	2 8 1
四 裁判事務の迅速適正化に必要な経費	
1 裁判事務の器具整備経費 -----	2 8 2
2 裁判運営の改善経費 -----	2 8 4
3 裁判官の執務環境改善経費 -----	2 8 7
4 訴訟関係人等環境改善経費 -----	2 8 9
5 裁判補助事務の強化改善経費 -----	2 9 1
五 裁判の迅速適正処理経費	
1 裁判の迅速適正処理経費 -----	2 9 5
2 保管金事務処理システム経費 -----	3 0 4
六 事 件 計 算 分 -----	3 0 6

<u>経 常 事 務 費</u>	明 細
<u>基 本 経 費</u>	書 頁
(1) 非常勤職員手当【要求】	
＜要求要旨＞	6
最高裁判所及び下級裁判所における裁判所職員の健康の保持及び増進を図るため、非常勤職員たる医師及び看護師の確保に必要な経費を要求する。	7
(2) 児童手当【要求】	7 4
＜要求要旨＞	
中学校修了前までの子どもを養育している者には、児童手当が支給されるため、支給に必要な経費を要求する。	7 5
(3) 会計事務調査連絡旅費【要求】	
＜要求要旨＞	
各高裁単位で、管内の会計実務を担当している地家裁事務官を一堂に集め、会計事務に関する指導及び事務連絡を行い、もって会計事務処理の適正化、統一化及び円滑化を図る必要がある。	
そこで、これに必要な経費を要求する。	

(4) 会計監査旅費【要求】

<要求要旨>

裁判所は、外部監査として会計検査院の行う会計検査及び財務大臣（財務局等）が行う国有財産の監査を受けているが、裁判所自らも、予算の執行その他会計に関する事務について実情を把握し、その適正かつ効率的な事務処理に資することを目的として内部監査を行う必要がある。

そこで、これに要する経費を要求する。

<実施計画>

実施庁		庁数	人数
最高裁実施分	高地家裁	3	7
		2	3
	地家裁	9	5
		4	2
	地裁	12	5
		6	2
高裁実施分	地家裁	9	8
	地裁	12	7
	高裁支部	6	2

(5) 会計課長協議会出席旅費【要求】

<要求要旨>

予算の適正かつ効率的な執行に関して考慮すべき事項について、実務レベルでの協議によりその解決を図る必要がある。

そこで、これに要する経費を要求する。

<実施計画>

出席者役職名	人 数	会議回数
最高裁局長・課長	7	2
最高裁事務官（補佐）	7	2
地裁会計課長	42	2
家裁会計課長	18	2

明 細
書 頁

7

7 5

(6) 裁判官会議出席旅費【要求】

<要求要旨>

下級裁判所において、各裁判所の司法行政に関する重要事項を決定するには、それぞれの裁判所の裁判官会議の議決を経なければならない（裁判所法20条1項、29条2項、31条の5）。

司法行政事務の中でも、とりわけ予算執行事務については、国の財政状況が厳しい中であって、今までにも増して、それぞれの裁判所において、予算の効率的執行に向けた努力を行うことが必要不可欠である。

それぞれの裁判所において、適正かつ効率的な予算執行をする上で重要な方針決定等を行うには裁判官会議の議決を経る必要がある。裁判官会議を開催するには、高等裁判所、地方裁判所及び家庭裁判所のそれぞれの支部から少なくとも1名の裁判官を本庁に出張させて会議に出席させる必要があり、この場合、当該支部から本庁までの旅費が必要となる。

そこで、このための経費を要求する。

<実施計画>

出席者	人数	回数
高裁支部裁判官	6	1
地裁支部裁判官	203	1
家裁支部裁判官	203	1

明 細
書 頁

7 5

(7) 予算関係資料費【要求】	明 細
<要求要旨>	書 頁
予算編成事務の機械化に伴い必要となる消耗品等及び予算書等を購入するのに必要な経費を要求する。	
(8) 予算関係図書購入費【要求】	7
<要求要旨>	8
予算事務を適正かつ迅速に処理するためには、各種図書資料を参照することが必要不可欠である。そこで、予算事務提要等の予算関連図書を購入するのに必要な経費を要求する。	7 5
(9) 国家公務員財産形成法施行事務費【要求】	
<要求要旨>	
財形持家融資の事務に必要な経費を要求する。	
(10) 歳入歳出予算概要等作成費【要求】	
<要求要旨>	
歳入予算概算見積書、歳出概算要求書等の作成に必要な経費を要求する。	
(11) 業務補助職員雇用経費【要求】	
<要求要旨>	
障害者雇用促進法の下、国の機関として自ら率先して障害者を雇用する責務があり、障害者雇用の更なる推進に向けた取組を行っているところ、裁判所の事務の特性などを踏まえた上で、障害特性などに応じた多様な雇用形態の一つとして、一時的又は期間を限定して賃金要員を雇う場合がある。	
そこで、業務補助職員を確保するために必要な経費を要求する。	

(12) 産休代替要員等雇用経費（最高裁分及び下級裁事務局職員分）【要求】 ＜要求要旨＞ 育児休業法の施行により，育児休業制度と育児休業職員の代替措置の制度が導入された。その後，平成14年4月には，男女共同参画社会の実現に向けて，男女が共に家庭責任を担いつつ，仕事と育児とを一層容易に両立できるよう，育児休業制度が拡充され，平成19年度には育児短時間勤務制度が導入されるなど，育児休業法上，育児に関する制度の整備が進められてきた。 加えて，平成17年に次世代育成支援対策推進法が施行され，次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ，かつ，育成される環境整備を図るため次世代育成支援対策を推進するために必要な措置を講ずることとされ，更に，平成28年には女性活躍推進法が施行され，裁判所においても，ワークライフバランスの実現と女性の活躍の推進に向けて，育児休業を取得しやすい職場環境を整備するとともに，より一層，育児休業を取得する職員の代替要員の確保その他の執務態勢の整備に努めているところである。 育児休業法上，職員が育児休業を取得した場合，職員の配置換え等により育児休業職員の業務を処理することが困難な場合には，任期付採用又は臨時的任用により対処することが予定されている。しかし，女性職員の場合，産前・産後の休暇から引き続いて育児休業を取得することが通常である。育児休業期間につき任期付採用又は臨時的任用を行うような場合で，これに先立つ産前・産後の休暇の期間中も，業務分担の変更等によっても職員の業務を処理することが困難な場合には，その期間についても代替要員を確保し，産前・産後の休暇期間と育児休業の期間を通じて代替要員を確保することが，職員が安心して育児休業を取得できる環境の整備及び円滑な執務態勢の整備に資することとなる。 そこで，産休代替要員及び臨時的任用職員を確保するために必要な経費を要求する。 (13) 行（二）職員代替要員雇用経費【要求】 ＜要求要旨＞ 行（二）職員の業務の中には，恒常的に人員を配置するよりも，一時的又は期間を限定して賃金要員を雇い，業務を行わせることが効率的な場合がある。 そこで，行（二）職員代替要員を確保するために必要な経費を要求する。 (14) 再任用職員雇用経費（最高裁分及び下級裁事務局職員分）【要求】 ＜要求要旨＞ 再任用職員の雇用に必要な経費を要求する。	明 細 書 頁 8 7 5

(15) 自動車損害賠償責任保険料【要求】

① 既定分

区 分	令和3年度車検到来車両			保険料 不要車 台数	台数計	整備年度												計
	台 数	単 価	金 額			17	18	23	24	25	26	27	28	29	30	R1		
	台	円	円			台	台	台	台	台	台	台	台	台	台	台	台	台
最高裁	17		323,600	34	51	(3) 2		(1)	1	(11)	5	(6)	2	(3)	4	3	(24) 17	
乗 合 自 動 車	5	(15,370) 13,000	65,000		5	(3) 2										3	(3) 5	
乗 用 自 動 車	12	(25,830) 21,550	258,600					(1)	1	(11)	5	(6)	2	(3)	4		(21) 12	
				34	46													
下級裁	56		1,116,370	92	148	(3) 1	(3) 2	(15) 1	12	(28)	14	(44)	17	(15)	(4) 8	1	(112) 56	
高裁	21		392,700	30	51	(3) 1	(1) 1	(5)	5	(15)	4	(13)	4	(8)	(4) 5	1	(49) 21	
乗 合 自 動 車	7	(15,370) 13,000	91,000		7	(3) 1	(1) 1								(4) 4	1	(8) 7	
乗 用 自 動 車	14	(25,830) 21,550 (12,540) 11,120	301,700					(5)	5	(15)	4	(13)	4	(7) (1)	1		(40) 14 (1)	
				30	44													
地裁	31		646,020	57	88		(1) 1	(9)	7	(12)	8	(27)	12	(6)	3		(55) 31	
乗 合 自 動 車	1	(15,370) 13,000	13,000		1		(1) 1										(1) 1	
乗 用 自 動 車	29	(25,830) 21,550 (12,540) 11,120 (8,750)	624,950					(9)	7	(12)	8	(26) (1)	11	(6)	3		(53) 29 (1)	
	1	8,070	8,070		57	87							1				1	
家裁	4		77,650	5	9		(1) 1	(1) 1		(1)	2	(4)	1	(1)			(8) 4	
乗 合 自 動 車	1	(15,370) 13,000	13,000		1		(1) 1	(1) 1									(2) 1	
乗 用 自 動 車	3	(25,830) 21,550 (12,540) 11,120	64,650							(1)	2	(3) (1)	1	(1)			(4) 3 (2)	
				5	8													
合 計	73		1,439,970	126	199	(6) 3	(3) 2	(16) 1	13	(39)	19	(50)	19	(18)	(4) 12	4	(136) 73	

明 細
書 頁8
7 5

② 交換差金分

区 分	令和3年度新規車両			整備年度			
	台 数	単 価	金 額	23	24	25	計
	台	円	円	台	台	台	台
最高裁	3		88,560			3	3
乗 用 自 動 車	3	(35,950) 29,520	88,560			3	3
下級裁	4		118,080	2	2		4
高裁	1		29,520		1		1
乗 用 自 動 車	1	(35,950) 29,520	29,520		1		1
地裁	3		88,560	2	1		3
乗 用 自 動 車	3	(35,950) 29,520	88,560	2	1		3
合 計	7		206,640	2	2	3	7

明 細
書 頁

8
7 5

(16) 自動車交換差金【要求】

<要求要旨>

裁判所では、従前から保有する乗用自動車の低公害化を推進し、もって地球温暖化防止対策に貢献してきたところであり、保有する乗用自動車の更新においては引き続き低公害化に配慮した更新計画とする。

そこで、所要の経費を要求する。

<整備計画>

区 分	要 求 台 数		要 求 額		備 考
最高裁	平成25年度整備車	2	2×@ 5,988,090	11,976	乗用自動車（超低排）
	平成25年度整備車	1	1×@21,626,453	21,626	乗用自動車（超低排）
	(小計) 3		(小計) 33,602		
下級裁	高裁 平成24年度整備車	1	1×@ 3,733,939	3,734	小型ワゴン車（超低排）
	地裁 平成24年度整備車	1	1×@ 3,204,065	3,204	小型ワゴン車（超低排）
	平成23年度整備車	2	2×@ 3,733,939	7,468	小型ワゴン車（超低排）
	(小計) 4		(小計) 14,406		
合 計		7 台		48,008 千円	

明 細
書 頁

8

7 5

(17) 最高裁判所裁判官公邸等維持費【要求】	明 細
<要求要旨>	書 頁
最高裁判所裁判官の公邸等を維持管理するための経費が必要であるから，このための経費を要求する。	
(18) 最高裁判所裁判官公邸等警備委託費【要求】	8
<要求要旨>	9
最高裁判所裁判官の公邸等の警備に必要な経費を要求する。	
(19) 無線局電波利用料【要求】	7 6
<要求要旨>	A
平成20年5月30日に電波法の一部を改正する法律が公布された。これにより最高裁判所及び下級裁判所の庁舎管理及び法廷警備時の連絡のために無線機を使用するに当たり電波利用料を支出する必要があるから，このための経費を要求する。	D
(20) 自動車維持費【要求】	
<要求要旨>	
裁判所が所有している自動車を維持するために，燃料費や修繕費が必要であるから，このための経費を要求する。	
(21) 裁判官等法服費【要求】	
<要求要旨>	
法廷においては，裁判官は法服を，裁判所書記官は職服を，それぞれ着用しなければならない。	
そこで，法服及び職服を購入するための経費を要求する。	

(22) 土地建物借料【要求】

(千円)

区 分	前 年 度 予 算 額	令和3年度 要 求 額	対 前 年 度 比 較 増 △ 減	借 上 (㎡)		所有者
				土 地	建 物	
(項) 最高裁判所	0	0	0			
該当なし						
(項) 下級裁判所	16,349	22,449	6,100			
一般分						
東京地方裁判所 伊豆大島簡裁宿舎	0	1,600	1,600			民間
千葉地方裁判所 東金簡裁庁舎	266	266	0	340		東金市
水戸地方裁判所 麻生支部宿舎	60	58	△ 2	228		行方市
長野地方裁判所 佐久支部宿舎	386	0	△ 386	503		佐久市
長野地方裁判所 伊那支部宿舎	339	0	△ 339	335		長野県
大阪地方裁判所 枚方簡裁庁舎	11,344	11,344	0	1,997		枚方市
大阪地方裁判所 大阪地裁執行部・大阪簡裁交通分室	1	3	2			大阪市
長崎地方裁判所 厳原支部宿舎	1,218	0	△ 1,218		54	民間
鹿児島地方裁判所 甕島簡裁宿舎	390	390	0		49	薩摩川内市
那覇地方裁判所 平良支部宿舎	858	858	0		55	民間
那覇地方裁判所 平良支部宿舎	0	2,351	2,351		61	民間
那覇地方裁判所 平良支部宿舎	0	2,351	2,351		61	民間
那覇地方裁判所 石垣支部宿舎	1,487	1,099	△ 388		49	民間
那覇地方裁判所 石垣支部宿舎	0	2,129	2,129		69	民間
(計)	16,349	22,449	6,100			

明 細
書 頁

7 6

(23) 各所修繕【要求】

経年別	令和元年度 末面積 (A)	令和2年度 建築見合旧庁 舎等面積 (B)	令和3年度 計上面積 A-B=(C)	単価 (D)	算出額 (C)×(D)	金額	備考
一般修繕 (非木造)	m ²	m ²	m ²	円	千円	千円	
1～5年	98,288	0	98,288	237	23,294		
6～10	172,083	0	172,083	506	87,074		
11～15	206,716	0	206,716	784	162,065		
16～20	223,218	0	223,218	971	216,745		
21～30	295,843	0	295,843	784	231,941		
31～	1,021,878	2,568	1,019,310	790	805,255		
計	2,018,026	2,568	2,015,458		1,526,374		
(木造)							
1～5年	191	0	191	147	28		
6～10	10	0	10	229	2		
11～15	0	0	0	335	0		
16～20	0	0	0	891	0		
21～	4,772	0	4,772	325	1,551		
計	4,973	0	4,973		1,581		
合計	2,022,999	2,568	2,020,431		1,527,955	1,116,640	1,527,955 × 0.66437 × 1.1

明細
書頁

10

明細
書頁

[illegible]

(24) 自動車重量税【要求】

①既定分

区 分	令和3年度車検到来車両			重量税 不要車 台数	台数計												計
	台 数	単 価	金 額			17	18	23	24	25	26	27	28	29	30	R1	
	台	千円	千円	台	台	台	台	台	台	台	台	台	台	台	台	台	台
最高裁	15		298	36	51	(3) 2		(1)	1	(11)	5	(6)	2	(2)	2	3	(23) 15
乗 合 自 動 車	1	29	29			(3) 1											(3) 1
	2	25	50													2	2
	1	18	18			1											1
	1	8	8		5											1	1
乗 用 自 動 車	1	33	33					(1)		(11)		(6)		(2)			(20) 1
	5	20	100						1		1		1		2		5
	4	15	60	36	46						4						4
下級裁	56		1,345	92	148	(3) 1	(3) 2	(15) 1	12	(28)	14	(44)		(15) 17	(4) 8	1	(112) 56
高裁	21		472	30	51	(3) 1	(1) 1	(5)	5	(15)	4	(13)		(8) 4	(4) 5	1	(49) 21
乗 合 自 動 車	1	29	29			(3) 1	(1)								(4)		(8) 1
	1	25	25												1		1
	1	18	18				1										1
	3	13	39												2	1	3
	1	8	8		7										1		1
乗 用 自 動 車	6	33	198					(5)	5	(15)	1	(13)		(8)			(41) 6
	7	20	140								3		3		1		7
	1	15	15	30	44							1	1				1
地裁	31		800	57	88		(1) 1	(9)	7	(12)	8	(27)		(6) 12	3		(55) 31
乗 合 自 動 車	1	18	18		1		(1) 1										(1) 1
乗 用 自 動 車	14	33	462					(9)	6	(12)	3	(27)		(6) 5			(54) 14
	2	25	50										2				2
	12	20	240						1		5		3		3		12
	2	15	30	57	87							2	2				2
家裁	4		73	5	9		(1)	(1) 1		(1)	2	(4)		(1) 1			(8) 4
乗 合 自 動 車	1	13	13		1		(1)	(1) 1									(2) 1
乗 用 自 動 車	3	20	60	5	8					(1)	2	(4)		(1) 1			(6) 3
計	71		1,643	128	199	(6) 3	(3) 2	(16) 1	13	(39)	19	(50)		(17) 19	(4) 10	4	(135) 71

明 細
書 頁

1 0

7 6

②交換差金分

区 分	令和3年度新規車両			整備年度			計
	台 数	単価	金額	23	24	25	
	台	千円	千円	台	台	台	台
最高裁	1		19			1	1
乗 用 自 動 車	1	19	19			1	1
下級裁	4		92	2	2		4
高裁	1		23		1		1
乗 用 自 動 車	1	23	23		1		1
地裁	3		69	2	1		3
乗 用 自 動 車	3	23	69	2	1		3
計	5		111	2	2	1	5

明 細
書 頁

(25) 長官所長等交際費【要求】 ＜要求要旨＞ 高等裁判所長官並びに地方裁判所及び家庭裁判所の所長等の儀礼的，社交的な交際に必要な経費として要する費用を要求する。	明 細 書 頁
(26) 賠償償還及払戻金【要求】 ＜要求要旨＞ 裁判所職員が司法行政事務を遂行する際に過失等により権利を侵害した場合，被害者に賠償金等を支払う必要があるから，このための経費を要求する。	1 0 7 6

経費積算内訳【要求】

項・目・目細等	品 名 等	員 数 等	単価(円)	所要額 (千円)	備 考
(項)最高裁判所 非常勤職員手当				8,507(8,507)	
児童手当				68,925(66,005)	
職員旅費 (内国旅費)					
	会計監査旅費			8,934(9,373)	
	高地家裁へ			1,693(2,132)	
	事務官	3(4)庁 7人	62,704	1,317(1,756)	
		2庁 3人	62,704	376(376)	
	地家裁へ			3,070(3,070)	
	事務官	9庁 5人	57,927	2,607(2,607)	
		4庁 2人	57,927	463(463)	
	地裁へ			4,171(4,171)	
	事務官	12庁 5人	57,927	3,476(3,476)	
		6庁 2人	57,927	695(695)	
	会計課長協議会出席旅費			1,629(1,629)	
	局課長	7人 2回	64,130	898(898)	

明 細
書 頁

6

7

						明 細
項・目・目細等	品 名 等	員 数 等	単価(円)	所要額 (千円)	備 考	書 頁
庁費 (消耗品費)	事務官	7人 2回	52, 191	731(731)		7 8
	予算関係資料費			1, 160(1, 275)		
	予算編成事務機械化等経費			146(242)		
	予算書等購入費			1, 014(1, 033)		
	予算関係図書			310(319)		
	図書類	163冊	1, 617 (6, 108)	264(264)		
	雑誌類	9冊	5, 064	46(55)		
	国家公務員財産形成法施行事務費			80(100)		
	貸借契約 (5000万円以下)	3(4)回	20, 000	60(80)		
	貸借契約 (1000万円以下)	2回	10, 000	20(20)		

明 細						書 頁
項・目・目細等	品 名 等	員 数 等	単価(円)	所要額 (千円)	備 考	
(印刷製本費)	歳入歳出予算概要等作成費		(299)	1,037 (843)		8
	歳入予算概算見積等	50部	382	19 (15)		
			(1,031)			
	歳出予算概要等	803部	1,268	1,018 (828)		
(賃金)	賃金			58,184 (64,930)		
	業務補助職員			56,032 (62,819)		
	産休代替要員			2,152 (2,111)		
(保険料)	自動車損害賠償責任保険料			412 (589)		
	社会保険料			8,132 (12,313)		
	業務補助職員			5,161 (9,148)		
	産休代替要員			270 (287)		

						明 細
項・目・目細等	品 名 等	員 数 等	単価(円)	所要額 (千円)	備 考	書 頁
(子ども・子育て 拠出金)	臨時的任用職員			2,701(2,878)		8
	雇用保険料			860(1,299)		
	業務補助職員			303(565)		
	産休代替要員			0(27)		
	再任用職員			557(707)		
	子ども・子育て拠出金			190(280)		
	業務補助職員			118(208)		
	産休代替要員			6(6)		
	臨時的任用職員			66(66)		
(自動車交換差金)				33,602(0)		
(雑役務費)	裁判官公邸等維持費			3,365(4,009)		

						明 細 書 頁
項・目・目細等	品 名 等	員 数 等	単価(円)	所要額 (千円)	備 考	
(自動車維持費)	公邸等警備委託費			3,334(4,939)		9 1 0 A
	無線局電波利用料	78局	(600) 400	31(47)		
				13,722(6,468)		
	裁判官等法服費 (被服費)					
	裁判官			2,948(1,906)		
	最高裁裁判官	5(1)人	93,500 (15,518)	468(94)		
	下級裁裁判官	151(110)人	15,636 (4,180)	2,361(1,707)		
	女性用刈	27(25)人	4,400 (11,484)	119(105)		
	書記官	325(225)人	12,102	3,933(2,584)		
	各所修繕	一般修繕分		1,116,640(1,107,120)		
自動車重量税				317(481)		
賠償償還及払戻金				6,076(12,388)		

明 細 書 頁					
項・目・目細等	品 名 等	員 数 等	単価(円)	所要額 (千円)	備 考
(項)下級裁判所 非常勤職員手当				110,901(110,901)	7 4
児童手当				976,470(936,870)	7 5
職員旅費 (内国旅費)					
	会計事務調査連絡旅費 高裁へ 事務官	60人	30,487	1,829(1,829)	
	会計監査旅費 地家裁へ 事務官	9庁 8人	39,320	2,831(2,831)	
	地裁へ 事務官	12庁 7人	39,320	3,303(3,303)	
	高裁支部へ 事務官	6庁 2人	37,563	451(451)	
	会計課長協議会出席旅費			3,659(3,659)	

						明 細
項・目・目細等	品 名 等	員 数 等	単価(円)	所要額 (千円)	備 考	書 頁
庁費 (賃金)	地裁から	42人 2回	30,487	2,561(2,561)		7 5
	家裁から	18人 2回	30,487	1,098(1,098)		
	裁判官会議出席旅費			7,685(7,685)		
	高裁支部から	6人 1回	51,467	309(309)		
	地裁支部から	203人 1回	18,169	3,688(3,688)		
	家裁支部から	203人 1回	18,169	3,688(3,688)		
	賃金			943,855(884,525)		
	行(二)職員代替要員			612(612)		
	業務補助職員			943,243(883,913)		

						明 細
項・目・目細等	品 名 等	員 数 等	単価(円)	所要額 (千円)	備 考	書 頁
(保険料)	自動車損害賠償責任保険料			1,234(2,915)		7 5
	社会保険料			72,957(133,485)		
	業務補助職員			71,519(132,298)		
	行 (二) 職員代替要員			551(452)		
	臨時的任用職員			887(735)		
	雇用保険料			6,290(9,819)		
	業務補助職員			4,371(7,954)		
	行 (二) 職員代替要員			453(396)		
	再任用職員			1,466(1,469)		
(子ども・子育て拠出金)	子ども・子育て拠出金			1,673(3,021)		
	業務補助職員			1,637(2,996)		

						明 細 書 頁
項・目・目細等	品 名 等	員 数 等	単価(円)	所要額 (千円)	備 考	
	行 (二) 職員代替要員			13 (9)		7 5 7 6 D
	臨時的任用職員			23 (16)		
(自動車交換差金)				14,406 (34,133)		
(雑役務費)						
	無線局電波利用料	(1,839)	(600)	785 (1,142)		
	個別利用料	1,876局	400	750 (1,103)		
			(450)			
	包括利用料	87局	400	35 (39)		
(自動車維持費)				29,866 (27,277)		
土地建物借料				22,449 (16,349)		
自動車重量税				1,437 (2,761)		
交際費				813 (1,162)		

<u>裁判所の機構の維持に必要な経費</u> <u>会計事務の充実経費</u> (1) 入札監視委員会経費【要求】 ＜要求要旨＞ 平成５年１２月に建設大臣の諮問機関である中央建設業審議会から、入札手続の透明性を高める第三者機関として入札監視委員会の設置が提案された。それを受けて、国土交通省をはじめ各省庁、公団等において順次同委員会が設置され、最高裁判所においても平成１２年度に入札監視委員会を設置した。 そこで、入札監視委員会の開催に必要な経費を要求する。 (2) 契約監視委員会経費【要求】 ＜要求要旨＞ 平成１９年１１月２日開催の公共調達の適正化に関する関係省庁連絡会議において随意契約の監視等のための第三者機関の設置が決定されたことに伴い、最高裁判所においても平成１９年度に契約監視委員会を設置した。 そこで、契約監視委員会の開催に必要な経費を要求する。 (3) 総合評価審査委員会経費【要求】 ＜要求要旨＞ 平成１７年４月に「公共工事の品質確保の促進に関する法律」（以下「品確法」という。）が施行された。品確法では、公共工事の品質は「経済性に配慮しつつ価格以外の多様な要素をも考慮し、価格及び品質が総合的に優れた内容の契約がなされなければならない」と規定されており、公共工事の品質確保のための主要な取組として総合評価落札方式の適用をあげている。 このような状況の下、裁判所発注工事においても、平成２０年度から総合評価落札方式を適用しているが、その運用に当たっては、発注者の恣意性を排除し、中立かつ公正な審査・評価を行う必要があることから、最高裁判所においても総合評価審査委員会を設置し、学識経験者の意見を聴く必要がある。 そこで、総合評価審査委員会の開催に必要な経費を要求する。	明 細 書 頁
	1 5 A

(4) 会計関係協議会出席旅費

(ア) 会計実務担当者講習会【要求】

<要求要旨>

会計事務の処理に当たっては、会計法規等についての広範な知識を必要とするが、職員構成から会計事務の知識、経験に乏しい職員が会計事務を担当することも少なくない。特に支部のように職員数の少ない庁では、それが常態となっている。そこで、会計事務、特に第一線の金銭出納事務態勢の強化を図るべく、下級裁判所（高等裁判所を除く。地裁支部については毎年3分の1程度）の会計事務担当者を対象とし、職務遂行に必要な知識、意識の向上を図るため、各地方裁判所において会計事務の講習会を実施する経費を要求する。

<実施計画>参加者（各庁1人、会期2日、滞在1日、年1回）

区分	参加者	参加者中要旅費人員
地裁 本庁	50 人	0 人
支部	68	68
家裁 本庁	26	0
合計	144	68

(イ) 予算執行事務打合せ【要求】

<要求要旨>

限られた予算を適正かつ重点的・効率的に執行するためには、各庁において適正な経理計画を策定し、計画的な予算執行を図ることが必要である。そのためには、最高裁判所からの事務連絡や電話等による指導だけでは不十分であり、管轄区域内の実情を把握している高等裁判所が、直接、下級裁判所の予算執行担当者と協議、調整を図ったり、指導を行ったりするなど、きめ細かく対応する態勢を整えておく必要がある。そこで、高等裁判所管内ごとに、予算執行担当者を招集して事務打合せをするための経費を要求する。

<実施計画>

（開催地）各高等裁判所 会期2日、滞在1日、年1回

出席者：高裁会計課長、同事務官、地裁事務官、家裁事務官

明 細
書 頁

78

(ウ) 経理事務打合せ【要求】 ＜要求要旨＞ 高等裁判所は、中間監督庁として会計事務の処理方針に関し、管轄区域内の下級裁判所に対して指示し、経理行政の円滑化を図る立場にある。 そこで、よりきめ細かい経理行政を行って効率的な予算執行を図るには、最高裁判所が管轄区域内の下級裁判所の実情を把握している高等裁判所と、そのための方策を十分協議する必要がある、これに要する経費を要求する。 また、最高裁判所と協議を行った高等裁判所は、その協議結果や今後の会計事務の処理方針を管轄区域内の下級裁判所に周知する必要があることから、これに要する経費を要求する。 ＜実施計画＞ (開催地) 最高裁判所 会期 2 日、滞在 1 日、年 3 回 出席者：高等裁判所事務局次長，同会計課長，同会計課長補佐 (開催地) 各高等裁判所 会期 1 日、年 3 回、出席者：地家裁事務局長	明 細 書 頁
(エ) 所長事務打合せ【要求】 ＜要求要旨＞ 管内各庁を掌握し指導する立場にある各高等裁判所に、管内各庁の所長及び司法行政上所長を補佐する立場にある事務局長を招集し、経理行政上の諸問題について協議し、円滑な司法行政遂行の基礎を確立していく必要がある。 併せて、最高裁判所で決定された経理行政上の諸施策を本事務打合せにおいて各所長に伝達し、司法行政の統一的な運営を確保する必要があることから、これに要する経費を要求する。 ＜実施計画＞ (開催地) 各高等裁判所 会期 2 日、滞在 1 日、年 1 回 出席者：高等裁判所長官，同事務局長，同事務局次長，地方裁判所長，同事務局長， 家庭裁判所長，同事務局長	7 8

(5) 庁舎等敷地測量手数料【要求】

＜要求要旨＞

行政財産の適正な管理を行うためには、実地測量をし、未確定な隣地との境界を明確にして、行政財産の正確な数量を把握する必要があるため、敷地測量が未了等の国有財産について、測量手数料を要求するものである。

＜実施計画＞

区 分	庁舎宿舎 の別	数 量	金 額	備 考
		(㎡)	(千円)	
(項) 最高裁判所			0	
該当なし				
(項) 下級裁判所			10,998	
藤沢簡易裁判所庁舎	庁舎	2,613	1,228	未実施
水戸地方裁判所所長宿舎	宿舎	791	600	財務引継
水戸地方裁判所土浦支部真鍋宿舎	宿舎	698	1,100	敷地登記
水戸家庭裁判所所長宿舎	宿舎	657	1,440	財務引継
広島地方裁判所福山支部庁舎	庁舎	6,179	552	敷地割譲
松江地方裁判所浜田支部庁舎	庁舎	5,003	1,516	財務引継
福岡地方裁判所直方支部庁舎	庁舎	1,955	581	分筆登記
甘木簡易裁判所庁舎	庁舎	2,425	456	復元測量
宮崎地方裁判所日南支部庁舎	庁舎	2,680	411	復元測量
西都簡易裁判所庁舎	庁舎	1,302	526	復元測量
仙台地方裁判所大河原支部庁舎	庁舎	2,848	1,764	未実施
福島地方裁判所相馬支部庁舎	庁舎	2,897	422	敷地登記
裁判所職員総合研修所札幌分室	研修所	927	402	財務引継
計			10,998	

明 細
書 頁

7 8

(6) 国有財産管理処分庁費【要求】

<要求要旨>

引継ぎ等を行う宿舍及び研修所分室（以下「当該施設」という。）については、跡地の利用目的に適合させるために当該施設の用途を廃止して、早急に建物及び工作物等を撤去する必要がある。

この場合、廃止する当該施設を長期間放置することは、管理の経費負担がかさむだけでなく、地域住民から遊休施設であると非難されることにもなるので、国有財産の適正な管理の観点からも、速やかに当該施設の建物等を撤去する必要がある。

また、建物等の撤去、引継ぎに当たっては、有害物質（アスベストやPCB（ポリ塩化ビフェニル）等）を含む建材・設備の使用の有無の調査等をする必要があることから、調査等が必要となる当該施設のうち、準備が整ったものについて、必要経費を要求する。

<費用内訳>

庁 名	施設名	内 容	構造	延床面積 (㎡)	独立物置 (㎡)	面積計 (㎡)	建築 年度	廃止 手続 年度	引継等 予定 年度	要求額 (円)
最高裁	八雲北宿舎	アスベスト調査	RC	237.46	7.51	244.97	S60	H27	R3	1,265,000
	八雲南宿舎	アスベスト調査	RC	224.54	7.47	232.01	S60	調整中	R5	1,265,000
(項) 最高裁判所 合 計				462.00	14.98	476.98				2,530,000
小浜簡裁（福井地裁）	水取宿舎	宿舎撤去費	W	90.09		90.09	S56	R1	R3	4,805,900
高千穂簡裁（宮崎地裁）	尾迫原合同宿舎	アスベスト調査	RC	168.72		168.72	S58	H30	R3	715,000
山形地裁鶴岡支部	陽光町宿舎	宿舎撤去費	B	82.99		82.99	S51	R2	R3	5,566,000
札幌高裁	裁判所職員総合研修所札幌分室	アスベスト調査	RC	1,202.94		1,202.94	S54	R3	R3	374,000
		地下埋設物調査等								3,300,000
		漏水調査等								372,680
		越境樹木剪定								133,100
		開口部塞ぎ費用								195,030
(項) 下級裁判所 合 計				1,544.74	0	1,544.74				15,461,710

明 細

書 頁

1 6

7 9

(7) 官報公告料【要求】 ＜要求要旨＞ 国の締結する調達契約であって、当該調達契約に係る予定価格が財務大臣の定める額以上の額であるものに関する事務については、「国の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令」が適用され、一般競争参加資格を定めたとき及び一般競争入札に付すとき等には、予決令の規定による公示については、官報によりしなければならない。 そこで、これに必要な経費を要求する。	明 細 書 頁 1 5

(8) 庁舎等使用料鑑定料【要求】

<要求要旨>

行政財産である裁判所庁舎の使用収益については、国有財産法及び財務省理財局長通達「行政財産を使用又は収益させる場合の取扱いの基準について」（以下「通達」という。）に基づいて許可することができ、具体的には庁舎内に設置されている自動販売機や閲覧謄写室内の複写機等がこれに該当する。

また、通達改正により、平成１７年４月１日以降に使用料を算定する場合には、近隣の賃貸取引事例又は民間精通者の意見価格等を基に算定することとされたため、原則として不動産鑑定士等の意見を求めた上で、近隣賃貸取引事例等と比較して適正といえる庁舎使用料を算定することが必要となっている。

そこで、適正な庁舎等の使用料を算定するために、不動産鑑定士等に適正賃料の鑑定を依頼するための費用を要求する。

<実施計画>

(項) 最高裁判所	0
最高裁判所	該当なし
(項) 下級裁判所	5,454
東京高等裁判所	330
東京地方裁判所	435
横浜地方裁判所	627
さいたま地方裁判所	286
千葉地方裁判所	83
静岡地方裁判所	44
長野地方裁判所	1,610
新潟地方裁判所	44
東京家庭裁判所	230
大阪高等裁判所	88
京都地方裁判所	110
名古屋高等裁判所	138
名古屋地方裁判所	264
津地方裁判所	79
岐阜地方裁判所	225
福井地方裁判所	61
金沢地方裁判所	88
富山地方裁判所	209
名古屋家庭裁判所	96
札幌高等裁判所	99
函館地方裁判所	88
釧路地方裁判所	176
高知地方裁判所	44
計	5,454

明 細

書 頁

7 8

(9) 営繕設計ソフトウェアの整備【要求】

<要求要旨>

技術革新や建築に関する法改正が著しい中、建築物はますます高度化、複雑化の度合いを高め、庁舎設計に伴う企画、建築意匠、電気設備及び機械設備の各種設計並びに日影図、立体図及び透視図等の作図、斜線計算、構造計算等の各種計算業務をコンピュータに担わせることにより、正確かつ迅速な事務処理を図ることが不可欠である。

そこで、膨大な設計業務データを効率的に処理し、関係諸機関の要請や請負業者との調整に迅速に対応できるよう、設計専用のアプリケーション（建築系：AutoCAD LT、設備系：CADWe'11 Tfas）を営繕技官用のパソコンにインストールしているところであり、引き続き利用する必要があることから、その経費を要求する。

<整備(配布)計画>

	最高裁	東京 高裁	大阪 高裁	名古屋 高裁	広島 高裁	福岡 高裁	仙台 高裁	札幌 高裁	高松 高裁	合計
AutoCADLT	38	4	3	4	3	3	3	2	2	62
CADWe'11 Tfas	6	2	2	1	1	2	1	1	1	17
CADWe'11 TfasE	7	2	2	1	1	2	1	1	1	18

明 細

書 頁

1 5

7 8

(10) 資格審査システム【要求】 ＜要求要旨＞ 資格審査システム（以下「本システム」という。）は、建築工事等競争参加資格の審査を行うことで、営繕事務の適正かつ迅速な処理を図ることを目的とするシステムである。本システムの機器は平成２８年度にサーバ等機器を更改し、現在リースにより運用している。 本システムは機器本体において安定的な稼働を維持する必要があるほか、本システムを効率的に運用するためには、問合せ対応、障害対応及び運用支援等を内容とする保守業務を調達し、本システムの円滑な動作を確保するとともに、障害発生時の業務復旧体制を確立する必要がある。 また、現行サーバ機器等のリース期間が令和３年度中に終了するためサーバ機器等の更改が必要になるところ、費用の低減等を目的として修習資金貸与金事務管理システムと機器等を統合する形での更改を予定しており、これに伴う改修、移行、現行機器の撤去等が必要となる。 そこで、本システムに係る機器のリース、運用保守、改修、移行、撤去等に要する経費を要求する。 (11) 営繕積算システム【要求】 ＜要求要旨＞ 本システムは、公共建築物の積算業務の合理化・簡素化、各省庁間の積算方法の標準化・統一化等を図ることを目的として開発されたシステムである。「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」の適正化指針により、公共工事の入札・契約手続をより透明化するために予定価格及び積算内訳の公表が定められた。裁判所の行う工事に関しても、国民に対し、より正確で分かりやすい情報を提供するとともに、裁判所全体の積算業務の合理化、積算体系の統一化を図る必要があるため、本システムを最高裁判所と各高等裁判所の担当部署に導入してきたところである。 そこで、引き続き同システムを利用するために必要な経費を要求する。	明 細 書 頁 1 6 7 8

(12) 発注者支援データベースシステム【要求】 ＜要求要旨＞ 発注者支援データベースシステムとは、公共工事の実績等，受注業者に登録が義務付けられている事項を調査することができるネットワーク上の検索システムである。 「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」により，公共工事の発注に当たっては，適正な競争，公共工事の品質確保等が求められ，技術力，施工能力等から適切な施工を行えない業者が，虚偽登録等を行って不正な手段で発注を受けたりすることがないようにする必要がある。そのため，同法に基づく適正化指針において，同システムを利用することが求められ，平成１３年度より最高裁判所及び各高等裁判所へ同システムを導入した。 そこで，同システムを利用するための経費を要求する。 (13) 建設副産物情報交換システム【要求】 ＜要求要旨＞ 「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」において，建設工事の発注者は，分別解体等及び建設資材廃棄物の再資源化等に要する費用の適正な負担，建設資材廃棄物の再資源化により得られた建設資材の使用等により，分別解体等及び建設資材廃棄物の再資源化等に努めることが義務付けられている。建設工事の発注者が，同法所定の手続を遵守するためには，工事の設計，積算，発注，施工から完了に至る事業の各段階において，建設副産物の搬出先，再生資材の購入先，建設廃棄物等の処分価格などの各種情報を入手することが不可欠である。 上記各種情報を正確かつ迅速に収集するためには，インターネットを経由して建設副産物情報交換システムを利用する必要があり，そのための経費を要求する。	明 細 書 頁 1 6

(14) 公共建築設計者情報システム【要求】 ＜要求要旨＞ 公共建築設計者情報システム（PUBDIS）とは、公共建築の設計者選定を支援するため、技術者の過去の実績・業務成績等の情報をインターネットにより検索できるようにデータベース化したものである。 「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」により、公共工事の発注に当たっては、適正な競争、公共工事の品質確保等が求められ、技術力、施工能力等から適切な施工が行えない業者が、虚偽登録等を行って不正な手段で発注を受けたりすることがないようにする必要がある。 業務発注については、上記の法律に定めはないものの、国が発注する以上、国民に対して工事と同様に発注に関する透明性等が求められており、工事の基準に準ずるレベルを担保しなければならないことから、業務実績の情報を得るために同システムを平成19年度に最高裁判所へ導入し、平成22年度には各高等裁判所へも導入した。 そこで、同システムを利用するための経費を要求する。 (15) 人事・経理関係法規集データベースの利用料（経理関係分）【要求】 ＜要求要旨＞ 人事・経理関係法規集データベース（以下「本データベース」という。）は、人事・会計事務に必要な法令、通達等を収録した加除式の法令集であった人事関係法規集及び経理関係法規集をデータベース（ウェブ）化し、参照、検索及び加工等ができるようにしたものである。 本データベースは、その構築に当たり法令データベースのデータ及びパッケージソフトシステムを活用しているが、これを利用するためには所要の利用料を支払う必要があり、また、データを更新するためには所要の経費が必要となる。 そこで、本データベースの利用等のための経費を要求する。	明 細 書 頁 16 78

経費積算内訳【要求】

項・目・目細等	品 名 等	員 数 等	単価(円)	所要額 (千円)	備 考
(項)最高裁判所 諸謝金 (依頼協力謝金)	入札監視委員会			123(123)	
	委員長	1人 2回	22,700	45(45)	
	委員	2人 2回	19,600	78(78)	
	契約監視委員会			123(123)	
	委員長	1人 2回	22,700	45(45)	
	委員	2人 2回	19,600	78(78)	
	総合評価審査委員会			310(248)	
		(4)			
	委員長	1人 5回	22,700	114(91)	
		(4)			
	委員	2人 5回	19,600	196(157)	

明 細
書 頁

1 5

						明 細
項・目・目細等	品 名 等	員 数 等	単価(円)	所要額 (千円)	備 考	書 頁
庁費 (会議費)	入札監視委員会	3人 2回	110.9	1(1)		1 5
	契約監視委員会	3人 2回 (4)	110.9	1(1)		1 6
	総合評価審査委員会	3人 5回	110.9	2(1)		A
(雑役務費)	官報公告料			18,049(18,161)		
	庁舎等敷地測量手数料			0(2,890)		
	庁舎等使用料鑑定料			0(880)		
国有財産管理処分 庁費						
(雑役務費)	廃止宿舍撤去等経費			2,530(54,340)		
情報処理業務庁費 (消耗品費)						
	営繕設計ソフトウェア購入経費			15,373(6,480)		
	AutoCAD LT	38式	128,483	4,882(4,882)		

						明 細
項・目・目細等	品 名 等	員 数 等	単価(円)	所要額 (千円)	備 考	書 頁
	CADWe' 11 Tfas		(1, 595, 000)	10, 491 (1, 598)		
	CADWe' 11 Tfas11	6(1) 式	877, 250	5, 264 (1, 595)		1 5
	インストールCD-ROM	1枚	2, 750	3 (3)		1 6
	CADWe' 11 Tfas11E	7式	746, 350	5, 224 (0)		
	返納金納入告知書用紙購入経費			0 (43)		
(通信運搬費)	競争参加資格認定通知費用			0 (2, 040)		
(借料及び損料)	資格審査システム機器リース料		(2, 112, 000)	2, 275 (2, 112)		
	現 行	一式	1, 816, 571	1, 817 (2, 112)		
	統 合 後	一式	457, 638	458 (0)		
(雑役務費)	営繕積算システム			14, 625 (14, 339)		
	システム利用料	一式	4, 384, 380	4, 384 (4, 384)		

						明 細 書 頁
項・目・目細等	品 名 等	員 数 等	単価(円)	所要額 (千円)	備 考	
	データ提供費用	一式	(9,955,000) 10,241,000	10,241 (9,955)		1 6
	発注者支援データベースシステム年間利用料	一式	3,410,000	3,410 (3,410)		
	建設副産物情報交換システム年間利用料	一式	165,000	165 (165)		
	公共建築設計者情報システム年間利用料	一式	66,000	66 (66)		
	人事・経理関係法規集データベース利用料(経理関係分)	一式	2,653,000	2,653 (2,653)		
	資格審査システム			12,355 (40,398)		
	システム運用保守経費	一式	(4,450,600) 4,123,845	4,124 (4,451)		

						明 細 書 頁
項・目・目細等	品 名 等	員 数 等	単価(円)	所要額 (千円)	備 考	
	システム機器更改等改修経費	一式	8,231,355	8,231(0)		1 6
	システム改修等経費			0(3,358)		
	競争参加資格インターネット一元受付 関連経費			0(32,589)		
	共通経費分担金 (建設工事)			0(17,695)		
	共通経費分担金 (コンサル)			0(7,744)		
	個別画面改修経費(建設工事)			0(7,150)		

						明 細
項・目・目細等	品 名 等	員 数 等	単価(円)	所要額 (千円)	備 考	書 頁
(項)下級裁判所 職員旅費 (内国旅費)	会計実務担当者講習会					7 8
	地裁支部事務官	68人 1回	24,097	1,639(1,639)		
	予算執行事務打合せ			3,110(3,110)		
	地裁事務官	42庁 2人	30,487	2,561(2,561)		
	家裁事務官	18庁 1人	30,487	549(549)		
	経理事務打合せ			9,276(9,276)		
	高裁から最高裁へ			3,695(3,695)		
	高裁次長	7庁 3回	65,290	1,371(1,371)		
	高裁課長	7庁 3回	57,612	1,210(1,210)		

						明 細
項・目・目細等	品 名 等	員 数 等	単価(円)	所要額 (千円)	備 考	書 頁
庁費 (雑役務費)	高裁課長補佐	7庁 3回	53,042	1,114(1,114)		7 8
	地家裁から高裁へ					
	地家裁局長	84庁 3回	22,147	5,581(5,581)		
	所長事務打合せ			5,396(5,396)		
	地家裁所長	60人	40,991	2,459(2,459)		
	地家裁局長	84人	34,963	2,937(2,937)		
	庁舎等敷地測量手数料			10,998(15,748)		
	庁舎等使用料鑑定料			5,454(4,607)		

						明 細 書 頁
項・目・目細等	品 名 等	員 数 等	単価(円)	所要額 (千円)	備 考	
国有財産管理处分 庁費 (雑役務費)	廃止宿舍撤去等経費			11,087(13,925)		7 8
	研修所分室撤去等経費			4,375(128,354)		7 9
情報処理業務庁費 (消耗品費)	営繕設計ソフトウェア購入費			22,708(4,826)		
	AutoCAD LT	24式	201,093	4,826(4,826)		
	CADWe'11 Tfas			17,882(0)		
	CADWe'11 Tfas11	11式	877,250	9,650(0)		
	CADWe'11 Tfas11E	11式	746,350	8,210(0)		
	インストールCD-ROM	8枚	2,750	22(0)		

						明 細 書 頁
項・目・目細等	品 名 等	員 数 等	単価(円)	所要額 (千円)	備 考	
(雑役務費)	営繕積算システム利用料	一式	1,973,180	1,973(1,973)		7 8
	公共建築設計者情報システム利用料	8式	66,000	528(528)		

<u>機構運営対策経費</u> (1) 防災用品【要求】 ＜要求要旨＞ 東日本大震災及び熊本地震は未曾有の被害をもたらし、物資が大変不足する状況で避難生活を余儀なくされた方々が大勢いる中、避難者を受け入れ、物資を提供することにより被災地域に貢献した裁判所もあった。また、東日本大震災では首都圏においても、帰宅難民として裁判所で夜を明かさなければならなくなった者が多くいた。このようなときに応急対策を行い、ひいては裁判所機能の継続性を確保するためには、裁判所への来庁者や避難者、全職員が被災時や避難生活等に用いるために必要な物資を整備する必要がある。そこで、防災用品を整備するための経費を要求する。 (2) 国有資産所在市町村交付金【要求】 ＜要求要旨＞ 国有資産所在市町村交付金とは、国有資産等所在市町村交付金法に基づき、固定資産を所有する国等が、市町村に交付するもので、裁判所でも同交付金の対象となる国家公務員宿舎等の固定資産を所有している。 そこで、必要な市町村交付金を要求する。	明 細 書 頁 1 7 7 9

経費積算内訳【要求】						明 細 書 頁
項・目・目細等	品 名 等	員 数 等	単価(円)	所要額（千円）	備 考	
(項)最高裁判所 庁費 (消耗品費)	防災用品			15,454(6,579)		17
国有資産所在市町 村交付金				177,006(170,368)		

						明 細 書 頁
項・目・目細等	品 名 等	員 数 等	単価(円)	所要額（千円）	備 考	
(項)下級裁判所 庁費 (消耗品費)	防災用品			120,387(61,890)		7 9

庁舎管理等対策経費

(1) 光熱水料（事務室等新規分・継続分）【要求】

＜要求要旨＞

庁舎等の維持管理に必要な光熱水料を要求する。

(2) 庁舎の新営及び耐震改修に伴う仮庁舎の冷暖房機器整備（事務室等・継続分）【要求】

＜要求要旨＞

庁舎の新営及び耐震改修に当たっては、基本的に完成まで数年の工期を要するため、仮庁舎での執務が相当長期にわたる。その間、仮庁舎での執務において、適正かつ効率的な事務処理を図るためには、冷暖房機器の整備が必要である。

そこで、このための経費を要求する。

＜積算内訳＞

（単位：千円）

庁 名	借 料
	事務室等
大阪高地簡裁	939
仙台高裁秋田支部，秋田地家簡裁	2,241
合 計	3,180

明 細

書 頁

1 8

8 0

(3) 汚染負荷量賦課金【要求】 ＜要求要旨＞ 公害健康被害の補償等に関する法律第55条により、最大排出ガス量が規定の基準を超えるばい煙発生施設等設置者は、公害によって健康被害を受けた方に対して迅速かつ公正な保護を図るために汚染負荷量賦課金の申告、納付を行うことが義務付けられている。 そこで、ばい煙発生施設に該当する庁について、これに必要な納付額を要求する。 ・下級裁判所（1庁） 札幌高裁 (4) 庁舎等の維持管理に必要な経費（事務室等分）【要求】 ＜要求要旨＞ 裁判所の庁舎の維持管理に必要な経費を要求する。 なお、庁舎等機械警備費の一部については、国庫債務負担行為が組まれており、これに必要な経費を含めて要求する。 (5) 中央合同庁舎第6号館業務委託費（事務室等分）【要求】 ＜要求要旨＞ 東京家庭裁判所が入居する中央合同庁舎第6号館の業務委託については、業務の質の向上、委託経費の削減及び契約事務コストの低減を図るため、設備管理業務等について令和2年度から4箇年（初年度は役務の提供なし）にわたる国庫債務負担行為が組まれており、令和3年度はその2年目である。 そこで、これに要する業務委託費を要求する。 (6) 紋別緑町4丁目宿舎の保守に必要な経費【要求】 ＜要求要旨＞ 紋別緑町4丁目宿舎は、省庁間合築の共同住宅であり、エレベーターが設置されていることから、第一管区海上保安本部（海上保安庁）から配分されている官署に対し、エレベーター保守料等の予算措置の依頼がされている。 そこで、裁判所の分担額につき要求する。	明 細 書 頁 18 80

(7) 廃棄物処分料【要求】

<要求要旨>

廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき、排出事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において運搬又は処分することが原則とされているが、処理委託業者に委託する場合には、都道府県知事・市町村長の許可を受けた業者との間で、運搬については収集運搬業者と、処分については処分業者と、それぞれ契約を締結する必要がある。そこで、これに要する経費を要求する。

(8) 移転料（継続・事務室等分）【要求】

<要求要旨>

庁舎の移転に必要な経費を要求する。

<積算内訳>

区 分	庁 名	所 要 額（千円）
		庁 費
仮庁舎移転料	大阪高地簡裁	3,882

明 細

書 頁

1 8

8 0

8 1

(9) P C B廃棄物処理経費（事務室等分）【要求】

<要求要旨>

ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法により、保管しているP C B廃棄物を処分することが義務づけられているが、唯一の高濃度P C B廃棄物処理施設である中間貯蔵・環境安全事業株式会社においては、その事業基本計画において、環境大臣の認可を受けて各事業所における処分期間（北九州、大阪、豊田各事業所の対象区域については令和3年3月（ただし、大阪及び豊田各事業所の対象区域において、保管事業者の責によらず処分期間内に処分を委託できないこととなる場合を除く。）、東京、北海道各事業所の対象区域については令和5年3月）までに処理委託を行うことが定められている。

そこで、令和3年度の処分予定分について、必要な経費を要求する。

<積算内訳>

庁名	内容	下級庁費所要額(千円)	庁名	内容	下級庁費所要額(千円)
東京家裁	高濃度PCB汚染物等3,914kg	33,113	和歌山地裁田辺支部	高濃度PCB汚染物等693.6kg	6,077
	運搬費			運搬費	
前橋地裁	高濃度PCB汚染物等89.44kg	664	和歌山地裁御坊支部	高濃度PCB汚染物等14.42kg	125
	運搬費			運搬費	
新潟地裁	高濃度PCB汚染物等17kg	170	名古屋地裁	高濃度PCB汚染物等744.5kg	6,494
	運搬費			運搬費	
静岡地裁	高濃度PCB汚染物等432kg	3,777	名古屋家裁	高濃度PCB汚染物等65kg	403
	運搬費			運搬費	
静岡地裁浜松支部	高濃度PCB汚染物等31kg	278	鯉ヶ沢簡裁	高濃度PCB汚染物等33.9kg	406
	運搬費			運搬費	
大阪高裁	高濃度PCB汚染物等103.5kg	773			
	運搬費				
合 計					52,280

(10) 燃料費【要求】

<要求要旨>

庁舎等の維持管理に必要な燃料費を要求する。

経費積算内訳【要求】						明 細 書 頁
項・目・目細等	品 名 等	員 数 等	単価(円)	所要額（千円）	備 考	
(項)最高裁判所 庁費 (光熱水料)	事務室等分			59,469(62,566)		1 8
	電気料			37,816(39,786)		
	ガス料			14,885(15,660)		
	水道料			6,768(7,120)		
	上水道代東京			4,061(4,272)		
	下水道代東京			2,707(2,848)		
(借料及び損料)	仮庁舎冷暖房機器借料			0(109)		
(雑役務費)	庁舎等の維持管理に必要な経費			129,848(120,640)		
	庁舎維持管理経費			86,586(89,327)		
	清掃委託費			43,262(31,313)		

						明 細
項・目・目細等	品 名 等	員 数 等	単価(円)	所要額 (千円)	備 考	書 頁
	廃棄物処分料			3,918(2,391)		1 8
	移転料					
	仮庁舎移転料			0(12,529)		
	仮庁舎冷暖房機器撤去費用			0(30)		

						明 細
項・目・目細等	品 名 等	員 数 等	単価（円）	所要額（千円）	備 考	書 頁
(項) 下級裁判所 庁費 (光熱水料)	事務室等分			830,417(865,841)		80
	電気料			496,077(517,311)		
	ガス料			234,962(245,186)		
	水道料			99,378(103,344)		
	上水道代東京			11,808(12,423)		
	上水道代その他			47,819(49,583)		
	下水道代東京			7,872(8,282)		
	下水道代その他			31,879(33,056)		
	(借料及び損料)					
	仮庁舎冷暖房機器借料			3,180(10,031)		
	大阪高地簡裁			939(939)		
	仙台高裁秋田支部，秋田地家簡裁			2,241(3,152)		

						明 細
項・目・目細等	品 名 等	員 数 等	単価（円）	所要額（千円）	備 考	書 頁
(雑役務費)	津地家簡裁			0(5,940)		8 0
	汚染負荷量賦課金			14(14)		8 1
	庁舎等の維持管理に必要な経費			1,240,933(1,214,536)		
	庁舎維持管理経費			623,553(586,990)		
	設備運転管理費			202,740(220,824)		
	庁舎等機械警備費			107,734(107,721)		
	清掃委託費			306,906(299,001)		
	中央合同庁舎第6号館業務委託費					
	設備運転管理費			49,430(41,931)		
	宿舎設備保守料					
	紋別緑町4丁目宿舎設備保守料					
	分担金			45(51)		

						明 細
項・目・目細等	品 名 等	員 数 等	単価（円）	所要額（千円）	備 考	書 頁
(燃料費)	廃棄物処分料			36,625(37,524)		8 0
	移転料					8 1
	仮庁舎移転料			3,882(5,772)		
	大阪高地簡裁			3,882(4,865)		
	津地家簡裁			0(907)		
	PCB廃棄物処分料			52,280(9,871)		
	仮庁舎冷暖房機器設置料					
	津地家簡裁			0(2,209)		
	A重油			24,759(27,445)		

人事行政充実に必要な経費

経費積算内訳【要求】

項・目・目細等	品 名 等	員 数 等	単価(円)	所要額（千円）	備 考
(項)最高裁判所 庁費 (職員厚生経費)	ストレスチェック実施経費			0(218)	人事局 経費へ 組替
(項)下級裁判所 職員旅費 (内国旅費)	ストレスチェック面接指導旅費			0(26)	人事局 経費へ 組替
庁費 (職員厚生経費)	ストレスチェック実施経費			0(4,759)	人事局 経費へ 組替

明 細
書 頁

<u>裁判事務の迅速適正化に必要な経費</u> <u>裁判事務の器具整備経費</u> (1) 裁判事務器具【要求】 ＜要求要旨＞ 下級裁判所が裁判事務を行うにあたって必要となる多種多様な器具の整備に必要な経費を要求する。 (2) エックス線検査装置【要求】 ＜要求要旨＞ 当事者や傍聴人等により刃物や銃器等の凶器が庁舎内に持ち込まれることを未然に防ぐため、入庁時にゲート式金属探知機と併せて、手荷物をまとめて迅速に検査できるエックス線検査装置を整備することにより、裁判所のセキュリティ態勢が充実・強化される。 そこで、現在整備されているエックス線検査装置を更新するための経費を要求する。	明 細 書 頁
	8 5 E

経費積算内訳【要求】

項・目・目細等	品 名 等	員 数 等	単価(円)	所要額（千円）	備 考
(項)下級裁判所 法廷等器具整備費 (備品費)	裁判事務器具整備共通経費			354,662(338,722)	
	エックス線検査装置	2台	(5,445,000) 4,347,000	8,694(10,890)	

明 細
書 頁

8 5

E

裁判運営の改善経費

(1) 保管金押収物監査旅費【要求】

<要求要旨>

裁判所における会計事務には、事件に関する保管金及び保管有価証券の取扱事務並びに押収物、民事保管物の受入、保管、仮出及び処分等の裁判所独自のものがある。これらの事務処理の適否は、裁判事務に直接重大な影響を及ぼすものであるから、その取扱いは慎重でなければならない。

これらの事務処理の適正な執行を確保するためには、管内支部等に対する指導監査を強化する必要がある、そのための旅費が従来から認められている。

そこで、このための経費を要求する。

<実施計画>

	被査察庁	監査実施者	回 数	延べ人数
地裁本庁 → 地裁支部	2 0 3 庁	6 人	年 1 回	1, 2 1 8 人
地裁本庁 → 独立簡裁	1 8 5 庁	5 人	年 1 回	9 2 5 人
家裁本庁 → 家裁支部	1 2 2 庁	6 人	年 1 回	7 3 2 人

(2) 裁判官特別調査研究費【要求】

<要求要旨>

最高裁判所長官を始めとする最高裁判所の裁判官が的確な裁判を行うのに必要な、国内外の法令・判例等の資料や、周辺諸科学に関する文献等を整備するための経費を要求する。

(3) 自動車維持費【要求】

<要求要旨>

裁判所が所有している自動車を維持するために、燃料費や修繕費が必要であるから、このための経費を要求する。

明 細

書 頁

3 7

8 7

E

経費積算内訳【要求】						明 細 書 頁
項・目・目細等	品 名 等	員 数 等	単価(円)	所要額 (千円)	備 考	
(項)最高裁判所 庁費 (消耗品費)	図書購入費 (裁判官特別調査研究費)	15組	298,570	4,479(4,479)		3 7 8 7
(項)下級裁判所 職員旅費 (内国旅費)	保管金押収物監査旅費 地裁支部へ 地裁事務官 簡裁へ 地裁事務官 家裁支部へ 家裁事務官	203庁 6人 185庁 5人 122庁 6人	13,682 13,711 13,682	39,363(13,966) 16,665(5,555) 12,683(5,073) 10,015(3,338)		
庁費 (備品費)	当座預金管理システム用プ°リント			0(33)		

						明 細 書 頁
項・目・目細等	品 名 等	員 数 等	単価（円）	所要額（千円）	備 考	
(自動車維持費)	保管金事務処理システム用プリンタ（執行官用）			0(165)		E
				9,955(9,042)		
	法廷等器具整備費 (備品費)					
	大型シュレッダー			0(27,500)		

裁判官の執務環境改善経費

特殊事件専門図書【要求】

＜要求要旨＞

社会の高度化、国際化及び国民の権利意識の多様化を反映して、裁判所に持ち込まれる事件は複雑困難化しており、従来にない類型の訴訟が増加している。このような事件を適正迅速に解決するためには、幅広い分野についての専門的な知識が必要となり、事件を担当する裁判官の身近に多分野にわたる各種の専門図書を整備し、いつでも最新の専門知識にアクセスできるように環境を整備することが有効な方策である。

裁判官は、当事者の主張及び証拠を検討して整理し、法律問題の争点について、判例・学説を調査し、また、外国の法律や判例、学説についても調査研究するとともに、法律学以外の社会科学や自然科学などの専門外の知識についても資料を収集して争点整理期日や証拠調べ期日に臨むことが求められる。さらに、当該事件に関する論説や当事者が引用する文献・資料についても調査を尽くす必要がある。

その中でも、特に困難な事件の調査に要する事務量は膨大なものであり、各種の専門図書が手元になれば、担当裁判官は事実及び争点の調査に一層多大な労力と時間を費やさざるを得ず、適正かつ迅速な裁判の実現のために大きな支障を生ずることになる。

そこで、複雑困難な事件の処理のため、調査研究資料の整備に必要な経費を要求する。

明 細
書 頁

B

経費積算内訳【要求】

項・目・目細等	品 名 等	員 数 等	単価(円)	所要額 (千円)	備 考
(項)最高裁判所 裁判資料整備費 (消耗品費)	図書購入費 (特殊事件専門図書)	743 (742)組	20,551	15,269 (15,249)	

明 細
書 頁

B

<u>訴訟関係人等環境改善経費</u> 独立簡裁冷暖房器具更新【要求】 ＜要求要旨＞ 独立簡裁の庁舎は比較的小規模であるため、効率的な予算執行の観点から全館冷暖房ではなく単体エアコンの整備を行っている。 そこで、これを更新するための経費を要求する。	明 細 書 頁
	E

経費積算内訳【要求】

項・目・目細等	品 名 等	員 数 等	単価（円）	所要額（千円）	備 考
(項)下級裁判所 庁費 (備品費)	独立簡裁冷暖房器具	23(11)庁	1,652,619	38,010(18,179)	

明 細
書 頁

E

裁判補助事務の強化改善経費

(1) 産休代替要員等雇用経費（下級裁裁判部職員分）【要求】

<要求要旨>

育児休業法の施行により、育児休業制度と育児休業職員の代替措置の制度が導入された。その後、平成14年4月には、男女共同参画社会の実現に向けて、男女が共に家庭責任を担いつつ、仕事と育児とを一層容易に両立できるよう、育児休業制度が拡充され、平成19年度には育児短時間勤務制度が導入されるなど、育児休業法上、育児に関する制度の整備が進められてきた。

加えて、平成17年に次世代育成支援対策推進法が施行され、次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、かつ、育成される環境整備を図るため次世代育成支援対策を推進するために必要な措置を講ずることとされ、更に、平成28年には女性活躍推進法が施行され、裁判所においても、ワークライフバランスの実現と女性の活躍の推進に向けて、育児休業を取得しやすい職場環境を整備するとともに、より一層、育児休業を取得する職員の代替要員の確保その他の執務態勢の整備に努めているところである。

育児休業法上、職員が育児休業を取得した場合、職員の配置換え等により育児休業職員の業務を処理することが困難な場合には、任期付採用又は臨時的任用により対処することが予定されている。しかし、女性職員の場合、産前・産後の休暇から引き続いて育児休業を取得することが通常である。育児休業期間につき任期付採用又は臨時的任用を行うような場合で、これに先立つ産前・産後の休暇の期間中も、業務分担の変更等によっても職員の業務を処理することが困難な場合には、その期間についても代替要員を確保し、産前・産後の休暇期間と育児休業の期間を通じて代替要員を確保することが、職員が安心して育児休業を取得できる環境の整備及び円滑な執務態勢の整備に資することとなる。

そこで、産休代替要員及び臨時的任用職員を確保するために必要な経費を要求する。

(2) 再任用職員雇用経費（下級裁裁判部職員分）【要求】

<要求要旨>

再任用職員の雇用に必要な経費を要求する。

明 細
書 頁

90

(3) 裁判所調査官の執務態勢改善経費【要求】 ＜要求要旨＞ 最高裁判所の裁判所調査官は、最高裁判所に上告された事件について、これを担当する裁判官の命を受けて、事件の調査を行っている。 最高裁判所は、裁判所に提起された紛争解決の最終判断をする存在であるから、上告されてくる事件の内容は当然のことながら複雑困難なものが大多数を占めている。裁判所調査官の調査の内容も法令・判例の問題に限らず、事実関係解明のため、あらゆる分野の問題に及ぶことになる。 そこで、裁判所調査官が調査報告書を作成するために必要な図書資料の整備に要する経費を要求する。	明 細 書 頁 B

経費積算内訳【要求】						明 細 書 頁
項・目・目細等	品 名 等	員 数 等	単価(円)	所要額 (千円)	備 考	
(項)最高裁判所 裁判資料整備費 (消耗品費)	図書購入費 (裁判所調査官用)	20組	238,857	4,777 (4,777)		B 9 0
(項)下級裁判所 庁費 (賃金) (保険料)	賃金 産休代替要員 社会保険料 産休代替要員 臨時的任用職員 雇用保険料 産休代替要員 再任用職員			85,791 (84,433) 128,851 (140,053) 87,430 (94,328) 41,421 (45,725) 27,562 (28,739) 10,455 (10,892) 17,107 (17,847)		

						明 細 書 頁
項・目・目細等	品 名 等	員 数 等	単価(円)	所要額 (千円)	備 考	
(子ども・子育て 拠出金)	子ども・子育て拠出金			3,102 (3,230)		9 0
	産休代替要員			2,102 (2,174)		
	臨時的任用職員			1,000 (1,056)		

裁判の迅速適正処理経費

裁判の迅速適正処理経費

(1) 光熱水料（法廷等分）【要求】

<要求要旨>

庁舎等の維持管理に必要な光熱水料を要求する。

(2) 庁舎の新営及び耐震改修に伴う仮庁舎の冷暖房機器整備（法廷等・継続分）【要求】

<要求要旨>

庁舎の新営及び耐震改修に当たっては、基本的に完成まで数年の工期を要するため、仮庁舎での執務が相当長期にわたる。その間、仮庁舎での執務において、適正かつ効率的な事務処理を図るためには、冷暖房機器の整備が必要である。

そこで、これに要する経費を要求する。

<積算内訳>

（単位：千円）

庁 名	法 廷 等
	借 料
大阪高地簡裁	2,190
仙台高裁秋田支部、秋田地家簡裁	5,230
合 計	7,420

(3) 移転料（法廷等分）【要求】

<要求要旨>

庁舎の移転に必要な経費を要求する。

区 分	庁 名	所要額（千円）
		裁判庁費
仮庁舎移転料	大阪高地簡裁	12,673

明 細
書 頁

1 0 7

1 0 8

(4) 庁舎等の維持管理に必要な経費（法廷等分）【要求】 ＜要求要旨＞ 裁判所の庁舎の維持管理に必要な経費を要求する。	明 細 書 頁
(5) 中央合同庁舎第 6 号館業務委託費（法廷等分）【要求】 ＜要求要旨＞ 東京家庭裁判所が入居する中央合同庁舎第 6 号館の業務委託については、業務の質の向上，委託経費の削減及び契約事務コストの低減を図るため，警備業務については令和元年度から 3 箇年，設備管理業務等については令和 2 年度から 4 箇年（初年度は役務の提供なし）にわたる国庫債務負担行為が組まれており，令和 3 年度は，警備業務についてはその 3 年目，設備管理業務等についてはその 2 年目にあたる。そこで，令和 3 年度に要する業務委託費を要求する。 なお，警備業務については令和 3 年度から 4 箇年（初年度はいわゆるゼロ国債）にわたる国庫債務負担行為を要求する。 (6) 除灰雪等業務委託費【要求】 ＜要求要旨＞ 除灰及び除雪に要する経費を要求する。	1 0 8

(7) 廃棄物処分料【要求】 ＜要求要旨＞ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき、排出事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において運搬又は処分することが原則とされているが、処理委託業者に委託する場合には、都道府県知事・市町村長の許可を受けた業者との間で、運搬については収集運搬業者と、処分については処分業者と、それぞれ契約を締結する必要がある。 そこで、これに要する経費を要求する。 (8) 録音反訳委託経費【要求】 ＜要求要旨＞ 社会構造、経済構造の複雑化、多様化を受けて、民事、刑事、家事いずれにおいても争点が多く、複雑困難な訴訟事件が増えており、法廷における証人の供述内容等を逐語的に記録化する必要性が高まっている。 そこで、こうした需要に対応するため、録音した法廷供述を反訳して逐語録を作成するための経費を要求する。 (9) 保管金入金通知サービス等利用経費【要求】 ＜要求要旨＞ 裁判所の保管金の提出方法には、裁判所又は日本銀行の窓口で現金を持参して納付する方法及びインターネットバンキングやＡＴＭから日本銀行の保管金口座に直接納付する方法の他に、出納官吏の当座預金口座への振込により納付する方法があり、この当座預金口座への入金確認はファクシミリや当座預金管理システム、ＷＥＢサービスを利用して行っている。 そこで、上記サービス等の利用経費を要求する。	明 細 書 頁 1 0 8

(10) 記録保管業務委託費【要求】

<要求要旨>

裁判記録は、事件が終局すると担当書記官から訟廷事務室担当書記官に回付され、一定期間記録倉庫に収納し保存しなければならないが、多くの事件を抱える東京地家簡裁及び横浜地家裁においては、現有の記録を保管している庁舎内倉庫のみでは賄えない状況にある。そこで、横浜地家裁の裁判記録の一部については、その保管を民間の保管業者へ委託するのに必要な保管委託料並びに入庫、出庫及び集配に要する費用（保存中の記録につき、訴訟関係人から記録の閲覧、確定証明や送達証明等の各種証明及び執行文付与等の申請がなされるため）を、また、東京地家簡裁の裁判記録の一部については最高裁判所和光別館資料棟において保管しているため、その入庫、出庫及び集配を民間の業者へ委託するのに必要な費用をそれぞれ要求する。

<積算内訳>

対 象 庁	所要額（単位：千円）
東京地家簡裁	20,527
横浜地裁	2,892
横浜家裁	2,233
合 計	25,652

明 細

書 頁

108

(11) P C B廃棄物処理経費（法廷等分）【要求】

<要求要旨>

ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法により、保管しているP C B廃棄物を処分することが義務づけられているが、唯一の高濃度P C B廃棄物処理施設である中間貯蔵・環境安全事業株式会社においては、その事業基本計画において、環境大臣の認可を受けて各事業所における処分期間（北九州、大阪、豊田各事業所の対象区域については令和3年3月（ただし、大阪及び豊田各事業所の対象区域において、保管事業者の責によらず処分期間内に処分を委託できないこととなる場合を除く。）、東京、北海道各事業所の対象区域については令和5年3月）までに処理委託を行うことが定められている。

そこで、令和3年度の処理予定分について、必要な経費を要求する。

<積算内訳>

庁名	内容	裁判庁費所要額(千円)	庁名	内容	裁判庁費所要額(千円)
東京家裁	高濃度PCB汚染物等3,914kg	77,264	和歌山地裁田辺支部	高濃度PCB汚染物等693.6kg	14,180
	運搬費			運搬費	
前橋地裁	高濃度PCB汚染物等89.44kg	1,549	和歌山地裁御坊支部	高濃度PCB汚染物等14.42kg	293
	運搬費			運搬費	
新潟地裁	高濃度PCB汚染物等17kg	398	名古屋地裁	高濃度PCB汚染物等744.5kg	15,154
	運搬費			運搬費	
静岡地裁	高濃度PCB汚染物等432kg	8,814	名古屋家裁	高濃度PCB汚染物等65kg	941
	運搬費			運搬費	
静岡地裁浜松支部	高濃度PCB汚染物等31kg	648	鯉ヶ沢簡裁	高濃度PCB汚染物等33.9kg	946
	運搬費			運搬費	
大阪高裁	高濃度PCB汚染物等103.5kg	1,803			
	運搬費				
合 計					121,990

(12) 燃料費【要求】

<要求要旨>

庁舎等の維持管理に必要な燃料費を要求する。

明 細

書 頁

1 0 8

経費積算内訳【要求】						明 細 書 頁
項・目・目細等	品 名 等	員 数 等	単価(円)	所要額 (千円)	備 考	
(項)裁判費 裁判庁費 (光熱水料)	法廷等分			1,985,870(2,071,039)		1 0 7
	電気料			1,203,206(1,255,132)		1 0 8
	ガス料			549,824(573,763)		
	水道料			232,840(242,144)		
	上水道代東京			28,117(29,583)		
	上水道代その他			111,588(115,704)		
	下水道代東京			18,745(19,722)		
	下水道代その他			74,390(77,135)		
	(借料及び損料)					
	仮庁舎冷暖房機器借料			7,420(23,405)		
	大阪高地簡裁			2,190(2,190)		

						明 細 書 頁
項・目・目細等	品 名 等	員 数 等	単価(円)	所要額 (千円)	備 考	
(雑役務費)	仙台高裁秋田支部, 秋田地家簡裁			5,230 (7,355)		1 0 8
	津地家簡裁			0 (13,860)		
	移転料					
	仮庁舎移転料			12,673 (21,444)		
	大阪高地簡裁			12,673 (11,352)		
	津地家簡裁			0 (10,092)		
	庁舎等の維持管理に必要な経費			4,223,804 (4,165,353)		
	庁舎維持管理経費			1,529,992 (1,450,833)		
	設備運転管理経費			473,059 (515,256)		
	警備委託費			1,282,440 (1,282,440)		
	清掃委託費			938,313 (916,824)		

						明 細
項・目・目細等	品 名 等	員 数 等	単価(円)	所要額 (千円)	備 考	書 頁
	中央合同庁舎第6号館業務委託費			144,224(126,726)		1 0 8
	警備委託費			28,887(28,887)		
	設備運転管理費			115,337(97,839)		
	除灰雪等業務委託費			41,596(56,610)		
	廃棄物処分料			83,432(87,079)		
	録音反訳委託経費			355,239(384,735)		
	保管金入金通知サービス等利用経費			8,205(8,087)		
	記録保管業務委託費			25,652(20,859)		
	PCB廃棄物処理経費			121,990(23,032)		
	仮庁舎冷暖房機器設置料					
	津地家簡裁			0(5,156)		

						明 細
項・目・目細等	品 名 等	員 数 等	単価(円)	所要額 (千円)	備 考	書 頁
(燃料費)	法廷等維持費			57,825 (64,045)		1 0 8
	A重油			52,043 (57,641)		
	灯油			5,782 (6,404)		

保管金事務処理システム経費

保管金事務処理システム【要求】

＜要求要旨＞

保管金事務処理システム（以下「本システム」という。）は、裁判所内の事件処理システムの一部と連携し、保管金事務（例えば、刑事事件の被告人の身柄拘束を解放する要件の一つとなる保釈保証金や強制執行手続の進行・差押え等に関する民事執行予納金等の事務）の適正かつ迅速な処理を行うことを目的とする基盤システムであり、財務省所管の歳入金電子納付システム及び官庁会計システムと連携して、裁判所における保管金の電子受払を可能としている。

本システムは、平成17年4月から運用を開始し、平成19年度までに全ての裁判所への導入を完了している。平成22年度、平成28年度及び令和2年度にサーバ等機器等を更改し、現在までリースにより運用するとともに、安定的な稼働を維持するために必要な運用保守等を行っている。

令和3年度には、日本銀行代理店の集約が行われることに伴って、歳入歳出外現金出納官吏が現金納付及び当座納付に係る現金を保管金口座に払い込む際に電子納付を利用できるようにするための対応改修等及び官庁会計システムの機器等更改の連携試験等に伴う対応を予定している。

そこで、令和3年度に要する本システムの運用・保守経費、機器等のリース経費及び改修作業等に係る経費を要求する。

なお、更改後のサーバ等機器等のリースは、複数年度にわたる契約を締結する必要があるため、更改後のサーバ等機器等のリースについては併せて5箇年の国庫債務負担行為によることを要求し、令和3年度はその1年目である。

明 細
書 頁

1 1 3

経費積算内訳【要求】						明 細 書 頁
項・目・目細等	品 名 等	員 数 等	単価(円)	所要額 (千円)	備 考	
(項)裁判費 裁判庁費 (借料及び損料)	保管金事務処理システム機器借料	一式	(122,977,915) 79,200,000	79,200 (122,978)		1 1 3
(雑役務費)	保管金事務処理システム		(98,940,072)	254,192 (269,682)		
	運用保守等経費	一式	131,674,919	131,675 (98,940)		
	官庁会計システム等機器更改に伴う 連携試験等経費	一式	25,213,121	25,213 (0)		
	日本銀行代理店集約に伴う機能 追加等改修経費	一式	97,303,800	97,304 (0)		
	機器更改改修作業等経費			0 (169,400)		
	旧機器等撤去等経費			0 (1,342)		

令和３年度裁判費裁判所別要求額内訳表（事件計算分）【要求】

（単位：千円）

区 分	最高裁判所	高等裁判所	地方裁判所	家庭裁判所	簡易裁判所	要求額	備 考
裁判費							
諸謝金	0	9,605	446,205	41,432	44,379	541,621	
鑑定人手当	0	4,340	195,245	1,664	0	201,249	
通訳謝金	0	5,265	250,199	39,768	44,379	339,611	
国選弁護人等報酬	0	0	761	0	0	761	
裁判旅費	3,686	12,003	83,258	142,991	35,339	277,277	
執行官旅費	0	0	43,858	0	0	43,858	
委員等旅費	0	20	22,695	306,424	477,078	806,217	
調停委員旅費	0	6	1,351	738	424	2,519	
調停官旅費	0	0	80	0	0	80	
参与員旅費	0	0	0	305,686	0	305,686	
司法委員旅費	0	0	0	0	476,654	476,654	
鑑定委員旅費	0	0	20,513	0	0	20,513	
専門委員旅費	0	14	699	0	0	713	
国選弁護人等旅費	0	0	52	0	0	52	
証人等旅費	0	3,870	156,804	11,443	11,635	183,752	
証人旅費	0	1,414	52,479	1,083	885	55,861	
鑑定人旅費	0	41	2,463	5	0	2,509	
通訳人旅費	0	2,415	101,862	7,735	10,750	122,762	
少年旅費	0	0	0	510	0	510	
参考人旅費	0	0	0	2,110	0	2,110	
裁判庁費	-	-	-	-	-	1,664,571	
消耗品費	-	-	-	-	-	603,079	
印刷製本費	-	-	-	-	-	117,055	
通信運搬費	-	-	-	-	-	537,879	
借料及び損料	-	-	-	-	-	9,957	
雑役務費	-	-	-	-	-	396,601	
特別送達料	11,894	34,601	412,839	4,989	13,028	477,351	
身柄拘束者食糧費	0	0	0	424	0	424	
少年補導委託費	0	0	0	145,768	0	145,768	
賠償償還及払戻金	0	32,493	178,439	5,340	61,422	277,694	
保証金	0	0	10,000	0	0	10,000	
刑事補償金	790	123,632	515,727	0	878	641,027	
少年補償金	0	0	0	10,021	0	10,021	
合 計	16,370	216,224	1,869,825	668,832	643,759	5,079,581	

(項)裁判費の(目)の説明

区 分		説 明	法 令
(目)諸謝金	鑑定入院命令に基づく入院経費	鑑定入院命令に伴い、医療機関に支給する入院及び精神障害の治療に必要な費用	心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律 34条1項 心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律による審判の手續等に関する規則 55条1項
	鑑定人手当	鑑定人に支給する鑑定料 (鑑定人) 特別の知識を有するために、裁判所から、ある鑑定事例につき、その知識経験に基づく法則又はこれに基づく事実の判断の報告を求められる第三者	(民事) 民事訴訟費用等に関する法律 18条2項, 20条1項, 26条 (刑事) 刑事訴訟法 173条1項, 178条 刑事訴訟費用等に関する法律 7条
	通訳謝金	通訳人・通訳人に支給する通訳料 (通訳人) ある者が行わなければならない手続において、その者が日本語に通じない者、耳の聞こえない者又は口のきけない者である場合、その者その他の者との間の意思が通じるように、日本語又はその者が理解することができる言語若しくは表現に転換することを任務とする者 (通訳人) 日本語でない文字又は符号を翻訳する者	(心神) 心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律 24条4項, 77条1項 刑事訴訟費用等に関する法律 7条 (家事) 民事訴訟費用等に関する法律 18条2項, 20条1項, 26条 (少年) 少年法 14条2項, 30条1項
	指定弁護士手当	指定弁護士に支給する手当 (指定弁護士) 検察審査会において起訴議決があった場合に、裁判所が指定する検察官の職務を行う弁護士	検察審査会法 41条の9第1項, 41条の11第2項 検察官の職務を行う弁護士に給すべき手当の額を定める政令 1, 2条
	国選弁護人等報酬	国選弁護人、国選付添人及び国選代理人に支給する報酬及び記録等の複写に要した費用 (国選弁護人) 刑事訴訟事件において裁判所が選任する弁護人 (国選付添人) 少年保護事件及び心神喪失者等医療観察事件において裁判所が選任する付添人 (国選代理人) 人身保護事件において裁判所が選任する代理人	【国選弁護人】 刑事訴訟法 38条2項 刑事訴訟費用等に関する法律 8条2項 【国選付添人】 (心神) 心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律 30条5項, 77条4項 (少年) 少年法 22条の3第4項, 30条4項 【国選代理人】 人身保護法 14条3項 人身保護法による国選代理人の旅費等に関する規則 5条

区 分		説 明	法 令
(目)裁判旅費	民事事件旅費	裁判官、書記官等による裁判所外における検証・証人尋問等に必要な旅費	民事訴訟法 185条 執行官規則 6条 執行官法 20条1項
	刑事事件旅費	同 上	刑事訴訟法 128条, 158条1項 刑事訴訟規則 105条, 114条
	家事事件旅費	裁判官、書記官、家裁調査官等による家事審判・証人・鑑定人尋問・検証、調査等に必要な旅費	家事事件手続法 56条, 58条, 64条1項
	少年事件旅費	裁判官、書記官、家裁調査官等による少年審判・証人・鑑定人尋問・検証、調査等に必要な旅費	少年法 8条 少年審判規則 19条, 27条
	調停事件旅費	調停主任裁判官、書記官等による調停・調査・証拠調べに必要な旅費	(民事) 民事調停法 12条の4 (家事) 家事事件手続法 265条, 261条, 262条
	事件連絡等旅費	裁判官、書記官等の職務代行旅費及びてん補旅費・記録通送・法廷警備員派遣旅費・調査官派遣調査旅費等	裁判所法 19条, 28条, 31条の5, 36条, 57条, 60条, 61条の2
	調査研究等旅費	裁判事務処理に必要な打合せ、調査、研究・協議会等に必要な旅費	
(目)執行官旅費		兼務を命ぜられた執行官が兼務庁において執務するために必要な旅費	
(目)委員等旅費	裁判員等旅費	裁判員、補充裁判員、裁判員候補者及び選任予定裁判員が裁判所に出頭した場合の旅費 (裁判員・補充裁判員) 裁判官と一緒に審理に立ち会い、被告人が有罪か無罪か、有罪の場合、どのような刑にするかについて評議・評決を行い、判決宣告に立ち会う(補充裁判員は評議・評決を傍聴することができ、裁判官から意見を求められた場合は意見を言うことができる。) (裁判員候補者・選任予定裁判員) 呼出しにより裁判員等選任手続期日に出頭し、裁判長からの質問を受けるなどした上で、裁判員又は補充裁判員として選任・不選任の決定等を受ける。	裁判員の参加する刑事裁判に関する法律 11条, 29条2項, 97条5項 裁判員の参加する刑事裁判に関する規則 6～8条
	調停委員旅費	調停委員が事件処理のため出張した場合及び他の裁判所の事件処理(てん補)のため当該裁判所に出張した場合の旅費 (調停委員) 民事調停及び家事調停において、裁判官又は調停官とともに調停委員会を構成し、当事者双方の話し合いの中で合意をあっせんして紛争の解決に当たる。	(民事) 民事調停法 10条 特定債務等の調整の促進のための特定調停に関する法律 22条 民事調停委員及び家事調停委員規則 7条 (家事) 家事事件手続法 249条2項 民事調停委員及び家事調停委員規則 7条

区 分		説 明	法 令
	調停官旅費	調停官が事件処理のため出張した場合及び他の裁判所の事件処理（てん補）のため当該裁判所に出張した場合の旅費 （調停官） 民事調停及び家事調停について、裁判官と同等の権限で調停手続を主宰する。	（民事） 民事調停法 23条の5 民事調停官及び家事調停官規則 5条 （家事） 家事事件手続法 251条5項 民事調停官及び家事調停官規則 5条
	参与員旅費	参与員が裁判所に出頭した場合の旅費 （参与員） 家事審判において、期日に立ち会ったり、申立人が提出した資料の内容について、申立人から説明を聴いたりして、裁判官が判断するのに参考となる意見を述べる。 また、人事訴訟事件において、審判や和解の試みに立ち会い、裁判官が紛争を解決に導くのに参考となる意見を述べる。	家事事件手続法 40条7項 人事訴訟法 9条5項 参与員規則 5, 6条
	司法委員旅費	司法委員が裁判所に出頭した場合の旅費 （司法委員） 簡易裁判所の民事訴訟において、裁判官が和解を試みるときにその補助をしたり、審理に立ち会って、裁判官に参考となる意見を述べるなどの役割を担う。	民事訴訟法 279条5項 司法委員規則 6, 7条
	鑑定委員旅費	鑑定委員が裁判所に出頭した場合の旅費 （鑑定委員） 借地非訟事件について、鑑定委員会を組織し、裁判官の求めに応じて意見を述べる。	借地借家法 47条3項 接収不動産に関する借地借家臨時処理法 20条 大規模な災害の被災地における借地借家に関する特別措置法附則 3条 罹災都市借地借家臨時処理法 22条 鑑定委員規則 6～8条
	専門委員旅費	専門委員が事件処理のため出張した場合の旅費 （専門委員） 医療、建築、知財等の各種分野について、専門的説明に基づく説明をし又は意見を述べる。	民事訴訟法 92条の5第4項 専門委員規則 7条
	精神保健審判員等旅費	精神保健審判員及び精神保健参与員が事件処理のため出張した場合の旅費 （精神保健審判員） 心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者について、裁判官とともに、処遇の要否及びその内容を判断する役割を担う。 （精神保健参与員） 心神喪失等の状態で重大な他害行為（殺人等）を行った者について、処遇の要否及びその内容に関し意見を述べる役割を担う。	心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律 6条3項, 15条4項 心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律による審判の手続等に関する規則 6条, 15条

区 分		説 明	法 令
	国選弁護人等旅費	国選弁護人、国選付添人及び国選代理人が期日に出頭し、又は取調べもしくは処分に立ち会った場合の旅費	【国選弁護人】 刑事訴訟法 38条2項 刑事訴訟費用等に関する法律 8条1項 刑事の手続における証人等に対する給付に関する規則 5条 【国選付添人】 (心神) 心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律 30条5項, 77条4項 (少年) 少年法 22条の3第4項, 30条4項 【国選代理人】 人身保護法 14条3項 人身保護法による国選代理人の旅費等に関する規則 2条～4条
(目)証人等旅費	証人旅費	証人が出頭するのに要する旅費 (証人) ある事件につき、その者が過去において知り得た事実の供述を求められる第三者	(民事) 民事訴訟費用等に関する法律 18条1項, 19条, 21～23条 民事訴訟費用等に関する規則 6～8条 (刑事) 刑事訴訟法 164条1項, 171条, 178条 刑事訴訟費用等に関する法律 3～6条 刑事の手続における証人等に対する給付に関する規則2～4条 (心神) 心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律 24条4項, 77条1～3項 (少年) 少年法 13条, 14条2項, 25条, 26条, 30条1～3項
	鑑定人旅費	鑑定人が出頭するのに要する旅費	
	通訳人旅費	通訳人、翻訳人が出頭するのに要する旅費	
	少年旅費	裁判所職員が少年に対し同行状を執行する場合などに要する旅費	
	参考人旅費	参考人が出頭するのに要する旅費 (参考人) 当事者ないし直接の利害関係人ではない第三者から意見を聴く場合に、意見を求められる者	
(目)裁判庁費		裁判事務処理に必要な消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、雑役務費等	
(目)特別送達料		郵便法49条に規定する特別送達に伴う郵便料	郵便法 49条 民事訴訟法 103～106条, 109条 刑事訴訟法 54条 家事事件手続法 36条

区 分		説 明	法 令
(目)身柄拘束者食糧費		身柄拘束者（身柄同行の少年，法廷等の秩序維持に関する法律による被拘束者）に対する食糧費	法廷等の秩序維持に関する法律 3条 法廷等の秩序維持に関する規則 2条 刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律 40条，186条 少年法 11～13条，17条，26条
(目)少年補導委託費		更生保護施設・児童福祉施設・その他の施設，団体又は個人に対し，少年の補導を委託するのに要する経費	少年法 29条
(目)賠償償還及払戻金	執行官立替金	職務の執行に要した費用の執行官に対する償還金	執行官法 7条，10条，12条，15条，16条 執行官の手数料及び費用に関する規則 36～42条
	過納手数料還付	過大に納められた手数料又は申立却下若しくは取下げによる所定の手数料に相当する金銭の還付	民事訴訟費用等に関する法律 9条1～3項，5項，10条2項
	保釈保証金の没取決定の取消しによる払戻金	抗告（準抗告）裁判所等において，原裁判たる保釈保証金没取決定を違法又は不相当として取り消す決定がなされた場合の保釈保証金の払戻金	刑事訴訟法 96条2項，3項，420条，429条
	損害賠償金	裁判事務処理に起因した損害賠償金	国家賠償法 1条1項
(目)保証金		国庫からの破産手続費用の仮支弁	破産法 23条
(目)刑事補償金	拘禁補償	無罪の判決を受けた者等に対して，未決の拘留若しくは拘禁又は刑の執行若しくは拘置によって受けた損失の補償	刑事補償法 1条，4条 刑事訴訟法 188条の2，4，6
	費用補償	無罪の判決を受けた者等に対して行う裁判に要した費用の補償	
(目)少年補償金		保護処分につかない旨の判断がなされた少年に対する，身体の自由の拘束等に対する補償	少年の保護事件に係る補償に関する法律 2条，4条

事件計算分算出基準

(一) 事件の増減比率による所要額（既定分）の算出

令和元年度支出実績に下記算出による平均事件率（３年平均）を乗じて算出した。

$$\left[\begin{array}{l} A = (29.6 \sim 30.5 \text{新受件数}) \div (28.6 \sim 29.5 \text{新受件数}) = \text{新受事件率} \\ B = (29.6 \sim 30.5 \text{既済件数}) \div (28.6 \sim 29.5 \text{既済件数}) = \text{既済事件率} \end{array} \right.$$

$$\left[\begin{array}{l} C = (30.6 \sim 1.5 \text{新受件数}) \div (29.6 \sim 30.5 \text{新受件数}) = \text{新受事件率} \\ D = (30.6 \sim 1.5 \text{既済件数}) \div (29.6 \sim 30.5 \text{既済件数}) = \text{既済事件率} \end{array} \right.$$

$$\left[\begin{array}{l} E = (1.6 \sim 2.5 \text{新受件数}) \div (30.6 \sim 1.5 \text{新受件数}) = \text{新受事件率} \\ F = (1.6 \sim 2.5 \text{既済件数}) \div (30.6 \sim 1.5 \text{既済件数}) = \text{既済事件率} \end{array} \right.$$

$$\{ (A+B) \div 2 + (C+D) \div 2 + (E+F) \div 2 \} \div 3 = \text{平均事件率}$$

(二) 調査研究等旅費

(単位:千円)

明細
書頁

協 議 会 等 の 名 称	開催地等	経 費	備 考
簡易裁判所民事事件担当裁判官等事務打合せ	高等裁判所	4,963	最高裁局課長 7人, 同事務官 7人, 裁判官 42人, 書記官 42人
簡易裁判所判事協議会 (民事)	高等裁判所	2,132	最高裁局課長 4人, 同事務官 4人, 裁判官 42人
不動産執行関係協議会	高等裁判所	4,731	最高裁局課長 7人, 裁判官 42人, 書記官 42人, 執行官 42人
民事執行事務打合せ	地方裁判所	5,823	裁判官 63人, 書記官 63人, 執行官 95人
倒産事件担当裁判官等中央協議会	最高裁判所	5,449	裁判官 49人, 書記官 49人
破産管財人研究会	地方裁判所	2,016	裁判官 63人
倒産手続に関する協議会	地方裁判所	3,534	裁判官 63人, 書記官 63人
倒産事件の実態調査	地方裁判所	1,863	最高裁局課長 8人, 同事務官 8人, 高裁首席書記官 16人, 高裁事務官 16人
消費者信用関係事件の実態調査	簡易裁判所	924	最高裁局課長 7人, 同事務官 7人
労働関係事件担当裁判官研究会	最高裁判所	1,097	裁判官 14人
少年事件担当裁判官協議会	最高裁判所	3,830	裁判官 56人, 家裁調査官 7人
家庭裁判所運営改善研究会	高等裁判所	1,722	裁判官 42人
少年事件ケース研究会	高等裁判所	3,002	裁判官 42人, 家裁調査官 42人
成年後見制度に関する書記官及び家裁調査官協議会	最高裁判所	4,844	書記官 49人, 家裁調査官 49人
少年院での処遇の実情調査	少 年 院	1,671	裁判官 53人, 家裁調査官 53人
補導委託先の実情調査	補導委託先	1,589	家裁調査官 100人
執行官事務の実情調査	地方裁判所	6,400	裁判官 203人, 執行官 203人
保護観察に関する連絡協議会	地方裁判所	882	裁判官 203人
計		56,472	

(三) 執行官旅費

(目的及び必要性)

執行官は、原則として、その所属する地方裁判所の本庁又は支部に配置され、その管轄区域内における執行事務を取り扱うが、支部については、事件数等の制約により、専任の執行官を配置できない場合がある。また、事件数等によっては、支部の執行官に本庁の事件を取り扱わせることにより、適正、迅速な事務処理に資する場合がある。そこで、近接庁の執行官に対し兼務を命じ、事件数に応じ兼務庁における執務日を隔週１日から週３日までの範囲で定めててん補させ、その事務を処理することが必要である。執行官を兼務庁へ出張させるについては、本務庁から兼務庁までの旅費及び日当を支給する。

執行官旅費積算内訳 (単位：円)

庁名	本務庁	兼務庁	鉄道賃	車賃	日当	宿泊料	計	年間回数	所要額
さいたま地裁	越谷支部	本庁		1,369			1,369	60	82,140
さいたま地裁	川越支部	本庁		1,591			1,591	54	85,914
さいたま地裁	熊谷支部	本庁		3,330			3,330	47	156,510
さいたま地裁	熊谷支部	秩父支部		2,738			2,738	24	65,712
千葉地裁	佐倉支部	佐原支部	1,364		1,100		2,464	6	14,784
千葉地裁	八日市場支部	佐原支部	1,980		1,100		3,080	6	18,480
千葉地裁	一宮支部	館山支部	3,040		1,100		4,140	12	49,680
宇都宮地裁	本庁	真岡支部		1,554	1,100		2,654	53	140,662
宇都宮地裁	本庁	大田原支部	1,540	740	1,100		3,380	54	182,520
宇都宮地裁	本庁	栃木支部	840				840	52	43,680

庁名	本務庁	兼務庁	鉄道賃	車賃	日当	宿泊料	計	年間回数	所要額
宇都宮地裁	本庁	足利支部	1,860		1,100		2,960	60	177,600
前橋地裁	本庁	桐生支部		2,479	1,100		3,579	101	361,479
前橋地裁	本庁	沼田支部		3,256	1,100		4,356	50	217,800
静岡地裁	本庁	富士支部		2,997			2,997	12	35,964
静岡地裁	沼津支部	下田支部		4,995	1,100		6,095	12	73,140
静岡地裁	浜松支部	掛川支部		2,109			2,109	12	25,308
甲府地裁	本庁	都留支部		3,367			3,367	57	191,919
長野地裁	本庁	上田支部		2,590			2,590	125	323,750
長野地裁	佐久支部	諏訪支部		4,107			4,107	48	197,136
長野地裁	松本支部	諏訪支部		3,441			3,441	116	399,156
長野地裁	飯田支部	伊那支部		3,219			3,219	105	337,995
新潟地裁	本庁	佐渡支部	10,320	1,660	1,100		13,080	16	209,280
新潟地裁	本庁	新発田支部		2,331	1,100		3,431	12	41,172
新潟地裁	長岡支部	三条支部		333			333	30	9,990
京都地裁	本庁	園部支部	1,180				1,180	54	63,720

庁名	本務庁	兼務庁	鉄道賃	車賃	日当	宿泊料	計	年間回数	所要額
京都地裁	舞鶴支部	宮津支部	1,400				1,400	94	131,600
神戸地裁	本庁	明石支部		1,480	1,100		2,580	135	348,300
神戸地裁	本庁	洲本支部		4,440	1,100		5,540	25	138,500
神戸地裁	尼崎支部	伊丹支部		370			370	73	27,010
神戸地裁	尼崎支部	柏原支部		5,069	1,100		6,169	25	154,225
神戸地裁	姫路支部	豊岡支部		7,363	1,100		8,463	72	609,336
神戸地裁	姫路支部	社支部		2,294	1,100		3,394	29	98,426
神戸地裁	姫路支部	龍野支部		1,332	1,100		2,432	25	60,800
奈良地裁	葛城支部	五條支部	1,020				1,020	26	26,520
大津地裁	彦根支部	長浜支部	480				480	51	24,480
和歌山地裁	田辺支部	本庁	6,420		1,100		7,520	46	345,920
和歌山地裁	田辺支部	御坊支部	1,540		1,100		2,640	24	63,360
和歌山地裁	田辺支部	新宮支部		6,586	2,200	9,800	18,586	49	910,714
名古屋地裁	半田支部	本庁		1,702			1,702	54	91,908

庁名	本務庁	兼務庁	鉄道賃	車賃	日当	宿泊料	計	年間回数	所要額
名古屋地裁	本庁	一宮支部		1,332			1,332	92	122,544
名古屋地裁	岡崎支部	豊橋支部		2,183			2,183	98	213,934
津地裁	本庁	伊賀支部		3,034			3,034	101	306,434
津地裁	本庁	熊野支部		6,364			6,364	25	159,100
津地裁	伊勢支部	松阪支部		2,886			2,886	92	265,512
岐阜地裁	本庁	高山支部		7,215	2,200	9,800	19,215	50	960,750
岐阜地裁	本庁	大垣支部		2,257			2,257	91	205,387
岐阜地裁	本庁	御嵩支部		2,479			2,479	96	237,984
岐阜地裁	本庁	多治見支部		1,776			1,776	98	174,048
福井地裁	本庁	武生支部		1,702			1,702	24	40,848
福井地裁	本庁	敦賀支部		3,811			3,811	74	282,014
金沢地裁	本庁	小松支部		2,146			2,146	68	145,928
金沢地裁	本庁	七尾支部		5,439			5,439	55	299,145
金沢地裁	本庁	輪島支部		8,584			8,584	20	171,680
富山地裁	本庁	魚津支部		1,776			1,776	24	42,624

庁名	本務庁	兼務庁	鉄道賃	車賃	日当	宿泊料	計	年間回数	所要額
富山地裁	高岡支部	本庁		296			296	66	19,536
広島地裁	本庁	呉支部		1,850	1,100		2,950	65	191,750
広島地裁	本庁	三次支部		4,921	1,100		6,021	19	114,399
広島地裁	本庁	福山支部	9,020		1,100		10,120	14	141,680
広島地裁	本庁	尾道支部		6,031	1,100		7,131	2	14,262
広島地裁	福山支部	尾道支部		1,924	1,100		3,024	26	78,624
山口地裁	本庁	周南支部		1,776	1,100		2,876	98	281,848
山口地裁	本庁	萩支部		3,108	1,100		4,208	41	172,528
山口地裁	本庁	宇部支部		2,812	1,100		3,912	120	469,440
岡山地裁	本庁	新見支部		5,920	1,100		7,020	8	56,160
岡山地裁	本庁	津山支部		4,366	1,100		5,466	85	464,610
岡山地裁	本庁	倉敷支部		1,295	1,100		2,395	108	258,660
鳥取地裁	本庁	倉吉支部		3,367	1,100		4,467	24	107,208
鳥取地裁	本庁	米子支部		7,067	1,100		8,167	71	579,857

庁名	本務庁	兼務庁	鉄道賃	車賃	日当	宿泊料	計	年間回数	所要額
松江地裁	本庁	出雲支部		2,479	1,100		3,579	43	153,897
松江地裁	本庁	西郷支部	11,960	3,626	1,100		16,686	5	83,430
松江地裁	浜田支部	出雲支部・益田支部		9,731	1,100		10,831	5	54,155
松江地裁	浜田支部	出雲支部		6,771	1,100		7,871	75	590,325
松江地裁	浜田支部	益田支部		2,960	1,100		4,060	41	166,460
福岡地裁	本庁	飯塚支部		3,034	1,100		4,134	61	252,174
福岡地裁	小倉支部	直方支部		2,035	1,100		3,135	108	338,580
福岡地裁	小倉支部	田川支部		2,368	1,100		3,468	58	201,144
福岡地裁	小倉支部	行橋支部		1,813	1,100		2,913	72	209,736
福岡地裁	久留米支部	柳川支部		5,032	1,100		6,132	75	459,900
福岡地裁	久留米支部	大牟田支部		3,589	1,100		4,689	62	290,718
福岡地裁	久留米支部	八女支部		999	1,100		2,099	44	92,356
佐賀地裁	本庁	唐津支部	2,260		1,100		3,360	77	258,720
佐賀地裁	本庁	武雄支部	2,260		1,100		3,360	102	342,720

庁名	本庁	兼務庁	鉄道賃	車賃	日当	宿泊料	計	年間回数	所要額
長崎地裁	本庁	大村支部		2,701			2,701	91	245,791
長崎地裁	本庁	島原支部		4,588	1,100		5,688	70	398,160
長崎地裁	本庁	佐世保支部		4,958	1,100		6,058	127	769,366
長崎地裁	本庁	平戸支部		7,659	1,100		8,759	48	420,432
長崎地裁	本庁	五島支部	13,840	640	2,200	9,800	26,480	21	556,080
長崎地裁	本庁	壱岐支部	17,500	3,720	2,200	9,800	33,220	15	498,300
長崎地裁	本庁	厳原支部	25,400	3,500	2,200	9,800	40,900	19	777,100
大分地裁	本庁	杵築支部		3,108	1,100		4,208	61	256,688
大分地裁	本庁	佐伯支部		3,885	1,100		4,985	49	244,265
大分地裁	本庁	竹田支部		4,218	1,100		5,318	39	207,402
大分地裁	本庁	中津支部・日田支部		7,659	2,200	9,800	19,659	50	982,950
大分地裁	本庁	中津支部		5,217	1,100		6,317	89	562,213
熊本地裁	本庁	玉名支部		1,961	1,100		3,061	49	149,989
熊本地裁	本庁	人吉支部		6,179	2,200	9,800	18,179	34	618,086
熊本地裁	本庁	山鹿支部		2,257	1,100		3,357	25	83,925

庁名	本庁	兼務庁	鉄道賃	車賃	日当	宿泊料	計	年間回数	所要額
熊本地裁	本庁	八代支部		5,180	1,100		6,280	71	445,880
熊本地裁	本庁	阿蘇支部		3,293	1,100		4,393	27	118,611
熊本地裁	本庁	天草支部		6,438	2,200	9,800	18,438	25	460,950
鹿児島地裁	本庁	名瀬支部	22,700	4,700	3,300	19,600	50,300	26	1,307,800
鹿児島地裁	本庁	加治木支部		2,913			2,913	53	154,389
鹿児島地裁	本庁	知覧支部		2,220			2,220	11	24,420
鹿児島地裁	本庁	川内支部		3,885			3,885	27	104,895
鹿児島地裁	本庁	鹿屋支部		3,663			3,663	101	369,963
宮崎地裁	本庁	日南支部		4,107	1,100		5,207	9	46,863
宮崎地裁	本庁	延岡支部		6,697	1,100		7,797	47	366,459
宮崎地裁	本庁	都城支部		3,700	1,100		4,800	44	211,200
那覇地裁	本庁	沖縄支部		1,961	1,100		3,061	49	149,989
那覇地裁	本庁	名護支部		4,884	1,100		5,984	60	359,040
那覇地裁	本庁	平良支部	42,840	540	1,100		44,480	16	711,680
那覇地裁	本庁	石垣支部	55,440	540	1,100		57,080	23	1,312,840

庁名	本務庁	兼務庁	鉄道賃	車賃	日当	宿泊料	計	年間回数	所要額
仙台地裁	本庁	大河原支部		2,479	1,100		3,579	74	264,846
仙台地裁	本庁	石巻支部		4,070	1,100		5,170	59	305,030
仙台地裁	本庁	気仙沼支部		9,102	2,200	9,800	21,102	21	443,142
仙台地裁	古川支部	登米支部		2,590	1,100		3,690	32	118,080
福島地裁	本庁	相馬支部		6,549	1,100		7,649	26	198,874
福島地裁	郡山支部	本庁		3,552	1,100		4,652	26	120,952
福島地裁	郡山支部	白河支部		2,701	1,100		3,801	59	224,259
福島地裁	会津若松支部	郡山支部		4,514	1,100		5,614	26	145,964
福島地裁	いわき支部	郡山支部		6,882	1,100		7,982	13	103,766
山形地裁	本庁	新庄支部		4,773	1,100		5,873	27	158,571
山形地裁	本庁	米沢支部		3,367	1,100		4,467	84	375,228
山形地裁	本庁	鶴岡支部		5,402	1,100		6,502	12	78,024
山形地裁	本庁	酒田支部		7,141	1,100		8,241	12	98,892
山形地裁	本庁	酒田支部・鶴岡支部		7,178	2,200	9,800	19,178	50	958,900

庁名	本務庁	兼務庁	鉄道賃	車賃	日当	宿泊料	計	年間回数	所要額
盛岡地裁	本庁	二戸支部		5,513			5,513	26	143,338
盛岡地裁	本庁	宮古支部		6,771	2,200	9,800	18,771	27	506,817
盛岡地裁	花巻支部	本庁		2,812			2,812	52	146,224
盛岡地裁	花巻支部	遠野支部		3,182			3,182	27	85,914
盛岡地裁	花巻支部	一関支部		4,440			4,440	75	333,000
盛岡地裁	花巻支部	水沢支部		2,442			2,442	28	68,376
秋田地裁	本庁	大曲支部・横手支部		5,476	2,200	9,800	17,476	46	803,896
秋田地裁	本庁	本荘支部		3,071	1,100		4,171	25	104,275
秋田地裁	本庁	大曲支部		3,959	1,100		5,059	80	404,720
秋田地裁	本庁	横手支部		5,402	1,100		6,502	103	669,706
秋田地裁	本庁	大館支部		3,626	1,100		4,726	155	732,530
秋田地裁	本庁	能代支部・大館支部		4,514	2,200		6,714	49	328,986
青森地裁	本庁	五所川原支部		2,627			2,627	53	139,231
青森地裁	八戸支部	十和田支部		5,254			5,254	53	278,462

庁名	本務庁	兼務庁	鉄道賃	車賃	日当	宿泊料	計	年間回数	所要額
札幌地裁	本庁	岩見沢支部		3,367			3,367	86	289,562
札幌地裁	本庁	岩見沢支部・滝川支部		6,327	2,200	9,800	18,327	29	531,483
札幌地裁	本庁	滝川支部		6,216	1,100		7,316	1	7,316
札幌地裁	本庁	小樽支部		3,848	1,100		4,948	100	494,800
札幌地裁	室蘭支部	岩内支部		6,660	2,200	9,800	18,660	24	447,840
札幌地裁	苫小牧支部	浦河支部		12,432	2,200	9,800	24,432	24	586,368
函館地裁	本庁	江差支部		5,328	1,100		6,428	24	154,272
旭川地裁	本庁	名寄支部・紋別支部		11,248	3,300	19,600	34,148	12	409,776
旭川地裁	本庁	名寄支部		5,439	2,200	9,800	17,439	1	17,439
旭川地裁	本庁	紋別支部		10,138	2,200	9,800	22,138	1	22,138
旭川地裁	本庁	留萌支部		3,800	2,200	9,800	15,800	17	268,600
旭川地裁	本庁	稚内支部		17,538	3,300	19,600	40,438	21	849,198
釧路地裁	本庁	根室支部		9,028	1,100		10,128	26	263,328
釧路地裁	帯広支部	本庁		8,732	1,100		9,832	20	196,640
釧路地裁	帯広支部	根室支部		17,538	3,300	19,600	40,438	1	40,438

庁名	本務庁	兼務庁	鉄道賃	車賃	日当	宿泊料	計	年間回数	所要額
釧路地裁	北見支部	網走支部		3,515	1,100		4,615	30	138,450
釧路地裁	北見支部	本庁		6,490	2,200	9,800	18,490	17	314,330
高松地裁	本庁	丸亀支部	1,120				1,120	99	110,880
高松地裁	本庁	観音寺支部	2,220		1,100		3,320	49	162,680
徳島地裁	本庁	美馬支部	1,740		1,100		2,840	26	73,840
徳島地裁	本庁	阿南支部	1,120				1,120	25	28,000
高知地裁	本庁	須崎支部	1,740		1,100		2,840	7	19,880
高知地裁	本庁	安芸支部	2,340				2,340	5	11,700
高知地裁	本庁	中村支部	8,020		1,100		9,120	20	182,400
松山地裁	本庁	大洲支部	1,940		1,100		3,040	12	36,480
松山地裁	本庁	今治支部	1,940		1,100		3,040	21	63,840
松山地裁	本庁	西条支部	3,320		1,100		4,420	43	190,060
松山地裁	本庁	宇和島支部	3,660		1,100		4,760	17	80,920
合計									43,857,786

裁判費積算表			明細 書頁
区 分		積 算 科 目	
最高裁	民 事 事 件	裁判旅費（民事事件旅費），賠償償還及払戻金	
	刑 事 事 件	諸謝金(国選弁護人報酬)，裁判旅費(刑事事件旅費)，委員等旅費(国選弁護人旅費)，刑事補償金	
	計	裁判旅費(事件連絡等旅費)，特別送達料	
高 裁	民 事 事 件	諸謝金(鑑定人手当，通訳謝金，国選代理人報酬)，裁判旅費(民事事件旅費)，委員等旅費（専門委員旅費，国選代理人旅費），証人等旅費（証人旅費，鑑定人旅費，通訳人旅費），賠償償還及払戻金	
	調 停 事 件	裁判旅費(調停事件旅費)，委員等旅費（調停委員旅費，調停官旅費）	
	刑 事 事 件	諸謝金(鑑定人手当，通訳謝金，国選弁護人報酬)，裁判旅費(刑事事件旅費)，委員等旅費（国選弁護人旅費），証人等旅費(証人旅費，鑑定人旅費，通訳人旅費)，特別送達料，刑事補償金	
	計	裁判旅費(事件連絡等旅費)	
地 裁	民 事 事 件	諸謝金(鑑定人手当，通訳謝金，国選代理人報酬)，裁判旅費(民事事件旅費)，委員等旅費(鑑定委員旅費，専門委員旅費，国選代理人旅費)，証人等旅費(証人旅費，鑑定人旅費，通訳人旅費)，賠償償還及払戻金，保証金	
	調 停 事 件	裁判旅費(調停事件旅費)，委員等旅費(調停委員旅費，調停官旅費)	
	刑 事 事 件	諸謝金(鑑定人手当，通訳謝金，国選弁護人報酬)，裁判旅費(刑事事件旅費)，委員等旅費(国選弁護人旅費)，証人等旅費(証人旅費，鑑定人旅費，通訳人旅費)，特別送達料，身柄拘束者食糧費，刑事補償金	
	計	裁判旅費(事件連絡等旅費)	
家 裁	イ 家 事 事 件	諸謝金(鑑定人手当，通訳謝金)，裁判旅費(家事事件旅費)，委員等旅費(参与員旅費)，証人等旅費(証人旅費，鑑定人旅費，通訳人旅費)，賠償償還及払戻金	
	ロ 調 停 事 件	裁判旅費(調停事件旅費)，委員等旅費(調停委員旅費，調停官旅費)	
	ハ 少 年 事 件		
	計	裁判旅費(事件連絡等旅費)	
	ニ 少年事件(除交通)	諸謝金(鑑定人手当，通訳謝金)，裁判旅費(少年事件旅費)，証人等旅費(証人旅費，鑑定人旅費，通訳人旅費，少年旅費，参考人旅費)，身柄拘束者食糧費，少年補導委託費，少年補償金	
	ホ 少年交通事件		
	イ+ロ+ニ+(ホ×0.1)	特別送達料	
簡 裁	民 事 事 件	諸謝金(鑑定人手当，通訳謝金)，裁判旅費(民事事件旅費)，委員等旅費(司法委員旅費，鑑定委員旅費，専門委員旅費)，証人等旅費(証人旅費，鑑定人旅費，通訳人旅費)，賠償償還及払戻金	
	調 停 事 件	裁判旅費(調停事件旅費)，委員等旅費(調停委員旅費，調停官旅費)	
	刑 事 事 件	諸謝金(鑑定人手当，通訳謝金，国選弁護人報酬)，裁判旅費(刑事事件旅費)，委員等旅費（国選弁護人旅費），証人等旅費(証人旅費，鑑定人旅費，通訳人旅費)，刑事補償金	
	略 式 事 件		
	民事+調停+刑事	裁判旅費(事件連絡等旅費)	
	民事+調停+刑事+(略式×0.1)		
	刑事+略式(除在庁)	特別送達料	
	略式事件(除在庁)		
	在庁略式事件		
全裁判所平均事件率		裁判庁費	

3 年 平 均 事 件 率

区 分		29.6～30.5 28.6～29.5	30.6～1.5 29.6～30.5	1.6～2.5 30.6～1.5	3年平均率	前年度 3年平均率	備 考
最 高 裁	民事事件	0.977	0.962	0.951	0.963	0.968	
	刑事事件	0.997	0.947	1.013	0.986	1.008	
	計	0.982	0.958	0.967	0.969	0.978	
高 裁	民事事件	1.204	0.777	0.955	0.979	0.985	
	調停事件	0.984	1.947	2.586	1.839	1.128	
	刑事事件	0.950	1.001	0.954	0.968	0.987	
	計	1.164	0.806	0.955	0.975	0.983	
地 裁	民事事件	1.006	0.982	0.986	0.991	1.005	
	調停事件	0.928	0.986	1.118	1.011	0.954	
	刑事事件	0.958	0.997	0.956	0.970	0.969	
	計	1.000	0.983	0.984	0.989	1.000	
家 裁	イ 家事事件	1.021	1.024	1.006	1.017	1.031	
	ロ 調停事件	0.974	0.991	0.938	0.968	0.989	
	ハ 少年事件	0.885	0.879	0.876	0.880	0.881	
	計	1.004	1.010	0.990	1.001	1.014	
	ニ 少年事件（除交通）	0.890	0.873	0.875	0.879	0.878	
	ホ 少年交通事件	0.868	0.896	0.880	0.881	0.889	
	イ+ロ+ニ+（ホ×0.1）	1.007	1.012	0.991	1.003	1.016	
簡 裁	民事事件	1.058	1.008	0.882	0.983	1.043	
	調停事件	0.923	0.943	0.919	0.928	0.936	
	刑事事件	0.926	0.927	0.841	0.898	0.936	
	略式事件	0.927	0.912	0.816	0.885	0.922	
	民＋調＋刑	1.051	1.005	0.883	0.980	1.038	
	民＋調＋刑＋（略式×0.1）	1.048	1.003	0.882	0.978	1.035	
	刑事＋略式（除在庁）	0.908	0.885	0.776	0.856	0.904	
	略式事件（除在庁）	0.908	0.884	0.773	0.855	0.903	
	在庁略式事件	0.892	0.858	0.715	0.822	0.885	
全裁判所平均事件率		1.040	0.952	0.956	0.983	1.002	

事 件 率 表 (1.6～2.5)

区 分		新 受			既 済			平均事件率	備 考
		30.6～1.5	1.6～2.5	事件率	30.6～1.5	1.6～2.5	事件率		
最高裁	民事事件	5,858	5,551	0.948	5,388	5,138	0.954	0.951	
	刑事事件	1,985	2,038	1.027	1,930	1,928	0.999	1.013	
	計	7,843	7,589	0.968	7,318	7,066	0.966	0.967	
高裁	民事事件	30,491	29,715	0.975	30,701	28,665	0.934	0.955	
	調停事件	15	39	2.600	14	36	2.571	2.586	
	刑事事件	5,839	5,657	0.969	5,750	5,399	0.939	0.954	
	計	36,345	35,411	0.974	36,465	34,100	0.935	0.955	
地裁	民事事件	578,808	578,426	0.999	564,578	549,450	0.973	0.986	
	調停事件	3,051	3,466	1.136	2,988	3,286	1.100	1.118	
	刑事事件	68,887	66,433	0.964	67,459	63,878	0.947	0.956	
	計	650,746	648,325	0.996	635,025	616,614	0.971	0.984	
家事裁	イ 家事事件	892,962	910,650	1.020	886,899	878,822	0.991	1.006	
	ロ 調停事件	135,942	133,411	0.981	133,693	119,640	0.895	0.938	
	ハ 少年事件	61,717	55,805	0.904	62,531	52,996	0.848	0.876	
	計	1,090,621	1,099,866	1.008	1,083,123	1,051,458	0.971	0.990	
	ニ 少年事件（除交通）	47,360	42,737	0.902	47,916	40,576	0.847	0.875	
	ホ 少年交通事件	14,357	13,068	0.910	14,615	12,420	0.850	0.880	
	イ+ロ+ニ+（ホ*0.1）	1,077,700	1,088,105	1.010	1,069,970	1,040,280	0.972	0.991	
簡裁	民事事件	881,100	788,797	0.895	877,085	761,513	0.868	0.882	
	調停事件	30,168	28,496	0.945	30,124	26,857	0.892	0.919	
	刑事事件	5,981	5,056	0.845	6,045	5,051	0.836	0.841	
	略式事件	215,004	175,051	0.814	214,965	175,633	0.817	0.816	
	民+調+刑	917,249	822,349	0.897	913,254	793,421	0.869	0.883	
	民+調+刑+（略式*0.1）	938,749	839,854	0.895	934,751	810,984	0.868	0.882	
	刑事+略式（除在庁）	138,233	107,596	0.778	138,477	107,071	0.773	0.776	
	略式事件（除在庁）	132,252	102,540	0.775	132,432	102,020	0.770	0.773	
	在庁略式事件	115,433	86,625	0.750	76,880	52,252	0.680	0.715	
全裁判所平均事件率								0.956	

事 件 率 表 (30.6～1.5)

区 分		新 受			既 済			平均事件率	備 考
		29.6～30.5	30.6～1.5	事件率	29.6～30.5	30.6～1.5	事件率		
最高裁	民事事件	5,731	5,858	1.022	5,977	5,388	0.901	0.962	
	刑事事件	2,022	1,985	0.982	2,116	1,930	0.912	0.947	
	計	7,753	7,843	1.012	8,093	7,318	0.904	0.958	
高裁	民事事件	38,983	30,491	0.782	39,787	30,701	0.772	0.777	
	調停事件	7	15	2.143	8	14	1.750	1.947	
	刑事事件	5,742	5,839	1.017	5,843	5,750	0.984	1.001	
	計	44,732	36,345	0.813	45,638	36,465	0.799	0.806	
地裁	民事事件	583,074	578,808	0.993	581,680	564,578	0.971	0.982	
	調停事件	3,127	3,051	0.976	3,000	2,988	0.996	0.986	
	刑事事件	68,242	68,887	1.009	68,511	67,459	0.985	0.997	
	計	654,443	650,746	0.994	653,191	635,025	0.972	0.983	
家裁	イ 家事事件	869,148	892,962	1.027	869,800	886,899	1.020	1.024	
	ロ 調停事件	136,620	135,942	0.995	135,442	133,693	0.987	0.991	
	ハ 少年事件	70,153	61,717	0.880	71,287	62,531	0.877	0.879	
	計	1,075,921	1,090,621	1.014	1,076,529	1,083,123	1.006	1.010	
	ニ 少年事件（除交通）	54,113	47,360	0.875	54,984	47,916	0.871	0.873	
	ホ 少年交通事件	16,040	14,357	0.895	16,303	14,615	0.896	0.896	
	イ+ロ+ニ+（ホ*0.1）	1,061,485	1,077,700	1.015	1,061,856	1,069,970	1.008	1.012	
簡裁	民事事件	872,160	881,100	1.010	872,133	877,085	1.006	1.008	
	調停事件	32,077	30,168	0.940	31,885	30,124	0.945	0.943	
	刑事事件	6,428	5,981	0.930	6,551	6,045	0.923	0.927	
	略式事件	235,719	215,004	0.912	235,864	214,965	0.911	0.912	
	民+調+刑	910,665	917,249	1.007	910,569	913,254	1.003	1.005	
	民+調+刑+（略式*0.1）	934,237	938,749	1.005	934,155	934,751	1.001	1.003	
	刑事+略式（除在庁）	156,192	138,233	0.885	156,387	138,477	0.885	0.885	
	略式事件（除在庁）	149,764	132,252	0.883	149,836	132,432	0.884	0.884	
	在庁略式事件	133,015	115,433	0.868	90,720	76,880	0.847	0.858	
全裁判所平均事件率								0.952	

事 件 率 表 (29.6～30.5)

区 分		新 受			既 済			平均事件率	備 考
		28.6～29.5	29.6～30.5	事件率	28.6～29.5	29.6～30.5	事件率		
最高裁	民事事件	5,837	5,731	0.982	6,155	5,977	0.971	0.977	
	刑事事件	2,094	2,022	0.966	2,060	2,116	1.027	0.997	
	計	7,931	7,753	0.978	8,215	8,093	0.985	0.982	
高裁	民事事件	32,649	38,983	1.194	32,802	39,787	1.213	1.204	
	調停事件	6	7	1.167	10	8	0.800	0.984	
	刑事事件	6,117	5,742	0.939	6,083	5,843	0.961	0.950	
	計	38,772	44,732	1.154	38,895	45,638	1.173	1.164	
地裁	民事事件	576,766	583,074	1.011	581,186	581,680	1.001	1.006	
	調停事件	3,324	3,127	0.941	3,281	3,000	0.914	0.928	
	刑事事件	70,838	68,242	0.963	71,874	68,511	0.953	0.958	
	計	650,928	654,443	1.005	656,341	653,191	0.995	1.000	
家裁	イ 家事事件	850,461	869,148	1.022	853,549	869,800	1.019	1.021	
	ロ 調停事件	141,069	136,620	0.968	138,264	135,442	0.980	0.974	
	ハ 少年事件	79,693	70,153	0.880	80,209	71,287	0.889	0.885	
	計	1,071,223	1,075,921	1.004	1,072,022	1,076,529	1.004	1.004	
	ニ 少年事件（除交通）	61,121	54,113	0.885	61,481	54,984	0.894	0.890	
	ホ 少年交通事件	18,572	16,040	0.864	18,728	16,303	0.871	0.868	
	イ+ロ+ニ+（ホ*0.1）	1,054,508	1,061,485	1.007	1,055,167	1,061,856	1.006	1.007	
簡裁	民事事件	823,718	872,160	1.059	825,656	872,133	1.056	1.058	
	調停事件	34,332	32,077	0.934	34,984	31,885	0.911	0.923	
	刑事事件	7,019	6,428	0.916	7,000	6,551	0.936	0.926	
	略式事件	254,233	235,719	0.927	254,673	235,864	0.926	0.927	
	民+調+刑	865,069	910,665	1.053	867,640	910,569	1.049	1.051	
	民+調+刑+（略式*0.1）	890,492	934,237	1.049	893,107	934,155	1.046	1.048	
	刑事+略式（除在庁）	171,995	156,192	0.908	172,230	156,387	0.908	0.908	
	略式事件（除在庁）	164,976	149,764	0.908	165,230	149,836	0.907	0.908	
	在庁略式事件	148,868	133,015	0.894	102,020	90,720	0.889	0.892	
全裁判所平均事件率								1.040	

審級裁判所別，目の細分別積算内訳

区 分	令和元年度	事件率 3 办年 平 均	事 件 計 算 分				新 規 事 項			令和3年度
	支出実績額		既定分	消費税 調整分	調整分	計	値上率	値上額	迅速適正 処 理 等	要 求 額
	千円		千円	千円	千円	千円		千円	千円	千円
裁判費審級別総表										
諸謝金	431, 323		413, 150	0	128, 471	541, 621		0	1, 602, 033	2, 143, 654
鑑定入院命令に基づく入院経費	0		0	0	0	0		0	1, 411, 326	1, 411, 326
鑑定人手当	143, 541		139, 302	0	61, 947	201, 249		0	106, 272	307, 521
民事事件	1, 419		1, 406	0	625	2, 031		0	0	2, 031
刑事事件	140, 979		136, 744	0	60, 810	197, 554		0	0	197, 554
家事事件	1, 069		1, 087	0	483	1, 570		0	0	1, 570
少年事件	74		65	0	29	94		0	0	94
心神喪失者等医療観察	0		0	0	0	0		0	106, 272	106, 272
通訳謝金	287, 318		273, 388	0	66, 223	339, 611		0	788	340, 399
民事事件	851		841	0	576	1, 417		0	0	1, 417
刑事事件	259, 676		248, 943	0	49, 483	298, 426		0	0	298, 426
家事事件	392		399	0	273	672		0	0	672
少年事件	26, 399		23, 205	0	15, 891	39, 096		0	0	39, 096
心神喪失者等医療観察	0		0	0	0	0		0	788	788
指定弁護士手当	0		0	0	0	0		0	26, 202	26, 202
国選弁護士等報酬	464		460	0	301	761		0	57, 445	58, 206
国選弁護士報酬	0		0	0	133	133		0	0	133
弁護士報酬	0		0	0	128	128		0	0	128
一般分	0		0	0	128	128		0	0	128
特別分	0		0	0	0	0		0	0	0
記録謄写料	0		0	0	5	5		0	0	5
国選付添人報酬	0		0	0	0	0		0	57, 445	57, 445
心神喪失者等医療観察	0		0	0	0	0		0	57, 445	57, 445
付添人報酬	0		0	0	0	0		0	56, 631	56, 631
一般分	0		0	0	0	0		0	54, 643	54, 643
特別分	0		0	0	0	0		0	1, 988	1, 988
記録謄写料	0		0	0	0	0		0	814	814
国選代理人報酬	464		460	0	168	628		0	0	628
弁護士報酬	464		460	0	168	628		0	0	628
一般分	464		460	0	168	628		0	0	628
特別分	0		0	0	0	0		0	0	0
記録謄写料	0		0	0	0	0		0	0	0
裁判旅費	147, 320		199, 538	1, 475	76, 264	277, 277		0	0	277, 277
民事事件旅費	7, 031		6, 957	47	3, 708	10, 712		0	0	10, 712
刑事事件旅費	2, 449		2, 376	19	1, 263	3, 658		0	0	3, 658
家事事件旅費	39, 131		39, 796	254	21, 224	61, 274		0	0	61, 274
少年事件旅費	29, 137		25, 611	163	13, 660	39, 434		0	0	39, 434
調停事件旅費	3, 367		3, 277	17	1, 752	5, 046		0	0	5, 046
事件連絡等旅費	66, 205		65, 390	634	34, 657	100, 681		0	0	100, 681
調査研究等旅費	0		56, 131	341	0	56, 472		0	0	56, 472
執行官旅費	0		43, 858	0	0	43, 858		0	0	43, 858
委員等旅費	678, 474		674, 667	360	131, 190	806, 217		0	646, 311	1, 452, 528
裁判員等旅費	0		0	0	0	0		0	643, 492	643, 492
裁判員	0		0	0	0	0		0	387, 864	387, 864

区 分	令和元年度	事件率 3 办年 平 均	事 件 計 算 分				新 規 事 項			令和3年度
	支出実績額		既定分	消費税 調整分	調整分	計	値上率	値上額	迅速適正 処 理 等	要 求 額
	千円		千円	千円	千円	千円		千円	千円	千円
鉄道賃	0		0	0	0	0		0	44,672	44,672
車賃	0		0	0	0	0		0	9,755	9,755
日当	0		0	0	0	0		0	329,689	329,689
宿泊料	0		0	0	0	0		0	3,748	3,748
補充裁判員	0		0	0	0	0		0	129,356	129,356
鉄道賃	0		0	0	0	0		0	14,803	14,803
車賃	0		0	0	0	0		0	3,227	3,227
日当	0		0	0	0	0		0	109,478	109,478
宿泊料	0		0	0	0	0		0	1,848	1,848
裁判員候補者	0		0	0	0	0		0	126,272	126,272
鉄道賃	0		0	0	0	0		0	26,641	26,641
車賃	0		0	0	0	0		0	5,567	5,567
日当	0		0	0	0	0		0	92,667	92,667
宿泊料	0		0	0	0	0		0	1,397	1,397
調停委員旅費	1,840		1,811	12	696	2,519		0	0	2,519
鉄道賃	1,179		1,164	12	443	1,619		0	0	1,619
車賃	364		354	0	139	493		0	0	493
日当	277		273	0	106	379		0	0	379
宿泊料	20		20	0	8	28		0	0	28
調停官旅費	79		80	1	△ 1	80		0	0	80
鉄道賃	75		76	1	△ 1	76		0	0	76
車賃	1		1	0	0	1		0	0	1
日当	3		3	0	0	3		0	0	3
宿泊料	0		0	0	0	0		0	0	0
参与員旅費	222,944		226,733	97	78,856	305,686		0	0	305,686
鉄道賃	10,257		10,431	97	3,535	14,063		0	0	14,063
車賃	5,260		5,349	0	1,863	7,212		0	0	7,212
日当	206,935		210,453	0	73,284	283,737		0	0	283,737
宿泊料	492		500	0	174	674		0	0	674
司法委員旅費	435,774		428,366	242	48,046	476,654		0	0	476,654
鉄道賃	26,637		26,184	242	2,710	29,136		0	0	29,136
車賃	8,307		8,166	0	920	9,086		0	0	9,086
日当	400,830		394,016	0	44,416	438,432		0	0	438,432
宿泊料	0		0	0	0	0		0	0	0
鑑定委員旅費	17,161		17,007	4	3,502	20,513		0	0	20,513
鉄道賃	432		428	4	84	516		0	0	516
車賃	43		43	0	9	52		0	0	52
日当	16,686		16,536	0	3,409	19,945		0	0	19,945
宿泊料	0		0	0	0	0		0	0	0
専門委員旅費	634		628	4	81	713		0	0	713
鉄道賃	481		477	4	60	541		0	0	541
車賃	65		64	0	9	73		0	0	73
日当	76		75	0	10	85		0	0	85
宿泊料	12		12	0	2	14		0	0	14
精神保健審判員等旅費	0		0	0	0	0		0	297	297
精神保健審判員旅費	0		0	0	0	0		0	181	181
鉄道賃	0		0	0	0	0		0	64	64

区 分	令和元年度	事件率 3 办年 平 均	事 件 計 算 分				新 規 事 項			令和3年度
	支出実績額		既定分	消費税 調整分	調整分	計	値上率	値上額	迅速適正 処 理 等	要 求 額
	千円		千円	千円	千円	千円		千円	千円	千円
車賃	0		0	0	0	0		0	22	22
日当	0		0	0	0	0		0	95	95
宿泊料	0		0	0	0	0		0	0	0
精神保健参与員旅費	0		0	0	0	0		0	116	116
鉄道賃	0		0	0	0	0		0	52	52
車賃	0		0	0	0	0		0	6	6
日当	0		0	0	0	0		0	58	58
宿泊料	0		0	0	0	0		0	0	0
国選弁護人等旅費	42		42	0	10	52		0	2,522	2,574
国選弁護人旅費	11		11	0	△ 3	8		0	0	8
鉄道賃	2		2	0	△ 1	1		0	0	1
車賃	0		0	0	0	0		0	0	0
日当	9		9	0	△ 2	7		0	0	7
宿泊料	0		0	0	0	0		0	0	0
国選付添人旅費	0		0	0	0	0		0	2,522	2,522
心神喪失者等医療観察	0		0	0	0	0		0	2,522	2,522
鉄道賃	0		0	0	0	0		0	454	454
車賃	0		0	0	0	0		0	154	154
日当	0		0	0	0	0		0	1,892	1,892
宿泊料	0		0	0	0	0		0	22	22
国選代理人旅費	31		31	0	13	44		0	0	44
鉄道賃	7		7	0	3	10		0	0	10
車賃	0		0	0	0	0		0	0	0
日当	24		24	0	10	34		0	0	34
宿泊料	0		0	0	0	0		0	0	0
証人等旅費	150,391		144,480	416	38,856	183,752		0	1,163	184,915
証人旅費	46,116		44,585	156	11,120	55,861		0	46	55,907
民事事件	0		0	0	0	0		0	0	0
鉄道賃	0		0	0	0	0		0	0	0
車賃	0		0	0	0	0		0	0	0
日当	0		0	0	0	0		0	0	0
宿泊料	0		0	0	0	0		0	0	0
刑事事件	45,133		43,721	155	10,902	54,778		0	0	54,778
鉄道賃	17,968		17,411	155	4,248	21,814		0	0	21,814
車賃	1,491		1,444	0	365	1,809		0	0	1,809
日当	24,439		23,671	0	5,986	29,657		0	0	29,657
宿泊料	1,235		1,195	0	303	1,498		0	0	1,498
家事事件	4		4	0	1	5		0	0	5
鉄道賃	0		0	0	0	0		0	0	0
車賃	0		0	0	0	0		0	0	0
日当	4		4	0	1	5		0	0	5
宿泊料	0		0	0	0	0		0	0	0
少年事件	979		860	1	217	1,078		0	0	1,078
鉄道賃	157		138	1	34	173		0	0	173
車賃	63		55	0	14	69		0	0	69
日当	759		667	0	169	836		0	0	836
宿泊料	0		0	0	0	0		0	0	0

区 分	令和元年度	事件率 3 办年 平 均	事 件 計 算 分				新 規 事 項			令和3年度
	支出実績額		既定分	消費税 調整分	調整分	計	値上率	値上額	迅速適正 処 理 等	要 求 額
	千円		千円	千円	千円	千円		千円	千円	千円
心神喪失者等医療観察	0		0	0	0	0		0	46	46
鉄道賃	0		0	0	0	0		0	15	15
車賃	0		0	0	0	0		0	1	1
日当	0		0	0	0	0		0	28	28
宿泊料	0		0	0	0	0		0	2	2
鑑定人旅費	1,519		1,475	4	1,030	2,509		0	40	2,549
民事事件	64		64	0	45	109		0	0	109
鉄道賃	25		25	0	17	42		0	0	42
車賃	4		4	0	3	7		0	0	7
日当	35		35	0	25	60		0	0	60
宿泊料	0		0	0	0	0		0	0	0
刑事事件	1,452		1,408	4	983	2,395		0	0	2,395
鉄道賃	452		438	4	302	744		0	0	744
車賃	32		31	0	22	53		0	0	53
日当	952		923	0	647	1,570		0	0	1,570
宿泊料	16		16	0	12	28		0	0	28
家事事件	0		0	0	0	0		0	0	0
鉄道賃	0		0	0	0	0		0	0	0
車賃	0		0	0	0	0		0	0	0
日当	0		0	0	0	0		0	0	0
宿泊料	0		0	0	0	0		0	0	0
少年事件	3		3	0	2	5		0	0	5
鉄道賃	0		0	0	0	0		0	0	0
車賃	0		0	0	0	0		0	0	0
日当	3		3	0	2	5		0	0	5
宿泊料	0		0	0	0	0		0	0	0
心神喪失者等医療観察	0		0	0	0	0		0	40	40
鉄道賃	0		0	0	0	0		0	14	14
車賃	0		0	0	0	0		0	1	1
日当	0		0	0	0	0		0	25	25
宿泊料	0		0	0	0	0		0	0	0
通訳人旅費	101,150		97,009	253	25,500	122,762		0	106	122,868
民事事件	2,595		2,568	12	670	3,250		0	0	3,250
鉄道賃	1,252		1,239	12	317	1,568		0	0	1,568
車賃	64		64	0	17	81		0	0	81
日当	1,115		1,102	0	293	1,395		0	0	1,395
宿泊料	164		163	0	43	206		0	0	206
刑事事件	91,729		88,329	230	23,218	111,777		0	0	111,777
鉄道賃	25,669		24,806	230	6,354	31,390		0	0	31,390
車賃	2,204		2,118	0	562	2,680		0	0	2,680
日当	62,936		60,514	0	16,065	76,579		0	0	76,579
宿泊料	920		891	0	237	1,128		0	0	1,128
家事事件	811		825	1	218	1,044		0	0	1,044
鉄道賃	122		124	1	32	157		0	0	157
車賃	8		8	0	2	10		0	0	10
日当	681		693	0	184	877		0	0	877
宿泊料	0		0	0	0	0		0	0	0

区 分	令和元年度	事件率 3 年 平 均	事 件 計 算 分				新 規 事 項			令和3年度
	支出実績額		既定分	消費税 調整分	調整分	計	値上率	値上額	迅速適正 処 理 等	要 求 額
	千円		千円	千円	千円	千円		千円	千円	千円
少年事件	6,015		5,287	10	1,394	6,691		0	0	6,691
鉄道賃	1,269		1,115	10	286	1,411		0	0	1,411
車賃	200		176	0	47	223		0	0	223
日当	4,523		3,976	0	1,056	5,032		0	0	5,032
宿泊料	23		20	0	5	25		0	0	25
心神喪失者等医療観察	0		0	0	0	0		0	106	106
鉄道賃	0		0	0	0	0		0	24	24
車賃	0		0	0	0	0		0	2	2
日当	0		0	0	0	0		0	79	79
宿泊料	0		0	0	0	0		0	1	1
少年旅費	21		18	0	492	510		0	0	510
鉄道賃	21		18	0	492	510		0	0	510
車賃	0		0	0	0	0		0	0	0
日当	0		0	0	0	0		0	0	0
宿泊料	0		0	0	0	0		0	0	0
参考人旅費	1,585		1,393	3	714	2,110		0	971	3,081
少年事件	1,585		1,393	3	714	2,110		0	0	2,110
鉄道賃	355		312	3	158	473		0	0	473
車賃	117		103	0	52	155		0	0	155
日当	1,113		978	0	504	1,482		0	0	1,482
宿泊料	0		0	0	0	0		0	0	0
心神喪失者等医療観察	0		0	0	0	0		0	971	971
鉄道賃	0		0	0	0	0		0	323	323
車賃	0		0	0	0	0		0	26	26
日当	0		0	0	0	0		0	592	592
宿泊料	0		0	0	0	0		0	30	30
裁判庁費	1,677,823		1,649,299	15,272	0	1,664,571		0	12,413,577	14,078,148
消耗品費	607,880	0.983	597,546	5,533	0	603,079		0	556,169	1,159,248
印刷製本費	117,987	0.983	115,981	1,074	0	117,055		0	9,712	126,767
通信運搬費	542,161	0.983	532,944	4,935	0	537,879		0	620,285	1,158,164
借料及び損料	10,037	0.983	9,866	91	0	9,957		0	2,024,020	2,033,977
雑役務費等	399,758	0.983	392,962	3,639	0	396,601		0	9,203,391	9,599,992
特別送達料	346,210		334,662	3,099	139,590	477,351		0	106,686	584,037
身柄拘束者食糧費	54		47	0	377	424		0	0	424
少年補導委託費	96,739		85,034	785	59,949	145,768		0	0	145,768
補導委託費	96,497		84,821	785	59,797	145,403		0	0	145,403
医療費	242		213	0	152	365		0	0	365
賠償償還及払戻金	225,727		223,084	0	54,610	277,694		0	0	277,694
保証金	0		0	0	10,000	10,000		0	0	10,000
刑事補償金	406,089		393,714	527	246,786	641,027		0	0	641,027
拘禁補償	344,640		334,194	0	209,926	544,120		0	0	544,120
費用補償	61,449		59,520	527	36,860	96,907		0	0	96,907
被告人の鉄道賃	2,696		2,613	25	1,617	4,255		0	0	4,255
被告人の日当	1,927		1,865	0	1,171	3,036		0	0	3,036
被告人の宿泊料	15		15	0	9	24		0	0	24
私選弁護人の鉄道賃	1,582		1,533	14	948	2,495		0	0	2,495
私選弁護人の日当	832		804	0	506	1,310		0	0	1,310

区 分	令和元年度	事件率 3 か年 平 均	事 件 計 算 分				新 規 事 項			令和3年度
	支出実績額		既定分	消費税 調整分	調整分	計	値上率	値上額	迅速適正 処 理 等	要 求 額
	千円		千円	千円	千円	千円		千円	千円	千円
私選弁護人の宿泊料	18		17	0	11	28		0	0	28
私選弁護人の報酬	51,562		49,941	462	30,908	81,311		0	0	81,311
私選弁護人の謄写料	2,817		2,732	26	1,690	4,448		0	0	4,448
少年補償金	1,141		1,003	0	9,018	10,021		0	0	10,021
計	4,161,291		4,162,536	21,934	895,111	5,079,581		0	14,769,770	19,849,351

区 分	令和元年度 支出実績額	事件率 3 か年 平 均	事 件 計 算 分				新 規 事 項			令和3年度 要 求 額
			既定分	消費税 調整分	調整分	計	値上率	値上額	迅速適正 処 理 等	
	千円		千円	千円	千円	千円			千円	千円
最高裁判所										
諸謝金	0		0	0	0	0		0	8,395	8,395
指定弁護士手当	0		0	0	0	0		0	5,283	5,283
国選弁護人等報酬	0		0	0	0	0		0	3,112	3,112
国選弁護人報酬	0		0	0	0	0		0	0	0
弁護人報酬	0		0	0	0	0		0	0	0
一般分	0	0.986	0	0	0	0		0	0	0
特別分	0	0.986	0	0	0	0		0	0	0
記録謄写料	0	0.986	0	0	0	0		0	0	0
国選付添人報酬	0		0	0	0	0		0	3,112	3,112
心神喪失者等医療観察	0		0	0	0	0		0	3,112	3,112
付添人報酬	0		0	0	0	0		0	3,104	3,104
一般分	0		0	0	0	0		0	3,104	3,104
特別分	0		0	0	0	0		0	0	0
記録謄写料	0		0	0	0	0		0	8	8
裁判旅費	0		3,653	33	0	3,686		0	0	3,686
民事事件旅費	0	0.963	0	0	0	0		0	0	0
刑事事件旅費	0	0.986	0	0	0	0		0	0	0
事件連絡等旅費	0	0.969	0	0	0	0		0	0	0
調査研究等旅費	0		3,653	33	0	3,686		0	0	3,686
委員等旅費	0		0	0	0	0		0	95	95
国選弁護人等旅費	0		0	0	0	0		0	95	95
国選弁護人旅費	0		0	0	0	0		0	0	0
鉄道賃	0	0.986	0	0	0	0		0	0	0
車賃	0	0.986	0	0	0	0		0	0	0
日当	0	0.986	0	0	0	0		0	0	0
宿泊料	0	0.986	0	0	0	0		0	0	0
国選付添人旅費	0		0	0	0	0		0	95	95
心神喪失者等医療観察	0		0	0	0	0		0	95	95
鉄道賃	0		0	0	0	0		0	0	0
車賃	0		0	0	0	0		0	0	0
日当	0		0	0	0	0		0	95	95
宿泊料	0		0	0	0	0		0	0	0
特別送達料	8,606	0.969	8,339	77	3,478	11,894		0	0	11,894
賠償償還及払戻金	0	0.963	0	0	0	0		0	0	0
刑事補償金	492		485	0	305	790		0	0	790
拘禁補償	492	0.986	485	0	305	790		0	0	790
費用補償	0		0	0	0	0		0	0	0
被告人の鉄道賃	0	0.986	0	0	0	0		0	0	0
被告人の日当	0	0.986	0	0	0	0		0	0	0
被告人の宿泊料	0	0.986	0	0	0	0		0	0	0
私選弁護人の鉄道賃	0	0.986	0	0	0	0		0	0	0
私選弁護人の日当	0	0.986	0	0	0	0		0	0	0
私選弁護人の宿泊料	0	0.986	0	0	0	0		0	0	0

区 分	令和元年度 支出実績額	事件率 3 か年 平 均	事 件 計 算 分				新 規 事 項			令和3年度 要 求 額
			既定分	消費税 調整分	調整分	計	値上率	値上額	迅速適正 処 理 等	
	千円		千円	千円	千円	千円			千円	千円
私選弁護人の報酬	0	0.986	0	0	0	0		0	0	0
私選弁護人の謄写料	0	0.986	0	0	0	0		0	0	0
計	9,098		12,477	110	3,783	16,370		0	8,490	24,860

区 分	令和元年度 支出実績額	事件率 3 か年 平 均	事 件 計 算 分				新 規 事 項			令和3年度 要 求 額
			既定分	消費税 調整分	調整分	計	値上率	値上額	迅速適正 処 理 等	
	千円		千円	千円	千円	千円			千円	千円
高等裁判所										
諸謝金	7,640		7,396	0	2,209	9,605		0	22,345	31,950
鑑定入院命令に基づく入院経費	0		0	0	0	0		0	0	0
鑑定人手当	3,103		3,004	0	1,336	4,340		0	0	4,340
民事事件	0	0.979	0	0	0	0		0	0	0
刑事事件	3,103	0.968	3,004	0	1,336	4,340		0	0	4,340
通訳謝金	4,537		4,392	0	873	5,265		0	0	5,265
民事事件	0	0.979	0	0	0	0		0	0	0
刑事事件	4,537	0.968	4,392	0	873	5,265		0	0	5,265
指定弁護士手当	0		0	0	0	0		0	10,601	10,601
国選弁護士等報酬	0		0	0	0	0		0	11,744	11,744
国選弁護士報酬	0		0	0	0	0		0	0	0
弁護士報酬	0		0	0	0	0		0	0	0
一般分	0	0.968	0	0	0	0		0	0	0
特別分	0	0.968	0	0	0	0		0	0	0
記録謄写料	0	0.968	0	0	0	0		0	0	0
国選付添人報酬	0		0	0	0	0		0	11,744	11,744
心神喪失者等医療観察	0		0	0	0	0		0	11,744	11,744
付添人報酬	0		0	0	0	0		0	11,521	11,521
一般分	0		0	0	0	0		0	10,627	10,627
特別分	0		0	0	0	0		0	894	894
記録謄写料	0		0	0	0	0		0	223	223
国選代理人報酬	0		0	0	0	0		0	0	0
弁護士報酬	0		0	0	0	0		0	0	0
一般分	0	0.979	0	0	0	0		0	0	0
特別分	0	0.979	0	0	0	0		0	0	0
記録謄写料	0	0.979	0	0	0	0		0	0	0
裁判旅費	6,647		8,493	67	3,443	12,003		0	0	12,003
民事事件旅費	481	0.979	471	3	251	725		0	0	725
刑事事件旅費	73	0.968	71	1	37	109		0	0	109
調停事件旅費	0	1.839	0	0	0	0		0	0	0
事件連絡等旅費	6,093	0.975	5,941	51	3,155	9,147		0	0	9,147
調査研究等旅費	0		2,010	12	0	2,022		0	0	2,022
委員等旅費	15		17	0	3	20		0	352	372
調停委員旅費	2		4	0	2	6		0	0	6
鉄道賃	0	1.839	0	0	0	0		0	0	0
車賃	0	1.839	0	0	0	0		0	0	0
日当	2	1.839	4	0	2	6		0	0	6
宿泊料	0	1.839	0	0	0	0		0	0	0
専門委員旅費	13		13	0	1	14		0	0	14
鉄道賃	10	0.979	10	0	1	11		0	0	11
車賃	0	0.979	0	0	0	0		0	0	0
日当	3	0.979	3	0	0	3		0	0	3
宿泊料	0	0.979	0	0	0	0		0	0	0

区 分	令和元年度 支出実績額	事件率 3か年 平 均	事 件 計 算 分				新 規 事 項			令和3年度 要 求 額
			既定分	消費税 調整分	調整分	計	値上率	値上額	迅速適正 処 理 等	
	千円		千円	千円	千円	千円			千円	千円
国選弁護人等旅費	0		0	0	0	0		0	352	352
国選弁護人旅費	0		0	0	0	0		0	0	0
鉄道賃	0	0.968	0	0	0	0		0	0	0
車賃	0	0.968	0	0	0	0		0	0	0
日当	0	0.968	0	0	0	0		0	0	0
宿泊料	0	0.968	0	0	0	0		0	0	0
国選付添人旅費	0		0	0	0	0		0	352	352
心神喪失者等医療観察	0		0	0	0	0		0	352	352
鉄道賃	0		0	0	0	0		0	2	2
車賃	0		0	0	0	0		0	1	1
日当	0		0	0	0	0		0	349	349
宿泊料	0		0	0	0	0		0	0	0
国選代理人旅費	0		0	0	0	0		0	0	0
鉄道賃	0	0.979	0	0	0	0		0	0	0
車賃		0.979	0	0	0	0		0	0	0
日当	0	0.979	0	0	0	0		0	0	0
宿泊料	0	0.979	0	0	0	0		0	0	0
証人等旅費	3,162		3,061	4	805	3,870		0	0	3,870
証人旅費	1,166		1,129	0	285	1,414		0	0	1,414
民事事件	0		0	0	0	0		0	0	0
鉄道賃	0	0.979	0	0	0	0		0	0	0
車賃	0	0.979	0	0	0	0		0	0	0
日当	0	0.979	0	0	0	0		0	0	0
宿泊料	0	0.979	0	0	0	0		0	0	0
刑事事件	1,166		1,129	0	285	1,414		0	0	1,414
鉄道賃	753	0.968	729	0	184	913		0	0	913
車賃	12	0.968	12	0	3	15		0	0	15
日当	349	0.968	338	0	85	423		0	0	423
宿泊料	52	0.968	50	0	13	63		0	0	63
鑑定人旅費	25		24	0	17	41		0	0	41
民事事件	0		0	0	0	0		0	0	0
鉄道賃	0	0.979	0	0	0	0		0	0	0
車賃	0	0.979	0	0	0	0		0	0	0
日当	0	0.979	0	0	0	0		0	0	0
宿泊料	0	0.979	0	0	0	0		0	0	0
刑事事件	25		24	0	17	41		0	0	41
鉄道賃	0	0.968	0	0	0	0		0	0	0
車賃	0	0.968	0	0	0	0		0	0	0
日当	17	0.968	16	0	11	27		0	0	27
宿泊料	8	0.968	8	0	6	14		0	0	14
通訳人旅費	1,971		1,908	4	503	2,415		0	0	2,415
民事事件	0		0	0	0	0		0	0	0
鉄道賃	0	0.979	0	0	0	0		0	0	0
車賃	0	0.979	0	0	0	0		0	0	0

区 分	令和元年度 支出実績額	事件率 3 か年 平 均	事 件 計 算 分				新 規 事 項			令和3年度 要 求 額
			既定分	消費税 調整分	調整分	計	値上率	値上額	迅速適正 処 理 等	
	千円		千円	千円	千円	千円			千円	千円
日当	0	0.979	0	0	0	0		0	0	0
宿泊料	0	0.979	0	0	0	0		0	0	0
刑事事件	1,971		1,908	4	503	2,415		0	0	2,415
鉄道賃	473	0.968	458	4	118	580		0	0	580
車賃	36	0.968	35	0	9	44		0	0	44
日当	1,454	0.968	1,407	0	374	1,781		0	0	1,781
宿泊料	8	0.968	8	0	2	10		0	0	10
特別送達料	25,060	0.968	24,258	225	10,118	34,601		0	0	34,601
賠償償還及払戻金	26,663	0.979	26,103	0	6,390	32,493		0	0	32,493
刑事補償金	78,444		75,934	185	47,513	123,632		0	0	123,632
拘禁補償	57,323	0.968	55,489	0	34,856	90,345		0	0	90,345
費用補償	21,121		20,445	185	12,657	33,287		0	0	33,287
被告人の鉄道賃	956	0.968	925	9	572	1,506		0	0	1,506
被告人の日当	523	0.968	506	0	318	824		0	0	824
被告人の宿泊料	0	0.968	0	0	0	0		0	0	0
私選弁護人の鉄道賃	879	0.968	851	8	526	1,385		0	0	1,385
私選弁護人の日当	70	0.968	68	0	43	111		0	0	111
私選弁護人の宿泊料	0	0.968	0	0	0	0		0	0	0
私選弁護人の報酬	18,191	0.968	17,609	163	10,898	28,670		0	0	28,670
私選弁護人の謄写料	502	0.968	486	5	300	791		0	0	791
計	147,631		145,262	481	70,481	216,224		0	22,697	238,921

区 分	令和元年度 支出実績額	事件率 3 か年 平 均	事 件 計 算 分				新 規 事 項			令和3年度 要 求 額
			既定分	消費税 調整分	調整分	計	値上率	値上額	迅速適正 処 理 等	
	千円		千円	千円	千円	千円			千円	千円
地方裁判所										
諸謝金	354,687		344,098	0	102,107	446,205		0	1,571,293	2,017,498
鑑定入院命令に基づく入院経費	0		0	0	0	0		0	1,411,326	1,411,326
鑑定人手当	139,295		135,146	0	60,099	195,245		0	106,272	301,517
民事事件	1,419	0.991	1,406	0	625	2,031		0	0	2,031
刑事事件	137,876	0.970	133,740	0	59,474	193,214		0	0	193,214
心神喪失者等医療観察	0		0	0	0	0		0	106,272	106,272
通訳謝金	214,928		208,492	0	41,707	250,199		0	788	250,987
民事事件	548	0.991	543	0	372	915		0	0	915
刑事事件	214,380	0.970	207,949	0	41,335	249,284		0	0	249,284
心神喪失者等医療観察	0		0	0	0	0		0	788	788
指定弁護士手当	0		0	0	0	0		0	10,318	10,318
国選弁護人等報酬	464		460	0	301	761		0	42,589	43,350
国選弁護人報酬	0		0	0	133	133		0	0	133
弁護人報酬	0		0	0	128	128		0	0	128
一般分	0	0.970	0	0	128	128		0	0	128
特別分	0	0.970	0	0	0	0		0	0	0
記録謄写料	0	0.970	0	0	5	5		0	0	5
国選付添人報酬	0		0	0	0	0		0	42,589	42,589
心神喪失者等医療観察	0		0	0	0	0		0	42,589	42,589
付添人報酬	0		0	0	0	0		0	42,006	42,006
一般分	0		0	0	0	0		0	40,912	40,912
特別分	0		0	0	0	0		0	1,094	1,094
記録謄写料	0		0	0	0	0		0	583	583
国選代理人報酬	464		460	0	168	628		0	0	628
弁護人報酬	464		460	0	168	628		0	0	628
一般分	464	0.991	460	0	168	628		0	0	628
特別分	0	0.991	0	0	0	0		0	0	0
記録謄写料	0	0.991	0	0	0	0		0	0	0
裁判旅費	35,705		64,044	502	18,712	83,258		0	0	83,258
民事事件旅費	5,960	0.991	5,906	42	3,146	9,094		0	0	9,094
刑事事件旅費	2,376	0.970	2,305	18	1,226	3,549		0	0	3,549
調停事件旅費	465	1.011	470	3	251	724		0	0	724
事件連絡等旅費	26,904	0.989	26,608	272	14,089	40,969		0	0	40,969
調査研究等旅費	0		28,755	167	0	28,922		0	0	28,922
執行官旅費	0		43,858	0	0	43,858		0	0	43,858
委員等旅費	18,864		18,715	16	3,964	22,695		0	645,864	668,559
裁判員等旅費	0		0	0	0	0		0	643,492	643,492
裁判員	0		0	0	0	0		0	387,864	387,864
鉄道賃	0		0	0	0	0		0	44,672	44,672
車賃	0		0	0	0	0		0	9,755	9,755
日当	0		0	0	0	0		0	329,689	329,689
宿泊料	0		0	0	0	0		0	3,748	3,748
補充裁判員	0		0	0	0	0		0	129,356	129,356

区 分	令和元年度 支出実績額	事件率 3 か年 平 均	事 件 計 算 分				新 規 事 項			令和3年度 要 求 額
			既定分	消費税 調整分	調整分	計	値上率	値上額	迅速適正 処 理 等	
	千円		千円	千円	千円	千円			千円	千円
鉄道賃	0		0	0	0	0		0	14,803	14,803
車賃	0		0	0	0	0		0	3,227	3,227
日当	0		0	0	0	0		0	109,478	109,478
宿泊料	0		0	0	0	0		0	1,848	1,848
裁判員候補者	0		0	0	0	0		0	126,272	126,272
鉄道賃	0		0	0	0	0		0	26,641	26,641
車賃	0		0	0	0	0		0	5,567	5,567
日当	0		0	0	0	0		0	92,667	92,667
宿泊料	0		0	0	0	0		0	1,397	1,397
調停委員旅費	961		971	7	373	1,351		0	0	1,351
鉄道賃	700	1.011	708	7	270	985		0	0	985
車賃	116	1.011	117	0	46	163		0	0	163
日当	125	1.011	126	0	49	175		0	0	175
宿泊料	20	1.011	20	0	8	28		0	0	28
調停官旅費	79		80	1	△ 1	80		0	0	80
鉄道賃	75	1.011	76	1	△ 1	76		0	0	76
車賃	1	1.011	1	0	0	1		0	0	1
日当	3	1.011	3	0	0	3		0	0	3
宿泊料	0	1.011	0	0	0	0		0	0	0
鑑定委員旅費	17,161		17,007	4	3,502	20,513		0	0	20,513
鉄道賃	432	0.991	428	4	84	516		0	0	516
車賃	43	0.991	43	0	9	52		0	0	52
日当	16,686	0.991	16,536	0	3,409	19,945		0	0	19,945
宿泊料	0	0.991	0	0	0	0		0	0	0
専門委員旅費	621		615	4	80	699		0	0	699
鉄道賃	471	0.991	467	4	59	530		0	0	530
車賃	65	0.991	64	0	9	73		0	0	73
日当	73	0.991	72	0	10	82		0	0	82
宿泊料	12	0.991	12	0	2	14		0	0	14
精神審判員等旅費	0		0	0	0	0		0	297	297
精神保健審判員旅費	0		0	0	0	0		0	181	181
鉄道賃	0		0	0	0	0		0	64	64
車賃	0		0	0	0	0		0	22	22
日当	0		0	0	0	0		0	95	95
宿泊料	0		0	0	0	0		0	0	0
精神保健参与員旅費	0		0	0	0	0		0	116	116
鉄道賃	0		0	0	0	0		0	52	52
車賃	0		0	0	0	0		0	6	6
日当	0		0	0	0	0		0	58	58
宿泊料	0		0	0	0	0		0	0	0
国選弁護人等旅費	42		42	0	10	52		0	2,075	2,127
国選弁護人旅費	11		11	0	△ 3	8		0	0	8
鉄道賃	2	0.970	2	0	△ 1	1		0	0	1
車賃	0	0.970	0	0	0	0		0	0	0

区 分	令和元年度 支出実績額	事件率 3か年 平 均	事 件 計 算 分				新 規 事 項			令和3年度 要 求 額
			既定分	消費税 調整分	調整分	計	値上率	値上額	迅速適正 処 理 等	
	千円		千円	千円	千円	千円			千円	千円
日当	9	0.970	9	0	△ 2	7		0	0	7
宿泊料	0	0.970	0	0	0	0		0	0	0
国選付添人旅費	0		0	0	0	0		0	2,075	2,075
心神喪失者等医療観察	0		0	0	0	0		0	2,075	2,075
鉄道賃	0		0	0	0	0		0	452	452
車賃	0		0	0	0	0		0	153	153
日当	0		0	0	0	0		0	1,448	1,448
宿泊料	0		0	0	0	0		0	22	22
国選代理人旅費	31		31	0	13	44		0	0	44
鉄道賃	7	0.991	7	0	3	10		0	0	10
車賃	0	0.991	0	0	0	0		0	0	0
日当	24	0.991	24	0	10	34		0	0	34
宿泊料	0	0.991	0	0	0	0		0	0	0
証人等旅費	127,611		123,829	382	32,593	156,804		0	1,163	157,967
証人旅費	43,181		41,886	153	10,440	52,479		0	46	52,525
民事事件	0		0	0	0	0		0	0	0
鉄道賃	0	0.991	0	0	0	0		0	0	0
車賃	0	0.991	0	0	0	0		0	0	0
日当	0	0.991	0	0	0	0		0	0	0
宿泊料	0	0.991	0	0	0	0		0	0	0
刑事事件	43,181		41,886	153	10,440	52,479		0	0	52,479
鉄道賃	16,992	0.970	16,482	153	4,015	20,650		0	0	20,650
車賃	1,435	0.970	1,392	0	352	1,744		0	0	1,744
日当	23,610	0.970	22,902	0	5,792	28,694		0	0	28,694
宿泊料	1,144	0.970	1,110	0	281	1,391		0	0	1,391
心神喪失者等医療観察	0		0	0	0	0		0	46	46
鉄道賃	0		0	0	0	0		0	15	15
車賃	0		0	0	0	0		0	1	1
日当	0		0	0	0	0		0	28	28
宿泊料	0		0	0	0	0		0	2	2
鑑定人旅費	1,491		1,448	4	1,011	2,463		0	40	2,503
民事事件	64		64	0	45	109		0	0	109
鉄道賃	25	0.991	25	0	17	42		0	0	42
車賃	4	0.991	4	0	3	7		0	0	7
日当	35	0.991	35	0	25	60		0	0	60
宿泊料	0	0.991	0	0	0	0		0	0	0
刑事事件	1,427		1,384	4	966	2,354		0	0	2,354
鉄道賃	452	0.970	438	4	302	744		0	0	744
車賃	32	0.970	31	0	22	53		0	0	53
日当	935	0.970	907	0	636	1,543		0	0	1,543
宿泊料	8	0.970	8	0	6	14		0	0	14
心神喪失者等医療観察	0		0	0	0	0		0	40	40
鉄道賃	0		0	0	0	0		0	14	14
車賃	0		0	0	0	0		0	1	1

区 分	令和元年度 支出実績額	事件率 3 か年 平 均	事 件 計 算 分				新 規 事 項			令和3年度 要 求 額
			既定分	消費税 調整分	調整分	計	値上率	値上額	迅速適正 処 理 等	
	千円		千円	千円	千円	千円			千円	千円
日当	0		0	0	0	0		0	25	25
宿泊料	0		0	0	0	0		0	0	0
通訳人旅費	82,939		80,495	225	21,142	101,862		0	106	101,968
民事事件	2,123		2,104	10	548	2,662		0	0	2,662
鉄道賃	1,081	0.991	1,071	10	274	1,355		0	0	1,355
車賃	38	0.991	38	0	10	48		0	0	48
日当	848	0.991	840	0	223	1,063		0	0	1,063
宿泊料	156	0.991	155	0	41	196		0	0	196
刑事事件	80,816		78,391	215	20,594	99,200		0	0	99,200
鉄道賃	23,923	0.970	23,205	215	5,944	29,364		0	0	29,364
車賃	1,897	0.970	1,840	0	488	2,328		0	0	2,328
日当	54,107	0.970	52,484	0	13,933	66,417		0	0	66,417
宿泊料	889	0.970	862	0	229	1,091		0	0	1,091
心神喪失者等医療観察	0		0	0	0	0		0	106	106
鉄道賃	0		0	0	0	0		0	24	24
車賃	0		0	0	0	0		0	2	2
日当	0		0	0	0	0		0	79	79
宿泊料	0		0	0	0	0		0	1	1
参考人旅費	0		0	0	0	0		0	971	971
心神喪失者等医療観察	0		0	0	0	0		0	971	971
鉄道賃	0		0	0	0	0		0	323	323
車賃	0		0	0	0	0		0	26	26
日当	0		0	0	0	0		0	592	592
宿泊料	0		0	0	0	0		0	30	30
特別送達料	298,385	0.970	289,433	2,680	120,726	412,839		0	106,686	519,525
身柄拘束者食糧費	0	0.970	0	0	0	0		0	0	0
賠償償還及払戻金	144,650	0.991	143,348	0	35,091	178,439		0	0	178,439
保証金	0	0.991	0	0	10,000	10,000		0	0	10,000
刑事補償金	326,553		316,756	338	198,633	515,727		0	0	515,727
拘禁補償	286,825	0.970	278,220	0	174,765	452,985		0	0	452,985
費用補償	39,728		38,536	338	23,868	62,742		0	0	62,742
被告人の鉄道賃	1,736	0.970	1,684	16	1,042	2,742		0	0	2,742
被告人の日当	1,368	0.970	1,327	0	833	2,160		0	0	2,160
被告人の宿泊料	15	0.970	15	0	9	24		0	0	24
私選弁護人の鉄道賃	703	0.970	682	6	422	1,110		0	0	1,110
私選弁護人の日当	722	0.970	700	0	440	1,140		0	0	1,140
私選弁護人の宿泊料	18	0.970	17	0	11	28		0	0	28
私選弁護人の報酬	32,851	0.970	31,865	295	19,721	51,881		0	0	51,881
私選弁護人の謄写料	2,315	0.970	2,246	21	1,390	3,657		0	0	3,657
計	1,306,455		1,344,081	3,918	521,826	1,869,825		0	2,325,006	4,194,831

区 分	令和元年度 支出実績額	事件率 3 か年 平 均	事 件 計 算 分				新 規 事 項			令和3年度 要 求 額
			既定分	消費税 調整分	調整分	計	値上率	値上額	迅速適正 処 理 等	
	千円		千円	千円	千円	千円			千円	千円
家庭裁判所										
諸謝金	27,934		24,756	0	16,676	41,432		0	0	41,432
鑑定入院命令に基づく入院経費	0		0	0	0	0		0	0	0
鑑定人手当	1,143		1,152	0	512	1,664		0	0	1,664
家事事件	1,069	1.017	1,087	0	483	1,570		0	0	1,570
少年事件	74	0.879	65	0	29	94		0	0	94
心神喪失者等医療観察	0		0	0	0	0		0	0	0
通訳謝金	26,791		23,604	0	16,164	39,768		0	0	39,768
家事事件	392	1.017	399	0	273	672		0	0	672
少年事件	26,399	0.879	23,205	0	15,891	39,096		0	0	39,096
裁判旅費	85,285		98,438	686	43,867	142,991		0	0	142,991
家事事件旅費	39,131	1.017	39,796	254	21,224	61,274		0	0	61,274
少年事件旅費	29,137	0.879	25,611	163	13,660	39,434		0	0	39,434
調停事件旅費	2,845	0.968	2,754	14	1,472	4,240		0	0	4,240
事件連絡等旅費	14,172	1.001	14,186	145	7,511	21,842		0	0	21,842
調査研究等旅費	0		16,091	110	0	16,201		0	0	16,201
委員等旅費	223,492		227,264	100	79,060	306,424		0	0	306,424
調停委員旅費	548		531	3	204	738		0	0	738
鉄道賃	291	0.968	282	3	107	392		0	0	392
車賃	180	0.968	174	0	68	242		0	0	242
日当	77	0.968	75	0	29	104		0	0	104
宿泊料	0	0.968	0	0	0	0		0	0	0
参与員旅費	222,944		226,733	97	78,856	305,686		0	0	305,686
鉄道賃	10,257	1.017	10,431	97	3,535	14,063		0	0	14,063
車賃	5,260	1.017	5,349	0	1,863	7,212		0	0	7,212
日当	206,935	1.017	210,453	0	73,284	283,737		0	0	283,737
宿泊料	492	1.017	500	0	174	674		0	0	674
証人等旅費	9,418		8,390	15	3,038	11,443		0	0	11,443
証人旅費	983		864	1	218	1,083		0	0	1,083
家事事件	4		4	0	1	5		0	0	5
鉄道賃	0	1.017	0	0	0	0		0	0	0
車賃	0	1.017	0	0	0	0		0	0	0
日当	4	1.017	4	0	1	5		0	0	5
宿泊料	0	1.017	0	0	0	0		0	0	0
少年事件	979		860	1	217	1,078		0	0	1,078
鉄道賃	157	0.879	138	1	34	173		0	0	173
車賃	63	0.879	55	0	14	69		0	0	69
日当	759	0.879	667	0	169	836		0	0	836
宿泊料	0	0.879	0	0	0	0		0	0	0
鑑定人旅費	3		3	0	2	5		0	0	5
家事事件	0		0	0	0	0		0	0	0
鉄道賃	0	1.017	0	0	0	0		0	0	0
車賃	0	1.017	0	0	0	0		0	0	0
日当	0	1.017	0	0	0	0		0	0	0

区 分	令和元年度 支出実績額	事件率 3か年 平 均	事 件 計 算 分				新 規 事 項			令和3年度 要 求 額
			既定分	消費税 調整分	調整分	計	値上率	値上額	迅速適正 処 理 等	
	千円		千円	千円	千円	千円			千円	千円
宿泊料	0	1.017	0	0	0	0		0	0	0
少年事件	3		3	0	2	5		0	0	5
鉄道賃	0	0.879	0	0	0	0		0	0	0
車賃	0	0.879	0	0	0	0		0	0	0
日当	3	0.879	3	0	2	5		0	0	5
宿泊料	0	0.879	0	0	0	0		0	0	0
通訳人旅費	6,826		6,112	11	1,612	7,735		0	0	7,735
家事事件	811		825	1	218	1,044		0	0	1,044
鉄道賃	122	1.017	124	1	32	157		0	0	157
車賃	8	1.017	8	0	2	10		0	0	10
日当	681	1.017	693	0	184	877		0	0	877
宿泊料	0	1.017	0	0	0	0		0	0	0
少年事件	6,015		5,287	10	1,394	6,691		0	0	6,691
鉄道賃	1,269	0.879	1,115	10	286	1,411		0	0	1,411
車賃	200	0.879	176	0	47	223		0	0	223
日当	4,523	0.879	3,976	0	1,056	5,032		0	0	5,032
宿泊料	23	0.879	20	0	5	25		0	0	25
少年旅費	21		18	0	492	510		0	0	510
鉄道賃	21	0.879	18	0	492	510		0	0	510
車賃	0	0.879	0	0	0	0		0	0	0
日当	0	0.879	0	0	0	0		0	0	0
宿泊料	0	0.879	0	0	0	0		0	0	0
参考人旅費	1,585		1,393	3	714	2,110		0	0	2,110
少年事件	1,585		1,393	3	714	2,110		0	0	2,110
鉄道賃	355	0.879	312	3	158	473		0	0	473
車賃	117	0.879	103	0	52	155		0	0	155
日当	1,113	0.879	978	0	504	1,482		0	0	1,482
宿泊料	0	0.879	0	0	0	0		0	0	0
特別送達料	3,488	1.003	3,498	32	1,459	4,989		0	0	4,989
身柄拘束者食糧費	54	0.879	47	0	377	424		0	0	424
少年補導委託費	96,739		85,034	785	59,949	145,768		0	0	145,768
補導委託費	96,497	0.879	84,821	785	59,797	145,403		0	0	145,403
医療費	242	0.879	213	0	152	365		0	0	365
賠償償還及払戻金	4,218	1.017	4,290	0	1,050	5,340		0	0	5,340
少年補償金	1,141	0.879	1,003	0	9,018	10,021		0	0	10,021
計	451,769		452,720	1,618	214,494	668,832		0	0	668,832

区 分	令和元年度 支出実績額	事件率 3 か年 平 均	事 件 計 算 分				新 規 事 項			令和3年度 要 求 額
			既定分	消費税 調整分	調整分	計	値上率	値上額	迅速適正 処 理 等	
	千円		千円	千円	千円	千円			千円	千円
簡易裁判所										
諸謝金	41,062		36,900	0	7,479	44,379		0	0	44,379
鑑定人手当	0		0	0	0	0		0	0	0
民事事件	0	0.983	0	0	0	0		0	0	0
刑事事件	0	0.898	0	0	0	0		0	0	0
通訳謝金	41,062		36,900	0	7,479	44,379		0	0	44,379
民事事件	303	0.983	298	0	204	502		0	0	502
刑事事件	40,759	0.898	36,602	0	7,275	43,877		0	0	43,877
国選弁護人等報酬	0		0	0	0	0		0	0	0
国選弁護人報酬	0		0	0	0	0		0	0	0
弁護人報酬	0		0	0	0	0		0	0	0
一般分	0	0.898	0	0	0	0		0	0	0
特別分	0	0.898	0	0	0	0		0	0	0
記録謄写料	0	0.898	0	0	0	0		0	0	0
裁判旅費	19,683		24,910	187	10,242	35,339		0	0	35,339
民事事件旅費	590	0.983	580	2	311	893		0	0	893
刑事事件旅費	0	0.898	0	0	0	0		0	0	0
調停事件旅費	57	0.928	53	0	29	82		0	0	82
事件連絡等旅費	19,036	0.980	18,655	166	9,902	28,723		0	0	28,723
調査研究等旅費	0		5,622	19	0	5,641		0	0	5,641
委員等旅費	436,103		428,671	244	48,163	477,078		0	0	477,078
調停委員旅費	329		305	2	117	424		0	0	424
鉄道賃	188	0.928	174	2	66	242		0	0	242
車賃	68	0.928	63	0	25	88		0	0	88
日当	73	0.928	68	0	26	94		0	0	94
宿泊料	0	0.928	0	0	0	0		0	0	0
調停官旅費	0		0	0	0	0		0	0	0
鉄道賃	0	0.928	0	0	0	0		0	0	0
車賃	0	0.928	0	0	0	0		0	0	0
日当	0	0.928	0	0	0	0		0	0	0
宿泊料	0	0.928	0	0	0	0		0	0	0
司法委員旅費	435,774		428,366	242	48,046	476,654		0	0	476,654
鉄道賃	26,637	0.983	26,184	242	2,710	29,136		0	0	29,136
車賃	8,307	0.983	8,166	0	920	9,086		0	0	9,086
日当	400,830	0.983	394,016	0	44,416	438,432		0	0	438,432
宿泊料	0	0.983	0	0	0	0		0	0	0
鑑定委員旅費	0		0	0	0	0		0	0	0
鉄道賃	0	0.983	0	0	0	0		0	0	0
車賃	0	0.983	0	0	0	0		0	0	0
日当	0	0.983	0	0	0	0		0	0	0
宿泊料	0	0.983	0	0	0	0		0	0	0
専門委員旅費	0		0	0	0	0		0	0	0
鉄道賃	0	0.983	0	0	0	0		0	0	0
車賃	0	0.983	0	0	0	0		0	0	0

区 分	令和元年度 支出実績額	事件率 3か年 平 均	事 件 計 算 分				新 規 事 項			令和3年度 要 求 額
			既定分	消費税 調整分	調整分	計	値上率	値上額	迅速適正 処 理 等	
	千円		千円	千円	千円	千円			千円	千円
日当	0	0.983	0	0	0	0		0	0	0
宿泊料	0	0.983	0	0	0	0		0	0	0
国選弁護人等旅費	0		0	0	0	0		0	0	0
国選弁護人旅費	0		0	0	0	0		0	0	0
鉄道賃	0	0.898	0	0	0	0		0	0	0
車賃	0	0.898	0	0	0	0		0	0	0
日当	0	0.898	0	0	0	0		0	0	0
宿泊料	0	0.898	0	0	0	0		0	0	0
証人等旅費	10,200		9,200	15	2,420	11,635		0	0	11,635
証人旅費	786		706	2	177	885		0	0	885
民事事件	0		0	0	0	0		0	0	0
鉄道賃	0	0.983	0	0	0	0		0	0	0
車賃	0	0.983	0	0	0	0		0	0	0
日当	0	0.983	0	0	0	0		0	0	0
宿泊料	0	0.983	0	0	0	0		0	0	0
刑事事件	786		706	2	177	885		0	0	885
鉄道賃	223	0.898	200	2	49	251		0	0	251
車賃	44	0.898	40	0	10	50		0	0	50
日当	480	0.898	431	0	109	540		0	0	540
宿泊料	39	0.898	35	0	9	44		0	0	44
鑑定人旅費	0		0	0	0	0		0	0	0
民事事件	0		0	0	0	0		0	0	0
鉄道賃	0	0.983	0	0	0	0		0	0	0
車賃	0	0.983	0	0	0	0		0	0	0
日当	0	0.983	0	0	0	0		0	0	0
宿泊料	0	0.983	0	0	0	0		0	0	0
刑事事件	0		0	0	0	0		0	0	0
鉄道賃	0	0.898	0	0	0	0		0	0	0
車賃	0	0.898	0	0	0	0		0	0	0
日当	0	0.898	0	0	0	0		0	0	0
宿泊料	0	0.898	0	0	0	0		0	0	0
通訳人旅費	9,414		8,494	13	2,243	10,750		0	0	10,750
民事事件	472		464	2	122	588		0	0	588
鉄道賃	171	0.983	168	2	43	213		0	0	213
車賃	26	0.983	26	0	7	33		0	0	33
日当	267	0.983	262	0	70	332		0	0	332
宿泊料	8	0.983	8	0	2	10		0	0	10
刑事事件	8,942		8,030	11	2,121	10,162		0	0	10,162
鉄道賃	1,273	0.898	1,143	11	292	1,446		0	0	1,446
車賃	271	0.898	243	0	65	308		0	0	308
日当	7,375	0.898	6,623	0	1,758	8,381		0	0	8,381
宿泊料	23	0.898	21	0	6	27		0	0	27
特別送達料	10,671	0.856	9,134	85	3,809	13,028		0	0	13,028
身柄拘束者食糧費	0		0	0	0	0		0	0	0

区 分	令和元年度 支出実績額	事件率 3 か年 平 均	事 件 計 算 分				新 規 事 項			令和3年度 要 求 額
			既定分	消費税 調整分	調整分	計	値上率	値上額	迅速適正 処 理 等	
	千円		千円	千円	千円	千円			千円	千円
賠償償還及払戻金	50,196	0.983	49,343	0	12,079	61,422		0	0	61,422
刑事補償金	600		539	4	335	878		0	0	878
拘禁補償	0	0.898	0	0	0	0		0	0	0
費用補償	600		539	4	335	878		0	0	878
被告人の鉄道賃	4	0.898	4	0	3	7		0	0	7
被告人の日当	36	0.898	32	0	20	52		0	0	52
被告人の宿泊料	0	0.898	0	0	0	0		0	0	0
私選弁護人の鉄道賃	0	0.898	0	0	0	0		0	0	0
私選弁護人の日当	40	0.898	36	0	23	59		0	0	59
私選弁護人の宿泊料	0	0.898	0	0	0	0		0	0	0
私選弁護人の報酬	520	0.898	467	4	289	760		0	0	760
私選弁護人の謄写料	0	0.898	0	0	0	0		0	0	0
計	568,515		558,697	535	84,527	643,759		0	0	643,759

民 事 局 經 費

目 次

一	経常事務費	
	委員会に必要な経費	3 5 3
二	法律改正等経費	
	民事訴訟制度改革に必要な経費	3 5 5
三	裁判事務の迅速適正化に必要な経費	
	1 裁判運営の改善経費	3 5 7
	2 専門的知見を要する事件の処理経費	3 6 7
四	調停制度の充実強化に必要な経費	
	1 調停事件の処理経費	3 7 6
	2 調停制度の充実改善経費	3 8 6
五	民事執行制度の強化改善に必要な経費	
	1 民事執行制度の改善経費	3 9 1
	2 執行官制度の維持経費	3 9 9
六	倒産制度の強化改善に必要な経費	
	倒産事件の処理経費	4 0 1
七	裁判の迅速適正処理経費	
	1 裁判の迅速適正処理経費	4 0 3
	2 督促手続オンラインシステム経費	4 0 5
	3 新民事執行事件処理システム経費	4 0 8
八	情報通信技術を活用した裁判手続等の運用に必要な経費	4 1 0

<u>経常事務費</u> <u>委員会に必要な経費</u> 民事規則制定諮問委員会【要求】 ＜要求要旨＞ 法律の制定・改廃がある場合等においては，民事の手続に関する最高裁判所規則を制定等する必要があるかどうかなどを検討することになる。規則制定等作業は，他の手続領域への影響を考慮しながら立法作業にも準じた慎重かつ綿密な検討が必要となる。この作業は，昭和２２年１１月１３日最高裁判所規則第８号最高裁判所規則制定諮問委員会規則により設置された民事規則制定諮問委員会に諮問して，裁判官，弁護士，関係機関の職員及び学識経験のある者による調査，審議を経ることになる。 そこで，令和３年度も引き続き，この委員会の開催に必要な経費を要求する。	明細書 11 12 A

経費積算内訳【要求】

項・目・目細等	品 名 等	員 数 等	単価（円）	所要額（千円）	備 考
(項) 最高裁判所 委員手当 (民事規則制定諮問 委員手当)	民事規則制定諮問委員会	18 人 5 回 出席率 80%	19,600	1,411(1,411)	
委員等旅費 (委員会出席旅費)	民事規則制定諮問委員会	2 人 5 回	46,921	469(469)	
庁費 (会議費)	民事規則制定諮問委員会	18 人 5 回	110.9	10(10)	

明 細
書 頁

1 1

1 2

A

法律改正等経費

民事訴訟制度改革に必要な経費

民事事件担当裁判官等協議会（高裁別）【要求】

<要求要旨>

近時の社会情勢の変化，情報技術の進展，価値観の多様化等を背景として，裁判所の判断が国民の社会経済活動等に大きな影響を与える訴訟が増え，裁判所の審理判断に対する国民の関心と期待も高まっている。それに伴い，裁判の質についても判断自体の適正さや手続保障のみならず理由の通用性や合理的な期間内での解決に対する要請が高まっている。

こうした要請に的確にこたえるため，民事訴訟事件を担当する裁判官を中心に，訴訟の進行管理等に当たっている裁判所書記官も加えて，高裁単位ごとに協議会を開催して，適正かつ迅速な審理を実現し，裁判の質の更なる向上を図るための民事訴訟運営について協議する必要がある。

そこで，令和3年度も引き続き，協議会開催に必要な経費を要求する。

<開催計画>

開催地 高等裁判所
会 期 2 日
人 員 1 2 0 人

区 分	人 員	備 考
協 議 員	7 2	高裁裁判官 8 人，高裁支部裁判官 6 人，地裁本庁裁判官 5 0 人，高裁民事首席書記官 8 人
参 列 員	1 6	最高裁 2 人× 8 高裁
係 員	3 2	4 人× 8 高裁

明 細
書 頁

3 2

8 4

経費積算内訳【要求】						明 細 書 頁
項・目・目細等	品 名 等	員 数 等	単価（円）	所要額（千円）	備 考	
(項) 最高裁判所 職員旅費 (内国旅費)	民事事件担当裁判官等協議会 (高裁別)			814(814)		3 2 8 4
	局 課 長	7 人	64,130	449(449)		
	事 務 官	7 人	52,191	365(365)		
(項) 下級裁判所 職員旅費 (内国旅費)	民事事件担当裁判官等協議会 (高裁別)			2,031(3,753)		
	高裁支部裁判官	6 人	51,467	309(309)		
	地裁裁判官	42(84) 人	40,991	1,722(3,444)		

<u>裁判事務の迅速適正化に必要な経費</u>	明細書	
<u>裁判運営の改善経費</u>		
(1) 協議会の開催		
ア) 特殊民事事件の研究会【要求】		
＜要求要旨＞		
特殊民事事件（「医事関係訴訟」，「建築関係訴訟」等の専門訴訟，「公害」等の特殊損害賠償請求訴訟，差止請求訴訟等）については，司法制度改革審議会の意見書において，審理期間をおおむね半減することが目標として掲げられており，これを受け，裁判所では，これらの特殊民事事件を円滑に処理するため，特殊民事事件を担当する裁判官を対象として，自然科学，社会科学，人文科学等の法律以外の分野に関する知識を補充するために，それぞれの専門領域の大学教授等を講師として研究会を開催することとし，対象テーマとなる専門分野を変えながら，研究会を実施してきた。		86
そこで，令和3年度も引き続き，本研究会の開催に必要な経費を要求する。		
＜開催計画＞		
開催地	高等裁判所又は地方裁判所	
会期	1日	
回数	74回（高裁1回×8，高裁所在地地裁3回×8，その他の地裁1回×42）	
人員	814人（大学教授74人，裁判官740人のうち要旅費人員支部所属裁判官56人）	
		87

(イ) 簡易裁判所民事実務研究会（地裁）【要求】 ＜要求要旨＞ 権利意識の高揚や価値観の多様化による国民の紛争解決に対する意識の変化，社会の高度情報化による法的知識等の入手容易化，更には，弁護士人口の増加などを原因とする少額な紛争への法律専門家の進出など，簡易裁判所を取り巻く状況の変化に対応するために，今後の簡易裁判所の運営改善策の検討を進め，更に簡易裁判所の機能強化を図ることがますます要請される。 簡易裁判所全体の紛争解決機能を充実強化する方策としては，各地方裁判所管内の簡易裁判所から裁判官や主任書記官等を集めて研究会を開催するだけでなく，各簡易裁判所の中心的な立場にある民事調停委員及び司法委員についても本研究会に参加させることが有益であり，例えば裁判官・書記官と民事調停委員・司法委員との連携といった訴訟・調停の運営上の諸問題や自主的な研修の在り方等について，簡易裁判所における事件処理の在り方といった高い見地から検討することが望ましいと考えられる。また，地方裁判所の裁判官等の意見等を踏まえつつ，参加者がそれぞれの立場から議論することによって，裁判所職員のみならず，簡易裁判所の事件を処理する上で重要な役割を担っている民事調停委員及び司法委員の問題意識を高め，さらに，研究会における多角的な検討結果を基に各簡易裁判所における通常訴訟事件や民事調停事件の円滑な処理を図ることも期待できるところである。 そこで，令和３年度も引き続き，本研究会を開催するために必要な経費を要求する。 ＜開催計画＞ <table><tr><td>開催地</td><td>地方裁判所</td></tr><tr><td>会 期</td><td>１ 日</td></tr><tr><td>回 数</td><td>１ 回</td></tr><tr><td>人 員</td><td>１，４５０人（内訳 裁判官１００人，民事首席書記官５０人，簡易裁判所庶務課長・主任書記官３００人，調停委員６００人，司法委員３００人，係員１００人）</td></tr></table>	開催地	地方裁判所	会 期	１ 日	回 数	１ 回	人 員	１，４５０人（内訳 裁判官１００人，民事首席書記官５０人，簡易裁判所庶務課長・主任書記官３００人，調停委員６００人，司法委員３００人，係員１００人）	明 細 書 頁 8 7 8 8 E
	開催地	地方裁判所							
	会 期	１ 日							
	回 数	１ 回							
人 員	１，４５０人（内訳 裁判官１００人，民事首席書記官５０人，簡易裁判所庶務課長・主任書記官３００人，調停委員６００人，司法委員３００人，係員１００人）								

(ウ) 司法委員研究会【要求】

< 要求要旨 >

司法委員制度は、民間の有識者から選ばれた司法委員が、簡易裁判所の民事裁判について和解を補助したり、審理に立ち会って事件につき意見を述べたり、証人等に対し発問することができる制度である（民事訴訟法 279 条，民事訴訟規則 172 条）。

簡易裁判所の事物管轄の拡大や少額訴訟手続の訴額上限の引上げ等により複雑困難な事件が増加しており，充実した審理と適正かつ迅速な事件処理を行うためには司法委員の活用を図ることが必須となっている。そのため，司法委員に対し，事件処理上起こり得る法律問題等を適切に処理するのに必要な民法，商法等の実体法に関する基本的な知識等を習得させるとともに，実際の事件処理の過程において生ずる種々の諸問題につき，具体的な事例を基に司法委員が相互に研究し，解決策を検討し，その結果を具体的事件の処理過程において反映できるよう研究会を実施する必要がある。

本研究会については，司法委員全体の処理能力の向上が求められるようになってきていることから，新任者を除く全司法委員（約 4，600 人）についてほぼ 3 年間で一巡するように参加させる必要がある。

そこで，令和 3 年度も引き続き，本研究会を開催するための経費を要求する。

< 開催計画 >

区 分	開催場所	回数	日数	研 究 員	講 師 等
司法委員研究会	地方裁判所 (50 庁)	2	1	司法委員 766 人	(講師) 部内講師 裁判官 100 人 係 員 150 人

明 細
書 頁

88
E

(エ) 司法委員研修会【要求】

< 要求要旨 >

司法委員については、紛争の実情に即した適正かつ妥当な解決を図るため、国民各層から幅広く適任者を得ることが求められている。そして、年齢、知識、職業等が区々である一般国民が司法委員として簡易裁判所の訴訟手続において主体的に行動し、国民の健全な良識を裁判に反映させようという司法委員制度を十分機能させるためには、新たに選任された司法委員に対し、基礎的な知識等を早期に付与し、司法委員として審理に立ち会って意見を述べたり、和解の補助を行ったりすることができるようにすることが必要である。

そのため、新たに選任された司法委員に対し、司法委員制度のあらまし、司法委員としての心構えや求められる役割、簡易裁判所の民事訴訟手続や少額訴訟手続の概要、調停委員の役割との差違等の基本的な事項に関する知識を付与する研修会を実施する必要がある。

そこで、令和３年度も引き続き、本研修会を開催するために必要な経費を要求する。

< 開催計画 >

区 分	開催場所	回数	日数	研 修 員	講 師 等
司法委員研修会	地方裁判所 (５０庁)	１	１	司法委員 ５００人	(講師) 部内講師 裁判官 １００人 係 員 １５０人

明 細
書 頁

８ ８

Ｅ

(2) 資料等の整備 (ア) 簡易裁判所の民事裁判手続案内用リーフレット等【要求】 ＜要求要旨＞ 簡易裁判所の民事裁判手続（以下「簡裁民事手続」という。）は，民事訴訟手続，支払督促手続，少額訴訟手続，民事調停手続に分けることができる。これらの手続は，裁判手続に精通しない一般国民にとって利用しやすい身近な紛争解決手段として，実際に多くの申立てがなされている。 今後も，簡裁民事手続をより多くの国民に周知し，利用しやすくするため，また，書記官による窓口での手続案内事務を効率化するために，利用者の関心に応じて各手続の流れや特徴を分かりやすく図解等を用いて説明したリーフレット等を作成，配布することが有効である。 また，リーフレット等を裁判所以外の官公庁の窓口等にも配布することによって，簡裁民事手続をより多くの国民に周知することができ，より利用しやすいものとするところから，裁判所及び市町村をはじめとする公共団体や関係機関にリーフレット等を配布してきた。 そこで，令和３年度も引き続き，下記のリーフレット等を作成，配布するための経費を要求する。 (a) 簡易裁判所手続用リーフレット 利用者が紛争の種類等に応じて比較検討できるよう簡裁民事手続の各手続の概略を説明したリーフレット (b) 簡易裁判所民事訴訟手続用リーフレット 簡易裁判所の民事訴訟手続の流れを具体的に説明したリーフレット (c) 少額訴訟手続用リーフレット 少額訴訟手続の流れを具体的に説明したリーフレット (d) 支払督促手続用リーフレット 支払督促手続の流れを具体的に説明したリーフレット	明 細 書 頁
	39

(イ) 司法委員執務資料【要求】 <要求要旨> 司法委員制度は、民間の有識者から選ばれた司法委員が、簡易裁判所の民事裁判について和解を補助したり、審理に立ち会って事件につき意見を述べたり、証人等に対し発問することができる制度である（民事訴訟法２７９条，民事訴訟規則１７２条）。 簡易裁判所の事物管轄の拡大や少額訴訟手続の訴額上限の引上げ等により複雑困難な事件が増加しており，充実した審理と適正かつ迅速な事件処理を行うためには司法委員の活用を図ることが必須となっているところ，司法委員制度の機能の充実を図るためには，司法委員が具体的な執務に当たり参考となるような資料が必要となる。 そこで，令和３年度も引き続き，新任司法委員が具体的な執務に当たり参考となる法規や注意事項等を網羅した資料を配布するための経費を要求する。	明 細 書 頁
	39

経費積算内訳【要求】

項・目・目細等	品 名 等	員 数 等	単価（円）	所要額（千円）	備 考
(項) 最高裁判所 裁判資料整備費 (印刷製本費)		(76,000)	(1.98)		
	簡易裁判所手続用リーフレット	71,500 部	2.31	165(150)	
		(72,000)	(1.98)		
	簡易裁判所民事訴訟手続用リーフレット	66,500 部	2.31	154(143)	
		(71,000)	(1.98)		
	少額訴訟手続用リーフレット	66,500 部	2.31	154(141)	
		(69,000)	(1.98)		
	支払督促手続用リーフレット	66,000 部	2.31	152(137)	
		(1,000)	(203.5)		
	司法委員執務資料	900 部	264	238(204)	

明 細
書 頁

39

項・目・目細等	品 名 等	員 数 等	単価（円）	所要額（千円）	備 考
(項) 下級裁判所 諸謝金 (講師等謝金) 職員旅費 (内国旅費)	特殊民事事件の研究会 大学教授	74(116)回 3 時間	7,900	1,754(2,749)	
	特殊民事事件の研究会 地裁裁判官	56 人	18,169	1,017(1,017)	
	簡易裁判所民事実務研究会（地裁） 簡裁庶務課長，主任書記官			1,503(1,503)	
	日帰り	195 人	3,766	734(734)	
	宿泊	55 人	13,977	769(769)	

						明 細
項・目・目細等	品 名 等	員 数 等	単価 (円)	所要額 (千円)	備 考	書 頁
委員等旅費 (委員会出席旅費)	簡易裁判所民事実務研究会 (地裁) 調停委員及び司法委員			3,520(3,520)		8 8
		日帰り	456 人 1 回	3,766	1,717(1,717)	
		宿泊	129 人 1 回	13,977	1,803(1,803)	
	司法委員研究会 司法委員			6,012(6,012)		
		日帰り	390 人 2 回	3,766	2,937(2,937)	
		宿泊	110 人 2 回	13,977	3,075(3,075)	
	司法委員研修会 司法委員			1,959(1,959)		
		日帰り	253 人 1 回	3,766	953(953)	
		宿泊	72 人 1 回	13,977	1,006(1,006)	

						明 細 書 頁
項・目・目細等	品 名 等	員 数 等	単価 (円)	所要額 (千円)	備 考	E
庁費 (会議費)	簡易裁判所民事実務研究会 (地裁)	900 人 1 回	110.9	100 (100)		
	司法委員研究会	766 人 2 回	110.9	170 (170)		
	司法委員研修会	500 人 1 回	110.9	55 (55)		

<u>専門的知見を要する事件の処理経費</u> (1) 協議会等の開催 (ア) 鑑定人セミナー【要求】 ＜要求要旨＞ 医事関係訴訟，建築関係訴訟等の専門訴訟については，医師，建築士等の専門家による鑑定が必要となる。近時の専門訴訟の多様化，高度化に伴って，専門分野が細分化される傾向が顕著であり，適任の者を選任するためには，鑑定経験のない専門家に依頼せざるを得ないことがある。このような場合，当該鑑定人候補者に，訴訟手続における鑑定の位置付け，意義，重要性についての理解がなければ，円滑な鑑定が行われないばかりか，鑑定自体を引き受けてもらえない状況にもなりかねない。 鑑定経験のない専門家を対象とした鑑定人セミナーを開催し，専門訴訟において適正な審理を行うための鑑定の重要性等を鑑定人候補者等となる専門家に理解してもらう必要性は依然として高いものである。 そこで，令和３年度も引き続き，高等裁判所所在地の地方裁判所８庁で１回実施するための経費を要求する。 ＜開催計画＞ 開催地 高等裁判所所在地の地方裁判所８庁 会 期 ２日 １回 出席者 １４８人 (受講者１１６人，地方裁判所裁判官（本庁）８人，民事首席書記官８人，鑑定経験豊富な専門家１６人)	明 細 書 頁
	9 1 E

(イ) 専門訴訟委員会【要求】

< 要求要旨 >

医事関係訴訟や建築関係訴訟等の専門訴訟の審理に時間を要する理由として、鑑定人の選任に時間を要することが挙げられる。専門訴訟においては、適切な鑑定人の確保が最も重要な課題であるが、裁判所及び当事者は専門的知識を十分には持ち得ないため、どの分野の専門家を鑑定人として選任すべきか、また、誰が鑑定人にふさわしいかを判断することは容易ではなく、さらに、当該分野の専門家になかなか鑑定を引き受けてもらえないことがある。

これらの問題点の原因は、鑑定人の選任が裁判所に一任されることが多いにもかかわらず、適切な鑑定人を選任するための司法行政上の支援システムが十分でないことにあった。そのため、鑑定人としてふさわしい専門家の推薦、鑑定結果の評価、鑑定人候補者名簿の編成、鑑定事項や鑑定資料の在り方の検討等を行い、裁判所と専門家団体との相互理解と意思疎通を図るための組織として、平成13年6月14日最高裁判所規則第5号医事関係訴訟委員会規則により医事関係訴訟委員会を、同第6号建築関係訴訟委員会規則により建築関係訴訟委員会を最高裁判所に設置した。

そこで、令和3年度も引き続き、所要の経費を要求する。

< 開催計画 >

(a) 医事関係訴訟委員会 (b) 建築関係訴訟委員会

本委員会 2回

本委員会 1回

分科会 2回

分科会 1回

< 委員会の構成 >

	委員長	委員	係員	計
医事関係訴訟委員会 (分科会)	1	11 (5)	2 (1)	14 (6)
建築関係訴訟委員会 (分科会)	1	11 (5)	2 (1)	14 (6)

明 細
書 頁

4 1
B

(ウ) 専門訴訟連絡協議会【要求】 ＜要求要旨＞ 医事関係訴訟，建築関係訴訟等の専門訴訟の審理に時間を要する原因の一つとして，適切な専門家の協力を得ることが困難で，審理に必要な専門的知見がなかなか得られないということが言われている。その背景には，裁判所や弁護士の法曹と医師等の専門家との間の相互理解が不足しているといった問題がある。この問題を解消するため，裁判官，専門家，弁護士等が一堂に会し，専門家に対して裁判手続について理解してもらうとともに，問題点等について協議し信頼関係を醸成していくことが不可欠である。そのため，平成14年度から，各地方裁判所が地元の専門機関，研究機関，専門団体の代表者等と継続的に協議会を開催している。 そこで，令和3年度も引き続き，本協議会開催のために必要な経費を要求する。 ＜開催計画＞ (a) 医事関係訴訟連絡協議会 医事関係については，専門分野が多岐にわたっており，大学医学部附属病院等の医療研究機関を中心とした医師の協力が必要であることから，そのような医療研究機関が管内に多く存在する高等裁判所所在地の地方裁判所8庁及び地域の医療研究機関等との協力関係が構築されている地方裁判所4庁の計12庁で，年間各2回開催する。開催人員は，裁判所が5人，医療研究機関が9人，弁護士10人の合計24人規模で開催する。 (b) 建築関係訴訟連絡協議会 建築関係については，地域に影響力のある建築関係団体の協力を得て継続的な協議をすることが必要であり，建築関係の集中部のある東京及び大阪の各地方裁判所で，年間各2回開催する。開催人員は，裁判所が5人，建築専門家団体が9人，弁護士10人の合計24人規模で開催する。	明 細 書 頁 9 1 E

(エ) 専門委員研修【要求】 ＜要求要旨＞ 民事訴訟法の改正（平成１６年４月施行）により，専門委員制度が創設されたが，専門委員は医事や建築等の専門知識は有しているものの，民事訴訟手続に関する法律的な知識は必ずしも十分ではない。訴訟手続に鑑定という局面でしか関わらない鑑定人と異なり，専門委員は，争点整理，証拠調べ，和解といった訴訟手続の様々な段階で関与するものであり，訴訟手続の流れ，専門委員としての関与の在り方についての知識のほか，法律的な知識が必要不可欠である。そこで，専門委員に対して，訴訟手続に関与するに当たって必要な知識や技能を付与するとともに，専門委員として訴訟に関与する中で経験した具体的事例等を研究材料として，各事例ごとに生じ得る様々な問題点を研究し，適切に対処するために必要とされる訴訟手続への関わり方等についての手法を習得させるための機会を設ける必要がある。 そこで，令和３年度も引き続き，本研修の開催のための経費を要求する。 ＜開催計画＞ 開催地 地方裁判所本庁２５庁（全５０庁において２年に１回開催） 開催回数 １回 人 員 ３７５人 （内訳 専門委員３００人，裁判官２５人，民事首席書記官２５人，外部講師（大学教授等）２５人） (2) 専門委員推薦依頼用パンフレット【要求】 ＜要求要旨＞ 民事訴訟法の改正（平成１６年４月施行）において，専門委員制度が創設されたが，制度を円滑に進めるためには，専門家団体等を通じて広く専門委員の人材確保に努める必要がある。専門家団体に働きかけるに際しては，専門委員制度の内容，専門委員の役割，専門委員の職務内容等についてわかりやすく解説したパンフレットを作成し，これを交付するのが極めて効果的であることから，令和３年度も引き続き，パンフレット作成に必要な経費を要求する。	明 細
	書 頁
	42
	91
E	

(3) 専門委員に対する手当等 <要求要旨> 民事紛争のうちでも、その解決のために専門的知見を要する事件（医事関係事件，建築関係事件，金融関係事件等）においては，専門家の適切な協力を得られなければ適正な判断を下すことができないばかりか，往々にして手続の遅延を生じてしまう。特に，近時の科学技術の革新，社会・経済関係の高度化，国際化に伴って，それらの事件は更に複雑・困難化している。そこで，各種専門領域における専門家が，その分野の専門技術的見地から，争点整理手続，証拠調べ及び和解の各手続に関与して裁判官をサポートする制度として，平成16年4月から専門委員制度が設けられており，各種事件で事案解明に寄与している。 専門委員制度を運営するためには，専門委員に対する手当や旅費が必要となるので，以下のとおり必要な経費を要求する。 (ア) 専門委員手当【要求】 専門委員の関与率が高い医事関係事件及び建築関係事件については，新受事件数が高水準で推移しており，事案の複雑困難化も見られることから，専門委員が訴訟において果たす役割は，ますます重要なものとなっている。 専門委員には，非常勤の委員に対する給与としての手当が支給されるので，令和3年度も所要の経費を要求する。 (イ) 専門委員の登庁旅費【要求】 専門委員がその関与する訴訟事件の期日に出頭するに当たり，職務を行う裁判所へ登庁する際の交通費を支給する必要があるので，令和3年度も所要の経費を要求する。	明 細 書 頁
	9 1

経費積算内訳【要求】

項・目・目細等	品 名 等	員 数 等	単価（円）	所要額（千円）	備 考
(項) 最高裁判所 委員手当 (専門訴訟委員手当)	専門訴訟委員会			1,281(1,281)	
	医事関係訴訟委員会			854(854)	
	本委員会			608(608)	
	委員長	1 人 2 回	34,200	68(68)	
	委 員	11 人 2 回 出席率 80%	30,700	540(540)	
	分科会 委 員	5 人 2 回 出席率 80%	30,700	246(246)	
	建築関係訴訟委員会			427(427)	
	本委員会			304(304)	
	委員長	1 人 1 回	34,200	34(34)	
	委 員	11 人 1 回 出席率 80%	30,700	270(270)	
	分科会 委 員	5 人 1 回 出席率 80%	30,700	123(123)	

明 細
書 頁

4 1

明 細 書 頁					
項・目・目細等	品 名 等	員 数 等	単価（円）	所要額（千円）	備 考
委員等旅費 （委員会出席旅費）	専門訴訟委員会			958(706)	
	医事関係訴訟委員会 本委員会	5(4)人 2回	50,433	504(403)	
	建築関係訴訟委員会 本委員会	9(6)人 1回	50,433	454(303)	
庁費 （印刷製本費）	専門委員推薦依頼用パンフ レット	(1,800) 1,400部	(51.70) 68.20	95(93)	
	（会議費）				
	専門訴訟委員会			6(6)	
	医事関係訴訟委員会 本委員会	12人 2回	110.9	4(4) 3(3)	
	分科会	5人 2回	110.9	1(1)	
	建築関係訴訟委員会 本委員会	12人 1回	110.9	2(2) 1(1)	
	分科会	5人 1回	110.9	1(1)	

						明 細
項・目・目細等	品 名 等	員 数 等	単価（円）	所要額（千円）	備 考	書 頁
(項) 下級裁判所 委員手当 諸謝金 (講師等謝金)	専門委員手当			78,546(69,003)		9 1
	鑑定人セミナー 鑑定経験を有する医師・建築士等	8 庁 2 人 2 時間 1 回	7,900	253(253)		
	専門訴訟連絡協議会 医事関係 医師等	12 庁 9 人 3 時間 2(3)回	8,700	5,638(8,457)		
	建築関係 建築士等	2 庁 9 人 3 時間 2(3)回	7,900	853(1,280)		
	専門委員研修	25 庁 1 人 1(2)時間 1 回	7,900	198(396)		

						明 細 書 頁
項・目・目細等	品 名 等	員 数 等	単価（円）	所要額（千円）	備 考	9 1 E
委員等旅費 （委員会出席旅費） （専門委員登庁旅費） 庁費 （会議費）	鑑定人セミナー			819(819)		
	医師・建築士等（開催地）	100 人 1 回	2,600	260(260)		
	医師・建築士等 （開催地以外）	16 人 1 回	34,963	559(559)		
	専門委員研修	60 人 1 回	3,937	236(236)		
	専門委員登庁旅費			4,336(3,997)		
	鑑定人セミナー	116 人 2 日 1 回	110.9	26(26)		
	専門訴訟連絡協議会			59(88)		
	医事関係					
	医師等	12 庁 19 人 2(3)回	110.9	51(76)		
	建築関係					
	建築士等	2 庁 19 人 2(3)回	110.9	8(12)		
	専門委員研修	25 庁 13 人 1 回	110.9	36(36)		

<u>調停制度の充実強化に必要な経費</u> <u>調停事件の処理経費</u> (1) 協議会等の開催 民事調停手続は、身近な紛争を柔軟に解決できる手段として広く利用されているが、複雑困難な事案も多く、国民からは、迅速かつ事案の実情に即した妥当な解決を図ることがますます求められている。また、調停制度を更に充実させるためには、幅広く国民各層から調停委員の適任者を得る必要があり、年齢、職業、知識経験等において多様な人材を確保することは勿論のこと、任命後の調停委員に対しても、継続的に協議会等を実施する必要がある。 そこで、調停事件における調停委員の処理能力を高め、調停制度の更なる充実を図るための施策の実施に必要な経費を要求する。 (ア) 調停運営協議会（高裁別）【要求】 < 要求要旨 > 調停委員の事件処理能力を高めるため、各調停委員においても、専門的知識や調停技法の向上について、独自に勉強会を実施したり、自己研さんに努めたりする一方、裁判官、書記官との協働の在り方等について打合せ等を行うなどして、様々な検討、工夫を重ね、効率的な調停運営に努力しているところである。 指導的立場にある調停委員が各高裁管内に一堂に集まり、管内の実情に即してそれぞれが工夫した成果や問題点等を発表し、他の調停委員や裁判官等と協議するとともに、実際の民事調停事件の処理に当たって心掛けるべき共通の認識を持つことは極めて有意義である。また、協議の結果を各庁に持ち帰り、他の調停委員に還元することによって、調停委員全体の処理能力の向上が図られる。 そこで、令和3年度も引き続き、本協議会を開催するための経費を要求する。 < 開催計画 > <table border="0"> <tr> <td>開催地</td><td>高等裁判所</td></tr> <tr> <td>回数</td><td>1回</td></tr> <tr> <td>人員</td><td>470人（内訳 調停委員380人、裁判官50人、参列員16人、係員24人）</td></tr> </table>	開催地	高等裁判所	回数	1回	人員	470人（内訳 調停委員380人、裁判官50人、参列員16人、係員24人）	明 細 書 頁 4 5 9 6 E
開催地	高等裁判所						
回数	1回						
人員	470人（内訳 調停委員380人、裁判官50人、参列員16人、係員24人）						

(イ) 民事調停委員研修会【要求】 < 要求要旨 > 令和３年度も任期満了等による退任者の補充を行うため、新任民事調停委員の任命を行う予定であるが、新たに任命される調停委員は、民事調停手続に関する法律的な知識をほとんど有していないのが現状である。 そのため、新任の民事調停委員全員に対し、できるだけ早期に研修を行い、民法等の関係法規等に関する基礎知識や当事者との対応を含めた調停委員としての心構え、民事調停に関する運営上の留意点等、民事調停を円滑に進めるに当たって必要な基本的知識等を付与する必要がある。 また、調停委員に任命後、実際に相調停委員及び調停主任である裁判官とともに調停委員会を構成し、書記官等とも連携しながら、紛争の内容を正確に理解して社会常識に合致した解決方法を提案することは、経験のない者にとって容易ではない。そのため、任命後ある程度実務を経験した段階で、具体的な事例を題材として調停事件の在るべき調停運営の基本モデルを実践的に体験させることにより、調停委員として果たすべき役割を正確に理解、習得させる必要がある。さらに、立法、判例の展開の著しい最近の民事調停事件を巡る状況を考えると、任命直後の研修における基礎的な知識の付与を十分に行い、更に継続的かつ発展させた内容の講義等を行ってフォローアップを図るとともに、実際に調停の実務に携わる中で生ずるであろう様々な疑問点等についてはなるべく早期に解決しておく必要があることから、任命後ある程度経過した後に更に研修を実施するのが、新任の民事調停委員の能力向上を図る上で極めて有効である。 そこで、令和３年度も引き続き、本研修会について、１年に２回開催するための経費を要求する。 < 開催計画 > 開催地 地方裁判所 回 数 ２回 人 員 ７５０人（内訳 調停委員６００人、裁判官５０人、民事首席書記官５０人、係員５０人）	明 細 書 頁
	９５ ９６ Ｅ

(ウ) 民事調停委員研究会【要求】 ＜要求要旨＞ 民事調停事件の処理に当たる調停委員には，一般的に法律的知識に乏しい当事者に対して説得力のある説明を行い，当事者双方が納得するような解決策を示すといったスキルが必要であることから，調停委員に対して，その実務経験に応じて調停運営に当たって必要な知識や技術を付与するとともに，調停委員としての基本的な心構えを再確認する機会を設ける必要がある。 そのため，主として民事調停委員研修会を修了し，任命後３年目である調停委員を対象に，裁判官等が，各種法規に関する基礎的な理論，判例の動向，特定調停手続や個人再生手続等の運用等について講義するとともに，各調停委員が２年間の実務経験を踏まえながら，改めて調停の在り方等の基本に立ち返り，調停運営等に関する様々な問題点について質疑応答を行うなどの方法による標記の研究会を開催することが調停委員の活用を図る上で有効である。 そこで，令和３年度も引き続き，本研究会を開催するための経費を要求する。 ＜開催計画＞ 開催地 地方裁判所 回 数 １回 人 員 １，２００人（内訳 調停委員１，０００人，裁判官１００人，書記官５０人，係員５０人）	明 細 書 頁
	9 6 E

(エ) 民事調停委員ケース研究会【要求】 < 要求要旨 > 調停委員には、具体的な紛争に対し、紛争の真の原因、紛争が容易に解決できない理由、当事者が置かれている立場などを見極め、どのように対処すれば社会の良識にかなった紛争解決が図れるのかということを的確に判断した上で、当事者の互譲を導き出し、その調整に当たることが求められている。 そのためには、なるべく多くの調停委員について、民事調停事件において実際に起こり得る多種多様な具体的事例をもとに多角的な検討を行う機会を設けることが不可欠である。 そこで、主として民事調停委員研究会を修了し、ある程度実務経験を積んだ調停委員を対象に、民事調停事件に関与する中で経験した具体的事例などを材料として、各事例ごとに生じ得る様々な問題点とこれに対処する上で必要な知識及び技能について研究するとともに、それを裏付ける基礎的理論とその理論を応用的に展開する講義を受ける等の方法により本研究会を開催することは有効である。 本研究会は、参加した調停委員もそれぞれの経験等を踏まえた意見を発表しながら、より適切な解決方法を討議・研究することができるなど、実務上参考となる有益な研究会となっている。また、近時の民事分野の各種改正法の知識を的確に身に付け、これを具体的紛争の解決に活かすためには、相当数の調停委員が参加し、研究結果を実務に有効に反映させる必要がある。 そこで、令和3年度も引き続き、本研究会を開催するために必要な経費を要求する。 < 開催計画 > 開催地 地方裁判所 回数 1回 人員 1, 200人 (内訳 調停委員1, 000人, 裁判官50人, 民事首席書記官50人, 書記官50人, 係員50人)	明 細 書 頁 9 5 9 6 E

(2) 資料等の整備 < 要求要旨 > 調停事件を円滑かつ適正に処理するためには、調停委員の力量によるところが大きく、調停委員の資質の一層の向上が求められるため、従前より執務に供するための参考図書や資料を整備・配布してきた。また、民事調停手続を分かりやすく説明した手続案内用リーフレットなどを作成し、裁判所の窓口のほか市町村をはじめとする公共団体、機関等に配布して周知を図るとともに、書記官による窓口での手続案内事務にも有効に活用してきている。 そこで、令和3年度も引き続き、次の資料等を整備するための経費を要求する。 (ア) 調停委員執務用図書【要求】 調停事件処理の参考図書を全国の簡易裁判所に整備する。 (イ) 民事調停委員執務資料【要求】 紛争の内容を正確に理解して社会常識に合致した解決方法を提案することは、経験のない者にとって容易ではないため、調停関係法規を解説し、執務の一般的注意事項等を網羅した資料が必要となる。 そこで、調停委員任命時に調停関係法規を解説し、執務の一般的注意事項等を網羅した資料を配布する。 (ウ) 民事調停手続案内用リーフレット等【要求】 (a) 民事調停手続用リーフレット 民事調停手続の概要について説明したリーフレット (b) 特定調停手続用リーフレット 特定調停法の手続の概要について説明したリーフレット (c) 民事調停手続用パンフレット 民事調停手続を利用しようとする者を対象とし、特に建築、医事等に関する専門調停について説明したパンフレット	明 細 書 頁
	4 5 4 6 B

(3) 民事調停委員に対する手当等 < 要求要旨 > (ア) 民事調停委員手当【要求】 民事調停委員に対しては，裁判所職員臨時措置法によって準用される一般職の職員の給与に関する法律第 22 条第 1 項の規定により非常勤の職員に対する給与としての手当が支給される（民事調停法第 10 条）。 そこで，令和 3 年度も所要の経費を要求する。	明 細 書 頁
(イ) 民事調停委員登庁旅費【要求】 民事調停委員が調停を行うに当たり，職務を行う裁判所へ登庁する際の交通費を支給する必要がある。 そこで，令和 3 年度も所要の経費を要求する。	9 5 9 6

経費積算内訳【要求】						明細書頁
項・目・目細等	品名等	員数等	単価（円）	所要額（千円）	備考	
（項）最高裁判所 職員旅費 （内国旅費） 裁判資料整備費 （消耗品費） （印刷製本費）	調停運営協議会（高裁別）			641（ 366）		4 5
	局 課 長	7(4) 人	49,853	349（ 199）		4 6
	事 務 官	7(4) 人	41,678	292（ 167）		B
			(12,172)			
	調停委員執務用図書	438 庁	10,346	4,532（ 5,331）		
		(1,500)	(114,345)			
	民事調停委員執務資料	1,200 部	174.064	209（ 172）		
		(79,000)	(1.980)			
	民事調停手続用リーフレット	75,500 部	2.310	174（ 156）		
			(2.145)			
	特定調停手続用リーフレット	76,000 部	2.53	192（ 163）		
		(400)	(100.1)			
	民事調停手続用パンフレット	500 部	85.8	43（ 40）		

明 細 書 頁					
項・目・目細等	品 名 等	員 数 等	単価（円）	所要額（千円）	備 考
(項) 下級裁判所 委員手当 (調停委員手当)	民事調停委員手当			1,140,114(1,193,438)	9 5
諸謝金 (講師等謝金)	民事調停委員研修会 大学教授	50 庁 2 時間 2 回	7,900	1,580(1,580)	9 6
	民事調停委員ケース研究会 大学教授	50 庁 3 時間 1 回	7,900	1,185(1,185)	
委員等旅費 (調停委員登庁旅費)	民事調停委員登庁旅費			45,232(48,559)	
(委員会出席旅費)	調停運営協議会（高裁別） 調停委員	(125) 245 人 1 回	19,809	4,853 (2,476)	

明 細 書 頁					
項・目・目細等	品 名 等	員 数 等	単価（円）	所要額（千円）	備 考
	民事調停委員研修会 調停委員 (本庁所在地以外の簡裁)			4,694(4,694)	
	日帰り	304 人 2 回	3,766	2,290(2,290)	
	宿泊	86 人 2 回	13,977	2,404(2,404)	
	民事調停委員研究会 調停委員 (本庁所在地以外の簡裁)			3,908(3,908)	
	日帰り	507 人 1 回	3,766	1,909(1,909)	
	宿泊	143 人 1 回	13,977	1,999(1,999)	
	民事調停委員ケース研究会 調停委員 (本庁所在地以外の簡裁)			3,908(3,908)	
	日帰り	507 人 1 回	3,766	1,909(1,909)	
	宿泊	143 人 1 回	13,977	1,999(1,999)	
9 6					

						明 細 書 頁
項・目・目細等	品 名 等	員 数 等	単価（円）	所要額（千円）	備 考	
庁費 （会議費）	調停運営協議会（高裁別）	380(220)人 1回	110.9	42(24)		E
	民事調停委員研修会	600人 2回	110.9	133(133)		
	民事調停委員研究会	1,000人 1回	110.9	111(111)		
	民事調停委員ケース研究会	1,000人 1回	110.9	111(111)		

調停制度の充実改善経費	明細書 47
(1) 民事調停委員推薦依頼用パンフレット【要求】 ＜要求要旨＞ 内容が複雑で専門的な知見を要する調停事件を処理するためには、公認会計士、税理士、建築士、医師等の専門家の調停委員を確保する必要がある。 各地裁においては、推薦母体となってもらう各関係機関等に対し、調停手続の概要、調停委員の役割や身分等を分かりやすく説明したパンフレットを交付して推薦依頼をしてきており、調停委員候補者の開拓に有効に活用されている。 そこで、令和3年度も引き続き、本パンフレットを作成するための経費を要求する。	
(2) 調停手続相談事業の実施経費【要求】 ＜要求要旨＞ 調停委員が地域ごとに組織する調停協会に委嘱して、毎年、全国の各市区町村の公民館等において開催している調停手続相談は、一般市民からの土地・建物や金銭等のトラブルに関する相談に対して、調停委員が調停手続の利用に関する説明に応じているものであり、国民の調停制度に対する理解を広めるためにも重要な事業である。また、市区町村等において相談窓口業務を担う担当者を対象とした手続相談も行うことで本事業の目的をより効果的に達することができる。 さらに、調停相談の期日や場所について広く周知し、調停相談を多くの国民に認識してもらうとともに、調停手続の利用の一層の促進を図るには、各地の自治体や駅等の公共交通機関などの施設における掲示板等にポスターを掲示することが効果的である。 そこで、令和3年度も引き続き、調停手続相談事業実施のために必要な経費を要求する。 ＜開催計画＞ 開催地 全国95か所 回数 年1回	

(3) 調停委員等表彰の実施経費【要求】 <要求要旨> 民事調停委員，司法委員及び鑑定委員は，国民が参加する司法制度の担い手として重い職責を担っている。また，近時，調停事件等における紛争の内容が複雑困難となってきたが，豊富な経験や専門的知識等を活かして，紛争の適正で円滑な処理に尽力しており，その功績は高く評価されるべきものである。 その功績をたたえるため，毎年，最高裁判所において，民事調停委員，司法委員及び鑑定委員の中でも顕著な功績を有する者に対して表彰式を開催するとともに，下級裁判所においても功績のある民事調停委員等に対して表彰式を実施している。 そこで，令和３年度も引き続き，各表彰式の開催のために必要な経費を要求する。 <開催計画> (ア) 最高裁判所表彰分 開催地 最高裁判所 人 員 90人（民事調停委員等70人，参列者15人，係員5人） (イ) 下級裁判所表彰分 開催地 下級裁判所 人 員 1，033人（民事調停委員等780人，参列者183人，係員70人）	明 細 書 頁
	4 6
	4 7
	9 7
	9 8
	B
	E

経費積算内訳【要求】

項・目・目細等	品 名 等	員 数 等	単価（円）	所要額（千円）	備 考
(項) 最高裁判所 諸謝金 (依頼協力謝金)	調停手続相談事業協力謝金			1,710(1,710)	
委員等旅費 (委員会出席旅費)	調停委員等表彰のための招集旅費	60 人	38,482	2,309(2,309)	
庁費 (印刷製本費)	調停委員等表彰状	70 枚	(1,069.2) 893.2	63(75)	
	民事調停委員推薦依頼用パンフレット	(10,000) 8,000 部	(24.2) 50.27	402(242)	
	調停手続相談用ポスター	20,000 枚	(14.787) 12.026	241(296)	
(借料及び損料)	調停手続相談事業会場借料			1,355(1,355)	

明 細
書 頁

4 6

4 7

						明 細 書 頁
項・目・目細等	品 名 等	員 数 等	単価（円）	所要額（千円）	備 考	
(会議費)	調停委員等表彰	71 人	110.9	8(8)		4 7 B
	調停制度協議会			0(6)		
(雑役務費)	調停委員等表彰状筆耕料	70 枚	815	57(57)		

						明 細 書 頁
項・目・目細等	品 名 等	員 数 等	単価（円）	所要額（千円）	備 考	
(項) 下級裁判所 委員等旅費 (委員会出席旅費)	調停委員等表彰のための招集旅費	100 人	19,809	1,981(1,981)		9 7
	調停制度協議会 調停委員			0(2,768)		9 8
	庁費 (印刷製本費)		(540.01)			E
	調停委員等表彰状	780 枚	537.98	420(421)		
	(会議費)					
(雑役務費)	調停委員等表彰	788 人	110.9	87(87)		
	調停委員等表彰状筆耕料	780 枚	815	636(636)		

民事執行制度の強化改善に必要な経費

民事執行制度の改善経費

民事執行手続は、債権回収の法的な手段として重要な役割を果たしている。特に、不動産担保を中心に行われてきた我が国の金融の実情からすれば、不動産執行手続の適正迅速な遂行は、債権処理のみならず担保不動産利用の観点からも強く要請されているところである。民事執行手続を担う裁判所としては、この要請にこたえるため、事務の改善や工夫に対する不断の努力をしなければならない。

そこで、民事執行事件処理の適正迅速化を図るための施策の実施に必要な経費を要求する。

(1) 民事執行事件の実態調査【要求】

<要求要旨>

民事執行手続を担う裁判所としては、より適正迅速な手続の運用を実現しなければならない。そのためには、実地に赴いて実態調査を行うことが必須である。これまでも、本調査に基づいて処理態勢の強化・見直し、IT化による事務の合理化、事務処理方法の改善が図られ、事件処理について一定の成果を上げているが、民事執行制度をより実効性のあるものとするには、本調査を継続して実施する必要がある。

そこで、令和3年度も引き続き、本調査に必要な経費を要求する。

<調査計画>

調査実施庁	最高裁	高裁
調 査 地	地裁 7 庁	地裁 1 6 庁（各高裁管内の地裁各 2 庁）
目 的	1 日（地裁滞在）	1 日（地裁滞在）
調 査 者	局課長，事務官 各 1 名	首席書記官，事務官 各 1 名

明 細
書 頁

4 7

9 8

(2) 執行官関係協議会【要求】

< 要求要旨 >

執行官の事務は、動産執行、不動産・動産の引渡執行、保全処分の執行、現況調査等多岐にわたる。いずれも当事者の利害が鋭く対立する執行現場における公権力の行使であり、予期せぬ問題に遭遇した場合にも、常に単独で適切に対処しなければならない。

本協議会は、執行官又は庁によって対応が区々とならないよう、具体的事例を対象として、執行官の監督官、監督補佐官及び総括執行官が高裁ごとに参集して各種の問題を検討するものであり、執行官の監督、事務の適正処理及び事故防止のため必要不可欠なものである。

そこで、令和3年度も引き続き、本協議会の開催に必要な経費を要求する。

< 開催計画 >

開催地 高等裁判所
会 期 2 日
回 数 1 回
人 員 1 9 8 人

区 分	人 員	備 考
協議員	1 5 0	3 人（監督官，監督補佐官，総括執行官）× 5 0 地裁
参列員	1 6	2 人（最高裁）× 8 高裁
係 員	3 2	4 人× 8 高裁
計	1 9 8	

明 細
書 頁

4 7
9 8

(3) 評価関係協議会（高裁別）【要求】

< 要求要旨 >

不動産執行手続の過程で行われる不動産の評価については、適正な評価額の設定が求められ、評価に当たっては、評価人は不動産の特性に応じた評価の方法を適切に用いなければならない。また、競売手続における不動産の評価は、その物件の特性や有効な利用とともに、強制的な手続によって売却するという特殊性を考慮して行い、競売市場の実勢に合った適正なものでなければならない。

適正な評価事務を行い、買受希望者をはじめとする一般国民に分かりやすい均質な評価を確立するためには、専門的な知識・技能を活用するとしても、その任に当たる評価人において評価の方法や考え方、その内容について共通の基盤に立脚して実施しなければならない。

したがって、①競売市場における実勢価額を反映した評価の在り方、②標準的な評価書の様式や評価基準の在り方、③評価ノウハウ等に関する全国的な情報交換などをテーマとして、各高等裁判所において、管内の地方裁判所の裁判官、民事首席書記官及び評価人候補者が協議を行い、裁判官、裁判所書記官及び評価人の三者が協働して評価事務を行うための共通認識を持つことが必要である。

そこで、令和3年度も引き続き、本協議会を実施することとし、そのための経費を要求する。

< 開催計画 >

開催地 高等裁判所のうちの4庁

会 期 1 日

回 数 1 回

人 員 9 1 人

区 分	人 員	備 考
協議員	7 5	地裁裁判官 2 5 人, 地裁民事首席書記官 2 5 人, 地裁評価人候補者 2 5 人
係 員	1 6	4 人 × 4 高裁
計	9 1	

明 細
書 頁

9 8
E

(4) 執行手続に関するリーフレット (ア) 売却手続リーフレット【要求】 ＜要求要旨＞ 不動産執行事件を迅速に処理するためには、不動産を早期に売却手続に付し、円滑に売却を実施することが必要であり、裁判所としても、買受希望者の拡大を図って競売不動産の売却率を高めるなど、より円滑な処理に努めている。競売不動産の期間入札の手続、買受申出の方法等について、分かりやすく説明したリーフレットを作成、配布することは、一般市民である買受希望者が入札手続に関する理解を得るために、非常に有効な手段となっている。 このリーフレットは、これまでも裁判所、市町村等に備え置き、一般市民への配布を行ってきており、今後も更に競売手続の理解を深め、競売手続への参加者を増やすために活用したい。 そこで、令和３年度も引き続き、売却手続リーフレットを作成するための経費を要求する。	明 細 書 頁
(イ) 執行手続案内用リーフレット【要求】 ＜要求要旨＞ 支払督促手続、少額訴訟手続及び民事調停手続では、通常の訴訟手続と比較して簡易な手続で債務名義を取得することが可能であるが、勝訴判決等を得ても、任意の履行がなされない場合、強制執行手続を利用することになる。一般市民が強制執行手続を容易に利用できるようにするためには、簡易な用語を用いて申立方法などを案内し、簡易裁判所の職員が手続教示を行う際の説明の便宜を図るリーフレットを作成、配布することが有効である。 そこで、令和３年度も引き続き、執行手続案内用リーフレットを作成するための経費を要求する。	48

(5) 現況調査用住宅地図【要求】 ＜要求要旨＞ 現況調査用住宅地図は、執行官が現況調査、各種の執行及び送達を実施する場合の事前調査の資料として必要不可欠な資料である。また、整備後も、年数が経過すれば住宅の配置や名称が変わっていることも多いことから、定期的に更新しなければ執務に支障がある。 そこで、令和３年度も引き続き、本件地図を更新するための経費を要求する。	明 細 書 頁
(6) 執行官提要（第六版）の刊行経費【要求】 ＜要求要旨＞ 「執行官提要」は、執行官及び執行官の監督事務担当者の執務の参考に供するため、執行官事務に関する法令等について説明したものである。第五版が平成２０年３月に刊行されたところ、平成２６年に「国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律」が施行され、新たに執行官の職務として解放実施が加わり、さらに令和元年には「民事執行法及び国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律の一部を改正する法律」が成立したことに伴い、不動産競売手続における暴力団員による買受け防止、子の引渡実施のための規律が定められている。加えて、「特許法等の一部を改正する法律」が成立したことに伴い、査証手続における執行官による援助の手続が創設されている。 これらに加え、執行官の手数料及び費用に関する規則等、執行官の手続に関する関係規則及び通達も多数改正されており、執行官は、これらの改正の趣旨に沿った適正かつ迅速な執行を実現する必要がある。 そこで、執行官の事務処理の基本となるところを明らかにし、実務上生じ得る疑義の解決を図るため、執務資料を刊行し、執行手続を担う執行官及び執行官の監督事務担当者、裁判官等において円滑な運用がなされるように周知する必要がある、そのための経費を要求する。	4 8 9 9

経費積算内訳【要求】

項・目・目細等	品 名 等	員 数 等	単価（円）	所要額（千円）	備 考
(項) 最高裁判所 職員旅費 (内国旅費)	民事執行事件の実態調査			752(752)	
	局 課 長	7 人	59,569	417(417)	
	事 務 官	7 人	47,799	335(335)	
	執行官関係協議会（高裁別）			814(814)	
	局 課 長	7 人	64,130	449(449)	
	事 務 官	7 人	52,191	365(365)	
	裁判資料整備費 (印刷製本費)	(17,000)	(2.86)		
	売却手続リーフレット	21,000 部	3.08	65(49)	
	執行手続案内用リーフレット	(21,000) 31,000 部	(2.64) 2.75	85(55)	
	執行官提要（第六版）	1,800 部	1,463	2,633(0)	

明 細
書 頁

4 7

4 8

項・目・目細等	品 名 等	員 数 等	単価（円）	所要額（千円）	備 考
(項) 下級裁判所 職員旅費 (内国旅費)	民事執行事件の実態調査			650 (650)	
	高裁首席書記官	16 人	21,421	343 (343)	
	高裁事務官	16 人	19,194	307 (307)	
	執行官関係協議会（高裁別）			4,470 (4,470)	
	監督官	42 人	40,991	1,722 (1,722)	
	監督補佐官	42 人	34,963	1,468 (1,468)	
	総括執行官	42 人	30,487	1,280 (1,280)	
	評価関係協議会（高裁別）			1,021 (1,021)	
	地裁裁判官	21 人	26,489	556 (556)	
	地裁首席書記官	21 人	22,147	465 (465)	

明 細
書 頁

9 8

項・目・目細等	品 名 等	員 数 等	単価（円）	所要額（千円）	備 考
委員等旅費 （委員会出席旅費）	評価関係協議会（高裁別） 評価人候補者	21 人	22,147	465（ 465）	
庁費 （会議費）	評価関係協議会（高裁別）	25 人 1 回	110.9	3（ 3）	
法廷等器具整備費 （備品費）	現況調査用住宅地図	450 冊	16,327	7,347（ 9,617）	

明 細
書 頁

9 8

9 9

E

執行官制度の維持経費

執行官室用備品【要求】

<要求要旨>

執行官は、その職務の執行につき手数料を受け（裁判所法第62条4項、執行官法第7条）、国から給与を受けないが、各地方裁判所に置かれる裁判所職員である。昭和41年の執行官法制定に伴う裁判所法の改正で、執行官は各地方裁判所に配置されることとなり（裁判所法第62条1項）、所属の地方裁判所から指定された勤務裁判所において勤務することとなった（裁判所法第65条、裁判官以外の裁判所職員の任免等に関する規則第4条）。執行官法制定過程における第51回国会衆議院法務委員会（昭和41年6月9日）において、「政府並びに最高裁判所は、各地方裁判所内に、執行官の執務場所を確保することはもとより、その環境施設を明朗ならしめることに努力することについて配慮すべきである。」との「執行官法案に対する附帯決議」が行われ、各地方裁判所（本庁及び支部）に執行官の執務場所として執行官室が設置された。

執行官の執務場所である執行官室がその機能を果たすためには、一般執務に要する各種器具の維持整備を図る必要がある。

そこで、令和3年度も引き続き、執行官室の執務環境を整備するため、執行官1人に対し1組ずつ配布している執務用机、いす及び更衣ロッカーの更新分各4台を要求する。

明 細
書 頁

E

経費積算内訳【要求】

項・目・目細等	品 名 等	員 数 等	単価（円）	所要額（千円）	備 考
(項) 下級裁判所 庁費 (備品費)	執行官室用備品 机	4(10)卓	79,970	625(1,547) 320(800)	
	いす	4(10)脚	36,850(35,090)	147(351)	
	更衣ロッカー	4(10)台	39,600	158(396)	

明 細
書 頁

E

<u>倒産制度の強化改善に必要な経費</u> <u>倒産事件の処理経費</u> 倒産手続に関するリーフレット (ア) 個人債務者再生手続に関するリーフレット【要求】 ＜要求要旨＞ 個人債務者再生手続は，債務者と債権者との間の民事上の権利関係を適切に調整することにより，債務者の経済生活の再生を図るものであり，今後も全国の裁判所に多数の事件が係属することが見込まれるところ，この手続を利用しようとする個人債務者に対して，再生手続の流れや申立方法，再生債務者になった場合の義務など，手続を利用する際に必要な情報を分かりやすく記載したリーフレットを作成，配布することが有効である。 そこで，令和３年度も引き続き，これらの情報を記載したリーフレットを作成するための経費を要求する。 (イ) 破産手続に関するリーフレット【要求】 ＜要求要旨＞ 破産手続は，債務者の財産等の適正かつ公平な清算を図るとともに，債務者について経済生活の再生の機会の確保を図るものであり，今後も全国の裁判所に多数の事件が係属することが見込まれるところ，この手続を利用する者に対して，破産手続及び免責手続の流れや，申立方法，破産者になった場合の義務や制限など，手続を利用する際に必要な情報を分かりやすく記載したリーフレットを作成，配布することが有効である。 そこで，令和３年度も引き続き，これらの情報を記載したリーフレットを作成するための経費を要求する。	明 細 書 頁
	48

経費積算内訳【要求】

項・目・目細等	品 名 等	員 数 等	単価（円）	所要額（千円）	備 考
(項) 最高裁判所 裁判資料整備費 (印刷製本費)	個人債務者再生手続に関する リーフレット	(34,000)	(2.31)		
		30,000 部	2.64	79(79)	
	破産手続に関するリーフレット	(40,000)	(2.2)		
		37,000 部	2.53	94(88)	

明 細
書 頁

4 8

<u>裁判の迅速適正処理経費</u> <u>裁判の迅速適正処理経費</u> (1) 出張調停に伴う借料【要求】 ＜要求要旨＞ 東京簡易裁判所における民事調停事件処理は、平成19年8月の墨田区錦糸所在の庁舎（以下「墨田庁舎」という。）の開庁に伴い、同庁舎に集約して行うことになった。 ところが、墨田庁舎へ調停事件を集約した以降においても、同庁舎が東京簡易裁判所の管轄区域の東端近くに位置するため、利用者等の利便性を損なっているとの関係者からの意見が根強くある。そこで、管轄区域の西側で調停を行った場合の利用状況を確認等するため、一定の条件に合致する事件について、週1回程度職員を出張させて調停を行うこととした。 そこで、令和3年度も引き続き、管轄区域の西側に位置する新宿駅周辺の事務所を週1回程度の割合で借り受け、出張調停を行うための借料を要求する。 (2) 小笠原村と東京簡裁とのテレビ会議接続に伴う回線利用料等【要求】 ＜要求要旨＞ 小笠原村は、東京簡裁の管轄区域に属するが、小笠原村から東京までの交通事情は、船便のみであり、他の島しょ部等と比較しても格段に司法アクセスが悪い。 そこで、小笠原村の司法アクセスの改善を図るため、民事調停事件においてテレビ会議による手続を実施することができるよう、小笠原村と東京簡裁をテレビ会議で接続するために必要な回線利用料等の経費を令和3年度も引き続き要求する。	明 細 書 頁 108

経費積算内訳【要求】

項・目・目細等	品 名 等	員 数 等	単価（円）	所要額（千円）	備 考
(項) 裁判費 裁判庁費 (通信運搬費)	テレビ会議接続回線利用料等	一式	316,800	317(317)	
(借料及び損料)	出張調停に伴う借料	52 日	(20,086) 20,141	1,047(1,044)	
(雑役務費)	民事執行規則の翻訳			0(3,906)	

明 細
書 頁

1 0 8

督促手続オンラインシステム経費 督促手続オンラインシステムの運用等 ＜要求要旨＞ (ア) 督促手続オンラインシステムの運用等【要求】 督促手続オンラインシステムは、支払督促事件のうち定型的な処理が可能なものについて、インターネットを利用した申立てを可能とし、審査から発付、通知、照会までを含む手続全体をオンライン化することにより、申立債権者の利便を図るとともに、督促手続に要する裁判所業務を集中的に処理することで事務処理の効率化を図るシステムである。 なお、本システムは、保管金事務処理システムとの連携も図られており、本システムから直接、保管金の払出しを行うことが可能である。また、セキュリティ面及びコスト面に配慮し、クラウドサービス基盤を利用して構築されている。 本システムを稼働させるには、送達用機器の賃貸借、システムの運用保守、クラウドサービス基盤の利用等が必要となり令和３年度は、これらの経費を要求する。 (イ) システム稼働に伴う公的個人認証による電子署名の検証に係る失効情報等の取得費用【要求】 督促手続オンラインシステムでは、債権者が、支払督促申立て、仮執行宣言申立て等を、インターネットを利用して行うことを可能としている。申立てを行うに当たり、システム利用債権者は、各申立情報に電子署名を付与し、商業登記認証局、民間認証局又は公的個人認証サービスのいずれかが発行する電子証明書を添付して本システムに送信し、本システムは、当該電子証明書が有効であることを確認した上で、当該申立てを受け付ける。電子証明書の有効性を確認するためには、各認証局発行の電子証明書についてはブリッジ認証局に検証依頼をし、公的個人認証サービス発行の電子証明書については、同サービスに失効情報リストとの照合依頼をする必要があるが、公的個人認証サービスから失効情報を取得するためには情報提供手数料を支払う必要があるので、令和３年度も引き続き、この取得費用を要求する。	明 細 書 頁
	1 1 4

経費積算内訳【要求】						明細書頁
項・目・目細等	品名等	員数等	単価（円）	所要額（千円）	備考	
(項) 裁判費 裁判庁費 (消耗品費)	新システム消耗品（封筒）	(416,500) 415,000 枚	(18.7) 5.39	2,237 (7,789)		114
	新システム消耗品（ラベルシール）	(214) 280 巻	(34,320) 29,040	8,131 (7,341)		
(借料及び損料)	新システム送達用機器借料	一式	(15,781,430) 24,601,671	24,602 (15,781)		
	現行システム借料（後処理機）			0 (29,643)		
(雑役務費)	現行システム借料（サーバ等機器，ソフトウェア，職員端末）			0 (563)		
	システム稼働に伴う公的個人認証による電子署名の検証に係る失効情報等の取得費用	一式	7,000,000 (28,600,000)	7,000 (7,000)		
	新システム運用保守料	一式	42,900,000	42,900 (28,600)		
	新システムクラウドサービス基盤利用料	一式	17,600,000	17,600 (17,600)		
	現行システム運用・アプリケーション保守料			0 (18,040)		

						明 細
項・目・目細等	品 名 等	員 数 等	単価（円）	所要額（千円）	備 考	書 頁
	現行システム保守料（サーバ等機器・ソフトウェア）			0（ 22,343）		1 1 4
	現行システム保守料（後処理機）			0（ 7,920）		
	現行システムインターネットデータセンタ等利用料			0（ 5,039）		
	新システムの開発			0（ 49,280）		
	新システムの工程管理支援			0（ 13,129）		
	現行システム後処理機撤去等作業			0（ 2,200）		
	現行システムサーバ等機器撤去等作業			0（ 1,925）		
	現行システムインターネットデータセンタ原状回復			0（ 1,882）		

新民事執行事件処理システム経費 新民事執行事件システムの運用等【要求】 ＜要求要旨＞ 新民事執行事件処理システムは，不動産等執行事件（不動産に準ずるものに対する事件並びに強制管理，担保不動産収益執行事件，財産開示事件及び第三者からの情報取得事件を含む。）の円滑な処理及び事件管理を支援するため，不動産等執行事件の受付から終局までを管理し，各種決定書等の定型文書を自動的に作成するシステムであり，平成２５年から開発され，同２８年度までに全国２１１の本庁及び支部に導入が完了した。同システムの円滑な利用環境を確保，維持するためには，同システムの障害に迅速かつ適切に対応するための保守体制の確保が必要であり，専門業者との間で保守契約を締結し，保守体制を構築しておく必要があることから，運用保守に必要な経費を令和３年度も引き続き要求する。	明 細 書 頁
	１１５

経費積算内訳【要求】

項・目・目細等	品 名 等	員 数 等	単価（円）	所要額（千円）	備 考
(項) 裁判費 裁判庁費 (雑役務費)	運用保守料 Windows10 対応改修	一式	(53, 321, 936) 48, 113, 223	48, 113 (53, 322) 0 (56, 271)	

明 細
書 頁

1 1 5

情報通信技術を活用した裁判手続等の運用に必要な経費

(1) 民事訴訟手続の I T 化のためのウェブ会議用モバイル回線使用料等【要望】

<要求要旨>

国民生活に関わる様々な分野でオンライン申請を始めとして、手続の I T 化が進められ、それが広く受け入れられている状況にあることを踏まえれば、裁判所においても、民事訴訟手続の I T 化を見据えて検討を進めていくことが必要であるところ、内閣官房における「裁判手続等の I T 化検討会」の取りまとめを受けて、令和元年度から令和 2 年度にかけて、ウェブ会議等の I T ツールを積極的に利用した、より効果的・効率的な争点整理の運用が第一次実施庁及び第二次実施庁において、順次開始されている。令和 3 年度には、I T 化を更に推進するため、ウェブ会議等の I T ツールを活用した争点整理の運用を開始する庁を地方裁判所支部に拡大していく必要がある。また、令和 2 年 2 月に法制審議会への諮問がなされたことを踏まえ、下級裁判所に設置した検討体において、口頭弁論期日におけるウェブ会議等の I T ツールの活用など、争点整理の局面に限らず、民訴法の改正を見据えた検討も継続していく必要がある。

そこで、第三次実施庁におけるウェブ会議等の I T ツールを活用した争点整理の運用を開始するために必要となる LAN 配線の敷設工事費用の経費を要求する。

また、第一次実施庁及び第二次実施庁におけるウェブ会議等の I T ツールを活用した争点整理の運用並びに下級裁判所に設置した検討体における検討の継続に伴って、各庁において必要となるモバイル回線使用料、光回線使用料及びウェブ会議用ソフトのアカウント料の経費を要求する。

さらに、ウェブ会議等の I T ツールを活用した争点整理の運用に当たっては、インターネット上で実際の事件情報を取り扱うところ、事件当事者の個人情報等を保護するため、適切な情報セキュリティ対策を施す必要があることから、ウイルス対策などの必要なセキュリティ対策を徹底するための経費を要求する。

(2) ウェブ会議等の円滑な運用を進めるための支援業務費用【要望】

<要求要旨>

令和元年度より、Microsoft365 を用いて、ウェブ会議等の I T ツールを活用した争点整理の新たな運用を開始しているが、ウェブ会議等を活用していく中では、不正アクセスや回線の故障などに起因する、単なる使用方法の不明点の照会だけでは解消しない様々な障害が生じることが予想される。新たな運用を円滑に進めていくためには、障害発生時の端緒となる事象の監視を行い、障害発生時の原因の切り分けやその後の復旧対応等を迅速に行うことも求められるところ、専門的な知識を有しない裁判所の職員がそれらの対応を行うことは不可能である。

そこで、争点整理の新たな運用を円滑に進めるために、専門業者に対し、障害発生時の対応等を行う運用支援の各業務を委託するための経費を要求する。

明 細
書 頁

要望
1
2

(3) 民事訴訟手続の I T 化に係るシステム開発のための要件定義及び調達支援業務【要望】 ＜要求要旨＞ 情報技術の発達に伴う情報化社会の著しい進展の中で、裁判手続の I T 化については裁判所としても検討することの避けられない重要課題であるというべきところ、未来投資戦略 2 0 1 7 や経済財政運営と改革の基本方針 2 0 1 7 において裁判手続等の I T 化を推進するものとされたことにも照らし、最高裁判所では、これまでコンサルティング業務を、平成 3 0 年度には、民事訴訟手続の I T 化に向けた検討の一環として、様々な選択肢が考えられる I T 化の範囲や手段について、裁判手続の利用者の利便性の向上、関係者の手続保障、情報セキュリティ、費用対効果といった諸般の事情を考慮して検討を進め、I T 化の範囲や手段に応じた費用の大枠も把握する目的で、令和 2 年度には、平成 3 0 年度コンサルティング業務で立案したシステム化構想を前提に、全面 I T 化後の民事訴訟の業務フローの整理、システム構想の全体像と全体計画の明確化及び具体的なシステムの開発手法や導入展開方法を策定する目的で、コンサルティングを実施しているところである。その間、公益社団法人商事法務研究会に設置された民事裁判手続等 I T 化研究会において法制面の検討が行われ、令和 2 年 2 月、法務大臣から法制審議会に対し、「近年における情報通信技術の進展等の社会経済情勢の変化への対応を図るとともに、時代に即して、民事訴訟制度をより一層、適正かつ迅速なものとし、国民に利用しやすくするという観点」から民事訴訟制度の見直しについて要綱を示すことを求める諮問がされ、専門部会である「民事訴訟法（I T 化関係）部会」が設置されたところである。今後は、この専門部会で調査審議が進められ、法務省によれば令和 4 年中の関係法律の改正を目指すこととされているところである。そこで、具体的には、（1）e 提出（主張証拠のオンライン提出等）、（2）e 法廷（ウェブ会議・テレビ会議の導入・拡大等）、（3）e 事件管理（訴訟記録への随時オンラインアクセス等）の「3 つの e」の取組を進め、訴訟記録の全面的な電子化を前提とした民事訴訟手続の全面 I T 化が実現できるようなシステム化のための全体計画の検討を行うことが必要である。この検討では、I T に関する最新の動向を踏まえて、それを利用者目線でのシステム開発に落とし込んでいくという作業が必要となることから、裁判所内のみでの作業では十分でなく、外部の知見も活用しつつ検討を進めていくことが必須である。そこで、民事訴訟手続の I T 化のために開発するシステムに求められる業務要件、機能要件及び非機能要件の各要件定義（要件定義書案の作成）、開発請負業務に係る調達手続支援（調達仕様書案の作成等）並びに作成した要件定義書案及び調達仕様書案に基づき、本システム開発に係る経費の積算を実施するための経費を要求する。	明 細 書 頁
	要望 2

(4) 民事訴訟法 132 条の 10 に基づく書面等の電子提出に係るアプリケーションの構築費用【要望】 ＜要求要旨＞ 内閣官房における「裁判手続等の I T 化検討会」の取りまとめを受けて、裁判所では、現在、利用者目線に立った上で、訴訟記録の全面的な電子化を前提とする民事訴訟の I T 化に向けた検討を進めているところである。民事訴訟の I T 化を実現するためには、訴え提起を始めとして民事訴訟手続の各段階において書面のオンライン提出を可能とする必要があるが、そのためには法制面の整備やシステム開発などに相応の期間を要するところ、利用者目線に立って民事訴訟手続の利便性を向上させるためには、それらの環境整備を待つことなく、可能なものから速やかにオンライン提出の実現を図ることが相当であると考えられる。民事訴訟法 132 条の 10 により、民事訴訟手続において裁判所に提出する書面のうち準備書面など一定のものについてはオンライン提出を認めることが可能とされていることから、これを活用して早期の実現を図ることとし、令和 2 年度に、民事訴訟法 132 条の 10 を活用したオンライン提出を可能とするために必要なアプリケーションの構築の開発に着手した。令和 3 年度においては、令和 2 年度に開発した同アプリケーションについて、実際の利用状況を踏まえた非機能要件を設計するとともに、令和 2 年度に実装できなかった機能を追加した上で、先行導入庁への導入展開及びその運用保守を行う必要がある。 そこで、同アプリケーションの構築、導入展開、運用保守に必要となる経費を要求する。	<table> <tr> <td data-bbox="2000 188 2136 387">明 細 書 頁</td><td data-bbox="2000 387 2136 1474">要望 2</td></tr> </table>	明 細 書 頁	要望 2
明 細 書 頁	要望 2		

経費積算内訳【要求】

項・目・目細等	品 名 等	員 数 等	単価（円）	所要額（千円）	備 考
（項）最高裁判所 情報処理業務庁費 （雑役務費）	民事訴訟手続 IT 化に向けたコンサル ティング業務			0(95,700)	
（項）裁判費 裁判庁費 （消耗品費）	ウェブ会議用パソコンウイルス対策ソフト			0(164)	
	Microsoft365 ライセンス利用料等			0(61,150)	
	検証用（第二次実施庁）			0(2,064)	
	ライセンス			0(1,032)	
	セキュリティソフト			0(1,032)	
	本格運用用（第一次実施庁）			0(48,232)	
	ライセンス			0(24,116)	
	セキュリティソフト			0(24,116)	
	本格運用用（第二次実施庁）			0(7,494)	
	ライセンス			0(3,747)	
	セキュリティソフト			0(3,747)	
	検証用（第三次実施庁・高裁等）			0(3,360)	
	ライセンス			0(1,680)	
	セキュリティソフト			0(1,680)	

明 細
書 頁

						明 細 書 頁
項・目・目細等	品 名 等	員 数 等	単価（円）	所要額（千円）	備 考	
(通信運搬費)	ウェブ会議用モバイル回線使用料			0(15,505)		
	本格運用用（第一次実施庁）			0(2,964)		
	検証用（地裁・支部・高裁等）			0(12,541)		
(雑役務費)	ウェブ会議用光回線使用料			0(81,119)		
	本格運用用（第一次実施庁）			0(37,110)		
	本格運用用（第二次実施庁）			0(44,009)		
	ウェブ会議用ソフトウェア等の操作支援業務			0(16,830)		
	ウェブ会議等の運用支援業務			0(49,280)		

経費積算内訳【要望】

項・目・目細等	品 名 等	員 数 等	単価（円）	所要額（千円）	備 考
(項) 裁判費 裁判庁費 (消耗品費)	ウェブ会議用パソコンウイルス対策ソフト	573 式	1,799	1,031(0)	
	Microsoft365 ライセンス利用料等			42,227(0)	
	本格運用用（第一次実施庁）			21,592(0)	
	ライセンス	2,181 式 6 月	792	10,364(0)	
	セキュリティソフト	2,181 式 6 月	858	11,228(0)	
	本格運用用（第二次実施庁）			7,722(0)	
	ライセンス	780 式 6 月	792	3,707(0)	
	セキュリティソフト	780 式 6 月	858	4,015(0)	
	検証用（第三次実施庁・高裁等）			6,950(0)	
	ライセンス	702 式 6 月	792	3,336(0)	
	セキュリティソフト	702 式 6 月	858	3,614(0)	
	本格運用用（第三次実施庁）			5,198(0)	
	ライセンス	1,575 式 2 月	792	2,495(0)	
	セキュリティソフト	1,575 式 2 月	858	2,703(0)	
	検証用（高裁等）			765(0)	
	ライセンス	232 式 2 月	792	367(0)	
	セキュリティソフト	232 式 2 月	858	398(0)	

明 細
書 頁

要望
1
2

						明 細 書 頁
項・目・目細等	品 名 等	員 数 等	単価（円）	所要額（千円）	備 考	要望 2
(通信運搬費)	ウェブ会議用モバイル回線使用料			12,969(0)		
	検証用（地裁・支部・高裁等）	165 式 12 月	6,328	12,530(0)		
	本格運用用（最高裁）	2 式 12 月	18,275	439(0)		
(雑役務費)	ウェブ会議用光回線使用料			83,742(0)		
	本格運用用（第一次実施庁）	13 拠点 12 月	139,569	21,773(0)		
	本格運用用（第二次実施庁）	37 拠点 12 月	139,569	61,969(0)		
	ウェブ会議等の運用支援業務	一式	40,264,880	40,265(0)		
	民事訴訟手続 IT 化に係るシステム開発の ための要件定義及び調達支援業務	一式	115,028,512	115,029(0)		
	裁判書類の電子提出に係るアプリケーションの構築費用	一式	108,900,000	108,900(0)		
	第三次実施庁への LAN 配線敷設費用	一式	59,699,552	59,700(0)		

刑 事 局 経 費

目 次

一 経常事務費	
委員会に必要な経費	4 1 9
二 検察審査会充実強化経費	4 2 1
三 裁判資料の整備に必要な経費	4 2 4
四 裁判事務の迅速適正化に必要な経費	
1 裁判事務の器具整備経費	4 2 6
2 外国人事件の処理経費	4 2 9
3 裁判運営の改善経費	4 3 5
五 心神喪失者等医療観察事件の処理経費	4 4 3
六 裁判員制度の施行に必要な経費	
1 裁判員制度広報関連経費	4 5 3
2 裁判員制度の運営に必要な経費	4 5 6
3 裁判員候補者名簿管理システム経費	4 6 7
4 量刑検索システム経費	4 7 0
七 審査関係経費	4 7 2
八 裁判の迅速適正処理経費	
1 裁判の迅速適正処理経費	4 8 1
2 通信傍受法用システム経費	4 8 3
3 ビデオリンクシステム経費	4 8 5

経常事務費

委員会に必要な経費

刑事規則制定諮問委員会【要求】

<要求要旨>

法律の制定・改廃がある場合等においては、刑事の手続に関する最高裁判所規則を制定等する必要があるかどうかなどを検討することになる。その場合、刑事手続全般への影響を考慮しながら立法作業に準じた慎重かつ綿密な検討が必要となるため、最高裁判所規則制定諮問委員会規則（昭和22年最高裁判所規則第8号）に基づき、学者、実務家などの法律専門家によって構成される刑事規則制定諮問委員会に諮問して、必要な事項の調査、審議を経る。

法務大臣から新たに発せられた「公判期日への出頭及び刑の執行を確保するための刑事法の整備に関する諮問」に関し、法制審議会第186回会議において、「刑事法（逃亡防止）部会」に付託して審議することとし、部会から報告を受けた後、改めて総会において審議されることとされた。

法制審議会の審議の結果、刑事法の改正が見込まれ、本件の重要性を勘案すると、相当回数の刑事規則制定諮問委員会が開催される必要がある。

そこで、この委員会の開催に必要な経費を要求する。

明 細
書 頁

1 1
A

経費積算内訳【要求】

項・目・目細等	品 名 等	員 数 等	単価(円)	所要額 (千円)	備 考
(項) 最高裁判所 委員手当	刑事規則制定諮問委員会	11人 9(4)回 出席率80%	19,600	1,552(690)	
庁費 (会議費)	刑事規則制定諮問委員会	11人 9(4)回	110.9	11(5)	

明 細
書 頁

1 1
A

検察審査会充実強化経費

(1) 検察審査会事務局長研究会（高裁別）【要求】

<要求要旨>

検察審査会事務局は、審査活動の補助事務のみならず、検察審査会の運営及び機構の維持に至るまで非常に多岐にわたる事務を行っており、例えば、検察審査員等の出頭確保を図る方策や検察審査会制度の普及活動など、個々の検察審査会事務局の実情に応じ様々な創意・工夫を重ねてきている。しかし、検察審査会事務局の職員が行う事務のうち、全国的にある程度統一した取扱いをすることが合理的であると考えられる審査事務に関連する細目的・技術的事項に係る事務や検察審査会行政事務について、これらが的確に運営されるためには、一定程度の事例集積がみられる大規模検察審査会を含む幅広い検察審査会の事務局長同士が情報交換や調整を行う機会を設ける必要がある。

そこで、この研究会の開催に必要な経費を要求する。

<開催計画>

開催地 高等裁判所本庁所在地検察審査会
打合せ会期 半日（年1回開催）

検察審査会事務局長	地方裁判所本庁所在地（ただし、東京、横浜、さいたま、千葉、大阪、京都、神戸、名古屋、広島及び福岡にあっては第一検審のみ。）	50人 (42人)
	集約庁（立川、小田原、沼津、浜松、松本、堺、姫路、岡崎、小倉、郡山）を含む地方裁判所支部所在地	26人 (26人)

（ ）内の数字は要旅費人員

明 細
書 頁

28

83

(2) 検察審査会事務局長事務打合せ【要求】

< 要求要旨 >

検察審査会事務局は、審査活動の補助事務のみならず、検察審査会の運営及び機構の維持に至るまで非常に多岐にわたる事務を行っており、例えば、検察審査員等の出頭確保を図る方策や検察審査会制度の普及活動など、個々の検察審査会事務局の実情に応じ様々な創意・工夫を重ねてきている。しかし、地域によってある程度統一した取扱いをすることが合理的であると考えられる審査事務に関連する細目的・技術的事項に係る事務や検察審査会行政事務について、これらが的確に運営されるためには、各地方裁判所管内の検察審査会の事務局長同士が情報交換や調整を行う機会を設ける必要がある。また、検察審査会事務局の事務として、検察審査員等の選定手続に関し、対応する市町村選挙管理委員会との連絡調整が必要となるが、これは各地方裁判所管内で取りまとめて対応することが効率的であり、そのための打合せも必要である。

そこで、この打合せの開催に必要な経費を要求する。

< 開催計画 >

開 催 地 地方裁判所本庁所在地検察審査会

打合せ会期 1 日（年 1 回開催）

検察審査会事務局長	地方裁判所本庁所在地	6 7 人
	地方裁判所支部所在地	9 8 人
計		1 6 5 人

（要旅費人員）

明 細
書 頁

8 3

経費積算内訳【要求】

項・目・目細等	品 名 等	員 数 等	単価(円)	所要額 (千円)	備 考
(項) 最高裁判所 職員旅費 (内国旅費)	検察審査会事務局長研究会(高裁別)			641(641)	
	局 課 長	7人	49,853	349(349)	
	事 務 官	7人	41,678	292(292)	
(項) 下級裁判所 職員旅費 (内国旅費)	検察審査会事務局長研究会(高裁別)			1,338(1,338)	
	地裁本庁所在地検審	42人	19,809	832(832)	
	地裁支部所在地検審等	26人	19,455	506(506)	
	検察審査会事務局長事務打合せ			488(488)	
	宿泊	12人	13,917	167(167)	
	日帰り	86人	3,737	321(321)	

明 細
書 頁

2 8

8 3

<u>裁判資料の整備に必要な経費</u> (1) 刑事関係専門図書【要求】 ＜要求要旨＞ 刑事事件は、事件処理に際して専門外の知識が要求される場合が少なくない。例えば、薬物の中毒症状によって引き起こされた刑法犯の処理においては、被告人の責任能力が問題となれば、法律学以外に薬理学、精神医学といった科学分野が交錯することになり、判断にはこれらの分野にまたがった総合的な考察が要求されることになる。 また、特別法犯については、適用される法規の範囲が広汎な上、特殊性を有する場合もあり、周辺関連分野を含めて特殊な法的解釈や実務慣行に関する専門知識が幅広く必要となる。例えば、租税事件では、帳簿等の証拠書類の整理分析から適用すべき法条の判断に至るまで、税法税務や、簿記、財務諸表論、財務監査といった関連諸分野に関して、幅広い専門知識が要求される。 さらには、医療過誤、サイバー犯罪等の事件処理については、医学、I Tといった先進分野に通暁しておかなければならないところ、かかる先進分野については、適正な判断のために常に最新の情報が提供されていかなければならない。これらの要請に応えるには、実情に応じて必要な各種専門図書等の参考資料を裁判官等に対して配布する必要がある。 そこで、刑事事件の円滑かつ適正な処理のために、各種専門図書等の整備に必要な経費を要求する。 (2) 刑事裁判資料【要求】 ＜要求要旨＞ 刑事裁判実務が円滑に行われるためには、担当裁判官等が、日々直面する様々な問題点を解決するために参考となる情報を迅速かつ的確に入手できることが不可欠であるから、各裁判所において採られている運用上の諸方策、各庁の刑事裁判実務の具体的な実例、アップ・トゥ・デートな参考文献等の情報を分野別に整理編集した資料を刊行して各庁に配布する必要がある。 また、裁判官は、その執務に際し、参考資料として先例となるべき裁判例の有無の調査を欠かすことはできないので、関係する裁判例をできるだけ利用しやすいように、問題点別に整理して収録した資料を逐次作成して各庁に配布する必要がある。 そこで、これらの資料を刊行するための経費を要求する。	明 細 書 頁 3 0 B

経費積算内訳【要求】

項・目・目細等	品 名 等	員 数 等	単価(円)	所要額 (千円)	備 考
(項) 最高裁判所 裁判資料整備費 (消耗品費)	刑事関係専門図書			1,702(2,776)	
(印刷製本費)	刑事裁判資料	1,388部 1(3)回	566.5	786(2,359)	

明 細
書 頁

3 0
B

裁判事務の迅速適正化に必要な経費

裁判事務の器具整備経費

(1) ゲート式金属探知機【要求】

<要求要旨>

裁判所では、あらゆる事件の審理が行われ、多種多様な事件関係人が自由に出入りすることができるので、当事者や傍聴人等の中には、ことさらに法廷内外で騒いだり暴れたりして、裁判所職員や事件関係者に凶器等で危害を加えるという事件を起こす者もいる。

こうした事件を未然に防ぐためには、入廷前に所持品検査を行い、刃物や銃器等の凶器を持ち込ませないことが効果的であることから、ゲート式金属探知機を使用する必要性がある。とりわけ裁判員裁判においては、一般人である裁判員等が裁判所構内でこうした事件に遭うことがないように必要な機器を整備することは、裁判員制度を実施する裁判所の責務である。

そこで、整備済みのこれらの機器を更新整備するための経費を要求する。

<整備計画>

更 新 計 画							
R 3	R 4	R 5	R 6	R 7	R 8	R 9	合計(台)
5	1 0	1 1	1 7	1 8	1 9	8	8 8

明 細
書 頁

8 5

(2) 棒状金属探知機【要求】

<要求要旨>

裁判所は、凶器等の持込みが予想される場合に所持品検査を厳格に行う必要があり、ゲート式金属探知機を設置する庁においても、傍聴人等来庁者自身が金属探知機に反応した場合、直ちに触手による身体検査を行うことはトラブルを招くおそれが高く、困難であることから、改めて棒状金属探知機を使用して、それらの発見に努め、警備に万全を期する必要がある。また、手荷物等の所持品については、所持品の内容物すべてについて開披を求めるのはプライバシー保護の観点から問題であり、時間も要するので、迅速に検査を行うためには棒状金属探知機を使用する必要がある。さらに、短時間かつ少人数を対象とした警備を効率的に行うため、傍聴人等の検査においても、機動性を有する棒状金属探知機を使用する必要がある。

そこで、整備済みのこれらの機器を更新整備するための経費を要求する。

<整備計画>

更 新 計 画							
R 3	R 4	R 5	R 6	R 7	R 8	R 9	合計(本)
6 0	5 0	3 1	3 4 6	1 9	3 6	2 6	5 6 8

明 細
書 頁

8 5

経費積算内訳【要求】

項・目・目細等	品 名 等	員 数 等	単価(円)	所要額(千円)	備 考
(項) 下級裁判所 法廷等器具整備費 (備品費)	ゲート式金属探知機	5(8)台	1,089,000	5,445(8,712)	
	棒状金属探知機	60(16)本	(39,600) 41,800	2,508(634)	

明 細
書 頁

8 5

<u>外国人事件の処理経費</u> 通訳人、翻訳人が必要な外国人事件数は少なくない。また、被疑者及び被告人の国籍も多岐にわたっている。 さらに、事件内容も、窃盗をはじめ、出入国管理及び難民認定法違反、覚醒剤取締法違反、道路交通法違反、傷害など多種多様であり、強盗や殺人なども少なくない上、裁判員裁判においては、連日開廷が行われることから、このような事件に対応可能な高度なレベルの法廷通訳、翻訳が必要とされている。 そこで、以下のとおり所要の措置を講ずるための予算を要求する。 (1) 法廷通訳支援専門用語対訳図書【要求】 ＜要求要旨＞ 外国人事件を適正に処理するためには法廷における通訳が正確に行われることが不可欠である。法廷通訳には通常の通訳とは異なり、発言内容をより忠実かつ厳格に訳すことが要求され、かつ、通訳人の個人的な解釈を交えることなく公正、中立な立場に立った通訳が必要となるほか、日常では用いられない特殊な専門用語、俗語、慣用表現及び言い回しが比較的高い頻度で用いられる。 そこで、法廷通訳に役立つ専門用語等を対訳形式で掲載した図書を整備するための費用を要求する。 (2) 通訳人候補者名簿への登録希望者に対する面接【要求】 ＜要求要旨＞ 通訳人候補者名簿への登録を希望する者（以下、「登録希望者」という。）に対して、各地方裁判所の刑事事件を担当する裁判官が面接を実施し、通訳人としての適性を審査している。外国語の専門家ではない裁判官が、登録希望者の通訳能力を適切に評価するには困難な面が残っているため、法廷通訳の経験が豊富な者（以下、「法廷通訳経験者」という。）に面接に同席してもらい、登録希望者の通訳能力の評価について意見を述べてもらうことなどが必要である。 そこで、法廷通訳経験者に面接へ同席してもらうための経費を要求する。	明 細 書 頁 8 5 B

(3) 法廷通訳セミナー【要求】 ＜要求要旨＞ 平成7年度より，全国8高裁所在地において法廷通訳セミナーの開催が認められ，とりわけ，事件数に比してその言語に通じている者が少ない，いわゆる少数言語の通訳人を育成する上で極めて高い成果を上げてきた。同セミナーにおいては，受講者に対し，外国人事件を担当している裁判官による裁判手続の説明，法廷通訳の経験豊かな通訳人による講義，裁判所書記官等を交えた座談会，否認事件（裁判員裁判対象事件を含む。）を想定した模擬通訳実習等，様々な施策を実施しながらきめ細やかな指導が行われており，短期間で法廷通訳についての基本的な知識の習得などに効果を上げている。 一方で，外国人事件に占める否認事件（裁判員裁判対象事件を含む。）は少なくなく，否認事件の法廷通訳を担当するための実践的な知識及び技能を習得する研修を行い，多数言語・少数言語を問わず，中級者レベルの通訳人候補者を育成する必要がある。 そこで，法廷通訳セミナーの開催に必要な経費を要求する。 ＜開催計画＞ <table><tr><td>会 期</td><td colspan="3">2 日（年2回）</td></tr><tr><td>開催地</td><td colspan="3">地方裁判所（8庁）</td></tr><tr><td rowspan="4">出席者</td><td>受講者</td><td>1 2 4 人</td><td></td></tr><tr><td>地方裁判所裁判官</td><td>4 0 人</td><td></td></tr><tr><td>刑事首席書記官</td><td>8 人</td><td></td></tr><tr><td>外国語の専門家</td><td>2 8 人</td><td></td></tr><tr><td></td><td>合 計</td><td>2 0 0 人</td><td></td></tr></table>	会 期	2 日（年2回）			開催地	地方裁判所（8庁）			出席者	受講者	1 2 4 人		地方裁判所裁判官	4 0 人		刑事首席書記官	8 人		外国語の専門家	2 8 人			合 計	2 0 0 人		明 細
	会 期	2 日（年2回）																								
	開催地	地方裁判所（8庁）																								
	出席者	受講者	1 2 4 人																							
		地方裁判所裁判官	4 0 人																							
刑事首席書記官		8 人																								
外国語の専門家		2 8 人																								
	合 計	2 0 0 人																								
		書 頁																								
		8 5																								
		8 6																								
		E																								

(4) 法廷通訳フォローアップセミナー【要求】 ＜要求要旨＞ 通訳人，翻訳人の付いた外国人事件に占める否認事件（裁判員裁判対象事件を含む。）の数は少なくなく，否認事件においては，その通訳内容が犯罪事実の認定及びその量刑を左右するおそれがあるため，特殊な専門用語や被告人等の発言の細かなニュアンスを正確に通訳することがより一層求められる。また，当事者双方から異議の申立てがされたり，被告人らから不規則発言がされるなど，即座に適切な対処を要する突発的な事態が発生する可能性も高く，こうした特殊な言語知識及び高度な通訳技術，突発的な事態に対応する際のノウハウ等を身につけた通訳人候補者を早期に確保・育成するために，より実践に近い言語別のセミナーを行う必要がある。そこで，全国より選ばれた講師，受講者によるレベルの高い講義や複雑困難な否認事件（裁判員裁判対象事件を含む。）を想定した模擬通訳実習等を可能とする全国単位によるセミナー開催に必要な経費を要求する。 ＜開催計画＞ <table><tr><td>会 期</td><td colspan="2">2 日（年 3 回）</td></tr><tr><td>開催地</td><td colspan="2">地方裁判所（2 庁）</td></tr><tr><td rowspan="5">出席者</td><td>受講者</td><td>7 2 人</td></tr><tr><td>地方裁判所裁判官</td><td>6 人</td></tr><tr><td>刑事首席書記官</td><td>2 人</td></tr><tr><td>外国語の専門家</td><td>1 2 人</td></tr><tr><td>合 計</td><td>9 2 人</td></tr></table>	会 期	2 日（年 3 回）		開催地	地方裁判所（2 庁）		出席者	受講者	7 2 人	地方裁判所裁判官	6 人	刑事首席書記官	2 人	外国語の専門家	1 2 人	合 計	9 2 人
	会 期	2 日（年 3 回）															
開催地	地方裁判所（2 庁）																
出席者	受講者	7 2 人															
	地方裁判所裁判官	6 人															
	刑事首席書記官	2 人															
	外国語の専門家	1 2 人															
	合 計	9 2 人															
明 細 書 頁 8 6 E																	

(5) 法廷通訳基礎研修【要求】	＜要求要旨＞			明細書 86 E
	平成18年度から法廷通訳基礎研修を実施し、多数言語の初心者レベルの通訳人候補者を対象として、ベテラン通訳人が基礎的法律用語のニュアンスの違いに気を付けて正確に通訳するためのノウハウの教示、具体的な経験に基づく通訳倫理に関する事例研究、基礎的な裁判手続についての講義などを行い、初心者レベルの通訳人候補者の育成強化に高い効果を上げている。			
	ところで、法廷通訳基礎研修は、自白事件の法廷通訳を担当するための最低限の知識の習得を可能とすべく実施するものであるところ、こうした事件を担当できる通訳人を育成する必要性は、多数言語に限らず、少数言語においても同様であることから、対象を少数言語にも広げ、各庁のニーズに応じた初級者向けの研修の開催を可能としている。			
	そこで、法廷通訳基礎研修を行うための経費を要求する。			
	＜開催計画＞			
	会 期	1 日		
	開催地	地方裁判所（50庁）		
	出席者	受講者	310人	
		地方裁判所裁判官	50人	
		地方裁判所書記官	50人	
外国語の専門家		53人		
	合 計	463人		

経費積算内訳【要求】						明 細 書 頁
項・目・目細等	品 名 等	員 数 等	単価(円)	所要額 (千円)	備 考	
(項) 最高裁判所 裁判資料整備費 (消耗品費)	法廷通訳支援専門用語対訳図書	58庁 1組	(50, 153) 40, 122	2, 327 (2, 909)		8 5
(印刷製本費)	法廷通訳ハンドブック (実践編)			0 (2, 864)		8 6
(雑役務費)	法廷通訳ハンドブック (実践編) (翻訳料)			0 (3, 311)		B
	外国人事件用DVDの制作			0 (26, 102)		
(項) 下級裁判所 諸謝金 (依頼協力謝金)	通訳人候補者名簿への登録希望者に対する面接	91人 1日 2時間	7, 900	1, 438 (1, 438)		
	法廷通訳セミナー			1, 770 (2, 781)		
	札幌高裁及び高松高裁以外の高裁	6庁 4(6)人 2日 4時間	7, 900	1, 517 (2, 275)		
	札幌高裁及び高松高裁	2庁 2(4)人 2日 4時間	7, 900	253 (506)		
	法廷通訳フォローアップセミナー	2庁 2人 2日 4時間 3(6)回	7, 900	758 (1, 516)		
	法廷通訳基礎研修	53人 1日 3時間	7, 900	1, 256 (1, 256)		

						明 細
項・目・目細等	品 名 等	員 数 等	単価(円)	所要額 (千円)	備 考	書 頁
委員等旅費 (委員会出席旅費)	法廷通訳セミナー			2,932 (4,548)		8 6 E
	開催地	30(44)人	2,200	66 (97)		
	その他	94(146)人	30,487	2,866 (4,451)		
	法廷通訳フォローアップセミナー			3,056 (6,265)		
庁費 (会議費)	開催地	15(27)人	2,200	33 (59)		
	その他	57(117)人	53,042	3,023 (6,206)		
	法廷通訳セミナー			6 (10)		
	札幌高裁及び高松高裁以外の高裁	6庁 4(6)人 2日	110.9	5 (8)		
	札幌高裁及び高松高裁	2庁 2(4)人 2日	110.9	1 (2)		
	法廷通訳フォローアップセミナー	12(24)人 2日	110.9	3 (6)		
	法廷通訳基礎研修	53人 1日	110.9	6 (6)		

裁判運営の改善経費

(1) 刑事法研究会【要求】

＜要求要旨＞

刑事事件に関する課題やその時々が発生する問題点等について、理論的・実証的観点から意見をいただくために、大学教授などの学識経験者との間で研究会を開催する必要があるところ、裁判員裁判に関して、制度施行以降、相当数の事例が集積され、種々の問題が顕在化していると思われる。これらの問題に対しては、大学教授などの学識経験者との間で理論的・実証的観点からの研究を行い、具体的な対応を検討することが制度の円滑な運営のために不可欠である。

また、令和元年5月には、「裁判員制度10年の総括報告書」を公表したが、今後も引き続き同制度が我が国の司法制度の基盤としての役割を十全に果たしているかについて、理論的・実証的観点からの検討が不可欠である。

そこで、大学教授などの学識経験者との間で研究会を開催する経費を要求する。

(2) 刑事事件担当裁判官協議会（高裁別）【要求】

＜要求要旨＞

刑事事件の適正かつ迅速な処理の実現に向け、刑事事件を担当する裁判官が刑事事件の処理に関し考慮すべき事項などについて協議することを目的として開催される以下の協議会の経費を要求する。

＜開催計画＞

協 議 会 名	会 期	開催場所	出 席 者		
			協 議 員	参 列 員 等	計
刑事事件担当裁判官協議会 （高裁別）	1 日	高 裁	64人（48人） （高裁裁判官8人，高裁支部裁判官6人，地裁裁判官50人）	48人 （14人）	112人 （62人）

（ ）内の数字は要旅費人員

明 細

書 頁

3 3

3 5

8 7

B

(3) 犯罪被害者等施策のための経費	明 細
(ア) 犯罪被害者保護制度等に関するリーフレット【要求】	書 頁
＜要求要旨＞	
犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための制度としては、従前から、証人として出廷する際の負担を軽減する措置や、公判記録の閲覧謄写といった規定が設けられていたところ、これらに加え、平成２０年１２月には、被害者参加制度及び刑事損害賠償命令制度が、平成２５年１２月には、被害者参加人が公判期日又は公判準備に出席した場合に、その出席のための旅行に係る旅費等を国が支弁する制度が施行された。	39
また、医療観察事件においても、被害者等のために、審判期日の傍聴等の制度が設けられている。	86
そこで、制度の概要を解説した図表やイラスト入りの簡潔なリーフレットを作成し、これを配布することにより、犯罪被害者に関する諸制度について継続的に広く周知をするとともに、それら諸制度を利用する者の一助としている。	87
よって、このようなリーフレットを作成するための経費を要求する。	
(イ) 犯罪被害者等施策のための研究会【要求】	
＜要求要旨＞	
犯罪被害者等基本法は、犯罪被害者等のための施策に関する国の責務を明らかにするとともに、犯罪被害者等の権利利益の保護を図ることを目的としており、この中で、国は、犯罪被害者等の保護、その被害に係る刑事事件の捜査又は公判等の過程において、名誉又は生活の平穩その他犯罪被害者等の人権に十分な配慮がなされ、犯罪被害者等の負担が軽減されるよう、犯罪被害者等の心身の状況、その置かれている環境等に関する理解を深めるための訓練及び啓発、専門的知識又は技能を有する職員の配置等の必要な施策を講ずることとされている（法１９条）。	
さらに、前記目的を達成するため、平成２０年１２月には、被害者参加制度、刑事損害賠償命令制度が、平成２５年１２月には、被害者参加人が公判期日又は公判準備に出席した場合に、その出席のための旅行に係る旅費等を国が支弁する制度が施行された。	
このように、犯罪被害者法制については、これまで以上に社会的関心が高まっているものであることから、多様な問題を受け止めつつ、より被害者の立場、感情に配慮した対応をすることができるようにするための研究会を行う経費を要求する。	
＜開催計画＞	
会 期 １日	
開催地 高等裁判所（８庁）	
講 師 被害者保護問題の専門家（弁護士等）	８人
被害者保護問題の有識者（被害者支援団体の会員等）	８人
受講者 裁判官	５０人（要旅費人員４２人）
窓口対応職員	５０人（要旅費人員４２人）

(4) 鑑定事件研究協議会【要求】

< 要求要旨 >

裁判所には、鑑定が必要と判断した事件については、具体的事案に即した適切な鑑定事項を定めて鑑定を依頼し、その結果を事件の判断資料としての的確に利用すべき責務がある。

近年、DNA鑑定、薬物・毒物に関する鑑定等の科学的証拠が、新たに確立された最新の科学的手法を用いた分析結果によって、その信用性を争われる事件も珍しくなくなっていることを踏まえ、各裁判官が、鑑定を必要とする分野に関し、初歩的なレベルを超えた、裁判において鑑定制度を適切に利用するために要求される知識をあらかじめ有していることが、事件の適正迅速な処理を図る上で不可欠な要素となる。

また、鑑定人が事件に即応した適切な鑑定をするためには、鑑定人にも裁判の実情や鑑定制度等について十分に理解してもらうことが不可欠である。

さらに、裁判員裁判における鑑定の在り方は大きな課題の一つであり、実際の運用を通じて生じた課題等について専門家を交えた協議を行い、鑑定書の内容や鑑定結果の説明が裁判員に分かりやすいものとなるよう検討する必要がある。

その上、上記のように、各裁判官が理解を深める必要性等は鑑定にとどまらず、その他の専門的事項についても同様である。

そこで、鑑定経験を有する等の各分野の専門家を招き、各庁の実情に応じた研究、協議を行うため、この研究協議会開催の経費を要求する。

< 開催計画 >

会 期	1 日			
開催地	地方裁判所			
出席者	地裁裁判官	本庁	5 0 人	
		支部	6 3 人（要旅費人員）	
	刑事首席書記官		5 0 人	
	鑑定経験者		5 0 人	
	参列員等		6 6 人	以上合計 2 7 9 人

明 細

書 頁

8 6

8 7

E

(5) 開放的処遇施設等刑事施設巡視旅費【要求】 ＜要求要旨＞ 刑の量定は、事実の認定とともに刑事裁判官に課せられた重要な責務であるが、法律上、これについての一般的な基準は定められておらず、裁判官が法律の規定に従い、諸般の事情を総合的に考慮して決することになっている。そして、その際、裁判官は被告人の性格、年齢及び境遇、犯罪の軽重、犯行後の情状等のほか、矯正施設における処遇内容及び矯正効果の点も重要な判断要素としている。したがって、裁判官が矯正施設を視察し、処遇の実情、矯正効果の有無等を十分に認識しておくことは職務遂行上要請されるところであり、これらの知見を得るため、その職務上の権限として、刑事施設を巡視することができる（刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律11条）。 また、いわゆる開放的処遇制度は、欧米諸国においては、戦後著しい展開をみており、我が国においても、このような情勢を背景に運用として開放的処遇を行う各施設が逐次増加し、多大な矯正効果を上げている。 そこで、このような行刑の近代化のすう勢の下で、統一のとれた適正妥当な刑の量定を行うための判断資料として、また、裁判員裁判においては、刑事施設の実情等について裁判員等に対し分かりやすい説明をするためにも、裁判官が現にこのような矯正施設を視察し、施設の状況、受刑者の処遇、矯正教育の実情等を的確に把握しておくことが必要であるので、これに要する旅費を要求する。	明細書 87

(6) 刑事事件担当裁判官協議会【要求】

<要求要旨>

第190回通常国会で成立した刑事訴訟法等の一部を改正する法律のうち、①裁量保釈における考慮事情の明記に関する改正等が平成28年6月23日に、②弁護人選任に係る教示事項の拡充及び③証人の氏名等の秘匿措置の導入等が平成28年12月1日に、④司法取引的制度の導入及び⑤ビデオリンク方式による証人尋問の拡充等が平成30年6月1日に、⑥取調べの録音・録画制度の導入及び⑦通信傍受手続の合理化・効率化が令和元年6月1日にそれぞれ施行された。

上記各制度について、刑事事件を担当する裁判官が所属庁における実施状況の検証結果を持ち寄り、運用上の改善点につき議論する必要がある。

そこで、以下の協議会の開催に必要な経費を要求する。

<開催計画>

協議会名	会期	開催場所	出席者		
			協議員	参列員等	計
刑事事件担当裁判官協議会	1日	最高裁	58人(56人) (高裁裁判官8人, 地裁裁判官50人)	20人	78人 (56人)

() 内の数字は要旅費人員

(7) 簡易裁判所刑事事件担当裁判官協議会【要求】

<要求要旨>

刑事事件の適正かつ迅速な処理の実現に向け、簡易裁判所において刑事事件を担当する裁判官が刑事事件の処理、特に令状事件の処理に関し考慮すべき事項などについて協議することを目的として開催される以下の協議会の経費を要求する。

<開催計画>

協議会名	会期	開催場所	出席者		
			協議員	参列員等	計
簡易裁判所刑事事件担当裁判官協議会	1日	高裁	158人(126人) (地裁裁判官8人, 簡裁裁判官150人)	48人 (14人)	206人 (140人)

() 内の数字は要旅費人員

明細書

35

87

経費積算内訳【要求】

項・目・目細等	品 名 等	員 数 等	単価(円)	所要額 (千円)	備 考
(項) 最高裁判所 諸謝金 (講師等謝金)	刑事法研究会	6人 4時間 4(6)回	7,900	758(1,137)	
職員旅費 (内国旅費)	刑事事件担当裁判官協議会 (高裁別) 局 課 長 事 務 官	7人 7人	49,853 41,678	641(641) 349(349) 292(292)	
	簡易裁判所刑事事件担当裁判官協議会 局 課 長 事 務 官	7人 7人	49,853 41,678	641(641) 349(349) 292(292)	
庁費 (会議費)	刑事法研究会	6人 4(6)回	110.9	3(4)	
裁判資料整備費 (印刷製本費)	犯罪被害者保護制度等に関するリーフレット	50,000部	(9.68) 6.27	314(484)	

明 細
書 頁

3 3

3 5

3 9

B

						明 細
項・目・目細等	品 名 等	員 数 等	単価(円)	所要額 (千円)	備 考	書 頁
(項) 下級裁判所 諸謝金 (講師等謝金)	犯罪被害者等施策のための研究会			336 (672)		8 6
	専門家	8(16)人 3時間	7,900	190 (380)		8 7
	有識者	8(16)人 3時間	6,100	146 (292)		
	鑑定事件研究協議会	50庁 1人 3時間	7,900	1,185 (1,185)		
	刑事事件担当裁判官協議会			2,652 (2,652)		
	高裁裁判官	7人	50,433	353 (353)		
	地裁裁判官	49人	46,921	2,299 (2,299)		
	刑事事件担当裁判官協議会(高裁別)			1,334 (1,334)		
	高裁支部裁判官	6人	36,836	221 (221)		
	地裁裁判官	42人	26,489	1,113 (1,113)		
	犯罪被害者等施策のための研究会			1,945 (3,890)		
	裁判官	42(84)人	26,489	1,113 (2,226)		
	窓口対応職員	42(84)人	19,809	832 (1,664)		
職員旅費 (内国旅費)	鑑定事件研究協議会					
	地裁支部裁判官	63人	4,345	274 (274)		
	開放的処遇施設等刑事施設巡視旅費					
	裁判官	50人	26,489	1,324 (1,324)		
	簡易裁判所刑事事件担当裁判官協議会					
	簡裁裁判官	126人	25,141	3,168 (3,168)		

						明 細 書 頁
項・目・目細等	品 名 等	員 数 等	単価(円)	所要額 (千円)	備 考	
庁費 (会議費)	鑑定事件研究協議会	50人	110.9	6(6)		E

<u>心神喪失者等医療観察事件の処理経費</u>	明 細 書 頁
心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律（以下「心神喪失者等医療観察法」という。）が、平成17年7月に施行された。同法は、心神喪失等の状態で殺人、放火など重大な他害行為（以下「対象行為」という。）を行い、これについて検察官の公訴を提起しない処分又は裁判所によって無罪の確定裁判若しくは心神耗弱により刑を減軽された有罪の確定裁判（実刑を除く。）を受けた者（以下「対象者」という。）に対する適切な処遇を決定するための手続等を定めたものである。裁判所は、対象者の入院若しくは通院による治療の要否又は入院の継続若しくは退院といった治療継続の要否を決定するなど、対象者に対する継続的かつ適切な医療の要否を決定する役割を担っている。	1 0 0
そこで、以下のとおり所要の措置を講ずるための予算を要求する。 (1) 精神保健審判員経費 (ア) 精神保健審判員手当【要求】 ＜要求要旨＞ 心神喪失者等医療観察法により、対象者の処遇を決定する地方裁判所は、1人の裁判官及び1人の精神保健審判員の合議体で処遇事件を取り扱い、処遇事件ごとに精神保健審判員を任命することになっている。そして精神保健審判員に対しては、裁判所職員臨時措置法によって準用される一般職の職員の給与に関する法律22条1項の規定により、非常勤の職員に対する手当が支給されることになっているため、この手当を支給するための経費を要求する。 (イ) 登庁旅費【要求】 ＜要求要旨＞ 精神保健審判員に対しては、審判等のために登庁するのに必要な旅費を支給することになるため、所要の経費を要求する。 (2) 精神保健参与員経費 (ア) 精神保健参与員手当【要求】 ＜要求要旨＞ 心神喪失者等医療観察法により、裁判所は、処遇事件の対象者の処遇の要否及びその内容について意見を聴くため、処遇事件ごとに精神保健参与員を指定し、審判に関与させることができる。そして、その場合、精神保健参与員に対しては、裁判所職員臨時措置法によって準用される一般職の職員の給与に関する法律22条1項の規定により、非常勤の職員に対する手当が支給されることになっている。 そこで、この手当を支給するための経費を要求する。 (イ) 登庁旅費【要求】 ＜要求要旨＞ 精神保健参与員に対しては、審判等のために登庁するのに必要な旅費を支給することになるため、所要の経費を要求する。	1 0 1

(3) 精神保健判定医との研究協議会【要求】

< 要求要旨 >

心神喪失者等医療観察法における処遇事件の対象者の処遇の要否やその内容を決定する際には、精神保健判定医から任命される精神保健審判員が裁判所の合議体の一員として関与するほか、原則として精神保健判定医から任命される鑑定人が、対象者が精神障害のために再び対象行為を行うおそれの有無について鑑定を行うことが予定されている。

本法に基づく処遇事件の審判手続は、法律家と精神科医とが協力して運用していくことが求められる制度であるが、その適正かつ円滑な実施を図るためには、上記のとおりこの制度において極めて重要な役割を果たすことになる精神保健判定医と裁判官が、医学と法律というそれぞれの分野の専門家としての立場から、あるべき運用の在り方等について協議、研究し、共通認識を持つことが不可欠である。

そこで、こうした精神保健判定医と裁判官との研究協議会を開催するのに必要な経費を要求する。

< 開催計画 >

協 議 会 名	会 期	開催場所	出 席 者			
			精神保健判定医	協議員（裁判官）	参列員等	計
精神保健判定医との研究協議会	1 日	地 裁	3 9 4 人	1 5 0 人	5 0 人	5 9 4 人

(4) 心神喪失者等医療観察制度関係専門図書【要求】

< 要求要旨 >

心神喪失者等医療観察法における処遇事件では、裁判所が対象者の入院若しくは通院による治療の要否又は入院の継続若しくは退院といった治療の継続の要否を判断することになり、審判には、精神保健審判員及び精神保健参与員といった精神医療の専門家が関与する。しかし、処遇の要否に当たって検討される対象者の責任能力の有無や再犯のおそれの判断には高度の専門的知識が要求されることから、合議体を構成する裁判官にも、審判に際して精神医療の分野における一定の知識が求められるほか、具体的な事件処理に伴い精神医療に関して調査をする必要性も生じる。

そこで、実際に事件の係属する高等裁判所及び地方裁判所に対して、こうした専門図書を整備するために必要な経費を要求する。

明 細
書 頁

1 0 0

B

E

(5) 鑑定入院命令に基づく入院経費【要求】

< 要求要旨 >

心神喪失者等医療観察法によれば、検察官による申立てを受けた地方裁判所の裁判官は、対象者について、精神障害者であるか否か及び対象行為を行った際の精神障害を改善し、これに伴って同様の行為を行うことなく、社会に復帰することを促進するためにこの法律による医療を受けさせる必要があるか否かについて鑑定を行うが、鑑定を円滑に行うために対象者の身体を確保するとともに、対象者の病状等を医療的見地から日常的かつ継続的に観察するため、原則として、鑑定入院を命じて終局決定があるまで医療機関に入院させなければならない。

そこで、この手続に伴う入院費その他入院に必要な費用を支給するための経費を要求する。

< 積算内訳 >

(検察官申立事件)

令和3年度内に処理する事件の入院日数合計	1日当たりの入院費用	所要額(千円)
28,440日	48,700円	1,385,028

(再入院申立事件)

令和3年度内に処理する事件の入院日数合計	1日当たりの入院費用	所要額(千円)
540日	48,700円	26,298

明細書

121

(6) 鑑定人経費

＜要求要旨＞

心神喪失者等医療観察法によれば、裁判所は、検察官による申立てがあつた場合、対象者に関し、精神障害者であるか否か及び対象行為を行った際の精神障害を改善し、これに伴って同様の行為を行うことなく、社会に復帰することを促進するためにこの法律による医療を受けさせる必要があるか否かについて、その必要が明らかでないとする場合を除き、精神保健判定医又はこれと同等以上の学識経験を有すると認める医師に鑑定を命じなければならないとされている。鑑定を実施した場合、鑑定人に対しては、旅費、日当、宿泊料及び鑑定料が支給されることになっているため、これらの費用を支給するための経費を要求する。

(ア) 鑑定人手当【要求】

(積算内訳)

令和3年度内に鑑定が終了する件数	1件当たりの鑑定料	所要額（千円）
369件	288,000円	106,272

(イ) 鑑定人旅費【要求】

(積算内訳)

令和3年度内における鑑定人出頭件数	1件当たりの旅費額	所要額（千円）
6件	6,624円	40

明細書

121

(7) 通訳人経費

＜要求要旨＞

心神喪失者等医療観察事件の対象者が日本語を解さない外国人や聴覚障害者である場合には、鑑定入院命令のための質問手続（３４条２項）、審判期日（３１条）には通訳人が出頭して通訳を行うことが不可欠であり、また、期日外に国選付添人が鑑定入院先に面会に行く場合にも通訳人の同行及び通訳が必要となる。これらの通訳については、通訳料、旅費、日当及び宿泊料が通訳人に支給されることになっているため、これらの費用を支給するための経費を要求する。

(ア) 通訳謝金【要求】

(積算内訳)

事件の種別	通訳人が付される件数	1件当たりの通訳料	所要額 (千円)	合計額 (千円)
検察官申立事件	7件（鑑定入院質問手続時）	11,200円	78	788
	7件（審判時）	59,200円	414	
その他の事件	5件（審判時）	59,200円	296	

(イ) 通訳人旅費【要求】

(積算内訳)

事件の種別	通訳人が付される件数	1件当たりの旅費額	所要額 (千円)	合計額 (千円)
検察官申立事件	7件	11,091円	78	106
その他の事件	5件	5,546円	28	

明細書
頁

121

(8) 国選付添人経費

＜要求要旨＞

心神喪失者等医療観察法によれば、裁判所は、①対象者に付添人がない場合であって、その精神障害の状態その他の事情を考慮し、必要があると認めるときは、職権で、弁護士である付添人を付することができ、また、②検察官申立てによる事件において、対象者に付添人がないときは、付添人を付さなければならないとされている。これらの規定によって選任された付添人は、旅費、日当、宿泊料及び報酬を請求することができるとされているため、これらの費用を支給するための経費を要求する。

(ア) 国選付添人報酬【要求】

(積算内訳)

審級の別	国選付添人が付される件数	1件当たりの報酬	所要額（千円）	合計額（千円）
最 高 裁	2 3 件	1 3 5, 3 2 6 円	3, 1 1 2	5 7, 4 4 5
高 裁	8 5 件	1 3 8, 1 6 2 円	1 1, 7 4 4	
地 裁	3 5 3 件	1 2 0, 6 4 9 円	4 2, 5 8 9	

(イ) 国選付添人旅費【要求】

(積算内訳)

審級の別	国選付添人が付される件数	1件当たりの旅費額	所要額（千円）	合計額（千円）
最 高 裁	2 3 件	4, 1 1 0 円	9 5	2, 5 2 2
高 裁	8 5 件	4, 1 4 4 円	3 5 2	
地 裁	3 4 0 件	6, 1 0 2 円	2, 0 7 5	

明 細
書 頁

1 2 1

(9) 精神保健審判員等旅費

< 要求要旨 >

心神喪失者等医療観察法によれば、審判期日は、個々の対象者について、最も適切と考えられる処遇を迅速に決定するとの観点から、裁判所構内に限らず、鑑定その他医療的観察のために入院している病院等、裁判所が適切と認める場所でこれを開くことができることになっている。

このような場合には、当該開催場所に赴くために旅費、日当及び宿泊料が精神保健審判員及び精神保健参与員に支給されることになっているため、これらの費用を支給するための経費を要求する。

(ア) 精神保健審判員に支払う旅費【要求】

(積算内訳)

令和３年度内に出張が実施される件数	１件当たりの旅費額	所要額（千円）
３７件	４，８９９円	１８１

(イ) 精神保健参与員に支払う旅費【要求】

(積算内訳)

令和３年度内に出張が実施される件数	１件当たりの旅費額	所要額（千円）
３７件	３，１３６円	１１６

明 細
書 頁

1 2 1

(10) 証人及び参考人経費

< 要求要旨 >

心神喪失者等医療観察法によれば、決定又は命令をするについて必要がある場合は、事実の取調べをすることができ、そのため必要があると認めるときは、証人尋問等を行うことができるとされている。証人及び参考人に対しては、出頭のための旅費、日当及び宿泊料が支給されることになっているため、これらの費用を支給するための経費を要求する。

(ア) 証人旅費【要求】

(積算内訳)

令和3年度内に証人尋問が実施される件数	1件当たりの旅費額	所要額(千円)
7件	6,608円	46

(イ) 参考人旅費【要求】

(積算内訳)

令和3年度内に参考人取調べが実施される件数	1件当たりの旅費額	所要額(千円)
147件	6,608円	971

明細書
頁

121

経費積算内訳【要求】						明 細 書 頁
項・目・目細等	品 名 等	員 数 等	単価(円)	所要額(千円)	備 考	
(項) 最高裁判所 裁判資料整備費 (消耗品費)	心神喪失者等医療観察制度関係専門 図書	58庁 1組	(52,380) 41,904	2,430(3,038)		1 0 0 1 0 1 B E
(項) 下級裁判所 委員手当	精神保健審判員手当 精神保健参与員手当			43,861(44,328) 9,198(9,960)		
諸謝金 (講師等謝金)	精神保健判定医との研究協議会	394人 1日 4時間	8,700	13,711(13,711)		
委員等旅費	精神保健審判員登庁旅費 精神保健参与員登庁旅費			890(894) 839(839)		
庁費 (会議費)	精神保健判定医との研究協議会	394人	110.9	44(44)		

						明 細
項・目・目細等	品 名 等	員 数 等	単価(円)	所要額 (千円)	備 考	書 頁
(項) 裁判費 諸謝金	鑑定入院命令に基づく入院経費			1,411,326(1,410,839)		1 2 1
	鑑定人手当			106,272(108,864)		
	通訳謝金			788(860)		
	国選付添人報酬			57,445(59,186)		
	委員等旅費					
	国選付添人旅費			2,522(2,596)		
	精神保健審判員に支払う旅費			181(186)		
	精神保健参与員に支払う旅費			116(119)		
	証人等旅費					
	証人旅費			46(59)		
	鑑定人旅費			40(40)		
	通訳人旅費			106(117)		
	参考人旅費			971(945)		

<u>裁判員制度の施行に必要な経費</u>	明 細
<u>裁判員制度広報関連経費</u>	書 頁
裁判員制度は、裁判に対する国民の幅広い参加を求める制度であり、平成21年5月21日から施行されている。裁判所としては、裁判員裁判を円滑かつ確実に実施していくことが極めて重要であり、そのためには各種の広報活動を実施し、制度の運用状況（円滑・確実に実施されていること）及び裁判員経験者の声・感想を広く国民に伝えることにより、制度に対する国民の信頼・理解を高めていくことが必要である。また、施行から11年を経過したものの、引き続きこれまで蓄積された裁判員経験者の声・感想や制度の運用状況に関する情報を、各種の広報活動において適時適切かつ正確に伝えることが不可欠である。 そこで、裁判員制度の広報活動を実施するための経費を要求する。 (1) 制度広報用漫画の増刷【要求】 ＜要求要旨＞ 漫画は、成人のうち活字離れの傾向がある層に対してのみならず、将来裁判員制度を担うことになる若年層に対しても親しみをもって受け入れられるものであり、裁判員制度の手続や運用、裁判員の果たす役割等を簡潔かつ分かりやすく伝えることができる。 上記のような漫画の特性を活かし、制度広報用漫画を各地の広報行事で配布するほか、裁判所への来庁者や企業、団体、学校等、幅広い層の国民に配布して、裁判員制度に関する基本的かつ正確な情報を提供することにより、引き続き制度の定着を進めたい。 そこで、制度広報用漫画の増刷のために必要な経費を要求する。 (2) 制度広報用パンフレット【要求】 ＜要求要旨＞ 裁判員制度に関する基本的な知識を簡単に知ってもらうには、制度の基本的情報や手続の流れ等が簡潔かつ分かりやすく説明されており、各種のデータが解説付きで掲載された手にしやすいサイズのパンフレットを利用するのが極めて有用である。 このパンフレットを各地の広報行事で配布するほか、裁判所への来庁者や企業、団体、学校等、幅広い層の国民に配布し、裁判員制度に関する基本的かつ正確な情報を提供することにより、引き続き制度の定着を進めたい。 そこで、制度広報用パンフレットの作成のために必要な経費を要求する。	4 4

(3) 出張講演会【要求】 ＜要求要旨＞ 出張講演会は、実際に刑事事件を担当している裁判官が求めに応じて、企業、商工会議所、学校、PTA、生活協同組合等に出向き、その経験談を交えて直接国民に裁判員制度について説明するものであり、これまでも各地の裁判所で実施してきているが、裁判員裁判に参加することへの漠然とした不安を有している方は依然として多く、参加意欲を高めるための情報として、具体的な経験談を求めている方が多い。そこで、多くの国民が裁判員を経験しつつある現状において、裁判官が出張講演会を行う際に、裁判員経験者を同行し、裁判員を経験して感じたことなどを率直に語っていただくことにより、一般国民の目線からの裁判員裁判の実情を直接参加者に伝えることができ、裁判員のやりがいについて具体的なイメージを持っていただき、参加意欲を高めることができると考えられる。 そこで、出張講演会の開催に必要な経費を要求する。 ＜開催計画＞ (実施庁) 地裁50庁 (日程) 年4回 (開催場所) 各地の企業、団体、学校等 (出席者) 出張先に応じ、市民十数名から100名程度まで（講師として裁判官及び裁判員経験者）	明細書 93E

経費積算内訳【要求】						明 細 書 頁
項・目・目細等	品 名 等	員 数 等	単価(円)	所要額(千円)	備 考	
(項) 最高裁判所 庁費 (印刷製本費)	制度広報用漫画の増刷	(83,350) 24,780部	(19,800) 24.200	600(1,650)		4 4 9 3 E
	制度広報用パンフレット	(63,200) 17,610部	(7,480) 4.840	85(473)		
(項) 下級裁判所 諸謝金 (講師等謝金)	出張講演会 裁判員経験者	50庁 2人 2時間 4回	5,100	4,080(4,080)		
職員旅費 (内国旅費)	協議会出席旅費 出張講演会 裁判官	200人	2,845	569(0)	広報課 経費より 組替	
委員等旅費 (協議会出席旅費)	出張講演会 裁判員経験者	400人	2,666	1,066(1,066)		
庁費 (会議費)	出張講演会	50庁 2人 4回	110.9	44(44)		

<u>裁判員制度の運営に必要な経費</u>	明 細
(1) 裁判員制度の運営等に関する有識者会議【要求】	書 頁
＜要求要旨＞	
裁判員制度の運用は、例えば、裁判員等選任手続など、国民生活に大きな影響を与えるものが多いことから、運用上の諸課題の検討に当たっては、法曹関係者のみならず、外部の有識者等も加わった会議を開催して、国民的視点から多角的に検討を進めていくことが不可欠であることから、最高裁判所に、裁判員制度の運営等に関する有識者会議を設置している。令和元年5月には、「裁判員制度10年の総括報告書」を公表したが、今後も引き続き有識者会議の助言を受けるなどして、裁判員制度の運用面の検討を行っていく必要がある。	4 4
また、最高裁判所は、裁判員制度施行後、毎年、裁判員裁判対象事件の取扱状況、裁判員及び補充裁判員の選任状況その他、裁判員法の実施状況に関する資料を公表しなければならない（裁判員法103条）。この公表に当たっても、あらかじめ有識者会議に公表内容を示して、意見を聴くことが有益である。	4 5
そこで、裁判員制度の運営等に関する有識者会議を開催するのに必要な経費を要求する。	B
＜開催計画＞	
開催回数 4回	
出席者 16人（うち、外部有識者8人中、謝金が必要となる者 7人）	
(2) 裁判員制度運用状況等に関する報告書【要求】	
＜要求要旨＞	
裁判員法は、裁判員制度に対する国民の理解と関心を深めるとともに、制度の運用の改善などのための検討に資するため、対象事件の取扱状況、裁判員及び補充裁判員の選任状況その他この法律の実施状況に関する資料を毎年公表すること（裁判員法103条）を定めている。	
裁判員制度の目的は司法に対する国民の理解の増進とその信頼の向上に資すること（同法1条）とされていることからすれば、公表資料は図表を用いるなどして国民に分かりやすく、かつ利用しやすい形式とすることが必要不可欠である。また、運用改善に向けた検討のためには、裁判員裁判の運用状況の客観的なデータに加え、裁判員制度の運営等に関する有識者会議での議論などを踏まえ、運用状況に対する評価・分析など、実態に即した検討を進める上で必要な様々な内容を含むものであり、相当程度の分量となる。さらに、裁判員制度の運用についてより広く周知するためには、大学などの教育機関や誰でも利用できる図書館などに誰もが手にすることのできる報告書を配布することが必要不可欠であり、刊行物という形式によって公表することが必須である。	
そこで、裁判員制度運用状況等に関する報告書を印刷するために必要な経費を要求する。	

(3) 裁判員経験者との意見交換会【要求】 ＜要求要旨＞ 裁判員制度の運用については、不断に検証し見直すべき点について迅速かつ柔軟に対応していく必要があるところ、そのためには裁判員の職務終了後、一定期間経過した後に感想や制度自体について改めて考えたこと、あるいは守秘義務やその他の負担等、言渡し直後では聞くことができない事項及び各庁固有の検討課題等について、裁判員経験者との意見交換会を実施することで率直な意見を聴くことが必要である。聴取した結果は各庁の運用改善等に役立てる。 そこで、裁判員経験者との意見交換会の実施に必要な経費を要求する。 (4) 裁判員等旅費【要求】 ＜要求要旨＞ 裁判員裁判においては、裁判員及び補充裁判員並びに裁判所の呼出しに応じて裁判員等選任手続の期日に出頭した裁判員候補者及び選任予定裁判員に対して、それぞれ旅費、日当及び宿泊料が支給される（裁判員法 1 1 条， 2 9 条 2 項， 9 7 条 5 項）。 そこで、これらの費用を支給するための経費を要求する。 (5) 裁判員候補者及び検察審査員候補者用コールセンター業務委託費（裁判員分）【要求】 ＜要求要旨＞ 裁判員候補者名簿（裁判員法 2 3 条）に記載された裁判員候補者に対しては、その旨を原則として前年の秋頃に一括して通知しなければならない（同法 2 5 条）ことから、同候補者からの電話照会が同通知直後の時期に集中する。また、検察審査員候補者名簿に記載された検察審査員候補者に対しても、その旨を同時期に一括して通知しなければならない（検察審査会法 1 2 条の 2 第 3 項）ことから、同様に、同候補者からの電話照会が同通知直後の時期に集中する。 令和 4 年用の裁判員候補者名簿は 2 3 万人から 2 5 万人規模に及ぶことが予想されており、他方で、検察審査員候補者は全国で約 7 万人の規模に及ぶことからすると、候補者からの電話照会に対応する業務量が膨大なものになることは確実であり、候補者からの電話照会が集中する時期に、裁判員候補者及び検察審査員候補者用のコールセンター業務を中央一括で外部委託し、職員の業務の効率化を図る必要がある。 そこで、コールセンター業務の外部委託に必要な経費を要求する。	明 細 書 頁 9 3 1 1 8 1 1 9 E

(6) 法廷及び裁判員関連諸室の I T 機器の借料等【要求】 <要求要旨> 裁判員制度が機能し、国民の間に根付いていくためには、裁判員裁判の公判において、裁判員が事件の内容等について理解し、評議の場で裁判官と対等に意見を述べ、数日間中には結論にいたることができる態勢を整えることが必要不可欠である。裁判に参加したことの無い国民が、公判の場で事件の内容等をスムーズに理解できるためには、職業裁判官が従来から行ってきた公判記録の閲読等による事件の理解という方法ではなく、公判廷のその場で、証拠等を見て、尋問を聴いただけで事件を理解することができるための方法が必要となる。 また、裁判員裁判の選任手続においては、オリエンテーションビデオの再生のほか、その他の選任手続等に必要な情報を、裁判員候補者全員に一斉にしかも効率的に伝えていかなければならない。 そこで、法廷、評議室及び裁判員候補者待合室の各裁判員関連諸室において、I T による視覚化が必要であるので、各部屋に備え付ける I T 機器の借料等経費を要求する。 (7) 通知書及び調査票等の印刷等、封入封緘及び発送並びに集計業務委託経費等 <要求要旨> (ア) 通知書及び調査票等の発送業務等委託経費【要求】 裁判員候補者名簿に記載された者には、その旨を通知しなければならないが（裁判員法 25 条）、やみくもに数多くの候補者を裁判所に呼び出すことを避けるために、通知書とともに調査票等を送付して、就職禁止事由や年間を通じて辞退事由に該当する者などをあらかじめ把握しておく必要がある。 令和 4 年に必要な裁判員候補者名簿は全国分を総計すると 23 万人から 25 万人規模に及ぶことが予想されていることから、裁判員候補者に対する通知書等を印刷、封入封緘、発送し、調査票を集計する業務は極めて膨大なものとなる。また、これらの作業は、名簿が調製された後、年内の短期間に処理しなければならないが、職員だけで処理することは非常に困難であり、外部業者を活用することが不可欠となる。 そこで、通知書等の印刷、封入封緘及び発送並びに裁判員候補者の調査票を集計する業務を外部業者に委託するのに必要な経費を要求する。	明 細 書 頁 1 1 9

(イ) 調査票送付時用制度説明用漫画の増刷【要求】	明 細 書 頁 1 1 8 1 1 9
裁判員候補者には、裁判員候補者名簿に記載された段階で、その旨を通知する文書とともに就職禁止事由等を尋ねる調査票等が送付される。この名簿記載通知は、裁判員制度における国民との最初の接点であり、この通知を行う際には、名簿記載の趣旨を正確に伝え、必要に応じて調査票への記入を促し、裁判員制度に対する基本的な情報を提供するとともに、より具体的に裁判員制度の内容や手続の流れについて知りたい裁判員候補者のニーズに応じて、種々の疑問や不安を解消すべく、より詳細な情報を提供することが必要である。 必ずしも十分に知識を有するとは限らない候補者に対し、裁判員制度に関する具体的なイメージや知識を提供し、無用の不安を抱かせないようにするためのツールとして、制度説明用漫画「よくわかる！裁判員制度Q&A」は、多くの国民が抱く疑問について、イラストと簡潔な説明文で答えており、詳細な情報を得たいという国民のニーズによく合致するため、これを調査票等に同封することが、非常に効果的である。 そこで、裁判員候補者名簿に記載された者に送付する制度説明用漫画を増刷するための経費を要求する。	
(ウ) 質問票送付時用制度説明用小冊子の増刷【要求】	
個別事件について裁判員候補者として選定された裁判員候補者には、事前に質問票を送付し、審理に参加することについての辞退の希望や支障の有無などを確認することになる。その際、調査票送付段階で提供した情報に加え、質問票を記載するために必要な知識や裁判員等選任手続期日における具体的な手続の流れなど、その段階で候補者が特に必要とするであろう情報に焦点を当て、これを分かりやすく説明するツールとしてパンフレットを同封することが有益であるが、この段階では、実際に裁判員となる可能性が高まっていることから、個々の裁判員候補者が抱くであろう疑問や不安もより具体的なものとなり、かつ、多岐にわたることが予想される。 そこで、そうした裁判員候補者の疑問や不安を解消するとともに、裁判員等選任手続期日への出頭率を高め、裁判員制度を安定的に運用していくために、質問票送付段階においては、調査票送付段階で提供した情報、上記パンフレットによって提供する情報に加え、裁判員制度そのものに関するより具体的かつ詳細な情報を提供することが不可欠となる。 よって、制度説明用の小冊子を増刷するための経費を要求する。	
(エ) 通知書等発送等に要する郵便料金【要求】	
裁判員等選任手続においては、以下のとおりの郵便によるやりとりが想定されている。 (a) 市町村の選挙管理委員会に対する通知等の発送 (b) 通知書等の発送及び調査票の返送 そこで、これに必要な郵便料金を要求するものである。	

(オ) 呼出状等送付に要する郵便料金【要求】 個別事件について、くじにより選定された裁判員候補者に対しては①呼出状（裁判員法２７条）を送付する。併せて、辞退事由等の有無を確認するために②質問票（裁判員法３０条）を送付する。そして、質問票の回答結果から辞退事由等に該当すると認められた裁判員候補者に対しては、③呼出取消通知（裁判員法２７条５項，６項）を送付する。 そこで、これに必要な郵便料金を要求するものである。	明 細 書 頁
	1 1 8
(8) 個別事件の裁判員候補者送付用パンフレット【要求】 <要求要旨> 個別事件で呼び出すべきとして選定された裁判員候補者が抱く不安や疑問を軽減又は解消するとともに、裁判員として選任されるまでの手続の流れを説明し、裁判員等選任手続期日への出頭を確保するため、裁判員制度に関する事項及びその後の手続等について分かりやすく解説したパンフレットを送付することは欠かせない。 そこで、このパンフレットを印刷、製本するために必要な経費を要求する。	1 1 9
(9) 障がい者対応経費（介助料及び手話通訳料等）【要求】 <要求要旨> 裁判員制度においては、広く国民が参加できる環境を整備することが重要である。 障がい者は、裁判員法の規定により、障がいの程度や事件の内容等によって職務の遂行に著しい支障があると認められる場合を除き、裁判員等を選任され得ることになるが、裁判員候補者名簿の規模は２３万人から２５万人にのぼることから、その中には一定数の障がい者が含まれることになる。 障害者基本法に基づき、障害者の自立及び社会参加の支援等の施策の総合的かつ計画的な推進を図るために策定された障害者基本計画（第４次）においても、障害者がその権利を円滑に行使できるよう、司法手続等において必要な環境の整備や障害特性に応じた合理的配慮の提供を行うことが求められており、刑事手続に参加する裁判員等に対しても、同法の趣旨を踏まえ、適切な配慮を行う必要がある。 裁判員制度の導入の意義を達成するには、障がい者が裁判員等を選任された際に支障なく参加できるよう、裁判所としても合理的な配慮を行うことが不可欠である。 そこで、身体障がい者について介助料、聴覚障がい者について手話通訳料等の経費を要求する。	

(10) 裁判員のメンタルヘルス対応電話相談等委託経費【要求】 ＜要求要旨＞ 裁判員裁判は、裁判員等が刑事手続に参加して、裁判官とともに審理に立ち会い、被告人の有罪・無罪や刑の重さを判断するものであり、その性質上、裁判員等に心理的な負担がかかるものである。特に、残虐な事件に携わったり、死刑を選択するか否かの判断を迫られる場面では、裁判員等にかかる心理的な負荷は大きく、裁判員等が身体的・精神的に不調を来す可能性がある。したがって、裁判員裁判に参加した裁判員等が広く、安心して利用でき、必要に応じてサポートできる体制を構築し、国民の参加意欲を損なうことがないようにする必要がある。 そして、医師による治療が必要な程度に至ったものはもとより、そこに至らない程度のもの、あるいは治療を要するかどうか判断できない限界事例のものについても、裁判所において何らかのケアやアドバイスを提供できるよう対応することが必要であるところ、専門的知識のない裁判所職員にはそのような対応を行うことは困難であり、メンタルヘルス対応の専門知識を有する民間業者に電話や面談によるカウンセリングを委託することが不可欠である。 そこで、上記委託に必要な経費を要求する。 (11) 裁判員制度の運用等に関するアンケート調査【要求】 ＜要求要旨＞ 裁判員制度は、ありとあらゆる階層や職種をバックグラウンドとした国民が多数参加するものであるから、制度の実施により生じた課題については迅速かつ柔軟に対処する必要があるが、このうち、選任手続等の運用の在り方や審理・評議の進め方といった課題については、法曹三者だけではなく実際の審理・評議に関与した裁判員・補充裁判員や、選任手続に出頭した裁判員候補者の感想や意見・要望を聴取し、その結果を分析することが極めて有益である。 また、裁判員裁判の運用主体である裁判所が、その目的が果たされているか、不断に運用状況を検証し、その改善に努めるべきことは当然であるが、そのためには、客観的なデータに加え、実際の審理・評議に関与した裁判員・補充裁判員や、選任手続に出頭した裁判員候補者の意見・要望が、実態に即した検討を進める上で重要な検討材料の一つとなることは明白であり、これまでと同様に調査を継続することが必要不可欠である。 そこで、裁判員等経験者及び裁判員候補者を対象としたアンケート調査を実施するために必要な経費を要求する。	明 細 書 頁 1 1 9

(12) 裁判員制度についての意識調査【要求】 ＜要求要旨＞ 裁判員制度は、国民の中から選任された裁判員が裁判官とともに刑事訴訟手続に関与することが司法に対する国民の理解の増進とその信頼の向上に資するとされている（裁判員法1条）ところ、裁判員裁判の運用主体である裁判所として、その目的が果たされているか、不断に運用状況を検証し、その改善に努めるべきことは当然である。 裁判員裁判の運用状況の検証に当たっては、事件数や審理日数等の客観的データを把握・分析し、また、アンケート調査や意見交換会を通じて裁判員等経験者の率直な意見・感想を聴取する必要があることはいうまでもないが、裁判員制度の趣旨が、国民が刑事裁判に参加することにより、裁判の内容や手続に国民の良識が反映されるとともに、司法に対する国民の理解が深まり、その信頼を高めるという点にあることに鑑みれば、運用改善の方向性を見極められるような検証をするためには、上記裁判員等の意見・感想に加え、制度の運用状況に関する国民一般の受け止め・評価を継続的に把握し、これらを総合的に分析・検討することが不可欠である。 なお、本調査は、上記のとおり、裁判員制度の運用に対する国民一般の受け止め・評価を把握し、今後の運用改善に役立てることを目的とするものであり、そのために必要な調査項目、調査実施方法等については、裁判所が主体となって決定し、実施する必要がある。 そこで、裁判員制度の運用に関する国民一般の意識調査を実施するために必要な経費を要求する。	明 細 書 頁
	1 1 9

経費積算内訳【要求】						明 細 書 頁
項・目・目細等	品 名 等	員 数 等	単価(円)	所要額 (千円)	備 考	
(項) 最高裁判所 諸謝金 (依頼協力謝金)	裁判員制度の運営等に関する有 識者会議			561(841)		4 4
	座 長	1人 4(6)回	22,700	91(136)		4 5
	委 員	6人 4(6)回	19,600	470(705)		9 3
庁費 (会議費)	裁判員制度の運営等に関する有 識者会議	8人 4(6)回	110.9	4(6)		B
(雑役務費)	裁判員制度についての意識調査			0(9,900)	(項)裁 判費に 組替	E
裁判資料整備費 (印刷製本費)	裁判員制度運用状況等に関する 報告書	(3,000) 2,800部	(141.702) 170.544	478(425)		
(項) 下級裁判所 諸謝金 (講師等謝金)	裁判員経験者との意見交換会	8人 133(146)回	6,000	6,384(7,008)		
庁費 (会議費)	裁判員経験者との意見交換会	8人 133(146)回	110.9	118(129)		

						明 細
項・目・目細等	品 名 等	員 数 等	単価(円)	所要額 (千円)	備 考	書 頁
(項) 裁判費 委員等旅費	裁判員等旅費			643,492(660,196)		1 1 8
裁判庁費 (印刷製本費)	個別事件の裁判員候補者送付用パ ンフレット	(96,000) 92,000部	(3.487) 4.840	445(335)		1 1 9
	通知書及び調査票等の印刷等, 封 入封緘及び発送並びに集計業務委 託経費等			9,267(7,023)		
	調査票送付時用制度説明用漫画 の増刷	241,600部	(19.800) 24.200	5,847(4,784)		
	質問票送付時用制度説明用小冊 子の増刷	(96,000) 107,200部	(23.320) 31.900	3,420(2,239)		
(通信運搬費)	裁判員候補者及び検察審査員候補 者用コールセンター業務委託費(裁判員分) 通話料金	一式	(2,656,174) 2,617,264	2,617(2,656)		
	通知書及び調査票等の印刷等, 封 入封緘及び発送並びに集計業務委 託経費等 通知書等発送等に要する郵便料 金			73,798(76,307)		

						明 細
項・目・目細等	品 名 等	員 数 等	単価(円)	所要額 (千円)	備 考	書 頁
(借料及び損料)	法廷及び裁判員関連諸室のIT機器の借料等	一式	(290, 722, 704) 296, 027, 356	296, 028 (290, 723)		1 1 9
(雑役務費)	裁判員候補者及び検察審査員候補者用コールセンター業務委託費(裁判員分) コールセンター設置経費	一式	(22, 770, 000) 18, 363, 272	18, 363 (22, 770)		
	通知書及び調査票等の印刷等, 封入封緘及び発送並びに集計業務委託経費等					
	通知書及び調査票等の発送業務等委託経費	一式	(48, 328, 060) 61, 116, 465	61, 116 (48, 328)		
	障がい者対応経費(介助料及び手話通訳料等)			5, 255 (5, 255)		
	介助料			4, 226 (4, 226)		
	裁判員等選任手続分	一式	1, 824, 284	1, 824 (1, 824)		
	審理関与分	一式	2, 402, 484	2, 402 (2, 402)		
	手話通訳料等			1, 029 (1, 029)		
	裁判員等選任手続分	一式	312, 000	312 (312)		
	審理関与分	一式	717, 000	717 (717)		

						明 細
項・目・目細等	品 名 等	員 数 等	単価(円)	所要額 (千円)	備 考	書 頁
特別送達料 (通信運搬費)	裁判員のメンタルヘルス対応電話相談等 委託経費	一式	(2,090,000) 2,178,000	2,178 (2,090)		1 1 9
	裁判員制度の運用等に関するアンケート調査	一式	5,167,391	5,167 (5,167)		
	裁判員制度についての意識調査	一式	9,900,000	9,900 (0)	(項)裁判 費より 組替	
	通知書及び調査票等の印刷等，封 入封緘及び発送並びに集計業務委 託経費等 呼出状等送付に要する郵便料金			106,686 (110,800)		

裁判員候補者名簿管理システム経費

裁判員候補者名簿管理システムの運用等【要求】

<要求要旨>

裁判員裁判の実施に当たっては、①候補者名簿の調製及び管理、②呼び出すべき裁判員候補者の選定、③裁判員等の選任等の業務が必要であり、候補者名簿は毎年約24万人の規模に及ぶため、これらの業務量は膨大なものとなる。裁判員候補者名簿管理システムは、候補者名簿の調製から裁判員等の選任に至るまで、各業務に必要な機能を有しており、裁判員制度を支える基幹となるシステムとして、裁判員制度の円滑な運用に必要不可欠なものである。このシステムは、最高裁判所データセンタにサーバを、裁判員裁判実施庁にクライアント端末等を整備して稼働している。同システムを引き続き安定的に稼働させるためには、サーバ及びクライアントPC一式の借料、運用保守等経費及びバックアップテープの保管料が必要となる。

また、裁判員候補者名簿管理システム及び裁判員量刑検索システムにおいて利用する共通基盤（サーバ）等の機器更改が令和3年度に予定されており、更改機器の搬入、設置及び各種設定作業、機器更改に伴うシステムの改修等の作業並びに現行サーバ機器等の撤去等の作業が必要となる。

そこで、裁判員候補者名簿管理システムの稼働に必要な経費とともに、機器更改に伴う改修作業のための経費等を要求する。

明 細

書 頁

1 2 0

経費積算内訳【要求】						明 細 書 頁
項・目・目細等	品 名 等	員 数 等	単価(円)	所要額（千円）	備 考	
(項) 裁判費 裁判庁費 (消耗品費)	バックアップテープ等の購入	一式	704,000	704(0)		1 2 0
(借料及び損料)	サーバ及びクライアントパソコン一式借料等 経費(現行)			51,974(73,154)		
	サーバ	一式	(60,336,540) 40,224,360	40,225(60,337)		
	PC	一式	(12,816,777) 11,748,712	11,749(12,817)		
	サーバ及びクライアントパソコン一式借料等 経費(更改後)			43,440(0)		
	サーバ	一式	42,343,840	42,344(0)		
	PC	一式	1,096,330	1,096(0)		
(雑役務費)	運用保守費用	一式	(87,975,087) 98,931,128	98,931(87,975)		
	市町村配布用ソフトウェア保守料	一式	4,116,200	4,116(4,116)		
	バックアップテープ保管料	一式	(166,232) 139,920	140(166)		
	次期サーバ及びソフトウェアの納入・構築 費用	一式	(16,019,289) 50,858,577	50,859(16,020)		

						明 細
項・目・目細等	品 名 等	員 数 等	単価(円)	所要額 (千円)	備 考	書 頁
	機器更改に伴う改修等	一式	(95,468,274) 200,887,830	200,888 (95,469)		1 2 0
	現行サーバの撤去等	一式	1,410,420	1,410 (0)		

量刑検索システム経費

量刑検索システムの運用等【要求】

<要求要旨>

量刑検索システムは、最高裁判所データセンタにサーバを設置してWeb方式のデータベースを構築し、裁判所内のネットワークを通じて、全国の裁判所の端末から裁判官が、データの入力、検索、出力等の作業を行うとともに、検察官・弁護人に対しても、裁判所に設置した開示専用の端末を利用してこれを開示し、データの利用を可能としている。

本システムを利用した量刑資料の作成は、検察官及び弁護人による論告又は弁論の準備段階や評議中に行われることから、もしその運用に支障が発生すれば、全国の裁判員裁判の進行にとって大きな障害となることは必至である。そのため、システムを引き続き安定稼働させるための運用保守等経費及び開示専用端末の借料経費が必要となる。

また、令和3年度には本システムのサーバ機器及びクライアント端末の更改に伴う本システムの改修が予定されており、それらの対応作業が必要となる。

そこで、量刑検索システムの安定稼働に必要な費用とともに、機器更改に伴う改修作業のための費用を要求する。

なお、開示専用端末の借料については、複数年度にわたる契約を締結する必要があるため、併せて5箇年の国庫債務負担行為によることを要求しており、令和3年度はその5年目である。同リース期間は令和4年2月に満了するため、新たに開示専用端末の借料が必要である。

明 細

書 頁

1 2 0

1 2 1

経費積算内訳【要求】						明 細 書 頁
項・目・目細等	品 名 等	員 数 等	単価(円)	所要額（千円）	備 考	
(項) 裁判費 裁判庁費 (消耗品費)	開示専用端末のソフトウェア等	一式	540,595	541(0)		1 2 0
(借料及び損料)	開示専用端末借料 (H28)			1,123(1,242)		1 2 1
	H29国債分	一式	(1,219,123) 1,117,529	1,118(1,219)		
	R元国債分	一式	(22,576) 4,311	5(23)		
	開示専用端末借料 (R3)	一式	169,082	169(0)		
(雑役務費)	運用保守費用	一式	(9,013,125) 7,116,886	7,117(9,013)		
	ソフトウェア保守等	一式	(2,499,919) 2,045,964	2,046(2,500)		
	機器更改に伴う改修等	一式	(15,382,400) 60,192,000	60,192(15,383)		

審査関係経費	明 細 書 頁
(1) 審査補助員手当・旅費【要求】 ＜要求要旨＞ 検察審査会は、審査を行うに当たり、法律に関する専門的な知見を補う必要があると認めるときは、弁護士の中から事件ごとに審査補助員を委嘱することができる（検察審査会法３９条の２，任意的審査補助員）。 また、検察審査会が、起訴相当議決（検察審査会法３９条の５第１項１号）をした事件について、検察官が再度不起訴処分をしたとき又は一定期間内に処分を行わなかったときは、当該検察審査会は改めて審査を行わなければならない（検察審査会法４１条の２第１項，２項），その審査（２回目の審査）においては、必ず審査補助員を委嘱しなければならない（検察審査会法４１条の４，必要的審査補助員）。 これらの審査補助員には、別に法律（裁判所職員臨時措置法により準用される一般職の職員の給与に関する法律２２条１項）で定めるところにより手当が支給され、さらに、政令で定めるところにより旅費，日当及び宿泊料が支給される（検察審査会法３９条の４，検察審査員等の旅費，日当及び宿泊料を定める政令）。 そこで、これらの費用を支給するための経費を要求する。	1 0 2 1 0 3 1 0 4
(2) 情報公開・個人情報保護審査委員会【要求】 ＜要求要旨＞ 検察審査会行政文書開示及び保有個人情報開示手続について、苦情申出制度が設けられた。苦情申出がなされた場合には、客観性及び透明性を確保するため、学識経験者等で構成する情報公開・個人情報保護審査委員会を開催し、同委員会の意見を聴いた上で、苦情申出に対応することが不可欠である。 そこで、同委員会の運営に必要な経費を要求する。	
(3) 実地見分・所在尋問立会【要求】 ＜要求要旨＞ 審査事件によっては、事件の真相を究明把握するために実地見分をすることが必要となる。この実地見分は、裁判所が行う検証と同様のものであり、検察審査会事務官がこれに立ち会って、実地見分調書を作成しなければならない。 また、同様の目的で、重要証人が病気等で出頭不能の場合、その現在する場所において尋問することが必要となる。この所在尋問も、裁判所が裁判所外において行う証人尋問と同様であり、検察審査会事務官がこれに立ち会って、調書を作成しなければならない。 そこで、実地見分及び所在尋問の実施に必要な経費を要求する。	

(4) 検察審査員旅費【要求】

<要求要旨>

検察審査会は合議体で構成されていることから、検察審査員及び補充員を招集して検察審査会議を開く必要がある（検察審査会法２２条，２５条）。

出頭した検察審査員及び補充員には、旅費，日当及び宿泊料が支給される（検察審査会法２９条，検察審査員等の旅費，日当及び宿泊料を定める政令）。

そこで，これらの費用を支給するための経費を要求する。

<積算内訳>

所要額

１回の会議開催当たりの必要額 (A)	令和３年度会議回数見込み (B)	令和３年度要求額(A)×(B) (C)
121,295円	1,940回	235,312千円

(5) 検察審査会議証人旅費【要求】

<要求要旨>

審査事件によっては，事件の真相を究明するため証人の尋問を行い（検察審査会法３７条），事件処理の適正を期するため専門的助言者の意見を求める必要がある（検察審査会法３８条）。

出頭した証人及び専門的助言者には，旅費，日当及び宿泊料が支給される（検察審査会法３９条，検察審査員等の旅費，日当及び宿泊料を定める政令）。

そこで，これらの費用を支給するための経費を要求する。

(6) 図書（判例六法）【要求】

<要求要旨>

審査事件の処理に当たっては，被疑罪名，法定刑，時効期間等を六法で確認する必要があることから，各検察審査会に審査会用の六法が必要となる。

そこで，この六法の購入に必要な経費を要求する。

明 細
書 頁

1 0 3

(7) 検察審査員候補者名簿管理システム【要求】

<要求要旨>

検察審査員候補者名簿管理システムは、年間約7万人の規模となる検察審査員候補者情報をシステムで管理し、この情報を利用して、名簿記載通知、前科照会などの資格調査、過去5年間の履歴情報の検索、選定等の事務処理の合理化を図っており、検察審査会制度の運営に不可欠なシステムとなっているが、このシステムが円滑に稼働するためには、システム専用端末一式の借料、運用保守経費及び消耗品費が必要である。

そこで、これらシステムの稼働に必要となる経費を要求する。

なお、システム専用端末一式の借料については、複数年度にわたる契約を締結する必要があるため、併せて5箇年の国庫債務負担行為によることを要求しており、令和3年度はその5年目である。同リース期間は令和4年2月に満了するため、新たにシステム専用端末一式の借料、運用保守経費及び同端末のOSに対応するためのソフトウェアの取得が必要である。

(8) 検察審査会ハンドブック【要求】

<要求要旨>

検察審査員及び補充員は国民の中から選ばれ、また、任期も6か月と短いことから、選定後の早い段階で職務遂行に必要な知識を身につけてもらわなければならない。そのためには、検察審査会制度の目的や会議の進め方などを分かりやすく解説した資料を検察審査員に速やかに提供する必要がある。そこで、審査会議の進め方、審査・議決の方法、取扱事件の秘密保持義務など、検察審査員として要求される基本的な知識を得てもらうための資料を作成し、検察審査員及び補充員に配布している。

加えて、この資料には、元検察審査員の感想文も盛り込み、検察審査員のための入門書にとどまらず、検察審査会事務局の担当者にも配布し、執務の参考としてもらうほか、各選挙管理委員会への配布や検察審査会制度についての各種問合せに適切に対応できるように利用されている。

そこで、このようなハンドブックを印刷、製本するために必要な経費を要求する。

<配布計画>

区分	検察審査員・ 補充員等	高裁本庁	地裁		検察審査会 事務局	最高裁	計
			本庁	検審所在支部			
配布部数	(165庁×44) 7,260	(8庁×1) 8	(50庁×1) 50	(98庁×1) 98	(165庁×7) 1,155	78	8,649

明 細
書 頁

1 0 3

1 0 4

(9) リーフレット【要求】

<要求要旨>

検察審査会の審査が当初から充実したものとなるためには、検察審査員及び補充員として選定された者が検察審査会制度について一定の理解を有していることが好ましいが、選定された審査員等の制度についての理解度は十分ではないのが実情であり、候補者に選ばれただけで不安感を抱く者が少なくない。そこで、検察審査員、補充員及びその候補者はもちろん、検察審査員となり得る国民に広く検察審査会制度の概要を把握してもらい、不安感を軽減又は解消し、安心して審査会議に参加してもらうために、検察審査会制度についての基本的知識をイラスト入りで簡潔かつ分かりやすく説明したリーフレットを利用することが有効である。

そこで、このようなリーフレットを作成するための経費を要求する。

(10) 検察審査員等の招集用費用【要求】

<要求要旨>

検察審査会議を開催するためには、検察審査員及び補充員全員（22人）に対して招集状を発しなくてはならず（検察審査会法22条）、この場合の招集状の発送は、検察審査会法施行令16条の定めるところにより原則として民事訴訟に関する法令の規定中送達に関する規定（公示送達に関する規定を除く。）を準用して行うこととされている。

また、検察審査会における証人に対する呼出状の送達は、検察審査会法施行令24条の規定により検察審査員及び補充員に対する招集状の送達と同一の方法によることとされている。

さらに、検察審査会法では年8回の会議の開催を義務付けており（検察審査会法15条1項、21条1項）、会議の開催には11人の出頭者が必要であるが（検察審査会法25条1項）、審査員等の出頭を確保するためには、郵便の活用が効果的である。

そこで、審査員等の招集に必要な経費を要求する。

<積算内訳>

所要額

1回の会議招集当たりの必要額 (A)	令和3年度会議回数見込み (B)	令和3年度要求額(A)×(B) (C)
4,350円	1,940回	8,439千円

明 細
書 頁

1 0 4

(11) 裁判員候補者及び検察審査員候補者用コールセンター業務委託費（検察審査員分）【要求】 ＜要求要旨＞ 検察審査員候補者名簿に記載された検察審査員候補者に対しては、その旨を前年の秋頃に一括して通知しなければならない（検察審査会法１２条の２第３項）ことから、同候補者からの電話照会が同通知直後の時期に集中する。また、裁判員候補者名簿に記載された裁判員候補者に対しても、その旨を原則として同時期に一括して通知しなければならない（裁判員法２５条）ことから、同様に、同候補者からの電話照会が同通知直後の時期に集中する。 検察審査員候補者名簿は全国で約７万人の規模に及び、他方で、裁判員候補者名簿は２３万人から２５万人規模に及ぶことが予想されていることからすると、候補者からの電話照会に対応する業務量が膨大なものになることは確実であり、候補者からの電話照会が集中する時期に、検察審査員候補者及び裁判員候補者用のコールセンター業務を中央一括で外部委託し、職員の業務の効率化を図る必要がある。 そこで、コールセンター業務の外部委託に必要な経費を要求する。 (12) 通知書等の発送及び質問票の返送に要する郵便料金【要求】 ＜要求要旨＞ 検察審査会は、年間約７万人の検察審査員候補者に対して、検察審査員候補者名簿に記載された旨の通知を发出しなければならない（検察審査会法１２条の２第３項）。 また、検察審査員となることのできない事由があるかどうかについて調査するため（検察審査会法１２条の３）、候補者に質問票を送付し（検察審査会法１２条の４）、候補者から回答を返送してもらう必要がある。 これらの通知等は郵便により行うため、そのための郵便料金が必要である。 そこで、これらの郵送に必要な郵便料金を要求する。 (13) 通知書及び質問票等の印刷、封入封緘及び発送業務委託経費【要求】 ＜要求要旨＞ 検察審査会は、検察審査員候補者名簿調製後、同名簿に記載された者全員に一齐に通知を发出し、また、任期を異にする候補者（検察審査会法９条２項、１４条、第１群から第４群）ごとに時期を異にして資格審査のための質問票を送付しなければならない。検察審査員候補者名簿は年間約７万人の規模であり、通知書等を印刷、封入封緘するだけでなく、各群ごとの発送書類の分別など発送に関する作業は極めて膨大なものとなる。 また、発送業務は、名簿が調製された後、短期間（１か月以内）に処理しなければならないことから、これらの業務を職員だけで処理することは極めて困難であり、外部業者を活用することが不可欠となる。 そこで、通知書等の印刷、封入封緘及び発送業務を外部業者に委託するのに必要な経費を要求する。	明 細 書 頁 1 0 4

(14) 手話通訳料【要求】 ＜要求要旨＞ 検察審査会における審査は，検察審査会議において検察審査員同士が相互に十分な意見交換をした上で，事件についての結論，すなわち議決を出すという経過をたどるが，聴覚障がい者が検察審査員になった場合は，他の検察審査員との意見交換に不自由を来すことになる。これら聴覚障がい者が不自由なく検察審査会議に参加し，十分に円滑な意見交換ができるよう配慮するためには，手話通訳者の手当てをする事が必要である。 そこで，手話通訳者の手当てのために必要な経費を要求する。 (15) 介護料【要求】 ＜要求要旨＞ 障害者自立支援法の制定により，障がい者も自立した社会生活を営むことができるように十分な配慮を行う必要性が一層高まっているが，検察審査会においても，外出時に移動介護が必要な者が検察審査員又は補充員に選定された場合に，その者が不自由を感じることなく審査会議に参加できるよう，介護事業者と契約を結び，介護者をつける必要が生じてくる。 そこで，介護者をつけるために必要な経費を要求する。	明 細 書 頁 1 0 4

経費積算内訳【要求】						明 細 書 頁
項・目・目細等	品 名 等	員 数 等	単価(円)	所要額(千円)	備 考	
(項) 検察審査費 委員手当	審査補助員手当			4,145(4,329)		1 0 2
諸謝金 (依頼協力謝金)	情報公開・個人情報保護審査委員会 委 員 長 委 員	1人 7(4)回 2人 7(4)回	22,700 19,600	434(248) 159(91) 275(157)		1 0 3
職員旅費 (内国旅費)	実地見分・所在尋問立会			527(527)		
委員等旅費	審査補助員旅費			173(181)		
検察審査員旅費	検察審査員旅費			235,312(241,725)		
証人等旅費	検察審査会議証人旅費			142(142)		
庁費 (備品費)	検察審査員候補者名簿管理システム端末 専用プリンタ			0(792)		
(消耗品費)	図書(判例六法)	165冊	4,840	799(799)		
	検察審査員候補者名簿管理システム		(369,600)	2,249(370)		
	システム用消耗品	一式	407,880	408(370)		
	システム用ソフトウェア	62台	29,700	1,841(0)		

						明 細 書 頁
項・目・目細等	品 名 等	員 数 等	単価(円)	所要額 (千円)	備 考	
(印刷製本費)	検察審査会ハートブック	(8,766) 8,649部	(26,620) 38,940	337(233)		1 0 4
	リーフレット	(304,099) 338,643部	(2,024) 3,630	1,229(615)		
(通信運搬費)	検察審査員等の招集用費用	(1,979) 1,940回	(4,249) 4,350	8,439(8,409)		
	裁判員候補者及び検察審査員候補者用コールセンター業務委託費(検察審査員分) 通話料金	一式	(295,130) 290,807	291(295)		
(借料及び損料)	通知書等の発送及び質問票の返送に要する郵便料金	一式	15,233,790	15,234(15,234)		
	検察審査員候補者名簿管理システム用パソコン借料(H28)			1,079(1,194)		
	H29国債分	一式	(1,171,536) 1,073,908	1,074(1,172)		
	R元国債分	一式	(21,696) 4,048	5(22)		
	検察審査員候補者名簿管理システム用パソコン借料(R3)	一式	162,225	162(0)		

						明 細
項・目・目細等	品 名 等	員 数 等	単価(円)	所要額 (千円)	備 考	書 頁
(会議費)	情報公開・個人情報保護審査委員会	3人 7(4)回	110.9	2(1)		1 0 4
(雑役務費)	検察審査員候補者名簿管理システム			3,901(9,239)		
	運用保守費用	一式	(3,684,230) 3,900,578	3,901(3,684)		
	リプレイス改修費用			0(5,555)		
	裁判員候補者及び検察審査員候補者 用コールセンター業務委託費(検察審査員分)		(2,530,000)			
	コールセンター設置経費	一式	2,040,364	2,040(2,530)		
	通知書及び質問票等の印刷, 封入封 緘及び発送業務委託経費	一式	(12,998,150) 13,664,475	13,664(12,998)		
	手話通訳料	4人 6回 3人	23,500	1,692(1,692)		
	介護料	18人 6回 1人	(12,787) 12,580	1,359(1,381)		

裁判の迅速適正処理経費裁判の迅速適正処理経費

指定弁護士に支払う手当【要求】

<要求要旨>

平成16年改正検察審査会法（平成21年5月21日施行）により、検察審査会が起訴相当議決をしたのに対し、検察官が当該議決に係る事件について、再度不起訴処分をしたとき又は一定期間内に処分を行わなかったときは、当該検察審査会は、改めて審査を行わなければならない、その審査において、改めて起訴を相当と認めるときは、検察審査員8人以上の多数により、起訴をすべき旨の議決をすることになる。この起訴議決があると、裁判所により検察官の職務を行う弁護士が指定され、この指定弁護士が、起訴議決に係る事件について、公訴を提起し、その維持に当たることになる。指定弁護士に対しては、政令で定める額の手当が支給され、指定弁護士が職務により出張したときは、旅費を加算した額の手当が支給されることになっている。

そこで、この手当を支給するための経費を要求する。

<積算内訳>

(報酬分)

指定弁護士が必要となる事件数	1名当たりの手当額	所要額（千円）
5件（15人）	1,713,872円	25,708

(旅費分)

審級の別	旅費の加算が必要となる件数	平均開廷回数	1回当たりの旅費額	合計額（千円）
最 高 裁	1件（3人）	1回	46,921円	494
高 裁	2件（3人）	2回	26,489円	
地 裁	1件（3人）	2.7回	4,345円	

明 細
書 頁

107

経費積算内訳【要求】

項・目・目細等	品 名 等	員 数 等	単価(円)	所要額 (千円)	備 考
(項) 裁判費 諸謝金	指定弁護士に支払う手当			26,202 (26,202)	
	報酬分	5件 3人	1,713,872	25,708 (25,708)	
	旅費分			494 (494)	
	最高裁	1件 3人 1回	46,921	141 (141)	
	高裁	2件 3人 2回	26,489	318 (318)	
	地裁	1件 3人 2.7回	4,345	35 (35)	

明 細
書 頁

1 0 7

通信傍受法用システム経費

＜要求要旨＞

第190回通常国会で成立した刑事訴訟法等の一部を改正する法律のうち、通信傍受の合理化・効率化に係る特別の機能を有する再生・記録装置を用いる傍受に関する事項は、令和元年6月1日に施行された。

改正法においては、裁判所書記官その他の裁判所の職員（以下「裁判所職員」という。）が、裁判官の命を受け、傍受すべき通信を暗号化するための変換符号及びこれを復号するための対応変換符号を作成し、通信管理者等や検察官又は司法警察員（以下「捜査官」という。）に提供したり、自ら保管すること（改正法9条）が定められている。

（ア）変換符号等作成装置等の保守【要求】

変換符号等作成のための変換符号等作成装置及び聴取等のための傍受の原記録聴取等装置の各装置が地方裁判所に整備され、運用されているところ、その運用に予期できない障害が生じた場合、捜査遅延の原因となり裁判所のみならず捜査機関にも重大な影響を及ぼすこととなる。そこで、制度の安定的な運用を確保するためには、業者による保守業務が必要不可欠であることから、これに必要な経費を要求する。

（イ）特定電子計算機等への秘密鍵の格納作業【要求】

特定電子計算機を用いる傍受を実施する場合は、変換符号等の作成に際し、捜査官が指定した特定電子計算機（以下「指定特定電子計算機」という。）以外の機器において用いることができないようにするための技術的措置を講じた上で、捜査官に提供することになる（改正法9条2号ロ）。この点、裁判所に整備されている変換符号等作成装置では、この技術的措置として、変換符号等自体を指定特定電子計算機に対応する公開鍵で暗号化する方法を採用しており、この暗号化された変換符号等は、指定特定電子計算機に埋め込まれた秘密鍵によってのみ復号することができることから、特定電子計算機のセキュリティチップには、それぞれ装置固有の秘密鍵が格納されている必要がある。

また、変換符号の複製等による悪用を防ぐため、通信管理者等が使用する送信装置用の変換符号にも技術的措置類似の措置を講じることとしていることから、各送信装置のセキュリティチップには、送信装置共通の秘密鍵が格納されている必要がある。厚生労働省では、近く特定電子計算機及び送信装置の新設が予定されているところ、各装置が新設された場合には、変換符号の複製等による悪用を防ぐという目的に照らし、裁判所において各装置のセキュリティチップへの秘密鍵の格納作業を行う必要がある。

そこで、上記作業に必要な経費を要求する。

明 細
書 頁

1 1 7

経費積算内訳【要求】

項・目・目細等	品 名 等	員 数 等	単価(円)	所要額 (千円)	備 考
(項) 裁判費 裁判庁費 (雑役務費)	変換符号等作成装置等の保守	一式	(8, 206, 000) 7, 624, 909	7, 625 (8, 206)	
	特定電子計算機等への秘密鍵の格納作業	一式	1, 364, 000	1, 364 (0)	

明 細
書 頁

1 1 7

ビデオリンクシステム経費【要求】

＜要求要旨＞

平成12年11月1日から犯罪被害者保護関連法が施行され、裁判官及び訴訟関係人が在席する場所以外の同一構内の適当な場所に証人を在席させ、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話することができる方法（ビデオリンク方式）による証人尋問制度が導入された。また、刑事訴訟法等の一部を改正する法律（平成28年法律第54号）の施行により、平成30年6月1日から、同一構内以外の裁判所規則で定める場所に証人を在席させる、構外ビデオリンク方式による証人尋問を行うことができるようになった。

平成17年4月1日から犯罪被害者等基本法が施行され、犯罪被害者等施策の重要性は増しており、同法8条に基づき同年12月に閣議決定された犯罪被害者等基本計画の中でも、ビデオリンク等の措置の周知徹底及び一層の適正な運用がうたわれているところ、性犯罪等の被害者や証人の保護、負担軽減のために、ビデオリンク方式による証人尋問（構外ビデオリンクを含む。）を適正かつ円滑に実施するべく、ビデオリンクシステム及びIPネットワーク回線網を整備している。

これらの運用のためには、ビデオリンクシステムについては、機器の借料のほか、本件システム機器をシステム整備庁以外の尋問実施庁に運搬するための経費（運搬費）、不具合が生じた場合に、修理等の対応をとるための経費（修理費）が必要となる。また、IPネットワーク回線網については、回線費用及び回線機器借料が必要となる。

そこで、ビデオリンクシステム及びIPネットワーク回線網に必要な経費を要求する。

なお、ビデオリンクシステム及びIPネットワーク回線網は、民事事件や家事事件等における利用も想定している。

明 細
書 頁

1 1 7

1 1 8

経費積算内訳【要求】						明 細 書 頁
項・目・目細等	品 名 等	員 数 等	単価(円)	所要額 (千円)	備 考	
(項) 裁判費 裁判庁費 (通信運搬費)			(98,877)			1 1 7
	ビデオシステム運搬費	20(17)回	103,256	2,065(1,681)		1 1 8
	ネットワーク回線費用	一式	(15,221,382) 15,221,376	15,221(15,221)		
(借料及び損料)	ビデオシステムの借料	一式	45,470,304	45,471(45,471)		
	ネットワーク回線機器借料	一式	8,576,304	8,576(8,576)		
(雑役務費)	ビデオシステム修理費	12回	(125,924) 97,605	1,171(1,511)		
	IPネットワーク回線移設費用			0(405)		

行 政 局 經 費

目 次

一	裁判資料の整備に必要な経費	-----	4 8 9
二	裁判事務の迅速適正化に必要な経費		
	裁判運営の改善経費	-----	4 9 1
三	知的財産権関係事件の処理態勢の充実強化に必要な経費		
1	知的財産権関係事件の処理経費	-----	4 9 3
2	知的財産権関係事件の審理の充実改善に必要な経費	-----	4 9 6
四	労働審判制度の実施に必要な経費		
1	労働審判事件の処理経費	-----	5 0 4
2	労働審判制度の充実経費	-----	5 0 7
五	行政事件の処理態勢の充実強化に必要な経費		
	行政事件の審理の充実改善に必要な経費	-----	5 0 9

<u>裁判資料の整備に必要な経費</u> (1) 行政事件関係等専門図書【要求】 ＜要求要旨＞ 行政事件，労働事件及び労働関係行政事件は，一般の訴訟事件に比べると，そのいずれもが特殊な法分野を対象とするものである一方，多くの事件が市民の生活環境や生活状況など，日常生活に直結する問題をはらんでいるため，世間の注目を集めることが多い分野でもある。よって，裁判所としては，その判断内容が社会に与える影響に鑑み，特に慎重な審理が必要となる。 また，上記の分野に属する事件は，都市計画に関するものなど，争点が専門的かつ複雑であるものや，国際取引をめぐる課税等新規性のある争点を含むもの，また，高齢者継続雇用問題や，非正規労働者雇止め問題，業務に起因する精神疾患に関する問題等，社会情勢やライフスタイルの変化に伴って生じる新たな論点が含まれるものなど，多様な様相を呈している。 これらの状況を踏まえれば，常に最新の各種専門図書を整備し，随時参照することができるようにしておくことは，適正な裁判実現のために欠かすことができない。 そこで，今年度も引き続きこれらの分野の専門図書を整備するための経費を要求する。	明 細 書 頁
(2) 労働訴訟等手続案内リーフレット【要求】 ＜要求要旨＞ 近年，雇用形態の構造的変化に伴い，労働者としての地位の確認，残業代等の未払いをめぐる個別的労働紛争の増加が著しい。裁判所には，これら生活に直接打撃を与える労働紛争に直面した一般市民のために個別労働紛争を解決するための様々な手続があるが，その中から事案に応じた適切な解決手続を選択し，裁判所の手続を容易に利用できるようにするため，裁判所の手続や手続ごとの違い，選択する際のポイント等を教示した手続案内リーフレットを作成し，各裁判所や都道府県労働局及び労働基準監督署等の関係機関に配布することが必要である。 そこで，今年度も引き続き本リーフレットを作成するための経費を要求する。 ＜必要とする部数＞ 1 5 0，0 0 0 部	3 0 B

経費積算内訳【要求】

項・目・目細等	品 目 等	員 数 等	単価（円）	所要額（千円）	備 考
(項) 最高裁判所 裁判資料整備費 (消耗品費)	行政事件関係等専門図書			12,791(12,790)	
(印刷製本費)	労働訴訟等手続案内リーフレット	(270,000) 150,000部	(1,793) 2,200	330(484)	

明 細
書 頁

3 0
B

裁判事務の迅速適正化に必要な経費

裁判運営の改善経費

行政事件実態調査連絡旅費【要求】

<要求要旨>

近年、国民の権利意識の高まりや法曹人口の増大、行政活動の複雑困難化等を背景に、行政事件の新受件数は高い水準で推移しており、各裁判所においては、行政事件を特定の部に集中させたり、人的物的な態勢を強化するなど、審理を充実させるための様々な工夫等を行っているところである。

種々の行政事件等を適正迅速に処理する上で、裁判所が取るべき態勢（事件の配てん、部の構成、部の人数等）を検討するに当たり、各庁における事件処理の実態とその問題点を把握するため、実態調査を行う必要がある。

そこで、今年度においても、引き続きこのための経費を要求する。

<調査連絡計画>

区 分		係 官	
		局 課 長	事 務 官
対 象 庁	高 裁	3 人	3 人
	地 裁	8 人	8 人

経費積算内訳【要求】

項・目・目細等	品 目 等	員 数 等	単価（円）	所要額（千円）	備 考
(項) 最高裁判所 職員旅費 (内国旅費)	行政事件実態調査連絡旅費 (滞在 1 日) 局 課 長	高 裁 3人 地 裁 8人	49,853	943(943)	
				517(517)	
				150(150)	
				367(367)	
				426(426)	
				125(125)	
	事 務 官	高 裁 3人 地 裁 8人	41,678 37,671	301(301)	

明 細
書 頁

3 5

知的財産権関係事件の処理態勢の充実強化に必要な経費

知的財産権関係事件の処理経費

(1) 知的財産権保護のための裁判手続の充実・強化

近年、日本の経済的競争力を維持していくためには、知的財産権保護の強化が不可欠であるとして、訴訟における紛争処理機能の充実強化が求められているところ、特に昨今は、オープン・イノベーションによる技術革新の進展に伴う知的財産権の流動性の高まりや、産業構造やビジネスモデルが変革する中、知的財産権の安定性の確保が重要であるとされ、処理態勢のより一層の強化が必要となっている。また、経済のグローバル化がますます進展するとともに、知的財産権の保護を巡る環境も、国際的な動向による影響がより強まっていることから、諸外国の情報をいち早く取り入れ、素早く対応することもまた強く求められている。これまでも、審理の迅速化、専門性の向上及び情報の公開に努め、一定の成果を上げてきたところではあるが、引き続き諸外国における制度の研究も含めた多角的な分析を行うとともに、必要な施策を以下のとおり積極的に講じていかなければならない。

知的財産権関係事件専門図書【要求】

<要求要旨>

知的財産権関係事件は、その処理のために専門的知見を要することから、裁判所調査官を活用している。知的財産権関係事件を担当する裁判所調査官は、個々の裁判官が有する既存の法的知識では賄いきれない特許・実用新案などを始めとする技術的事項に関する最先端の情報、知識を補うことを主たる役割としており、その職務を十全に果たすためには、関係する各分野における専門図書を随時参照し、技術情報を入手しておくことが不可欠である。

他方、裁判所調査官による調査等を踏まえて、その法的判断を下すのは裁判官であり、裁判官が当該分野の法知識を習得しておくことは必須であるといえる。そのため、裁判官が絶えず当該分野における最新の法的論点、法的問題を参照し、理解できる環境整備を図ることが必要である。

そこで、今年度も引き続きこれらの専門図書を整備するための経費を要求する。

明 細
書 頁

B

(2) 専門委員用パンフレット【要求】 ＜要求要旨＞ 知的財産権関係事件は、対象となる技術分野が極めて広汎であり、また、特許権侵害における差止請求のような民事訴訟のほかに、知的財産権に関する審決取消請求事件のような特殊な事件も存在する。このため、専門委員が具体的にどのような関与を求められるのか、具体的な事件においてどのような説明をすればよいのか理解しにくい面がある。適切な専門委員を選任し、専門委員制度を有効に活用するためには、推薦母体となる各関係機関や選任される専門委員に、この点を事前に十分に理解してもらう必要がある。 そこで、今年度も引き続き、一般の専門委員用パンフレットに加え、知的財産権関係事件に関し、これらの点を分かりやすく詳細に説明したパンフレットを作成するための経費を要求する。 ＜配布計画＞ 知財高裁 650部、 大阪地裁 50部	明 細 書 頁
	4 2
(3) 専門委員手当【要求】 ＜要求要旨＞ 知的財産権関係事件では、その取り扱う領域が電気、機械、化学、情報通信、バイオテクノロジー、コンピュータープログラム、応用物理など多岐にわたるため、各種専門領域における専門的知見を要する複数の専門委員が、技術説明会などを中心に事件に関与して裁判官をサポートし事案解明に寄与している。この専門委員に対しては、裁判所職員臨時措置法によって準用される一般職の職員の給与に関する法律第22条第1項の規定により、非常勤の委員に対する給与としての手当が支給されるので、今年度も経費を要求する。 (4) 専門委員登庁旅費【要求】 ＜要求要旨＞ 専門委員に対しては、職務を行う裁判所に登庁する際の交通費を支給する必要があるので、今年度も経費を要求する。	9 2

経費積算内訳【要求】

項・目・目細等	品 目 等	員 数 等	単価 (円)	所要額 (千円)	備 考
(項) 最高裁判所 庁 費 (雑役務費)	知的財産権外国文献翻訳			0 (1, 375)	
裁判資料整備費 (消耗品費)	知的財産権関係事件専門図書			6, 532 (6, 533)	
(印刷製本費)	専門委員用パンフレット	700 (150) 部	(115. 500) 129. 800	91 (17)	
(項) 下級裁判所 委員手当	専門委員手当			5, 150 (4, 115)	
委員等旅費	専門委員登庁旅費			2, 023 (2, 184)	

明 細
書 頁

4 2

9 2

B

知的財産権関係事件の審理の充実改善に必要な経費

(1) 知的財産権関係事件の裁判運営の改善を目的とする情報の収集、提供及び研究会等の開催に必要な経費

(ア) 知的財産権関係事件研究会（最高裁）【要求】

＜要求要旨＞

我が国の知的財産権に関する手続等の制度及び運用の在り方について、諸外国における知的財産権関係の法制度及び訴訟の運用と対比するなどしながら研究、討議する研究会を平成2年度から開催しており、そのための予算措置が認められてきた。

そこで、今年度においても、引き続きこのための経費を要求する。

＜開催計画＞

開 催 地	会 期	研 究 会 員
最高裁	1 日	高裁裁判官 3
		地裁裁判官 37
		計 40

(イ) 知的財産権関係事件研究会（高裁）【要求】

＜要求要旨＞

知的財産権関係事件に関する専門的处理機能を強化するためには、諸外国の知的財産権に関する法制度及びその運用の実情、企業における知的財産権の管理や知的財産権判決の捉え方、あるいは、産業界のニーズなどの最新の情報を幅広く把握することが必要である。しかし、文献等によっては必ずしもこのような情報を十分に得ることができないため、知的財産権の研究者や企業で知的財産権の管理に携わっている者などを外部講師として招いて定期的に研究会を開催し、情報収集を行う必要がある。

そこで、今年度においても、引き続きこのための経費を要求する。

＜開催計画＞

（開催地） 知財高裁、大阪高裁

（出席者） 各高裁裁判官、同調査官及び同書記官並びに東京・大阪各地裁裁判官、同調査官及び同書記官

（会期等） 会期1日 年6回（各高裁ごとに年3回）

明 細
書 頁

4 2

9 2

(ウ) 専門委員セミナー【要求】

<要求要旨>

知的財産権関係事件について、裁判所の紛争処理機能の充実強化を求める声が高まっているところ、平成16年4月に導入された専門委員制度は、知的財産権関係事件が極めて広汎な専門的分野に関する紛争の解決を求められることから、その処理の一層の適正、迅速化を実現するために最適の制度ということができる。

専門委員の活用による効果に寄せる期待は高いが、その手続への関与は、裁判所が「争点若しくは証拠の整理又は訴訟手続の進行に関し必要な事項の協議をするに当たり、訴訟関係を明瞭にし、又は訴訟手続の円滑な進行を図るため」に必要な範囲で許されるものであり、これを逸脱した説明は裁判官の心証に影響を及ぼすおそれ大きい。反面、この点を気にするあまり、必要な説明を控えてしまうようなこともあってはならない。加えて、知的財産権関係訴訟が取り扱う問題は、各分野の最先端のものであることが多く、必ずしも広く一般的に確立した知識に関するものではない上、ごく限られた特定の領域に関する問題が扱われることがほとんどである。そのため、他の事件よりも訴訟への関与の在り方においてデリケートな面があり、裁判の結果により左右される経済的利益も甚大であることから、専門委員は訴訟への関わり方について、十分な技術を備えている必要がある。

そのため、知的財産権関係事件に関与する専門委員に対して、一般の専門委員のための専門委員研修に加えて、できる限り数多くの知的財産権関係事件の実例に沿って、関与の在り方を検討・研究する専門委員セミナーを開催して、知的財産権関係事件に関与する専門委員としての技能を向上させる必要がある。

そこで、今年度においても、引き続き専門委員セミナーを開催するための経費を要求する。

<開催計画>

開 催 地	会 期	人 員					備 考
		専門委員	裁 判 官	首席書記官	係 員	計	
東 京	1 日 2 回	50 (25)	1	1	1	106 (50)	括弧内は、 要旅費人員
大 阪	1 日	50 (25)	1	1	1	53 (25)	

(エ) 国際知財司法シンポジウム開催運営事業費【要求】 ＜要求要旨＞ 経済がグローバル化し、同じ技術や商標に関する紛争が世界各地で生じるようになったことに伴い、知的財産権関係紛争解決の国際的連携や世界水準の知的財産権関係紛争処理システムの構築が求められている。 このような状況のもと、平成29年から、知的財産権関係事件を担当する裁判官に必要な国際的な知財司法に関する知識の習得、各国の制度運用の実態に関する情報収集及び知財司法関係者への情報提供並びに知財高裁の国際的プレゼンスの向上を目的として、国際シンポジウムを開催している。 我が国自ら国際シンポジウムを主催することは、我が国が関心を持つテーマを設定し、テーマに相応しい国を招へいすることが可能となるなど、極めて高い利点がある。また、シンポジウムへの参加を通じて、知的財産権関係事件を担当する裁判官は、国際的水準の紛争解決能力を効率的に吸収することができる。 そして、このようなシンポジウムは継続して開催することによって、知的財産権関係紛争解決の様々な論点について時流に沿った議論の変化を捉えるとともに、議論の深化を図ることができるため、継続して実施する必要がある。 令和3年度は、日本、中国、韓国及びASEAN諸国等各国の裁判所関係者、法務省関係者及び特許庁関係者等合計32名を招へいし、模擬裁判やパネルディスカッション等のプログラムを実施し、令和元年度に実施した同様のシンポジウムでの議論の更なる発展を図りたい。 以上の趣旨に鑑み、我が国において日本、中国、韓国及びASEAN諸国等を対象とした知的財産権関係紛争解決に関する国際シンポジウムを開催するための経費を要求する。 ＜開催計画＞ （開催地） 東京都内 （日程） 令和3年10月頃に3日間 （参加者） 日本、中国、韓国及びASEAN諸国等の裁判所関係者、法務省関係者及び特許庁関係者 その他、国内外の法曹関係者・研究者及び知的財産制度に関心を有する民間企業関係者等の傍聴を予定している。	明 細 書 頁 43

(2) 知的財産権関係事件の処理に必要な裁判事務器具等

知的財産権関係事件用プロジェクター【要求】

<要求要旨>

知的財産権関係事件の審理においては、問題となる特許発明等の内容、作用、効果、当該事件の対象となる物件の形状、構造、作動状況等について十分に理解することが不可欠であり、技術説明会や証拠調べ等において、技術内容を説明したり、技術的構成を比較対照するなどの作業が必要となる。裁判官や訴訟関係人らが説明内容等を正確に把握するためには、パソコン等に接続したプロジェクターを利用し、スクリーンに資料を映写する方法が確実かつ効率的であり、迅速審理にも資する。

特に、パソコンと接続して利用すれば、スクリーンに映写した画像の一部分を拡大して表示したり、自由で柔軟な表示ができるので、分かりやすい説明が可能となり、技術内容や事実の正確な理解にも大きな効果が期待できる。こうしたことから、知財高裁の各部並びに東京地裁及び大阪地裁の各知財専門部に1台ずつ合計10台のプロジェクターを整備・更新してきたところであり、整備・更年度の古いものについては、更に順次更新を行う必要がある。

そこで、今年度は、平成28年度に大阪地裁に整備された1台について更新を行うための経費を要求する。

<整備計画>

大阪地裁 1台

品 目	対 象 庁	整備台数						更新（予定）台数					
		24	25	26	27	28	計	29	30	R1	2	3	計
知的財産権関係事件 用プロジェクター	知財高裁		1	1	2		4		1	1	2		4
	東京地裁	1		2		1	4	1		2			3
	大阪地裁	1				1	2	1				1	2
合 計		2	1	3	2	2	10	2	1	3	2	1	9

(3) 知的財産高等裁判所等の審理充実及び外部への情報発信に伴う関連経費 国際的な技術開発競争に打ち勝ち、日本の経済的競争力を維持していくためには、知的財産権保護の強化が不可欠であるとして、訴訟における紛争処理機能の充実強化を求める声が高まり、また、知的財産権重視の国家の姿勢を明確に内外に示すことが重要であるとして、平成17年4月に知的財産高等裁判所が設立された。そこで、知的財産高等裁判所設立の趣旨にのっとり、その第一審を集中的に取り扱う東京・大阪地裁の知財専門部を含めた知的財産権についての紛争の適正迅速な処理を一層推し進めるため、以下のような諸施策を講ずる必要があり、このための経費として以下の諸経費を要求する。 (ア) 知的財産高等裁判所外国来賓用説明資料【要求】 ＜要求要旨＞ 知的財産高等裁判所は海外でも注目されているところであり、外国の法曹関係者や記者、経済団体等の訪問を多く受けている。また、知的財産高等裁判所の裁判官は海外の会議等に積極的に参加している。 これらの来賓や会議参加者に対して、限られた時間の中で、効率的かつ正確に、日本の知的財産権に関する裁判制度について理解を得るためには、知的財産高等裁判所の設立の経緯や裁判制度の解説、知的財産権事件の統計等を記載した冊子を作成し、英語に翻訳した資料として提供することが求められるところである。 そこで、今年度においても、引き続き知的財産高等裁判所外国来賓用説明資料を作成するための経費を要求する。 ＜翻訳を必要とする枚数＞ 50枚 ＜配布計画＞ 知財高裁 900部、 最高裁 100部	明 細 書 頁 43

(イ) 知的財産高等裁判所等裁判例要旨等翻訳【要求】 ＜要求要旨＞ 知的財産高等裁判所は、知的財産権に関する事件についての裁判の一層の充実及び迅速化を図ることを目的として平成17年に設立され、我が国の知的財産権関係訴訟の内容等について、国内のみならず、海外に対し、積極的な情報発信を行うことが期待されているところである。 知的財産高等裁判所では、設立年度から同裁判所ウェブサイトの稼働を開始し、日本語のみならず、英語、フランス語、ドイツ語、中国語及び韓国語により、広く国内外に情報発信を行ってきた。特に、英語のウェブページでは、裁判例を広く全世界に公開するため、知的財産権に関する裁判例を紹介するデータベース及びコンテンツを設けて、英訳した裁判例要旨を発信するとともに、重要で先例的価値の高い知的財産権関係事件の判決（全文及び重要部分）の英訳発信を行ってきたところであり、今後もこれらの情報を継続して発信していく必要がある。 そこで、今年度においても、引き続き知的財産権関係事件の判決の要旨及び重要で先例的価値が高い知的財産権関係事件の判決（全文及び重要部分）を英訳するための経費を要求する。 ＜必要とする枚数＞ 知的財産高等裁判所等裁判例要旨 800枚、知的財産高等裁判所等裁判例（全文及び重要部分） 2,400枚	明 細 書 頁
	43

経費積算内訳【要求】

項・目・目細等	品 目 等	員 数 等	単価（円）	所要額（千円）	備 考
(項) 最高裁判所 諸 謝 金 (講師等謝金)	知的財産権関係事件研究会 (最高裁)	1人 3時間 1回	7,900	24(24)	
庁 費 (雑役務費)	知的財産高等裁判所外国来賓 用説明資料翻訳	50枚	9,020	451(451)	
裁判資料整備費 (印刷製本費)	国際知財司法シンポジウム開催運 営事業費	一式	(14,340,255) 11,030,288	11,030(14,340)	
(雑役務費)	知的財産高等裁判所外国来賓 用説明資料	(1,300) 1,000部	(282,150) 352,000	352(367)	
	知的財産高等裁判所等裁判例 要旨等翻訳	3,200(4,000)枚	10,010	32,032(40,040)	

明 細
書 頁

4 2

4 3

						明 細
						書 頁
項・目・目細等	品 目 等	員 数 等	単価（円）	所要額（千円）	備 考	
(項) 下級裁判所 諸 謝 金 (講師等謝金)	知的財産権関係事件研究会 (高裁)	1人 2時間 6回	9,700	116(116)		9 2
職員旅費 (内国旅費)	専門委員セミナー	1人 2時間 3回	9,700	58(58)		E
委員等旅費 (委員会出席旅費)	知的財産権関係事件研究会 (最高裁)			1,887(1,887)		
	高裁裁判官	3人	50,433	151(151)		
	地裁裁判官	37人	46,921	1,736(1,736)		
	専門委員セミナー	25人 3回	30,801	2,310(2,310)		
庁 費 (会 議 費)	専門委員セミナー	51人 3回	110.9	17(17)		
法廷等器具整備費 (備 品 費)	知的財産権関係事件用プロジェクタ ー	1(2)台	(505,780) 503,140	503(1,012)		

<u>労働審判制度の実施に必要な経費</u> 裁判所における個別労働関係事件の簡易迅速な紛争解決制度として、裁判官である労働審判官と労働関係に関する専門的な知識経験を有する者である労働審判員で組織する労働審判委員会が、当該事件について審理し、合議により、権利義務関係を踏まえて事件の内容に即した解決案を定めるものとする労働審判制度の実施に必要な経費を要求する。 <u>労働審判事件の処理経費</u> (1) 労働審判員手当【要求】 ＜要求要旨＞ 労働審判員に対しては、裁判所職員臨時措置法によって準用される一般職の職員の給与に関する法律第22条第1項の規定により、非常勤の委員に対する給与としての手当が支給される。 (2) 労働審判員研修会【要求】 ＜要求要旨＞ 労働審判手続の円滑な進行は、労働審判員の力量によるところが大きく、新たに任命された労働審判員（新任労働審判員）が事件を処理するに当たっては、非常勤の裁判所職員としての心構えはもちろんのこと、労働審判手続やその運用の概要等を十分に理解しておくことが必要不可欠である。 新任労働審判員が既に実績を積んだ労働審判員とともに円滑な事件処理を行うためには、労働審判手続とその運用の概要、労働審判員に期待される役割、労働審判員としての心構え等につき、職務導入的な研修の機会を設ける必要がある。その際には、経験を積んだ労働審判員を招き、部総括裁判官と共に労働審判手続における労働審判員の関与の実情について説明することが有用と考えられる。 そこで、今年度も引き続き本研修会を開催するための経費を要求する。 ＜開催計画＞ <table><tr><td>開催地</td><td>地裁本庁</td><td>29庁</td></tr><tr><td>参加者</td><td>労働審判員</td><td>169人</td></tr><tr><td></td><td>裁判官</td><td>29人</td></tr><tr><td></td><td>民事首席書記官</td><td>29人</td></tr><tr><td></td><td>労働審判員（講師）</td><td>58人</td></tr></table>	開催地	地裁本庁	29庁	参加者	労働審判員	169人		裁判官	29人		民事首席書記官	29人		労働審判員（講師）	58人	明細書 99 100 E
開催地	地裁本庁	29庁														
参加者	労働審判員	169人														
	裁判官	29人														
	民事首席書記官	29人														
	労働審判員（講師）	58人														

(3) 労働審判員研究会【要求】	明 細 書 頁 48 100 E
＜要求要旨＞	
労働審判手続の円滑な進行は、労働審判員の力量によるところが大きく、労働審判員の資質の向上が求められることから、労働審判員に対して、労働審判手続の流れ、労働審判員としての関与の在り方についての知識や、労働法規を始めとする法律的知識など、労働審判手続を円滑に進めるに当たって必要となる基本的な知識を付与するとともに、事例ごとに生じ得る様々な問題点を研究し、これに適切に対処するために必要とされる労働審判員としての審判手続への関わり方についての手法を取得させ、労働審判員としての技術を向上させるなど、専門的知識、技能を付与するための機会を設ける必要がある。	
そこで、今年度も引き続き本研究会を開催するための経費を要求する。	
＜開催計画＞	
開催地 地裁本庁 50庁	
参加者 労働審判員 1,512人	
裁判官 50人	
民事首席書記官 50人	
外部講師（大学教授等） 50人	
(4) 労働審判員登庁旅費【要求】	
＜要求要旨＞	
労働審判員に対しては、職務を行う裁判所に登庁する際の交通費が支給される。	
(5) 労働審判手続案内リーフレット【要求】	
＜要求要旨＞	
労働審判手続の利用の促進を図るため、同手続を利用しようとする者を対象としたリーフレットを作成し、各裁判所や都道府県労働局及び労働基準監督署等の関係機関に配布する必要がある。	
そこで、今年度も引き続き本リーフレットを作成するための経費を要求する。	
＜配布部数＞	
150,000部	

経費積算内訳【要求】

項・目・目細等	品 目 等	員 数 等	単価（円）	所要額（千円）	備 考
(項) 最高裁判所 裁判資料整備費 (印刷製本費)	労働審判手続案内リーフレット	(270,000) 150,000部	(1,793) 2,266	340(484)	
(項) 下級裁判所 委員手当	労働審判員手当			257,015(234,731)	
諸 謝 金 (講師等謝金)		(100)			
	労働審判員研修会	58人 3時間 1回	3,600	626(1,080)	
	労働審判員研究会	50人 3時間 1回	7,900	1,185(1,185)	
委員等旅費 (労働審判員登庁旅費)	労働審判員登庁旅費			10,204(9,603)	
(委員会出席旅費)					
	労働審判員研修会	169(663)人 1日	2,619	443(1,736)	
	労働審判員研究会	1,512人 1日	2,619	3,960(3,960)	
庁 費 (会 議 費)					
	労働審判員研修会	227(763)人 1回	110.9	25(85)	
	労働審判員研究会	1,562人 1回	110.9	173(173)	

明 細
書 頁

4 8

9 9

1 0 0

E

労働審判制度の充実経費

労働審判員用手引【要求】

<要求要旨>

労働審判手続の円滑な進行は、労働審判員の力量によるところが大きく、その資質の向上が求められるところ、労働審判員が事件を処理するに当たっては、非常勤の裁判所職員としての心構えはもちろんのこと、労働審判員の職務の内容、労働審判手続の流れ等について精通することが不可欠であることから、労働審判員向けにこれらについての解説等を掲載した執務資料を刊行する必要がある。

そこで、本手引を作成するための経費を要求する。

<配布計画>

区 分	最 高	地 方		労働審判員	計
		本 庁	支 部		
配布部数	3 1	(50庁×12) 6 0 0	(198庁× 2) (5庁×10) 4 4 6	1, 6 3 3	2, 7 1 0

経費積算内訳【要求】

項・目・目細等	品 目 等	員 数 等	単価（円）	所要額（千円）	備 考
(項) 最高裁判所 裁判資料整備費 (印刷製本費)	労働審判員用手引	2,710部	352.704	956(0)	
	労働審判員推薦依頼パンフレット			0(116)	

明 細
書 頁

4 9

行政事件の処理態勢の充実強化に必要な経費

行政事件の審理の充実改善に必要な経費

行政事件用プロジェクター【要求】

<要求要旨>

行政事件は、行政機関の違法な行政処分を是正し、国民の救済を図ることを主たる目的とするものであるが、近時は、都市計画のための事業認定等を争う訴訟、原発施設や産業廃棄物処理施設といった大規模施設を巡る訴訟など、多数の近隣住民等が原告となって提起され、行政機関の政策判断の当否そのものが問われる現代型訴訟ともいえるべき事件が増加している。この種の訴訟では、裁判所の判断に対し強い社会的関心が寄せられる傾向が顕著であり、マスコミや地元住民を始めとする多数の関係者が傍聴することが通例となっている。また、原告が多数に及ぶため、当事者席に座りきれない当事者で傍聴席が満席となるような事件も多い。

他方、行政事件の審理は、一般に難解な法律問題や複雑な事実認定が求められ、事案の特質に応じ最新技術に関する知見等が必要となるところ、特に、前記の現代型訴訟においては、当事者が、現場の実情や複雑な専門的見解を解析した図面等を示すために、デジタル写真やデジタル映像をCD化、DVD化した証拠の提出を希望することが一般化している。また、証人尋問でも、複雑な建築物等の構造や環境測定手法等を巡って、学者等のいわゆる専門家証人に対し、写真や図面等を示しながらの尋問が長時間にわたって行われることも珍しくない。

このような近時の行政事件の特色に対応しつつ、審理の適正迅速化を図り、高い関心を有する多数の傍聴人を含むすべての事件関係者にとって分かりやすく納得性の高い審理を実現するためには、法廷において、随時、プロジェクターを利用し、スクリーンに写真等を映写して証拠調べ等を行うことが不可欠である。

そこで、行政事件の新受事件が特に多く、かつ、行政事件を専門的又は集中的に処理する部を設けている地裁に対しプロジェクターを整備する必要があるとして要求したところ、平成21年度から平成30年度までにこれらの全ての地裁に各1台ずつ合計9台のプロジェクターを整備するための経費が認められ、また、整備年度が古いものについては、更新のための経費が認められた。今後も整備・更新年の古いものについては、順次更新を行う必要がある。

そこで、今年度は、平成28年度に更新された東京地裁について更に更新を行うための経費を要求する。

<整備計画>

東京地裁 1台

地裁名	東京	横浜	さいたま	千葉	大阪	京都	神戸	名古屋	福岡
整備年度	H21	H24	H26	H27	H22	H29	H25	H23	H30
更新年度	H28 R3	R1	R2	R2	H29		R1	H30	

明 細
書 頁

1 0 0

経費積算内訳【要求】

項・目・目細等	品 目 等	員 数 等	単価（円）	所要額（千円）	備 考
(項) 下級裁判所 法廷等器具整備費 (備 品 費)	行政事件用プロジェクター	1(2) 台	(360,690) 358,050	358(721)	

明 細
書 頁

1 0 0

家庭局經費

目 次

一 経 常 事 務 費	
委員会に必要な経費 -----	5 1 3
二 裁判資料の整備に必要な経費 -----	5 1 6
三 裁判事務の迅速適正化に必要な経費	
1 裁判運営の改善経費 -----	5 3 1
2 裁判補助事務の強化改善経費 -----	5 4 1
3 関係機関との連絡調整経費 -----	5 5 7
四 家庭事件の処理体制の充実強化に必要な経費	
1 科学的処理体制の充実経費 -----	5 6 1
2 少年事件処理経費 -----	5 6 9
五 調停制度の充実強化に必要な経費	
1 調停事件の処理経費 -----	5 7 3
2 調停制度の充実改善経費 -----	5 8 3
六 交通事件の処理に必要な経費	
少年交通事件の処理経費 -----	5 8 8
七 裁判の迅速適正処理経費	
裁判の迅速適正処理経費 -----	5 9 0

経常事務費

委員会に必要な経費

(1) 家庭規則制定諮問委員会【要求】

<要求要旨>

家庭規則制定諮問委員会は、最高裁判所規則制定諮問委員会規則（昭和22年最高裁判所規則第8号）に基づいて設置され、家事審判、家事調停、人事訴訟及び少年審判に関連する規則の制定に関する必要な事項を調査審議することを目的としている。同委員会の委員及び幹事は、裁判官、検察官、弁護士、関係機関の職員又は学識経験者から任命され、規則改正のための準備的な調査審議を行った上で規則案に対する建議を行うことになる。

そこで、本委員会の開催に要する経費を要求する。

<開催計画>

開催場所 最高裁

日 程 1日、年3回

出席者 委員及び幹事 各25人（うち要手当人員17人）

<委員会の構成>

委 員			幹 事			合 計
官	民	計	官	民	計	50人
15人	10人	25人	18人	7人	25人	

明 細
書 頁

11
A

(2) 家庭裁判所委員会【要求】 ＜要求要旨＞ 家庭裁判所委員会は、家庭裁判所委員会規則（平成15年最高裁判所規則第10号）に基づいて、家庭裁判所の運営に広く国民の意見を反映させることを目的として各家庭裁判所に設置されている。 家庭裁判所委員会は、委員として、教育関係者、福祉関係者、大学教授等の学識経験者から広くその人材を集めて多様な委員構成とし、国民の視点に立った家庭裁判所の運営や在り方について自由な意見交換を行う機関として、家庭裁判所の運営改善にとって大きな役割を果たしている。 そこで、本委員会の開催に要する経費を要求する。 ＜開催計画＞ 開催場所 各家裁 日 程 1日、年3回 出席者 委員長 1人 委 員 12人（うち要手当人員8人） 計 13人	明 細
	書 頁
	77 D

経費積算内訳【要求】

項・目・目細等	品 名 等	員 数 等	単価（円）	所要額（千円）	備 考
(項) 最高裁判所 委員手当	家庭規則制定諮問委員会	17人 3回 出席率80%	19,600	800 (800)	
庁費 (会議費)	家庭規則制定諮問委員会	17人 3回	110.9	6 (6)	
(項) 下級裁判所 委員手当	家庭裁判所委員会 委員長	1人 50庁 3回	20,500	20,067 (20,067) 3,075 (3,075)	
	委員	8人 50庁 3回 出席率80%	17,700	16,992 (16,992)	
諸謝金 (講師等謝金)	家庭裁判所委員会	5人 1回 2時間	8,700	87 (87)	
委員等旅費 (委員会出席旅費)	家庭裁判所委員会	6人 3回	2,637	47 (47)	
庁費 (会議費)	家庭裁判所委員会	11人 50庁 3回	110.9	183 (183)	

明 細
書 頁

1 1
7 7
A
D

<u>裁判資料の整備に必要な経費</u> (1) 消耗品費 ア) 科学調査用図書整備費【要求】 ＜要求要旨＞ 家庭裁判所における家事事件、人事訴訟事件及び少年事件の調査は、医学、心理学、社会学などの行動科学等の専門的知識及び技法を活用することが法規上要請されており、この科学的調査の中核として家裁調査官等が活動している。 最近では、家事事件及び人事訴訟事件の当事者並びに少年事件の非行少年の中に、社会生活の急激な変化や人間関係の複雑化によって、心理的葛藤、神経症傾向、精神障害等を有する者や、家庭内で暴力や虐待などを繰り返す者などが増加しており、紛争の要因や非行の動機を理解することが難しい事件が多くなっている。紛争や非行のメカニズムを分析し、問題解決のための方策を見出すために、家裁調査官等による行動科学の専門的知識及び技法を活用する必要性がこれまで以上に高まっている。 医学、心理学、社会学などの行動科学等の進歩には、目覚ましいものがあり、家裁調査官等がその専門的知識や技法を身につけるために最新の研究、調査、学説、技法等を把握することが不可欠である。 そこで、行動科学に関する最新の刊行物を定期的に購入し、整備するための経費を要求する。	明 細 書 頁
	B

(イ) 家庭裁判所事務室用図書【要求】 ＜要求要旨＞ 平成２５年１月に施行された家事事件手続法では，家事事件の当事者等の手続保障に資する規定を拡充し，より利用しやすくするための手続が新設された。平成２６年４月には，国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律が施行され，子の返還申立事件等が東京家庭裁判所及び大阪家庭裁判所で扱われるようになった。平成２６年５月及び６月には少年法の一部を改正する法律が施行され，平成２７年６月には，新少年院法及び少年鑑別所法が施行された。平成２８年５月に施行された成年後見制度の利用の促進に関する法律に基づき，平成２９年３月には成年後見制度利用促進基本計画が閣議決定されている。また，令和２年４月には，民法等の一部を改正する法律が施行され，特別養子縁組制度に新たな手続が設けられた。これら法改正や新法の施行等に伴い，家庭裁判所の事件の審理には大きな影響が及ぶことから，新たな手続を理解し，新設された制度の円滑な運用に役立てるためには，注釈書等により，法律や制度の趣旨や内容の理解をより一層深める必要がある。 そこで，裁判官，家裁調査官及び裁判所書記官が執務に利用するための図書経費を要求する。 ＜整備計画＞ 家庭裁判所の本庁，支部及び出張所の合計３３０庁に整備する。	明 細 書 頁
	B

(2) 印刷製本費 (ア) 後見及び後見監督の事務手続案内リーフレット（後見人及び後見監督人用）【要求】 ＜要求要旨＞ 成年後見制度は，認知症等の精神上的の障害により判断能力の低下した者を保護する制度であり，急速に進展する高齢社会において重要な役割を担っている。 また，成年後見関係事件及び後見監督処分の新受件数の合計数は，制度施行時である平成１２年の約１万件から令和元年の約２２万件に増加しており，今後も高齢化の進展や成年後見制度利用促進法が平成２８年５月１３日に施行され，平成２９年３月２４日に成年後見制度利用促進基本計画が閣議決定されたことなどに伴って利用者の増加が見込まれている。 このリーフレットは，家庭裁判所の家事手続案内において成年後見制度の概要や手続の流れについて，簡潔かつ分かりやすい説明を行うための資料として活用しているほか，「憲法週間」や「法の日週間」における成年後見制度の説明会等の広報行事における配布，庁舎内の待合室等への備置き，家庭裁判所管内の市区町村に設置されている地域包括支援センターやその他の関係機関への備置きなど，広く成年後見制度の概要を周知するために利用されている。 そこで，このリーフレットを作成するための経費を要求する。	明 細 書 頁
	30

(イ) 家庭裁判所パンフレット・リーフレット（利用案内用）【要求】 ＜要求要旨＞ 家庭裁判所で取り扱う家事事件及び少年事件は、家庭内の紛争の解決や非行があった少年の更生を目的としているため、原則として非公開の手続で行われるなど、民事事件及び刑事事件とは大きく異なる特徴を有する。また、家事事件及び人事訴訟事件については、専門的知識を持たない本人自らが手続を行うことが多い。よって、これらの手続を十分に理解してもらい、家庭裁判所をより利用しやすくするとともに、手続を円滑に進めるためには、手続教示サービス等の充実を図ることが要請される。 そこで、 ① 関係機関（福祉事務所、児童相談所、弁護士会等）の利用者の中には、家庭裁判所を利用することを考えている者が多数含まれていることから、これらの機関から利用者に適切な家庭裁判所の案内を行ってもらうためにも、また、事件処理上密接な連携関係を保つ必要のある学校や福祉機関等の関係機関の職員等に対して家庭裁判所の所管事項や機能を理解してもらうためにも、家庭裁判所で取り扱う事件や組織態勢、役割を分かりやすく説明したパンフレットを作成、配布する必要がある。 よって、家庭裁判所パンフレットの刊行に要する経費を要求する。 ② 家庭裁判所では、１００種類以上の事件から成る家事事件を扱っていることから、事件によって異なる管轄家庭裁判所、調停・審判・訴訟の手続、申立てに必要な書類、費用などを分かりやすく説明したリーフレットが必要不可欠である。また、こうしたリーフレットを広く配布して当事者等の便宜を図るため、家庭裁判所だけでなく、関係機関（地方公共団体、警察、弁護士会等）にも配布して窓口に備え置いてもらい、来庁者等への説明に活用できるようにする必要がある。 よって、家庭裁判所リーフレットの刊行に要する経費を要求する。	明 細 書 頁 3 1

(ウ) 人事訴訟手続説明用リーフレット【要求】 ＜要求要旨＞ 平成１６年４月に人事訴訟法が施行されたことにより，家庭裁判所において，人事訴訟事件を扱うこととなった。 家庭裁判所の利用者は，調停手続よりも厳格な訴訟手続に精通しない本人が多いことから，人事訴訟手続を分かりやすく説明し，利用しやすいものとするために，同手続説明用のリーフレットを作成し，活用してきている。 そこで，このリーフレット作成のための経費を要求する。	明 細 書 頁
(エ) 扶養義務等に係る定期金給付請求権の強制執行手続案内リーフレット【要求】 ＜要求要旨＞ 平成１６年４月から「担保物権及び民事執行制度の改善のための民法等の一部を改正する法律」が施行され，子の養育費など扶養義務等に係る定期金給付請求権についての強制執行手続において，給料など弁済期の到来していない継続的給付に係る債権を差し押えることができることとなった。また，平成１７年４月から改正民事執行法が施行され，養育費等に係る金銭債権について間接強制の方法による強制執行が可能となった。さらに，令和２年４月１日から改正民事執行法が施行され，債務者以外の第三者からの情報取得手続を新設するとともに，財産開示手続の見直しが行われた。 養育費等の定期金給付請求権の強制執行制度については社会的関心が高いが，これらの債務名義を得た当事者は，強制執行手続に精通しない本人が多いため，制度の具体的な利用方法について分かりやすく説明する必要がある。その際，制度を簡明に説明したリーフレットを利用希望者に交付し，それに基づいて説明することによって，当事者の手続に関する理解を容易にすることができるとともに，説明する職員にとっても事務の効率化を図ることができる。 そこで，各家庭裁判所にリーフレットを備え置く必要性があり，そのための経費を要求する。	3 1

(オ) 年金分割リーフレット【要求】 ＜要求要旨＞ 平成19年4月1日から、夫婦が離婚等をした場合において、厚生年金保険等の公的年金の分割を可能とする制度が導入され、平成27年10月1日からは、被用者の年金制度を厚生年金に統一する改正厚生年金保険法が施行された。同制度においては、年金の分割割合は、原則として当事者の協議により定められるが、当事者の協議が調わないときなどには、家庭裁判所が、当事者からの申立てにより、審判又は離婚訴訟等の附帯処分として分割割合を定めることができるほか、離婚調停においても取り扱うことができるため家庭裁判所で取り扱う事件数は相当数に及んでいる。しかし、同制度は、一般の当事者には非常に分かりにくいものであるため、家庭裁判所においては、当事者から年金分割の制度や手続についての説明を求められる機会が多い。 そこで、当事者の理解を容易にし、説明する職員の事務の効率化を図るとともに、手続の利用者及びその可能性のある者に対して交付するために、年金分割の制度の概要、申立ての方法及び手続、分割審判等があった後の標準報酬改定請求の手続等を記載した本リーフレットを各家庭裁判所へ備え置くことは必要不可欠であり、そのための経費を要求する。 (カ) 児童虐待に関する家庭裁判所の手続案内リーフレット【要求】 ＜要求要旨＞ 近年、児童虐待に関する事件が増加し、社会的関心が高まると同時に、そのための対策が社会的に喫緊の課題となっており、平成30年4月には、児童虐待案件に裁判所が関与する手続を新たに設けるなどした児童福祉法等の改正法が施行されている。また、令和元年6月には、特別養子縁組における養子となる者の年齢の上限を引き上げるなどした民法等の改正法が成立し、令和2年4月に施行されたところである。 家庭裁判所における児童虐待に関する手続としては、親権者変更、養子縁組の許可、親権喪失の審判、親権停止の審判及び児童福祉施設入所等措置等承認審判などの手続があり、これらが児童虐待を防止するための方法の一つとして活用されているということが関係機関及び社会一般に十分認知されているとはいえず、これらの手続を説明したリーフレットを関係機関及び一般人に配布して広く周知する必要がある。 そこで、このリーフレット作成のための経費を要求する。	<table> <tr> <td data-bbox="2011 148 2145 338">明 細 書 頁</td><td data-bbox="2011 338 2145 1455" rowspan="2">3 1</td></tr> <tr> <td data-bbox="2011 338 2145 338"></td></tr> </table>	明 細 書 頁	3 1	
明 細 書 頁	3 1			

(キ) 少年犯罪被害者用リーフレット【要求】 ＜要求要旨＞ 平成１３年４月の改正少年法の施行に伴い、被害者への配慮として、意見聴取、審判結果通知及び記録の閲覧謄写の各制度が導入され、さらに、平成２０年１２月施行の改正少年法において、被害者等の審判傍聴制度及び被害者等に対する審判状況の説明制度が導入された。 ところで、犯罪被害者等基本法１８条では、国及び地方公共団体は、犯罪被害者等が刑事に関する手続に適切に関与することができるようにするため、手続の進捗状況等に関する情報の提供や、手続への参加の機会を拡充するための制度の整備等必要な施策を講ずるものとしている。これを踏まえ、平成２８年４月に、同月から令和２年度末までを計画期間とする第３次犯罪被害者等基本計画が策定され、施策として「少年保護事件に関する意見の聴取等各種制度の周知徹底」及び「少年審判の傍聴制度の周知徹底」が取り上げられている。 犯罪被害者等基本計画は、政府の計画であり、裁判所の取組そのものを対象とするものではないが、犯罪被害者等基本法の基本理念を踏まえ、裁判所に対しても引き続き、裁判手続等における犯罪被害者等への適切な配慮・取組が期待されているところであり、今後も、制度周知の重要性に変わりはないものと考えられる。 少年事件に関する被害者配慮制度については、これまでも各家庭裁判所において周知徹底を図っているところであるが、実際に被害に遭った被害者等は、被害者配慮の諸制度を知らない者が多く、同制度の利用を希望する被害者等が利用機会を逸しないようにするため、同制度の存在及び利用方法を簡明に説明したリーフレットを、少年事件が家庭裁判所に係属した初期の段階で被害者等に提供するほか、各家庭裁判所や関係機関（警察署、検察庁、弁護士会、地方更生保護委員会及び保護観察所等）に備え置くなどして、同制度の周知を充実させる必要がある。 よって、本リーフレット作成のための経費を要求する。	明 細 書 頁 3 1

(ク) 面会交流リーフレット【要求】 ＜要求要旨＞ 少子化や権利意識の高揚を背景に，家事調停事件においては，離婚後又は別居後の別居親と子との面会交流をめぐる争いが激しさを増しており，こうした争いが原因で調停での合意が困難となる事案が増加している。また，改正民法766条（平成24年4月施行）では，離婚に際し，子の利益を考慮して面会交流について定めることが明記された。 こうした法の趣旨に則り，子の福祉を損なわず円滑な面会交流を実現するためには，父母の双方に対して，争いに子を巻き込まないための心構えや，面会交流を実施する際の留意事項等について共通の認識を持たせることが不可欠である。全国の家庭裁判所でどの当事者に対しても必要かつ十分な内容を解説するためには，標準的なリーフレットを作成し，全国で統一した運用を図る必要がある。 このような標準的なリーフレットを利用して分かりやすく説明することにより，調停委員会や家裁調査官等は，調停での合意に向けた適切な働き掛けを当事者に行うことができるようになる。調停内での口頭説明にとどまらず，視覚的な情報として当事者に伝えていくことによって理解を深めさせることができる上に，当事者がいつでも繰り返し読み返すことができるため，内容が浸透しやすくなることが期待される。その結果，面会交流の方法等に関する誤解に基づく当事者間の無用な争いが減少し，少ない調停回数で子の利益を考慮した解決に至ることが期待される。また，面会交流に関する合意事項について任意の履行を望めるというメリットもある。 そこで，このリーフレットを作成するための経費を要求する。	明 細 書 頁
	3 1

(ケ) 離婚と子の福祉に関するリーフレット【要求】 ＜要求要旨＞ 民法766条が改正され、協議離婚に際して面会交流や子の監護費用の分担について子の利益を最も優先して考慮して定めるべき旨が明記され、同時に、その協議が調わないとき又は協議ができないときは、家庭裁判所がこれらの事項を定めるべきものとされた（平成24年4月施行）。また、平成25年1月に施行された家事事件手続法においても、子の福祉への一層の配慮が求められている。これらの法改正を受けて、子どもを持つ夫婦の離婚調停事件において、家庭裁判所が面会交流や養育費についても併せて紛争解決能力を発揮し子の福祉を実現していくことが、従前以上に期待されている。 これらの状況を踏まえ、離婚に向けた話し合いを進める上で当事者が子どものために配慮すべき事項、面会交流や養育費の考え方や取決めの必要性等を説明するリーフレットを作成し、申立て前の手続説明時に交付するほか、子どものある夫婦（申立人及び相手方の双方）に対して、申立て後の早期段階で郵送等により交付することによって、円滑な調停進行及び民法改正の趣旨に則った紛争解決を目指すことが必要である。リーフレットがあることによって、①子への配慮につき事前の周知ができる、②当事者が手元に置いて読み返すことができるため、内容が浸透しやすく、かつ期日においては感情的になりがちな当事者も、期日外に読み返すことで冷静に説明を受け止めることができる等の効果が期待できる。これらは調停委員会などによる説明をもって代替できるものではない。また、離婚紛争における子への配慮にポイントを絞ったものは本リーフレットのみであることから、作成する必要性は高い。 そこで、本リーフレット作成のための経費を要求する。	明 細 書 頁
	31

(コ) 少年審判リーフレット【要求】 ＜要求要旨＞ 犯罪被害者等基本法 18 条では、国及び地方公共団体は、犯罪被害者等が刑事に関する手続に適切に関与することができるようにするため、手続の進捗状況等に関する情報の提供や、手続への参加の機会を拡充するための制度の整備等必要な施策を講ずるものとしている。これを踏まえ、平成 28 年 4 月に、同月から令和 2 年度末までを計画期間とする第 3 次犯罪被害者等基本計画が策定され、施策として「少年保護事件に関する意見の聴取等各種制度の周知徹底」及び「少年審判の傍聴制度の周知徹底」が取り上げられている。 犯罪被害者等基本計画は、政府の計画であり、裁判所の取組そのものを対象とするものではないが、犯罪被害者等基本法の基本理念を踏まえ、裁判所に対しても引き続き、裁判手続等における犯罪被害者等への適切な配慮・取組が期待されているところであり、今後も、制度周知の重要性に変わりはないものと考えられる。 審判傍聴制度等の被害者配慮制度の理解及び利用を容易にするためには、前提となる少年審判の一般的な流れや各手続の情報を被害者等に提供することが必要不可欠であることから、それらを簡明に説明したリーフレットを、別途作成する少年犯罪被害者用リーフレットとともに、少年事件が家庭裁判所に係属した初期の段階で被害者等に提供するほか、各家庭裁判所や関係機関（警察署，検察庁，弁護士会，地方更生保護委員会及び保護観察所等）に備え置くなどして、同制度の周知を充実させる必要がある。また，一般の利用者等に対して少年審判手続の説明や広報活動を行う際に提供する資料としても必要なものである。 よって，本リーフレット作成のための経費を要求する。	明 細 書 頁
	3 1

(サ) 補導委託先開拓用パンフレット【要求】 ＜要求要旨＞ 補導委託は、家庭裁判所が、少年審判手続の中で、非行があった少年を個人経営者や民間の団体等に預け、その指導のもとでの様子を観察した上で、少年の最終的な処分を決めるための制度である。補導委託制度の特長を十分にいかすためには、個々の少年の特性に応じた補導委託先を選定することが必要であり、利用できる委託先の種別、形態が多様であれば、それだけ適合する少年の幅も広がることから、家庭裁判所においては、多様な委託先を確保しておくことが望まれる。しかし、近年、非行少年と生活を共にしながら更生を援助しようとする民間の篤志家が得難くなっている実情がある。新しい補導委託先の開拓に向けて、家庭裁判所はより積極的な取組を行う必要があり、そうした活動を一層効果的に行うために、本パンフレットを作成し、新規の補導委託先の候補者に交付するほか、各種の団体に協力を求めたりする際、補導委託制度を分かりやすく説明する資料として配布する必要がある。 そこで、本パンフレット作成のための経費を要求する。	明 細 書 頁
(シ) 手続説明用リーフレット（面会交流）【要求】 ＜要求要旨＞ 面会交流調停事件は、当事者の権利意識の高揚や家族の価値観の多様化、少子化等を背景として、新受件数が増加傾向にある。また、当事者の対立が先鋭化し、解決が困難な事案は少なくない。 面会交流事件の手続の流れを当事者に理解してもらった上で調停を進めていくことは、充実した調停運営のために必要不可欠であり、本リーフレットにより、担当者が、適切かつ容易に手続の流れを説明することが可能となる。また、本リーフレットには、面会交流について話し合うに当たって当事者が配慮すべき事項などについても掲載しており、これによって、第1回期日前を含めた早期の段階において、当事者に対して紛争解決に向けた働き掛けをすることができ、これにより当事者の対立の先鋭化を和らげ、複雑困難な事件の解決に結びつけることができる。このような点から、本リーフレットを各家庭裁判所へ備え置くことが必要であるため、本リーフレットを作成するための経費を要求する。	3 1

(ス) 少年審判手続のしおり【要求】 ＜要求要旨＞ 少年審判手続の対象となった少年は、自らの処分が決められる審判及びその後のあり得る処遇を念頭に置いて手続に臨む必要があり、少年が自分の置かれた状況をできるだけ早期に認識し、手続の意味合いを理解することは、充実した手続運営のために重要である。また、再犯・再非行の防止は国の重要な政策課題と位置付けられ、少年院等の執行機関においては、再犯・再非行の防止等に関する施策や取組が行われているところ、決定機関である裁判所としても、教育的機能を十分に発揮するなど、少年審判の機能を更に充実・強化していく必要があり、そのためには、手続の初期段階で適切な手続説明を行うことが重要である。 本しおりは、少年の理解力を考慮し、漫画、イラスト等、少年の視覚に訴えるかたちで少年審判手続を分かりやすく示しており、手続の初期段階で、少年に交付し、手続説明に利用することにより、少年自身が手続の意味合いや、自分の置かれた状況を認識したうえで審判手続に臨むことができるようになる。これにより、裁判所は、少年に対し、より実効的な働きかけを行うことが可能となり、少年審判の機能を更に充実・強化することができる。 このような点から、本しおりを各家庭裁判所へ備え置くことが必要であるため、本しおり作成のための経費を要求する。	明 細 書 頁
	3 1

経費積算内訳【要求】

項・目・目細等	品 名 等	員 数 等	単価（円）	所要額（千円）	備 考
(項) 最高裁判所 裁判資料整備費 (消耗品費)	科学調査用図書整備費	162庁	(16,869) 8,382	1,358 (2,733)	
	家庭裁判所事務室用図書	330庁	(13,456) 6,160	2,033 (4,440)	
(印刷製本費)	後見及び後見監督の事務 手続案内リーフレット	(104,940) 101,155部	(3,036) 2,860	289 (319)	
	家庭裁判所パンフレット（利用 案内用）	(25,350) 22,240部	(8,250) 16,115	358 (209)	
	家庭裁判所リーフレット（利用案 内用）	(158,550) 155,885部	(2,519) 2,200	343 (399)	
	人事訴訟手続説明用リーフレッ ト	(41,225) 39,200部	(4,455) 4,268	167 (184)	

明 細
書 頁

3 0
3 1
B

						明 細 書 頁
項・目・目細等	品 名 等	員 数 等	単価（円）	所要額（千円）	備 考	
	扶養義務等に係る定期金 給付請求権の強制執行手 続案内リーフレット	(6,865) 17,240部	(11.825) 10.890	188 (81)		3 1
	年金分割リーフレット	(7,505) 12,175部	(10.670) 11.000	134 (80)		
	児童虐待に関する家庭裁 判所の手続案内リーフレット	(38,100) 44,840部	(4.180) 3.795	170 (159)		
	少年犯罪被害者用リーフレット	(52,200) 48,500部	(4.466) 5.114	248 (233)		
	面会交流リーフレット	(21,375) 16,555部	(5.500) 7.700	127 (118)		
	離婚と子の福祉に関するリ ーフレット	(23,280) 23,845部	(3.465) 4.840	115 (81)		
	少年審判リーフレット	(37,390) 35,295部	(3.311) 3.762	133 (124)		

項・目・目細等	品 名 等	員 数 等	単価（円）	所要額（千円）	備 考
(雑役務費)		(1,990)	(50.600)		
	補導委託先開拓用パンフレット	1,625部	48.400	79 (101)	
	手続説明用リーフレット（面会交流）	(50,000) 32,100部	(14.300) 8.580	275 (715)	
	少年審判手続のしおり	(60,000) 50,730部	(9.717) 6.160	312 (583)	
	少年審判手続のしおりの制作			0 (1,001)	

明 細
書 頁

3 1

裁判事務の迅速適正化に必要な経費

裁判運営の改善経費

(1) 家庭事件担当裁判官等協議会（少年関係）【要求】

<要求要旨>

家庭事件の適正な運営を図るため、具体的事例の集積を踏まえて、運用上の問題点や解釈上の疑義などについて、高裁単位で実務レベルの検討、協議を行ってきた。

少年事件に関しては、事件数は減少しているものの、少年の再非行率は高い水準にあり、社会の耳目を引く凶悪・重大な事件（殺人、殺人未遂、強盗殺人など）や「いじめ」が背景にある暴行事件に対する注目度も依然として高く、非行の内容や背景事情も複雑多様化している。また、平成12年、19年、20年及び26年の各改正少年法により、事実認定手続の一層の適正化や被害者に対する配慮の充実が図られているほか、平成28年12月には、少年審判規則の一部を改正する規則が施行されて付添人による記録等の閲覧に関する措置の制度等が創設されていることから、これらを踏まえて、少年審判の在り方や少年審判の機能のさらなる充実・強化などについて、裁判官が、他職種（家庭裁判所調査官及び書記官）との連携を図りながら改めて検討することが不可欠となっている。

そこで、この協議会の開催に必要な経費を要求する。

<開催計画>

開催場所	高裁														
日 程	1 日														
出席者	<table> <tr> <td>家裁裁判官</td><td>50人（うち要旅費人員42人）</td></tr> <tr> <td>家裁調査官</td><td>50人（うち要旅費人員42人）</td></tr> <tr> <td>家裁書記官</td><td>50人（うち要旅費人員42人）</td></tr> <tr> <td>高裁裁判官</td><td>8人</td></tr> <tr> <td>最高裁局課長</td><td>8人（うち要旅費人員 7人）</td></tr> <tr> <td>最高裁事務官</td><td>8人（うち要旅費人員 7人）</td></tr> <tr> <td>計</td><td>174人</td></tr> </table>	家裁裁判官	50人（うち要旅費人員42人）	家裁調査官	50人（うち要旅費人員42人）	家裁書記官	50人（うち要旅費人員42人）	高裁裁判官	8人	最高裁局課長	8人（うち要旅費人員 7人）	最高裁事務官	8人（うち要旅費人員 7人）	計	174人
家裁裁判官	50人（うち要旅費人員42人）														
家裁調査官	50人（うち要旅費人員42人）														
家裁書記官	50人（うち要旅費人員42人）														
高裁裁判官	8人														
最高裁局課長	8人（うち要旅費人員 7人）														
最高裁事務官	8人（うち要旅費人員 7人）														
計	174人														

明 細
書 頁

3 6

8 7

(2) 家事事件担当裁判官協議会【要求】

<要求要旨>

家事事件の新受件数は、平成11年に約52万件であったものが、年々増加を続け、令和元年には約109万件に達している。事件の内容は、社会経済情勢の変化、国民の権利意識の高揚、価値観の多様化等を反映して、複雑かつ困難化している。

このような家族をめぐる事件の多様化・複雑化という現代的状況に的確に対応するため、家庭裁判所における家事審判及び家事調停に関する事件の手続を定めた基本法である家事審判法（昭和22年法律第152号）が廃止され、同法を全面的に見直した家事事件手続法が平成25年1月から施行され、抗告審を含めて家事事件の審理及び事件処理の様々な面において大幅な変更が求められた。家庭裁判所は、同法の趣旨に即した手続運営を行っていくために、施行後の運用状況、課題等について検討を続けてきたが、その成果について、今後も不断に検証していく必要がある。

そこで、このような問題について、家事事件を担当する全国の裁判官が一堂に会して、意見交換し、十分な協議を行うために、裁判官の中央協議会開催に要する経費を要求する。

<開催計画>

開催場所	最高裁	
日 程	1 日	
出席者	高裁裁判官	8 人（うち要旅費人員 7 人）
	家裁裁判官	50 人（うち要旅費人員 49 人）
	最高裁局課長	6 人
	最高裁事務官	6 人
	計	70 人

明 細

書 頁

87

(3) 犯罪被害者等施策のための研究会【要求】		明 細
＜要求要旨＞		書 頁
平成１７年４月施行の犯罪被害者等基本法は、国の責務を明らかにするとともに、犯罪被害者等の権利利益を図ることを目的としており、国は、犯罪被害者等の保護、その被害に係る刑事事件の捜査又は公判等の過程において、名誉又は生活の平穩その他犯罪被害者等の人権に十分な配慮がされ、犯罪被害者等の負担が軽減されるよう、犯罪被害者等の心身の状況、その置かれている環境等に関する理解を深めるための訓練及び啓発、専門的知識又は技能を有する職員の配置等の必要な施策を講ずることとされている（法１９条）。 また、平成２０年６月には、一定の重大事件について被害者等による少年審判の傍聴等を内容とする少年法改正が行われ、同年１２月１５日から施行されており、被害者配慮制度の定着とともに、職員が犯罪被害者等に対応する機会が更に増加している。 そこで、被害者等の抱える多様な問題を知り、被害者の立場、感情に配慮した対応をすることができるようにするために、職員研修を実施することが不可欠であるから、そのための経費を要求する。		88
＜開催計画＞		
会 期	1 日	
開 催 地	高裁（8 庁）	
講 師	被害者保護問題の専門家（大学教授等）	8 人
	被害者保護問題の専門家（被害者団体等）	8 人
受 講 者	家裁裁判官	50 人（うち要旅費人員 42 人）
	家裁調査官	50 人（うち要旅費人員 42 人）
	家裁書記官又は事務官	50 人（うち要旅費人員 42 人）
	計	150 人

(4) 家庭事件担当裁判官等協議会（家事関係）【要求】 ＜要求要旨＞ 家事事件の新受件数は、年々増加を続けており、内容についても、社会経済情勢の変化、国民の権利意識の高揚、価値観の多様化等を反映して、複雑かつ困難化している。 このような背景を踏まえて、家事事件については、裁判官、書記官及び家裁調査官の3職種が、家事事件を適正かつ迅速に処理するために、各職種が果たすべき役割を個別に議論するだけでなく、各職種間でその議論を共有した上、職種間連携の在り方や今後の課題等について、多角的に検討を続けていくことが必要かつ有益である。 そこで、先に開催される家事事件担当裁判官協議会の協議結果を踏まえ、3職種の連携という観点から、家事事件の適正かつ迅速な処理に向けた課題と方策について、各高等裁判所において、家事事件を担当する裁判官、書記官及び家裁調査官が意見交換し、十分な協議を行うために必要な経費を要求する。 ＜開催計画＞ <table><tr><td>開催場所</td><td colspan="2">高裁（8庁）</td></tr><tr><td>日 程</td><td colspan="2">1 日</td></tr><tr><td rowspan="5">出 席 者</td><td>家裁裁判官</td><td>5 0 人（うち要旅費人員4 2 人）</td></tr><tr><td>家裁調査官</td><td>5 0 人（うち要旅費人員4 2 人）</td></tr><tr><td>家裁書記官</td><td>5 0 人（うち要旅費人員4 2 人）</td></tr><tr><td>最高裁局課長</td><td>1 6 人（うち要旅費人員1 4 人）</td></tr><tr><td>最高裁事務官</td><td>2 4 人（うち要旅費人員2 1 人）</td></tr><tr><td>計</td><td colspan="2">1 9 0 人</td></tr></table>	開催場所	高裁（8庁）		日 程	1 日		出 席 者	家裁裁判官	5 0 人（うち要旅費人員4 2 人）	家裁調査官	5 0 人（うち要旅費人員4 2 人）	家裁書記官	5 0 人（うち要旅費人員4 2 人）	最高裁局課長	1 6 人（うち要旅費人員1 4 人）	最高裁事務官	2 4 人（うち要旅費人員2 1 人）	計	1 9 0 人		明 細
	開催場所	高裁（8庁）																			
	日 程	1 日																			
出 席 者	家裁裁判官	5 0 人（うち要旅費人員4 2 人）																			
	家裁調査官	5 0 人（うち要旅費人員4 2 人）																			
	家裁書記官	5 0 人（うち要旅費人員4 2 人）																			
	最高裁局課長	1 6 人（うち要旅費人員1 4 人）																			
	最高裁事務官	2 4 人（うち要旅費人員2 1 人）																			
計	1 9 0 人																				
	書 頁																				
	3 6 8 8																				

(5) 後見関係事件事務打合せ【要求】 ＜要求要旨＞ 成年後見制度をめぐっては、制度が広く社会に認知されてきたことや高齢化の急速な進行を背景に、後見等開始事件の申立件数は高水準を維持している状況にある。 平成２９年３月に閣議決定された成年後見制度利用促進基本計画においては、利用者がメリットを実感できる制度・運用の改善，権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり，不正防止の徹底と利用しやすさとの調和が今後の施策の目標として掲げられているところであり，今後の成年後見制度の円滑な運用を実現するためには，この基本計画を踏まえた運用の状況及び課題等について検討を続けていくことが必要かつ有益である。 そのため，後見事件を担当する裁判官等が一同に会する場において，各庁における取組状況及び課題等について意見交換を行い，家庭裁判所においては今後の取組を，上級庁においては今後の取組支援の方策等をそれぞれ検討することが不可欠となっている。 そこで，この事務打合せの開催に必要な経費を要求する。 ＜開催計画＞ <table> <tr> <td>開催場所</td><td>最高裁</td></tr> <tr> <td>日 程</td><td>１ 日</td></tr> <tr> <td>出席者</td><td> 高裁裁判官 ８ 人（うち要旅費人員 ７ 人） 高裁書記官 １ ６ 人（うち要旅費人員 １ ４ 人） 家裁裁判官 ８ 人（うち要旅費人員 ７ 人） 家裁書記官 １ ６ 人（うち要旅費人員 １ ４ 人） 最高裁局課長 ６ 人 最高裁事務官 ６ 人 計 ６ ０ 人 </td></tr> </table>	開催場所	最高裁	日 程	１ 日	出席者	高裁裁判官 ８ 人（うち要旅費人員 ７ 人） 高裁書記官 １ ６ 人（うち要旅費人員 １ ４ 人） 家裁裁判官 ８ 人（うち要旅費人員 ７ 人） 家裁書記官 １ ６ 人（うち要旅費人員 １ ４ 人） 最高裁局課長 ６ 人 最高裁事務官 ６ 人 計 ６ ０ 人	明 細 書 頁 88
開催場所	最高裁						
日 程	１ 日						
出席者	高裁裁判官 ８ 人（うち要旅費人員 ７ 人） 高裁書記官 １ ６ 人（うち要旅費人員 １ ４ 人） 家裁裁判官 ８ 人（うち要旅費人員 ７ 人） 家裁書記官 １ ６ 人（うち要旅費人員 １ ４ 人） 最高裁局課長 ６ 人 最高裁事務官 ６ 人 計 ６ ０ 人						

(6) 高裁別後見関係事件事務打合せ【要求】	明 細
＜要求要旨＞	書 頁
成年後見制度をめぐっては、制度が広く社会に認知されてきたことや高齢化の急速な進行を背景に、後見等開始事件の申立件数は高水準を維持している状況にある。	3 6
平成29年3月に閣議決定された成年後見制度利用促進基本計画においては、利用者がメリットを実感できる制度・運用の改善、権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり、不正防止の徹底と利用しやすさとの調和が今後の施策の目標として掲げられているところであり、今後の成年後見制度の円滑な運用を実現するためには、この基本計画を踏まえた運用の状況及び課題等について検討を続けていくことが必要かつ有益である。	8 8
先に最高裁で開催される後見関係事件事務打合せの結果を受け、その後の管内家裁における取組状況や課題を把握し、相互に情報を共有することは、施策に関する取組の方策等の検討のためには不可欠である。	
そこで、この事務打合せの開催に必要な経費を要求する。	
＜開催計画＞	
開催場所 高裁	
日 程 1 日	
出席者 家裁裁判官 50人（うち要旅費人員42人）	
家裁書記官 100人（うち要旅費人員84人）	
最高裁局課長 8人（うち要旅費人員 7人）	
最高裁事務官 8人（うち要旅費人員 7人）	
計 166人	

経費積算内訳【要求】

項・目・目細等	品 名 等	員 数 等	単価 (円)	所要額 (千円)	備 考
(項) 最高裁判所 職員旅費 (内国旅費)	家庭事件担当裁判官等協議 会 (少年関係)			641 (1,282)	
	局課長	7人 1(2)回	49,853	349 (698)	
	事務官	7人 1(2)回	41,678	292 (584)	
	家庭事件担当裁判官等協議 会 (家事関係)			1,573 (3,146)	
	局課長	14人 1(2)回	49,853	698 (1,396)	
	事務官	21人 1(2)回	41,678	875 (1,750)	
	高裁別後見関係事件事務打 合せ			641 (1,282)	
	局課長	7人 1(2)回	49,853	349 (698)	
	事務官	7人 1(2)回	41,678	292 (584)	

明 細
書 頁

3 6

						明 細 書 頁
項・目・目細等	品 名 等	員 数 等	単価 (円)	所要額 (千円)	備 考	
(項) 下級裁判所 職員旅費 (内国旅費)	家庭事件担当裁判官等協議 会 (少年関係)			2,777 (5,554)		8 7
	家裁裁判官	42人 1(2)回	26,489	1,113 (2,226)		
	家裁調査官	42人 1(2)回	19,809	832 (1,664)		
	家裁書記官	42人 1(2)回	19,809	832 (1,664)		
	家事事件担当裁判官協議会			2,652 (2,652)		
	高裁裁判官	7人 1回	50,433	353 (353)		
	家裁裁判官	49人 1回	46,921	2,299 (2,299)		

						明 細 書 頁
項・目・目細等	品 名 等	員 数 等	単価（円）	所要額（千円）	備 考	
	犯罪被害者等施策のための研究会			2,777（ 5,554）		8 8
	家裁裁判官	42人 1(2)回	26,489	1,113（ 2,226）		
	家裁調査官	42人 1(2)回	19,809	832（ 1,664）		
	家裁書記官又は事務官	42人 1(2)回	19,809	832（ 1,664）		
	家庭事件担当裁判官等協議会（家事関係）			2,777（ 5,554）		
	家裁裁判官	42人 1(2)回	26,489	1,113（ 2,226）		
	家裁調査官	42人 1(2)回	19,809	832（ 1,664）		
	家裁書記官	42人 1(2)回	19,809	832（ 1,664）		

						明 細 書 頁
項・目・目細等	品 名 等	員 数 等	単価（円）	所要額（千円）	備 考	
	後見関係事件事務打合せ 高裁裁判官	7人 1(2)回	50,433	1,876（ 3,752） 353（ 706）		8 8
	高裁書記官	14人 1(2)回	44,489	623（ 1,246）		
	家裁裁判官	7人 1(2)回	46,921	328（ 656）		
	家裁書記官	14人 1(2)回	40,867	572（ 1,144）		
	高裁別後見関係事件事務打合せ 家裁裁判官	42人 1(2)回	26,489	2,973（ 5,946） 1,113（ 2,226）		
	家裁書記官	84人 1(2)回	22,147	1,860（ 3,720）		

<u>裁判補助事務の強化改善経費</u>	明 細
(1) 家庭裁判所調査官事務の事務査察【要求】 ＜要求要旨＞	書 頁
家裁調査官は、心理学、教育学、社会学などの行動科学等の専門的知識を活用して、家事事件、人事訴訟事件及び少年事件についての事実の調査等を行うことを職務とする職種である。行動科学は、日進月歩の分野であるから、家裁調査官に対しては、その専門性を十分に発揮させるために、最新の知識、技法の研さんのための積極的な教育指導が常に必要である。 行動科学等の知見や技法に基づき、裁判官の命令に従い専門的・技術的な業務に従事するという職務の性質上、各家裁調査官の調査の質にばらつきが生じないように、組織的にその職務を指導監督して、均質かつ高い専門的力量を発揮した調査事務を適正かつ迅速に行わせる必要もある。 そこで、各上級機関が下級機関の家裁調査官事務を査察し、指導するための経費を要求する。 ＜実施計画＞ (ア) 最高裁による事務査察 対 象 各高裁所在地の家裁（８庁） 査察者 最高裁局課長及び補助者（要旅費人員２人×７庁） (イ) 高裁による事務査察 対 象 各家裁（５０庁） 査察者 各高裁所在地の家裁の首席家裁調査官及び補助者（要旅費人員３人×４２庁）	４０ ８９

(2) 支部家庭裁判所調査官事務の査察【要求】 ＜要求要旨＞ 昨今、子の親権などをめぐって激しく争う家事事件が増加し、また、動機の解明が困難で社会の耳目を集める少年事件が相次ぐなど、家庭裁判所で取り扱う問題は、ますます複雑かつ困難なものとなっており、特にこれらの事件において、その専門性を発揮することが期待される家裁調査官が行う事務については、一層の適正かつ迅速な運用が求められている。 首席家裁調査官は、家裁調査官の幹部職員として、年間を通じて管内の家裁調査官の一般執務及び調査事務の実情を把握し、各種の法改正などを踏まえた事務の改善を図るなどして、適正かつ迅速な事務の運用がされるよう指導監督を行う必要がある。 指導監督を適切に行うためには、日常的な電話連絡や報告書等のやりとりのみでは不十分であり、少なくとも年に一度は実際に管内各支部に赴いて、当該支部の家裁調査官と直接に面談し、執務の状況を具体的に把握し、個別に指導することが必要不可欠である。また、庁舎や執務室等の現状を視察したり、裁判官等の幹部職員とも面談したりして、当該支部全体の実情を把握し、指導監督態勢を整備することが必要である。 そこで、この査察を行うための経費を要求する。 ＜実施計画＞ <table><tr><td>実施場所</td><td>各家裁支部</td></tr><tr><td>日 程</td><td>2 日</td></tr><tr><td>査 察 者</td><td>首席家裁調査官（要旅費人員 1 人×1 1 2 庁×2 日＝2 2 4 人） 次席家裁調査官（要旅費人員 1 人×1 1 2 庁×2 日＝2 2 4 人） 計 4 4 8 人</td></tr></table>	実施場所	各家裁支部	日 程	2 日	査 察 者	首席家裁調査官（要旅費人員 1 人×1 1 2 庁×2 日＝2 2 4 人） 次席家裁調査官（要旅費人員 1 人×1 1 2 庁×2 日＝2 2 4 人） 計 4 4 8 人	明 細
	実施場所	各家裁支部					
	日 程	2 日					
査 察 者	首席家裁調査官（要旅費人員 1 人×1 1 2 庁×2 日＝2 2 4 人） 次席家裁調査官（要旅費人員 1 人×1 1 2 庁×2 日＝2 2 4 人） 計 4 4 8 人						
	書 頁						
	8 9						

(3) 首席家庭裁判所調査官協議会【要求】 ＜要求要旨＞ ますます複雑困難化している家庭事件について、家庭裁判所の科学的機能と福祉的機能を発揮しながら適正迅速に対処していくためには、行動科学の専門家である家裁調査官の専門性及び問題解決能力の更なる向上が求められる。そのためには、全国の首席家裁調査官において、適切かつ効果的な調査方法の在り方や調査事務上考慮すべき事項について協議することが不可欠である。 特に、家事事件及び人事訴訟事件に関しては、平成25年1月に施行された家事事件手続法の趣旨を踏まえ、家事調停の一層の充実や人事訴訟事件における家裁調査官の調査事務の運用上の諸問題について、首席家裁調査官が意見交換するとともに、事件の適正迅速な処理に資するための調査の在り方について十分な協議を行う必要がある。また、世間の耳目を集めるような動機の解明が困難な少年事件において、家裁調査官の調査事務の適正さを確保する必要がある上に、比較的軽微な非行があった少年の再非行を防止するために、家裁調査官が少年及び保護者に対して行う指導、訓戒等の措置についても、より一層効果的に行う必要があることから、これらの方策等に関しても協議を行う必要がある。 そこで、各高等裁判所において首席家裁調査官協議会を開催するために必要な経費を要求する。 ＜開催計画＞ <table> <tr> <td>開催場所</td><td>各高裁</td></tr> <tr> <td>日 程</td><td>1 日</td></tr> <tr> <td>出席者</td><td>首席家裁調査官 50人（うち要旅費人員42人）</td></tr> <tr> <td></td><td>最高裁局課長 8人（うち要旅費人員 7人）</td></tr> <tr> <td></td><td>係官 8人</td></tr> <tr> <td></td><td>計 66人</td></tr> </table>	開催場所	各高裁	日 程	1 日	出席者	首席家裁調査官 50人（うち要旅費人員42人）		最高裁局課長 8人（うち要旅費人員 7人）		係官 8人		計 66人	明 細 書 頁 40 89
開催場所	各高裁												
日 程	1 日												
出席者	首席家裁調査官 50人（うち要旅費人員42人）												
	最高裁局課長 8人（うち要旅費人員 7人）												
	係官 8人												
	計 66人												

(4) 首席家庭裁判所調査官事務打合せ【要求】 ＜要求要旨＞ 近年の社会情勢やこれを反映した家庭の有りようの変化，国民の権利意識の高揚等は，家庭事件の内容やこれを扱う家庭裁判所に対する期待と要望に大きな影響を与えている。家事事件についてみると，社会の高齢化に伴い成年後見関係事件が増加し続けているほか，少子化等の影響から子をめぐって激しく争うなど，当事者間の利害の対立が先鋭化し，内容も複雑化して解決困難なものとなっており，家庭裁判所における紛争解決の在り方についても，国民のニーズは変化してきている。平成25年1月に施行された家事事件手続法の下では，透明性の高い手続において，当事者の感情面にも配慮をしつつ，法的観点及び紛争の実情を的確に踏まえた解決を図ることが必要となっている。また，少年事件に関しては，再非行少年率が高い水準で推移している中，少年刑事司法全体の再非行防止機能に対してこれまで以上に厳しい目が向けられており，決定機関である家庭裁判所には，適切かつ妥当な処遇選択を通じて，少年に対し，自己の非行について内省を深めさせ，自立的な更生を促すことが求められている。 このような情勢の下，高等裁判所の所在地を管轄する家庭裁判所の首席家裁調査官は，管内の家庭裁判所の首席家裁調査官の事務の執行状況について調査し，当該首席家裁調査官と必要な事項について協議するほか，その事務の取扱いについて助言をするなどの調整事務を年間を通じて行っている。所在地の首席家裁調査官が調整事務を行うに当たっては，家裁調査官の調査事務等に関する重要な施策課題を十分に踏まえる必要があり，年度当初に，その対応方策等について最高裁と十分な検討を行い，各高等裁判所管内における調整事務に不均衡，不均質が生じないよう意思の統一を図っておく必要がある。また，調査方法の在り方や家裁調査官の指導育成についても法改正等を踏まえた上で全国統一の運用指針を示す必要があり，年度当初の時期に本事務打合せを開催する必要性は極めて高い。 そこで，この事務打合せを開催するための経費を要求する。 ＜開催計画＞ <table><tr><td>開催場所</td><td>最高裁</td><td></td></tr><tr><td>日 程</td><td>1 日</td><td></td></tr><tr><td>出席者</td><td>高裁の所在地を管轄する家裁の首席家裁調査官</td><td>8 人（うち要旅費人員 7 人）</td></tr><tr><td></td><td>最高裁局課長</td><td>5 人</td></tr><tr><td></td><td>計</td><td>1 3 人</td></tr></table>	開催場所	最高裁		日 程	1 日		出席者	高裁の所在地を管轄する家裁の首席家裁調査官	8 人（うち要旅費人員 7 人）		最高裁局課長	5 人		計	1 3 人	明 細
	開催場所	最高裁														
	日 程	1 日														
出席者	高裁の所在地を管轄する家裁の首席家裁調査官	8 人（うち要旅費人員 7 人）														
	最高裁局課長	5 人														
	計	1 3 人														
		書 頁														
		8 9														

(5) 最高裁判所長官による補導委託先表彰【要求】	明 細
＜要求要旨＞	書 頁
保護処分に付する蓋然性のある少年について、保護処分決定を留保し、相当な期間少年を観察した上で終局決定をしようとするのが試験観察であり、これに併せて適当な施設、団体等に少年の補導を委託するのが補導委託である（少年法25条）。また、補導委託は、要保護性の進んだ少年に対する生活指導や職業補導、更には環境調整（非行集団との離別や家族関係の調整）という面でも多大の成果を上げており、少年保護事件において極めて有効な制度として活用されている。	40 B
これらの少年を受け入れる補導委託先は、民間の篤志家であって、様々な問題を抱える少年の指導には多くの苦労があり、時には身体の危険にさらされたり、物的損害を被ったりすることもある中で、日夜、少年と寝食を共にするなどして献身的に生活指導や職業補導を行い、非行少年の更生のために情熱を注いでいる。このような補導委託先の労苦に報いるとともに、指導意欲の向上を図るため、高等裁判所長官による表彰を受けた者の中から特に多年にわたって尽力し、その功績の著しい補導委託先に対し、最高裁判所長官による表彰を実施している。	
そこで、この表彰に要する経費を要求する。	
＜表彰計画＞	
被表彰者数 10人	
表彰式出席者	被表彰者 10人
	最高裁側 8人
	係 員 2人
	計 20人

(6) 新任参与員研修会【要求】 ＜要求要旨＞ 新任参与員研修会は，新たに選任された参与員に対して，参与員制度のあらまし，参与員としての心構えや求められる役割，家庭裁判所の家事審判手続，人事訴訟手続の概要等の基礎的な知識を付与するものである。 近年，社会経済情勢の急激な変動に伴う社会意識の変容や権利意識の高まり，価値観の多様化などにより，家事事件及び人事訴訟事件についても，人間関係の調整が困難な事件，価値観や財産的利害の対立が深刻な事件等が増加するなど，紛争が多様化し，複雑困難な事件が増加している。こうした状況の下，研修会の実施により，経験，年齢，職業等が区々である参与員に対し，家事審判手続，人事訴訟手続に国民の健全な良識を反映させるための基礎的な知識を早期に習得させる必要がある。 そこで，本研修会の開催に要する経費を要求する。 ＜開催計画＞ 開催場所 家裁５０庁 日 程 １日 出席者 参 与 員 ５００人（うち要旅費人員３００人） 裁判所側 １００人（２人×５０庁） 係 官 １００人（２人×５０庁） 計 ７００人	明 細
	書 頁
	8 9 E

(7) 参与員研究会【要求】 ＜要求要旨＞ 参与員研究会は、新任者以外の参与員を対象とし、家事審判事件及び人事訴訟事件を処理するために必要な知識や技法を習得させることを目的とする研究会である。 家事審判事件及び人事訴訟事件は複雑困難化する傾向にあることから、参与員が事件処理に必要な知識や技法を習得する機会を設けることは、これまで以上に重要であり、また、国民の司法参加に対する期待にも応えるものである。 そこで、本研究会の開催に要する経費を要求する。 ＜開催計画＞ 開催場所 家裁５０庁 日 程 年２回，１日 出席者 参 与 員 ７００人（うち要旅費人員４２０人） 裁判所側 １００人（２人×５０庁） 係 官 １００人（２人×５０庁） 計 ９００人	明 細
	書 頁
	9 0 E

(8) 家庭裁判所家事実務研究会【要求】	明 細
＜要求要旨＞	書 頁
家庭裁判所家事実務研究会は、家事調停委員及び参与員を中心として、各職種間の連携を始めとする、手続の円滑な運営に関する諸問題を研究、検討するものである。	9 0 E
家事調停委員及び参与員は、多様な分野の民間人から選ばれている非常勤職員であり、事件処理上生ずる諸問題に関して、的確に問題点を把握した上で、他職種（裁判官、裁判所書記官、家庭裁判所調査官等）と連携して適切に対応することに、必ずしも習熟しているわけではない。	
家庭裁判所は、家庭内の紛争を取り扱う、国民に最も身近な裁判所であり、専門的知識を持たない当事者本人が自ら手続を行うことが多い。また、事件の受付、審判手続、調停手続、訴訟手続等において、職員が直接当事者本人と対応する機会も多い。家事事件及び人事訴訟事件の紛争自体も、社会経済情勢の大きな変動や価値観の多様化を背景に、その内容は様々であり、複雑困難なものが増加している。このような状況の下で、事件処理上においてはもちろん、当事者対応や職員間の連携等、執務全般においても、対応に困難を感じたり、工夫が必要なことも少なくない。	
家事調停委員研究会、家事調停委員ケース研究会、参与員研究会等では、家事調停委員及び参与員がそれぞれ事件処理に必要な知識や技法を習得し、それを活用するための研究、検討を行うこととなる。他方、この研究会では、比較的経験が豊富であり、指導的な立場にある家事調停委員及び参与員が、共に他職種との連携等の手続運営について研究、検討を行うことに特色がある。	
そこで、本研究会の開催に要する経費を要求する。	
＜開催計画＞	
開催場所	家裁５０庁
日 程	１日
出席者	家事調停委員 ６００人（うち要旅費人員３６０人）
	参 与 員 ４００人（うち要旅費人員２４０人）
	裁 判 所 側 ４１０人（３人×５０庁、１人×２６０庁）
	係 官 １００人（２人×５０庁）
	計 １，５１０人

(9) 後見人のための後見事務の手引【要求】 ＜要求要旨＞ 成年後見制度をめぐっては、制度が広く社会に認知されてきたことや、高齢化の急速な進行を背景に、後見等開始事件の申立て件数は高水準で推移している。また、業務の一部として制度利用者への支援等を行う地域包括支援センターの設置や、市町村が実施する成年後見制度利用支援事業の対象者拡大、権利擁護人材育成事業の実施、成年後見制度利用促進法の施行、成年後見制度利用促進基本計画の閣議決定等、立法及び行政施策として制度の利用促進が図られており、今後も更なる後見等開始事件数の増加が見込まれる状況にある。 成年後見制度の利用者増加に伴い、制度に関する専門知識を持たない親族が本人の成年後見人として選任される件数も相当数存在するが、成年後見人は本人の財産上の法律行為に関する包括的な代理権を有するなど大きな権限を持っているため、専門知識を持たない親族を成年後見人に選任する際には、親族が申立てを考えている段階から申立手続きにかけて、成年後見人の職務と責任を十分に理解させる必要がある。また、成年後見人に選任された後においても、不明な点があるときにはすぐに参照できる手引を座右に置いて後見事務を適正に遂行してもらう必要がある。 さらに、平成２８年５月に成年後見制度利用促進法が施行され、これまで以上に市民後見人の活用が進むと考えられるが、市民後見人にも成年後見人の職務と責任を正確に理解してもらう必要がある。 そこで、この手引を作成するための経費を要求する。	明 細 書 頁 40

(10) 診断書・鑑定書（成年後見用）作成の手引【要求】 ＜要求要旨＞ 成年後見制度をめぐっては、制度が広く社会に認知されてきたことや高齢化の急速な進行を背景に、後見等開始事件の申立て件数は高水準で推移している。また、業務の一部として制度利用者への支援等を行う地域包括支援センターの設置や、市町村が実施する成年後見制度利用支援事業の対象者拡大、権利擁護人材育成事業の実施、成年後見制度利用促進法の施行、成年後見制度利用促進基本計画の閣議決定等、立法及び行政施策として制度の利用促進が図られており、今後、後見等開始事件数の増加が見込まれる状況にある。 後見等開始事件の申立てに当たっては、原則として医師の診断書が必要とされており、また、後見及び保佐の開始に関しては、原則として鑑定を行う必要がある。一層の事件増加が見込まれる中、家庭裁判所が適正かつ迅速に後見等開始事件を審理するためには、従前以上に診断医及び鑑定医の確保、診断書及び鑑定書の記載事項の明確化並びに鑑定期間の短縮化に努める必要がある。 これまで成年後見の診断書・鑑定書を作成したことのない医師でも迅速かつ容易にこれらを作成できるよう、後見等開始事件の診断・鑑定に必要な事項及び各事項に関する記載の程度を明確にする資料として「診断書・鑑定書（成年後見用）作成の手引」を作成し、医師への周知を図る必要がある。 そこで、本手引作成のための経費を要求する。	明 細 書 頁 4 0

(11) 参与員執務資料【要求】

<要求要旨>

家庭内における人間関係の希薄化，少子化，価値観の多様化や権利意識の高揚などを反映し，複雑で解決が困難な人事訴訟事件及び家事事件が増加している。このような状況の下，人事訴訟事件等を適正に処理していくためには，人事訴訟手続及び家事審判手続に国民の健全な良識を反映させる役割を担う参与員が，その役割を十分に果たすことがますます求められており，特に，新たに選任された参与員に対しては，早期に基礎的な知識を習得させる必要がある。

そのためには，参与員制度の概要，参与員としての基本的な心構えや求められる役割，参与員が関与する手続の概要，離婚等に適用される関係法規を説明したアップ・トゥ・デートな執務資料を刊行することが必要不可欠である。

そこで，本資料作成のための経費を要求する。

<配布計画>

1，210部

区分	家 庭			高 等	最 高 研修所	参与員	計
	本 庁	支 部	出張所				
配布 部数	(50庁×4) 200	(203庁×2) 406	(77庁×2) 154	(8庁×3) 24	16	410	1,210

明 細
書 頁

40

経費積算内訳【要求】

項・目・目細等	品 名 等	員 数 等	単価（円）	所要額（千円）	備 考
（項）最高裁判所 職員旅費 （内国旅費） 庁費 （印刷製本費） （会議費） （雑役務費）	家庭裁判所調査官事務の事務 査察			585（ 585）	
	局課長	7人	45,817	321（ 321）	
	事務官	7人	37,671	264（ 264）	
	首席家庭裁判所調査官協議会 局課長	7人	49,853	349（ 349）	
	最高裁判所長官による補導委 託先表彰状	10枚	(3,612.400) 3,740.000	37（ 36）	
	最高裁判所長官による補導委 託先表彰	10人	110.9	1（ 1）	
	最高裁判所長官による補導委 託先表彰状筆耕料	10枚	3,430	34（ 34）	

明 細
書 頁

4 0
B

項・目・目細等	品 名 等	員 数 等	単価（円）	所要額（千円）	備 考
裁判資料整備費 （印刷製本費）	後見人のための後見事務の手引	(131,940) 105,120部	(2.112) 6.380	671 (279)	
	診断書・鑑定書（成年後見用） 作成の手引	(19,525) 19,760部	(40.527) 43.387	857 (791)	
	参与員執務資料	(1,190) 1,210部	(104.500) 154.000	186 (124)	

明 細
書 頁

4 0

						明 細 書 頁
項・目・目細等	品 名 等	員 数 等	単価（円）	所要額（千円）	備 考	
(項) 下級裁判所 職員旅費 (内国旅費)	家庭裁判所調査官事務の事務 査察			2,699 (2,699)		8 9
	首席家裁調査官	42人	21,421	900 (900)		
	次席家裁調査官	84人	21,421	1,799 (1,799)		
	支部家庭裁判所調査官事務の 査察			1,764 (1,764)		
	首席家裁調査官	224人	3,937	882 (882)		
	次席家裁調査官	224人	3,937	882 (882)		
	首席家庭裁判所調査官協議会 首席家裁調査官	42人	22,147	930 (930)		
	首席家庭裁判所調査官事務打 合せ					
	首席家裁調査官	7人	40,867	286 (286)		

						明 細
項・目・目細等	品 名 等	員 数 等	単価（円）	所要額（千円）	備 考	書 頁
委員等旅費 (委員会出席旅費)	新任参与員研修会					8 9
	参与員			1,916 (1,916)		9 0
	日帰り	222人 1回	3,737	830 (830)		
	宿泊	78人 1回	13,917	1,086 (1,086)		
	参与員研究会					
	参与員			5,358 (5,358)		
	日帰り	311人 2回	3,737	2,324 (2,324)		
	宿泊	109人 2回	13,917	3,034 (3,034)		
	家庭裁判所家事実務研究会					
	調停委員, 参与員			3,830 (3,830)		
	日帰り	444人 1回	3,737	1,659 (1,659)		
	宿泊	156人 1回	13,917	2,171 (2,171)		

項・目・目細等	品 名 等	員 数 等	単価（円）	所要額（千円）	備 考
庁費 （会議費）	新任参与員研修会	500人 1回	110.9	55（ 55）	
	参与員研究会	700人 2回	110.9	155（ 155）	
	家庭裁判所家事实務研究会	1,000人 1回	110.9	111（ 111）	

明 細
書 頁

E

関係機関との連絡調整経費	明 細
(1) 少年院の運営改善等に伴う少年院視察【要求】	書 頁
<要求要旨>	4 1
平成13年4月から施行された改正少年法において、懲役又は禁錮の言渡しを受けた16歳に満たない少年については、16歳に達するまでの間、少年院においてその刑を執行することができることとなっており、また、14歳未満の少年に対する少年院送致が可能となる少年法等の改正法も平成19年11月に施行され、年少少年に対する処遇プログラム等が開始された。	
さらに、平成27年6月に施行された新少年院法によって、①再非行防止に向けた処遇の充実強化、②在院者の権利義務・職員の権限の明確化、③施設運営の透明性の確保など、基本的な処遇制度が抜本的に見直された。	
このような情勢を踏まえると、法施行後の少年院の処遇の実情等について、処遇の現場において情報を収集し、法務省との処遇改善の協議のための資料にするとともに、適正な処遇選択のための資料として各家庭裁判所に提供するため、主に以下の矯正教育課程を実施する少年院や、行刑施設としての少年院を最高裁家庭局の局課長及び事務官が順次、視察することが必要である。	
そこで、この視察に要する経費を要求する。	
主な矯正教育課程の内容	4 1
1 短期社会適応課程	
2 社会適応課程	
3 支援教育課程	
<視察計画>	
視察者 最高裁局課長（1人×2少年院）	4 1
最高裁事務官（1人×2少年院）	

(2) 少年院における処遇ケース検討会【要求】 ＜要求要旨＞ 保護処分がその効果を上げるためには、関係機関が密接な連携を保ち、処遇の一貫性を確保することが強く要請される。そのためには、現に少年が処遇を受けている少年院に、家庭裁判所、矯正管区、少年院、少年鑑別所、保護観察所等少年の処遇に直接関与する機関の担当者が集まり、処遇困難事例等特定の具体的事例について検討を加えることが必要である。 従来、少年院において開催される少年事件の事例研究会は、各少年院において3年に1回開催され、裁判官及び家裁調査官が出席してきたが、平成22年12月、「少年矯正を考える有識者会議」において、個々の少年に関する情報交換やケースカンファレンスをこれまで以上に積極的に行うべきであると提言されたのを受け、法務省矯正局は、同研究会を処遇ケース検討会に発展的に改め、各少年院において、毎年少なくとも1回は開催することとした。 本検討会では、少年院在院者を対象とし、当該在院者の少年院入院後の処遇経過、今後の処遇方針や保護関係調整等について検討することとされており、平成27年6月から新少年院法が施行されたことを踏まえると、家庭裁判所にとっては、処遇の実情を把握し、処遇効果の検証をするのにとどまらず、決定に込めた矯正教育に対する期待を処遇に反映させる格好の機会であると考えられる。 そこで、全国の各少年院において開催される本検討会に、裁判官又は家裁調査官が出席するための経費を要求する。 ＜開催計画＞ 開催場所 48少年院において開催 開催回数 合計61回 日 程 1日 出席者 家裁裁判官 31人 家裁調査官 30人 計 61人 (参 考) 保護関係機関側出席者 少 年 院 8人 少 年 鑑 別 所 2人 矯 正 管 区 2人 保 護 観 察 所 2人 地方更生保護委員会 2人	明 細 書 頁
	90

(3) 家事関係機関との連絡協議会【要求】 ＜要求要旨＞ 家庭事件の処理に当たっては、かねてから家庭裁判所と福祉関係機関との間の密接な連携を図るための連絡協議会を開催してきたところである。 平成25年1月に施行された家事事件手続法の趣旨を踏まえて円滑な運用を図るためには、家事事件の申立てに関わる弁護士会や地方自治体の相談窓口等の機関と、運用上の留意点等について継続的に協議を行うことが必要である。 また、成年後見制度に関しては、高齢化社会の進展や成年後見制度利用促進法の施行、成年後見制度利用促進基本計画の閣議決定等、立法及び行政政策として制度の利用促進が図られており、今後、更なる事件数の増加が見込まれることに加え、基本計画を踏まえた成年後見制度の運用に当たり、行政機関や社会福祉協議会、更に専門職団体との間で連携・協力の在り方について協議する必要があると高まっている。 さらに、保護者等の虐待により児童が死に至る児童虐待事件が相次いで発生しており、社会的関心が高まると同時に、これを防止するための対策が社会的に喫緊の課題となっている。このような社会状況等を背景に、児童福祉法の一部を改正する法律が平成30年4月に施行されたところであり、新たな手続の運用に当たって家庭裁判所と児童相談所、児童福祉施設等との連携をより緊密なものとする必要が生じている。 このような状況の下、福祉関係機関等と協議し、連携を円滑かつ緊密なものとしていく必要があり、家事関係機関との連絡協議会を開催するための経費を要求する。 ＜開催計画＞ <table><tr><td>開催地</td><td colspan="3">各家裁</td></tr><tr><td>会 期</td><td colspan="3">1 日</td></tr><tr><td>出席者</td><td>児 童 相 談 所</td><td>2 5 0 人</td><td>(5 人× 5 0 庁)</td></tr><tr><td></td><td>福 祉 事 務 所</td><td>4 0 0 人</td><td>(8 人× 5 0 庁)</td></tr><tr><td></td><td>都 道 府 県 等</td><td>2 5 0 人</td><td>(5 人× 5 0 庁)</td></tr><tr><td></td><td>その他の関係機関</td><td>1 5 0 人</td><td>(3 人× 5 0 庁)</td></tr><tr><td></td><td>計</td><td>1, 0 5 0 人</td><td></td></tr></table>	開催地	各家裁			会 期	1 日			出席者	児 童 相 談 所	2 5 0 人	(5 人× 5 0 庁)		福 祉 事 務 所	4 0 0 人	(8 人× 5 0 庁)		都 道 府 県 等	2 5 0 人	(5 人× 5 0 庁)		その他の関係機関	1 5 0 人	(3 人× 5 0 庁)		計	1, 0 5 0 人	
	開催地	各家裁																										
会 期	1 日																											
出席者	児 童 相 談 所	2 5 0 人	(5 人× 5 0 庁)																									
	福 祉 事 務 所	4 0 0 人	(8 人× 5 0 庁)																									
	都 道 府 県 等	2 5 0 人	(5 人× 5 0 庁)																									
	その他の関係機関	1 5 0 人	(3 人× 5 0 庁)																									
	計	1, 0 5 0 人																										
明 細 書 頁 E																												

経費積算内訳【要求】

項・目・目細等	品 名 等	員 数 等	単価（円）	所要額（千円）	備 考
(項) 最高裁判所 職員旅費 (内国旅費)	少年院の運営改善等に伴う少年院視察			170 (170)	
	局課長	2人	46,407	93 (93)	
	事務官	2人	38,671	77 (77)	
(項) 下級裁判所 職員旅費 (内国旅費)	少年院における処遇ケース検討会			963 (963)	
	家裁裁判官	31人	17,849	553 (553)	
	家裁調査官	30人	13,682	410 (410)	
	家事関係機関との連絡協議会	1,050人	110.9	116 (116)	
庁費 (会議費)					

明 細
書 頁

4 1
9 0
E

<u>家庭事件の処理体制の充実強化に必要な経費</u> <u>科学的処理体制の充実経費</u> (1) 市街地戸別地図（調査用）【要求】 ＜要求要旨＞ 家裁調査官による調査方法の一つとして、現地に出向いて調査する現地調査があり、この現地調査によらなければ十分な調査を行えない場合が極めて多い。現地調査に際しては、家庭事件の特殊性から秘密保持に特に留意することが要求されるため、近隣の人に住居を聞くことはできず、当事者や関係人宅を家裁調査官が事前に十分確認した上で調査しなければならない。 居住先確認作業を正確かつ効率的に行うためには、居住者が掲載されているほか、一般の地図には掲載されていないような詳細な情報（現地の状況や行程、順路、戸別等）が明示された市街地ごとの戸別地図が必要不可欠である。 そこで、この地図を各家庭裁判所（本庁及び家裁調査官配置支部）に備え付け、定期的に更新する必要があるため、そのための経費を要求する。 ＜整備計画＞ 令和３年度は、家庭裁判所（本庁及び家裁調査官配置支部）１６２庁のうち、４１庁について更新する。	明 細 書 頁
	B

(2) 地価評価用図書【要求】 ＜要求要旨＞ 遺産分割関係事件において、最も争点となりやすいのが、遺産（特に土地）の評価をめぐる問題である。 土地の評価額をめぐる争いについて公正な解決を図るという観点からは、不動産鑑定士の鑑定により客観的な評価額を確定することが望ましい。しかし、現実の事件処理においては、鑑定には高額のコストや相当の時間を要することから、相続人の中に鑑定に消極的な者がいて、鑑定による土地の評価ができないこともあるし、むしろ、鑑定を行うよりは、調停委員会に妥当と思われる評価額を提示してもらい、それに従って遺産を分割することを全相続人が求めることも少なくない。このような事情から、調停委員会としては、鑑定によらず、妥当な評価額を算出して提示する必要がある場合が多い。 そこで、金融機関、不動産会社、不動産鑑定士等において不動産評価に利用される地価評価資料を各家庭裁判所の本庁50庁に毎年配布する必要があるため、そのための経費を要求する。	明 細 書 頁
(3) 家庭裁判所調査官研究費【要求】 ＜要求要旨＞ 家裁調査官は、家裁の科学的機能を担うものとして、その専門的な知識と技法を生かして事件の処理に当たっている。 最近の家庭事件の多様化、複雑化に伴い、当事者や少年への対応も含めた家裁調査官の調査活動そのものが年々複雑かつ困難なものとなってきており、その専門性を一層向上させることが大きく期待されている。 人格理論、発達理論、家族理論、認知行動理論、心理テスト、犯罪学など行動科学に属する分野は日進月歩の学問分野であることから、家裁調査官が調査能力や面接技術の向上及び改善を図るためには、これらの学問の新しい成果を絶えず研究し、実務に取り入れる必要がある。 そこで、家裁調査官が関連分野における最新の専門的知識や技法の獲得に向けた研究を行う必要があるため、裁判所職員以外の者の援助を受けるための研究謝金及び関連する分野の学会に出席するための学会出席旅費を要求する。	9 4 B

(4) 医官研究費【要求】 ＜要求要旨＞ 家庭事件の当事者の中には、医学的な問題を持つ者が見られることがあり，そうした場合に，裁判官は医学的な意見を参考にして適切に事件を処理する必要があることから，家庭裁判所には，医師又は看護師である裁判所技官（医官）が置かれている。 近年，家事事件においては精神障害あるいはその疑いのある当事者が増えてきており，また，少年事件においても動機の分かりにくい事件が相次いでいる。このような事案の問題点の分析や解決に向けた働き掛けの検討に当たっては，医学的な知見が不可欠であり，調停や審判において医官の関与の必要性は高い。 医師である裁判所技官は，精神医学などの知識や臨床経験に基づく医学的な診断によって，事件関係人の心身の状況を裁判官に報告したり，家裁調査官に対し事案の理解や調査の方法等について助言を行ったり，当事者等に助言指導を実施するなどしている。また，看護師である裁判所技官は，医師を補佐するとともに，少年事件での保健指導など個々の課題に応じた教育的働き掛けを担うこともある。そうした医学の理論や診断方法，技術等は日進月歩の分野であり，家庭裁判所においても，家庭事件についての医学的診断技術の向上及び診断方法の改善を図るため，精神医学等の新しい成果を絶えず研究し，実務に取り入れる必要がある。 そこで，医師である裁判所技官及びそれを補佐する看護師である裁判所技官が最新の専門的知識や技術の獲得に向けた研究を行う必要があるので，裁判所職員以外の者の援助を受けるための研究謝金及び研究の援助を受けたり関連する学会に出席したりするための研究旅費を要求する。	明 細 書 頁 9 4

(5) 調査室用映像、音響機器【要求】 ＜要求要旨＞ 近年、子の監護をめぐる調停、審判事件（離婚における子の奪い合い、子の引渡し、親権者変更、面会交流等）が増加している。この種の事件では、改正民法766条や家事事件手続法65条において子の利益を尊重するとともに、子の年齢及び発達の程度に応じて子の意思を考慮しなければならない旨定められている。子の利益に配慮した解決を図るために、親子関係について家裁調査官が調査を行い、子の意思を把握したり、親権者としての適格性や面会交流実施の妥当性等について検討したり、その調査に基づいて面会交流の試行を実施するなどして当事者間の調整を図ったりすることが多い。親権者の指定等に関する調査が必要な人事訴訟事件も高水準を維持しているところ、この場合も、同様の調査が必要な場合が多い。 これらの事件の対象となる子は、幼少である場合が多いことから、緊張しやすく、言語表現も未熟であり、言語的なやりとりが中心の面接による調査だけでは、親子の親和性の程度や子の意思等を的確に把握することが難しいため、親子の交流場面の観察による調査が必要になる。このような調査では、親子の自然な振る舞い、子の表情及び仕草など非言語的な表現を別室からカメラで観察するとともに、録画して見直すなど、映像、音響機器を活用した調査を行うことで、親子関係や子の意思をよりの確に分析し、評価することができる。 そして、平成29年6月には、児童福祉法が司法関与が強化される内容に改正され、児童虐待に関する事件においても、従前以上に家裁調査官の的確な調査が求められている。また、社会における面会交流への関心がこれまでになく高まっており、面会交流をめぐる事件の増加が一層見込まれるとともに、子の福祉に配慮した紛争解決に向けた調査の質に対する社会の期待も非常に大きくなっている。このような状況においては、前記の映像、音響機器を用いた精密な調査が今まで以上に求められている。 したがって、こうした必要性に対応するため、調査で使用する映像、音響機器（観察及び記録を可能とするドーム型カメラ、集音マイク等）を全国の家庭裁判所及び大規模支部に整備するための経費を要求する。 ＜整備計画＞ 6庁（家裁本庁及び支部）に整備する。	明 細 書 頁 9 4

(6) 知能テスト、心理テスト器具【要求】

＜要求要旨＞

家裁調査官の行う事実の調査は、心理学等の専門的知識を活用して行われるものであり、事件関係人の資質、人格、人間関係等を踏まえて、事例を総合的に理解するための補助手段として、知能テスト及び心理テストが多く用いられている。離婚の訴え等における附帯処分の実態の調査においても、知能テスト及び心理テスト器具が活用されることがある。

これらの器具は、時代に応じて変化していくものであるが、①知能検査用具の一つとして用いられる「WISC-IV（ウィスク・フォー）」は、子どもの知的発達の様相を複数の指標に基づき多面的に把握することが可能な検査であるため、少年事件と家事事件の双方で必要とされている。また、②親子関係の検査用具の一つとして用いられる「FDＴ親子関係診断検査」は、親子関係を情緒的側面から把握することができ、子どもの行動の背景の理解に役立つことから、少年事件と家事事件の双方で活用することができる。さらに、③箱庭療法用具は、児童から思春期の少年に対する適用性が高く、心の状態変化を視覚的に観察することができるため、少年事件と家事事件の双方で活用されている。

そこで、これらの検査を適切に調査に取り入れ、より客観的かつ科学的な調査結果を導くために、各種検査器具の購入経費を要求する。

＜整備計画＞

令和３年度は、１０組を整備する。

器 具 名	対象庁	更 新 計 画				
		令3	4	5	6	7～
①知能検査用具 ②親子関係検査用具 ③箱庭療法用具	家裁本庁及び支部	10	13	13	13	13

明 細

書 頁

9 4

(7) 心理テスト図版【要求】

＜要求要旨＞

家裁調査官は、必要に応じ、事件関係人の性格や資質等を検査するために調査において心理テストを行う。事件関係人が気付いていない性格や資質等を評価する際に不可欠なのが投映法と呼ばれる手法であり、ロールシャッハテストやT A Tなどが代表的な心理テストである。これらの心理テストで正確な解釈をするためには、世界的に統一された心理テスト図版を用いなければならない。

そこで、心理テストを適切に調査に取り入れ、より客観的かつ科学的な調査結果を導くために、心理テスト図版の購入経費を要求する。

＜整備計画＞

令和3年度は、10組を整備する。

器具名	対象庁	更新計画				
		令3	4	5	6	7～
心理テスト図版	家裁本庁及び支部	10	25	25	25	25

明 細
書 頁

9 4

経費積算内訳【要求】

項・目・目細等	品 名 等	員 数 等	単価（円）	所要額（千円）	備 考
(項) 最高裁判所 裁判資料整備費 (消耗品費)	市街地戸別地図（調査用）	41庁	(199,618) 200,392	8,216 (8,184)	
	地価評価用図書	50庁	(47,667) 50,332	2,517 (2,383)	
(項) 下級裁判所 諸謝金 (講師等謝金)	家庭裁判所調査官研究謝金	20人 3時間	7,900	474 (474)	
	医官研究謝金	3人 2時間	8,700	52 (52)	

明 細
書 頁

9 4
B

						明 細 書 頁
項・目・目細等	品 名 等	員 数 等	単価（円）	所要額（千円）	備 考	
職員旅費 （内国旅費） 法廷等器具整備費 （備品費）	家庭裁判所調査官学会出席 旅費					9 4
	家裁調査官	20人	30,487	610（ 610）		
	医官研究旅費					
	医官	12人	40,867	490（ 490）		
	調査室用映像，音響機器	6(9)式	1,580,590	9,484（ 14,225）		
			(457,490)			
	知能テスト，心理テスト器具	10(13)組	460,130	4,601（ 5,947）		
	心理テスト図版	10(25)組	45,100	451（ 1,128）		

<u>少年事件処理経費</u> (1) 犯罪被害等を考えさせる講習【要求】 ＜要求要旨＞ 少年の再非行防止は、国の重要施策とされており、再非行防止に向けたより実効性の高い教育・指導の実施が課題となっている。 各家庭裁判所では、被害者の立場や保護者の責任の視点を取り入れた教育・指導に種々の工夫を重ねてきており、その中で、万引き、バイク盗等の非行があった少年及びその保護者を対象に、同種非行の被害体験者の講話を中心に据え、被害の実態に直面させ自己の非行が被害者に及ぼした影響を考えさせる講習を実施している。このような講習は、少年に対しては、自らの行為の問題を痛感させ、しよく罪の意識を高めて、再非行を防止する効果をもたらすほか、保護者にとっても、犯罪被害に係る認識を新たにすることに加え、少年と保護者の間で非行について話し合う際の基盤を得るという点でも有効な措置となっており、本庁のみならず支部においても、講習会実施のニーズがある。そして、再非行防止の効果を上げるためには、必要な少年に対して、時機を逃さずに教育的な働きかけを確実に行うといった観点から、適切な講習時間と頻度を確保する必要がある。 そこで、犯罪被害等を考えさせる講習を定期的、継続的に実施するための経費を要求する。 ＜実施計画＞ 実施庁 家裁60庁（本庁50庁，支部10庁） 日 程 年8回 講 師 部外講師	明 細 書 頁
	9 4

(2) 補導委託先表彰【要求】 ＜要求要旨＞ 補導委託は、家庭裁判所の中間的な処分である試験観察に付随するもので、少年審判においては非常に大きな役割を果たしている。例えば、家族関係に問題があることから非行に走り、そのため、ますます家庭内の葛藤が高まるなど、少年自身の問題よりも周囲の環境に問題があるために更生が妨げられているようなケースでは、少年を従来の環境から切り離し、少年の更生に理解のある民間の篤志家に少年を預け、家庭的な雰囲気の中で少年の補導を実施してもらいながら経過を観察することが、再非行防止に向けた処遇選択に当たって非常に有効である。 様々な問題を抱える少年の指導には多くの苦労があり、時には身体の危険にさらされたり、物的損害を被ったりすることがあるにもかかわらず、これらの少年を受け入れる補導委託先は、日夜、少年と寝食を共にするなどして献身的に生活指導や職業補導を行い、非行少年の更生のために情熱を注いでいる。このような補導委託先の労苦に報いるとともに、指導意欲の向上を図るためには、表彰を実施し、その功績に謝意を表す必要がある。 そこで、高等裁判所長官による表彰を実施するための経費を要求する。 ＜表彰計画＞ 被 表 彰 者 数 1 6 人 裁判所側出席者 5 6 人（各高裁の長官，局長，高裁所在地の家裁所長，首席家裁調査官，首席書記官，係官 2 人）	明 細 書 頁 9 5 E

(3) 少年関係機関との連絡協議会【要求】 ＜要求要旨＞ 少年審判の適正な運営のためには、家庭裁判所と関係諸機関との緊密な連携が必要である。そのため、家庭裁判所においては、少年鑑別所、少年院、保護観察所、児童相談所等の少年保護関係機関、教育関係機関及び警察関係機関との間で、それぞれの機関の事務処理態勢について相互に理解を深めるとともに、少年事件の取扱上連絡調整を要する事項について協議し、連携上の課題を解決するための連絡協議会を各家庭裁判所が主催して開催する必要がある。平成28年12月に再犯の防止等の推進に関する法律が施行されたことを踏まえて、少年の再非行防止に向けて、なお一層の円滑な連携のために協議することが不可欠である。 そこで、この連絡協議会を開催する経費を要求する。 ＜開催計画＞ <table border="1"> <tr> <td>開催場所</td> <td>家裁50庁</td> </tr> <tr> <td>日程</td> <td>1日</td> </tr> <tr> <td>出席者</td> <td> 少年鑑別所 52人(1人×52庁) 少年院 48人(1人×48庁) 保護観察所 50人(1人×50庁) 児童相談所 215人(1人×215庁) 児童自立支援施設 58人(1人×58庁) 中学校 2,200人(1人×2,200校) 高等学校 1,100人(1人×1,100校) 市町村の警察署 1,159人(1人×1,159署) 都道府県の警察本部 100人(2人×50庁) 計 4,982人 </td> </tr> </table>	開催場所	家裁50庁	日程	1日	出席者	少年鑑別所 52人(1人×52庁) 少年院 48人(1人×48庁) 保護観察所 50人(1人×50庁) 児童相談所 215人(1人×215庁) 児童自立支援施設 58人(1人×58庁) 中学校 2,200人(1人×2,200校) 高等学校 1,100人(1人×1,100校) 市町村の警察署 1,159人(1人×1,159署) 都道府県の警察本部 100人(2人×50庁) 計 4,982人	明細書 E
開催場所	家裁50庁						
日程	1日						
出席者	少年鑑別所 52人(1人×52庁) 少年院 48人(1人×48庁) 保護観察所 50人(1人×50庁) 児童相談所 215人(1人×215庁) 児童自立支援施設 58人(1人×58庁) 中学校 2,200人(1人×2,200校) 高等学校 1,100人(1人×1,100校) 市町村の警察署 1,159人(1人×1,159署) 都道府県の警察本部 100人(2人×50庁) 計 4,982人						

経費積算内訳【要求】

項・目・目細等	品 名 等	員 数 等	単価 (円)	所要額 (千円)	備 考
(項) 下級裁判所 諸謝金 (講師等謝金)	犯罪被害等を考えさせる講習	60庁 1人 2時間 8(12)回	5,100	4,896 (7,344)	
庁費 (印刷製本費)	補導委託先表彰状	16枚	440.000	7 (7)	
(会議費)	補導委託先表彰	16人	110.9	2 (2)	
		(4,983)			
(雑役務費)	少年関係機関との連絡協議会	4,982人	110.9	553 (553)	
	補導委託先表彰状筆耕料	16枚	3,430	55 (55)	

明 細
書 頁

9 4

9 5

E

<u>調停制度の充実強化に必要な経費</u>	明 細
<u>調停事件の処理経費</u>	書 頁
(1) 家事調停委員手当【要求】	
＜要求要旨＞	
家事調停委員に対しては，裁判所職員臨時措置法によって準用される一般職員の給与に関する法律 22 条 1 項の規定により，非常勤の委員に対する手当が支給される（家事事件手続法 249 条 2 項）。よって，所要の経費を要求する。	9 5
(2) 家事調停委員登庁旅費【要求】	9 6
＜要求要旨＞	
家事調停委員が調停のために登庁するのに必要な費用，すなわち住所から裁判所までの交通費（鉄道賃，路程賃（車賃）等）の支給（家事事件手続法 249 条 2 項，民事調停委員及び家事調停委員規則 7 条）につき所要の登庁旅費を要求する。	

(3) 家事調停委員用備付図書【要求】 ＜要求要旨＞ 家事調停事件を適正迅速に処理するためには，家庭内の紛争に関連する法改正を踏まえた最新の法律知識とともに，変動する現代社会の状況や価値観の変化を的確に把握し，新たに生起する各種の紛争に適切に対処できるだけの知識及び能力が不可欠である。 家事調停事件の処理については，家庭局がこれまでに刊行した家事調停関係法規に関する各種資料や過去の審判例が参考になるが，複雑困難な事件の処理に当たってはこれらの資料だけでなく，学者や実務家が執筆した家事調停関係法規の注釈書等を利用することが有益である。 また，紛争の背景や当事者の真意を理解し，適切に調停運営を行うためには，心理学や調停技法に関する書籍を利用して，家事調停委員自身の知識を深める必要がある。 そこで，家事調停委員が事件の質の変化，多様性に対応した適切な事件処理を行う際の参考とするとともに，家事調停委員の執務能力の向上を図るために，調停委員室等に執務に必要な図書を整備することが必要であり，このための経費を要求する。 ＜整備計画＞ 家裁本庁５０庁，支部２０３庁の合計２５３庁に整備する。	明 細
	書 頁

B

(4) 家事調停委員執務資料【要求】

<要求要旨>

家事調停事件を適正迅速に処理するためには、家事調停委員が最新の関係法規や調停手続を早期に確実に身に付け、高い合理的判断に基づいて、積極的に当事者の合意の形成を図っていく必要がある。

そのためには、家事調停委員の心構え、家庭に関する紛争に適用される関係法規、家事調停の具体的な進行方法等について説明した執務資料が必要不可欠である。

そこで、家事調停委員執務資料の刊行に要する経費を要求する。

<配布計画>

2, 5 0 0 部

区分	家 庭			高 等		最 高 研修所	調停 委員	計
	本 庁	支 部	出張所	本 庁	支 部			
配布 部数	(50庁×3) 150	(203庁×3) 609	(77庁×2) 154	(8庁×3) 24	(6庁×3) 18	45	1, 500	2, 500

明 細
書 頁

4 6

(5) 新任家事調停委員研修会【要求】	明 細
＜要求要旨＞	書 頁
新任家事調停委員研修会は、新任の家事調停委員に対して、家事調停委員として必要な心構え及び基礎的知識の習得を目的として行うものである。	9 5
家事調停委員は、社会の多様な分野から任命されており、必ずしも家庭裁判所の手続に精通しているとは限らない。特に、新たに任命された家事調停委員に対しては、できるだけ早期に研修を行い、調停委員としての心構え、関係法規等の基礎知識、調停運営上の留意点など実際に調停を進めていく上で必要な基本的事項について十分に理解させ、調停手続に関する知識と経験の不足を補って、調停委員として合理性の高い解決を図ることができる能力を身に付けさせることが強く要請される。	9 6
また、家事調停委員は、実際の調停を経験しているうちに、調停の進行方法、相調停委員との協力関係、他の職種との連携などで、新たな疑問が生じたり、困惑を感じたりするものであり、家事調停委員として活動していくためには、それらのことを早期に解決する必要がある。よって、任命後6か月程度を経過した時点で更に研修を実施することは、新任の家事調停委員の能力向上を図る上で極めて有効である。	E
そこで、本研修会の開催に要する経費を要求する。	
＜開催計画＞	
開催場所 家裁50庁	
日 程 年2回、1日	
出席者 家事調停委員 1,000人（うち要旅費人員600人）	
裁判所側 300人（6人×50庁）	
係 官 100人（2人×50庁）	
計 1,400人	

(6) 家事調停委員研究会【要求】	明 細
＜要求要旨＞	書 頁
家事調停委員研究会は、新任者を除く家事調停委員のうち、在任期間が3年から4年程度の者を主な対象とし、家事調停事件を処理するために必要な専門的知識及び家事調停を円滑に運営するために必要な技法を習得させることを目的とする研究会である。	9 5
この研究会は、事件処理上配慮を要する事項の多い離婚事件、子の監護に関する処分事件などを中心に、これらの事件の適正かつ迅速な処理を図るために、法律学やカウンセリングなどの専門家である大学教授を招いての専門的知識や技法に関する講義、研究事項別の分科会形式の討議などの方法により行っている。	9 7
そこで、家事調停委員の執務能力の向上を図り、より円滑な調停運営を行うために、本研究会の開催に要する経費を要求する。	E
＜開催計画＞	
開催場所 家裁50庁	
日 程 1日	
出席者 家事調停委員 1,100人（うち要旅費人員660人）	
裁判所側 200人（4人×50庁）	
係 官 100人（2人×50庁）	
計 1,400人	

(7) 家事調停委員ケース研究会【要求】 ＜要求要旨＞ 家事調停委員ケース研究会は、新任者を除く家事調停委員のうち、在任期間が4年を超える比較的経験の豊富な者を主な対象とし、具体的な事件を研究材料として、調停の円滑な進め方、当事者心理に配慮した面接の在り方、当事者の納得が得られる調停運営の在り方等について研究を行うものである。 この研究会では、匿名性に配慮した上で、家事調停委員が実際に取り扱ったケースを、研究員がディスカッション形式等によって検討し、実際の調停において起こり得る諸問題を処理するために必要となる、より実践的な知識、技法等を身に付けるとともに、これまで身に付けた個々の知識、技法等を総合的に活用する方法を習得する。事例研究は、実務上非常に有効な研究方法であるが、実施には高度な知識と技法が要求されるので、カウンセリングや精神医学等の専門家である大学教授を講師に招くなどの方法により実施している。 また、人事訴訟に前置される家事調停の充実が家事調停委員にとって今後の大きな課題となっている。さらに、国民の権利意識の高まりや価値観の多様化等を反映して、解決の困難な事件が増加している状況であり、家事調停委員の執務能力の向上を図り、適切な調停運営を行えるようにするために本研究会は非常に有効であり、開催する意義は大きい。 そこで、本研究会の開催に要する経費を要求する。 ＜開催計画＞ 開催場所 家裁50庁 日 程 1日 出席者 家事調停委員 1, 100人（うち要旅費人員660人）

経費積算内訳【要求】

項・目・目細等	品 名 等	員 数 等	単価（円）	所要額（千円）	備 考
(項) 最高裁判所 職員旅費 (内国旅費)	調停運営協議会（高裁別）			0 (275)	民事局経費 へ組替
裁判資料整備費 (消耗品費)	家事調停委員用備付図書	253庁	6,897	1,745 (1,745)	
(印刷製本費)	家事調停委員執務資料	2,500部	(61.380) 121.000	303 (153)	

明 細
書 頁

4 6
B

						明 細 書 頁
項・目・目細等	品 名 等	員 数 等	単価（円）	所要額（千円）	備 考	
(項) 下級裁判所 委員手当 (調停委員手当)	家事調停委員手当			4,999,420 (4,955,812)		9 5
	諸謝金 (講師等謝金)					9 6
	新任家事調停委員研修会 大学教授	50庁 2時間	7,900	790 (790)		
	家事調停委員研究会 大学教授	50庁 1(2)時間	7,900	395 (790)		
	家事調停委員ケース研究会 大学教授	50庁 2(3)時間	7,900	790 (1,185)		

						明 細 書 頁
項・目・目細等	品 名 等	員 数 等	単価 (円)	所要額 (千円)	備 考	
委員等旅費 (調停委員登庁旅費) (委員会出席旅費)	家事調停委員登庁旅費			279,393 (274,754)		9 6
	新任家事調停委員研修会 調停委員 (支部)			7,660 (7,660)		9 7
	日帰り	444人 2回	3,737	3,318 (3,318)		
	宿泊	156人 2回	13,917	4,342 (4,342)		
	家事調停委員研究会 調停委員 (支部)			4,218 (8,436)		
	日帰り	488人 1(2)回	3,737	1,824 (3,648)		
	宿泊	172人 1(2)回	13,917	2,394 (4,788)		
	家事調停委員ケース研究会 調停委員 (支部)			4,218 (4,218)		
	日帰り	488人 1回	3,737	1,824 (1,824)		
	宿泊	172人 1回	13,917	2,394 (2,394)		
	調停運営協議会 (高裁別)			0 (2,377)	民事局経費 へ組替	

						明 細 書 頁
項・目・目細等	品 名 等	員 数 等	単価 (円)	所要額 (千円)	備 考	
庁費 (会議費)	新任家事調停委員研修会	1,000人 2回	110.9	222 (222)		E
	家事調停委員研究会	1,100人 1(2)回	110.9	122 (244)		
	家事調停委員ケース研究会	1,100人 1回	110.9	122 (122)		
	調停運営協議会 (高裁別)			0 (18)	民事局経費 へ組替	

調停制度の充実改善経費 (1) 調停委員等表彰【要求】 ＜要求要旨＞ 調停制度が重要な紛争解決手段の一つとして国民の間に定着し、また、参与員制度が家事審判事件及び人事訴訟事件の円滑な処理に多大な貢献をしている現状において、調停委員及び参与員は、国民が参加する司法制度の担い手として重い職責を担っている。また、近時、家事事件及び人事訴訟事件における紛争の内容が複雑困難になってきているなかで、豊富な経験や専門的知識等をいかして、紛争の適正かつ円滑な処理に尽力しており、その功績は高く評価されるべきものである。 その功績をたたえるため、毎年、最高裁判所において、家事調停委員及び参与員の中でも特に顕著な功績を有する者に対して表彰式を開催するとともに、下級裁判所においても功績のある家事調停委員等に対して表彰式を実施している。 そこで、各表彰式開催のために必要な経費を要求する。 ＜表彰計画＞ 1 最高裁表彰分 開催場所 最高裁 日 程 1 日 出席者 調停委員等 5 0 人（うち要旅費人員 4 5 人） 参 列 者 1 5 人 係 官 5 人 計 7 0 人 2 下級裁表彰分 開催場所 下級裁 日 程 1 日 出席者 調停委員等 6 2 0 人（うち要旅費人員 9 0 人） 参 列 者 2 3 3 人 係 官 1 2 0 人 計 9 7 3 人	明 細 書 頁
	4 6
	4 7
	9 7
	9 8
	B
	E

(2) 家事調停委員推薦依頼用パンフレット【要求】 ＜要求要旨＞ 近年、家事調停委員のなり手不足が深刻な問題となっている。 具体的には、家事調停事件の新受件数は、この10年間で年14万件前後の横ばいで推移している一方で、事件処理に当たる家事調停委員の員数は、平成23年から減少傾向が続き、平成23年と比較すると、1,000名近く減少している。その影響から、家事調停委員の1名当たりの負担（担当事件数）が増加しつつあり、また、この人員不足を補うために家事調停委員の高齢化を招いている（60歳以上の家事調停委員は、平成21年は約64%であったのに対し、令和元年では約70%に達している。）。さらに、高齢化に伴う退任者数の急増も懸念されているところである。 また、面会交流調停事件を始めとする子の監護事件については、当事者（父母）の対立が先鋭化し、解決が困難な事案は少なくなく、そのような事件に対応できる専門的な知見を有する家事調停委員の確保も課題となっている。 このように、家事調停委員のなり手の確保への対策は急務であり、そのためには、家事調停委員としての仕事の内容、やりがい、魅力を伝えるためのツールが必要である。今後、退職年齢引き上げ等の高齢者雇用確保措置の浸透等や都市部への人口集中による地方部での人材流出などの社会状況の変化により、全国的に又は地方部において、さらに家事調停委員のなり手の確保が困難になる状況が懸念されている。 そこで、家事調停委員としての仕事のやりがいや魅力を伝えるためのツールとして、家事調停委員採用案内用パンフレットを制作するための経費を要求する。	明 細
	書 頁
	47

(3) 調停制度協議会【要求】		明 細 書 頁 9 7 B
＜要求要旨＞		
調停制度を更に充実させ、調停手続に対する国民の信頼と期待にこたえるためには、全国の指導的立場にある調停委員を一堂に集めて、調停制度や研修等の在り方、調停委員の給源や選任方法等、調停制度の核となるポイントについて協議し、調停制度が抱える問題点や改善事項等について認識を共有してもらうことが極めて有意義である。さらに、協議の結果等を踏まえて、参加した調停委員が全国各地において発展的な研修や指導育成等を行い、調停制度に関する改善策を検討しつつ、効果的に実行していくような継続的な取組が必要である。		
そこで、令和3年度に本協議会を開催するために必要な経費を要求する。		
＜開催計画＞		
開催場所	最高裁判所	
日 程	1 日	
出席者	協議員 民事調停委員	5 0 人（うち要旅費人員4 9 人）
	家事調停委員	5 0 人（うち要旅費人員4 9 人）
	参列員 家裁裁判官	3 人
	家裁調査官	3 人
	家裁書記官	3 人
	そ の 他	1 1 人
	係 官	4 人
	計	1 2 4 人

経費積算内訳【要求】

項・目・目細等	品 名 等	員 数 等	単価 (円)	所要額 (千円)	備 考
(項) 最高裁判所 委員等旅費 (委員会出席旅費)	調停委員等表彰のための招 集旅費	45人	38,482	1,732 (1,732)	
庁費 (印刷製本費)	調停委員等表彰状	50枚	(1,069.200) 893.200	45 (53)	
(会議費)	家事調停委員推薦依頼用パン フレット	8,000部	(57.310) 53.504	428 (458)	
	調停委員等表彰	50人	110.9	6 (6)	
	調停制度協議会	100人	110.9	11 (0)	民事局経費 より組替
(雑役務費)	調停委員等表彰状筆耕料	50枚	815	41 (41)	
	家事調停委員推薦依頼用パン フレットの制作			0 (224)	

明 細
書 頁

4 6

4 7

B

						明 細 書 頁
項・目・目細等	品 名 等	員 数 等	単価 (円)	所要額 (千円)	備 考	
(項) 下級裁判所 職員旅費 (内国旅費)	調停制度協議会			481 (0)		9 7
	家裁裁判官	3人 1回	61,778	185 (0)		9 8
	家裁調査官	3人 1回	49,420	148 (0)		E
	家裁書記官	3人 1回	49,420	148 (0)		
委員等旅費 (委員会出席旅費)	調停委員等表彰のための招 集旅費	90人	19,809	1,783 (1,783)		
	調停制度協議会	98人	49,420	4,843 (0)	民事局経費 より組替	
庁費 (印刷製本費)			(538.255)			
	調停委員等表彰状	620枚	538.148	334 (334)		
(会議費)	調停委員等表彰	620人	110.9	69 (69)		
(雑役務費)	調停委員等表彰状筆耕料	620枚	815	505 (505)		

交通事故の処理に必要な経費

少年交通事故の処理経費

講習用DVD【要求】

＜要求要旨＞

家庭裁判所では、交通関係事件を起こした少年とその保護者に対し、交通法規・危険予知及び保護者の監督責任等について教育・指導し、少年が再び交通違反や交通事故を起こさないようにさせるため、交通講習（交通違反講習，交通事故講習）を行っている。家庭裁判所における交通講習は，事件を前提として，少年に処分を言い渡す前に実施されるため，強い心理的規制のもとで行われることにより高い教育効果を発揮するという意味で行政講習にはない特色を持っている。これらの講習において高い効果を上げるためには，単に言葉で説明するだけでなく，視聴覚教材を用いて視覚や心情に訴えることが不可欠かつ重要である。

そこで，交通講習用DVDを導入するための経費を要求する。

＜整備計画＞

令和3年度は，26本を整備する。

器具名	対象庁	整備計画				
		令3	4	5	6	7～
講習用DVD	家裁本庁 及び支部	26	26	26	26	26

明 細
書 頁

9 9

経費積算内訳【要求】

項・目・目細等	品 名 等	員 数 等	単価（円）	所要額（千円）	備 考
（項）下級裁判所 法廷等器具整備費 （備品費）	講習用DVD	26(41)本	65,835	1,712（ 2,699）	

明 細
書 頁

9 9

<u>裁判の迅速適正処理経費</u> <u>裁判の迅速適正処理経費</u> 音声翻訳機の利用料等【要求】	明 細 書 頁
＜要求要旨＞ 家事審判及び調停の涉外事件（当事者等の全部又は一部が外国人である事件）については増加傾向が続いており、この１０年間で約１．３倍に増加し、令和元年の新受件数は１万件を超えている。これに伴って、手続教示を受けるために家裁に来庁する外国人の数も増加しており、加えて、英語以外の言語（中国語、韓国語、ベトナム語、フィリピン語、ポルトガル語、スペイン語、タイ語、ロシア語、フランス語、イタリア語等）での対応が必要な場合がある。 家事審判及び調停事件の期日中においては、基本的に、事前に手配した通訳人を介してコミュニケーションをとることが可能である。しかし、審判又は調停期日以外の日に来庁する外国人当事者や手続教示を受けるために初めて家裁に訪れる外国人来庁者などについては、事前に通訳人を手配することは困難であるため、意思疎通に苦慮することが多く、特に日本語又は英語での意思疎通ができない場合は対応が難しいのが現状である。 また、平成３１年１月１日時点の住民基本台帳に基づく人口動態調査（総務省）によると、外国人の人口は前年比１６万９，５４３人増の２６６万７，１９９人と高い伸び率を記録しており、今後の外国人労働者の受け入れ拡大と相まって、家裁への外国人の来庁者がますます増加することが懸念されるところであり、その対策が必要になってくる。 このような問題を解消し、外国人が不安や不満を感じることなく家裁を利用し、安心して適切な司法サービスを受けるためには、当該外国人の母国語によるコミュニケーションの方が望ましく、そのために多言語に対応可能なコミュニケーションツールが必要である。 そこで、多言語に対応した音声翻訳機を利用することが必要であり、そのための経費を要求する。	１０８ １０９

経費積算内訳【要求】						明 細
						書 頁
(項) 裁判費						1 0 8
裁判庁費						
(通信運搬費)						1 0 9
(借料及び損料)	音声翻訳機の利用料等	一式	500,000	500 (0)		
(雑役務費)	音声翻訳機の借料等			0 (2,640)		
	子奪取条約実施規則の改正 条文の翻訳			0 (967)		

費 經 館 書 圖

目 次

一 経 常 事 務 費	
1 基 本 経 費 -----	5 9 5
2 委員会に必要な経費 -----	5 9 7
二 裁判資料の整備に必要な経費 -----	5 9 8

<u>経 常 事 務 費</u> <u>基 本 経 費</u> (1) 図書館事務に関する調査連絡旅費 【要求】 ＜要求要旨＞ 最高裁判所図書館が、裁判所唯一の図書館として、裁判事務に必要な図書資料の充実を図るとともに、その利便性を向上させるためには、法律図書館による協議会等に職員を派遣して図書館事務に関する情報収集及び意見交換を行うことが必要である。 そのため、これに要する経費を引き続き要求する。 (2) リーフレット「最高裁判所図書館利用案内」印刷経費 【要求】 ＜要求要旨＞ 最高裁判所図書館では、広報の一環としてリーフレット「最高裁判所図書館利用案内」を作成し、図書館利用者及び大学図書館等に配布しているところ、今後も利用促進のため配布を継続することで在庫が僅少となるほか、設備や運営の変更や改善に伴って記載内容の修正も必要となるため、令和3年度も新たにリーフレットを作成する必要がある。 そのため、これに要する経費を引き続き要求する。 (3) 図書資料購入費 【要求】 ＜要求要旨＞ 最高裁判所図書館は、裁判事務に奉仕するための裁判所唯一の図書館として全国の裁判所に対し裁判に必要な資料を提供するほか、国立国会図書館の支部図書館及び法律専門図書館として法律関係者等に図書館サービスを行っており、裁判事務に必要な法律専門図書を中心とした図書資料をできるだけ厚くかつ広範囲に収集して内容の充実を図り、その責務を果たしてきている。 特に、我が国の法律制度は、戦前は仏法及び独法の、戦後は英米法の理念、手続等の影響を受けており、これら諸国の重要法律図書、判例集、法令集、司法制度関係図書等の整備が必要不可欠である。また、近時、韓国、中国をはじめアジア圏の人々に関わる事件が増加するなどその国際化が進んでおり、様々な国の法律情報の収集が一段と求められているうえ、国内においても事件の多様化、複雑化に伴い裁判実務関連図書のより一層の収集を求める声が強くなっている。 よって、これら図書資料の整備に要する経費を引き続き要求する。	明 細 書 頁
	7 9

経費積算内訳 【要求】

明 細
書 頁

7
9

項・目・目細等	品 名 等	員 数 等	単価 (円)	所要額 (千円)	備 考
(項) 最高裁判所 職員旅費 (内国旅費)	図書館事務に関する調査連絡旅費 事務官	4人	52,191	209(209)	
庁費 (印刷製本費)	リーフレット「最高裁判所図書館利用案内」印刷経費	3,000部	10.89	33(33)	
国会図書館支部庁費 (備品費)	図書資料購入費		(35,727,716)	46,665(46,665)	
	図書等	一式	35,441,832	35,442(35,728)	
	オンラインデータベース	一式	(10,936,728) 11,223,168	11,223(10,937)	

委員会に必要な経費

最高裁判所図書館委員会 【要求】

<要求要旨>

最高裁判所図書館委員会は、最高裁判所図書館委員会規則に基づき設置され、最高裁判所図書館の運営について調査審議し、最高裁判所に建議している。また、外国図書等の整備については、専門的知識のある裁判官のほか、著名法律学者等で構成されている最高裁判所図書館委員会に諮問し、その充実を図っている。

よって、これらに要する経費を引き続き要求する。

経費積算内訳 【要求】

項・目・目細等	品 名 等	員 数 等	単価（円）	所要額（千円）	備 考
(項) 最高裁判所 委員手当	最高裁判所図書館委員会 (運営に関する調査審議)	5人 1回 出席率80%	19,600	78(78)	
諸謝金 (依頼協力謝金)	最高裁判所図書館委員会 (外国図書等の選書)	5人 2回	35,500	355(355)	
庁 費 (会議費)	最高裁判所図書館委員会 (運営に関する調査審議)	5人 1日	110.9	1(1)	

明 細
書 頁

1 1

1 2

A

<u>裁判資料の整備に必要な経費</u> (1) 印刷製本費 (ア) 破損洋書補修製本費 【要求】 <要求要旨> 洋書系の図書資料は、閲覧、貸出し、複写等の利用により、年々装丁が破損して利用に供し得ないものが多いため、補修製本して再度利用に供するための経費を引き続き要求する。 (イ) 逐次刊行物（雑誌等）の合冊製本費 【要求】 <要求要旨> 和・洋の雑誌、判例集等の逐次刊行物を週刊、月刊、季刊等の形態で受け入れているが、これらを年度ごとに合冊製本し、図書として利用に供するための経費を引き続き要求する。 (ウ) 破損和書補修製本費 【要求】 <要求要旨> 和書系の裁判関係及び法律関係の専門図書資料は、閲覧、貸出し、複写等の利用頻度が高く、年々装丁が破損して利用に供し得ないものが多いため、補修製本して再度利用に供するための経費を引き続き要求する。	明 細 書 頁
	29

(2) 図書館総合情報管理システムの運用経費 【要求】 ＜要求要旨＞ 最高裁判所図書館では、図書館事務全体をコンピュータ化し、業務全般の効率化、迅速化を図るために、図書館総合情報管理システム（以下「図書館システム」という。）を平成８年度に導入し、約２８万冊の蔵書と約３８万件という膨大な書誌データを適切に管理し、図書原簿、各種カード等のペーパーレス化、蔵書数や利用統計等の自動集計化、蔵書検索や蔵書点検の効率化を図るとともに、貸出し、返却手続きの簡素化、短縮化を実現しており、令和元年度に最高裁判所の多機能サーバの更改に伴い図書館システム自体をリプレイスし「システムの最適化」を図った。 図書館システムについては、運用保守及び利用者カード等の消耗品が必要となるので、令和３年度も引き続きこれらの各経費を要求する。 なお、リプレイス後の図書館システムの運用保守は、複数年度にわたる契約を締結する必要があるため、併せて５箇年の国庫債務負担行為によることを要求しており、令和３年度はその３年目である。	明 細 書 頁
	29

(3) 最高裁判所図書館蔵書データの公開経費 【要求】 ＜要求要旨＞ 最高裁判所図書館（以下「当館」という。）は、裁判所唯一の図書館であり、かつ、司法部門を担当する国立国会図書館の支部図書館である。 当館の利用対象者は、裁判所職員、裁判所職員に準じる者及び弁護士や法律学を担当する教授等となっていたが、平成18年度から利用対象者の範囲を拡大し、学術研究目的のために当館を利用したいという一般国民に広く公開してきた。そして、現代社会において、数多くのデータがインターネットを通じて容易に入手できるという状況を背景に、各種の情報を国民一般に対して提供することが、国にとっても重要な責務であるとされる中で、当館が所蔵する図書情報をインターネットにより提供してきたところである。 この社会的要請に応えるために、今後も当館の図書情報を一般国民がインターネット上で検索できる環境を継続して整備して運用する必要がある。 そこで、そのための経費を引き続き要求する。	明 細 書 頁
(4) 図書資料の電子化に要する経費 【要求】 ＜要求要旨＞ 最高裁判所図書館は裁判所唯一の図書館として、国内及び諸外国の法律関係図書資料の収集に努め、これら資料を常に利用できる状態で保管していくことが、将来の利用者に対する図書館奉仕の方法であるとともに、図書館の重要な使命である。しかし、経年により著しく劣化した資料や利用頻度が多く損傷の激しい資料も存在する。これらの資料をこのままの状態でも保管し続ければ図書としての機能が消失・利用不能となることが危惧される。 当館で保存する図書資料には裁判資料として欠かせない貴重なものもあることから、蔵書としての機能の喪失を防ぐとともに常時活用ができ、また長期間の保存が可能となる電子化をすることは必須であり、そのための経費を要求する。	3 0 3 2

経費積算内訳 【要求】

項・目・目細等	品 名 等	員 数 等	単価（円）	所要額（千円）	備 考
(項) 最高裁判所 庁 費 (印刷製本費)	破損洋書補修製本費	90冊	2,420	218(218)	
	逐次刊行物（雑誌等）の合冊 製本費	640冊	2,123	1,359(1,359)	
	破損和書補修製本費	90冊	2,420	218(218)	
情報処理業務庁費 (消耗品費)	図書館総合情報管理システム用消 耗品	一式	104,720	105(150)	
(借料及び損料)	図書館総合情報管理システム(旧) 機器及びソフトウェアのリース料等			0(334)	

明 細
書 頁

2 9

						明 細
項・目・目細等	品 名 等	員 数 等	単価 (円)	所要額 (千円)	備 考	書 頁
(雑役務費)	図書館総合情報管理システム			1,771 (1,882)		
	保守料等	一式	1,770,340	1,771 (1,771)		29
	図書館総合情報管理システム (旧) の撤去等			0 (111)		30
	最高裁判所図書館蔵書データの 公開	12月	63,800	766 (766)		32
裁判資料整備費 (雑役務費)	図書資料の電子化	4,000コマ	(152.625) 151.250	605 (611)		

司法研修所經費

目 次

一	裁判事務の迅速適正化に必要な経費	
	裁判運営の改善経費 -----	6 0 5
二	経 常 事 務 費	
	司法研修所運営経費 -----	6 0 7
三	司法修習及び裁判官研修に必要な経費	
1	司法修習経費 -----	6 1 1
2	裁判官研修研究経費 -----	6 2 8
3	修習研修等の強化改善経費 -----	6 4 6

裁判事務の迅速適正化に必要な経費

裁判運営の改善経費

行政・労働事件の裁判例の仮名処理作業【要求】

＜要求要旨＞

行政・労働事件を適正迅速に処理するためには、最新の裁判例の情報を適時に全国の裁判所に提供する必要がある。また、行政・労働事件は国民の関心も高く、国民に対し適時に最新の裁判例の情報を公開するためには、最高裁ウェブサイトに掲載する必要があるところ、実名等、個人が識別される情報が記載されたまま掲載することは、個人情報保護の観点から相当でない。

そこで、行政・労働事件の裁判例を仮名処理するための経費を要求する。

明 細
書 頁

3 8

経費積算内訳【要求】						明細書 38頁
項・目・目細等	品名等	員数等	単価（円）	所要額（千円）	備考	
（項）最高裁判所 情報処理業務庁費 （雑役務費）	行政・労働事件の裁判例の仮名処理作業	3,500 頁（ 4,200 ） 頁	354.20 （ 352.00 ）	1,240 （ 1,478 ）		

<u>経常事務費</u> <u>司法研修所運営経費</u> (1) 備品費【要求】 ＜要求要旨＞ 司法研修所の机及び椅子等備品の更新に必要な経費を要求する。 (2) 消耗品費【要求】 ＜要求要旨＞ 司法研修所の維持管理に必要な蛍光灯，誘導灯バッテリー等の庁舎維持管理物品の購入に必要な経費を要求する。 (3) 印刷製本費【要求】 ＜要求要旨＞ 司法研修所の広報に必要なパンフレットの印刷に必要な経費を要求する。 (4) 通信運搬費【要求】 ＜要求要旨＞ 司法研修所の通信運搬に必要な切手代，後納郵便料，電話料及びＩＣカードのチャージに必要な経費を要求する。 (5) 光熱水料【要求】 ＜要求要旨＞ 司法研修所の維持管理に必要な光熱水料を要求する。	明細書
	50 51

(6) 自動車借上料【要求】 ＜要求要旨＞ 司法研修所には、事務用車が配備されており、最高裁や東京高・地裁等との事務打合せのための和光市駅間の教官の移動のほか、これらの関係官署等との資料、書類等の授受、さらに本館・別館間の職員の移動及び事務用品等の運搬にも使用している。 しかし、研究会等が競合したなどの場合には、司法研修所と最寄り駅である和光市駅は約３キロメートルの距離があり、上記事務用車では賄い切れないことが多いので、このような際に必要な自動車借上料を要求する。 (7) 新聞【要求】 ＜要求要旨＞ 司法研修所においても各種の新聞を備え付け、日々の社会情勢や各種事件等について、最新の情報を入手しておく必要があるため、そのための経費を要求する。 (8) 論集及び論集送料【要求】 ＜要求要旨＞ 司法研修所で行われた研修等における講演録や専門家の論文を印刷し、全国の裁判所等に配布する必要があるため、そのための経費を要求する。 (9) 庁舎等の維持管理に必要な経費【要求】 ＜要求要旨＞ 司法研修所の庁舎及び合宿舎の維持管理のため、清掃業務委託及び警備業務委託等に要する経費を要求する。 (10) カラー複合機保守料【要求】 ＜要求要旨＞ 修習等業務の円滑な遂行のために、複写機能と印刷機能を併せ持ったカラー複合機を整備している。これを維持管理するための費用として、複合機の保守料の要求をする。	明 細 書 頁 5 1 C

経費積算内訳【要求】						明細書 頁
項・目・目細等	品名等	員数等	単価(円)	所要額(千円)	備考	
(項) 最高裁判所						50
庁費						51
(備品費)	備品費			2,000 (6,666)		
(消耗品費)	消耗品費			2,214 (2,473)		
(印刷製本費)	パンフレット	400 部	480.48 (370.0)	192 (148)		
(通信運搬費)	通信運搬費			2,068 (2,293)		
(光熱水料)	光熱水料			80,928 (85,144)		
	電気料			46,954 (49,400)		
	水道料			9,127 (9,603)		
	上水道			5,476 (5,761)		
	下水道			3,651 (3,842)		
	ガス料			24,847 (26,141)		
(借料及び損料)	自動車借上料			470 (561)		
(雑役務費)						
	庁舎維持管理経費			115,101 (133,546)		
	清掃委託費			30,425 (27,974)		
	警備委託費			1,590 (1,583)		
	カラー複合機保守料			3,197 (3,802)		

						明 細 書 頁
項・目・目細等	品 名 等	員 数 等	単 価 (円)	所 要 額 (千円)	備 考	5 1 C
研修費						
(消耗品費)	新聞			285 (285)		
(印刷製本費)	論集	1,750 部	134.8	236 (236)		
(通信運搬費)	論集送料			312 (312)		
(雑役務費)						
	庁舎維持管理経費			76,734 (89,030)		
	清掃委託費			20,283 (18,649)		
	警備委託費			63,104 (64,206)		
	カラー複合機保守料			2,765 (3,155)		

司法修習及び裁判官研修に必要な経費

司法修習経費

(1) 講師等謝金【要求】

<要求要旨>

司法修習における講義は、民事裁判、刑事裁判、検察、民事弁護及び刑事弁護の5科目が中心となっており、各科目毎に教官が講義を担当しているが、各法律分野の内容の細分化・専門化が進むとともに、従来にはなかった様々な法律問題が生じており、それぞれの分野について研究者としての大学教授や実務家である弁護士等から講義を受ける必要がある。また、現代の多様化している国民の価値観や社会情勢に正しく対応できる法曹となるためには、法律分野以外の一般教養的な講義や現代の先端技術等に関する基本的知識を習得するための講義も必須である。

そこで、各地における実務修習期間及び司法研修所における集合修習期間において、これらの講義を実施するため、令和3年度においても、必要な経費を要求する。

(2) 弁護教官謝金【要求】

<要求要旨>

(ア) 司法修習のうち、中央（司法研修所）における修習は、導入修習及び集合修習をそれぞれクラスに分けて実施する。各クラスに民事裁判、刑事裁判、検察、民事弁護及び刑事弁護の5科目の教官を1人ずつ配置する。民事弁護及び刑事弁護を担当する弁護教官は、最高裁判所から司法研修所教官の事務を委嘱された弁護士であり、いずれも本業である弁護士の業務にも従事しているが、単に司法研修所において講義、起案講評等を行うのみならず、司法修習生に起案させた訴状、準備書面、弁論要旨等の法律文書の添削、講義・講評の事前の打合せ（合議）、修習記録として使用する事件記録等の収集・編集、テキスト等の教材の作成等にも従事し、また、クラスの裁判教官・検察教官とともに、司法修習生の全人格的な指導に当たり、さらに、教官会議や各種委員会に出席して、司法研修所の運営にも関与している。このように、弁護教官の事務は、その内容も専門職の養成指導という高度の知的作業を含む多岐にわたるもので、これによる拘束時間も必然的に長時間に及ぶものであって、弁護教官は、本来の弁護士業務を相当程度犠牲にして弁護教官事務に従事しているのが実情である。

なお、このような弁護教官の負担を軽減するため、教官を補助して下調べ的な事務を行う弁護所付を配置しているが、弁護所付も最高裁判所から教官の事務の補助を委嘱された弁護士であり、弁護教官と同様、本来の弁護士業務を相当程度犠牲にしている。

明 細
書 頁

5 3

5 4

(イ) 令和３年度には、司法研修所において、２年次生１，５２３人及び１年次生１，５２３人に対する修習を行うことになる。 そこで、同年度における弁護教官の講義・講評・起案添削等に対する謝金として、必要な予算措置を要求する。	明 細 書 頁
(3) 修習給付金【要求】【要望】 ＜要求要旨＞ 司法修習生に修習給付金を支給する改正裁判所法が平成２９年４月に成立し、同年１１月１日以降に採用された司法修習生（７１期）から修習給付金を支給することとなった。 そこで、令和３年度においても、これに必要な経費を要求する。 (4) 修習給付金の支給事務に必要な業務委託費【要求】 ＜要求要旨＞ 修習給付金を司法修習生に支給するに当たり、約１，５００人の司法修習生から提出される大量の書類を短期間で集中的に処理するために要する費用である。委託する業務内容は、司法修習生全員から提出される口座申出書に基づく官庁会計システム（ADAMSⅡ）用投入データの入力作業（司法修習生の氏名、振込先口座番号、修習クラス番号等）である。修習開始準備期間は繁忙期であることから、当該作業を業務委託する必要があるため、令和３年度においても、これに要する経費を要求する。	要求 ５３ ５４ ５６ 要望 １

(5) 司法修習生指導担当者協議会【要求】 ＜要求要旨＞ 実務修習は、全国各地の裁判所、検察庁及び弁護士会（実務修習庁会）に実施を委託しており、実際の司法修習生の指導は各実務修習庁会の指導担当者が行っている。そこで、修習指導の運営に関する事項について協議し、実務修習をより充実させていくために、従来から、各実務修習庁会の指導担当者を司法研修所に招集し、司法修習生指導担当者協議会を開催している。 ところで、司法修習においては、年間約1,500人という多数の司法修習生を対象として、1年という短期の修習期間で、一定の水準が求められる法曹を養成する必要があるところ、その中核である実務修習の重要性がより高まっている。そこで、司法修習の実施状況を随時検証し、実務修習の指導の在り方等を検討する必要がある。特に、司法修習生の配属の多い上位20庁については、同協議会に参加する裁判所の指導担当者を民事裁判及び刑事裁判から各1名とし、同協議会の充実・強化を図る必要がある。 令和3年度においても、これに必要な経費を要求する。 (6) 司法修習関係事務担当者等事務打合せ【要求】 ＜要求要旨＞ 実務修習は、全国各地の裁判所、検察庁及び弁護士会（実務修習庁会）に実施を委託しており、実際の司法修習生に関する事務は各実務修習庁会の事務担当者が行っている。そこで、司法修習に関する事務の円滑な運営及び適正かつ迅速な執務態勢の充実を図るために協議し、司法修習に関する事務をより充実させていくために、各実務修習庁会のうち各地方裁判所の事務担当者を司法研修所に召集し、司法修習関係事務担当者等事務打合せを開催する。 令和3年度においても、これに必要な経費を要求する。 (7) 教官派遣研修旅費【要求】 ＜要求要旨＞ 司法修習においては、実務修習期間中に教官を各修習地に出張させ、司法修習生に課題を与えたり、講義を行うことによって、現場の指導担当者の司法修習生に対する指導を援助、補完することとしている。 令和3年度においても、これに必要な経費を要求する。	明 細 書 頁 5 4

(8) 司法修習期間中の旅費 ＜要求要旨＞ (ア) 招集帰任旅費【要求】 司法修習においては、2年次生及び1年次生が司法研修所における導入修習に参加した上で、配属先の実務修習庁会へ赴くための招集旅費並びに2年次生が集合修習に参加するために、司法研修所に移動するためのA班の招集帰任旅費及びB班の招集旅費が必要となる。 令和3年度においても、これに必要な経費を要求する。 (イ) 実務修習旅費【要求】 司法修習生の実務修習の主たる目的は実際の事件処理を学ぶことにある。そのためには、法廷での審理に立ち会うだけでなく、進行中の事件における現場検証や出張尋問等にも同行し、修習指導担当者等の指導を受けることが必要である。 令和3年度においても、これに必要な経費を要求する。 (ウ) 選択型実務修習旅費【要求】 司法修習における2年次生に対する選択型実務修習は、民事裁判、刑事裁判、検察、弁護の分野別実務修習の各分野を一通り体験した後に、分野別実務修習で配属された弁護士事務所を本拠地とし、司法修習生の主体的な選択により行う課程である。 そのため、実務修習庁会（裁判所、検察庁、弁護士会）は、その地の実情に応じて、できるだけ多様な個別修習プログラムを提供し、また、その修習の性質上特定の地域の実務修習庁会等しかプログラムを提供できないようなものについては、全国の司法修習生にそのプログラム(全国プログラム)を提供する。 また、司法修習生が、自ら修習先を開拓することも認められる（自己開拓型プログラム）。 個別修習プログラムの例としては、各実務修習庁会（裁判所、検察庁、弁護士会）において、分野別実務修習の内容を更に深め、又は、特定の事件類型等に焦点を当てるなどした様々なプログラムが提供されているほか、模擬裁判、刑事関連施設見学修習、公設事務所等における公益的活動の修習等がある。 全国プログラムの例としては、管轄が東京・大阪という特定の地方裁判所に限定されている知的財産権訴訟等に関する修習、法務省における法務行政に関する修習、いわゆる渉外・知財事務所での修習等がある。 このように、選択型実務修習は、司法修習生の2年次生が、分野別実務修習の深化と補完を図り、併せて、各自が関心を持つ法曹の活動領域における	明 細 書 頁
	5 4 5 5

知識・技法の習得を図る目的で実施するものである。 そこで、令和３年度においても、これに要する司法修習生旅費を要求する。	明 細 書 頁
(9) カラーデジタル式印刷機保守料【要求】 ＜要求要旨＞ 司法研修所では、司法修習及び裁判官研究・研修で使用するレジュメや資料を印刷するために、カラーデジタル式印刷機を整備しているところ、印刷枚数が膨大になることから、可用性を考えると定期的な保守が必要であるため、令和３年度においても、これに要する経費を要求する。 (10) 司法修習関係図書費【要求】 ＜要求要旨＞ 司法研修所では、司法修習生に対し基本的な情報を提供し、かつ司法修習生の自学自修に資するため、法律図書を中心とした図書を図書室に備え置き、同時に、各教官室の教官等において、導入修習や集合修習のカリキュラムの策定、講義に向けた準備を行う際にも図書を利用する必要がある。 近時の様々な法律の制定、法改正や社会情勢の変動に伴う新たな法的問題に対応して質の高い充実した修習を行うためには、法改正や社会情勢の変動に応じて継続的に図書を整備し、最新の情報を常にアップデートしていくことが必要不可欠である。 そこで、令和３年度においても、これに要する経費を要求する。	5 5 5 6 C

(11) 模擬裁判資料【要求】 ＜要求要旨＞ 司法修習生は、集合修習中等に模擬裁判（民事・刑事）を実施する。これは、模擬裁判を通じて、法曹三者それぞれの職務に関して、より実践的な体験をするとともにその実践内容につきベテラン実務法曹である教官からの講評等を受けることで、法曹として必要な能力等を総合的に向上させることを目的としている。その際、臨場感あふれる模擬裁判を行い、高い教育効果を得るには、各役柄の修習生は他の役柄の修習生が承知している事実を知らない状態で模擬裁判を実施することが有効であり、そのためには、裁判官役、原告代理人役（民事）、被告代理人役（民事）、原告本人役（民事）、被告本人役（民事）、検察官役（刑事）、弁護士役（刑事）、被告人役（刑事）、証人役及び裁判所職員役に対して、同一の事件についてそれぞれの役柄に応じて異なる資料を作成、配布する必要がある。このような方法を採用することにより、それぞれの関係者の認識が食い違い、法廷での言い分が対立する状況を作り出し、実際の法廷に近い模擬裁判を実現することが可能となる。 そこで、令和３年度においても、この資料作成に必要な経費を要求する。 (12) 修習記録の作成【要求】 ＜要求要旨＞ 現実の訴訟事件記録や捜査記録に基づいて作成される修習記録は、司法修習生の修習に不可欠な教材であるが、社会が複雑多様化する中で、国民の多様な法的ニーズに対応し得る法曹を養成し、高い修習効果を上げるためには、最新の事件を基にした修習記録を毎年作成する必要がある、これまでも所要の予算措置を得ている。 そこで、令和３年度においても、これに必要な経費を要求する。	明 細 書 頁 5 5

(13) 民事裁判テキストの作成【要求】 ＜要求要旨＞ 民事裁判科目では，当事者が提示した具体的な請求や訴訟物を的確に把握し，実体法の解釈を踏まえて，当事者の主張の中から法的に意味のある主張を分析，抽出した上，主張・立証責任の所在を前提に的確に主張を整理する基本を学ばせることや，その整理を踏まえた事実認定の基礎を学ばせることに重点を置いている。そのための教材として，実体法の要件・効果の基本的な考え方等について実務を踏まえて解説した民事裁判テキストを作成しており，民事裁判科目の修習成果の向上に大いに寄与している。 そこで，令和３年度においても，これに必要な経費を要求する。 (14) 刑事裁判テキストの作成【要求】 ＜要求要旨＞ 刑事裁判科目では，法曹として汎用的に必要となる事実関係を証拠によって認定する作業についての基本的な考え方を会得させることに重点を置いている。そのための教材として，事実認定についての考え方等を説明した刑事裁判テキストを作成しており，刑事裁判科目の修習成果の向上に大いに寄与している。 そこで，令和３年度においても，これに必要な経費を要求する。 (15) 検察テキストの作成【要求】 ＜要求要旨＞ 検察科目では，具体的な事件についての適正な事件処理の在り方を研究させるなどの方法により，司法修習生に捜査及び公判を中心とする検察の実務を理解させることを目的としている。そのための教材として，実務上の各手続的処理の内容及び法律上の意味や，検察の立場からの証拠の評価，量刑についての考え方等を解説した検察テキストを作成しており，検察科目の修習成果の向上に大いに寄与している。 そこで，令和３年度においても，これに必要な経費を要求する。	明 細 書 頁 5 6

(16) 民事弁護テキストの作成【要求】 ＜要求要旨＞ 民事弁護科目では、未整理の事実関係から出発して、法律構成の仕方、攻撃防御方法の提出の仕方等を訓練させることを目的としている。そのための教材として、訴訟代理人の立場からの証拠の評価、法律構成についての考え方等を解説した民事弁護テキストを作成しており、民事弁護科目の修習成果の向上に大いに寄与している。 そこで、令和３年度においても、これに必要な経費を要求する。 (17) 刑事弁護テキストの作成【要求】 ＜要求要旨＞ 刑事弁護科目では、刑事弁護の受任に始まり、捜査から公判を経て、判決確定後に至るまでの刑事弁護人の職務及び活動に関する実務の基本を修得させることを目的としている。そのための教材として、刑事弁護人の立場から刑事弁護の実務について解説した刑事弁護テキストを作成しており、刑事弁護科目の修習成果の向上に大いに寄与している。 そこで、令和３年度においても、これに必要な経費を要求する。 (18) 民事裁判サブテキストの作成【要求】 ＜要求要旨＞ 民事裁判科目では、民事訴訟を中心とした紛争解決に関する基本を学ばせることがその柱の一つであり、そこでは、第一審の一連の手続を理解させて、釈明権の行使、証拠の採否、証拠調べの実施等に関する当事者及び裁判所の役割に対する認識を深めさせることに主眼が置かれている。多様化、複雑化した民事紛争の迅速な解決のために、争点の早期整理、集中証拠調べなど、民事訴訟における標準的な実務を理論、実践の両面から解説したサブテキストが必要である。 そこで、令和３年度においても、その作成に必要な経費を要求する。	明 細 書 頁 5 6

(19) 刑事裁判サブテキストの作成【要求】 ＜要求要旨＞ 刑事裁判科目では、第一審公判手続を中心とした刑事訴訟手続の実務と理論について、裁判官又は訴訟関係人（検察官・弁護士）としての基礎的な知識を修得させている。刑事訴訟手続は、特に裁判員制度が導入されて以降、大きく変化してきているが、これからの刑事裁判に対応できる法曹を養成するためには、捜査から公訴提起、公判前整理手続、公判に至る各段階における最新の実務の運用を踏まえた刑事手続を理解させることが非常に重要であり、刑事第一審公判手続を実務的観点から説明したサブテキストが必要である。 そこで、令和３年度においても、その作成に必要な経費を要求する。 (20) 検察サブテキストの作成【要求】 ＜要求要旨＞ 検察科目では、捜査、事件処理から公判に至る検察実務の全般について基礎から理解させることを目的としている。そして、司法修習生の検察実務に対する理解を深めさせるためには、捜査の端緒、被疑者の身柄拘束、各種の捜査方法、起訴・不起訴等の事件処理、公判の準備、各種の公判活動などの検察実務の段階において生ずる問題点等について、簡単な事例を設定して解説したサブテキストが有益かつ必要である。 そこで、令和３年度においても、その作成に必要な経費を要求する。 (21) 民事弁護サブテキストの作成【要求】 ＜要求要旨＞ 民事弁護科目では、民事弁護実務の全般にわたり基礎から理解させることを目的としている。民事事件は、執行、保全、破産等の多くの分野に分かれているが、これらの分野は種々の法律問題が錯綜している。そのため、関係法規について概括的な知識をもって実務修習に臨めるよう、事件の処理に必要なノウハウや最新の情報を盛り込んだ体系的なサブテキストが必要である。 そこで、令和３年度においても、その作成に必要な経費を要求する。	明 細 書 頁 5 6

(22) 刑事弁護サブテキストの作成【要求】 ＜要求要旨＞ 刑事弁護科目では，捜査，公判を中心として刑事弁護実務全般にわたり基礎から理解させることを目的としている。刑事弁護を行う上で，捜査機関や裁判所に各種申立等の書類を適時に提出することが重要であるが，司法修習生が実務修習中にそのような書類を的確に作成するためには，参考となる書式などを網羅したサブテキストが必要である。 そこで，令和３年度においても，その作成に必要な経費を要求する。 (23) 修習生関係資料【要求】 ＜要求要旨＞ 司法修習生は，司法研修所における導入修習後，分野別実務修習を各実務修習庁会（裁判所，検察庁，弁護士会）で，選択型実務修習を分野別実務修習で配属された弁護士事務所を中心として受け，集合修習を司法研修所で受けることになる。 そのため，それぞれの修習期間中充実した修習生活を送れるように，修習生に対しては，各機関の組織概要，規律（旅行許可申請，健康管理，欠席届等）及び修習指導の指針について周知せしめ，また，各司法修習事務担当者に対しては，規律及び修習指導の指針のほか，総務関係事務，経理関係事務及び資料関係事務等について統一した取扱いを徹底し，効率的に修習を進めるため，資料を作成し，配布している。これらの資料は，各年度の方針，制度等の変更に伴い毎年度作成する必要があるため，令和３年度においても，これに必要な経費を要求する。 (24) 修習生経費【要求】 ＜要求要旨＞ 司法修習を実施するに当たっては，司法修習生が修習期間中に使用する起案用紙等の消耗品や司法研修所と各実務修習庁会との通信連絡，テキスト以外の修習用教材としての資料等の印刷，実務修習庁で使用する修習生用図書，司法修習生用備品の修繕等についての経費が必要である。 令和３年度においても，これに必要な経費を要求する。	明 細 書 頁 5 6 C

(25) 司法修習生研修委託費【要求】 ＜要求要旨＞ 司法修習生は、実務修習中、弁護士会での弁護修習を行うが、これは、法曹三者にとって必要な基礎的知識、実務能力をすべての司法修習生に修得させることを目的とする司法修習の一環として行われるものである。 弁護修習は、司法研修所長が弁護士会にその実施を委託し（司法修習生に関する規則第7条）、弁護士会が司法修習生の配属事務所の選定や修習計画の策定等を行っている。弁護修習の内容は、個別の弁護士事務所における修習と弁護士会における合同修習に分けられる。司法修習生が配属された事務所の指導弁護士は、修習の成果を上げるために特に配慮して事件を受任したり（専ら民事事件を扱っている弁護士が、刑事事件処理の実務を修習させるために国選弁護事件を受任するなど）、適宜司法修習生に訴訟書類を起案させて添削指導したり、合同修習の指導も分担したりするなど本来の業務をある程度犠牲にして司法修習生の指導に当たっており、司法修習生のために、通信費、備品費、消耗品費等を負担している。また、弁護修習を委託された弁護士会は、講義、起案及び講評、見学等の合同修習の企画・運営に当たっており、合同修習のための教材費、通信費、消耗品費等を負担している。 令和3年度においても、弁護修習における弁護士会への委託に必要となる経費を要求する。 (26) 修習専念資金貸与金【要求】【要望】 ＜要求要旨＞ 司法修習生の修習専念義務を担保するため、修習専念資金を貸与する貸与制が、平成23年11月1日以降に採用された司法修習生（新65期）から実施されている。平成29年4月19日に成立した改正裁判所法においても、「司法修習生がその修習に専念することを確保するための資金であって、修習給付金の支給を受けてもなお必要なもの」を貸与することとされている。 そこで、令和3年度においても、修習専念資金の貸与に必要となる経費を要求する。	明 細 書 頁 要求 5 7 要望 1

(27) 修習専念資金の貸与事務に必要な経費 ＜要求要旨＞ (ア) 貸与申請書受付及びデータ入力・貸与決定通知等印刷・封入・封緘等業務委託経費【要求】 修習専念資金を司法修習生に貸与するに当たり、多数の貸与審査を円滑かつ迅速に行う前提として、大量の申請書等の短期間かつ集中的な処理を行うために要する費用である。委託する具体的な業務内容は、郵便で送付された貸与申請書及び加算額に係る疎明資料等関係書類の仕分け作業、貸与申請書（額の変更申請等含む。）等に基づくデータ入力作業（司法修習生の氏名、振込先口座番号、貸与額等）である。 また、貸与申請した司法修習生及び2人の保証人に対し貸与決定通知書等の文書を、貸与を受けている司法修習生に対し返還明細書を、修習専念資金の貸与総額が確定した後、貸与を受けていた修習生及び2人の保証人に対し貸与総額通知書を、それぞれ送付する必要がある。さらに、貸与終了後に貸与受給者から提出される住所等届出書に基づく現住所データ照合及び修正作業、住所等届出書の未提出者に対する督促状送付作業並びに最初の年賦金を納付すべき被貸与者に対する年賦金通知書送付作業を行う必要がある。これらの大量の送付事務及び貸与終了後の貸与受給者の住所データ照合及び修正を短期間で処理するためには、職員による作業のみでは不可能であり、文書の印刷・封入・封緘・データ照合及び修正等の作業を業者に委託し、効率的な事務処理を行うことが不可欠である。 そこで、令和3年度においても、これに必要な経費を要求する。 (イ) 修習専念資金貸与金事務管理システム【要求】 修習専念資金貸与金事務管理システムは、司法修習に際し、修習専念資金の貸与を希望する者（以下「被貸与者」という。）に修習専念資金を貸与する制度が導入されたことにより、その被貸与者に貸与金を交付する修習専念資金の貸与業務及び貸与終了後の債権管理業務を行うこととなるため、官庁会計システム汎用媒体インターフェースに対応し、歳入及び歳出業務のタンキングデータを作成すること及びその他の貸与管理事務等の効率化を図りつつ、誤入力等による過誤を防止することを目的とするシステムである。 本システムは、平成22年度予算において、開発経費が認められ、平成27年度にリース契約によりサーバ機器等を更新し、現在までリースにより運用するとともに、安定的な稼働を維持するために必要な運用保守を行っている。 令和3年度は、最高裁判所内の別な部署で使用しているシステムのサーバ機器等のリースアップと時期を合わせてサーバ統合を行うため、サーバ機器等への移行作業及び現行サーバ機器の撤去等を予定している。 そこで、令和3年度に要する本システムの運用・保守経費、機器等のリース経費、改修、移行、撤去等にかかる経費を要求する。	明 細 書 頁
	5 6

経費積算内訳【要求】						明細書頁
項・目・目細等	品名等	員数等	単価(円)	所要額(千円)	備考	
(項) 最高裁判所						53
諸謝金 (講師等謝金)	講師等謝金					54
	大学教授			27,136 (23,305)		
	1 年次生	1,148 (1,224) 時間	7,900	9,069 (9,670)		
	2 年次生	2,287 (1,726) 時間	7,900	18,067 (13,635)		
	弁護教官謝金			90,495 (64,212)		
	一般修習分			36,340 (27,650)		
	1 年次生	150 時間	7,900	1,185 (1,185)		
	2 年次生	2,550 (2,400) 時間	7,900	20,145 (18,960)		
	1 年次生、2 年次生 (導入修習)	1,900 (950) 時間	7,900	15,010 (7,505)		
	起案添削分			54,155 (36,562)		
	1 年次生	2,285 (2,375) 時間	7,900	18,052 (18,763)		
	2 年次生	4,570 (2,253) 時間	7,900	36,103 (17,799)		
修習給付金	修習給付金	一 式	3,288,079,000 (3,314,835,000)	3,288,079 (3,314,835)		
職員旅費 (内国旅費)	協議会招集旅費			9,308 (9,308)		
	司法修習生指導担当者協議会			5,537 (5,537)		
	指導担当官	20 庁 2 人	46,921	1,877 (1,877)		
	指導担当官	29 庁 1 人	46,921	1,361 (1,361)		
	指導担当官	49 庁 1 人	46,921	2,299 (2,299)		
	司法修習関係事務担当者等事務打合せ 事務担当者	49 庁 2 人	38,482	3,771 (3,771)		

項・目・目細等	品 名 等	員 数 等	単 価 (円)	所 要 額 (千円)	備考	明 細 書 頁
委員等旅費 (委員会出席旅費)	教官派遣研修旅費			38,362 (31,690)		5 4
	教官 (1 年次生担当)	11 人 28 班	59,569	18,347 (18,347)		
	教官 (2 年次生担当)	8 人 42 (28) 班	59,569	20,015 (13,343)		
	司法修習生指導担当者協議会 指導担当委員	49 庁 1 人	46,921	2,299 (2,299)		5 5 C
	司法修習生旅費					
	招集帰任旅費			85,834 (64,068)		
	1 年次生 (導入)	1,523 (1,583) 人	21,050 (26,313)	32,059 (41,653)		
	2 年次生			53,775 (22,415)		
	(A 班)	283 (326) 人	31,322	8,864 (10,211)		
	(B 班)	753 (715) 人	17,068	12,852 (12,204)		
	(導入)	1,523 人	21,050	32,059 (0)		
研修費 (消耗品費)	実務修習旅費			16,065 (10,847)		
	1 年次生	1,523 (1,583) 人 1 回	3,516	5,355 (5,566)		
	2 年次生	1,523 (1,502) 人 2 (1) 回	3,516	10,710 (5,281)		
	選択型実務修習旅費					
	2 年次生			45,933 (45,638)		
	全国修習	374 人 1 回	65,546	24,514 (24,514)		
	地方修習	1,523 (1,502) 人 4 回	3,516	21,419 (21,124)		
	司法修習関係図書費	一式	1,812,000	1,812 (1,812)		

項・目・目細等	品 名 等	員 数 等	単 価 (円)	所 要 額 (千円)	備考	明 細 書 頁
(印刷製本費)	模擬裁判資料			272 (283)		5 5
	民事裁判関係	1,663 (1,642) 部	40.3 (34.8)	67 (57)		5 6
	刑事裁判関係	1,663 (1,642) 部	123.4 (137.5)	205 (226)		
	修習記録			5,467 (4,665)		
	民事裁判 (1年次生)	1,633 (1,693) 部	262.7 (243.8)	429 (413)		
	刑事裁判 (1年次生)	1,633 (1,693) 部	284.9 (232.3)	465 (393)		
	検察 (1年次生)	1,633 (1,693) 部	474.2 (433.8)	774 (734)		
	民事弁護 (1年次生)	1,633 (1,693) 部	74.3 (81.7)	121 (138)		
	刑事弁護 (1年次生)	1,633 (1,693) 部	107.2 (91.3)	175 (155)		
	民事裁判 (2年次生)	1,633 (1,612) 部	585.4 (503.9)	956 (812)		
	刑事裁判 (2年次生)	1,633 (1,612) 部	234.6 (135.5)	383 (218)		
	検察 (2年次生)	1,633 (1,612) 部	473.1 (427.7)	773 (689)		
	民事弁護 (2年次生)	1,633 (1,612) 部	583.0 (433.8)	952 (699)		
	刑事弁護 (2年次生)	1,633 (1,612) 部	268.9 (257.1)	439 (414)		
	民事裁判テキスト	1,633 (1,693) 部	338.8 (253.7)	553 (430)		
	刑事裁判テキスト	1,633 (1,693) 部	235.5 (180.6)	385 (306)		
	検察テキスト	1,633 (1,693) 部	308.8 (231.1)	504 (391)		
	民事弁護テキスト	1,633 (1,693) 部	687.3 (346.4)	1,122 (586)		
	刑事弁護テキスト	1,633 (1,693) 部	307.4 (270.4)	502 (458)		
	民事裁判サブテキスト	1,633 (1,693) 部	397.1 (360.7)	648 (611)		
	刑事裁判サブテキスト	1,633 (1,693) 部	394.8 (424.2)	645 (718)		
	検察サブテキスト	1,633 (1,693) 部	184.1 (167.6)	301 (284)		
	民事弁護サブテキスト	1,633 (1,693) 部	254.5 (224.6)	416 (380)		
	刑事弁護サブテキスト	1,633 (1,693) 部	163.8 (136.1)	267 (230)		
	修習生関係資料	3,083 (3,122) 部	148.0 (113.4)	456 (354)		

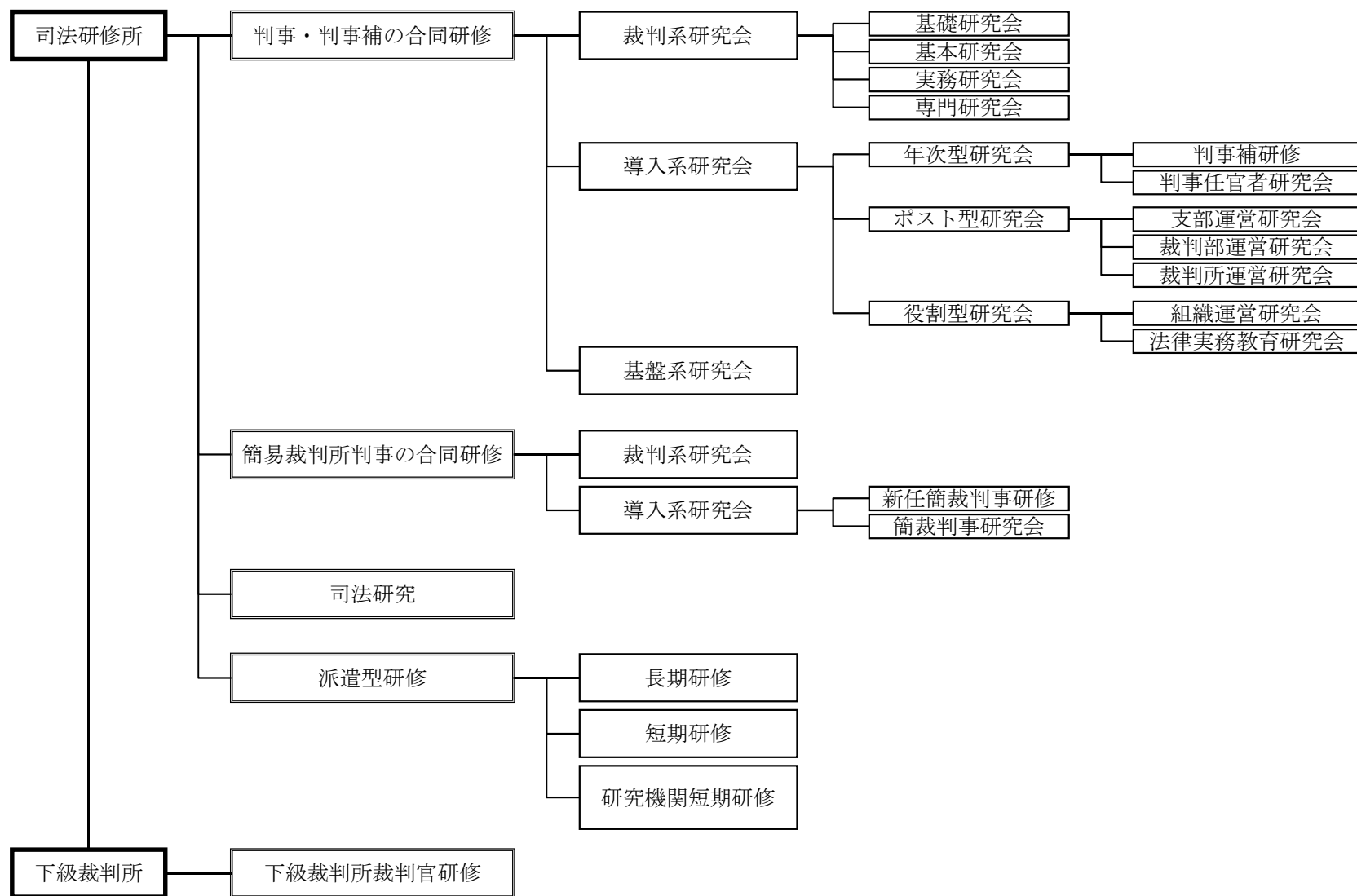
項・目・目細等	品 名 等	員 数 等	単 価 (円)	所 要 額 (千円)	備考	明 細 書 頁
(通信運搬費)	貸与決定通知等印刷・封入・封緘等経費					5 6
	郵便料	一 式	1,131,798 (905,840)	1,132 (906)		5 7
(借料及び損料)	修習専念資金貸与金事務管理システムサーバリース料等(現行機種再リース)	一 式	1,349,953 (1,740,690)	1,350 (1,741)		C
	資格審査システム及び修習専念資金貸与金事務管理システムサーバリース料等(新規導入機)	一 式	91,528	92 (0)		
(雑役務費)	貸与申請書受付及びデータ入力・貸与決定通知等印刷・封入・封緘等業務委託経費	一 式	5,062,050 (5,567,225)	5,062 (5,567)		
	修習専念資金貸与金事務管理システム運用保守料(現行機種)	一 式	2,208,250 (4,400,000)	2,208 (4,400)		
	カラーデジタル式印刷機保守料	一 式	1,137,400	1,137 (1,137)		
	給付金データ入力等業務委託経費	一 式	715,000 (1,010,625)	715 (1,011)		
	修習専念資金貸与金事務管理システム機器更新に伴う移行作業及び運用保守料	一 式	1,995,840	1,996 (0)		
(修習生経費)	修習生経費(学生単価)	3,046 (3,085) 人	14,560 (17,817)	44,350 (54,966)		
司法修習生研修委託費	司法修習生研修委託費	一 式	116,543,000 (10,648,000)	116,543 (100,648)		
修習資金貸与金	修習資金貸与金	一 式	1,021,800,000 (1,005,250,000)	1,021,800 (1,005,250)		

経費積算内訳【要望】						明 細 書 頁
項・目・目細等	品 名 等	員 数 等	単 価 (円)	所 要 額 (千円)	備考	
(項) 最高裁判所						要望 1
修習給付金	修習給付金	一 式	1,110,165,000	1,110,165 (0)		
修習資金貸与金	修習資金貸与金	一 式	314,400,000	314,400 (0)		

裁判官研修研究経費
【研修（研究）実施計画等一覧表】

事項名	研 修 研 究 名				場 所 等	回 数 等	期 間	1 回 の 人 員	
裁 判 官 研 修 研 究 経 費	判事・判事補 の合同研修	裁判系研究会	基礎研究会		司法研修所	5 回	3 日	3 0 人	
			基本研究会		司法研修所	8 回	3 日	4 0 人	
			実務研究会		司法研修所	7 回	2 日	4 0 人	
			専門研究会		司法研修所	1 0 回	2 日	4 0 人	
		導入系研究会	年次型 研究会	判事補研修	司法研修所	2 回	5 日	8 0 人	
				判事任官者研究会	司法研修所	1 回	3 日	1 0 0 人	
			ポスト型 研究会	支部運営研究会	司法研修所	1 回	3 日	5 0 人	
				裁判部運営研究会	司法研修所	1 回	4 日	5 0 人	
				裁判所運営研究会	司法研修所	2 回	2 日	2 0 人	
			役割型 研究会	組織運営研究会	司法研修所	2 回	2 日	3 0 人	
				法律実務教育研究会	司法研修所	1 回	3 日	4 0 人	
		基盤系研究会		司法研修所	4 回	3 日	3 0 人		
	簡易裁判所判事 の合同研修	裁判系研究会		司法研修所	3 回	3 日	3 0 人		
		導入系研究会	新任簡裁判事研修		司法研修所	1 回	3 0 日	3 0 人	
			簡裁判事研究会		司法研修所	1 回	4 日	2 0 人	
	司法研究					司研・地方	3 回	1 年	5 人
	派遣型研修	長期研修		派遣先企業	1 回	1 年	1 5 人		
短期研修		派遣先企業	1 回	1 4 日	3 5 人				
研究機関短期研修		派遣先機関	1 回	1 4 日	2 人				
下級裁判所裁判官研修					高 裁	8 庁	2 日	5 人	
					地裁・家裁	3 0 庁	2 日	2 人	

【裁判官研修研究体系図】



明 細
書 頁

【裁判官研修研究体制】 司法研修所における裁判官の研修研究は、個々の裁判官が裁判実務に携わりながら取り組む自己研さんを支援することを目的とする。司法研修所では、近時の事件の複雑・困難化の傾向や、法改正や社会経済情勢の変動に伴う、新たな法的問題に対処するための専門的な研究会を充実させるほか、法律分野そのものではなく、その背景となる社会、経済や自然科学等に関する知見を広め、あるいは、思考を深めることを通じて、社会から期待される適正な裁判の実現を支援する研究会を充実させるなど、多様で充実した研修研究体制を導入している。	明 細 書 頁
	5 7
(1) 判事・判事補の合同研修	5 9
ア) 裁判系研究会 裁判系研究会は、裁判事務に関する分野別の研修であり、主たる対象を、左陪席の裁判官とする「基礎研究会」、右陪席の裁判官とする「基本研究会」、裁判長・右陪席の裁判官とする「実務研究会」、特定のテーマにつき研究・討論するのに適した裁判官とする「専門研究会」に分けられる。	C
(a) 基礎研究会【要求】 ＜要求要旨＞	
金融・経済、建築・IT、医療、行政、知的財産権の各分野について、有識者による講義・講演、裁判官による共同研究等を行うことによって、各分野の基礎的な知識を付与することを目的とする研究会であり、これらの研究会を実施するために必要な経費を要求する。	
(b) 基本研究会【要求】 ＜要求要旨＞	
民事（民事通常、建築、行政、労働等）、刑事、家事及び少年の各分野について、有識者による講義・講演、裁判官による共同研究等を行うことにより、裁判官の得意分野を形成し、深化させるとともに、事件処理に当たっての組織運営的な側面を意識させることを目的とする研究会であり、これらの研究会を実施するために必要な経費を要求する。	

(c) 実務研究会【要求】 ＜要求要旨＞ 裁判所に持ち込まれる案件の内容は、近時、ますます複雑・専門化してきており、裁判官は、このような状況に適切に対応するため、多様性と高度の専門性を備えることが求められている。 そこで、民事（金融・経済，建築，医療，行政，労働等），刑事等の各分野について，実務上問題となっている事項や重要な事項を題材として取り上げ，有識者による講義・講演，意見交換，裁判官による高度に専門的な観点に立った共同研究等を行うことによって，より高度な専門性を獲得し，深化させることを目的とする研究会を実施するため，これに必要な経費を要求する。 (d) 専門研究会【要求】 ＜要求要旨＞ 近時の頻繁に行われる新規立法・法改正に速やかに対応し，また，裁判所に持ち込まれる新たな類型の事件に的確に対応するためには，上記の基礎研究会，基本研究会及び実務研究会に加え，その時々研修ニーズに応じたテーマを設定し，事件処理又は運用上の様々な問題点を協議，検討する研究会を適時に実施する必要がある。 そこで，このような要請に応えるとともに，近年の裁判所の事件傾向及び法改正の動向等を踏まえて，機動的かつきめ細やかに研究会を実施するため，これに必要な経費を要求する。	明 細 書 頁 5 7 C

(イ) 導入系研究会 導入系研究会は、一定の年次に達したときや、新たなポストに就いたり、一定の役割を担うようになった際の職務への導入を目的とする研修である。 (a) 年次型研究会 ① 判事補研修【要求】 ＜要求要旨＞ 任官直後の判事補については、裁判実務及び裁判官・裁判所という職・職場への円滑な導入を行うため、裁判所の組織・機構・職員制度の概要を理解させた上、新任判事補が着任してすぐに担当することとなる分野を中心として、民事及び刑事事件の処理に関する基礎的知識・技能を修得するとともに、裁判官としての心構え等を学ぶための各種講義・共同研究等を実施する必要がある。 また、任官後２年以上が経過した判事補については、これまでのＯＪＴや自己研さんの成果を振り返り、そのフォローアップを図るとともに、基本的な事件処理能力の向上を目的として、一定の実務経験を踏まえた上での民事及び刑事事件の処理に関する基礎的知識・技能に関する講義や、裁判官として知っておくべき組織的課題についての情報提供等を実施する必要がある。 そこで、これらの研修を実施するために必要な経費を要求する。 ② 判事任官者研究会【要求】 ＜要求要旨＞ 任官後１０年以上経過し、判事に任命された裁判官については、中堅裁判官としての自覚をかん養するとともに、次のステップとして想定される第一審の裁判長に向けて成長させることが必要となる。 そこで、民事、刑事事件等の各分野における課題を研究するとともに、司法の役割、裁判官の在り方、人事管理その他マネジメントの在り方等に関する講義や共同研究等を内容とする研究会を実施するため、これに必要な経費を要求する。	明 細 書 頁
	5 8 5 9 C

(b) ポスト型研究会 ① 支部運営研究会【要求】 ＜要求要旨＞ 地方・家庭裁判所の支部においては、支部長を務めている裁判官の下、少数の裁判官が、当該支部に係属する多種多様な事件を、本庁に比べて小規模な人的・物的態勢により、同時かつ適正・迅速に処理し、支部全体を円滑に運営していくことが求められる。 そこで、支部長を務めている裁判官について、支部に係属する事件の適正な処理や、書記官等支部職員の指導等の支部のマネジメントに関する諸問題についての講演や共同研究等を内容とする研究会を実施するため、これに必要な経費を要求する。 ② 裁判部運営研究会【要求】 ＜要求要旨＞ 部総括裁判官には、部の事務を「総括」する者として、部に属する陪席裁判官や職員の持てる力を結集し、部に配てんされた裁判事務を適正・迅速に処理することが求められる。 そこで、初めて部総括に指名された裁判官について、上記のような役割意識をもって部のマネジメントをはじめとする組織運営の重要性を認識させるとともに、合議事件をはじめとする複雑困難な裁判事務の適正・迅速な処理を実現するための講演や共同研究等を内容とする研究会を実施するため、これに必要な経費を要求する。 ③ 裁判所運営研究会【要求】 ＜要求要旨＞ 地方・家庭裁判所に係属する事件は、近時、専門化、複雑化しているところ、適正かつ迅速な裁判を実現するためには、事件処理体制の確立等の裁判運営に関する諸問題、職員の人事管理に関する諸問題、その他の司法行政上の諸問題についての研究を行う必要がある。 そこで、所長その他各裁判所の運営に携わる裁判官について、これらの諸問題を内容とする研究会を実施するため、これに必要な経費を要求する。	明 細 書 頁 5 8 5 9 C

(c) 役割型研究会 ① 組織運営研究会【要求】 ＜要求要旨＞ 部総括裁判官に就任後一定期間経過した者，中堅判事又は家裁の上席裁判官については，組織運営能力の向上や，裁判所の課題を考え，組織の中でリーダーシップを発揮する能力等の向上が求められる。 そこで，これらの研究会を実施するのに必要な経費を要求する。 ② 法律実務教育研究会【要求】 ＜要求要旨＞ 法科大学院には，実務家教員として現役の裁判官が派遣され，教育・指導に当たっているところ，派遣されている裁判官及び派遣されることが予定される裁判官について，法科大学院で期待される役割等について認識を深めた上，充実した質の高い法科大学院教育を実現することが求められている。 そこで，法科大学院の研究者教員等による講義や最新の法科大学院の実情等の情報提供に加え，法科大学院における実務教育についての共同研究等を内容とする研究会を実施するため，これに必要な経費を要求する。 (ウ) 基盤系研究会【要求】 ＜要求要旨＞ 多様化，複雑化，専門化する訴訟に対応するためには，裁判官が広い視野を持ち，法律知識のみならず，裁判と社会の関わり，あるいは紛争の背景にある社会・経済構造等を含めた法律周辺の諸科学についても理解する必要がある。 そこで，法律分野そのものではなく，その背景となる社会，経済や隣接領域である自然科学等に関する知見を得て，視野を広め，あるいは思考を深めることを通じ，一般的資質・能力を高めるきっかけとすることを目的とし，これらの周辺諸科学の問題をテーマとして取り上げた上，専門家等による講義・講演等を行う研究会を実施するため，これに必要な経費を要求する。	明 細 書 頁
	5 8 5 9 C

(2) 簡易裁判所判事の合同研修 (ア) 裁判系研究会【要求】 ＜要求要旨＞ 任官後５年程度以上経過した簡裁判事については、自らの執務の在り方を総点検するとともに、時機に応じた新たな課題等についての情報を得て自らの執務能力の向上を図ることが求められている。 そこで、民事及び刑事の実務的な諸問題について掘り下げて検討する共同研究、各種事件の動向や課題についての情報提供及び共同討議、簡裁判事の在り方についての共同研究等を内容とする研究会を実施するため、これに必要な経費を要求する。 (イ) 導入系研究会 (a) 新任簡裁判事研修【要求】 ＜要求要旨＞ 任官後間もない新任簡裁判事については、裁判実務への円滑な導入が必要であり、不可欠である。 そこで、民事事件や刑事事件の第一審の手続、判決起案及び裁判実務の基礎の修得並びに裁判官としての心構え等に関する講義や意見交換等を内容とする研修を実施するため、これに必要な経費を要求する。 (b) 簡裁判事研究会【要求】 ＜要求要旨＞ 任官後２年程度経過した簡裁判事については、これまでのＯＪＴや自己研さんの成果を振り返らせ、簡裁判事としての基本的な執務能力の修得をフォローアップすることが必要である。 そこで、民事事件及び刑事事件の実務的な諸問題についての共同研究、各種事件の動向や課題についての情報提供並びに簡裁判事の在り方についての共同研究等を内容とする研究会を実施するため、これに必要な経費を要求する。	明 細 書 頁
	５ ７
	５ ８
	５ ９
	Ｃ

(3) 司法研究【要求】 ＜要求要旨＞ 司法研究とは、裁判実務上の諸問題の中からテーマを選定した上、複数の裁判官や大学教授等の専門家を研究員に指名し、実務的及び理論的な観点から、様々な調査、分析、検討等を行う個別研究である。研究結果については、報告会で報告させるとともに、報告書として提出させ、当該報告書は、司法研究報告書として全国の裁判所等に配布し、裁判実務に携わる裁判官等の事件処理に活用されている。 そこで、令和３年度においても、研究及び報告書の作成・配布等に必要な経費を要求する。 (4) 派遣型研修 近時ますます多様化、複雑化、専門化する社会・経済活動のもとでの的確な裁判を行っていくためには、単に法律の分野に関する専門的知識・経験のみならず、例えば、経済界における企業活動の実態に関する的確な理解など、広い視野と識見が要求されるようになってきている。 そこで、裁判官を一定期間、民間企業や研究機関等へ派遣し、その業務に主体的に携わったり、業務や研究の体験、見学等を行ったりすることにより、視野を広げ、識見を高めることを目的とする研修を実施している。 (ア) 長期研修【要求】 ＜要求要旨＞ 判事補が裁判所外部において、裁判官以外の経験その他の多様な経験を積むことは、多様で豊かな知識、経験を備えた視野の広い裁判官を育てることに なり、極めて有意義である。 長期研修は、任官して数年程度経過した若手の判事補を、１年間民間企業、シンクタンク等に派遣し、その業務を実際に経験することを通じて、経済の 実情等についての理解を深めさせるとともに、自らの裁判官としての能力を伸ばし、成長させることを目的とする研修であり、これを実施するために必要 な経費を要求する。	明 細 書 頁 5 8 5 9 6 0

(イ) 短期研修【要求】 ＜要求要旨＞ 任官して１０年以上の経験を積んだ裁判官は、裁判所において、部や支部の運営、職員との連携等の組織的課題により深く関与し、一層重要な役割を果たすことが求められている。 短期研修は、任官後１０年以上経過した裁判官を、２週間程度民間企業や報道機関に派遣し、その業務やこれを支える組織について触れ、それらの実情を通じて裁判官としての視野を広げ、裁判所の組織の在り方について考える機会を持たせるための研修であり、これを実施するために必要な経費を要求する。	明 細 書 頁
	５ ８
(ウ) 研究機関短期研修【要求】 ＜要求要旨＞ 研究機関短期研修は、自然科学分野に関する研究の実情等に関心のある裁判官を、研究機関に派遣し、科学技術等に関する最先端の試験及び研究等の現場見学等を見聞させることを通じて、専門的知見を提供し、裁判官の専門性を高めさせることを目的とする研修であり、これを実施するために必要な経費を要求する。	５ ９
(5) 下級裁判所裁判官研修【要求】 ＜要求要旨＞ 下級裁判所（高等裁判所，地方・家庭裁判所，簡易裁判所）において、各管内所属の裁判官を、当該地域を管轄する高等裁判所又は地方・家庭裁判所本庁に集合させ、裁判官の執務に必要な知識を付与し、また、その能力を高めることを目的として行う研修である。 具体的には、最新の法改正，法律問題の解釈に関する問題等について、裁判官による問題研究や討論によって理解を深め、また、司法研修所の合同研修では取り上げられない各地方公共団体の条例，行政事務，経済事情（景気の動向，産業構造等），慣習，犯罪の傾向とその理由，その時々社会問題等各管内の固有の問題を含め、当該管内における裁判事務処理に有益な諸問題も取り上げ、学識者等による講義，質疑応答，討論等を行うものであり、これを実施するために必要な経費を要求する。	

経費積算内訳【要求】						明細書頁
項・目・目細等	品名等	員数等	単価（円）	所要額（千円）	備考	
(項) 最高裁判所 諸謝金 (依頼協力謝金)	判事・判事補の合同研修 裁判系研究会 基礎研究会 医療機関等	8 箇所	2 日	50,000	800 (800)	57
	簡易裁判所判事の合同研修 裁判系研究会 民間企業等	1 箇所	1 日	50,000	50 (50)	58
(講師等謝金)	判事・判事補の合同研修 裁判系研究会 基礎研究会				4,811 (4,835) 2,963 (2,987) 1,754 (1,754)	
	大学教授	72 時間	7,900	569 (569)		
	基本研究会					
	大学教授	72 時間	7,900	569 (569)		
	実務研究会					
	大学教授	42 時間	7,900	332 (332)		
	専門研究会					
	大学教授	36 時間	7,900	284 (284)		
	導入系研究会				640 (664)	
	年次型研究会				308 (308)	
	判事補研修					
	大学教授	30 時間	7,900	237 (237)		
	判事任官者研究会					
	大学教授	9 時間	7,900	71 (71)		
	ポスト型研究会 支部運営研究会				166 (166)	

項・目・目細等	品名等	員数等	単価（円）	所要額（千円）	備考	明細書頁
	大学教授 裁判部運営研究会	9 時間	7,900	71（ 71 ）		58
	大学教授 役割型研究会	12 時間	7,900	95（ 95 ） 166（ 190 ）		59
	組織運営研究会 大学教授	12 時間	7,900	95（ 95 ）		
	法律実務教育研究会 大学教授	9（12）時間	7,900	71（ 95 ）		
	基盤系研究会 大学教授	72 時間	7,900	569（ 569 ） 379（ 379 ）		
	簡易裁判所判事の合同研修 裁判系研究会					
	大学教授 導入系研究会	18 時間	7,900	142（ 142 ）		
	新任簡裁判事研修 大学教授	30 時間	7,900	237（ 237 ）		
	司法研究 大学教授	18 時間	7,900	142（ 142 ） 1,327（ 1,327 ）		
	下級裁判所裁判官研修 高等裁判所					
	大学教授 地方・家庭裁判所	48 時間	7,900	379（ 379 ）		
	大学教授	120 時間	7,900	948（ 948 ）		

						明 細 書 頁
項・目・目細等	品 名 等	員 数 等		単 価 (円)	所 要 額 (千円)	備 考
職員旅費 (内国旅費)	現地研修(研究)引率者旅費				196 (261)	
	判事・判事補の合同研修				98 (163)	
	裁判系研究会				98 (98)	
	基礎研究会				65 (65)	
	教官	2 人	2 回	8,340	33 (33)	
	事務官	2 人	2 回	7,940	32 (32)	
	基本研究会				33 (33)	
	教官	2 人	1 回	8,340	17 (17)	
	事務官	2 人	1 回	7,940	16 (16)	
	基盤系研究会				0 (65)	
	簡易裁判所判事の合同研修				98 (98)	
	裁判系研究会				33 (33)	
	教官	2 人	1 回	8,340	17 (17)	
	事務官	2 人	1 回	7,940	16 (16)	
	導入系研究会					
	新任簡裁判事研修				65 (65)	
	教官	2 人	2 回	8,340	33 (33)	
	事務官	2 人	2 回	7,940	32 (32)	
	招集等旅費				82,613 (83,327)	
	判事・判事補の合同研修				66,871 (67,585)	
	裁判系研究会				42,005 (42,005)	
	基礎研究会					
	判事補	30 人	5 回	35,254	5,288 (5,288)	
	基本研究会				11,643 (11,643)	
	判事	10 人	8 回	39,774	3,182 (3,182)	

59

項・目・目細等	品名等	員数等	単価(円)	所要額(千円)	備考	明細書頁
						59
	判事補	30 人	8 回	35,254	8,461 (8,461)	
	実務研究会				10,325 (10,325)	
	判事	30 人	7 回	38,004	7,981 (7,981)	
	判事補	10 人	7 回	33,484	2,344 (2,344)	
	専門研究会				14,749 (14,749)	
	判事	30 人	10 回	38,004	11,401 (11,401)	
	判事補	10 人	10 回	33,484	3,348 (3,348)	
	導入系研究会				20,093 (20,807)	
	年次型研究会				10,184 (10,184)	
	判事補研修					
	判事補	80 人	2 回	38,794	6,207 (6,207)	
	判事任官者研究会					
	判事	100 人	1 回	39,774	3,977 (3,977)	
	ポスト型研究会				5,985 (5,985)	
	支部運営研究会					
	判事	50 人	1 回	40,613	2,031 (2,031)	
	裁判部運営研究会					
	判事	50 人	1 回	41,544	2,077 (2,077)	
	裁判所運営研究会					
	判事	20 人	2 回	46,921	1,877 (1,877)	
	役割型研究会				3,924 (4,638)	
	組織運営研究会					
	判事	30 人	2 回	38,004	2,280 (2,280)	
	法律実務教育研究会				1,644 (2,358)	
	判事	20 (15) 人	1 (2) 回	43,286 (41,516)	866 (1,245)	
	判事補	20 (15) 人	1 (2) 回	38,876 (37,106)	778 (1,113)	
	基盤系研究会					
	判事	30 人	4 回	39,774	4,773 (4,773)	
	簡易裁判所判事の合同研修				7,155 (7,155)	

明 細 書 頁					
項・目・目細等	品 名 等	員 数 等	単 価 (円)	所 要 額 (千円)	備 考
	裁判系研究会 簡裁判事	30 人 3 回	40,613	3,655 (3,655)	
	導入系研究会 新任簡裁判事研修 簡裁判事	30 人 1 回	88,403	3,500 (3,500) 2,652 (2,652)	
	簡裁判事研究会 簡裁判事	20 人 1 回	42,383	848 (848)	
	司法研究 判事	5 人 3 回	36,234	544 (544)	
	派遣型研修 長期研修 判事補	15 人	217,242	5,447 (5,447) 3,259 (3,259)	
	短期研修 判事	35 人	59,244	2,074 (2,074)	
	研究機関短期研修 判事	1 人	59,244	114 (114) 59 (59)	
	判事補	1 人	54,724	55 (55)	
	下級裁判所裁判官研修 判事	80 人	26,843	2,596 (2,596) 2,147 (2,147)	
	判事補	20 人	22,454	449 (449)	
	現地研修(研究)旅費			1,298 (1,708)	
	判事・判事補の合同研修			683 (1,093)	
	裁判系研究会 基礎研究会 判事補	30 人 2 回	6,840	683 (683) 410 (410)	
	基本研究会 判事	10 人 1 回	6,840	273 (273) 68 (68)	
	判事補	30 人 1 回	6,840	205 (205)	
	基盤系研究会			0 (410)	

項・目・目細等	品名等	員数等	単価（円）	所要額（千円）	備考
	簡易裁判所判事の合同研修 裁判系研究会			615（ 615 ）	
	簡裁判事 導入系研究会	30 人	1 回	6,840	205（ 205 ）
	新任簡裁判事研修 簡裁判事	30 人	2 回	6,840	410（ 410 ）

						明 細 書 頁
項・目・目細等	品 名 等	員 数 等	単 価 (円)	所 要 額 (千円)	備 考	
研修費 (消耗品費)	研修(研究)員経費			829 (838)		5 9 6 0 C
	判事・判事補の合同研修			768 (777)		
	裁判系研究会			500 (500)		
	基礎研究会	30 人	5 回	434.0	65 (65)	
	基本研究会	40 人	8 回	434.0	139 (139)	
	実務研究会	40 人	7 回	434.0	122 (122)	
	専門研究会	40 人	10 回	434.0	174 (174)	
	導入系研究会				216 (225)	
	年次型研究会				112 (112)	
	判事補研修	80 人	2 回	434.0	69 (69)	
	判事任官者研究会	100 人	1 回	434.0	43 (43)	
	ポスト型研究会				61 (61)	
	支部運営研究会	50 人	1 回	434.0	22 (22)	
	裁判部運営研究会	50 人	1 回	434.0	22 (22)	
	裁判所運営研究会	20 人	2 回	434.0	17 (17)	
	役割型研究会				43 (52)	
	組織運営研究会	30 人	2 回	434.0	26 (26)	
	法律実務教育研究会	40 (30) 人	1 (2) 回	434.0	17 (26)	
	基盤系研究会	30 人	4 回	434.0	52 (52)	
	簡易裁判所判事の合同研修				61 (61)	
	裁判系研究会	30 人	3 回	434.0	39 (39)	
	導入系研究会				22 (22)	
	新任簡裁判事研修	30 人	1 回	434.0	13 (13)	
	簡裁判事研究会	20 人	1 回	434.0	9 (9)	
(印刷製本費)	司法研究報告書				961 (2,883)	
	(a) 司法研究報告書 1	1,700 部	565.0		961 (961)	
	(b) 司法研究報告書 2				0 (961)	
	(c) 司法研究報告書 3				0 (961)	

						明 細 書 頁
項・目・目細等	品 名 等	員 数 等		単 価 (円)	所 要 額 (千円)	備 考
(通信運搬費)	研修(研究)員経費				1,072 (1,084)	
	判事・判事補の合同研修				993 (1,005)	
	裁判系研究会				646 (646)	
	基礎研究会	30 人	5 回	562.4	84 (84)	
	基本研究会	40 人	8 回	562.4	180 (180)	
	実務研究会	40 人	7 回	562.4	157 (157)	
	専門研究会	40 人	10 回	562.4	225 (225)	
	導入系研究会				280 (292)	
	年次型研究会				146 (146)	
	判事補研修	80 人	2 回	562.4	90 (90)	
	判事任官者研究会	100 人	1 回	562.4	56 (56)	
	ポスト型研究会				78 (78)	
	支部運営研究会	50 人	1 回	562.4	28 (28)	
	裁判部運営研究会	50 人	1 回	562.4	28 (28)	
	裁判所運営研究会	20 人	2 回	562.4	22 (22)	
	役割型研究会				56 (68)	
	組織運営研究会	30 人	2 回	562.4	34 (34)	
	法律実務教育研究会	40 (30) 人	1 (2) 回	562.4	22 (34)	
	基盤系研究会	30 人	4 回	562.4	67 (67)	
	簡易裁判所判事の合同研修				79 (79)	
	裁判系研究会	30 人	3 回	562.4	51 (51)	
	導入系研究会				28 (28)	
	新任簡裁判事研修	30 人	1 回	562.4	17 (17)	
	簡裁判事研究会	20 人	1 回	562.4	11 (11)	
						C

修習研修等の強化改善経費

(1) 弁護教官の実務修習等検証・検討経費【要求】

<要求要旨>

司法修習は、約1,500人という多数の司法修習生を対象として、1年間という短期間の修習期間において、最大限の教育効果を上げ、一定の水準が求められる法曹を多数養成する必要がある。ところで、司法研修所長が単位弁護士会に委託して実施される弁護実務修習については、組織に属しない個人の弁護士が司法修習生を指導することから、その指導内容や司法研修所の教官による支援方策等多くの課題が指摘され、検討が進められており、弁護教官においては法科大学院教育の内容を十分に検証・検討するとともに、司法修習、特に弁護実務修習の実施状況を随時検証し、指導内容や指導方法等を鋭意見直すなど、司法修習の内容等を検討していくことが必要である。

よって、これに要する弁護教官謝金を要求する。

<時間数内訳>

区 分	1人当たり時間数		員 数			計 (総時間数)	備 考
	登庁日数	時間数	民事弁護	刑事弁護	計		
実務修習等検討打合せ	5	15	17	17	34	510	

明 細
書 頁

60

(2) 弁護士付の実務修習等検討打合せ謝金【要求】

< 要求要旨 >

弁護士が実務修習等検討打合せを行う際、弁護士付がそのための準備、資料収集及び作成並びに調査等について弁護士を補助する必要がある。

そこで、これに要する弁護士付謝金を要求する。

< 時間数内訳 >

区 分	1人当たり時間数		員 数			計 (総時間数)	備 考
	登庁日数	時間数	民事弁護	刑事弁護	計		
指導要綱等検討打合せ	4	6	3	3	6	3 6	
同調査・資料作成	1	2				1 2	
合計	5	8	3	3	6	4 8	

明 細
書 頁

6 0

(3) 弁護教官の講義等打合せ（合議）謝金【要求】 <要求要旨> 弁護教官は，講義，講評等の各カリキュラムの実施前に，教官室としての見解，指導方法等を調整するために教官全員による合議を行っており，修習記録やテキストの作成（改訂）に当たっても教官全員による念入りの合議を行っている。こうした弁護教官の講義等打合せに対しては，謝金によって予算措置がされてきている。 そこで，令和3年度においても，講義等打合せに必要な経費を要求する。	明 細 書 頁
	6 0

弁護教官の講義等打合せ(合議)に要する時間数

(a) 総 時 間 数

区 分	時 間 数	員 数			計 (総時間数)	備 考
		民 事 弁 護	刑 事 弁 護	計		
1 年次生	120	17	17	34	4,080	
2 年次生	170	17	17	34	5,780	

(b) 弁護教官 1 人当たり時間数

区 分	1 年次生		2 年次生		備 考
	登 庁 日 数	時 間 数	登 庁 日 数	時 間 数	
講 義 打 合 せ	6	22	6	30	
起 案 打 合 せ	8	29	8	40	
問 題 研 究 打 合 せ	4	15	4	20	
模 擬 裁 判 打 合 せ	1	7	2	14	
交 互 尋 問 打 合 せ	1	4	1	6	
弁 護 士 倫 理 討 論 打 合 せ	1	4	1	6	
修 習 記 録 等 編 集 打 合 せ	2	14	2	20	
弁 護 テ キ ス ト 作 成 (改 訂) 打 合 せ	3	15	3	21	
カ リ キ ュ ラ ム 検 討 打 合 せ	3	10	3	13	
計	29	120	30	170	

明 細
書 頁

(4) 弁護士付の講義等打合せ（合議）等謝金【要求】 ＜要求要旨＞ 弁護士教官は、最高裁判所から司法研修所教官の事務を委嘱された弁護士であり、いずれも、教官としての事務のほか、本業である弁護士の業務にも従事しているが、教官の事務は、単なる講義等に限らず、司法研修所の運営にも関与するなど多岐にわたるものであり、これによる拘束時間も必然的に長時間にわたることから、弁護士教官は本来の弁護士業務を相当程度犠牲にしているのが実情である。このような状況下で、経験豊富で有能な弁護士を教官として採用していくためには、教官を補助して下調べ的な事務を担当する者（所付）を配置し、教官の負担を軽減することが必要である。具体的には、経験年数が数年程度の若手弁護士を弁護士付として置き、講義等の事前の打合せ（合議）のための資料を作成して合議に参加させたり、また教官が修習記録として使用する事件記録を選定、編集するに当たり、事前に記録を収集させて問題点を研究させたりすることが有効である。 そこで、令和３年度においても、これに要する弁護士付謝金を要求する。	明 細 書 頁 6 0

弁護士付の講義等打合せ(合議)に要する時間数

(a) 総 時 間 数

区 分	時 間 数	員 数			計 (総時間数)	備 考
		民 事 弁 護	刑 事 弁 護	計		
1 年次生	224	3	3	6	1,344	
2 年次生	313	3	3	6	1,878	

(b) 弁護士付 1 人当たり時間数

区 分	1 年次生		2 年次生		備 考
	登 庁 日 数	時 間 数	登 庁 日 数	時 間 数	
講 義 打 合 せ	6	22	6	30	
同 調 査 ・ 資 料 作 成	3	11	3	14	
起 案 打 合 せ	8	29	8	40	
同 調 査 ・ 資 料 作 成	4	15	4	20	
問 題 研 究 打 合 せ	4	15	4	20	
同 調 査 ・ 資 料 作 成	2	7	2	8	
模 擬 裁 判 打 合 せ	1	7	2	14	
同 調 査 ・ 資 料 作 成	1	4	1	7	
交 互 尋 問 打 合 せ	1	4	1	6	
同 調 査 ・ 資 料 作 成	1	2	1	3	
弁 護 士 倫 理 討 論 打 合 せ	1	4	1	6	
同 調 査 ・ 資 料 作 成	1	2	1	3	
修 習 記 録 等 編 集 打 合 せ	2	14	2	20	
修 習 記 録 等 調 査 ・ 収 集	2	14	2	20	
修 習 記 録 等 編 集 ・ 調 査 資 料 作 成	7	28	7	40	
弁 護 テ キ ス ト 作 成 (改 訂) 打 合 せ	3	15	3	21	
同 調 査 ・ 資 料 作 成	3	15	3	21	
カ リ キ ュ ラ ム 検 討 打 合 せ	3	10	3	13	
同 調 査 ・ 資 料 作 成	1	6	1	7	
計	54	224	55	313	

明 細 頁

(5) 司法研修所参与謝金【要求】 ＜要求要旨＞ 我が国の社会経済情勢の変動や国民の価値観の多様化等を背景に、近時、裁判所に提起される事件が益々複雑困難化、専門化し、事件に適用される多種多様な法律も頻繁に改正されるようになり、国民の期待に応える司法を実現するためには、裁判官の能力、資質の一層の向上が求められ、そのためには、裁判官の研修研究を益々多様化、専門化、高度化させる必要がある。 このような状況において、司法研修所としては、裁判官の能力、資質の一層の向上に資するような効果的な研修研究を実施していく必要があり、学者等の有識者を司法研修所参与として迎えることにより、各種の裁判実務に関する議論や将来の裁判実務に影響を与える可能性がある議論について、学会等における最新の状況を踏まえた知見を獲得し、さらに、裁判官研修全体の在り方についても有益な意見を得ることが不可欠である。 そこで、令和３年度においても、これに要する司法研修所参与謝金を要求する。 (6) 調査連絡旅費【要求】 ＜要求要旨＞ 現実の訴訟事件記録や捜査記録に基づいて作成される修習記録は、司法修習生の修習に不可欠な教材であるが、社会が複雑多様化する中で、国民の多様な法的ニーズに対応し得る法曹を養成し、高い修習効果を上げるためには、最新の事件を基にした修習記録を毎年作成する必要がある、修習記録としてふさわしい訴訟事件記録等の調査をするために司法研修所教官を各庁へ派遣する必要がある。 そこで、令和３年度においても、これに要する経費を要求する。	明 細 書 頁 6 0

(7) 修習状況視察旅費【要求】 ＜要求要旨＞ 司法修習生は、修習期間のうち、司法研修所における中央修習を除く期間は、全国51箇所の裁判所、検察庁、弁護士会に配属され、実務修習を行っている。この間に、司法研修所教官は、実務修習庁会に赴き司法修習生の実務修習状況を視察し、かつ、その機会に実務修習指導担当者と個別的、具体的な修習指導上の諸問題について連絡・調整を行っているところ、このような視察は、実務修習でのきめ細かい指導や実務修習の内容の全国的均質化について大きな効果を上げているばかりでなく、短縮された修習期間の中で、実務修習と集合修習とを連携させた効果的な指導を行うためにも必要不可欠である。 そこで、令和3年度においても、この施策の実施に要する経費を要求する。 (8) 裁判官研修等実施状況調査旅費【要求】 ＜要求要旨＞ 下級裁判所の裁判官研修においては、司法研修所の合同研修では取り上げられない問題や裁判事務処理に関する各庁固有の問題等につき、各庁において、その実情等を踏まえて研修の内容を計画・実施しているところ、司法研修所における合同研修を充実・強化するためには、このような各庁の実情や研修ニーズを把握した上、全庁的に問題となるような事項については、いち早く司法研修所の合同研修で取り上げるなどして、各庁に還元していく必要がある。 また、派遣型研修については、派遣された研修員が研修で得たことを還元するため、各庁で報告会を行っているところ、その報告会に司法研修所の教官が参加し、派遣型研修の趣旨や目的を説明したり、質疑・応答を行ったりすることで、派遣型研修への理解を深めさせるとともに、研修ニーズや参加に当たってのあい路を把握することで、より充実した派遣型研修を計画・実施することができる。 そこで、各庁の裁判官研修等の実施状況等を調査するために必要な経費を要求する。 (9) DVD-R【要求】 ＜要求要旨＞ 司法修習生の修習をより効果的に実施するために、DVD機器を導入している。これを活用するためには、消耗品であるDVD-Rが必要であり、令和3年度においても、この購入等に要する経費を要求する。	明 細 書 頁 6 0 C

(10) 裁判官研修関係図書費【要求】 ＜要求要旨＞ 司法研修所では、近時の事件の専門化、複雑・困難化の傾向や、法改正や社会情勢の変動に伴う新たな法的問題に対処するための専門的な研究会を充実させるほか、法律分野そのものではなく、その背景となる社会、経済や自然科学等に関する知見を広めることを通じ、社会から期待される適正な裁判の実現を支援する研究会を充実させるなど、多様で充実した研修体制を導入している。これらの多岐にわたる研修の企画立案や、研修に参加する裁判官に対する情報提供のため、参考となる図書を購入する必要がある。 そこで、これに要する経費を要求する。 (11) CD・DVD教材制作経費【要求】 ＜要求要旨＞ 社会・経済情勢の変化が著しく、頻繁に新規の立法や法改正が行われている中、裁判官に求められる知識・能力は多様化するとともに、複雑化・専門化している。このような状況に対応するためには、司法研修所において合同研修を実施するだけでなく、事件処理に当たっての基本的な知識や、問題解決の手掛かりとなる情報やノウハウをCD又はDVD教材として制作した上、全国の裁判所に配布することによって、裁判官の事件処理能力の向上を組織的にバックアップする必要がある。 そこで、CD又はDVD教材の制作に必要な経費を要求する。	明 細 書 頁 6 1

(12) 映像教材制作経費【要求】 ＜要求要旨＞ 司法修習は、法科大学院における法理論教育等を前提として、これを実際の事件処理を通じて証拠に基づいた具体的事実に応用する能力をかん養するものとされている。そして、検察の分野別実務修習は、司法修習生に、検察官の立場で、具体的な事件に関する捜査処理及び公判立会活動を通じた体験的、主体的な学修を行わせる、重要な教育の機会と位置付けられている。 捜査段階において、事案の真相を解明し適正な処分を実現する目的で行われる、補充捜査やその結果を反映させていくいわゆる動的事実認定については、法科大学院において学修する機会が乏しく、司法修習生が具体的なイメージを持ちにくい面があることから、平成28年度に、検察の分野別実務修習初期の段階で、捜査段階における補充捜査及び動的事実認定について具体的なイメージを持たせるために視聴させることを想定して、捜査段階に重点を置いた映像教材を作成したところである。 公判段階においても、検察官の使命は事案の真相を解明し、適正な処分を求めることにあることから、公判担当検察官は、自らの視点で改めて証拠関係を精査し、未解明な点がある場合や被告人や弁護人の主張を検討する必要がある場合には補充捜査を行わなければならない。また、犯罪被害者の支援も検察官の重要な使命であり、公判段階において、検察官は、被害者・遺族の要望を踏まえつつ、被害者参加制度等の諸制度が適切に運用されるように活動する必要がある。被害者・遺族の多くは真相解明を望んでいることを踏まえると、補充捜査と被害者・遺族の要望を踏まえた活動は密接に関連しており、検察官は、公判前整理手続段階から、事案に応じて、補充捜査や適切な遺族対応を行い、最終的な主張・立証方針を想定しながら、裁判所及び弁護人を相手に活動を重ねていく必要がある。しかし、こうした公判段階における検察官の活動については、検察の分野別実務修習が約2か月間しかないため、司法修習生が実際の事件の公判手続を題材にして学修するとしても一部になりがちであり、必ずしも十分に学修できる環境にないことから、司法修習生に、検察の実務修習の中期又は後期に、具体的な事件を題材として、検察官が公判手続の流れに沿ってどのような活動を行うべきかを示した映像教材を用いて教育を行うことが効果的であると考えられる。 そこで、検察官が起訴後に事件の配点を受け、記録を精査して疑問を抱いた点や弁護人の主張も踏まえて補充捜査を行いながら、被害者・遺族の要望を踏まえつつ、公判前整理手続に臨み、更にそこでの主張整理を踏まえて公判での立証活動に臨む状況を映像化した映像教材を制作する必要がある。 以上のとおり、令和3年度は、上記の映像教材（DVD教材）を制作する経費を要求する。	明 細 書 頁
	6 1

(13) 司法修習企画運営システム【要求】 ＜要求要旨＞ 司法修習企画運営システムは、近年の司法制度改革による司法修習生の採用数の大幅な増加及び採用事務処理期間の大幅な短縮化に対応するため、司法研修所で行う業務のうち、次の業務の処理等を目的として開発されたウェブクライアント型の業務システムである。 ①実務修習地、クラス、修習班の割り当て業務 ②身上報告書、顔写真、席図の教官等への提供業務 ③司法修習生の身上管理業務（婚姻等による改姓，編入，除籍，修習地変更） ④司法修習生の成績管理業務 ⑤司法修習生の出欠席管理業務 ⑥司法修習生に関するデータ分析業務 司法修習企画運営システム用サーバ機等については、平成29年度に5年間(平成30年1月15日から令和5年1月14日まで)のリース契約を前提に調達したものであり、引き続き令和3年度においても契約を更新し、同リース契約経費（機器保守費用を含む。）及びシステムの安定稼働を確保するためのアプリケーションの運用保守経費を要求する。 (14) 手話通訳及び要約筆記業務委託料（聴覚障害を有する司法修習生に対する支援経費）【要求】 ＜要求要旨＞ 司法修習生は、最高裁判所によって採用され、修習の全期間を通じて修習専念義務を負い（裁判所法第67条2項）、法曹として活動するために必要な知識・能力を修得するため、司法研修所における導入及び集合修習並びに修習を委託された裁判所、検察庁及び弁護士会における実務修習を少なくとも1年間行う。障害を有する司法修習生についても、修習専念義務を課して前述のとおり修習を行うことを求める以上、最高裁判所（司法研修所）は、当該司法修習生が実効的な修習を行うことができるよう修習の全期間を通じて環境を整える必要がある。特に、重度の聴覚障害を有する司法修習生については、司法修習での意思疎通において、手話通訳者及び要約筆記者による支援を実施することが合理的配慮として必要不可欠であるため、当該経費を要求する。	明 細 書 頁 6 1

(15) アンケート等実施・結果集計業務委託経費【要求】 ＜要求要旨＞ 司法研修所では、①司法修習生に対し、導入修習終了時と分野別実務修習終了時に、導入修習等に関するアンケート（以下「アンケート」という。）を実施し、導入修習及び分野別実務修習における司法修習生の学修状況等の実情を把握して今後の司法修習のカリキュラム等の充実及び改善につなげるとともに、②司法修習生に導入修習チェックシート（以下「チェックシート」という。）を作成させて導入修習中に感じた課題等を記載させ、司法修習生に自らの課題を意識させて自学自修を促すとともに、チェックシートを実務修習の指導担当者や教官に配布することにより、指導担当者等が指導する際に活用している。 そして、アンケート及びチェックシートのそれぞれについて、これまでは、司法修習生約1500人分の設問・回答用紙等を印刷して配布し、期限を定めて回収し、さらに、アンケートの集計やチェックシートのPDFファイルを作成して配属庁会等に送付する作業を行っていたため、その実施、回収、集計等に相当な事務量が発生していた。 令和2年度からインターネットアンケートの方法で実施することとなり、これらのアンケート及びチェックシートに関する一連の事務を外部に委託することにより、用紙の印刷、配布、回収、集計等の作業等が不要になり、担当各係における超過勤務が大幅に削減されるなど相当な事務負担軽減となる。 また、アンケート及びチェックシートの電子的な作成・回収を可能とすることで、集計の迅速化及び正確性が図られるとともに、クロス集計など、得られた電子的なデータを用いた複雑な分析も可能となる。さらに、インターネットアンケートの方法を用いることで、司法修習生の作成の負担が減少することにより、より詳細な回答が期待できる。 そこで、令和3年度においても、上記のアンケート等実施・結果集計業務委託経費を要求する。	明 細 書 頁 61

経費積算内訳【要求】						明細書頁
項・目・目細等	品名等	員数等	単価(円)	所要額(千円)	備考	
(項) 最高裁判所						60
諸謝金 (依頼協力謝金)	司法研修所参与謝金	7 (5)人 3 (5)回	22,700	477 (568)		
(講師等謝金)	実務修習等検証・検討経費			4,332 (4,332)		
	弁護教官	510 時間	7,900	4,029 (4,029)		
	弁護所付	48 時間	6,320	303 (303)		
	講義等打合せ			98,257 (81,031)		
	弁護教官			77,894 (64,195)		
	1年次生	4,080 時間	7,900	32,232 (32,232)		
	2年次生	5,780 (4,046) 時間	7,900	45,662 (31,963)		
	弁護所付			20,363 (16,836)		
	1年次生	1,344 時間	6,320	8,494 (8,494)		
	2年次生	1,878 (1,320) 時間	6,320	11,869 (8,342)		
職員旅費 (内国旅費)	調査連絡旅費					
	教官	22 人	46,921	1,032 (1,032)		
	修習状況視察旅費			2,668 (2,668)		
	甲地(教官)	9 庁 2 人	46,921	845 (845)		
	乙地(教官)	40 庁 1 人	45,568	1,823 (1,823)		
	裁判官研修等実施状況調査旅費					
	教官	2 人 10 回	46,921	938 (938)		

						明 細 書 頁
項・目・目細等	品 名 等	員 数 等	単 価 (円)	所 要 額 (千円)	備考	
情報処理業務庁費 (借料及び損料)	司法修習企画運営システムリース料等	一 式	1,357,501	1,358 (1,358)		6 1 C
(雑役務費)	司法修習企画運営システム運用保守料	一 式	5,203,000 (3,212,000)	5,203 (3,212)		
研修費 (消耗品費)	D V D - R	1,250 枚	46.6	58 (58)		
	裁判官研修関係図書費	一 式	1,647,112	1,647 (1,647)		
(通信運搬費)	D V D - R 送付料	300 個	519	156 (156)		
(雑役務費)	C D ・ D V D 教材制作経費	一 式	2,557,500 (4,672,800)	2,558 (4,673)		
	映像教材制作経費	一 式	6,663,030 (5,846,000)	6,663 (5,846)		
	手話通訳及び要約筆記業務委託料 (1 年次生)	一 式	4,042,380 (3,109,720)	4,042 (3,110)		
	アンケート等実施・結果集計業務委託経費	一 式	6,385,170 (3,610,200)	6,385 (3,610)		
	手話通訳及び要約筆記業務委託料 (2 年次生)	一 式	9,497,600	9,498 (0)		

裁判所職員総合研修所経費

目 次

一 経 常 事 務 費	
裁判所職員総合研修所運営経費	6 6 7
二 裁判所職員総合研修所の研修に必要な経費	
1 裁判所書記官等研修経費	6 7 6
2 家庭裁判所調査官研修経費	6 9 9
3 委託研修経費	7 1 0
4 研修強化改善経費	7 1 9

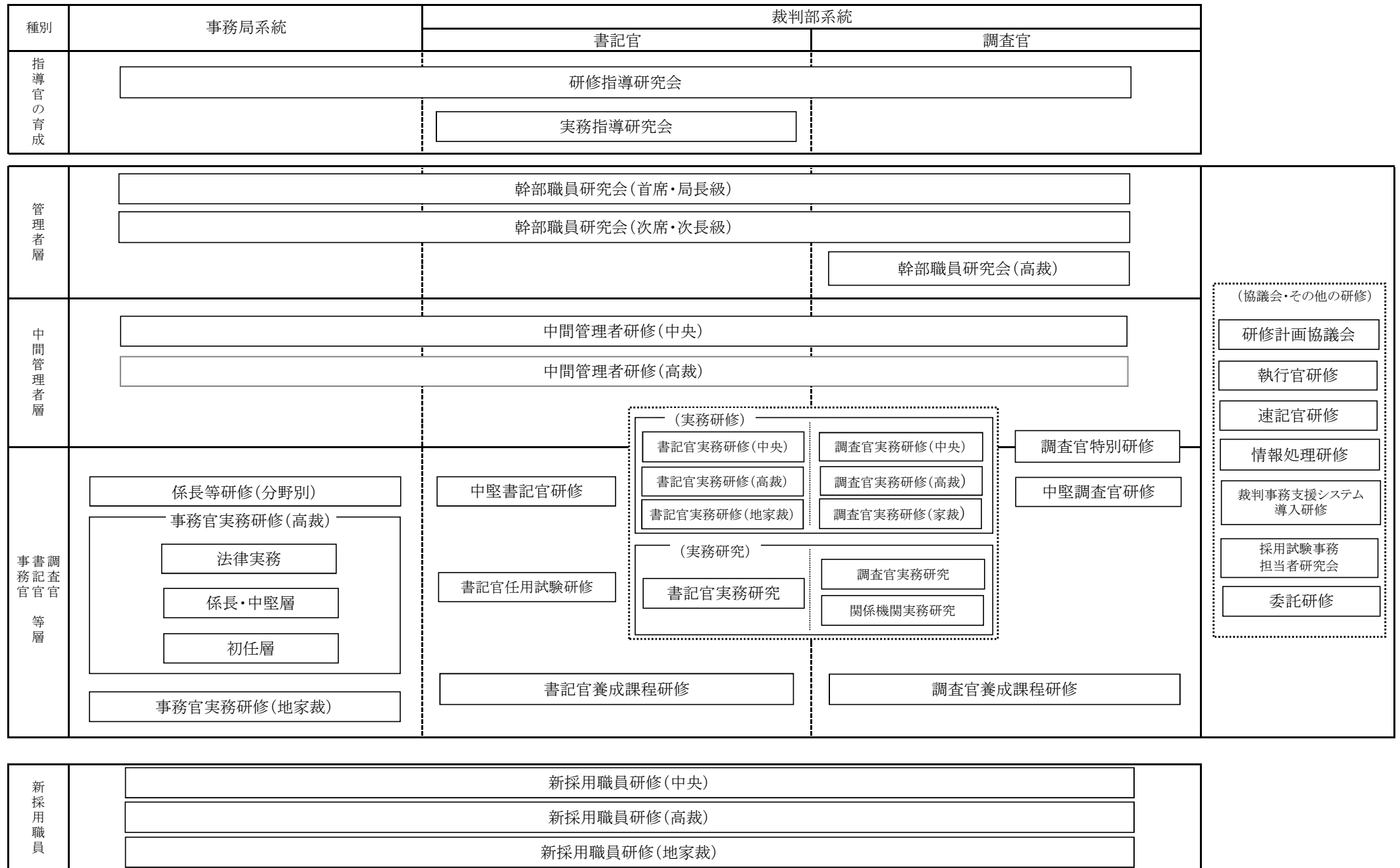
令和３年度研修実施計画

区 分				人 員	期 間	実施場所	対 象 者		
書記官等研修経費	書記官養成課程研修		一部		2 3 5 人	1 年	総研	大学法学部卒業の学歴を有し，一部入所試験に合格した事務官等	
			二部 1 年		9 8 人	1 年		一部入所資格を有する者以外の者であって，一定期間の職歴を有する事務官等のうち，二部入所試験に合格した者	
			二部 2 年		7 5 人	1 年			
	書記官研修	実務指導研究会		実務指導研究会	民事	4 0 人		3 日	中堅書記官研修における民事，刑事，家事，少年の各分野の指導者（講師）（各高裁及び高裁所在地の地家裁の首・次席，主任書記官等）
					刑事	4 0 人		3 日	
					家事	4 0 人		3 日	
					少年	4 0 人		3 日	
				研修指導研究会		8 0 人		3 日	
		中堅書記官研修			3 8 0 人	5 日	各高裁	書記官任用資格取得後の年数が 5 年以上の者	
	書記官実務研修	書記官実務研修（中央）		各 4 8 人 （4 分野）	5 日	総研	高裁又は高裁所在地の地家裁で，現に当該分野を担当している書記官のうち，主導的な立場にある者		
		書記官実務研修（高裁）		各 1 2 0 人 （4 分野）	3 日	各高裁	地家裁本庁等において，現に当該分野を担当している書記官のうち，主導的な立場にある者		
		書記官実務研修（地家裁）		民刑家各 1 0 2 人 少 5 1 人	1 日	各地家裁	各庁において，現に当該分野を担当する書記官		
	書記官任用試験研修			6 0 人	3 月	総研	採用後 5 ～ 9 年以上の職務経験を経た事務官等		

区 分				人 員	期 間	実施場所	対 象 者			
書記官等研修経費	事務官研修	係長等研修（分野別）			2 4 0 人	3 日	総研	高地家裁各本庁の事務局の係長及び専門職		
		事務官実務研修	高裁	法律実務	2 0 0 人	通信 4 月 集合 1 5 日	各高裁	採用後 2 年程度の事務官		
				係長・中堅層	8 5 0 人	3 日		高地家裁の事務官		
				初任層	4 0 0 人	3 日		採用後 3 年目以降のジョブローテーションを控えた事務官		
				地家裁				8 1 2 人	1 日	各地家裁
		新採用職員研修	新採用職員研修（中央）			1 5 人	5 日	総研	裁判所職員採用総合職試験に合格して，新たに採用された者	
			新採用職員研修（高裁）			4 4 5 人	5 日	各高裁	新たに採用された者（総合職採用職員を除く）	
			新採用職員研修（地家裁）			4 6 0 人	2 日	各地家裁	新たに採用された者（総合職採用職員を含む）	
		管理者研修	幹部職員研究会	幹部職員研究会（次席・次長級）			1 6 0 人	5 日	総研	地家裁の次長，次席書記官及び次席家裁調査官
				幹部職員研究会（首席・局長級）			8 0 人	2 日		地家裁の事務局長，首席書記官
	中間管理者研修		中間管理者研修（中央）			4 0 0 人	4 日	高地家裁の訟廷管理官，主任書記官，主任家裁調査官，課長，企画官，課長補佐		
			中間管理者研修（高裁）			2 0 0 人	5 日	各高裁	新たに中間管理者に任命された者	
	その他の研修	書記官実務研究			3 人	1 年	総研	当該分野に関する事務を担当する書記官（主任書記官等を含む）		
		執行官研修	初任層			1 5 人		4 日	新たに任命された執行官及び指定された執行官事務取扱書記官	
			指導者層			3 0 人		4 日	総括執行官等の指導的な立場にある者	
		速記官研修			2 0 人	2 日		速記官		
		情報処理研修			1 8 0 人	3 日		情報化関連事務・情報化事務を担当する裁判所事務官・裁判所書記官及び各裁判所の情報セキュリティ対策従事者の事務を補助する裁判所書記官，家庭裁判所調査官，裁判所事務官		
		裁判事務支援システム導入研修			1 2 2 人	2 日		NAV I U S（簡裁民事，督促，刑事及び高裁刑事）の導入事務を担当する者		
		採用試験事務担当者研究会			3 6 人	1 日		採用試験事務を担当する管理職員		

区 分				人 員	期 間	実施場所	対 象 者	
調 査 官 研 修 経 費	調査官養成課程研修		令和３年度入所生（１年生）	５５人	１年	総研	令和３年度に採用された家裁調査官補	
			令和２年度入所生（２年生）	５５人	１年		令和２年度に採用された家裁調査官補	
	調 査 官 研 修	中堅調査官研修		５５人	１１日		総研	採用後６年目の家裁調査官
		調査官特別研修		４５人，３回	３日			採用後９年目以上の家裁調査官
		調 査 官 実 務 研 修	調査官実務研修（中央）		１００人，２回	４日	総研	主任家裁調査官及び中堅の家裁調査官
			調査官実務研修（高裁）		３５７人	４日	各高裁	主任家裁調査官及び中堅の家裁調査官
			調査官実務研修（家裁）		１８０人	２日	各家裁	主任家裁調査官及び中堅の家裁調査官
		管 理 者 研 修	中間管理者研修		４８人	５日	総研	新任の主任家裁調査官
	幹 部 職 員 研 究 会		幹部職員研究会（中央）		８３人	２日		首席家裁調査官，次席家裁調査官及び総括主任家裁調査官
			幹部職員研究会（高裁）		４２人	２日		各高裁
	実 務 研 究	調査官実務研究		（個人・共同研究）	個人２人 共同２班	６月	各家裁	研究員に指名された家裁調査官
				（指定研究）	７人	１年	総研	研究員に指名された家裁調査官
		関係機関実務研究		少年院等派遣	１６人	８月	各家裁及び 関係機関	研究員に指名された家裁調査官
				研修派遣	４人，２回	２月		研究員に指名された家裁調査官
委託研修経費								

研 修 体 系 図



<u>経常事務費</u> <u>裁判所職員総合研修所運営経費</u> 裁判所職員総合研修所の運営及び庁舎等の維持管理に必要な経費を要求する。 (1) 研修計画協議会出席旅費【要求】 ＜要求要旨＞ 研修計画協議会は、当研修所が作成した次年度の研修計画案について、研修等全般の指導運営に当たっている各高等裁判所の研修指導者等との間で意見交換を行うとともに、研修の指導運営の全般に関する重要問題を協議して、当研修所の研修指導方針を周知、徹底させ、もって研修指導の充実を図る場である。 令和３年度も、職員の能力の向上のため、この協議会において各高等裁判所の意見を集約し、研修内容の充実を図る必要があり、この協議会を開催するための経費を要求する。 (2) 備品費【要求】 ＜要求要旨＞ 当研修所の運営に必要な維持管理用備品等の経費を要求する。 (3) 消耗品費【要求】 ＜要求要旨＞ 当研修所の運営に必要な庁舎及び合宿舎の維持管理用部品等の経費を要求する。 (4) 印刷製本費（所報・紀要の刊行）【要求】 ＜要求要旨＞ 当研修所においては、機関誌として「所報」（年１回）及び「紀要」（年２回）を刊行している。「所報」には、当研修所で実施された研修の結果報告や法律学、裁判所書記官の実務等に関する論文を掲載し、「紀要」には、実務研究の成果、調査実務に関連する学者や家庭裁判所調査官等の論文を中心に掲載し、研修の結果や研究の成果を現場の裁判所書記官、家庭裁判所調査官、関係機関等に還元している。 裁判所を取り巻く状況が大きく変容し、司法に対する需要が増大し、事件が多様化、困難化してきている現在、研修の結果や研究の結果について、研修や研究に参加した者にとどめず、裁判所全体あるいは関係機関等に広く還元することは、ますます重要となっている。そこで、令和３年度も、「所報」及び「紀要」の刊行に要する経費を要求する。	明細書 頁
	51

(5) 通信運搬費【要求】 ＜要求要旨＞ 当研修所の運営に必要な郵便料，電話料の経費を要求する。	明細書
(6) 光熱水料【要求】 ＜要求要旨＞ 当研修所の運営に必要な電気料，水道料及びガス料の経費を要求する。 (7) 借料及び損料【要求】 講師送迎用自動車借上料 ＜要求要旨＞ 当研修所が行う各種研修においては，行動科学を主要な教科目とする研修について，大学教授等の専門家を講師に招いて授業を行っているが，講師の送迎に当たり，必ずしも官用車を確保できない。そこで，令和3年度も自動車を借り上げる費用を要求する。 (8) 雑役務費【要求】 (ア) 庁舎維持管理経費，清掃委託費，警備委託費 ＜要求要旨＞ 当研修所の庁舎及び合宿舎の維持管理，清掃委託及び警備委託に要する経費を要求する。 なお，庁舎維持管理経費の一部につき，複数年度にわたる契約を締結する必要があるため，併せて5箇年の国庫債務負担行為によることを要求しており，令和3年度はその1年目である。 (イ) カラー複合機保守料 ＜要求要旨＞ 当研修所では，研修業務の円滑な遂行のために，複写機能と印刷機能を併せ持ったカラー複合機を整備している。これを維持管理するための費用として，複合機の保守料を要求する。	52

(9) 備品費（研修費）【要求】 ＜要求要旨＞ 当研修所では研修に必要な備品類を整備しており，日々の使用による破損や故障に対応するため適宜更新する必要がある。令和３年度は，研修のために使用するプロジェクターのほか，教室等の備品類の更新に要する経費を要求する。	明細書
(10) 消耗品費（研修費）【要求】 (ア) 資料室等備付用図書 ＜要求要旨＞ 当研修所では，法律学等に関する最新の情報を入手し，授業等で活用する必要がある，また，各研修生，研修員等の学習にも活用することで研修効果を上げることができることから，法律雑誌，専門書等を購入し，資料室等に備え付けている。令和３年度も引き続き，これらの整備に要する経費を要求する。 (イ) 用紙代 ＜要求要旨＞ 当研修所では，各高等裁判所で実施する高裁委嘱研修を含めた各種の研修のための教材や資料を作成しており，それぞれの研修用教材等の作成には，印刷用紙が必要であり，これらの経費を要求する。 (ウ) 心理検査記録用紙 ＜要求要旨＞ 家庭裁判所調査官の調査実務においては，心理テストを始めとする各種検査の実施が重要であり，調査官養成課程研修，調査官実務研修等の階層別研修及び心理分析研修等において，実際に検査器具を利用した訓練は欠かすことができない。このため，これらの検査に用いる心理検査記録用紙が引き続き必要である。 令和３年度もロールシャッハ，TAT，文章完成，発達検査，親子関係診断，東大式エゴグラムの検査用紙の経費を要求する。	52 C

(11) 通信運搬費（研修費）【要求】 ＜要求要旨＞ 業務遂行のため、各高等裁判所へ高裁委嘱研修に関する連絡、各地方裁判所及び家庭裁判所への養成課程研修等に関する連絡並びに最高裁判所への連絡を行い、必要な情報を提供し、又は収集する必要がある。 よって、令和３年度もこれらに要する経費を要求する。	明細書 頁
(12) 借料及び損料（研修費）【要求】 サーバリース料 ＜要求要旨＞ 裁判所では、事務処理の効率化を図るため、主に裁判部において使用する各種システムの開発、導入を行い、全国の裁判所に導入しているところ、当研修所では、情報セキュリティ対策事務に従事する者を養成するための研修や養成課程研修における裁判事務に関するカリキュラムの一環として行うこれらのシステムの操作等についての研修のほか、新たなシステムの導入時や担当者の交代時に全国から職員を集めて、研修及び説明会を実施している。 これらの基幹となっているサーバ等機器について、引き続き令和３年度もサーバ等機器のリース費用に要する経費を要求する。 (13) 雑役務費（研修費）【要求】 (ア) サーバ等機器保守料 ＜要求要旨＞ 当研修所は職員の事務処理及び情報システムの操作研修等に用いるサーバ等機器を導入しており、サーバ等に不具合が生じた場合の迅速な復旧に備えるため、保守に要する経費を要求する。 (イ) デジタル印刷機保守料 ＜要求要旨＞ 当研修所では、各高等裁判所で実施する高裁委嘱研修を含めた各種研修のための教材や資料を印刷するために、デジタル印刷機（フルカラー式及び赤黒二色型）を整備している。これまでの実績から印刷枚数が膨大になると見込まれることから、可用性を考えるとこれらのデジタル印刷機には定期的な保守が必要であるため、これに要する経費を要求する。	52 C

(ウ) カラー複合機保守料 ＜要求要旨＞ 当研修所では、研修業務の円滑な遂行のために、複写機能と印刷機能を併せ持ったカラー複合機を整備している。これを維持管理するための費用として、複合機の保守料を要求する。	明 細 書 頁
	5 2
(エ) I T 教室用パソコン設定変更 ＜要求要旨＞ 裁判所では、事務処理の合理化を図るため、主に裁判部において使用する各種システムの開発、導入を行い、全国の裁判所に導入しているところ、当研修所では、情報セキュリティ対策事務に従事する者を養成するための研修や養成課程研修における裁判事務に関するカリキュラムの一環として行うこれらのシステムの操作等についての研修のほか、新たなシステムの導入時や担当者の交代時に全国から職員を集めて、研修及び説明会を実施している。 その研修及び説明会に使用する I T 教室について、令和 3 年度にパソコンの更新が行われるが、I T 教室で利用している講義や試験における資料データの一斉配布、クライアント端末間でのメール送受信機能を更新後も利用するに当たって、更新パソコンの設定変更を要するため、その経費を要求する。	5 3
(14) 燃料費【要求】 ＜要求要旨＞ 当研修所の運営に必要な燃料の経費を要求する。	

経費積算内訳 【要求】

項・目・目細等	品名等	員数等	単価（円）	所要額（千円）	備考
(項) 最高裁判所 職員旅費					
(内国旅費)	研修計画協議会出席旅費			772(772)	
	事務局次長	7人	39,646	278(278)	
	首席書記官	7人	35,236	247(247)	
	首席家裁調査官	7人	35,236	247(247)	
庁費					
(備品費)	備品費			577(2,116)	
(消耗品費)	消耗品費			6,673(7,297)	
(印刷製本費)	所報の刊行	2,250部	134.000(121.000)	302(272)	
	紀要の刊行	2,100(2,150)部 2回	150.500(124.000)	632(533)	
(通信運搬費)	通信運搬費			2,066(2,116)	
(光熱水料)	光熱水料			55,467(58,356)	
	電気料			37,464(39,416)	
	水道料			9,832(10,344)	
	上水道			5,899(6,207)	
	下水道			3,933(4,137)	
	ガス料			8,171(8,596)	
(借料及び損料)	講師送迎用自動車借上料			183(150)	

明細
書 頁

5 1

5 2

						明細書
						52
項・目・目細等	品名等	員数等	単価（円）	所要額（千円）	備考	
(雑役務費)	庁舎維持管理経費			99,812(88,042)		
	清掃委託費			11,583(12,467)		
	警備委託費			1,139(1,305)		
	カー複合機保守料			1,351(1,506)		

						明細書
項・目・目細等	品名等	員数等	単価（円）	所要額（千円）	備考	
研 修 費 (備品費) (消耗品費)	研修用器具			1,056(5,806)		52 C
	資料室等備付用図書			2,758(2,777)		
	法律書等	184(106)冊	4,272(7,873)	786(835)		
	定期刊行物等			946(897)		
	法律	213(246)冊	1,841(1,561)	392(384)		
	専門・その他	316(287)冊	1,491(1,494)	471(429)		
	各種追録	17回	4,882(4,950)	83(84)		
	一般図書			497(505)		
	人事管理関係図書			127(130)		
	人間関係諸科学外国文献図書			402(410)		
	用紙代	1,924(866)箱	1,320(2,820)	2,540(2,442)		
	心理検査記録用紙			1,961(1,965)		
	ロールシャッハ	2,270(2,400)枚	330(313)	749(751)		
	TAT	2,380枚	330	785(785)		
	文章完成	320(425)枚	220(167)	70(71)		
	発達検査	430枚	253	109(109)		
	親子関係診断	660(400)枚	198(330)	131(132)		
	東大式プログラム	420枚	278	117(117)		

						明細書	頁
項・目・目細等	品名等	員数等	単価（円）	所要額（千円）	備考	52	53 C
(通信運搬費)	通信費	一式	1,489,296	1,732(1,721)			
(借料及び損料)	サーバリース料			1,490(1,489)			
(雑役務費)	庁舎維持管理経費			74,226(66,076)			
	清掃委託費			14,569(14,571)			
	警備委託費			33,810(32,802)			
	サーバ等機器保守料	一式	420,468	421(420)			
	デジタル印刷機（フルカラー式）保守料	12(8)月	40,333(46,420)	484(371)			
	デジタル印刷機（赤黒二色型）保守料	12月	46,200(38,500)	554(462)			
	カラー複合機保守料			924(1,031)			
	IT教室用パソコン設定変更	一式	1,716,000	1,716(0)			
(燃料費)	灯油			3(5)			
	A重油			148(233)			

裁判所職員総合研修所の研修に必要な経費

裁判所書記官等研修経費

(1) 書記官養成課程研修【要求】

<要求要旨>

裁判所書記官は、裁判に付随する事務を自己の名において行う権限を有する機関であり、裁判記録の作成等の公証事務及び執行文付与等の各種処分事務をつかさどるほか、裁判官の命を受けて法令、判例等の調査を行うなど、重要かつ専門的な官職である。さらに、近時の法改正においても、様々な事項について裁判所書記官の職務とされるなど、ますますその重要性及び専門性が増している。そこで、このような裁判所書記官を養成するため、当研修所では、書記官養成課程研修第一部及び第二部を設置している。

第一部は、大学法学部卒業の学歴を有する裁判所事務官等のうち、入所試験に合格した者について、法律科目及び裁判実務の研修並びに実務修習を行うものである。

第二部は、第一部の入所資格を有する裁判所事務官等以外の者であって、一定期間の職歴を有する者等のうち、入所試験に合格した者について、法律科目及び裁判実務の研修並びに実務修習を行うものである。

令和3年度も引き続き、これらの書記官養成課程研修に必要となる経費を要求する。

(2) 裁判所書記官に対する研修【要求】

<要求要旨>

社会経済活動の多様化・複雑化・国際化、国民の権利意識の高揚や価値観の多様化、また、家族形態の変化等といった裁判所を取り巻く状況の変化には著しいものがあり、司法に対する需要は増大し、事件も複雑化、困難化している。このような中で、適正、迅速かつ利用しやすく分かりやすい裁判を実現し、国民の司法に対する期待に応えていくためには、裁判の運営方法の見直し、裁判部の充実を図るための職員制度の見直し、I Tの一層の活用による裁判所の事務全般の合理化等の方策を採っていく必要があり、裁判所はこれらの方策に着手し、実行に移してきているところである。

そして、これらの方策を実効性あるものにするためには、その趣旨を理解し、複雑化、困難化している事件に対応できる高い執務能力と柔軟な思考力を持った裁判所書記官を育成することが不可欠である。

そこで、以下の研修等を実施するための経費を要求する。

明細
書 頁

6 1

6 2

6 3

(ア) 実務指導研究会（実務指導研究会，研修指導研究会） 裁判所書記官に任用後５年以上の経験を有する中堅の裁判所書記官は，一方で若手の裁判所書記官や裁判所事務官をリードする立場にあり，他方で中間管理者である主任書記官を補佐し，さらには，近い将来中間管理者に登用される可能性のある立場にあるなど，正に裁判所書記官の中核である。 当研修所が高等裁判所に委嘱して実施する中堅書記官研修は，このような立場にある裁判所書記官に対し，裁判所書記官としての総合的な能力開発を目的とした研修を行うことにより，その置かれた立場を自覚させるとともに裁判所書記官個人としての資質の向上を図り，もって適正迅速な裁判の実現に寄与しようとするものである。この研修の指導には，高等裁判所又は高等裁判所所在地にある地方裁判所若しくは家庭裁判所の首席書記官，次席書記官，主任書記官等が当たっているの で，これらの者に対し，当研修所の研修指導方針，研修指導要領，指導技法等を周知徹底させるとともに，実務上の諸問題等を共同研究するため，民事，刑事，家事，少年の各分野について実務指導研究会を実施する必要がある。 また，リーダーシップ，マネジメント，公務員倫理等の一般科目に関するものは，裁判所書記官はもとより，裁判所事務官等に対する研修の科目とする必要もあるが，これらの者に対する高裁委嘱研修において，これらの一般科目に関する指導者となることが予定される総括企画官，課長，課長補佐等を対象に研修指導研究会を実施し，これらの知識，能力を付与する必要がある。	明細書 頁
(イ) 中堅書記官研修 裁判所書記官に任用後５年以上の経験を有する中堅の裁判所書記官は，一方で若手の裁判所書記官や裁判所事務官をリードする立場にあり，他方で中間管理者である主任書記官を補佐し，さらには，近い将来中間管理者に登用される可能性のある立場にある。 そこで，これらの中堅の裁判所書記官に対し，各分野についてアップ・トゥ・デートな知識付与を行うとともに，演習を中心としたカリキュラムにより応用能力を習得させ，また，中堅として求められるマネジメントの基本についても学ばせるべく，裁判所書記官としての総合的な能力開発を目的とした研修を行う。	6 2
	6 3

(ウ) 書記官実務研修（中央・高裁・地家裁） 裁判部の充実強化を図るため、職員の質及び能力の向上を図り、裁判に携わる職員全員がその持てる力を十分に発揮できる執務態勢を作り上げることが喫緊の課題である。また、各分野における新法・改正法の成立、施行が相次ぎ行われる中で、裁判所書記官の職務は、内容も一層複雑困難かつ高度なものになっており、担当職務別に、全国の裁判所に配置されている裁判所書記官を対象とした研修を着実に実施する必要がある。ところで、各庁の全裁判所書記官を当研修所に集めて研修を受けさせることは不可能であるから、これらの研修を各高等裁判所で実施するのが有効であるところ、そのためには、実務面で現場をリードする役割を求められている高等裁判所の主任書記官等を当研修所に集め、標準的な事務処理を示すとともに、研修における指導技法を身に付けさせるべく、書記官実務研修（中央）を実施する必要がある。さらに、各高等裁判所においては、各庁の主任書記官や中堅の裁判所書記官を指導者として養成するために、書記官実務研修（高裁）を実施する。そして、最終的には、書記官実務研修（高裁）に参加した研修員が地方裁判所又は家庭裁判所での書記官実務研修（地家裁）の講師となることによって、各庁所属の裁判所書記官全てに書記官実務研修（中央）の成果を浸透させることができ、各庁の実情に応じた事務処理方法を個々の裁判所書記官に研究させることができる。このように研修の系統的实施を制度化することにより、全国各庁の裁判所書記官の資質、能力を均質に向上させ、もって適正迅速な裁判を実現することが可能となる。	明細書
	6 2
(エ) 書記官任用試験研修 裁判所書記官は、原則として、書記官養成課程研修第一部又は第二部を修了した裁判所事務官から任用している。しかし、一定期間、裁判所事務官としての職務経験を積んだ裁判所事務官の中には、裁判事務に関する高い事務処理能力を備え、長期間にわたる研修を経なくとも、一定の能力検証を行うことにより、即戦力の裁判所書記官として活躍することができるような優秀な者も存在している。そこで、優秀な裁判所事務官について、例外的に、研修を含む試験により特に優秀な者を選抜してその能力を有効に活用し、かつ、年度途中で裁判所書記官に任用することができる裁判所書記官任用試験の制度を設けている。これにより、年度途中の退職等によって生ずる裁判所書記官の減耗分は、翌年の4月期まで待たなければ補充することが困難であるところ、これを年度途中で効果的に補充することで、裁判部の充実強化を図ることができる。 書記官任用試験研修は、この裁判所書記官任用試験における実務試験として行う研修である。	6 3

(3) 裁判所事務官に対する研修【要求】 ＜要求要旨＞ 裁判部を充実強化するためには、事務局の裁判部に対する支援態勢の確立が不可欠であり、事務局は、その事務処理を従来にも増して効率的に行うことが必要となっている。そのためには、まず、事務局事務を担当する裁判所事務官に対して、裁判部門での事務処理を体験させ、理解させることにより、裁判部をバックアップする事務局事務の意義及び目的を認識させなくてはならない。 そこで、採用時においては、裁判所事務官を裁判部に一定期間配置して裁判事務の経験をさせることにより、裁判所職員としての組織人教育を行う。その後、事務局に配置換えをし、事務局の総務、人事、会計等の各分野をジョブローテーションさせ、各人の能力開発と職務の適性発見に努める。こうした過程を経た後は、係長等として担当する係を円滑に運営するとともに、それぞれの分野の専門家として、その持てる能力及び技能を十分に発揮し、裁判部を側面から支援していくことになる。 よって、各段階における研修及び専門研修を以下のとおり実施する必要がある、そのための経費を要求する。	明細書
(ア) 係長等研修（分野別） 裁判部の充実強化策の実施に伴い、裁判部を支援する事務局も繁忙となっている。このような状況下で事務局を従前以上に強化するには、第一線の中核である係の強化が必要である。そのためには、その中核的役割を担う係長に対し、総務、人事、会計等の各分野において係の仕事全体を管理するマネジメント能力及び係員をリードできるだけの高度な職務知識を付与するための研修を実施する必要がある、これは、各分野における最新の情報を基に中央で集中的、統一的に行うのが相当である。 (イ) 事務官実務研修（高裁）法律実務 裁判部に配置された裁判所事務官は、裁判所書記官の事務の補助が主たる職務内容となるが、その趣旨を理解し、的確に処理できるようにするためには、裁判部における実務処理能力及び法律的な素養を高めることが必要である。しかし、法律的な素養はO J Tのみによっては習得が困難であるので、採用後、早期に基本的な法律知識を身に付けさせ、その職務の遂行に必要な民法、刑法等の実体法や、民事訴訟法、刑事訴訟法等の手続法の知識を習得させるための研修を行うことが必要となると、各庁の全対象者を当研修所に集めて一斉に研修を受けさせるのは困難であるから、各高等裁判所において行うのが相当である。	6 2 6 4

(ウ) 事務官実務研修（高裁）係長・中堅層 裁判部の充実強化策の実施に伴い、裁判部を支援する事務局も繁忙となっており、このような状況下で事務局を従前以上に強化するには、第一線の中核である係の強化が必要である。 裁判部から事務局に配置換えになった裁判所事務官は、事務局配置換え後6年から10年程度を経ると、事務局の各分野を二、三箇所経験し、正に中堅の裁判所事務官として、職場の中核的な存在となる。そこで、事務局の一層の精鋭化を図るためにも、中堅の裁判所事務官に対しては、担当する専門分野の職務知識を深化させ、より高度な事務局事務の遂行に必要な能力を向上させるための研修を実施する必要がある。 また、係長任命時には、リーダーシップや係の仕事全体を管理する基礎的なマネジメント能力を付与するための新任係長研修を実施する必要がある。 これらの研修について、各庁の全対象者を当研修所に集めて一斉に研修を受けさせることは困難であり、むしろ各高等裁判所管内の実情を踏まえて実施することが相当であるから、各高等裁判所において行う。	明細書 頁
	62
(エ) 事務官実務研修（高裁）初任層 裁判所事務官については、新採用者を一定期間裁判部に配置し、裁判部の経験をさせた後、事務局への配置換えをした上で、総務、人事、会計等の各分野をジョブローテーションさせる人事育成策を採っている。 そこで、裁判部から事務局へ配置換えされる裁判所事務官に対して、事務局内へのジョブローテーションの意義を理解させて動機付けを行うとともに、事務局事務の意義や基本的な知識、技能等を付与するための研修を実施する必要がある。 また、事務局勤務を一定期間経験し、仕事の進め方やその改善方法に関する基本的な知識を学ばせ、習得させた後には、これまでより広い視野に立って職務を遂行できる能力を伸ばすことで、担当事務の進行管理能力の伸長・定着を図り、係の中核的役割を担う中堅事務官へと育成する研修が必要である。 これらの研修について、各庁の全対象者を当研修所に集めて一斉に研修を受けさせることは困難であり、むしろ各高等裁判所管内の実情を踏まえて実施することが相当であるから、各高等裁判所において行う。 (オ) 事務官実務研修（地家裁） 社会情勢の変化や価値観の多様化等の諸情勢に対応し、適切に裁判所の組織を運営していくために、種々の具体的施策が実行されている。裁判部に配置され、裁判所書記官の事務の補助が主たる職務内容となる裁判所事務官や、総務、人事、会計等の部門に配置され、司法行政事務を担う裁判所事務官に対し、これらの施策の意義を十分に理解させ、施策に沿って適正に職務を遂行するための能力を身に付けさせる必要があり、研修の面からの取組も必要になっている。これらの研修は各裁判所の実情に応じて行うのが有効であるから、各裁判所で行うのが相当である。	64

(カ) 新採用職員研修（中央・高裁・地家裁） 新採用職員の採用後の１年間は、社会人、なかでも、裁判所職員としての意識と使命を自覚させ、当面必要とされる職場についての基礎的知識を付与するための最も重要な期間である。そこで、採用時に組織人教育を中心とする集合研修として新採用職員研修（中央（総合職）・高裁（一般職））を行うとともに、採用直後には各職場への円滑な定着を図る導入研修として、採用１年目の最後にはそれまで習得した知識の確認及び２年目に向けての動機付けを目的とした集合研修として、それぞれ新採用職員研修（地家裁）を行い、さらに、これらの集合研修の間に組織的な職場研修を行って、全体を有機的に関連させた研修体系とする必要がある。	明 細 書 頁
	6 3
(4) 管理者に対する研修【要求】 管理者に対する研修として、以下の各研修等を実施するための経費を要求する。 (ア) 幹部職員研究会 ＜要求要旨＞ 多角的、総合的な事務処理の改善強化策及び裁判部の充実強化策を模索することは、裁判部門及び司法行政部門のトップである管理者の職責である。そこで、人事、労務管理態勢の充実強化を図り、管理者としての職責を全うさせるために、幹部職員昇任後早期にこの研究会を実施し、当面する司法行政上の諸問題や人事管理について研究させ、習得させる必要がある。 また、管内の裁判所書記官等を総括する立場にある首席書記官について、裁判所の運営に関わる諸施策や当面する諸問題、首席書記官として必要な指導監督について研究し、討議させ、その職責に応じた総合的な組織運営能力の向上を図る必要があり、事務職の最高幹部である事務局長についても、裁判所組織全体の課題についての研究及び討議を行わせ、職務をより適正に遂行するために必要な広い視野と高い識見を獲得させるとともに、その職責に応じた総合的な組織運営能力の向上を図る必要がある。	6 4

(イ) 中間管理者研修（中央・高裁） ＜要求要旨＞ 中間管理者には、裁判部や事務局の課等の職場の長又はその補佐として、その職務に必要な管理能力の向上、管理技法等を早期に身に付けさせる必要があることから、中間管理者任命時に、これらの者全員を対象とし、中間管理者として必要とされる基礎的な知識を付与する研修を実施する必要があるところ、各庁の全対象者を集めて一斉に研修を受けさせることは困難であるから、各高等裁判所において行うのが相当である。 また、任命後も、OJT、実務経験等を通じて基礎的なマネジメント能力を習得させ、施策等の立案能力をかん養し、より実践的な管理技法を習得させる中で、将来のより上位の官職への登用を見据えて、裁判所全体の組織課題を踏まえ、各種施策を自ら企画立案し、実行することができるだけの高度なマネジメント能力を身に付けさせるための研修を実施する必要がある、これは、裁判所の各種施策の最新の情報を基に中央で集中的、統一的に行うのが相当である。	明細書 頁
	63
(5) その他の研修【要求】 その他の研修として、以下の各研修等を実施するための経費を要求する。 (ア) 書記官実務研究 ＜要求要旨＞ 裁判部の充実強化を図り、多様化、困難化した事件を適正迅速に処理していくためには、実務上生ずる困難な諸問題を解決し、裁判所書記官の事務処理上の基準となるような取扱いを決めていくことが不可欠である。しかし、このような問題の中には、一定の長期間にわたって、体系的かつ実証的な研究に専念しなければ解決できないものがある。そこで、実務経験が豊富で優秀な裁判所書記官の中から研究員を選定し、書記官事務の専門的、実務的分野の諸問題について体系的、実務的な研究を行わせ、その成果を裁判の現場に還元し、職務の向上に寄与させ、もって裁判部の充実強化の一助とする必要がある。	64

(イ) 執行官研修 ＜要求要旨＞ 執行官は、民事裁判の最終的な目的である権利の実現の担当者であるが、複雑化、困難化している民事執行事件を適正迅速に処理するためには、民事執行法をはじめとする手続法や民法等の実体法に関する正確な理解はもとより、民事執行に当たってのより実践的な知識及び経験が必要となる。そこで、新任の執行官に対し、最低限必要な基礎的知識を付与し、過誤を未然に防止するための研修を行う必要がある。 また、総括執行官等の指導的立場にある執行官に対しては、執行官室の運営や他の執行官の指導、監督を行い、効率的かつ迅速な事務処理を進める環境を整えられるだけの高度な法律的知識を付与するとともに、実務上生起する諸問題の研究及び討議を行うことにより、職務遂行能力の一層の向上を図り、併せて執行官室の運営方法についても研究させて、その改善を図るための研修を実施する必要がある。	明細書 頁
(ウ) 速記官研修 ＜要求要旨＞ 事件の多様化、困難化や専門化により、供述調書に対する逐語録の需要が増加している中、速記官が速記録を適正迅速に作成していくためには、供述内容を正確に録取し、迅速に速記録を作成する技術を向上させる必要がある。 そこで、裁判所速記官に対し、新たに問題となる専門用語等をどのように速記符号化するのが効率的か、反訳時間の短縮のためにどのような方法や技術を使うべきかといった問題を協議するとともに、裁判所が当面する諸問題に関する理解を深めさせ、裁判所職員としての職務意識の高揚を図るための研修を行う必要がある。 (エ) 情報処理研修 ＜要求要旨＞ 事件を適正かつ迅速に処理するため、裁判部には様々なパソコン等の情報化機器や、各種事件処理システムが導入されている。 国民に対する安定した司法サービスの提供のためには、これら情報化機器を適正、効率的に取り扱い、各種事件処理システムを円滑に運用していく必要があることから、これらを扱う職員全体のレベルアップを図るための指導的な役割を果たす職員に対して、情報化に関する知識及び技能を付与する研修を行う必要がある。 また、情報化の推進と情報セキュリティの確保とは表裏一体の関係にあることから、情報セキュリティ事故を未然に防止するための方策の立案・実施等を行う情報セキュリティ対策事務に従事する者を養成するための研修を行う必要がある。 そこで、上記研修を実施するための経費を要求する。	63 64

(カ) 裁判事務支援システム導入研修 ＜要求要旨＞ 裁判事務支援システムは、裁判所の既存システムの業務要件・機能要件等の見直しを行い、統合集約化することにより、IT関連予算の低減・合理化及び情報セキュリティ対策の充実強化を実現するというコンセプトの下、平成30年度から開発に着手し、令和元年度以降、順次全国の裁判所に導入展開している。 令和3年度は、令和2年度に引き続き本システムの簡裁民事、督促、高裁刑事及び簡裁刑事事件部分を全国の高等裁判所及び簡易裁判所に導入するところ、本システムを円滑に導入するため、本システムの操作方法、運用方法、既存システムからの移行方法等について、導入庁の担当者に対する研修を実施するための経費を要求する。	明細書
	63
(カ) 採用試験事務担当者研究会 ＜要求要旨＞ 採用試験の受験者が減少する中、必要な人材を確実に採用する必要があることから、採用試験事務を担当する管理職員を対象として、採用試験事務に必要な知識及び技能についての研究を行うことにより、執務能力の向上を図るための研修を行う必要がある。 そこで、上記研修を実施するための経費を要求する。	64
(6) 入所試験旅費（教官派遣・口述試験）【要求】 ＜要求要旨＞ 当研修所の書記官養成課程研修を受けるための入所試験の第二次試験（口述試験）では、入所者を的確に選抜するため、口述試験科目である民事及び刑事の専門の教官がそれぞれ口述試験を行う必要がある。 そこで、令和3年度も、口述試験実施のため、教官を派遣する経費を要求する。	
(7) 通行料【要求】 ＜要求要旨＞ 書記官養成課程研修における関係機関への施設見学の移動に際し、高速道路を使用の方が時間効率を高めることから、施設見学のための高速道路料金を要求する。	

(8) バス借上料【要求】 ＜要求要旨＞ 書記官が，事件に関係する機関の事務を十分に把握しておくことは事務を行う上で重要であり，書記官養成課程研修では，刑務所をはじめとする関係機関の施設見学を実施しているところ，このような施設は，その多くが研修所から遠方にあり，かつ，施設最寄り駅からも距離があるため，借上げバスによる移動が合理的である。 そこで，バスの借上げに要する経費を引き続き要求する。	明細 書 頁
	6 4

経費積算内訳 【要求】

項・目・目細等	品名等	員数等	単価（円）	所要額（千円）	備考
(項) 最高裁判所 諸謝金 (講師等謝金)	裁判所書記官等研修			11,972(11,972)	
	書記官養成課程研修			1,986(1,986)	
	一部			608(608)	
	大学教授	65時間	7,000	455(455)	
	大学准教授	25時間	6,100	153(153)	
	二部1年			913(913)	
	大学教授	65時間	7,000	455(455)	
	大学准教授	75時間	6,100	458(458)	
	二部2年			465(465)	
	大学教授	42時間	7,000	294(294)	
	大学准教授	28時間	6,100	171(171)	

明細
書 頁

6 1

						明 細 書 頁
項・目・目細等	品名等	員数等	単価（円）	所要額（千円）	備考	6 2
	書記官研修			719(719)		
	中堅書記官研修					
	大学教授	11時間	7,900	87(87)		
	書記官実務研修			632(632)		
	中 央					
	大学教授	4時間 4回	7,900	126(126)		
	高 裁					
	大学教授	16時間 4回	7,900	506(506)		

						明 細 書 頁
項・目・目細等	品名等	員数等	単価（円）	所要額（千円）	備考	6 2
	事務官研修			8,484(8,484)		
	係長等研修（分野別）					
	大学教授	4時間	7,900	32(32)		
	事務官実務研修			6,888(6,888)		
	高 裁			2,148(2,148)		
	係長・中堅層					
	大学教授	176時間	7,900	1,390(1,390)		
	初任層					
	大学教授	96時間	7,900	758(758)		
	地家裁					
	大学教授	600時間	7,900	4,740(4,740)		
	新採用職員研修			1,564(1,564)		
	中 央					
	大学教授	10時間	7,900	79(79)		
	高 裁					
	大学教授	88時間	7,900	695(695)		
	地家裁					
	大学教授	100時間	7,900	790(790)		

項・目・目細等	品名等	員数等	単価（円）	所要額（千円）	備考
	管理者研修			719(719)	
	幹部職員研究会			268(268)	
	次席・次長級				
	大学教授	28時間	7,900	221(221)	
	首席・局長級				
	大学教授	6時間	7,900	47(47)	
	中間管理者研修			451(451)	
	中 央				
	大学教授	25時間	7,900	198(198)	
	高 裁				
	大学教授	32時間	7,900	253(253)	
	執行官研修			48(48)	
	初任層				
	大学教授	2時間	7,900	16(16)	
	指導者層				
	大学教授	4時間	7,900	32(32)	
	速記官研修				
	大学教授	2時間	7,900	16(16)	

項・目・目細等	品名等	員数等	単価（円）	所要額（千円）	備考
職員旅費 (内国旅費)	入所試験旅費				
	教官派遣				
	口述試験	14人	64,130	898(898)	
	招集等旅費			258,290(261,968)	
	書記官養成課程研修			132,122(128,411)	
	一部			80,039(82,811)	
	滞 在	165(163)人	462,594(485,604)	76,328(79,153)	
	通 所	70(69)人	53,010	3,711(3,658)	
	二部1年			26,892(21,677)	
	滞 在	69(53)人	372,412(391,882)	25,696(20,770)	
	通 所	29(22)人	41,230	1,196(907)	
	二部2年			25,191(23,923)	
	滞 在	53(48)人	453,032(476,042)	24,011(22,850)	
	通 所	22(20)人	53,630	1,180(1,073)	

項・目・目細等	品名等	員数等	単価（円）	所要額（千円）	備考
	書記官研修			38,949(41,749)	
	実務指導研究会			7,896(7,896)	
	実務指導研究会			5,264(5,264)	
	滞 在	136人	38,376	5,219(5,219)	
	通 所	24人	1,860	45(45)	
	研修指導研究会			2,632(2,632)	
	滞 在	68人	38,376	2,610(2,610)	
	通 所	12人	1,860	22(22)	
	中堅書記官研修			6,219(6,219)	
	滞 在			5,884(5,884)	
	分室	256人	19,881	5,090(5,090)	
	分室以外	16人	49,619	794(794)	
	通 所	108人	3,100	335(335)	

項・目・目細等	品名等	員数等	単価（円）	所要額（千円）	備考
	書記官実務研修			18,233(21,033)	
	中 央			6,961(6,961)	
	滞 在	41人 4回	41,916	6,874(6,874)	
	通 所	7人 4回	3,100	87(87)	
	高 裁			6,303(8,394)	
	滞 在			6,050(8,052)	
	分室	81(107)人 4回	16,341	5,294(6,994)	
	分室以外	5(7)人 4回	37,799	756(1,058)	
	通 所	34(46)人 4回	1,860	253(342)	
	地家裁				
	滞 在			4,969(5,678)	
	民事・刑事・家事	102人3(4)回	13,917	4,259(5,678)	
	少年	51(0)人1(0)回	13,917	710(0)	
	書記官任用試験研修			6,601(6,601)	
	滞 在	51人	126,148	6,434(6,434)	
	通 所	9人	18,600	167(167)	

項・目・目細等	品名等	員数等	単価（円）	所要額（千円）	備考
	事務官研修			50,561(57,567)	
	係長等研修（分野別）			7,157(7,754)	
	滞 在	204(221)人	34,754	7,090(7,681)	
	通 所	36(39)人	1,860	67(73)	
	事務官実務研修			33,888(37,838)	
	高 裁			22,587(26,537)	
	法律実務			6,314(6,314)	
	滞 在			5,925(5,925)	
	分室	134人	37,081	4,969(4,969)	
	分室以外	9人	106,233	956(956)	
	通 所	57人	6,820	389(389)	

項・目・目細等	品名等	員数等	単価（円）	所要額（千円）	備考
	係長・中堅層			11,180(15,130)	
	滞 在			10,730(14,522)	
	分室	571(773)人	16,341	9,331(12,632)	
	分室以外	37(50)人	37,799	1,399(1,890)	
	通 所	242(327)人	1,860	450(608)	
	初任層			5,093(5,093)	
	滞 在			4,881(4,881)	
	分室	268人	15,841	4,245(4,245)	
	分室以外	18人	35,313	636(636)	
	通 所	114人	1,860	212(212)	
	地家裁				
	滞 在	812人	13,917	11,301(11,301)	
	新採用職員研修			9,516(11,975)	
	中 央				
	滞 在	15人	41,416	621(621)	
	高 裁			8,895(11,354)	
	滞 在			8,814(11,354)	
	分室	394(508)人	19,381	7,636(9,846)	
	分室以外	25(32)人	47,133	1,178(1,508)	
	通 所	26(0)人	3,100	81(0)	

項・目・目細等	品名等	員数等	単価（円）	所要額（千円）	備考
	管理者研修			23,476(20,335)	
	幹部職員研究会			7,621(7,621)	
	次席・次長級			5,336(5,336)	
	滞 在	136人	38,694	5,262(5,262)	
	通 所	24人	3,100	74(74)	
	首席・局長級			2,285(2,285)	
	滞 在	68人	33,384	2,270(2,270)	
	通 所	12人	1,240	15(15)	
	中間管理者研修			15,855(12,714)	
	中 央			12,567(9,426)	
	滞 在	340(255)人	36,524	12,418(9,314)	
	通 所	60(45)人	2,480	149(112)	
	高 裁			3,288(3,288)	
	滞 在			3,111(3,111)	
	分室	134人	19,881	2,664(2,664)	
	分室以外	9人	49,619	447(447)	
	通 所	57人	3,100	177(177)	
	書記官実務研究			964(964)	
	滞 在	1人	668,414	668(668)	
	通 所	2人	148,180	296(296)	

項・目・目細等	品名等	員数等	単価（円）	所要額（千円）	備考
	執行官研修			1,440(1,440)	
	初任層			480(480)	
	滞 在	13人	36,524	475(475)	
	通 所	2人	2,480	5(5)	
	指導者層			960(960)	
	滞 在	26人	36,524	950(950)	
	通 所	4人	2,480	10(10)	
	速記官研修			565(565)	
	滞 在	17人	32,984	561(561)	
	通 所	3人	1,240	4(4)	
	情報処理研修			5,367(5,367)	
	滞 在	153人	34,754	5,317(5,317)	
	通 所	27人	1,860	50(50)	
	裁判事務支援システム導入研修			4,024(4,748)	
	滞 在	122(143)人	32,984	4,024(4,717)	
	通 所			0(31)	
	採用試験事務担当者研究会				
	滞 在	26人	31,614	822(822)	

項・目・目細等	品名等	員数等	単価（円）	所要額（千円）	備考
	現地修習旅費				
	書記官養成課程研修			8,307(7,641)	
	一部	165(163)人	28,944	4,776(4,718)	
	二部1年	69(53)人	28,944	1,997(1,534)	
	二部2年	53(48)人	28,944	1,534(1,389)	
	見学旅費				
	書記官養成課程研修			326(295)	
	一部			229(221)	
	研修生	235(232)人	940(920)	221(213)	
	引率教官	7人	1,200	8(8)	
	二部1年				
	研修生	98(75)人	940(920)	92(69)	
	二部2年				
	引率教官	4人	1,200	5(5)	

						明 細 書 頁
項・目・目細等	品名等	員数等	単価（円）	所要額（千円）	備考	
研修費 （備品費）	研修生経費			388（ 388）		6 4 C
	研修員経費			301（ 301）		
（消耗品費）	研修生経費			5,054（ 5,054）		
	研修員経費			3,088（ 3,088）		
（印刷製本費）	研修生経費			79（ 79）		
	研修員経費			300（ 302）		
（通信運搬費）	通行料			316（ 272）		
（借料及び損料）	バス借上料			1,541（ 2,113）		
（雑役務費）	研修生経費			546（ 546）		
	研修員経費			257（ 257）		

家庭裁判所調査官研修経費

<要求要旨>

近年、社会情勢及び経済状況の急激な変化を受け、家事事件・少年事件ともに複雑化、困難化している。このような情勢を踏まえ、家事事件については、現代社会に適合する利便性の高い家事事件手続法、ハーグ条約実施法が施行され、児童虐待の防止等を図り、児童の権利利益を擁護する観点から、民法及び児童福祉法が改正され、また、少年事件については、被害者傍聴制度の導入をはじめとした少年法の大規模な改正、少年院法の改正及び少年鑑別所法の制定等が行われた。このように、家庭裁判所における事件処理は、時代や社会のニーズに応じて日々新たな対応を迫られている状況にある。そこで、こうした状況の変化に適切に対応するためには、家庭裁判所調査官の研修、研究制度をより充実させる必要があり、①新任の家庭裁判所調査官補を養成する調査官養成課程研修、②家庭裁判所調査官の執務能力向上を主たる目的とする調査官研修、③家庭裁判所調査官の調査事務や執務一般を適正に管理するための管理者研修、④時代や社会のニーズに合った調査事務を実現するための今日的課題を研究する調査官実務研究、の4本の柱を中心として、各種研修を行っている。

家庭裁判所の適正かつ迅速な事件処理のために大きな役割を担っている家庭裁判所調査官に対し、必要かつ不可欠な研修を行うため、令和3年度も引き続き、これに要する経費を要求する。

(1) 調査官養成課程研修【要求】

家庭裁判所の事件処理においては、医学、心理学、社会学等の行動科学の専門的知識及び技法を活用した調査を行うことが法規上要請されており、家庭裁判所調査官は、こういった調査機構の中核を担っている。そこで、大学の履修分野も区々である家庭裁判所調査官補に対し、調査実務に必要な実体法と手続法の概念を理解させるとともに、行動科学の基礎的知識及び技法を習得させるために、当研修所での研修と所属庁での実務修習とを併用して研修を行う。

(ア) 令和3年度入所生

令和2年度に実施する採用試験の合格者（家庭裁判所調査官補）を対象に、当研修所において前期合同研修を実施し、引き続きそれぞれの所属庁で実務修習を行う。

(イ) 令和2年度入所生

令和2年度に入所した養成課程研修生（家庭裁判所調査官補）に対して、それぞれ所属庁における実務修習の成果を踏まえて、当研修所において後期合同研修を実施する。

なお、前期及び後期合同研修並びに実務修習の全課程を履修し、かつ、研修修了の判定に合格した者は、家庭裁判所調査官に任命される。

明細
書 頁

6 5

6 6

(2) 調査官研修【要求】 (ア) 中堅調査官研修 この研修は、家庭裁判所調査官任官後、おおむね3年の実務経験を有する者を対象として、事件処理の第一線で家事事件及び少年事件を一通り経験してきている研修員に対し、調査事務の基盤となる知識及び技能を習得し、自立的な調査事務を行う能力を身に付けていることを点検させた上で、今後、何を目指し、そのためにどのような研さんをすべきかを意識して自らの目標を明確化させるとともに、更に調査事務能力の向上を図って、中堅調査官としての応用力を身に付けさせることを狙いとして行うものである。 (イ) 調査官特別研修 この研修は、家庭裁判所調査官任官後、おおむね6年以上の実務経験を有する家庭裁判所調査官又は主任家庭裁判所調査官から、同じテーマ・分野に問題意識を持って研さんに努めており、研修に高い意欲を持つ者を選定し、今日の問題の中でも、調査実務上困難を感じる事が多く、特に専門性の観点から見て検討の必要性の高い事項をテーマとして取り上げ、そのテーマに関連する行動科学の最新の知識及び技法について学びながら、調査事務の在り方等について充実した討議、質の高い研究を行うことにより、高度な調査事務能力を身に付けさせるとともに、更なる研さんの手掛かりを得させ、その成果を所属する家庭裁判所に還元させることを狙いとして行うものである。 (ウ) 調査官実務研修（中央・高裁・家裁） 社会情勢の変化を反映して、家事事件・少年事件ともに複雑化、困難化している。このような情勢を踏まえ、家事事件については、現代社会に適合する利便性の高い家事事件手続法、ハーグ条約実施法が施行され、児童虐待の防止等を図り、児童の権利利益を擁護する観点から、民法及び児童福祉法が改正された。また、少年事件については、被害者傍聴制度の導入をはじめとした少年法の大規模な改正、少年院法の改正、少年鑑別所法の制定等が行われた。このように、家庭裁判所における事件処理は、時代や社会のニーズに応じて日々新たな対応を迫られている状況にある。そこで、こうした状況の変化に適切に対応するため、具体的な事件処理の在り方を中心に、実務的な研修を行うものである。 中央研修は、高度な知識や技法のエッセンシャルな部分を習得させるとともに、全国における情報を共有させ、全国的に適正な事件処理が行われるようにするものである。そして、これを具体的な事件に活用し、広く現場の家庭裁判所調査官に還元するためには、更に高等裁判所や家庭裁判所の地域性、職員構成（経験年数構成）、執務態勢等の実情に即したフォローアップが必要であり、中央研修の成果を具体的な事件処理に結び付けるものとして、高等裁判所単位及び家庭裁判所単位の研修も必要である。	明細書 頁
	6 5
	6 6

(3) 管理者研修【要求】 (ア) 中間管理者研修 新任の主任家庭裁判所調査官を対象とした研修であり，全国に配置された者を集めて中央研修として実施する。家庭裁判所調査官の職務は，当事者や少年と1対1で面接調査を行う場面が多々あり，また，機動性を生かして環境調査に出向くなど，通常のデスクワークとは異なった事務を行っており，極めて高い倫理性も要請されている。そこで，新任の管理者として，これらの調査事務を行う部下の家庭裁判所調査官に対して，適切に指導監督を行い，適正妥当な調査を行わせることができるよう，必要な管理能力を身に付けさせるための研修を行うものである。	明 細 書 頁
	6 5
(イ) 幹部職員研究会（中央・高裁） 家庭裁判所調査官及び家庭裁判所調査官補の一般執務及び調査事務について指導監督する立場にある首席家庭裁判所調査官，また，首席家庭裁判所調査官を補佐して具体的な調査事務の指揮と執務態勢の整備等の任に当たる次席家庭裁判所調査官及び総括主任家庭裁判所調査官を対象とし，家庭裁判所の運営にかかわる諸施策の企画立案，人事管理，組織運営の在り方等の職務上当面する諸問題について研究し，討議させ，その実情に応じた高度な管理能力を身に付けさせるための研究会を行うものである。 中央で実施する研究会の結果を適時適切に現場に反映させるためには，高等裁判所ごとに，管内の家庭裁判所の地域性，職員構成（経験年数構成），執務態勢等の事情に即した研究，討議を行うことも必要である。	6 6
(4) 調査官実務研究【要求】 激変する社会状況における家庭事件に的確に対応するためには，常に今日的課題に取り組み，調査事務に有用な研究成果を得ることが必要である。 (ア) 調査官実務研究（個人・共同研究） 各家庭裁判所での執務を行いながら，個人又は共同で，実務に直結する課題についてタイムリーな研究を行うものである。家庭裁判所調査官が調査事務等の改善のための先端的な研究を行うことは，職務への意欲を高めるとともに，職場の活性化を図ることにもつながるものである。研究の成果については，適宜全国に還元している。	

(イ) 調査官実務研究（指定研究） 多数ある今日的課題のうち，当研修所が指定する事件処理上の課題について，7人の研究員に共同して1年間の研究を行わせ，その研究成果については，全国の家庭裁判所や関係機関に還元している。	明 細 書 頁
(ウ) 関係機関実務研究 家庭事件の処理に当たっては，関係機関との連携が不可欠であるばかりか，家庭裁判所の適正な事件処理のため，家庭裁判所調査官の職務において密接に関連する関係機関（少年院等）の実情，特に新たな処遇課程や教育内容を十分に把握しておくことは極めて重要である。このために，関係機関の実情や処遇内容を体験的に研究させるものである。	6 5 6 6 6 7
(5) 教官の情報収集に要する経費【要求】 適正迅速な事件処理に結び付ける効果的な研修を行うためには，各種研修において，最新の知見を提供するとともに，それらの知見が，単に机上の学問にとどまることのないよう，実務で実際に取り扱った事件を基に教材や研修資料を作成する必要がある。そのためには，教官自身が，関連分野における最新の専門的知識や技法を有しておくことが必須であり，それらの専門的知識や技法を獲得すべく，関連分野の学会に出席する必要があるため，その研究謝金及び学会出席旅費を要求する。 また，教材等に活用が見込まれる事件の情報を得て，教官が直接事件を扱った家庭裁判所に赴き，事件記録等を閲覧し，事情を聴取するなどして，資料を収集する必要があることから，これに要する経費を要求する。 (6) 通行料【要求】 家庭裁判所調査官養成課程研修における関係機関への施設見学の移動に際し，高速道路を使用する方が時間効率を高めることから，施設見学のための高速道路料金を要求する。 (7) バス借上料【要求】 家庭裁判所調査官が家庭事件に関係する機関の事務を十分に把握しておくことは，事務を行う上で重要であり，調査官養成課程研修では，少年院を始めとする関係機関の施設見学を実施しているところ，このような施設は，その多くが研修所から遠方にあり，かつ，施設最寄り駅から距離があるため，借上げバスによる移動が合理的である。そこで，バスの借上げに要する経費を引き続き要求する。	

経費積算内訳 【要求】

項・目・目細等	品名等	員数等	単価（円）	所要額（千円）	備考
(項) 最高裁判所 諸謝金 (講師等謝金)	家庭裁判所調査官研修 調査官養成課程研修 令和3年度入所生 大学教授 大学准教授 令和2年度入所生 大学教授 大学准教授 調査官研修 中堅調査官研修 大学教授 大学准教授 調査官特別研修 大学教授 調査官実務研修 中央 大学教授 高裁 大学教授 大学准教授 家裁 大学教授	 74時間 48時間 180時間 168時間 5時間 3時間 8時間 3回 4時間 2回 72時間 24時間 600時間	 7,000 6,100 7,000 6,100 7,900 6,100 7,900 7,900 6,100 7,900	9,352(9,352) 3,096(3,096) 811(811) 518(518) 293(293) 2,285(2,285) 1,260(1,260) 1,025(1,025) 5,766(5,766) 58(58) 40(40) 18(18) 190(190) 5,518(5,518) 63(63) 715(715) 569(569) 146(146) 4,740(4,740)	

明 細
書 頁

6 5

						明 細
						書 頁
項・目・目細等	品名等	員数等	単価（円）	所要額（千円）	備考	6 5
	管理者研修 幹部職員研究会 大学教授	4時間	7,900	32(32)		
	調査官実務研究 個人・共同研究 大学教授	8時間	7,900	63(63)		
	指定研究 大学教授	40時間	7,900	316(316)		
	教官情報収集 大学教授	10時間	7,900	79(79)		

						明 細 書 頁
項・目・目細等	品名等	員数等	単価（円）	所要額（千円）	備考	
職員旅費 （内国旅費）	調査連絡旅費					6 6
	調査官研修					
	教官情報収集等旅費					
	教 官	3人	52,074	156(156)		
	教官派遣旅費					
	調査官養成課程研修					
	養成課程実務修習事務連絡 調整					
	教 官	8人	39,909	319(319)		
	招集等旅費			50,619(51,585)		
	調査官養成課程研修			20,946(21,912)		
令和3年度入所生	令和3年度入所生			7,129(7,426)		
	滞 在	42人	164,264(171,344)	6,899(7,196)		
	通 所	13人	17,670	230(230)		
	令和2年度入所生			13,817(14,486)		
	滞 在	42人	317,542(333,472)	13,337(14,006)		
	通 所	13人	36,890	480(480)		

項・目・目細等	品名等	員数等	単価（円）	所要額（千円）	備考
	調査官研修			23,698(23,698)	
	中堅調査官研修			2,474(2,474)	
	滞 在	50人	48,914	2,446(2,446)	
	通 所	5人	5,580	28(28)	
	調査官特別研修			4,198(4,198)	
	滞 在	40人 3回	34,754	4,170(4,170)	
	通 所	5人 3回	1,860	28(28)	
	調査官実務研修			17,026(17,026)	
	中央			6,760(6,760)	
	滞 在	92人 2回	36,524	6,720(6,720)	
	通 所	8人 2回	2,480	40(40)	
	高裁			5,256(5,256)	
	滞 在			5,003(5,003)	
	分室	240人	18,111	4,347(4,347)	
	分室以外	15人	43,709	656(656)	
	通 所	102人	2,480	253(253)	
	家裁				
	滞 在	180人 2回	13,917	5,010(5,010)	

項・目・目細等	品名等	員数等	単価（円）	所要額（千円）	備考
	管理者研修			4,661(4,661)	
	中間管理者研修			1,627(1,627)	
	滞 在	42人	38,294	1,608(1,608)	
	通 所	6人	3,100	19(19)	
	幹部職員研究会			3,034(3,034)	
	中央			2,449(2,449)	
	滞 在	73人	33,384	2,437(2,437)	
	通 所	10人	1,240	12(12)	
	高裁			585(585)	
	滞 在			578(578)	
	分室	34人	14,971	509(509)	
	分室以外	2人	34,274	69(69)	
	通 所	6人	1,240	7(7)	
	調査官実務研究			1,314(1,314)	
	個人・共同研究				
	滞 在	4人	31,214	125(125)	
	指定研究			1,189(1,189)	
	通 所	2人 7回	2,480	35(35)	
	滞 在	5人 7回	32,984	1,154(1,154)	

						明 細 書 頁
項・目・目細等	品名等	員数等	単価（円）	所要額（千円）	備考	
	現地修習旅費					6 6
	調査官養成課程研修			1,773(1,773)		
	令和3年度入所生	42人	28,144	1,182(1,182)		6 7
	令和2年度入所生	42人	14,072	591(591)		
	見学旅費					
	調査官養成課程研修			16(16)		
	令和3年度入所生					
	引率教官	3人	1,300	4(4)		
	令和2年度入所生					
	引率教官	3人 3回	1,300	12(12)		
	講師招へい旅費					
	調査官養成課程研修	5人	40,867	204(204)		
	研究員派遣等旅費					
	調査官実務研究			869(869)		
	指定研究資料収集	2人 1回	37,671	75(75)		
	関係機関実務研究			794(794)		
	少年院等派遣	16人 1回	24,297	389(389)		
	研修派遣	4人 2回	50,684	405(405)		

						明 細 書 頁
項・目・目細等	品名等	員数等	単価（円）	所要額（千円）	備考	
研 修 費 （備品費） （消耗品費） （印刷製本費） （通信運搬費） （借料及び損料） （雑役務費）	研修生経費			63（ 63）		6 7 C
	研修員経費			33（ 33）		
	研修生経費			843（ 843）		
	研修員経費			321（ 321）		
	研修生経費			14（ 14）		
	研修員経費			32（ 32）		
	調査官実務研究 実務研究報告書			0（ 643）		
	通行料			30（ 37）		
	バス借上料			283（ 364）		
	研修生経費			89（ 89）		
	研修員経費			27（ 27）		

<u>委託研修経費</u> ＜要求要旨＞ 職員の能力開発のためには、裁判所の内部研修の充実を図ることが重要であるが、①裁判所で実施しては研修の目的が達成できないもの、②研修内容が専門的で裁判所では運営できないものについては、研修員を外部機関の研修に参加させることによって、研修ニーズを満たす必要があり、これに要する経費を令和３年度についても引き続き要求する。 具体的に派遣する必要がある研修は、次のとおりである。 (ア) 財務省会計センター【要求】 (a) 会計事務職員研修等 会計事務職員研修，会計事務職員契約管理研修，予算編成支援システム研修，予算担当職員初任者研修，会計監査事務職員研修 (b) ADAMSⅡ操作説明会 三本官（歳入）事務担当者研修，三本官（歳出）事務担当者研修，負担官（決裁／繰越）事務担当者研修 (イ) 人事院【要求】 (a) 行政研修 (b) 人材育成のための研修 「JST基本コース」指導者養成課程 (ウ) 国土交通大学校建築保全企画研修会【要求】 (エ) 会計検査院各省庁内部監査業務講習会【要求】 (オ) 税務大学校（財務省）本科特別研修【要求】 (カ) 財務省共済組合事務担当者指導研修【要求】 (キ) 総務省【要求】 (a) 情報システム統一研修 (b) 統計研修 (ク) 経済産業省旅費及び謝金・諸手当システム操作説明会【要求】 (ケ) 公務人材開発協会研修プランナー養成コース【要求】 (コ) 行政管理研究センター公文書管理セミナー【要求】 (サ) 全国建設研修センター建築設備（機械）改修研修【要求】 (シ) 一般財団法人東京都交通安全協会安全運転管理者講習【要求】 (ス) 一般財団法人東京防災設備保守協会防災センター要員講習【要求】	明細書 頁
	67
	68
	69

(セ) 株式会社富士通ラーニングメディアネットワークの基礎研修【要求】 (ソ) 法律図書館連絡会法律図書館連絡会総会【要求】 (タ) 日本能率協会日本能率協会セミナー【要求】	明 細
	書 頁
	6 7
	6 8
	6 9

経費積算内訳 【要求】

項・目・目細等	品名等	員数等	単価（円）	所要額（千円）	備考
(項) 最高裁判所 諸謝金					
(講師等謝金)	公務人材開発協会 研修プランナー養成コース	6人	25,000	150(0)	
	行政管理研究センター 公文書管理セミナー	15人	7,000	105(0)	
	全国建設研修センター 建築設備（機械）改修研修	6人	100,000	600(0)	
	一般財団法人東京都交通安全協会 安全運転管理者講習	2人	4,500	9(0)	
	一般財団法人東京防災設備保守協会 防災センター要員講習	3人	35,352	106(0)	
	株式会社富士通ラーニングメディア ネットワークの基礎研修	48人	70,000	3,360(0)	
	法律図書館連絡会 法律図書館連絡会総会	2人	6,000	12(0)	
	日本能率協会 日本能率協会セミナー	6人	114,400	686(0)	

明細
書 頁

67

68

						明細書
項・目・目細等	品名等	員数等	単価（円）	所要額（千円）	備考	
	財団法人公務人材開発協会指導者養成研修会			0(803)		
	接遇研修			0(274)		
	公務員倫理研修（JKET）			0(239)		
	OJT実践コース			0(233)		
	研修指導者養成コース			0(57)		

項・目・目細等	品名等	員数等	単価（円）	所要額（千円）	備考
職員旅費 （内国旅費）	招集等旅費				
	財務省会計センター			8,536(5,307)	
	会計事務職員研修等			1,139(329)	
	会計事務職員研修			720(280)	
	最高裁	7(2)人	40,300	282(81)	
	最高裁以外	13(6)人	33,666(33,166)	438(199)	
	会計事務職員契約管理研修			151(49)	
	最高裁	1人	16,120	16(16)	
	最高裁以外	4(1)人	33,666(33,166)	135(33)	
	予算編成支援システム研修				
	最高裁	5人	1,240	6(0)	
	予算担当職員初任者研修				
	最高裁	4人	3,100	12(0)	
	会計監査事務職員研修			250(0)	
	最高裁	3人	3,100	9(0)	
	最高裁以外	6人	40,226	241(0)	
	ADAMSⅡ操作説明会			7,397(0)	
	三本官（歳入）事務担当者研修			2,287(0)	
	高裁	3人	53,924	162(0)	
	地家裁	42人	50,302	2,113(0)	
	最高裁	10人	1,240	12(0)	

						明 細
						書 頁
項・目・目細等	品名等	員数等	単価（円）	所要額（千円）	備考	6 8
	三本官（歳出）事務担当者研修			4,836（ 0）		
	高裁	3人	59,834	180（ 0）		
	地家裁	82人	56,212	4,609（ 0）		
	最高裁	25人	1,860	47（ 0）		
	負担官（決算／繰越）事務担当者研修			274（ 0）		
	高裁	5人	53,924	270（ 0）		
	最高裁	3人	1,240	4（ 0）		
	会計事務職員EDP研修			0（ 4,978）		
	人事院			130（ 848）		
	行政研修			88（ 0）		
	通勤研修（3日）	1人	1,860	2（ 0）		
	通勤研修（4日）	13人	2,480	32（ 0）		
	合宿研修	13人	4,170	54（ 0）		
	人材育成のための研修					
	「JST基本コース」指導者養成課程					
	最高裁	17人	2,480	42（ 0）		
	人材育成研究会等			0（ 848）		
	国土交通大学校			447（ 370）		
	建築保全企画研修会					
	最高裁以外	5人	89,384	447（ 0）		

						明 細 書 頁
項・目・目細等	品名等	員数等	単価（円）	所要額（千円）	備考	6 9
	専門課程建築保全企画科研修			0(103)		
	専門課程建築計画科研修			0(103)		
	専門課程建築電気設備科研修			0(100)		
	専門課程官庁営繕行政科研修			0(64)		
	会計検査院					
	各省庁内部監査業務講習会					
	最高裁	1(2)人	11,100(10,120)	11(20)		
	税務大学校（財務省）					
	本科特別研修					
	最高裁以外	1(2)人	69,130(141,360)	69(283)		
	財務省					
	共済組合事務担当者指導研修			129(0)		
	最高裁	2人	3,550	7(0)		
	高裁	2人	32,266	65(0)		
	地裁	2人	28,644	57(0)		
	総務省			111(0)		
	情報システム統一研修					
	最高裁	80人	1,240	99(0)		
	統計研修					
	最高裁	10人	1,240	12(0)		

						明 細 書 頁
項・目・目細等	品名等	員数等	単価（円）	所要額（千円）	備考	6 9
	経済産業省					
	旅費及び謝金・諸手当システム					
	操作説明会			921(0)		
	高裁	10人	42,104	421(0)		
	地裁	13人	38,482	500(0)		
	全国建設研修センター					
	建築設備（機械）改修研修					
	最高裁以外	6人	59,834	359(0)		
	株式会社富士通ラーニングメディア					
	ネットワークの基礎研修					
	最高裁	27人	1,470	40(0)		
	法律図書館連絡会					
	法律図書館連絡会総会					
	最高裁	1人	38,482	38(0)		
	日本能率協会					
	日本能率協会セミナー					
	最高裁	6人	1,240	7(0)		
	財団法人公務人材開発協会指					
	導者養成研修会			0(33)		
	接遇研修			0(11)		
	公務員倫理研修(JKET)			0(11)		
	OJT実践コース			0(7)		
	研修指導者養成コース			0(4)		

						明 細
						書 頁
項・目・目細等	品名等	員数等	単価（円）	所要額（千円）	備考	
研修費 （消耗品費）	人事院			0(80)		
	人事院式（JST）基本コース指導者養成研修			0(36)		
	人事院式ミドルエイジ職員プログラム（JAMP）指導者養成研修			0(36)		
	人材育成研究会			0(8)		
	国土交通大学校			0(244)		
	専門課程建築保全企画科研修			0(73)		
	専門課程建築計画科研修			0(63)		
	専門課程建築電気設備科研修			0(62)		
	専門課程官庁営繕行政科研修			0(46)		

<u>研修強化改善経費</u> (1) 書記官実務研究報告書の刊行【要求】 ＜要求要旨＞ 書記官実務研究は、裁判所書記官実務の改善と向上を図るため、第一線の裁判所書記官の中から特に実務経験豊富で優秀な者を研究員に選定し、実務上の専門的分野の諸問題について体系的、実証的研究を行わせるものである。昭和37年度以降毎年実施し、これまでに多くの研究結果が報告されている。 この研究で取り上げるテーマは、裁判実務上問題が多いにもかかわらず、法律専門書等では言及されていない分野のものであり、研究結果を裁判実務の現場に広く還元することにより、大きな成果が期待される。昭和56年度以降「書記官実務研究報告書」刊行のための経費が認められ、実績を上げている。 よって、令和3年度も、引き続きこれに要する経費を要求する。 (2) 書記官養成用テキストの整備【要求】 (ア) 民事実務テキスト及び民事実務サブテキストの作成 ＜要求要旨＞ 近年の法改正によって、民事の分野においては、従来、裁判官の権限とされていた様々な事項について裁判所書記官の権限とされるなど、ますますその重要性及び専門性が増している。そこで、このような役割を果たすことができる裁判所書記官を養成する上で、書記官事務の内容を網羅した体系的なテキストの整備は不可欠である。 民事実務テキスト（Ⅰ～Ⅲ, 倒産処理）及び民事実務サブテキスト（通常訴訟手続編, 督促手続編, 和解・調停手続編）は、養成課程研修において極めて有用なテキストであり、書記官事務について体系的に理解できるテキストとして、多大な効果をあげている。 令和3年度においても、引き続き、これらのテキスト及びサブテキストを養成課程研修用のテキストとして配布し、複雑困難化している書記官事務を体系的に理解させるために活用したい。 そこで、裁判所書記官養成に必要なテキストとして、民事実務テキスト及び民事実務サブテキストの印刷製本に要する経費を要求する。	明細書 頁
	69

(イ) 刑事実務テキストの作成 ＜要求要旨＞ 近時，刑事の分野でも，犯罪被害者保護法等が成立・施行され，裁判所書記官の事務の在り方についても大きな変化が起こっている。また，複雑困難化する事件を適正かつ迅速に処理していくために，平成１６年の刑事訴訟法の改正において公判前整理手続が導入され，国民の司法参加を進めるために，平成２１年には裁判員制度が施行されるなど，新たな制度が導入されその運用が進められる中，刑事事件を担当する裁判所書記官について，より一層の役割の強化が求められているところである。 このように，新しい法制度に対応し，困難化，高度化した事務に的確に対処するという役割を果たすことができる裁判所書記官を養成するためには，上記法改正等の内容を盛り込んだ上で書記官事務の内容を網羅した体系的なテキストを整備する必要がある，令和３年度においても，引き続き，これらのテキストを，養成課程研修生のテキストとして配布し刑事事件における書記官事務を体系的に理解させるために活用したい。 よって，刑事実務テキストの印刷製本に要する経費を要求する。	<table> <tr> <td>明細書</td><td>頁</td></tr> <tr> <td></td><td>70</td></tr> </table>	明細書	頁		70
明細書	頁				
	70				

(ウ) 家事实務テキストの作成 ＜要求要旨＞ 近時、家事事件の分野では、面会交流の明文化、新たな親権制限制度の創設等が盛り込まれた民法等の一部を改正する法律が平成24年4月1日に施行されたほか、当事者の手続保障を図り、透明性のある手続の中で事件処理を行うこととされた家事事件手続法が平成25年1月1日に施行されるなど、裁判所書記官の事務の在り方を含めた家事事件に関する制度等の全般について大きな変革が行われている。 また、財産管理事件や遺産分割事件の増加など、複雑困難化する事件を適正かつ迅速に処理していくために、知識の共有化や事務処理の効率化等の重要性がますます増しており、裁判官や家庭裁判所調査官と協働して事件処理を進めるため家事事件を担当する裁判所書記官の一層の役割の強化が求められている。 このように、新しい法制度に適切に対応し、困難化、高度化した事務に的確に対処するという役割を果たすことができる裁判所書記官を養成するためには、そうした内容を網羅した体系的なテキストを整備する必要がある、令和3年度においても、引き続き、養成課程研修生のテキストとして配布し、家事事件における書記官事務を体系的に理解させるために活用したい。 よって、家事实務テキストの印刷製本に要する経費を要求する。	明細書 頁
(エ) 少年実務テキストの作成 ＜要求要旨＞ 近時、少年事件の分野では、近年の少年法及び少年審判規則等の改正により、被害者等による少年審判傍聴や被害者等への審判結果の通知等の制度が導入されているが、平成28年4月に第3次犯罪被害者等基本計画が閣議決定され、これら諸制度の一層の周知が図られたところであり、全国における情報の共有化を更に推し進め、裁判所書記官の事務の在り方を含め、適正運用等を図っていく必要がある。 これら少年事件に関する法制度等の改革は、国民一般からも強い関心を持たれており、より一層少年事件を適正かつ迅速に処理していく必要がある。さらに、少年事件を担当する書記官は、書記官の事務を正確に理解することはもちろん、裁判官や家庭裁判所調査官と協働して事件処理を進めるための役割の強化も求められている。 このような書記官事務の変化に迅速に対応し、困難化、高度化した事務に的確に対処する役割を果たすことができる裁判所書記官を養成するためには、新たな内容を盛り込むなどして書記官事務の内容を網羅した体系的なテキストを整備する必要がある、令和3年度においても、引き続き、養成課程研修生のテキストとして配布し、複雑困難化している書記官事務を体系的に理解させるために活用したい。 よって、少年実務テキストの印刷製本に要する経費を要求する。	70

(3) 調査官研修用テキストの整備【要求】 ＜要求要旨＞ 家庭裁判所調査官が取り扱う家庭事件においては、平成12年4月の成年後見制度の導入、平成16年4月の人事訴訟事件の家庭裁判所への移管、平成17年4月の児童福祉法の改正、平成19年4月のいわゆる離婚時年金分割制度の導入、平成20年12月の少年法改正、平成24年1月の民法等の一部を改正する法律の施行、平成25年1月の家事事件手続法の施行など、調査実務に関連する重要かつ大幅な法改正が続いている。 また、家事事件においては児童虐待やドメスティックバイオレンスを背景とする事件、少年事件においては動機の理解の困難な重大少年事件が続発し、家庭裁判所調査官の取り扱う事件の質も大きく変貌している。このような状況の中で、適正かつ迅速な調査実務を行うためには、調査実務に関する新制度や新しい傾向の事件に関する情報を盛り込んだ体系的実務テキストの整備が急務であったところ、平成14年度から家事調査実務テキスト及び少年調査実務テキストの作成が認められ、養成課程研修を始めとする各種研修で活用できるようになった。 令和3年度も、家事及び少年の調査実務テキストの印刷製本に要する経費を要求する。	明細書 頁
(4) 新採用職員研修用教材の整備【要求】 ＜要求要旨＞ 新採用職員の研修については、平成12年度から、人材育成上最も重要な期間である採用時に、組織人教育を中心とする集合研修及び1年目の最後にそれまで習得した知識の確認と2年目に向けての動機付けを目的とした集合研修をそれぞれ行うための経費が認められているところである。 また、これらの集合研修で活用することでより研修効果を高めることができ、さらに中堅に至るまでのOJT等において利用できるテキストを作成するための経費についても、平成12年度から認められている。このテキストは、令和3年度においても、不可欠なものであるから、引き続き整備する必要がある。 よって、新採用職員研修用テキストの印刷製本に要する経費を要求する。	70

(5) 新任係長研修用教材の整備【要求】 ＜要求要旨＞ 裁判部の充実強化に伴い、それを支援する事務局がより繁忙となっている現状の下、その事務処理を以前にも増して効率的に行うことが必要となっている。中でも、第一線の中核として係の強化が緊急の課題であり、その監督者である係長に対して、能力、知識、技能等を付与する必要があることから、平成１２年度から新任係長研修を実施するための経費が認められている。 また、集合研修で活用することで研修効果をより高めることができ、さらに中間管理者となるまでの部下の指導監督等において利用できるテキストを作成するための経費についても、平成１３年度から認められている。このテキストは、令和３年度においても、不可欠なものであるから、引き続き整備する必要がある。 よって、新任係長研修用テキストの印刷製本に要する経費を要求する。	明細書 頁
	70

経費積算内訳 【要求】

項・目・目細等	品名等	員数等	単価（円）	所要額（千円）	備考
(項) 最高裁判所 研修費 (印刷製本費)					
	書記官実務研究報告書	1,500(2,300)部	278.666(398.000)	418(915)	
	書記官養成用テキスト			4,467(4,097)	
	民事実務テキスト	1,360(1,260)部	417.779(396.667)	568(500)	
	民事実務テキスト (倒産処理)	1,320(1,230)部	497.000(329.500)	656(405)	
	民事実務サブテキスト (通常訴訟手続編)	2,870(2,710)部	274.610(333.930)	788(905)	
	民事実務サブテキスト (督促手続編)	900(870)部	81.500(109.483)	73(95)	
	民事実務サブテキスト (和解・調停手続編)	900(870)部	45.000(32.310)	41(28)	
	刑事実務テキスト	5,320(4,500)部	307.770(354.638)	1,637(1,596)	
	家事実務テキスト	990(930)部	445.303(334.785)	441(311)	
	少年実務テキスト	500(470)部	526.000(546.000)	263(257)	
	調査官研修用テキスト			222(293)	
	家事調査実務テキスト	60(70)部	1,631.000(1,926.000)	98(135)	
	少年調査実務テキスト	500(470)部	248.000(336.000)	124(158)	
	新採用職員研修用テキスト	1,440(1,160)部	184.000(179.500)	265(208)	
	新任係長研修用テキスト	490(400)部	204.000(369.000)	100(148)	

明 細
書 頁

69

70

人 件 費

目 次

1	既定定員に伴う経費	-----	7 2 7
2	定員合理化に伴う経費	-----	7 4 3
3	増員要求に伴う経費	-----	7 4 9
4	振替定員に伴う経費	-----	7 5 7

既定定員に伴う経費

人件費(総表)

(単位：千円)

明細
書頁

区 分	最高裁判所	下級裁判所	所 管 計	前年度予算額
職 員 基 本 給	5,365,019	126,977,917	132,342,936	132,199,104
職 員 俸 給	4,364,670	113,190,972	117,555,642	117,385,072
扶 養 手 当	109,561	1,602,477	1,712,038	1,754,481
地 域 手 当	890,788	12,184,468	13,075,256	13,059,551
職 員 諸 手 当	2,877,008	63,743,811	66,620,819	66,474,085
管 理 職 手 当	103,563	3,430,946	3,534,509	3,518,273
初任給調整手当	—	204,709	204,709	209,703
通 勤 手 当	186,258	3,866,077	4,052,335	4,001,173
特 殊 勤 務 手 当	—	116	116	93
特 地 勤 務 手 当	—	62,303	62,303	62,635
宿 日 直 手 当	—	678,320	678,320	678,391
期 末 手 当	1,286,269	27,511,342	28,797,611	28,766,268
勤 勉 手 当	911,338	24,042,532	24,953,870	24,926,808
寒 冷 地 手 当	—	173,416	173,416	176,630
住 居 手 当	101,472	2,102,200	2,203,672	2,198,203
単 身 赴 任 手 当	85,020	654,543	739,563	736,679
管理職員特別勤務手当	150	248,134	248,284	228,177
広 域 異 動 手 当	—	769,173	769,173	768,259
本府省業務調整手当	200,658	—	200,658	200,513
警 備 手 当	2,280	—	2,280	2,280
超 過 勤 務 手 当	755,508	3,562,656	4,318,164	4,315,561
休 職 者 給 与	495,714	—	495,714	451,628
短時間勤務職員給与				
任期付短時間勤務職員給与	1,884	10,932	12,816	12,816
公務災害補償費	112,437	—	112,437	91,159
退 職 手 当	21,997,193	—	21,997,193	19,922,450
国家公務員共済組合負担金	32,394,108	—	32,394,108	33,176,591
基礎年金等国家公務員共済組合負担金	7,936,833	—	7,936,833	7,901,205
育児休業手当金国家公務員共済組合負担金	13,615	—	13,615	12,164
計	71,949,319	194,295,316	266,244,635	264,556,763

(一) 職員基本給				(単位：千円)		明細 書 頁
項	目 の 区 分	区 分	人 員 (人)	金 額		
最 高 裁 判 所	職 員 俸 給	裁 判 官	15	270,408		4 7 1
		秘 書 官	15	88,580		
		一 般 職 員	994	4,005,682		
		指 定 の 職 他	9	89,208		
		計	985	3,916,474		
	扶 養 手 当		1,024	4,364,670		
	地 域 手 当	一 般 職 員	433	109,561		
		裁 判 官	15	54,082		
		秘 書 官	15	17,716		
		一 般 職 員	994	818,990		
		指 定 の 職 他	9	17,476		
下 級 裁 判 所	職 員 俸 給	計	985	801,514		
			1,024	890,788		
	合 計			5,365,019		
	職 員 俸 給	裁 判 官	3,866	29,517,905		
		認 証 官	8	126,240		
		指 定 の 相 他	2,961	25,869,048		
		秘 書 官	897	3,522,617		
		一 般 職 員	8	47,162		
	扶 養 手 当	指 定 の 職 他	20,801	83,625,905		
		計	16	146,796		
			20,785	83,479,109		
			24,675	113,190,972		
	地 域 手 当	裁 判 官	220	32,618		
		一 般 職 員	7,255	1,569,859		
		計	7,475	1,602,477		
	地 域 手 当	裁 判 官	3,143	4,005,158		
		認 証 官	8	20,107		
		指 定 の 相 他	2,460	3,521,036		
		秘 書 官	675	464,015		
		一 般 職 員	8	5,777		
	地 域 手 当	指 定 の 職 他	15,923	8,173,533		
		計	16	19,932		
			15,907	8,153,601		
			19,074	12,184,468		
	合 計			126,977,917		
所 管	計			132,342,936		

(二) 職員諸手当				明 細 書 頁
(1) 総 表		(単位：千円)		
区 分	最 高 裁 判 所	下 級 裁 判 所	所 管 計	4 7 2
管 理 職 手 当	103,563	3,430,946	3,534,509	
初任給調整手当	—	204,709	204,709	
通 勤 手 当	186,258	3,866,077	4,052,335	
特 殊 勤 務 手 当	—	116	116	
特 地 勤 務 手 当	—	62,303	62,303	
宿 日 直 手 当	—	678,320	678,320	
期 末 手 当	1,286,269	27,511,342	28,797,611	
勤 勉 手 当	911,338	24,042,532	24,953,870	
寒 冷 地 手 当	—	173,416	173,416	
住 居 手 当	101,472	2,102,200	2,203,672	
単 身 赴 任 手 当	85,020	654,543	739,563	
管理職員特別勤務手当	150	248,134	248,284	
広域異動手当	—	769,173	769,173	
本府省業務調整手当	200,658	—	200,658	
警 備 手 当	2,280	—	2,280	
計	2,877,008	63,743,811	66,620,819	
(2) 管理職手当 (単位：千円)				
区 分	最 高 裁 判 所	下 級 裁 判 所	所 管 計	
令和3年度概算要求額	103,563	3,430,946	3,534,509	
要求額内訳				
項	年額単価 (円)	人 員 (人)	金 額 (千円)	
最 高 裁 判 所	1,101,734	94	103,563	
下 級 裁 判 所	785,473	4,368	3,430,946	
所 管 計		4,462	3,534,509	

(3) 初任給調整手当

(単位：千円)

区 分	最 高 裁 判 所	下 級 裁 判 所	所 管 計
令和3年度概算要求額	—	204,709	204,709

要求額内訳

項	区 分	年額単価 (円)	人 員 (人)	金 額 (千円)
下 級 裁 判 所	裁 判 官	579,555	301	174,446
	一 般 職 員	2,017,533	15	30,263
所 管 計			316	204,709

(4) 通勤手当

(単位：千円)

区 分	最 高 裁 判 所	下 級 裁 判 所	所 管 計
令和3年度概算要求額	186,258	3,866,077	4,052,335

要求額内訳

項	区 分	年額単価(円)	人 員(人)	金 額(千円)
最 高 裁 判 所	裁 判 官	357,000	1	357
	秘 書 官	235,600	15	3,534
	一 般 職 員		956	182,367
	指 定 職	146,375	8	1,171
	そ の 他	191,135	948	181,196
	計		972	186,258
下 級 裁 判 所	裁 判 官		2,479	536,547
	認 証 官	76,000	1	76
	指定職相当	227,781	2,035	463,534
	そ の 他	164,643	443	72,937
	秘 書 官	192,000	8	1,536
	一 般 職 員		16,519	3,327,994
	指 定 職	185,909	11	2,045
	そ の 他	201,475	16,508	3,325,949
計			19,006	3,866,077
所 管 計			19,978	4,052,335

明 細
書 頁

4

7 2

(5) 特殊勤務手当 (単位：千円)

区 分	最 高 裁 判 所	下 級 裁 判 所	所 管 計
令和3年度概算要求額	—	116	116

要求額内訳

項	単 価 (円)	人 員 (人)	金 額 (千円)
下 級 裁 判 所	3,300	35	116

(6) 特地勤務手当 (単位：千円)

区 分	最 高 裁 判 所	下 級 裁 判 所	所 管 計
令和3年度概算要求額	—	62,303	62,303

要求額内訳

項	区 分	年額単価 (円)	人 員 (人)	金 額 (千円)
下 級 裁 判 所	裁 判 官		13	12,080
	指定職相当	989,667	9	8,907
	そ の 他	793,250	4	3,173
	一 般 職 員	577,276	87	50,223
所 管 計			100	62,303

(7) 宿日直手当 (単位：千円)

区 分	最 高 裁 判 所	下 級 裁 判 所	所 管 計
令和3年度概算要求額	—	678,320	678,320

要求額内訳

項	区 分	日額単価 (千円)	日 数 (日)	金 額 (千円)
下 級 裁 判 所	一 般 職 員	1,390	488	678,320

(8) 期末手当及び勤勉手当

項	区 分	基礎人員及び給与額(年額)		令和3年度概算要求額(千円)	
		人 員 (人)	金 額 (円)	期 末 手 当	勤 勉 手 当
最 高 裁 判 所	裁 判 官	15	324,490	127,804	—
	秘 書 官	15	106,296	26,147	19,685
	一 般 職 員	994		1,132,318	891,653
	指 定 職	9	106,684	17,313	25,475
	そ の 他	985	4,827,549	1,115,005	866,178
	計	1,024		1,286,269	911,338
下 級 裁 判 所	裁 判 官	3,866		5,946,281	7,949,184
	認 証 官	8	146,347	58,400	—
	指定職相当	2,961	29,586,874	4,857,218	6,982,561
	そ の 他	897	4,040,864	1,030,663	966,623
	秘 書 官	8	52,939	13,124	9,649
	一 般 職 員	20,801		21,551,937	16,083,699
	指 定 職	16	166,772	27,493	39,510
	そ の 他	20,785	93,753,294	21,524,444	16,044,189
	計	24,675		27,511,342	24,042,532
所 管	計	25,699		28,797,611	24,953,870

明 細
書 頁

4

7 2

(9) 寒冷地手当

(単位：千円)

区 分	最 高 裁 判 所	下 級 裁 判 所	所 管 計
令和3年度概算要求額	—	173,416	173,416

要求額内訳

項	区 分	年額単価 (円)	人 員 (人)	金 額 (千円)
下 級 裁 判 所	裁 判 官		268	21,495
	認 証 官	69,000	1	69
	指定職相当	81,216	199	16,162
	そ の 他	77,412	68	5,264
	秘 書 官	118,000	1	118
	一般職員		2,071	151,803
	指 定 職	93,500	2	187
	そ の 他	73,280	2,069	151,616
所 管 計			2,340	173,416

(10) 住居手当

(単位：千円)

区 分	最 高 裁 判 所	下 級 裁 判 所	所 管 計
令和3年度概算要求額	101,472	2,102,200	2,203,672

要求額内訳

項	区 分	年額単価 (円)	人 員 (人)	金 額 (千円)
最 高 裁 判 所	秘 書 官	336,000	3	1,008
	一 般 職 員	336,000	299	100,464
	計		302	101,472
下 級 裁 判 所	裁 判 官	336,000	291	97,776
	秘 書 官	336,000	4	1,344
	一 般 職 員	313,373	6,392	2,003,080
	計		6,687	2,102,200
所 管 計			6,989	2,203,672

明 細
書 頁

4

7 2

(11) 単身赴任手当

(単位：千円)

区 分	最 高 裁 判 所	下 級 裁 判 所	所 管 計
令和3年度概算要求額	85,020	654,543	739,563

要求額内訳

項	区 分	基礎人員（人）	内加算人員（人）	金 額（千円）
最 高 裁 判 所	秘 書 官	0	0	0
	一 般 職 員	107	107	85,020
	指 定 職	4	4	3,116
	そ の 他	103	103	81,904
	計	107	107	85,020
下 級 裁 判 所	裁 判 官	464	434	290,316
	認 証 官	4	4	3,041
	指定職相当	422	392	260,505
	そ の 他	38	38	26,770
	秘 書 官	0	0	0
	一 般 職 員	719	602	364,227
	指 定 職	4	4	2,682
	そ の 他	715	598	361,545
	計	1,183	1,036	654,543
所 管 計		1,290	1,143	739,563

明 細
書 頁

4

7 2

(1 2) 管理職員特別勤務手当

(単位：千円)

区 分	最 高 裁 判 所	下 級 裁 判 所	所 管 計
令和3年度概算要求額	150	248, 134	248, 284

要求額内訳

項	区 分	人 員 (人)	金 額 (千円)
最 高 裁 判 所	一 般 職 員	94	150
	指 定 職	0	0
	そ の 他	94	150
	計	94	150
下 級 裁 判 所	裁 判 官	3, 858	235, 439
	指定職相当	2, 961	195, 978
	そ の 他	897	39, 461
	一 般 職 員	4, 368	12, 695
	指 定 職	0	0
	そ の 他	4, 368	12, 695
	計	8, 226	248, 134
所 管 計		8, 320	248, 284

明 細
書 頁

4

7 2

(13) 広域異動手当

(単位：千円)

区 分	最高裁判所	下級裁判所	所 管 計
令和3年度概算要求額	—	769,173	769,173

要求額内訳

項	区 分	人 員 (人)	金 額 (千円)
下 級 裁 判 所	裁 判 官	446	218,404
	指定職相当	379	196,790
	そ の 他	67	21,614
	秘 書 官	0	0
	一 般 職 員	2,297	550,769
	指 定 職	1	44
	そ の 他	2,296	550,725
所 管 計		2,743	769,173

(14) 本府省業務調整手当

(単位：千円)

区 分	最高裁判所	下級裁判所	所 管 計
令和3年度概算要求額	200,658	—	200,658

要求額内訳

項	年額単価 (円)	人 員 (人)	金 額 (千円)
最 高 裁 判 所	281,823	712	200,658

(15) 警備手当

(単位：千円)

区 分	最高裁判所	下級裁判所	所 管 計
令和3年度概算要求額	2,280	—	2,280

要求額内訳

項	単価 (円)	人 員 (人)	金 額 (千円)
最 高 裁 判 所	600	3,800	2,280

(三) 超過勤務手当

区 分	令和3年度 首予算定員	控 除 人 員				対 象 人 員	年間総時間	単 価	令和3年度概算要求額		
		特別職	管理職	その他	計				既定定員分	特別分	計
最 高 裁 判 所	人 1,024	人 30	人 94	人 9	人 133	人 891	268,601	円 2,812.75	千円 755,508	0	千円 755,508
下 級 裁 判 所	24,675	3,874	4,368	16	8,258	16,417	1,353,202	2,632.76	3,562,656	0	3,562,656
所 管 計	25,699	3,904	4,462	25	8,391	17,308			4,318,164	0	4,318,164

明 細
書 頁

4

7 2

(四) 休職者給与

(単位：千円)

区 分	最高裁判所	下級裁判所	所 管 計
令和3年度概算要求額	495,714	—	495,714

要求額内訳

(単位：千円)

年 度	決 算 額 (見込み額)	給与改定率 平成30年度	給与改定率 令和元年度	推定決算額	対前年伸率
平成29年度	344,695	0.996777	1.000954	343,912	—
平成30年度	405,080	1.000000	1.000954	405,466	1.178982
令和元年度	405,419	1.000000	1.000000	405,419	0.999884
令和2年度	451,628	1.000000	1.000000	451,628	(1.113978)
令和3年度	495,714	1.000000	1.000000	495,714	(1.097615)

明 細
書 頁

4

(五) 短時間勤務職員給与				明 細 書 頁
任期付短時間勤務職員給与 (単位：千円)				4
区 分	最高裁判所	下級裁判所	所 管 計	7 2
令和3年度概算要求額	1, 884	10, 932	12, 816	
要求額内訳				
区 分	年額単価 (千円)	人 員 (人)	金 額 (千円)	
最 高 裁 判 所	1, 884	1	1, 884	
下 級 裁 判 所	3, 644	3	10, 932	
所 管 計		4	12, 816	

(六) 公務災害補償費

(単位：千円)

区 分	最高裁判所	下級裁判所	所 管 計
令和3年度概算要求額	112,437	—	112,437

要求額内訳

(単位：千円)

区 分	療養補償	休業補償	休業援護金	介護補償	障 害 補 償		障 害 特 別				遺族補償 年 金	遺族特別 給付(年金)	福祉事業 (リハビリテーション)	合 計
					年 金	一 時 金	支 給 金	給付(年金)	〃(一時金)	援 護 金				
金 額	29,294	4,554	1,149	2,004	21,597	13,389	3,420	4,293	2,060	15,400	11,897	2,380	1,000	112,437

明 細
書 頁

4

(七) 退職手当

明 細
書 頁

4

区 分				人 員	金 額
一 般 分	裁 判 官	普 通 退 職 （ 3 条 ）	自 己 都 合	16 人	96,378 千円
		公 務 外 傷 病 （ 3 条 ）		0	0
		公 務 外 死 亡 （ 3 条, 4 条 及 び 5 条 ）		3	78,526
		任 期 終 了	4 条	16	290,624
			5 条	13	467,818
			計	29	758,442
		計	48	933,346	
	一 般 職 員	普 通 退 職 （ 3 条 ）	自 己 都 合	113	679,933
		任 期 終 了	426	142,432	
			計	539	822,365
		公 務 外 傷 病 （ 3 条 ）		1	11,258
		公 務 外 死 亡 （ 3 条, 4 条 及 び 5 条 ）		16	249,759
計		556	1,083,382		
一 般 分 合 計		604	2,016,728		
定 年 分	裁 判 官	定 年 退 職	特 例 法	4 人	70,368 千円
			3 条	6	51,492
			4 条	26	481,398
			5 条	52	2,817,542
		計	88	3,420,800	
	一 般 職 員	定 年 退 職	3 条	0	0
			4 条	8	84,067
			5 条	559	12,658,556
		計	567	12,742,623	
	定 年 分 合 計		655	16,163,423	
特 別 分	裁 判 官	応募認定退職（3条）		2 人	14,514 千円
		応募認定退職（4条）		4	96,760
		応募認定退職（5条）		22	1,121,516
		計		28	1,232,790
	一 般 職 員	応募認定退職（3条）		0	0
		応募認定退職（4条）		3	28,797
		応募認定退職（5条）		106	2,555,455
		計		109	2,584,252
	特 別 分 合 計		137	3,817,042	
合 計	裁 判 官 合 計		164	5,586,936	
	一 般 職 員 合 計		1,232	16,410,257	
	合 計		1,396	21,997,193	

明細
書頁

4

4

* 短期負担金率 0.03856

	(千円)
公経済負担金	7,936,833

	(千円)
公経済負担金	13,615

定員合理化に伴う経費

「国家公務員の総人件費に関する基本方針」等について（平成２６年７月２５日閣議決定）に協力する定員合理化を５６人とし、そのうち業務改革による定員合理化以外のものを３６人とする。

明 細
書 頁

４

７２

<経費積算内訳>

1 要求額総表

(単位：千円)

区 分		人 件 費										
事 項	人員 (人)	職 員 基 本 給			職 員 諸 手 当					超過勤 務手当	共済組合 負 担 金	計
		職 員 俸 給	地 域 手 当	計	通 勤 手 当	期 末 手 当	勤 勉 手 当	本府省業務 調整手当	計			
定員合理化												
(項) 最高裁判所	△ 13	△ 49,686	△ 9,938	△ 59,624	△ 1,314	△ 13,484	△ 9,853	△ 2,310	△ 26,961	△ 12,508	△ 27,574	△ 126,667
(項) 下級裁判所	△ 23	△ 69,808	△ 2,094	△ 71,902	△ 2,325	△ 15,618	△ 11,413	0	△ 29,356	△ 3,771	0	△ 105,029
計	△ 36	△ 119,494	△ 12,032	△ 131,526	△ 3,639	△ 29,102	△ 21,266	△ 2,310	△ 56,317	△ 16,279	△ 27,574	△ 231,696

明 細
書 頁

4
7 2

2 要 求 額 表

(単位：千円)

区 分	定 員 合 理 化		合 計
	最 高 裁	下 級 裁	
人 員 (人)	△ 13	△ 23	△ 36
職 員 基 本 給	△ 59,624	△ 71,902	△ 131,526
職 員 俸 給	△ 49,686	△ 69,808	△ 119,494
地 域 手 当	△ 9,938	△ 2,094	△ 12,032
職 員 諸 手 当	△ 26,961	△ 29,356	△ 56,317
通 勤 手 当	△ 1,314	△ 2,325	△ 3,639
本府省業務調整手当	△ 2,310	0	△ 2,310
期 末 手 当	△ 13,484	△ 15,618	△ 29,102
勤 勉 手 当	△ 9,853	△ 11,413	△ 21,266
超 過 勤 務 手 当	△ 12,508	△ 3,771	△ 16,279
国家公務員共済組合負担金	△ 11,793	△ 15,781	△ 27,574
長 期	△ 8,484	△ 11,350	△ 19,834
短 期	△ 3,295	△ 4,406	△ 7,701
事 務 費	△ 14	△ 25	△ 39
合 計	△ 110,886	△ 120,810	△ 231,696

区 分	最 高 裁 判 所					最 高 裁 判 所						
	行 (一) 3 級 事務官 △ 11 人 (定員合理化)					行 (二) 2 級 △ 2 人 (定員合理化)						
	金 額 (千円)	積 算				金 額 (千円)	積 算					
職 員 基 本 給	△ 52,162					△ 7,462						
職 員 俸 給	△ 43,468	329,300 円×	△ 11 人×	12 月		△ 6,218	259,100 円×	△ 2 人×	12 月			
地 域 手 当	△ 8,694	65,860 円×	△ 11 人×	12 月		△ 1,244	51,820 円×	△ 2 人×	12 月			
職 員 諸 手 当	△ 23,961					△ 3,000						
通 勤 手 当	△ 1,112	8,427 円×	△ 11 人×	12 月		△ 202	8,427 円×	△ 2 人×	12 月			
期 末 手 当	△ 11,867	539,393 円×	△ 11 人			△ 1,617	404,196 円×	△ 2 人				
		539,393 円×	△ 11 人				404,196 円×	△ 2 人				
勤 勉 手 当	△ 8,672	394,172 円×	△ 11 人			△ 1,181	295,374 円×	△ 2 人				
		394,172 円×	△ 11 人				295,374 円×	△ 2 人				
本府省業務調整手当	△ 2,310	17,500 円×	△ 11 人×	12 月		0						
超過勤務手当	△ 10,943	2,941.64 円×	△ 11 人×	12 月×	32 時間×	38.75 / 44	△ 1,565	2,314.54 円×	△ 2 人×	12 月×	32 時間×	38.75 / 44
国家公務員 共済組合負担金	△ 10,334					△ 1,459						
長期負担金	△ 7,435	411,625 円×	△ 11 人×	12 月×	0.09930	△ 1,049	323,875 円×	△ 2 人×	12 月×	0.09930		
		△ 20,539 千円×					△ 2,798 千円×					
短期負担金	△ 2,887	411,625 円×	△ 11 人×	12 月×	0.03856	△ 408	323,875 円×	△ 2 人×	12 月×	0.03856		
		△ 20,539 千円×					△ 2,798 千円×					
事 務 費	△ 12	999.00 円×	△ 11 人×	1.10 ×	1.00	△ 2	999.00 円×	△ 2 人×	1.10 ×	1.00		
合 計	△ 97,400					△ 13,486						

区 分	下 級 裁 判 所					下 級 裁 判 所						
	行 (二) 3 級 △ 1 人 (定員合理化)					行 (二) 2 級 △ 19 人 (定員合理化)						
	金 額 (千円)	積 算				金 額 (千円)	積 算					
職 員 基 本 給	△ 3,702					△ 60,847						
職 員 俸 給	△ 3,594	299,500 円×	△ 1 人×	12 月		△ 59,075	259,100 円×	△ 19 人×	12 月			
地 域 手 当	△ 108	8,985 円×	△ 1 人×	12 月		△ 1,772	7,773 円×	△ 19 人×	12 月			
職 員 諸 手 当	△ 1,558					△ 24,738						
通 勤 手 当	△ 101	8,427 円×	△ 1 人×	12 月		△ 1,921	8,427 円×	△ 19 人×	12 月			
期 末 手 当	△ 842	421,081 円×	△ 1 人			△ 13,183	346,934 円×	△ 19 人				
		421,081 円×	△ 1 人				346,934 円×	△ 19 人				
勤 勉 手 当	△ 615	307,713 円×	△ 1 人			△ 9,634	253,529 円×	△ 19 人				
		307,713 円×	△ 1 人				253,529 円×	△ 19 人				
本府省業務調整手当	0					0						
超過勤務手当	△ 194	2,296.41 円×	△ 1 人×	12 月×	8 時間×	38.75 / 44	△ 3,191	1,986.65 円×	△ 19 人×	12 月×	8 時間×	38.75 / 44
国家公務員 共済組合負担金	△ 821					△ 13,346						
長期負担金	△ 591	374,375 円×	△ 1 人×	12 月×	0.09930	△ 9,598	323,875 円×	△ 19 人×	12 月×	0.09930		
		△ 1,457 千円×			0.09930		△ 22,817 千円×			0.09930		
短期負担金	△ 229	374,375 円×	△ 1 人×	12 月×	0.03856	△ 3,727	323,875 円×	△ 19 人×	12 月×	0.03856		
		△ 1,457 千円×			0.03856		△ 22,817 千円×			0.03856		
事 務 費	△ 1	999.00 円×	△ 1 人×	1.10 ×	1.00	△ 21	999.00 円×	△ 19 人×	1.10 ×	1.00		
合 計	△ 6,275					△ 102,122						

区 分	下 級 裁 判 所					
	行 (二) 1 級 △ 3 人 (定員合理化)					
	金 額 (千円)	積 算				
職 員 基 本 給	△ 7,353					
職 員 俸 給	△ 7,139	198,300 円×	△ 3 人×	12 月		
地 域 手 当	△ 214	5,949 円×	△ 3 人×	12 月		
職 員 諸 手 当	△ 3,060					
通 勤 手 当	△ 303	8,427 円×	△ 3 人×	12 月		
期 末 手 当	△ 1,593	265,523 円×	△ 3 人			
		265,523 円×	△ 3 人			
勤 勉 手 当	△ 1,164	194,036 円×	△ 3 人			
		194,036 円×	△ 3 人			
本府省業務調整手当	0					
超過勤務手当	△ 386	1,520.46 円×	△ 3 人×	12 月×	8 時間×	38.75 / 44
国家公務員 共済組合負担金	△ 1,614					
長期負担金	△ 1,161	247,875 円×	△ 3 人×	12 月×	0.09930	
		△ 2,757 千円×	0.09930			
短期負担金	△ 450	247,875 円×	△ 3 人×	12 月×	0.03856	
		△ 2,757 千円×	0.03856			
事 務 費	△ 3	999.00 円×	△ 3 人×	1.10 ×	1.00	
合 計	△ 12,413					

増 員 要 求 に 伴 う 経 費

令 和 3 年 度 増 加 要 求 人 員 表

区 分 官 職		事件処理の支援のための体制強化	国家公務員のワークライフバランス推進
行 (一)	書 記 官		2
	事 務 官	3 1	3

明 細
書 頁

5
7 3

第1 事件処理の支援のための体制強化のための増員

(必要性)

裁判所は、裁判部門において実際の事件処理を行っているほか、事件処理には直接関与しないものの、司法行政部門において、裁判事務の合理的、効率的な運用を図り、事件処理が円滑に進むよう裁判部門の支援を行っている。

内閣官房に設置された「裁判手続等のIT化検討会」において、民事訴訟手続の全面IT化として、e提出（主張証拠のオンライン提出等）、e法廷（ウェブ会議・テレビ会議の導入・拡大等）及びe事件管理（訴訟記録への随時オンラインアクセス等）の「3つのe」を目指すことが確認されたところ、令和2年7月の政府の成長戦略に関する閣議決定においては、裁判所に対し、(a)現行民事訴訟法の下でのウェブ会議等を活用した非対面での運用について、令和2年度中の全国の地裁本庁での開始、令和3年度から地裁支部での順次開始、これら状況を見ながら高裁等での順次拡大の検討、(b)令和4年中の民事訴訟法等の改正を前提に、1)早ければ令和4年度中に、非対面での争点整理手続の運用拡大、非対面での和解期日等の運用開始、2)早ければ令和5年度からの非対面での口頭弁論期日の運用開始、(c)現行民事訴訟法の下での準備書面等の電子提出の運用について、令和3年度中に一部の庁での速やかな運用開始を目指すとともにその後に電子提出の利用の普及促進、(d)民事訴訟法等の改正を前提としたオンライン申立ての本格実施に関しては、法制審議会の調査審議と並行してシステム開発に向けた検討や規則改正のための検討を実施した上で、IT化の全体計画の策定のための取組を進め、令和7年度中に当事者等による電子提出等の本格的な利用を可能とすることを目指し、一部について先行した運用開始の検討、(e)本人訴訟への裁判所でのIT支援の検討、利用者目線で使いやすい事件管理システムの構築、(f)計画的かつ適正迅速な裁判を実現するための運用改善の検討等が求められており、これら民事訴訟手続のIT化に関する具体的な方策について、新たな制度や運用の在り方の検討を加速させるとともに、ウェブ会議の活用を始めとした段階的な実施、運用拡大を同時並行で推進していく必要がある。

また、同閣議決定においては、法制審議会における民事訴訟手続のIT化の検討も踏まえつつ、令和2年度中に家事事件手続及び民事保全、執行、倒産手続等のIT化のスケジュールを検討すること、刑事手続において可能な分野における効率化、非対面・遠隔化等を目指すべく、令和2年度中に、令状請求・発付を始めとする書類のオンライン受交付、刑事書類の電子データ化、オンラインを活用した公判など、捜査・公判のIT化方策の検討を開始することとされており、民事訴訟手続以外の分野においてもIT化後の具体的な運用の在り方等について検討していく必要がある。

更に、各分野のIT化に伴う法制面の検討に適切に対応することに加え、近時の社会経済情勢の変化等を受けて裁判手続に関連する各種法改正の議論や具体的な法制化の検討が活発に行われているところ、裁判所としても、法制審議会等における検討に適切に関与するとともに、法改正に伴う裁判事務の変化に対応するための検討や準備を着実に進めていく必要がある。

明 細
書 頁

5

(令和３年度の要求人員) 以上のような状況に対応するために、令和３年度は、事務官３１人の増員を要求する。	明 細 書 頁

第2 国家公務員のワークライフバランス推進のための増員

(必要性)

政府では、少子高齢化の進行とともに生産年齢人口が減少する中で、経済社会が持続的に発展していくためにも、最大の潜在力である「女性の力」を最大限発揮できるようにし、「女性が輝く社会」、「男女共同参画社会」を実現することが重要であり、国が率先して取り組む必要があるとしている。また、政府では、国が率先して女性職員の採用・登用の拡大に取り組み、多様な人材をいかすダイバーシティマネジメントを進めることは、国民のニーズをきめ細かく把握し、新しい発想による政策対応や行政サービスを可能とし、子育てや介護を担う男女を含む組織全員の力を最大限発揮できるようになるなど、政策の質と行政サービスの向上のためにも必要であるとして、女性職員の活躍を推進するに当たっては、男女全ての職員の「働き方改革」により仕事と生活の調和（ワークライフバランス）を実現することが不可欠であるとし、同取組のための二つの改革として、先に述べた「働き方改革」と「育児・介護等と両立して活躍できるための改革」を挙げている（「国家公務員の女性活躍とワークライフバランス推進のための取組指針（女性職員活躍・ワークライフバランス推進協議会決定）」）。

裁判所は、「女性職員活躍・ワークライフバランス推進協議会」の構成員ではないため、同協議会が決定した取組指針に基づく取組計画を策定・公表することは求められていないが、裁判所としても、同取組指針の趣旨や目的については賛同するところであり、裁判所特定事業主行動計画を定め、「働き方改革」「育児・介護等と両立して活躍できるための改革」に積極的に取り組んでいるところであるが、裁判所は裁判官以外の裁判所職員に占める女性の割合が約4割、裁判所職員の採用者全体に占める女性割合が5割を超えており、育児時間取得者等によるマンパワー不足が100人分を超える状況である。このような状況については、実務面での調整を行うことで対応しているものの、なお実態上困難な場合が生じており、司法に対する国民の期待に応え、適正に事務処理を行っていくためには、そうした実態上の困難をカバーし、職員のワークライフバランスの推進を進めていく必要がある。

(令和3年度の要求人員)

以上のような状況に対応するために、令和3年度は、書記官2人、事務官3人の増員を要求する。

明 細
書 頁

7 3

<経費積算内訳>

1 要求額総表

(単位：千円)

区 分		人 件 費										
事 項	人員 (人)	職 員 基 本 給			職 員 諸 手 当					超過勤 務手当	共済組合 負 担 金	計
		職 員 俸 給	地 域 手 当	計	通 勤 手 当	本府省業務 調整手当	期 末 手 当	勤 勉 手 当	計			
増員												
(項) 最高裁判所	31	86,118	17,224	103,342	3,135	6,510	15,282	11,167	36,094	21,680	21,268	182,384
(項) 下級裁判所	5	13,026	1,302	14,328	505	0	2,083	1,522	4,110	752	0	19,190
計	36	99,144	18,526	117,670	3,640	6,510	17,365	12,689	40,204	22,432	21,268	201,574

明 細
書 頁

5
7 3

2 官 職 別 要 求 額 表

(単位：千円)

区 分	一 般 職		合 計
	書 記 官	事 務 官	
人 員 (人)	2	34	36
職 員 基 本 給	5,161	112,509	117,670
職 員 俸 給	4,692	94,452	99,144
地 域 手 当	469	18,057	18,526
職 員 諸 手 当	1,460	38,744	40,204
通 勤 手 当	202	3,438	3,640
本府省業務調整手当	0	6,510	6,510
期 末 手 当	727	16,638	17,365
勤 勉 手 当	531	12,158	12,689
超 過 勤 務 手 当	271	22,161	22,432
国家公務員共済組合負担金	984	20,284	21,268
長 期	707	14,584	15,291
短 期	275	5,663	5,938
事 務 費	2	37	39
合 計	7,876	193,698	201,574

明 細
書 頁

5

7 3

区 分	下 級 裁 判 所					最 高 裁 判 所				
	行 (一) 2 級 書記官 2 人 (増員)					行 (一) 3 級 事務官 31 人 (増員)				
	金 額 (千円)	積 算				金 額 (千円)	積 算			
職 員 基 本 給	5,161					103,342				
職 員 俸 給	4,692	195,500 円 ×	2 人 ×	12 月		86,118	231,500 円 ×	31 人 ×	12 月	
地 域 手 当	469	19,550 円 ×	2 人 ×	12 月		17,224	46,300 円 ×	31 人 ×	12 月	
職 員 諸 手 当	1,460					36,094				
通 勤 手 当	202	8,427 円 ×	2 人 ×	12 月		3,135	8,427 円 ×	31 人 ×	12 月	
期 末 手 当	727	83,869 円 ×	2 人			15,282	113,759 円 ×	31 人		
		279,565 円 ×	2 人				379,197 円 ×	31 人		
勤 勉 手 当	531	61,289 円 ×	2 人			11,167	83,131 円 ×	31 人		
		204,297 円 ×	2 人				277,105 円 ×	31 人		
本府省業務調整手当	0					6,510	17,500 円 ×	31 人 ×	12 月	
超過勤務手当	271	1,600.87 円 ×	2 人 ×	12 月 ×	8 時間 × 38.75 / 44	21,680	2,067.99 円 ×	31 人 ×	12 月 ×	32 時間 × 38.75 / 44
国家公務員 共済組合負担金	984					18,521				
長期負担金	707	244,375 円 ×	2 人 ×	12 月 ×	0.09930	13,316	289,375 円 ×	31 人 ×	12 月 ×	0.09930
		1,258 千円 ×			0.09930		26,449 千円 ×			0.09930
短期負担金	275	244,375 円 ×	2 人 ×	12 月 ×	0.03856	5,171	289,375 円 ×	31 人 ×	12 月 ×	0.03856
		1,258 千円 ×			0.03856		26,449 千円 ×			0.03856
事 務 費	2	999.00 円 ×	2 人 ×	1.10 ×	1.00	34	999.00 円 ×	31 人 ×	1.10 ×	1.00
合 計	7,876					179,637				

明 細

書 頁

7 3

区 分	下 級 裁 判 所					
	行 (一) 3 級 事務官		3 人 (増員)			
	金 額 (千円)	積 算				
職 員 基 本 給	9,167					
職 員 俸 給	8,334	231,500 円×	3 人×	12 月		
地 域 手 当	833	23,150 円×	3 人×	12 月		
職 員 諸 手 当	2,650					
通 勤 手 当	303	8,427 円×	3 人×	12 月		
期 末 手 当	1,356	104,278 円×	3 人			
		347,596 円×	3 人			
勤 勉 手 当	991	76,203 円×	3 人			
		254,012 円×	3 人			
本府省業務調整手当	0					
超過勤務手当	481	1,895.66 円×	3 人×	12 月×	8 時間×	38.75 / 44
国家公務員 共済組合負担金	1,763					
長期負担金	1,268	289,375 円×	3 人×	12 月×	0.09930	
		2,347 千円×			0.09930	
短期負担金	492	289,375 円×	3 人×	12 月×	0.03856	
		2,347 千円×			0.03856	
事 務 費	3	999.00 円×	3 人×	1.10 ×	1.00	
合 計	14,061					

振替定員に伴う経費

<経費積算内訳>

1 要求額総表

(単位：千円)

区 分		人 件 費									
事 項	人員 (人)	職 員 基 本 給			職 員 諸 手 当				超過勤 務手当	共済組合 負 担 金	計
		職 員 俸 給	地 域 手 当	計	通 勤 手 当	期 末 手 当	勤 勉 手 当	計			
振替											
(項) 最高裁判所	0	0	0	0	0	0	0	0	0	△ 3,607	△ 3,607
(項) 下級裁判所	0	△ 11,664	△ 1,166	△ 12,830	0	△ 6,694	△ 4,891	△ 11,585	△ 673	0	△ 25,088
計	0	△ 11,664	△ 1,166	△ 12,830	0	△ 6,694	△ 4,891	△ 11,585	△ 673	△ 3,607	△ 28,695

明 細
書 頁

5
7 3

2 要 求 額 表

(単位 : 千円)

区 分	一般職				合 計
	下 級 裁		下 級 裁		
	行(一)4級 (事務官)	行(一)4級 (速記官)	行(一)2級 (事務官)	行(一)2級 (事務官)	
人 員 (人)	2	△ 2	20	△ 20	0
職 員 基 本 給	9,641	△ 9,641	51,612	△ 64,442	△ 12,830
職 員 俸 給	8,765	△ 8,765	46,920	△ 58,584	△ 11,664
地 域 手 当	876	△ 876	4,692	△ 5,858	△ 1,166
職 員 諸 手 当	4,179	△ 4,179	14,603	△ 26,188	△ 11,585
通 勤 手 当	202	△ 202	2,022	△ 2,022	0
期 末 手 当	2,298	△ 2,298	7,269	△ 13,963	△ 6,694
勤 勉 手 当	1,679	△ 1,679	5,312	△ 10,203	△ 4,891
超 過 勤 務 手 当	506	△ 506	2,707	△ 3,380	△ 673
国家公務員共済組合負担金	2,060	△ 2,060	9,842	△ 13,449	△ 3,607
長 期	1,482	△ 1,482	7,073	△ 9,671	△ 2,598
短 期	576	△ 576	2,747	△ 3,756	△ 1,009
事 務 費	2	△ 2	22	△ 22	0
合 計	16,386	△ 16,386	78,764	△ 107,459	△ 28,695

区 分	下 級 裁 判 所					下 級 裁 判 所						
	行 (一) 4 級 事務官 2 人 (振替)					行 (一) 4 級 速記官 △ 2 人 (振替)						
	金 額 (千円)	積 算				金 額 (千円)	積 算					
職 員 基 本 給	9,641					△ 9,641						
職 員 俸 給	8,765	365,200 円×	2 人×	12 月		△ 8,765	365,200 円×	△ 2 人×	12 月			
地 域 手 当	876	36,520 円×	2 人×	12 月		△ 876	36,520 円×	△ 2 人×	12 月			
職 員 諸 手 当	4,179					△ 4,179						
通 勤 手 当	202	8,427 円×	2 人×	12 月		△ 202	8,427 円×	△ 2 人×	12 月			
期 末 手 当	2,298	574,459 円×	2 人			△ 2,298	574,459 円×	△ 2 人				
		574,459 円×	2 人				574,459 円×	△ 2 人				
勤 勉 手 当	1,679	419,797 円×	2 人			△ 1,679	419,797 円×	△ 2 人				
		419,797 円×	2 人				419,797 円×	△ 2 人				
超過勤務手当	506	2,990.47 円×	2 人×	12 月×	8 時間×	38.75 / 44	△ 506	2,990.47 円×	△ 2 人×	12 月×	8 時間×	38.75 / 44
国家公務員 共済組合負担金	2,060					△ 2,060						
長期負担金	1,482	456,500 円×	2 人×	12 月×	0.09930	△ 1,482	456,500 円×	△ 2 人×	12 月×	0.09930		
		3,977 千円×			0.09930		△ 3,977 千円×			0.09930		
短期負担金	576	456,500 円×	2 人×	12 月×	0.03856	△ 576	456,500 円×	△ 2 人×	12 月×	0.03856		
		3,977 千円×			0.03856		△ 3,977 千円×			0.03856		
事 務 費	2	999.00 円×	2 人×	1.10 ×	1.00	△ 2	999.00 円×	△ 2 人×	1.10 ×	1.00		
合 計	16,386					△ 16,386						

区 分	下 級 裁 判 所					下 級 裁 判 所						
	行 (一) 2 級 事務官 20 人 (振替)					行 (一) 2 級 事務官 △ 20 人 (振替)						
	金 額 (千円)	積 算				金 額 (千円)	積 算					
職 員 基 本 給	51,612					△ 64,442						
職 員 俸 給	46,920	195,500 円×	20 人×	12 月		△ 58,584	244,100 円×	△ 20 人×	12 月			
地 域 手 当	4,692	19,550 円×	20 人×	12 月		△ 5,858	24,410 円×	△ 20 人×	12 月			
職 員 諸 手 当	14,603					△ 26,188						
通 勤 手 当	2,022	8,427 円×	20 人×	12 月		△ 2,022	8,427 円×	△ 20 人×	12 月			
期 末 手 当	7,269	83,869 円×	20 人			△ 13,963	349,063 円×	△ 20 人				
		279,565 円×	20 人				349,063 円×	△ 20 人				
勤 勉 手 当	5,312	61,289 円×	20 人			△ 10,203	255,084 円×	△ 20 人				
		204,297 円×	20 人				255,084 円×	△ 20 人				
超過勤務手当	2,707	1,600.87 円×	20 人×	12 月×	8 時間×	38.75 / 44	△ 3,380	1,998.83 円×	△ 20 人×	12 月×	8 時間×	38.75 / 44
国家公務員 共済組合負担金	9,842					△ 13,449						
長期負担金	7,073	244,375 円×	20 人×	12 月×	0.09930	△ 9,671	305,125 円×	△ 20 人×	12 月×	0.09930		
		12,581 千円×			0.09930		△ 24,166 千円×			0.09930		
短期負担金	2,747	244,375 円×	20 人×	12 月×	0.03856	△ 3,756	305,125 円×	△ 20 人×	12 月×	0.03856		
		12,581 千円×			0.03856		△ 24,166 千円×			0.03856		
事 務 費	22	999.00 円×	20 人×	1.10 ×	1.00	△ 22	999.00 円×	△ 20 人×	1.10 ×	1.00		
合 計	78,764					△ 107,459						

施 設 費

目 次

1	要求	-----	7 6 3
2	要望	-----	7 6 6

【要求】				明 細
事 項	庁 数	要 求 額	備 考	書 頁
(I) 裁判所施設費	庁	千円		
1 裁判所施設整備に必要な経費		14,624,474		1 2 3
(1) 裁判所庁舎等の施設整備に必要な経費		13,725,073		1 2 4
ア 施設一般整備		9,979,256		
① 庁舎新営	14	7,427,630		
継 続 分	11	7,392,586	本庁 5庁, 支部 6庁	
新 規 分	3	35,044	本庁 1庁, 支部 2庁	
② 執務体制確立		114,023		
継 続 分	1	114,023	本庁 1庁	
③ 各所新営		761,320		
④ 特別修繕		1,676,283		
イ 施設特別整備		3,745,817		
① 耐震改修	3	1,816,457	本庁 1庁, 簡裁 2庁	
② 非構造部材耐震化		291,295		
③ 受変電設備改修	1	548,350	本庁 1庁	
④ 空調設備改修	2	749,834	本庁 1庁, 研修所 1庁	
⑤ 消防用設備改修	2	297,141	本庁 2庁	
⑥ 設備改修（電気・機械）	1	42,740	本庁 1庁	
(2) 裁判所庁舎の新営等に必要な経費		899,401		
合 計		14,624,474		

事 項	構 造	面 積	要求額	工事内容	営繕工事を必要とする理由	摘 要		
						現 庁 舎 状 況		
						面 積	建築年	経年
		m ²	千円			m ²	年	年
(Ⅰ)裁判所施設費			14,624,474					
1 裁判所施設整備に必要な経費			14,624,474					
(1) 裁判所庁舎等の施設整備に必要な経費			13,725,073					
ア 施設一般整備			9,979,256					
① 庁舎新営			7,427,630					
継続分(11庁)			7,392,586					
東京高等・地方裁判所中目黒分室 (仮称)	SRC 5-1	16,434	2,948,858	完 成	庁舎狭隘のため	140,377	昭 58	38
津地方・家庭・簡易裁判所	SRC 5-1	9,658	214,597	解 体	老朽庁舎で狭隘であり、かつ施設の不備のため	8,007	昭 39	57
鳥取地方・家庭・簡易裁判所	SRC 3-1	6,922	157,949	仮 庁	老朽庁舎で狭隘であり、かつ施設の不備のため	6,148	昭 40	56
佐賀地方・家庭・簡易裁判所	SRC 5-1	8,592	197,030	仮 庁	老朽庁舎で狭隘であり、かつ施設の不備のため	6,540	昭 40	56
仙台高等裁判所秋田支部秋田地方・ 家庭・簡易裁判所	SRC 6-1	10,112	1,277,976	軀 体	老朽庁舎で狭隘であり、かつ施設の不備のため	7,421	昭 43	53
神戸地方・家庭裁判所柏原支部	RC 2	1,420	470,184	完 成	老朽庁舎で狭隘であり、かつ施設の不備のため	826	昭 37	59
大津地方・家庭裁判所彦根支部	RC 3	1,889	594,716	完 成	老朽, 狭隘, かつ施設の不備があり, 移転要請のため	1,350	昭 39	57
津地方・家庭裁判所伊賀支部	RC 2	1,640	259,174	軀 体	老朽庁舎で狭隘であり、かつ施設の不備のため	1,019	昭 41	55
富山地方・家庭裁判所高岡支部	RC 3	3,560			老朽庁舎で狭隘であり、かつ施設の不備のため	2,614	昭 36	60
広島地方・家庭裁判所福山支部	SRC 4	5,565	757,854	軀 体	老朽庁舎で狭隘であり、かつ施設の不備のため	3,532	昭 51	45
松江地方・家庭裁判所浜田支部	RC 2	1,560	514,248	完 成	老朽庁舎で狭隘であり、かつ施設の不備のため	1,209	昭 45	51
新規分(3庁)			35,044					
富山地方・家庭・簡易裁判所	SRC 4-1	7,676	14,974	調 査	老朽庁舎で狭隘であり、かつ施設の不備のため	5,919	昭 40	56
静岡地方・家庭裁判所沼津支部	SRC 5	7,762	13,321	調 査	老朽庁舎で狭隘であり、かつ施設の不備のため	5,460	昭 35	61
盛岡地方・家庭裁判所二戸支部	RC 2	982	6,749	調 査	老朽かつ施設の不備があり, 移転要請のため	1,100	昭 50	46

明 細
書 頁

1 2 3

1 2 4

事 項	構 造	面 積	要求額	工事内容	営繕工事を必要とする理由	摘 要		
						現 庁 舎 状 況		
						面 積	建築年	経年
		m ²	千円			m ²	年	年
② 執務体制確立			114,023					
継続分(1庁)			114,023					
熊本家庭裁判所	S 2	918	114,023	完 成	執務体制確立に伴い、庁舎狭隘のため	3,194	昭 48	48
③ 各所新営								
外装等整備			761,320					
④ 特別修繕								
設備改修等			1,676,283					
イ 施設特別整備			3,745,817					
① 耐震改修			1,816,457					
② 非構造部材耐震化			291,295					
③ 受変電設備改修			548,350					
④ 空調設備改修			749,834					
⑤ 消防用設備改修			297,141					
⑥ 設備改修（電気・機械）			42,740					
(2) 裁判所庁舎の新営等に必要な経費			899,401					
施設施工旅費			77,384					
施設施工庁費			822,017					
合 計			14,624,474					

明 細
書 頁
1 2 3
1 2 4

【要望】

事	項	序 数	要 求 額	備 考
		序	千円	
(I)	裁判所施設費		1,663,854	
1	裁判所施設整備に必要な経費		1,663,854	
(1)	裁判所庁舎等の施設整備に必要な経費		1,648,457	
ア	施設一般整備		1,648,457	
④	特別修繕		1,648,457	
(2)	裁判所庁舎の新営等に必要な経費		15,397	
合	計		1,663,854	

明 細

書 頁

要望

2

事 項	構 造	面 積	要求額	工事内容	営繕工事を必要とする理由	摘 要		
						現 庁 舎 状 況		
						面 積	建築年	経年
(Ⅰ)裁判所施設費		m ²	千円			m ²	年	年
1 裁判所施設整備に必要な経費			1,663,854					
(1) 裁判所庁舎等の施設整備に必要な経費			1,648,457					
ア 施設一般整備			1,648,457					
④ 特別修繕			1,648,457					
(2) 裁判所庁舎の新営等に必要な経費			15,397					
施設施工旅費			9,294					
施設施工庁費			6,103					
合 計			1,663,854					

明 細
書 頁

要望

2

(参 考)

(中事項) 共通経費 内訳

目 次

A	(項) 最高裁判所 (大事項) 最高裁判所の事務処理に必要な経費	(要求	6 頁)	-----	7 7 1
B	(項) 最高裁判所 (大事項) 裁判運営の充実に必要な経費	(要求	2 9 頁)	-----	7 7 3
C	(項) 最高裁判所 (大事項) 裁判所職員の研修に必要な経費	(要求	5 0 頁)	-----	7 7 5
D	(項) 下級裁判所 (大事項) 下級裁判所の事務処理に必要な経費	(要求	7 4 頁)	-----	7 7 7
E	(項) 下級裁判所 (大事項) 裁判運営の充実に必要な経費	(要求	8 4 頁)	-----	7 7 9

A(項)最高(大事項)事務処理

目	費途別区分	局課	共通経費計上前の			経費名	2年度 予算額 (千円)	3年度 要求額 (千円)
			中事項	小事項	目細			
庁費合計							187,737	204,012
庁費小計	備品費小計						30,809	34,656
庁費	備品費	経理	共通経費		備品費	備品費	30,809	34,656
庁費小計	消耗品費小計						46,037	45,640
庁費	消耗品費	経理	共通経費		消耗品費	消耗品費	46,037	45,640
庁費小計	被服費小計						581	2,057
庁費	被服費	経理	共通経費		被服費	被服費	581	2,057
庁費小計	印刷製本費小計						4,001	5,021
庁費	印刷製本費	経理	共通経費		印刷製本費	印刷製本費	4,001	5,021
庁費小計	通信運搬費小計						27,537	30,114
庁費	通信運搬費	経理	共通経費		通信運搬費	通信運搬費	27,537	30,114
庁費小計	借料及び損料小計						2,462	3,519
庁費	借料及び損料	経理	共通経費		借料及び損料	借料及び損料	2,462	3,519
庁費小計	会議費小計						125	129
庁費	会議費	秘書	経常事務費	委員会	会議費	情報公開・個人情報保護審査委員会	7	5
庁費	会議費	総務	経常事務費	委員会	会議費	一般規則制定諮問委員会	6	6
庁費	会議費	総務	経常事務費	委員会	会議費	下級裁判所裁判官指名諮問委員会	68	68
庁費	会議費	総務	経常事務費	委員会	会議費	検証検討会	9	8
庁費	会議費	総務	経常事務費	委員会	会議費	最高裁判所行政不服審査委員会	1	1
庁費	会議費	総務	経常事務費	委員会	会議費	裁判所職員再就職等監視委員会	1	1
庁費	会議費	人事	経常事務費	委員会	会議費	司法修習生考試委員会	2	2
庁費	会議費	人事	経常事務費	委員会	会議費	簡易裁判所判事選考委員会	3	3
庁費	会議費	民事	経常事務費	委員会	会議費	民事規則制定諮問委員会	10	10
庁費	会議費	刑事	経常事務費	委員会	会議費	刑事規則制定諮問委員会	5	11
庁費	会議費	家庭	経常事務費	委員会	会議費	家庭規則制定諮問委員会	6	6
庁費	会議費	図書	経常事務費	委員会	会議費	最高裁判所図書館委員会	1	1
庁費	会議費	経理	機構の維持	会計事務の充実	会議費	入札監視委員会	1	1
庁費	会議費	経理	機構の維持	会計事務の充実	会議費	契約監視委員会	1	1
庁費	会議費	経理	機構の維持	会計事務の充実	会議費	総合評価審査委員会	1	2
庁費	会議費	人事	人事行政充実	(人事行政充実)	会議費	裁判所職員倫理審査会	2	2
庁費	会議費	人事	人事行政充実	(人事行政充実)	会議費	裁判所職員退職手当審査会	1	1
庁費小計	雑役務費小計						58,790	58,790
庁費	雑役務費	経理	共通経費		雑役務費	雑役務費	58,790	58,790
庁費小計	自動車維持費小計						6,468	13,722
庁費	自動車維持費	経理	経常事務費	基本経費	自動車維持費	自動車維持費	6,468	13,722

A(項)最高(大事項)事務処理

目	費途別区分	局課	共通経費計上前の			経費名	2年度 予算額 (千円)	3年度 要求額 (千円)
			中事項	小事項	目細			
庁費小計	職員厚生経費小計						10,927	11,564
庁費	職員厚生経費	人事	人事行政充実	(人事行政充実)	職員厚生経費	ストレスチェック実施経費	0	251
庁費	職員厚生経費	経理	共通経費		職員厚生経費	職員厚生経費	10,709	11,313
庁費	職員厚生経費	経理	人事行政充実	(人事行政充実)	職員厚生経費	ストレスチェック実施経費	218	0
庁費小計	その他小計						0	△1,200
庁費	その他	経理	共通経費		その他	障害者雇用法定雇用率未達成に伴う減額	0	△1,200
総計							187,737	204,012

B(項) 最高(大事項) 裁判運営

目	費途別区分	局課	共通経費計上前の			経費名	2年度 予算額 (千円)	3年度 要求額 (千円)
			中事項	小事項	目細			
庁費合計							37	39
庁費	会議費	刑事	裁判事務の迅速適正化	裁判運営の改善	会議費	刑事法研究会	4	3
庁費	会議費	家庭	裁判事務の迅速適正化	裁判補助事務の強化改善	会議費	最高裁長官による補導委託先表彰	1	1
庁費	会議費	民事	裁判事務の迅速適正化	専門的知見を要する事件の処理	会議費	医事関係訴訟委員会	3	3
庁費	会議費	民事	裁判事務の迅速適正化	専門的知見を要する事件の処理	会議費	医事関係訴訟委員会(分科会)	1	1
庁費	会議費	民事	裁判事務の迅速適正化	専門的知見を要する事件の処理	会議費	建築関係訴訟委員会	1	1
庁費	会議費	民事	裁判事務の迅速適正化	専門的知見を要する事件の処理	会議費	建築関係訴訟委員会(分科会)	1	1
庁費	会議費	刑事	裁判員制度の施行	裁判員制度の運営	会議費	裁判員制度の運営等に関する有識者会議	6	4
庁費	会議費	民事	調停制度の充実強化	調停制度の充実改善	会議費	調停委員等表彰	8	8
庁費	会議費	民事	調停制度の充実強化	調停制度の充実改善	会議費	調停制度協議会	6	0
庁費	会議費	家庭	調停制度の充実強化	調停制度の充実改善	会議費	調停委員等表彰	6	6
庁費	会議費	家庭	調停制度の充実強化	調停制度の充実改善	会議費	調停制度協議会	0	11
裁判資料整備費合計							483,132	465,167
裁判資料整備費	消耗品費	総務	裁判資料の整備	(裁判資料の整備)	消耗品費	資料室図書(法規集追録)	35,519	35,397
裁判資料整備費	消耗品費	総務	裁判資料の整備	(裁判資料の整備)	消耗品費	資料室図書(現行法規総覧追録)	3,195	3,485
裁判資料整備費	消耗品費	総務	裁判資料の整備	(裁判資料の整備)	消耗品費	資料室図書(法律図書)	103,652	99,332
裁判資料整備費	消耗品費	総務	裁判資料の整備	(裁判資料の整備)	消耗品費	資料室図書(六法全書)	39,140	39,986
裁判資料整備費	消耗品費	総務	裁判資料の整備	(裁判資料の整備)	消耗品費	知財高裁用資料室図書	240	230
裁判資料整備費	消耗品費	総務	裁判資料の整備	(裁判資料の整備)	消耗品費	法律雑誌	18,472	18,980
裁判資料整備費	消耗品費	総務	裁判資料の整備	(裁判資料の整備)	消耗品費	知財高裁用法律雑誌	189	193
裁判資料整備費	消耗品費	総務	裁判資料の整備	(裁判資料の整備)	消耗品費	簡易裁判所の図書資料(法律図書)	23,992	23,650
裁判資料整備費	消耗品費	総務	裁判資料の整備	(裁判資料の整備)	消耗品費	簡易裁判所の図書資料(法律雑誌)	6,068	6,081
裁判資料整備費	消耗品費	総務	裁判資料の整備	(裁判資料の整備)	消耗品費	行政通達先例集(法律図書追録)	10,747	634
裁判資料整備費	消耗品費	総務	裁判資料の整備	(裁判資料の整備)	消耗品費	コメンタル消費税法追録	1,693	2,117
裁判資料整備費	消耗品費	総務	裁判資料の整備	(裁判資料の整備)	消耗品費	破産、執行、保全事件処理用の図書(法律図書追録)	5,946	6,572
裁判資料整備費	消耗品費	総務	裁判資料の整備	(裁判資料の整備)	消耗品費	破産、執行、保全事件処理用の図書(法律雑誌)	7,690	7,690
裁判資料整備費	消耗品費	総務	裁判資料の整備	(裁判資料の整備)	消耗品費	金融関連事件処理用の図書(法律図書追録)	2,999	0
裁判資料整備費	消耗品費	総務	裁判資料の整備	(裁判資料の整備)	消耗品費	金融関連事件処理用の図書(法律雑誌)	3,733	3,733
裁判資料整備費	消耗品費	刑事	裁判資料の整備	(裁判資料の整備)	消耗品費	刑事関係専門図書	2,776	1,702
裁判資料整備費	消耗品費	行政	裁判資料の整備	(裁判資料の整備)	消耗品費	行政事件関係等専門図書	12,790	12,791
裁判資料整備費	消耗品費	家庭	裁判資料の整備	(裁判資料の整備)	消耗品費	科学調査用図書整備費	2,733	1,358
裁判資料整備費	消耗品費	家庭	裁判資料の整備	(裁判資料の整備)	消耗品費	家庭裁判所事務室用図書	4,440	2,033
裁判資料整備費	消耗品費	刑事	裁判事務の迅速適正化	外国人事件の処理	消耗品費	法廷通訳支援専門用語対訳図書	2,909	2,327
裁判資料整備費	消耗品費	総務	裁判事務の迅速適正化	裁判官執務環境改善	消耗品費	裁判官室用法律雑誌	70,879	71,646
裁判資料整備費	消耗品費	経理	裁判事務の迅速適正化	裁判官執務環境改善	消耗品費	図書購入費(特殊事件専門図書)	15,249	15,269

B(項)最高(大事項)裁判運営

目	費途別区分	局課	共通経費計上前の			経費名	2年度 予算額 (千円)	3年度 要求額 (千円)
			中事項	小事項	目細			
裁判資料整備費	消耗品費	総務	裁判事務の迅速適正化	裁判補助事務の強化改善	消耗品費	書記官用六法全書	42,732	43,250
裁判資料整備費	消耗品費	総務	裁判事務の迅速適正化	裁判補助事務の強化改善	消耗品費	家裁調査官用六法全書	6,922	7,000
裁判資料整備費	消耗品費	総務	裁判事務の迅速適正化	裁判補助事務の強化改善	消耗品費	民事訴訟・非訟事件受付用図書	9,663	10,629
裁判資料整備費	消耗品費	総務	裁判事務の迅速適正化	裁判補助事務の強化改善	消耗品費	夫婦・親子関係事件受付用図書	3,040	3,344
裁判資料整備費	消耗品費	総務	裁判事務の迅速適正化	裁判補助事務の強化改善	消耗品費	相続関係事件受付用図書	6,081	6,689
裁判資料整備費	消耗品費	総務	裁判事務の迅速適正化	裁判補助事務の強化改善	消耗品費	破産・再生等事件受付用図書	760	836
裁判資料整備費	消耗品費	総務	裁判事務の迅速適正化	裁判補助事務の強化改善	消耗品費	民事保全事件受付用図書	920	1,012
裁判資料整備費	消耗品費	総務	裁判事務の迅速適正化	裁判補助事務の強化改善	消耗品費	借地・借家等調停事件受付用図書	3,800	4,180
裁判資料整備費	消耗品費	総務	裁判事務の迅速適正化	裁判補助事務の強化改善	消耗品費	民事執行事件受付用図書	679	747
裁判資料整備費	消耗品費	経理	裁判事務の迅速適正化	裁判補助事務の強化改善	消耗品費	図書購入費(裁判所調査官用)	4,777	4,777
裁判資料整備費	消耗品費	刑事	心神喪失者等医療観察事件の処理	(心神喪失者等医療観察事件の処理)	消耗品費	心神喪失者等医療観察制度関係専門図書	3,038	2,430
裁判資料整備費	消耗品費	行政	知財関係事件の充実強化	知財関係事件の処理	消耗品費	知的財産権関係事件専門図書	6,533	6,532
裁判資料整備費	消耗品費	総務	裁判員制度の施行	裁判員制度の運営	消耗品費	評議室の図書の整備(六法全書)	1,493	1,525
裁判資料整備費	消耗品費	家庭	家庭事件の処理	科学的処理体制の充実	消耗品費	地価評価用図書	2,383	2,517
裁判資料整備費	消耗品費	家庭	家庭事件の処理	科学的処理体制の充実	消耗品費	市街地戸別地図(調査用)	8,184	8,216
裁判資料整備費	消耗品費	民事	調停制度の充実強化	調停事件の処理	消耗品費	調停委員執務用図書	5,331	4,532
裁判資料整備費	消耗品費	家庭	調停制度の充実強化	調停事件の処理	消耗品費	家事調停委員用備付図書	1,745	1,745
総計							483,169	465,206

C(項)最高(大事項)研修

目	費途別区分	局課	共通経費計上前の			経費名	2年度 予算額 (千円)	3年度 要求額 (千円)
			中事項	小事項	目細			
研修費合計							84,477	69,125
研修費小計	備品費小計						24,771	16,200
研修費	備品費	総研	経常事務費	総合研修所運営	備品費	研修用器具	5,806	1,056
研修費	備品費	司研	司法修習及び裁判官研修	司法修習	備品費	修習生経費（学生単価）	18,180	14,359
研修費	備品費	総研	総合研修所の研修	裁判所書記官等研修	備品費	研修生経費	388	388
研修費	備品費	総研	総合研修所の研修	裁判所書記官等研修	備品費	研修員経費	301	301
研修費	備品費	総研	総合研修所の研修	家庭裁判所調査官研修	備品費	研修生経費	63	63
研修費	備品費	総研	総合研修所の研修	家庭裁判所調査官研修	備品費	研修員経費	33	33
研修費小計	消耗品費小計						31,064	28,400
研修費	消耗品費	総研	経常事務費	総合研修所運営	消耗品費	用紙代	2,442	2,540
研修費	消耗品費	総研	経常事務費	総合研修所運営	消耗品費	心理検査記録用紙	1,965	1,961
研修費	消耗品費	総研	経常事務費	総合研修所運営	消耗品費	法律書等	835	786
研修費	消耗品費	総研	経常事務費	総合研修所運営	消耗品費	一般図書	505	497
研修費	消耗品費	総研	経常事務費	総合研修所運営	消耗品費	人事管理関係図書	130	127
研修費	消耗品費	総研	経常事務費	総合研修所運営	消耗品費	人間関係諸科学外国文献図書	410	402
研修費	消耗品費	司研	司法修習及び裁判官研修	司法修習	消耗品費	修習生経費（学生単価）	12,763	10,082
研修費	消耗品費	司研	司法修習及び裁判官研修	司法修習	消耗品費	司法修習関係図書費	1,812	1,812
研修費	消耗品費	司研	司法修習及び裁判官研修	裁判官研修研究	消耗品費	判事・判事補の合同研修（裁判系研究会）	500	500
研修費	消耗品費	司研	司法修習及び裁判官研修	裁判官研修研究	消耗品費	判事・判事補の合同研修（導入系研究会）	225	216
研修費	消耗品費	司研	司法修習及び裁判官研修	裁判官研修研究	消耗品費	判事・判事補の合同研修（基盤系研究会）	52	52
研修費	消耗品費	司研	司法修習及び裁判官研修	裁判官研修研究	消耗品費	簡易裁判所判事の合同研修（裁判系研究会）	39	39
研修費	消耗品費	司研	司法修習及び裁判官研修	裁判官研修研究	消耗品費	簡易裁判所判事の合同研修（導入系研究会）	22	22
研修費	消耗品費	司研	司法修習及び裁判官研修	修習研修等の強化改善	消耗品費	DVD-R	58	58
研修費	消耗品費	総研	総合研修所の研修	裁判所書記官等研修	消耗品費	研修生経費	5,054	5,054
研修費	消耗品費	総研	総合研修所の研修	裁判所書記官等研修	消耗品費	研修員経費	3,088	3,088
研修費	消耗品費	総研	総合研修所の研修	家庭裁判所調査官研修	消耗品費	研修生経費	843	843
研修費	消耗品費	総研	総合研修所の研修	家庭裁判所調査官研修	消耗品費	研修員経費	321	321
研修費小計	印刷製本費小計						15,402	12,253
研修費	印刷製本費	司研	司法修習及び裁判官研修	司法修習	印刷製本費	修習生経費（学生単価）	14,975	11,828
研修費	印刷製本費	総研	総合研修所の研修	裁判所書記官等研修	印刷製本費	研修生経費	79	79
研修費	印刷製本費	総研	総合研修所の研修	裁判所書記官等研修	印刷製本費	研修員経費	302	300
研修費	印刷製本費	総研	総合研修所の研修	家庭裁判所調査官研修	印刷製本費	研修生経費	14	14
研修費	印刷製本費	総研	総合研修所の研修	家庭裁判所調査官研修	印刷製本費	研修員経費	32	32
研修費小計	通信運搬費小計						8,005	7,945
研修費	通信運搬費	司研	経常事務費	司法研修所運営	通信運搬費	論集送料	312	312

C(項)最高(大事項)研修

目	費途別区分	局課	共通経費計上前の			経費名	2年度 予算額 (千円)	3年度 要求額 (千円)
			中事項	小事項	目細			
研修費	通信運搬費	総研	経常事務費	総合研修所運営	通信運搬費	通信費	1,721	1,732
研修費	通信運搬費	司研	司法修習及び裁判官研修	司法修習	通信運搬費	修習生経費（学生単価）	4,732	4,673
研修費	通信運搬費	司研	司法修習及び裁判官研修	裁判官研修研究	通信運搬費	判事・判事補の合同研修（裁判系研究会）	646	646
研修費	通信運搬費	司研	司法修習及び裁判官研修	裁判官研修研究	通信運搬費	判事・判事補の合同研修（導入系研究会）	292	280
研修費	通信運搬費	司研	司法修習及び裁判官研修	裁判官研修研究	通信運搬費	判事・判事補の合同研修（基盤系研究会）	67	67
研修費	通信運搬費	司研	司法修習及び裁判官研修	裁判官研修研究	通信運搬費	簡易裁判所判事の合同研修（裁判系研究会）	51	51
研修費	通信運搬費	司研	司法修習及び裁判官研修	裁判官研修研究	通信運搬費	簡易裁判所判事の合同研修（導入系研究会）	28	28
研修費	通信運搬費	司研	司法修習及び裁判官研修	修習研修等の強化改善	通信運搬費	DVD-R送付料	156	156
研修費小計	借料及び損料小計						259	204
研修費	借料及び損料	司研	司法修習及び裁判官研修	司法修習	借料及び損料	修習生経費（学生単価）	259	204
研修費小計	雑役務費小計						4,976	4,123
研修費	雑役務費	司研	司法修習及び裁判官研修	司法修習	雑役務費	修習生経費（学生単価）	4,057	3,204
研修費	雑役務費	総研	総合研修所の研修	裁判所書記官等研修	雑役務費	研修生経費	546	546
研修費	雑役務費	総研	総合研修所の研修	裁判所書記官等研修	雑役務費	研修員経費	257	257
研修費	雑役務費	総研	総合研修所の研修	家庭裁判所調査官研修	雑役務費	研修生経費	89	89
研修費	雑役務費	総研	総合研修所の研修	家庭裁判所調査官研修	雑役務費	研修員経費	27	27
総計							84,477	69,125

D(項)下級(大事項)事務処理

目	費途別区分	局課	共通経費計上前の			経費名	2年度 予算額 (千円)	3年度 要求額 (千円)
			中事項	小事項	目細			
庁費合計							1,577,023	1,619,906
庁費小計	備品費小計						366,115	388,363
庁費	備品費	経理	共通経費		備品費	備品費	366,115	388,363
庁費小計	消耗品費小計						371,570	378,999
庁費	消耗品費	経理	共通経費		消耗品費	消耗品費	371,570	378,999
庁費小計	被服費小計						7,249	7,951
庁費	被服費	経理	共通経費		被服費	被服費	7,249	7,951
庁費小計	印刷製本費小計						16,011	16,420
庁費	印刷製本費	経理	共通経費		印刷製本費	印刷製本費	16,011	16,420
庁費小計	通信運搬費小計						316,898	325,717
庁費	通信運搬費	経理	共通経費		通信運搬費	通信運搬費	316,898	325,717
庁費小計	借料及び損料小計						43,109	38,154
庁費	借料及び損料	経理	共通経費		借料及び損料	借料及び損料	43,109	38,154
庁費小計	会議費小計						395	383
庁費	会議費	総務	經常事務費	委員会	会議費	地方裁判所委員会	183	183
庁費	会議費	人事	經常事務費	委員会	会議費	簡易裁判所判事推薦委員会	29	17
庁費	会議費	家庭	經常事務費	委員会	会議費	家庭裁判所委員会	183	183
庁費小計	雑役務費小計						229,138	224,631
庁費	雑役務費	経理	共通経費		雑役務費	雑役務費	229,138	224,631
庁費小計	自動車維持費小計						27,277	29,866
庁費	自動車維持費	経理	經常事務費	基本経費	自動車維持費	自動車維持費	27,277	29,866
庁費小計	職員厚生経費小計						199,261	209,422
庁費	職員厚生経費	人事	人事行政充実	(人事行政充実)	職員厚生経費	ストレスチェック実施経費	0	5,801
庁費	職員厚生経費	経理	共通経費		職員厚生経費	職員厚生経費	194,502	203,621
庁費	職員厚生経費	経理	人事行政充実	(人事行政充実)	職員厚生経費	ストレスチェック実施経費	4,759	0
総計							1,577,023	1,619,906

E(項)下級(大事項)裁判運営

目	費途別区分	局課	共通経費計上前の			経費名	2年度 予算額 (千円)	3年度 要求額 (千円)
			中事項	小事項	目細			
庁費合計							31,999	51,592
庁費小計	備品費小計						19,726	38,635
庁費	備品費	経理	裁判事務の迅速適正化	訴訟関係人等環境改善	備品費	独立簡裁冷暖房器具更新	18,179	38,010
庁費	備品費	民事	執行の強化改善	執行官制度の維持	備品費	机	800	320
庁費	備品費	民事	執行の強化改善	執行官制度の維持	備品費	椅子	351	147
庁費	備品費	民事	執行の強化改善	執行官制度の維持	備品費	更衣ロッカー	396	158
庁費小計	会議費小計						3,231	3,002
庁費	会議費	刑事	裁判事務の迅速適正化	外国人事件の処理	会議費	法廷通訳セミナー	10	6
庁費	会議費	刑事	裁判事務の迅速適正化	外国人事件の処理	会議費	法廷通訳フォローアップセミナー	6	3
庁費	会議費	刑事	裁判事務の迅速適正化	外国人事件の処理	会議費	法廷通訳基礎研修	6	6
庁費	会議費	総務	裁判事務の迅速適正化	裁判運営の改善	会議費	第一審充実協議会（地裁別）	100	100
庁費	会議費	民事	裁判事務の迅速適正化	裁判運営の改善	会議費	簡易裁判所民事実務研究会（地裁）	100	100
庁費	会議費	民事	裁判事務の迅速適正化	裁判運営の改善	会議費	司法委員研究会	170	170
庁費	会議費	民事	裁判事務の迅速適正化	裁判運営の改善	会議費	司法委員研修会	55	55
庁費	会議費	刑事	裁判事務の迅速適正化	裁判運営の改善	会議費	鑑定事件研究協議会	6	6
庁費	会議費	家庭	裁判事務の迅速適正化	裁判補助事務の強化改善	会議費	新任参与員研修会	55	55
庁費	会議費	家庭	裁判事務の迅速適正化	裁判補助事務の強化改善	会議費	参与員研究会	155	155
庁費	会議費	家庭	裁判事務の迅速適正化	裁判補助事務の強化改善	会議費	家庭裁判所家事実務研究会	111	111
庁費	会議費	家庭	裁判事務の迅速適正化	関係機関との連絡調整	会議費	家事関係機関との連絡協議会	116	116
庁費	会議費	民事	裁判事務の迅速適正化	専門的知見を要する事件の処理	会議費	鑑定人セミナー	26	26
庁費	会議費	民事	裁判事務の迅速適正化	専門的知見を要する事件の処理	会議費	専門訴訟連絡協議会（医事関係）	76	51
庁費	会議費	民事	裁判事務の迅速適正化	専門的知見を要する事件の処理	会議費	専門訴訟連絡協議会（建築関係）	12	8
庁費	会議費	民事	裁判事務の迅速適正化	専門的知見を要する事件の処理	会議費	専門委員研修	36	36
庁費	会議費	刑事	心神喪失者等医療観察事件の処理	（心神喪失者等医療観察事件の処理）	会議費	精神保健判定医との研究協議会	44	44
庁費	会議費	行政	知財関係事件の充実強化	知財関係事件の審理充実	会議費	専門委員セミナー	17	17
庁費	会議費	刑事	裁判員制度の施行	裁判員制度広報関連	会議費	出張講演会	44	44
庁費	会議費	刑事	裁判員制度の施行	裁判員制度の運営	会議費	裁判員経験者との意見交換会	129	118
庁費	会議費	家庭	家庭事件の処理	少年事件処理	会議費	補導委託先表彰	2	2
庁費	会議費	家庭	家庭事件の処理	少年事件処理	会議費	少年関係機関との連絡協議会	553	553
庁費	会議費	民事	調停制度の充実強化	調停事件の処理	会議費	民事調停委員研修会	133	133
庁費	会議費	民事	調停制度の充実強化	調停事件の処理	会議費	民事調停委員研究会	111	111
庁費	会議費	民事	調停制度の充実強化	調停事件の処理	会議費	調停運営協議会（高裁別）	24	42
庁費	会議費	民事	調停制度の充実強化	調停事件の処理	会議費	民事調停委員ケース研究会	111	111
庁費	会議費	家庭	調停制度の充実強化	調停事件の処理	会議費	調停運営協議会（高裁別）	18	0
庁費	会議費	家庭	調停制度の充実強化	調停事件の処理	会議費	新任家事調停委員研修会	222	222

E(項)下級(大事項)裁判運営

目	費途別区分	局課	共通経費計上前の			経費名	2年度 予算額 (千円)	3年度 要求額 (千円)
			中事項	小事項	目細			
庁費	会議費	家庭	調停制度の充実強化	調停事件の処理	会議費	家事調停委員研究会	244	122
庁費	会議費	家庭	調停制度の充実強化	調停事件の処理	会議費	家事調停委員ケース研究会	122	122
庁費	会議費	民事	調停制度の充実強化	調停制度の充実改善	会議費	調停委員等表彰	87	87
庁費	会議費	家庭	調停制度の充実強化	調停制度の充実改善	会議費	調停委員等表彰	69	69
庁費	会議費	民事	執行の強化改善	民事執行制度の改善	会議費	評価関係協議会（高裁別）	3	3
庁費	会議費	行政	労働審判制度	労働審判事件の処理	会議費	労働審判員研修会	85	25
庁費	会議費	行政	労働審判制度	労働審判事件の処理	会議費	労働審判員研究会	173	173
庁費小計	自動車維持費小計						9,042	9,955
庁費	自動車維持費	経理	裁判事務の迅速適正化	裁判運営の改善	自動車維持費	自動車維持費	9,042	9,955
法廷等器具整備費合計							338,722	354,662
法廷等器具整備費小計	備品費小計						338,722	354,662
法廷等器具整備費	備品費	経理	裁判事務の迅速適正化	裁判事務の器具整備	備品費	裁判事務器具整備共通経費	338,722	354,662
総計							370,721	406,254